中央区政年鑑

令和８年版



中央区

中央区政年鑑

令和８年版

中央区

シンボルマークの意味

このマークは東西南北へＣを描きながら、調和のとれた未来都市へと発展する姿を表しています。中央区（Chuo City）に集まる人々と、新しいまちづくりから生まれる生活空間を造形化したものです。

色彩はコバルトブルーで、果てしなく広がる宇宙を示しています。四方に広がるＣは、中央区のＣであり、中心（Center）、コミュニケーション（Communication）、快適（Comfort）、ふれあい（Contact）、文化（Culture）などのＣでもあります。

（平成３年４月１日　告示第27号）

表紙写真

リニューアル後の「区のお知らせ　ちゅうおう」

（令和６年10月からリニューアル）

目　　次

第１編 中央区の沿革と地勢・人口 1

□ 中央区の沿革…２

令和７年度の動き…14

□ 地勢…15

□ 人口…16

国勢調査人口…17　町丁別世帯数・人口・陸地面積・人口密度…18　世帯数と人口の推移…21

第２編 区議会 23

□ 議決機関…24

歴代議長・副議長名簿…25　区議会議員名簿…27　委員会…28　区議会活動状況…29
区議会議員待遇者会…29　区議会議会局…30

第３編 行政 31

□ 執行機関…32

歴代区長…32　区役所・特別出張所の位置および所管区域…33　窓口の時間延長…33
日曜開庁…34　職員配置表…35　行政組織および分掌事務…36

□ 選挙管理委員会…47

選挙管理委員会事務局…47　各選挙投票状況…48　東京都における直接請求審査事務…49

□ 監査委員…50

監査委員…50　監査事務局…50　令和７年度監査・検査・審査など実施状況…50

□ 附属機関…51

□ 総合教育会議…51

□ 平和事業の推進…51

□ 区政の企画・調整…52

庁議・調整会議など…52　都区制度（都区のあり方検討）…53　地方分権…53

□ 計画…53

□ 築地まちづくり対策…55

□ 公共施設マネジメント…55

□ 施設整備…55

□ 広報・広聴…58

広報…58　シティプロモーションの推進…59　広聴…60

□ デジタル化の推進…61

□ 本庁舎整備…63

CONTENTS

□ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）…63

□ 行政経営方針…63

□ 防災・危機管理…64

危機管理…64　生活安全…64　国土強靱化…64　国民保護…64　防災対策…64

□ 名誉区民・表彰制度…74

名誉区民制度…74　表彰制度…75　令和７年度各種功労者表彰受賞者…75

□ 男女共同参画施策…77

推進体制…77　男女平等センター「ブーケ21」…79

□ ボランティア保険制度…80

□ 情報公開制度・個人情報保護制度…80

第４編 財政 83

□ 令和８年度予算…84

一般会計予算…85　国民健康保険事業会計予算…89　介護保険事業会計予算…90
後期高齢者医療会計予算…91

□ 都区財政調整制度…92

□ 令和６年度決算…94

一般会計…94　国民健康保険事業会計…101　介護保険事業会計…104　後期高齢者医療会計…107

□ 公有財産…110

□ 中央区版ふるさと納税…110

□ 特別区税…111

□ 都税…117

□ 国税…120

第５編 区民・地域振興 121

□ 住民基本台帳・住民基本台帳関連事務…122

住民基本台帳事務…122　特別永住者事務…123　印鑑登録事務…124　証明書発行サービス…124　その他の事務…124

□ 戸籍・戸籍関連事務…124

戸籍事務…124　戸籍関連事務…125

□ 日本橋・月島・晴海特別出張所…125

□ 調査統計…126

□ 消費生活…127

□ 公衆浴場…128

□ 区民施設…129

伊豆高原荘…129　区民健康村「ヴィラ本栖」…130　区民館…132　中央会館「銀座ブロッサム」…135
浜町集会施設「浜町メモリアル」…136　セレモニーホール…137　晴海地域交流センター「はるみらい」…137
日本橋公会堂（日本橋劇場）…139

□ コミュニティ振興…140

自治振興…140　社会貢献活動団体との協働の推進…141　地域事業…142

□ 都市間交流の推進…144

第６編 商工・観光 145

□ 商・工業…146

区内商業の現状…146　区内工業の現状…147　区内事業所の現状…148　商店街振興事業…149　産業振興事業…149
観光事業…150　商工相談・診断…152　商工業融資…152

□ 産業会館…155

□ ハイテクセンター…156

□ 公益財団法人　中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」…157

□ 観光…158

地域特性・観光資源…158　中央区「おはこ十八景」・「夜景八選」…161

第７編 文化・生涯学習・スポーツ 163

□ 文化・国際交流…164

文化施策の推進…164　国際交流…164

□ 中央区文化・国際交流振興協会…165

□ 生涯学習…166

生涯を通じた学習の推進…166　社会教育会館…167　家庭教育支援の推進…169　青少年の健全育成…169
青少年の現況…171

□ スポーツ…172

スポーツ事業…172 「中央区スポーツ協会」助成…172　スポーツ施設…173　スポーツ施設などの無料利用証…177
月島スポーツプラザ…177　総合スポーツセンター…178

□ 中央区スポーツ協会…182

第８編 福祉 183

□ 児童福祉…184

□ ひとり親家庭・女性…192

□ 子ども家庭支援センター「きらら中央」…194

□ 放課後対策…197

CONTENTS

□ 障害者福祉…200

障害者（児）福祉事業…200　中央区障害者計画・中央区障害福祉計画・中央区障害児福祉計画…200　自立支援給付…200
地域生活支援事業…202　中央区自立支援協議会…202　その他の障害者（児）福祉事業…202

□ 高齢者福祉…206

高齢者福祉事業…206　健康づくり・フレイル予防・介護予防…211　高齢者福祉施設…211

□ 介護保険…214

介護保険制度…214　要介護・要支援認定…214　保険給付…214　地域支援事業…218　保険料…219　制度の安定的な運営…221

□ 生活保護関係…222

□ 生活困窮者自立支援制度…223

□ 地域福祉…224

□ その他の福祉事業…226

□ 福祉センター…227

健康福祉まつり…228　ふれあい作業所…228

□ 子ども発達支援センター ゆりのき…229

□ 社会福祉法人　中央区社会福祉協議会…231

管理部…231　在宅福祉部…232　地域支援部…234　障害者就労促進部…236

□ 公益社団法人　中央区シルバー人材センター…237

第９編 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金 241

□ 国民健康保険…242

被保険者…242　保険給付…242　保険料…244　保健事業…246　高額療養資金貸付…247
国民健康保険事業費納付金…247　国民健康保険運営協議会…247

□ 後期高齢者医療制度…247

制度の運営…247　東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者…247　保険給付…247　保険料…249

□ 国民年金…250

老齢福祉年金…251　特別障害給付金制度…251　国民年金基金…251

□ 年金事務所…253

第10編 保健衛生 255

□ 保健所・保健センター…256

□ 衛生総務…256

衛生統計…256　救急…257　災害医療…258　歯科保健…258　栄養指導…258　精神保健福祉…259
保健福祉の相談…259　難病患者福祉手当…259　要介護者歯科保健医療推進事業…260　中央区保健所運営協議会…260
小児がん等患児・家族宿泊施設の貸し付け…260

□ 母子保健…260

母子健康手帳などの交付…260　母子健康診査…260　母子保健指導…261　特定不妊治療費（先進医療）助成…262
医療給付…262

□ 生活衛生…262

環境衛生…262　食品衛生…263　ねずみ・衛生害虫の防除および駆除…264　動物愛護…264　医事・薬事…265
受動喫煙防止対策…265

□ 予防衛生…266

感染症予防…266　予防接種…266　ちゅうおう子育てナビアプリ等による予防接種等の情報提供…266
新型インフルエンザ等への対策…266　エイズ・性感染症…269　結核予防…269　生活習慣病予防…270

□ 公害保健…272

公害健康被害補償制度…272

第11編 環境保全・清掃 275

□ 環境保全・公害防止…276

環境美化など…276　工場などの規制指導…276　苦情・相談…278　環境調査…279　環境対策…286
地球温暖化対策…286　普及・啓発など…289　環境情報センター「エコノバ」…289　コミュニティサイクル事業…290

□ 清掃リサイクル…290

ごみ減量の推進…290　リサイクルの推進…291　リサイクルハウスかざぐるま…293
ごみの収集・運搬…293　ごみの中間処理…296　ごみの最終処分…296　災害廃棄物処理計画…296

第12編 土木 297

□ 土木事業の概要…298

□ 道路管理…299

□ 区営駐車場…302

□ 届出駐車場…303

□ 観光バス乗降所…303

□ コミュニティバス…303

□ 道路の整備…304

□ 電線共同溝の整備…305

□ 橋りょうの整備…305

□ 交通安全…306

交通安全対策…306　交通安全施設…307

□ 公園・緑地…309

区内の都立公園…313

□ 河川…313

CONTENTS

□ 東京港の高潮対策…314

□ 土木関連事業…315

駐車場…315　公有水面埋立事業…316　公有水面の活用…317　区内主要事業…318

□ 東京都第一建設事務所…321

第13編 都市整備 323

□ 都市計画…324

都市計画事務など…324 「国土利用計画法」などに基づく土地取引…327　建築関係総合窓口…327
中央区都市計画審議会…328　中央区建築審査会…328

□ 地域整備…328

開発事業の指導…328　まちづくり協議会の運営…328　市街地開発事業指導要綱…333　市街地再開発事業などの面的整備…333
密集街区環境改善まちづくり…333　まちづくり支援事業制度（コミュニティ・ファンド制度）の運用…333
まちづくり支援用施設（従前居住者住宅・仮店舗）…333　一般財団法人　中央区都市整備公社との連携…334

□ 住宅…335

区民住宅など…335　居住継続支援…335
住宅の修繕等資金融資あっせん…336　住宅相談…336　高齢者などの居住支援…336
分譲マンションの維持管理支援…337

□ 建築…345

建築行政…345　建築関係相隣環境問題調整制度…355

□ 都市活性プロジェクト推進…356

□ 一般財団法人　中央区都市整備公社…357

第14編 教育 361

□ 教育委員会…362

「中央区の教育環境に関する基本条例」…362　中央区教育委員会の教育目標…362
中央区教育振興基本計画2025の推進…362　教育委員会の制度と組織…362
教育広報紙「かがやき」の発行…364　教育に関する事務の点検および評価…364
晴海西小学校第二校舎の整備…365　晴海中学校新校舎の整備…365　日本橋中学校の改築…365

□ 学校教育…365

教育指導…370　学校評価…376　区立図書館との連携…376　学校給食…377　健康学園…377　校外学園…378
学校保健衛生…378　その他の学校安全管理…379　就学援助および就学奨励…380　幼稚園就園奨励…382
多様な集団活動等利用支援…382　幼保連携型認定こども園…382

□ 地域との連携・学校開放…383

柏学園施設開放…384

□ 図書文化財…384

区立図書館…384　郷土資料館…388　文化財の保護…388

付　録　官公署・団体・各種委員一覧 395

□ 官公署…396

区役所庁舎および施設一覧…396　公社など…399　区関係機関…399

□ 団体…400

中央区商店街連合会…400　中央区工業団体連合会…401　一般社団法人　中央区観光協会…402
業種別団体…402　町会・自治会・連合町会…403　中央区高齢者クラブ…407　医療団体…408　社会事業団体…408

□ 委員…409

各種委員名簿…409　附属機関委員名簿…414

索　引 421

凡例

1．本書の内容は、できる限り新しいものを取り入れたが、事務事業の性質や資料時点の違いなどから各項目が統一されていない点がある。
　なお、表中に現在日の記載のないものは、すべて令和８年４月１日現在である。また、付録については８月１日現在とした。
2．各種統計・図表については、原則として区役所管内を京橋地域、日本橋・月島特別出張所管内を日本橋地域、月島地域とした。
3．日本橋地域管内の町名（東日本橋・八重洲一丁目・日本橋を除く）については、「日本橋」を冠するのであるが、本文中、これを省略したところもある。

中央区平和都市宣言

昭和六十三年三月十四日　議決第十五号
昭和六十三年三月十五日　告示第二十六号

いまいちどたちどまり
　平和の尊さをみつめよう
ささやかな幸せも
　こよなき繁栄も
平和の光が消えたなら
　すべてが失われる
私たちの手にあるこの輝きを
　明日の世代に伝えよう
一九八八年三月一五日
　この日　私たちは
　永遠の平和を願い
　中央区が平和都市で
　あることを宣言する

花の都中央区宣言

平成元年三月三十一日　議決第四十二号
平成元年四月一日　告示第六号

緑をはぐくみ　花をいつくしみ
生きとし生ける生命を尊ぶ
美しいまち　清潔なまち
思いやりと　人情あふれるまち
　中央区
そんなほっとするまちにしたい
だから今
「花の都中央区宣言」
それは　ひとつぶの種
小さなこのひとつぶが
やがてまちいっぱいに
大輪の花を咲かせる
そんな願いをこめて

平成元年四月一日

太陽のまち中央区宣言

―福祉と健康とスポーツの
　まちをめざして―

平成二年三月三十日　議決第三十二号
平成二年四月一日　告示第四十二号

思いやり　助けあい
　心ふれあう　幸せなまち
互いに心と体をきたえ
　健やかに　いきいき
　　くらすまち
光り輝く　あの太陽のように
　明るく　あたたかく
　たくましく
あすへの希望に満ち満ちた
　そんなわがまち　中央区

一九九〇年四月一日

クリーン・リサイクル中央区宣言

平成十年十一月三十日　議決第百三十八号
平成十年十二月一日　告示第百四十七号

今日から空き缶やタバコのポイ捨てはしません
リサイクルできることをどしどし実行し
ごみがまったくない清潔な環境づくりを心がけます
住みたい　働きたい　訪れたい
そんな楽しいまちを目指します
まずわたしが―という気持ちでやります
中央区を　この国を　そして地球を
よりよい姿で
次の世代へ手渡さねばと思います
そんな願いをこめて
わたしたちは今ここに宣言します

一九九八年十二月一日

ゼロカーボンシティ中央区宣言

令和三年三月三十日　議決第四十九号
令和三年三月三十日　告示第七十五号

この地球（ほし）がかつて経験したことのない速さで進む温暖化
海の水が増え　多くの動植物がすみかを失い
自然災害が猛威を振るう
わたしたちは日々のくらしや命さえもおびやかされる危機に
直面しているのです
残された時間は多くありません
今こそ行動をおこすときです
未来ある子どもたちを想い
命あるすべてのものを慈しみ
みどりあふれる豊かな地球（ほし）を次の世代につなぐため
二〇五〇年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを
中央区は今ここに宣言します

二〇二一年三月三十日

中央区歌

中央区の歌「わがまち」
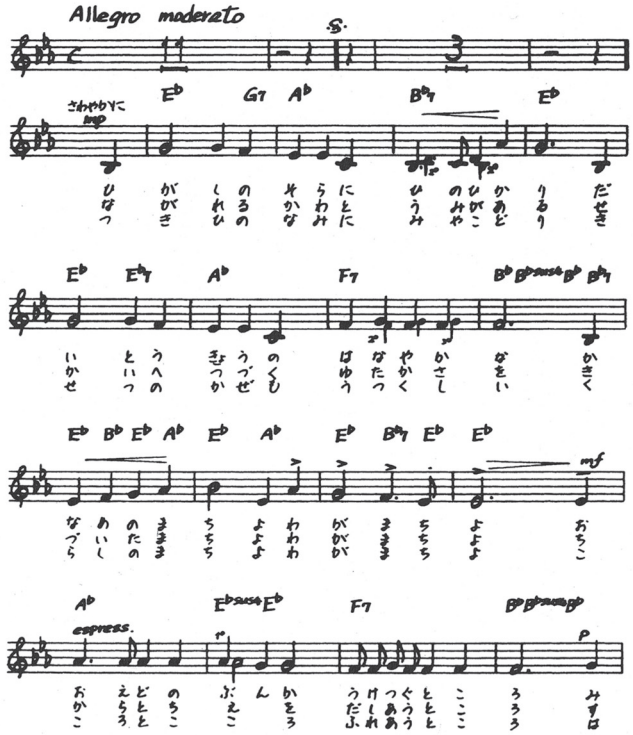
昭和六十二年三月十五日
告示第十八号
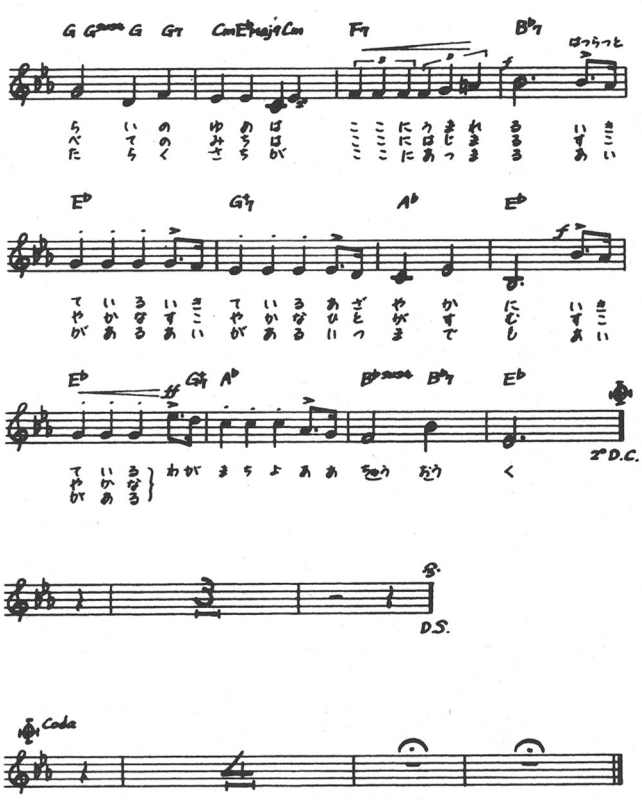
荒木　忠雄　作詞
岩谷　時子　補作詞
山本　直純　作曲

一　東の空に　陽の光
大東京の　華やかな
かなめのまちよ　わがまちよ
大江戸の文化　受けつぐところ
未来の夢は　ここにうまれる
活きている　活きている　鮮やかに
活きている　わがまちよ　ああ中央区

二　流れる川と　海がある
世界へつづく　豊かさを
築いたまちよ　わがまちよ
力と智恵を　出しあうところ
すべての道は　ここに始まる
健やかな　健やかな　人が住む
健やかな　わがまちよ　ああ中央区

三　月日の波に　都鳥
季節の風も　うつくしい
暮らしのまちよ　わがまちよ
心と心　ふれあうところ
働く幸が　ここに集まる
愛がある　愛がある　いつまでも
愛がある　わがまちよ　ああ中央区





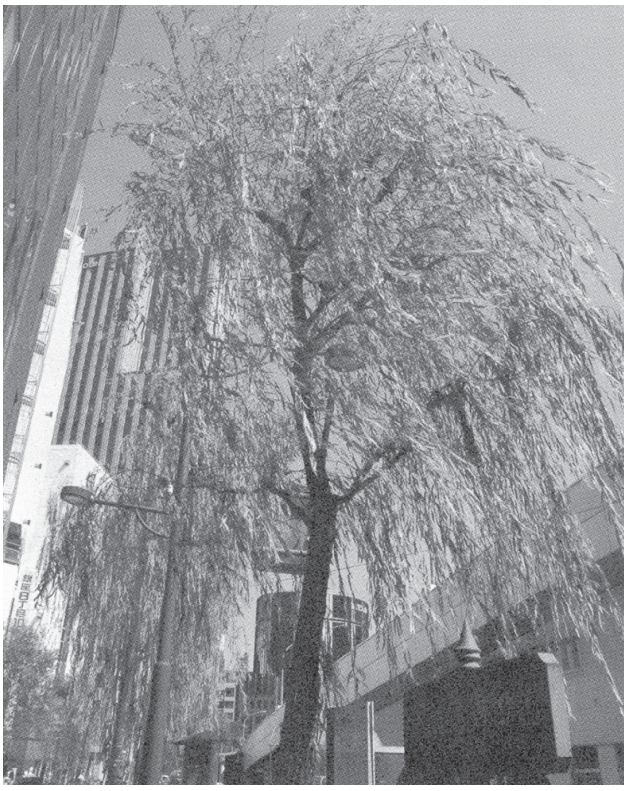
中 央 区 の 紋 章



本区の紋章は、古くから江戸繁華の基礎となった日本橋・京橋の欄干擬宝珠を図案化したものである。昔から橋は文化経済の発祥といわれ、四通八達を意味し、中央の小円は日本と東京の中心を示す。
（昭和23年７月31日議会議決）

中 央 区 の 木 と 花

（昭和62年3月15日
告　示　第19　号）



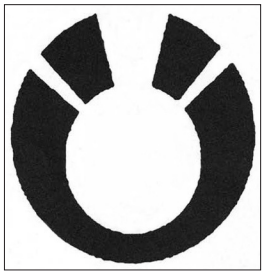
中央区の木
や　な　ぎ



中央区の花
つつじ（さつきを含む）

中央区の友好都市・姉妹都市

友好都市　東根市



市　章

昭和35年に制定され、大小二つの円が「円満」「協調」「統一」を意味し、内容の充実ともりあがる力強さを表徴したもので、ひがしねの「ひ」を図案化。

プロフィール

山形県の中央部、村山盆地に位置し、東は仙台市、南は山形市、天童市に隣接した温泉のある自然豊かな田園都市であるとともに先端技術産業が集積する産業都市でもある。

また、国道13号・48号・287号や、山形新幹線さくらんぼ東根駅、山形空港があり県内の交通の要衝である。

市の面積は206.94㎢、人口約４万７千人で、さくらんぼ、りんごなどの山形県有数の果樹産地。

特に、さくらんぼは日本一の生産量を誇るとともに、さくらんぼの王様「佐藤錦」発祥の地である。また平成29年４月には、「東根さくらんぼ」が国の地理的表示（GI）保護制度に登録された。

交流経過

昭和63年、東根市からさくらんぼの苗木の寄贈を受け、本区との交流が始まった。

東根市の縄文以来の歴史と豊かな自然、本区の文化・商業・情報の集積、互いの地域特性を尊重し、平成３年に友好都市提携を締結した。中央区・東根市の児童が隔年で相互に訪問する児童交歓会をはじめ、各種イベント（大江戸まつり盆おどり大会、ひがしね祭）への相互参加などを通して、幅広い世代にわたる住民交流を続けている。

また、提携の節目となる５年ごとに、記念交流事業を実施している。

姉妹都市　サザランド市



市　章

1770年にキャプテン・クックがオーストラリア発見の時初めて上陸した土地でオーストラリア発祥の地とされる。

サザランド市はこれを記念し彼の肖像画を市章にしている。

プロフィール

オーストラリア、ニュー・サウス・ウェールズ州のシドニーから車で約40分の位置にある。

気候は日本と四季が逆である。

1906年に現在のサザランド市が誕生した。水と緑に恵まれた美しい二つの国立公園を含む市の面積は370㎢、人口は約24万１千人（サザランド市ホームページ）。

交流経過

サザランド市との交流は、平成元年、在豪日本大使館の紹介により、両都市の中学生が相互に訪問し、ホームステイをすることからスタートした。

平成３年に両都市間で姉妹都市提携を締結以来、中学生の相互ホームステイを中心とした海外体験学習などの事業を毎年実施している。また、提携の節目となる５年ごとに、記念交流事業を実施している。

第１編　中央区の沿革と地勢・人口

中央区の沿革

中央区は、昭和22年（1947年）３月15日、日本橋区と京橋区の地を合わせ、新しく成立した。区名にうたわれているように、東京の中心にその位置を占めているが、その地域は両国橋下流の隅田川右岸に沿って帯状に広がりを見せる日本橋・京橋方面、隅田川河口近くに位置する佃ならびに明治以降の埋築に係る月島、さらにそれに続く晴海などから成っている。

康正２年（1456年）、太田道灌が江戸氏居館の地に江戸城を築いたころ、江戸の地はまだ自然のままの地形を多く残していて、城下には日比谷入江が和田倉付近まで深く入り込み、今の九段下および神田駿河台下から神田の大部分、そして、丸の内辺りは陸地や沼地が続いていた。江戸宿は、城下の平川口から大手町を中心として、ささやかな茅屋が立ち並んでいたに過ぎなかったが、このころから、現在の常盤橋の辺りに遠く房総方面から商船・漁船が従来し、市なども立って活気に溢れた宿となり、かくして後の江戸の基盤が、この道灌の時代に築かれた。

このころ、本区がどのくらいの面積があったかは史上明らかではない。日本橋の北方室町辺りから馬喰町・横山町方面にかけて、街道町や農村が開かれていたことは疑いないが、いつごろからかは、はっきり記録されていない。

道灌没後、約100年間北条氏の治政下の時は、区の歴史にとってさして見るべきものがないが、天正18年（1590年）徳川家康が江戸を居城と定め、城下町の建設に着手した時、本区の一部である本町辺りの町割りが行われて新しい街が出現した。

家康が天下を平定し、江戸が天下の都市となるに及んで土地は不足を来した。そこで幕府は、慶長８年（1603年）に有名な豊島洲崎の大規模な埋め立て工事を起こし、神田山を取り崩して土を取り、海岸を埋め立てた。こうして、蛎殻町辺りや日本橋南から新橋辺りに至る表通りが造築され、ここに江戸城下町の商業地帯としての本区が誕生した。

年　代	出　来　事
天正18年	（1590年） 徳川家康、江戸を居城と定め城下町の建設に着手。本町辺りの町割りが行われ新たな街が出現、ここに京・大阪をはじめとして関西地方の商人たちがおいおい集まり、この地が江戸第一の商店街となるべき素地が開かれた。この年神田上水成る。板倉勝重を町奉行に任じ、町年寄を置いて市政をつかさどらせた。
文禄４年	（1595年） 後藤庄三郎、江戸へ下り、金座を開く。
慶長５年	（1600年） 関ヶ原合戦によって天下の実権は徳川氏に帰した。
同　８年	（1603年） 江戸幕府が開府。豊島洲崎の埋め立て工事が行われる。日本橋・京橋が架橋される。
同　９年	（1604年） 日本橋を起点とする五街道の制を定め、一里塚が築かれた。
同　17年	（1612年） 駿府の銀座を江戸の新両替町（今の銀座一～四丁目）へ移す。江戸築港工事で八丁堀開削される。
同　18年	（1613年） 摂津国（大阪府）佃村出身の漁師が江戸近海の漁業免許を受ける。
元和２年	（1616年） 大和屋助五郎、本小田原町（今の室町一丁目）に魚市場を開く。
同　３年	（1617年） 庄司甚左衛門、葺屋町（今の蛎殻町一・二丁目、富沢町の一部を加えた辺りの地域）に「吉原」を開く。その後40年を経た明暦３年（1657年）に浅草日本堤内に移転する。
同　７年	（1621年） 准如上人、瀬町（今の日本橋三丁目辺り）に西本願寺を創設。
寛永元年	（1624年） 猿若勘三郎、中橋に歌舞伎狂言座を開く。後、禰宜町（今の人形町辺り）へ移される。僧霊厳、霊厳寺創設。
正保元年	（1644年） 摂津国佃村、大和田村の漁師が石川島南の寄洲を拝領し、佃島を築成する。
明暦３年	（1657年） 本郷丸山の本妙寺から出火、江戸大火（いわゆる振袖火事）となり、延焼は神田、日本橋、京橋、佃島、深川に及び死者10万７千人。大火後の都市計画で区内の様子は一変した。
万治元年	（1658年） 築地の埋め立て始まる。西本願寺築地へ移る。
寛文２年	（1662年） この年大根河岸（今の銀座一丁目辺り）に青物市場が起立したと伝えられる。
元禄11年	（1698年） 永代橋初めて架かる。
享保３年	（1718年） 町火消組合が成立し、同５年いろは組合結成される。
明和８年	（1771年） 前野良沢ら、鉄砲洲奥平邸でターヘルアナトミアの翻訳に着手。４年の星霜を経て「解体新書」を出版。
安永元年	（1772年） 中洲埋め立て地成り、町屋となる。1789年取り払われる。

年　代	出　来　事
寛政２年	（1790年）　石川島に人足寄場を置く。（路上生活者を正業に就かせる策）
同　12年	（1800年）　銀座役所、蛎殻町に移転。
文化３年	（1806年）　芝の車町から出火、区内の大半を焼き、延焼は浅草元鳥越東本願寺辺に及ぶ。
文政12年	（1829年）　神田佐久間町から出火、延焼は築地、佃島に及ぶ。
天保５年	（1834年）　再び神田佐久間町から出火、延焼は木挽町、佃島に及ぶ。
同　13年	（1842年）　葺屋町の芝居に対し、浅草へ移転命令。
文久３年	（1863年）　石川島で洋式木造の千代田型艦進水式挙行。
元治元年	（1864年）　佃島地先に砲台築かれる。
慶応３年	（1867年）　鉄砲洲に居留地を設けることに決まる。
同　４年	（1868年）　徳川慶喜が大政奉還を行う。明治新政府が成立し、江戸の人心が動揺、四民が離散して人口が急減する。
＜明治時代＞	
明治元年	（1868年）　江戸を東京と改称、明治天皇が臨幸。新日本の首都となる。
同　２年	（1869年）　江戸時代の名主役制を廃止し、中年寄・添年寄を置き、府下を分けて50区とした。後年の日本橋区・京橋区の地は、50区中の１番組から13番組まで、それに35番組、36番組の各一部および37番組の全部にわたって編入された。元数寄屋橋から出火、銀座は焼土と化した。東京、横浜間の電信完成、鉄砲洲運上所わき伝信局で事務を開始する。
同　４年	（1871年）　府下を大区６、小区97に分かち、大区に取締り総長御用掛を命じ、小区に戸長、副戸長を置く。
同　５年	（1872年）　和田倉門内の兵部省添屋敷から出火した昼火事で、銀座・築地一帯にかけて焼野原となる。銀座通煉瓦街の改築規程が告示された。
同　６年	（1873年）　区内に初の公立小学校設立。（第一大区第一中学区一番公立小学阪本学校）日本橋改架（橋材は精良な加鱗質の槻）工事竣工（しゅんこう）。銀座の馬車道が完成。京橋以南にガス灯が点灯、日本橋・京橋間にも英国製ランプ点火する。蛎殻町に私立幼童学所創立。（後、有馬学校と改称）蛎殻町有馬邸へ水天宮遷座。蛎殻町に本邦初の洋紙製造工場建設される。
同　７年	（1874年）　京橋・新橋間に馬車が開通。小網町に東京米穀問屋市場設立。
同　８年	（1875年）　京橋を石橋に改架。木挽町にわが国最初の商業学校「商法講習所」開校。
同　９年	（1876年）　数寄屋町から出火、大火となり佃島に及び8,850戸を焼失。
同　10年	（1877年）　桜橋・鍛冶橋を鉄橋に改架。日本橋四日市組魚市場開設。銀座煉瓦街できる。
同　11年	（1878年）　「郡区町村編制法」が公布。大小区制が廃止され、府下は新たに15区６郡制に改変。この府内15区に区長を任命し区役所が置かれた。この時中央区の前身日本橋・京橋の両区が誕生、11月４日に日本橋区役所は区内岩代町１番地に、京橋区役所は区内築地一丁目４番地にそれぞれ開庁。兜町に株式取引所設立。
同　12年	（1879年）　箔屋町から出火、築地居留地の約半分7,000戸を焼失。 15区会規則により第１回区会議員選挙。
同　15年	（1882年）　新橋、日本橋間の鉄道馬車開通。銀座にアーク灯点火。箱崎町に日本銀行設立。
同　18年	（1885年）　茅場町から出火、北島町、亀島町など1,300戸を焼失。
同　19年	（1886年）　中洲埋め立て工事竣工（しゅんこう）。
同　21年	（1888年）　市区改正により、銀座の煉瓦舗装がコンクリート舗装化。
同　22年	（1889年）　東京、京都、大阪に３大都市特別制施行。「東京市区会条例」が定められ、各区に区会が設けられる。木挽町に歌舞伎座開場。
同　25年	（1892年）　佃島南方の洲（１号地）の埋め立て工事竣工（しゅんこう）。２号地は27年、新佃島は29年に埋め立て工事竣工（しゅんこう）。
同　26年	（1893年）　明治座開場。
同　30年	（1897年）　永代橋竣工（しゅんこう）。
同　33年	（1900年）　米国宣教師ドクター・トイスラー、明石町に診療所を開設。（後、聖路加国際病院となる）
同　35年	（1902年）　月島渡船場で、汽船ひき船２隻をもって交互運転開始。
同　36年	（1903年）　相生橋の架設により、月島へ水道が敷かれる。
同　38年	（1905年）　日露戦争の戦勝を記念して、かちどきの渡し開始。
同　44年	（1911年）　日本橋改修工事竣工（しゅんこう）。

年　代	出　来　事
＜大正時代＞	
大正２年	（1913年） 月島３号地埋め立て。
同　10年	（1921年） 京橋、新橋間の道路拡張工事が開始され、歩道の幅員３間、車道の幅員９間に改められる。
同　12年	（1923年） ９月１日関東大震災が起こり、市内134カ所から出火、首都の大半を焼失し、日本橋区100％、京橋区88.7％が焼失するという壊滅的な打撃を受けた。
同　13年	（1924年） 昭和通りをはじめとする復興都市計画路線決定。
同　14年	（1925年） 歌舞伎座、新橋演舞場新築開場。
＜昭和時代＞	
昭和４年	（1929年） 京橋区役所庁舎竣工。（現中央区役所の所在地）
同　５年	（1930年） 日本橋区役所庁舎竣工。築地川にＹ字に架かる三吉橋完成。東京劇場開場。
同　６年	（1931年） 晴海町の埋め立て工事竣工。
同　10年	（1935年） 築地に中央卸売市場開設。
同　15年	（1940年） 勝鬨橋竣工開通。
同　16年	（1941年） 太平洋戦争始まる。
同　18年	（1943年） 都制実施。
同　20年	（1945年） 激しい大規模な空襲が相次ぎ、区内の３分の１が灰じんに帰した。建物疎開、学童疎開で人口激減。８月無条件降伏、太平洋戦争終結。
同　21年	（1946年） 都制の改制により、区の自治権拡充、課税権、条例、規則の特定権付与、区長公選制実施。
同　22年	（1947年） 中央区誕生。（日本橋、京橋両区統合）「地方自治法」施行。（特別区となる）６・３制教育の実施、区内に10校の新制中学校創立。第１回中央区体育祭開催。
同　23年	（1948年） 中央区の紋章が区議会の議決によって定められる。
同　24年	（1949年） 月島を除く全区域がくみ取り便所禁止区域に指定される。三十間堀・東堀留川・新川・竜閑川・浜町川埋め立て。キティ台風により区内水害発生。第１回中央区文化祭開催。
同　25年	（1950年） 区内小学校完全給食実施。京橋図書館が都から区に移管。
同　26年	（1951年） 「木挽町」の町名を「銀座東」に改称。都の福祉事務所設置により明石町、月島民生館および日本橋民生事務所廃止。区営明石町および日本橋共同作業所開設、区営月島運動場開設。
同　27年	（1952年） 「地方自治法」の一部改正により、区長公選制廃止。教育委員会設置。月島公益質屋区営となる。
同　28年	（1953年） ４月　区広報創刊。中央区ＰＴＡ協議会発足。第１回中央区商業まつり開催。（以後毎年開催）区政概要初刊。（以後32年まで隔年発行、区政年鑑の前身）
同　29年	（1954年） 「日本橋呉服橋」と「槇町」の町名を「八重洲」に改称。中央区初の各種功労者表彰式挙行、被表彰者106人。（以後毎年実施）中央区体育協会発足。
同　30年	（1955年） 晴海埠頭開港。晴海で国際見本市開催。中央区青少年問題協議会発足。佃の渡しに新製第十有明丸就航。
同　31年	（1956年） 日本橋共同作業所付属保育園開設。新制度の教育委員会発足。
同　32年	（1957年） 中央区10周年記念事業として、中央会館・月島図書館・月島共同作業所の設置および中央区史を編集発行することに決定。９月、区の機構改革を行い９出張所を廃止し、支所制を採用、新たに月島支所を設置。鎧橋架け替え工事竣工。区立結婚相談所開設。
同　33年	（1958年） 柏学園新園舎完成。
同　34年	（1959年） 国民健康保険事業開始。区政年鑑発行。（区政概要を引き継ぎ毎年発行となる）
同　36年	（1961年） 都立明石町・勝鬨の２保育園が区に移管。国民年金制度実施。
同　37年	（1962年） 有馬・浜町の中学校、城東・京橋昭和の２小学校統合。区立小諸高原・宇佐美臨海両学園開設。本区初の児童専用公園として鉄砲洲児童公園完成。
同　38年	（1963年） 中央区住居表示審議会が設置され、住居表示整備の年度別実施計画策定。月島に豊海町誕生。区立霊岸島区民館ならびに青年館開設。久松小学校開校90周年記念式典に天皇・皇后両陛下行幸啓。
同　39年	（1964年） 区立小舟町、新富町、月島区民館ならびに児童館、月島保育園が開設。柏学園に屋内体操場完成。佃大橋竣工開通、佃の渡し廃止。
同　40年	（1965年） ４月　事務事業移管、４部制を採用するとともに日本橋・月島両支所を特別出張所に改める。 ４月　月島地区にて本区初の新住居表示実施。 区立伊豆高原荘完成開設。

年　代	出　来　事
昭和41年	（1966年）　区立かきがら町区民館、日本橋保育園開設。区立晴海住宅完成。
同　42年	（1967年）　４月１日　京華小学校明正分校独立。 ８月22日　区立総合体育館落成。 12月９日　都電銀座線85年の歴史を閉じる。
同　43年	（1968年）　３月23日　区立中学校の統廃合による各中学校の閉校式が行われる。 ７月17日　千葉県館山市に区立館山臨海学園完成。 25日　区立横断歩道橋第１号、清杉通りに完成。 10月１日　中央区東京百年記念祭行われる。
同　44年	（1969年）　４月１日　公害交通対策課発足。騒音規制に関する事務などの取り扱いを始める。 11月１日　区立勝どき保育園、勝どき区民館完成。 20日　区役所新庁舎落成式。 12月１日　新庁舎で執務開始。区民相談コーナー開設。
同　45年	（1970年）　４月１日　区立科学教育センター開設。 ６月１日　区立晴海保育園開設。区広報車活動開始。 ７月21日　子どもの広場として区内の道路25カ所の開放を始める。 ８月２日　銀座に歩行者天国誕生。
同　46年	（1971年）　１月21日　日本橋社会教育会館、同図書館開館。 ４月17日　晴海社会教育会館開設。月島図書館も併設で新装開館。 12月16日　勝どき敬老館、勝どき児童館開設。
同　47年	（1972年）　４月１日　区営月島運動場にナイター施設完成。 10月31日　中央区再開発審議会「中央区再開発基本構想に関する答申」を区長に提出。 11月11日　区内を走る都電３系統廃止、区内で都電の姿は見られなくなる。
同　48年	（1973年）　４月17日　桜川敬老館・桜川保育園が落成。 ５月21日　ゴミ船積み中継施設「浮ドック台船」晴海埠頭（ふとう）設置について都区間協定を締結。（期間は６月１日から11月末日まで） ７月１日　休日診療が中央区医師会、日本橋医師会の協力で始まる。 28日　月島第二児童公園内に「ジャブジャブ池」オープン。 10月30日　久松小学校開校100周年記念式典が皇太子・同妃両殿下をお迎えして開かれる。
同　49年	（1974年）　１月23日　区立中央会館開設。 ３月25日　日本橋・紅葉川・久松中学校の閉校式行われる。（３校は統合されて新たに４月１日から第四中学校として開校分散授業開始）
同　50年	（1975年）　４月１日　特別区の自治権が拡充され、区長公選制復活、保健所を含む大幅な事務移管、人事権の確立など特別区の新制度が開始。組織改正が行われ、広報室、環境衛生部、建築部を新設。 ４月23日　区内河川の水質検査開始。 ６月１日　区政モニター制度発足。 10日　銀座に公設浴場（銀座湯）開設。 ８月１日　日本橋地域の大気汚染常時測定を開始。 12月19日　大気汚染健康被害救済地域に指定される。
同　51年	（1976年）　７月30日　中央区都市計画審議会が発足し、第１回会議で築地川東支川埋め立てに関連する公園の設置を決定。
同　52年	（1977年）　５月19日　区制施行30周年記念式典が中央会館で行われる。（区政功労者79人表彰） ７月20日　住宅修繕資金融資あっせん制度新設、申し込み受け付け開始。
同　53年	（1978年）　４月１日　倒産関連および不況業種企業に対して、融資に関わる信用保証料の助成制度新設、申請受け付け開始。 ３日　小中学校のスポーツ開放（体育館）始まる。 10月22日　休日の準夜間診療始まる。
同　54年	（1979年）　６月１日　区立浜町会館開館、浜町保育園開設。 ７月１日　区立浜町運動場開設。 ８月１日　中央区基本構想審議会発足。

年　代	出　来　事
昭和55年	(1980年)　２月28日　災害時の食料供給協力協定を締結。
	２月29日　中央区三十年史発行。
	４月１日　豊海小学校開校、豊海幼稚園開園。
	銀座湯、区に移管される。
	５月１日　築地社会教育会館開館、築地保育園開園。
	９月14日　第１回子どもフェスティバル開催。(以後毎年開催)
同　56年	(1981年)　２月18日　シルバー人材センター中央区高齢者事業団発足。(９月１日社団法人となる)
	４月23日「中央区基本構想」が基本構想審議会より答申される。
同　57年	(1982年)　１月１日　日本橋茅場町・兜町地区に新住居表示を実施。(本区の住居表示実施率95.3%)
	５月26日「中央区八景」公募により決定。
	９月18日　第１回ミス中央コンテスト行われる。(以後令和４年度まで開催)
	11月６日　久松小学校開校110周年記念式典が徳仁親王殿下をお迎えして開かれる。
	12月11日　中央保健所・福祉センター・教育センター・明石町保育園を併設する複合施設落成式。
同　58年	(1983年)　４月16日　宇佐美臨海テニス場開設。
同　59年	(1984年)　４月１日　銀座中学校開校。(第一・第二中学校、同校に統合される)
同　60年	(1985年)　３月31日　結婚相談事業廃止。
	４月１日　外国人講師による中学校英語授業始まる。
	17日　日本橋プラザ株式会社設立。
	６月１日　財団法人中央区都市整備公社設立。中央区市街地開発事業指導要綱を策定・施行。
	９月５日「中央区行政システム効率化大綱」策定。
同　61年	(1986年)　４月１日　産業会館・佃区民館・中央保健所月島分室開設。
	16日　ボランティア保険制度創設。
	20日　休日応急診療所・休日応急歯科診療所診療開始。
	８月４日　区の木“やなぎ”、区の花“つつじ（さつきを含む)”が決定。
	11月21日　大島町避難者受入対策本部設置、避難民1,950人受け入れ開始。
	26日　新しい区の歌「わがまち」選定。
同　62年	(1987年)　１月１日　日本橋本石町・室町・本町地区に新住居表示実施。(実施率100%)
	３月19日　中央区制施行40周年記念式典開催。
	４月１日　区勤労者共済会設立。
	10月５日　月島地区まちづくり協議会設立。(以後区内全域・10地区に設置)
同　63年	(1988年)　１月１日　定住人口回復対策本部設置。(第１回本部会議は１月12日に開催)
	３月２日　区役所新富分庁舎・新富区民館落成式。
	15日　中央区平和都市宣言告示。
	４月20日　月島特別出張所等複合施設落成式。(月島児童館・月島駐車場新設)
	５月２日　土地開発公社設立。
	20日　政策調査会設置。
	６月１日　公文書公開制度開始。
	27日　住民登録関係オンライン化。
	７月28日　文化政策推進懇談会設置。
	８月３日　初の中学生海外派遣。(オーストラリアへ10日間・16人)
	13日　東京湾大華火祭開催。(晴海埠頭(ふとう))(平成27年まで開催)
	11月３日　平和像の除幕。
	20日　初の女性海外派遣。(ロンドンなどへ12日間・２人)
	21日　平和コンサート「平和の都市(まち)の音楽会」開催。(平成７年まで開催)
＜平成時代＞	
平成元年	(1989年)　２月11日　日本橋雪まつり開催。(東根市より雪のプレゼント)
	３月15日　平和都市宣言１周年記念「平和の都市(まち)の楽しい集い」開催。(以後毎年開催)
	平和の鐘完成式。
	４月１日　花の都中央区宣言告示。
	５月の第２土曜日を「中央区花と緑の日」と制定。

年　代	出　来　事
	初の区立自転車駐車場開設。（入船橋、備前橋第一・第二・第三）
	区役所第２・第４土曜日閉庁始まる。
	５月13日　ほっとオアシスふるさと中央第１回中央区花と緑の祭典を開催。
平成２年	（1990年）　３月15日　コミュニティふれあい銭湯実施。
	４月１日　太陽のまち中央区宣言告示。
	「住宅及び住環境に関する基本条例」施行。
	中央区民文化財初登録。（８件）
	３日　中央「区」の英語表記を「WARD」から「CITY」へ。
	６日　日本橋小学校第１回入学式。（開校式は６月２日）
	20日　浜離宮花と緑の集い開催。（22日まで開催、参加者約1,900人）（以後毎年開催）
	５月24日　月島第二小学校落成式。
	７月11日　公衆浴場「入船湯」公設民営で営業開始。
	８月24日　中央区大江戸まつり盆おどり大会開催。（25日まで、中央区音頭「これがお江戸の盆ダンス」発表。参加者約３万人）（以後毎年開催）
	10月１日　コミュニティ・ファンド制度開始。
同　３年	（1991年）　１月17日　オーストラリア・サザランド市の中学生など16人が区内中学校に体験入学。（22日までホームステイ）
	３月28日　八丁堀分庁舎落成式。
	４月１日　区のシンボルマーク告示。
	第三中を晴海中に、第四中を日本橋中に校名を変更。
	13日　月島スポーツプラザ開設。
	５月27日　中央区文化・国際交流振興協会設立。
	６月２日　クリーンデー実施。（以後毎年実施）
	18日　特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター「マイホームはるみ」・晴海保育園・晴海中学校複合施設落成式。
	７月６日　山形県東根市と友好都市提携。
	９日　オーストラリア・サザランド市と姉妹都市提携。
	10月14日　中央区平和展開催。
同　４年	（1992年）　３月30日　区の新型バス「銀ブラ」運行開始。
	４月１日　区立精神薄弱者生活寮「フレンドハウス京橋」入居開始。
	６日　京橋築地小学校開校式。
	８月５日　区民健康村「ヴィラ本栖」利用開始。
	10月31日　月島地区築島100周年記念事業開催。
	11月14日　シニアセンター・佃児童館開設。
	12月１日　在宅福祉サービス（虹のサービス）事業開始。
同　５年	（1993年）　１月11日　住民票の自動交付開始。
	４月１日　区立幼稚園の３年保育を４園で実施。
	満３歳未満の乳幼児の医療費助成開始。
	４日　姉妹都市オーストラリア・サザランド市に中央区庭園完成、開園式挙行。
	28日　女性センター「ブーケ21」・桜川屋上公園開設。
	８月26日　新川地区と佃地区を結ぶ中央大橋が開通。
	12月９日　中央区初の民間賃貸マンションの借り上げ住宅「グリーンホームズ」の入居者募集を開始。
同　６年	（1994年）　４月１日　日本橋小学校、月島第三小学校等複合施設開設。
	７月16日　京橋図書館でコンピューターによる図書の貸し出しを開始。
	区内３図書館、オンラインで結ばれる。
	９月28日　障害者就労促進施設「さわやかワーク中央」開設。
	30日　本区初の名誉区民として、横関政一氏、岡内英夫氏、杵屋佐登代氏の３氏を顕彰。
	12月10日　日本橋保健所等複合施設開設。「リサイクルハウスかざぐるま明石町」開設。
同　７年	（1995年）　４月３日　財団法人中央区勤労者サービス公社発足。
	５月１日　日本橋休日応急診療所等複合施設（休日応急診療所・歯科診療所・薬局・久松町区民館）開設。

年　代	出　来　事
	６月１日　建物耐震診断の助成金制度を創設、受け付け開始。
	７月５日　友好都市山形県東根市と災害相互援助協定締結。
	10月10日　マイホーム新川（特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター併設）開設。
	11月１日　東京メトロポリタンテレビジョン開局。（特別区は「東京ファイル23」に番組提供し、中央区の第１回放送は11月21日）
	12月15日　セレモニーホール等複合施設（セレモニーホール・勝どきコミュニティルーム）利用開始。
平成８年	（1996年）　６月１日　浜町公園地下駐車場（収容台数200台）・駐輪場開設。 「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」開始。
	７月15日　巡回型ホームヘルプサービス開始。
	29日　岡山県玉野市と災害相互援助協定締結。
	９月７日　総合スポーツセンター開設。
同　９年	（1997年）　１月17日　印鑑登録自動交付機稼働。
	２月26日　基本構想審議会発足。
	３月15日　区制施行50周年記念式典挙行。（中央会館）
	７月31日　中央区リサイクル推進計画策定。
	10月10日　中央区制施行50周年・中央区体育協会創立50周年記念区民大運動会開催。（月島運動場他、参加者数12,000人）
同　10年	（1998年）　１月１日　昭和29年以来減少を続けていた本区人口が、45年ぶり対前年比で増加。（297人の増）
	５月27日　中央エフエムと「災害・防災情報等の放送に関する協定」を締結。
	６月19日　「中央区基本構想」が区議会の議決を経て策定される。
	７月１日　コミュニティFM（中央エフエム）放送でラジオ広報「中央区からのお知らせ」放送開始。
	12月１日　クリーン・リサイクル中央区宣言告示。 銀座地区における「機能更新型高度利用地区」と「街並み誘導型地区計画」施行。
同　11年	（1999年）　２月３日　「安心・快適・躍動 '99」中央区基本計画策定。
	５月17日　日本橋区民センター開設。（６月１日公会堂集会室、７月１日ホール「日本橋劇場」）
	７月１日　京橋プラザ（住宅・区民館・コミュニティルーム・駐車場）開設。
	11日　京橋休日応急診療所開設。
	10月18日　石川島公園内に「パリ広場」が完成。
	11月30日　本区名誉区民として三田政吉氏、日野原重明氏、山本惠造氏、常磐津英寿氏の４氏を顕彰。
	12月15日　築地市場移転断固反対総決起大会開催。（中央会館、参加者約900人、106,032人の署名を東京都へ提出）
同　12年	（2000年）　２月１日　介護保険事業計画策定。
	８日　「中央区一般廃棄物処理基本計画」策定。
	４月１日　区の表記を「東京都中央区」から「中央区」に改める。 「地方分権法」が施行される。 介護保険制度開始。 住民票の写し、印鑑登録証明書の電話予約による土・日曜日、祝日、夜間交付開始。 区立図書館が日曜日全館開館となる。 都区制度改革により、特別区が基礎的地方公共団体となる。
	７月１日　日本橋・東京駅前地区における「機能更新型高度利用地区」と「街並み誘導型地区計画」施行。権利擁護支援センター「すてっぷ中央」（中央区社会福祉協議会）事業開始。
	８月１日　プレミアム付きハッピー買物券（区内共通買物券）販売開始。
	12月12日　都営地下鉄12号線「大江戸線」全線開業。
	15日　十思スクエア（１月９日デイルーム、コミュニティルーム）開設。
同　13年	（2001年）　１月22日　京華スクエア・コミュニティルーム（２月１日ハイテクセンター）開設。
	１月26日　本区の人口が12年ぶりに８万人台を回復。
	４月１日　中央保健所と日本橋保健所が区内全域を所管する中央区保健所として統合される。旧日本橋保健所は日本橋保健センターとなる。
	14日　晴海区民館開設。
	６月１日　晴海一丁目駐車場開設。

年　代	出　来　事
	27日　区議会の本会議をコミュニティFMで生中継開始。
	８月１日　中央清掃工場本稼働開始。
	２日　温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」開設。（令和２年３月まで開設）
平成14年	（2002年）　２月７日　第１回「中央区ごみ会議」開催。（中央区役所）
	４月１日　区立小中学校で完全学校週５日制始まる。
	５月１日　区立図書館でインターネットを使った予約サービス開始。
	６月３日　都心再生会議を設置。
	28日　第１回「中央区ブーケ祭り」開催。
	７月１日　窓口の時間延長（毎週水曜日、午後７時まで）を試行実施。（12月までの６カ月間）
	区議会の情報公開を開始。
	８日　月島保育園新園舎開設。
	19日　月島保健センター開設。
	８月５日　住民基本台帳ネットワークシステムの一部稼働開始。
	勝どき敬老館、勝どきデイルーム開設。
	10月１日　景気回復対策本部を設置。
	中央区ホームページがリニューアルオープン。
	11月27日　区の環境マネジメントシステムがISO14001の認証取得。
同　15年	（2003年）　１月２日　中央区江戸開府400年記念事業オープニングイベント開催。（３日まで、浜離宮恩賜庭園）
	８日　窓口の時間延長（毎週水曜日、午後７時まで）本格実施。
	20日　歩行喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン始まる。
	４月１日　京橋清掃事務所と日本橋清掃事務所が中央清掃事務所として統合される。
	４日　朝潮小橋の渡り初め式。
	６月28日　江戸開府400年記念シンポジウム開催。（日本橋社会教育会館）
	８月25日　住民基本台帳ネットワークシステム本格稼働開始。
	９月１日　「違法駐車等防止条例」を施行。
	12月20日　江戸ルネッサンス会議2003開催。（銀座ブロッサム、来場者650人）
同　16年	（2004年）　１月１日　快適な都心居住推進本部設置。
	２月26日　NPO・ボランティア団体交流サロン開設。（十思スクエア）
	３月29日　本区の人口が23年ぶりに９万人台を回復。
	４月１日　まごころステーション開設。（区役所１階）
	公共施設（保養施設）予約システムの運用開始。
	21日　「リサイクルハウスかざぐるま箱崎町」開設。
	５月19日　全国初の「金融学習特別推進地区」の委嘱を受ける。
	６月１日　「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」施行。
	公共施設（社会体育施設・社会教育会館）予約システムの運用開始。
	７月１日　介護老人保健施設「リハポート明石」、知的在宅介護支援施設「レインボーハウス明石」、明石在宅介護支援センター開設。
	15日　子育て交流サロン「あかちゃん天国」開設。（月島区民センター１階）
	８月２日　八丁堀保育園開設。
	10月15日　「安全で安心なまちづくりを推進する条例」を制定。
	12月１日　区立図書館が「国民の祝日」と「12月28日」の開館開始。
同　17年	（2005年）　３月19日　年度末・年度始めに土曜日の窓口開庁を実施。（３月19日・26日、４月２日・９日の４日間）
	４月１日　危機管理室開設。
	「子どもの居場所（プレディ）」を月島第三小学校、豊海小学校に開設。
	７月１日　「ナイトサポート事業」開始。
	「クールビズ」実施。（９月30日まで）
	10日　「まちかどクリーンデー」開始。（毎月10日）
	８月１日　戸籍事務のコンピューター処理開始。
	10月１日　認知症高齢者グループホーム等複合施設「相生の里」開設。

年　代	出　来　事
	21日　第１回中央区食の祭典「味わい広場」開催。（晴海アイランドトリトンスクエア、23日まで）
	12月１日　郷土天文館「タイムドーム明石」開館。
平成18年	（2006年）　４月４日　本区の人口が昭和50年以来31年ぶりに10万人を達成。
	10日　明石幼稚園、月島第一幼稚園で、預かり保育開始。
	６月16日　中央区・サザランド市姉妹都市提携15周年記念祝賀文書調印式。（サザランド市）
	７月26日　定住人口10万達成記念「日野原重明氏講演会＆神崎愛コンサート」開催。（銀座ブロッサム）
	10月19日　西多摩郡檜原村と地球温暖化対策事業「中央区の森」協定締結。
	12月１日　「ちゅうおうナビ」GIS（地理情報システム）開始。
同　19年	（2007年）　１月29日　千葉県銚子市と災害時相互援助協定締結。
	２月11日　中央区・東根市友好都市提携15周年記念東根市の大けやき後継樹植樹式。
	３月３日　中央区制施行60周年記念式典。（銀座ブロッサム、感謝状贈呈、名誉区民常磐津氏による記念公演）
	４月１日　「子どもの居場所（プレディ）」を京橋築地小学校、月島第一小学校に追加開設。 区民文化財として新たに２件を登録。（「八丁堀三丁目（第２次）遺跡内　朗惺寺（ろうせいじ）跡出土こけら経」「平野活版製造所（平野富二）製造の活版印刷機」）
	６月１日　小中学生の通院に要する費用を助成開始。
	18日　清洲橋、永代橋、勝鬨橋が国の重要文化財に指定。
	９月３日　子ども家庭支援センター「きらら中央」開設。 子どもショートステイ、トワイライトステイ、一時預かり保育開始。
	25日　勝どき保育園新園舎開設。
	12月１日　かちどき西保育園定数拡大。（81人→94人）
同　20年	（2008年）　１月15日　「中央区平和祈念バーチャルミュージアム」開設。
	４月１日　区民文化財として新たに２件を登録。（「東京薬事協会所蔵文書」、「紀元二千六百年記念日本万国博覧会開催準備関係資料」）
	４日　中央区文化振興プランを刊行。
	７月１日　テレビ広報番組「こんにちは　中央区です」の放送を開始。
	８月31日　総合防災訓練（東京都・江東区合同）実施。
	９月17日　本区の人口が昭和47年以来36年ぶりに11万人を達成。
	10月17日　本区名誉区民として、福原義春氏、中村富十郎氏、故宮入正則氏の３氏を顕彰。
	11月２日　中央区まるごとミュージアムを開催。（第１回）
	14日　区民文化財として新たに２件を登録。（「明治屋京橋ビル」、「日本橋三越本店のパイプオルガン」、うち明治屋京橋ビルは区指定文化財として第１号の指定）
同　21年	（2009年）　２月22日　第１回中央区観光検定を実施。
	６月７日　地域防災フェアが区内の小学校などの防災拠点を会場に開催。（７月26日まで）
	８月１日　十思保育園開設。 中央区子育て支援対策本部設置。
	12月１日　中央区コミュニティバス「江戸バス」運行開始。
同　22年	（2010年）　４月１日　区民文化財として新たに２件を登録。（「原胤昭関係文書」、「豊後岡藩中川家上屋敷跡（明石町遺跡）出土文書　附12号遺構穴蔵部材」）
	４月28日　「協働ステーション中央」開設。（十思スクエア）
	５月９日　土のリサイクルモデル事業開始。（リサイクルハウスかざぐるま箱崎町）
	９月１日　問屋街産業支援施設「YY パーク」開設。
	10月６日　人形町保育園等複合施設開設。
	11月20日　「国民読書年・京橋図書館百周年記念シンポジウム」開催。
同　23年	（2011年）　４月１日　区民文化財として新たに１件を登録、１件を指定。（「震災復興橋梁図面」登録、「日本橋魚市場絵図面」指定）
	７月１日　東京ベイネットワーク株式会社と「災害・防災情報等の放送に関する協定」を締結。
	８月９日　平和モニュメント完成披露式。（月島第二児童公園）
	10月９日　ハッピー食事券（区内共通飲食券）販売。
	11月16日　本区の人口が昭和44年以来42年ぶりに12万人を突破。

年　代	出　来　事
平成24年	（2012年）　３月28日　中央区コミュニティバス「江戸バス」乗車100万人達成。
	４月１日　区民文化財として新たに１件を指定。（「寛正三年板碑」）
	〃　晴海臨海公園開設。
	〃　「中央区暴力団排除条例」施行。
	５日　宮城県石巻市と災害時相互援助協定締結。
	７月31日　中央小学校・明石小学校新校舎竣工（しゅんこう）。
	10月19日　本区名誉区民として、細田安兵衛氏、竹内誠氏の２氏を顕彰。
	23日　中央区帰宅困難者支援施設運営協議会設立。
	12月１日　晴海児童館・晴海こども園開設。
同　25年	（2013年）　４月１日　区民文化財として新たに１件を登録、１件を指定。（「為替バンク三井組柱頭」登録、「江戸三座入場券」指定）
	２日　区内４警察署と「中央区地域安全の推進に関する覚書」を締結。
	〃　歌舞伎座が新開場。
	10日　本区の人口が昭和42年以来46年ぶりに13万人を突破。
	６月２日　「環境情報センター」開設。
	９月８日　東京都が第32回オリンピック競技大会ならびに第16回パラリンピック競技大会の開催都市に決定したことを受け、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部を設置。
	10月１日　京橋こども園開設。
	〃　オリンピック・パラリンピック調整担当課新設。
	２日　障害者地域活動支援センター「ポケット中央」開設。
	11月１日　地域密着型特別養護老人ホーム「ケアサポートセンターつきしま」開設。
	12月２日　中央区ホームページリニューアルオープン。
	19日　まち歩き観光地図アプリ「中央区まち歩きマップ」配信開始。
同　26年	（2014年）　４月１日　区民文化財として新たに２件を登録。（「越後屋文書」、「八丁堀三丁目遺跡内朗惺寺跡出土蔵骨器　附瀬戸・美濃産陶器　鳴海織部向付」）
	６月30日　十思スクエア別館竣工（しゅんこう）。
	７月31日　明正小学校等複合施設竣工（しゅんこう）。（落成式は10月25日）
	８月５日　学校法人聖路加国際大学と包括連携協定を締結。
	11月４日　山梨県富士河口湖町と災害時相互援助協定を締結。
	12月10日　築地本願寺本堂、他国の重要文化財に指定。
同　27年	（2015年）　３月３日　千代田区・港区・江東区および東京都と自転車シェアリングの基本協定を締結。
	４月１日　区民文化財として新たに１件を登録、１件を指定。（「常盤橋擬宝珠」、「佃島沽券絵図控」）
	27日　本区の人口が昭和39年以来51年ぶりに14万人を突破。
	６月２日　早稲田大学理工学術院と理数教育推進に関する協定を締結。
	10月１日　国立がん研究センター中央病院との災害時の医療救護活動に関する協定を締結。
	〃　コミュニティサイクル事業実証実験開始。
	12月17日　「中央区オリンピック・パラリンピック区民協議会」設立。
同　28年	（2016年）　２月９日　中央区基本構想審議会発足。
	４月１日　区民文化財として新たに２件を登録。（「片岡家文書」、「日本橋人形町三丁目（第２次）遺跡出土陶磁器・土器」）
	５月17日　中央区・サザランド市姉妹都市提携25周年記念式典開催。
	７月25日　三越日本橋本店が国の重要文化財に指定。
	29日　豊海小学校・豊海幼稚園竣工（しゅんこう）。（落成式は11月26日）
	８月26日　中央区・東根市友好都市提携25周年記念行事開催。
	10月14日　本区名誉区民として、古屋勝彦氏、堅田喜三久氏、杵屋淨貢氏の３氏を顕彰。
	11月19日　「中央区観光情報センター」開設。
	〃　「築地魚河岸」プレオープン。
	12月26日　「勝どきおとしより相談センター」開設。
同　29年	（2017年）　１月13日　本区の人口が昭和37年以来55年ぶりに15万人を突破。
	２月20日　中央区基本構想審議会　基本構想を答申。
	３月13日　中央区制施行70周年記念パネル展「中央区70年のあゆみ」開催。（４月３日まで、区役所、日本橋・月島区民センター）

年　代	出　来　事
	４月１日　区民文化財として新たに２件を登録。(「住吉神社「佃嶋住吉御社再建仕法書」版木」、「長谷川時雨関連資料」)
	６月21日　「中央区基本構想」が区議会の議決を経て策定される。
	６月25日　ブラジルオリンピック委員会と東京2020オリンピック競技大会における学校施設の使用等に関する覚書を締結。
	８月25日　中央区防災マップアプリ配信開始。
	10月１日　桜小橋の渡り初め式実施。
	10月21日　郷土天文館「タイムドーム明石」特別展　区制施行70周年記念「中央区のあゆみ－戦後の発展とまちの変化－」開催。(12月10日まで)
	10月26日　サイバーセキュリティに関する協定締結式実施。
	11月６日　「人形町おとしより相談センター」開設。
	12月１日　中央区版ふるさと納税「ふるさと中央区応援寄附」開始。
平成30年	(2018年)　４月１日　区民文化財として新たに２件を登録、１件を指定。(「日本橋野村ビルディング旧館」登録、指定。「八丁堀三丁目遺跡内朗惺寺跡出土木製卒塔婆」登録)
	４月２日　子ども発達支援センター「ゆりのき」開設。
	４月11日　中央区観光プロモーション映像を公開。
	５月１日　区政への提案制度創設。
	５月14日　本区の人口が昭和34年以来59年ぶりに16万人を突破。
	７月27日　第１回「東京国際合唱コンクール　in HARUMI」開催。(29日まで、第一生命ホール)
	10月１日　築地魚河岸グランドオープン。
	10月７日　水陸両用バス「スカイダック銀座」の運行開始。
	10月10日　築地市場が閉場。
	11月４日　環状第２号線（豊洲～築地）暫定開通。
同　31年	(2019年)　３月28日　介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング」開発、お披露目会の開催。
	４月１日　区民文化財として新たに１件を登録。(「長谷川春子作挿絵の原画及び素描」)
	４月２日　オーストラリアパラリンピック委員会と東京2020パラリンピック競技大会における学校施設の使用等に関する覚書を締結。
＜令和時代＞	
令和元年	７月28日　「折り鶴ウェーブ」キックオフイベント開催。(日本橋三井タワー)(８月２日から４日までは銀座伊東屋、25日は晴海トリトンスクエアで開催)
	８月30日　銀座一丁目認可保育所等複合施設竣工(しゅんこう)。
	10月17日　台風19号により被害を受けた福島県川俣町に支援物資を提供。
	11月27日　「ブラジリアン・ユース・スクール・ゲームズ2019」に本区中学生２人が参加。
	12月２日　要保護児童の早期発見と児童虐待の未然防止に向けた情報共有等に関する協定締結式。
同　２年	(2020年)　４月1日　区民文化財として新たに2件を登録。(「門跡橋の親柱及び高欄」、「清川玄道関係文書」)
	２月５日　中央区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。
	４月27日　本区の人口が昭和29年以来66年ぶりに17万人を突破。
	４月30日　首都高速道路日本橋区間地下化事業の開始。
	７月31日　阪本小学校新校舎竣工(しゅんこう)。
	８月３日　フードドライブ開始。(中央清掃事務所)
	10月１日　バス高速輸送システム「東京 BRT」のプレ運行開始。
同　３年	(2021年)　１月14日　桜川敬老館等複合施設竣工(しゅんこう)。
	３月30日　ゼロカーボンシティ中央区宣言告示。
	４月１日　区民文化財として新たに２件を登録。(「近岡善次郎作 築地・隅田川等風景画」、「日本橋蛎殻町一丁目遺跡内播磨国山崎藩 本多家屋敷跡125号遺構出土遺物」)
	５月２日　新型コロナウイルスワクチン集団接種開始。
	６月１日　ホテル事業者複数と災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定を締結。
	７月９日　「銀座・築地周辺みどりのプロムナード構想」策定。
	７月13日　東京2020オリンピック競技大会選手村が開村。(８月11日まで)
	７月23日　東京2020オリンピック競技大会開催。(８月８日まで)
	８月17日　東京2020パラリンピック競技大会選手村が開村。(９月８日まで)
	８月24日　東京2020パラリンピック競技大会開催。(９月５日まで)

年　代	出　来　事
令和４年	（2022年）　３月４日　ロシアによるウクライナ侵攻に対し、中央区・中央区議会が抗議文書を在日ロシア連邦大使館に送付。
	４月１日　区民文化財として新たに１件を登録、１件を指定。（「一等水準標石（交無号）」「佃住吉講の獅子頭（龍虎・黒駒）」）
	６月３日　ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定を東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社と締結。
	７月23日　「東京2020大会１周年記念展」開催。 ・７月23日から８月５日まで　日本橋区民センター ・８月７日から19日まで　月島区民センター ・８月21日から９月５日まで　区役所本庁舎
	８月31日　城東小学校新校舎竣工（しゅんこう）。
	10月14日　本区名誉区民として、矢田美英氏、大谷信義氏の２氏を顕彰。
	12月４日　本の森ちゅうおう開設。
	12月18日　環状第２号線（築地・新橋間）本線開通。
同　５　年	（2023年）　１月５日　１月１日現在の定住人口が70年ぶりに最大を更新。（174,074人）
	１月13日　再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定を株式会社エナーバンクと締結。
	２月１日　中央区公式ホームページがリニューアルオープン。
	３月１日　リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を株式会社ジモティーと締結。
	４月１日　区民文化財として新たに２件を登録。（「関東大震災避難記念碑」「佃島旧名主森家及び関係資料」）
	６月20日　高齢の方や障害のある方などを対象に中央区コミュニティバス「江戸バス」の運賃無償化を開始。
	７月31日　「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」を都内11自治体および東京都と締結。
	11月17日　東京都へ都市高速道路晴海線等の都市基盤整備に関する要望書を提出。
	12月17日　晴海地域交流センター「はるみらい」開設。
同　６　年	（2024年）　１月18日　福島県大熊町と「脱炭素による未来共創に関する連携協定」を締結。
	１月26日　令和６年能登半島地震における義援金を送る。
	２月１日　バス高速輸送システム「東京 BRT」の選手村ルートの運行開始。
	２月５日　石川県七尾市に救援物資を送る。
	３月25日　黎明小橋の供用開始。
	４月１日　区民文化財として新たに１件を登録。（「額縁商八咫家の看板」） ふくしの総合相談窓口を区役所本庁舎地下１階に開設。 晴海西小学校・晴海西中学校が開校。 明石町保育園 医療的ケア児専用保育室開設。
	４月15日　コミュニティバス「江戸バス」のルート変更および環境にやさしい EV バスを導入。 晴海区民センター（晴海特別出張所、晴海おとしより相談センター、晴海保健センター）開館。（晴海西こども園は４月１日開園、晴海図書館は７月１日開館）。
	４月26日　「築地地区まちづくり事業」の事業予定者に対し、「築地市場跡地開発に関連する要望書」を提出。
	７月１日　おくやみコーナー開設。
	７月10日　ふるさと納税の返礼品を拡充。
	９月１日　中央区健康アプリ「ちゅうおうヘルス＆ウォーク」を開始。
	９月７日　中央区標準服等リユース事業「りゆぼ～と」第１回譲渡会を開催。
	10月１日　広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」をリニューアル。
	10月31日　首都高速道路株式会社および独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「築地川アメニティ整備構想」の実現に向けた基本協定を締結。
	12月14日　第１回「中央区晴海まつり」開催。（晴海地域交流センター「はるみらい」、来場者約6,300人）
	12月20日　一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京都支部と「災害時における応急物資の供給に関する協定」を締結。 一般社団法人東京公認心理師協会と「災害時における心理的ケアに関する協力協定」を締結。
	12月23日　「つくばエクスプレスと都心部・臨海地域地下鉄の接続事業化促進期成同盟会」設立。
	２月７日　松竹株式会社および日本板硝子株式会社と「災害情報の発信等に関する協定」を締結。
	２月18日　総合スポーツセンターが本区初の「ZEB Ready」の認証を取得。
	３月27日　一般社団法人 AZ-COM ネットワークと「災害時における支援活動に関する協定」を締結。

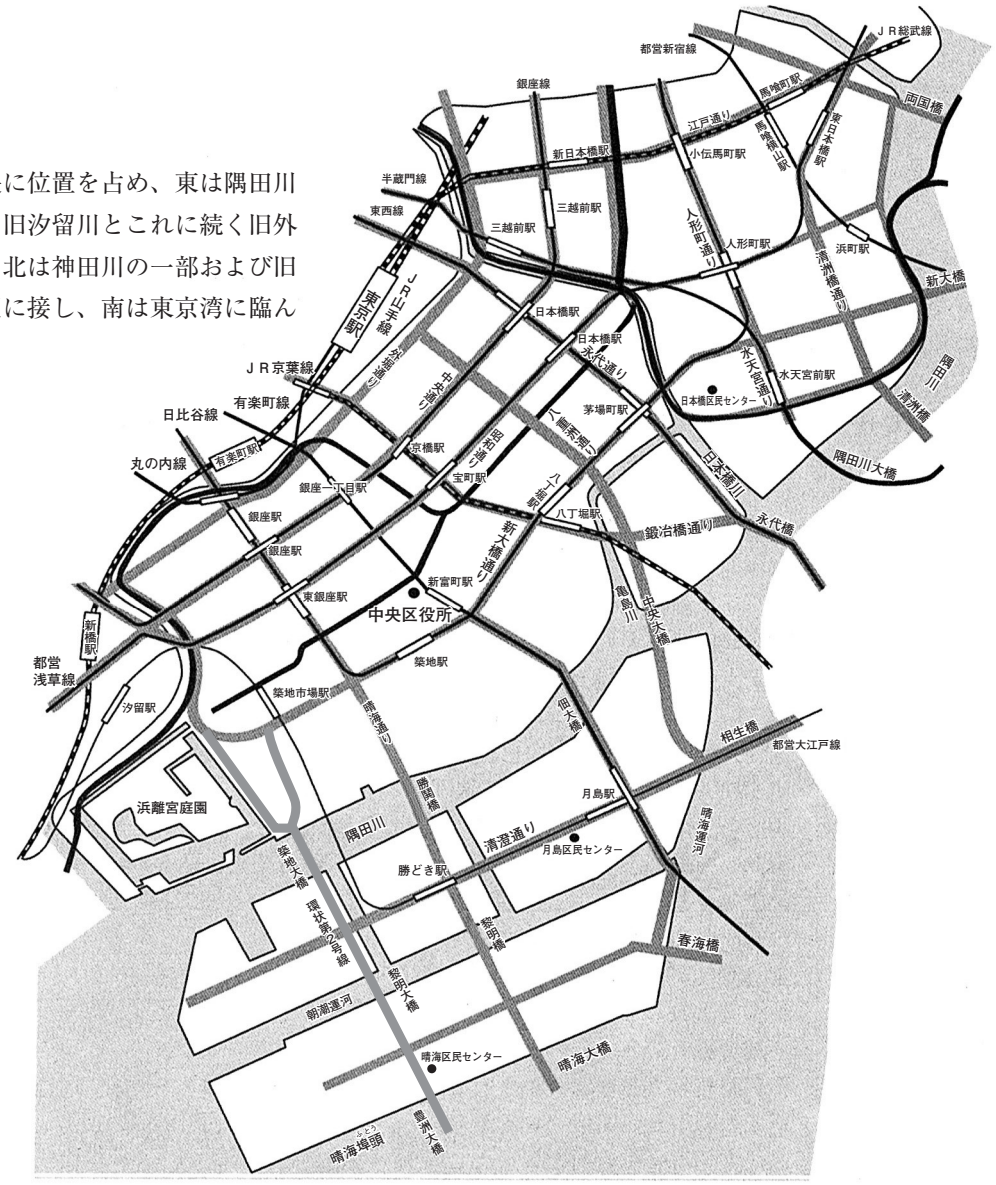
令和７年度の動き

月　日	区　政　の　動　き
４月１日	区民文化財として新たに１件を登録。（「日本橋兜町遺跡内 肥後国熊本藩細川家屋敷跡出土肥後国産陶磁器・細川家家紋瓦」）
４月28日	大河ドラマ「べらぼう～蔦重栄華乃夢噺～」関連のラッピングを施したコミュニティバス「江戸バス」の運行。
６月１日	第22回エコまつりの開催。（あかつき公園、来場者約2,200人）
６月６日	株式会社エクサウィザーズと生成 AI の活用による業務効率化等の実証実験に関する連携協定を締結。
６月20日	第23回「中央区ブーケ祭り」開催。（21日まで、男女平等センター「ブーケ21」、来場者約1,010人）
６月30日	本区初の Park-PFI を活用した官民連携事業として、桜川公園の公募設置等計画を認定し、つむぐ桜の森パートナーズと基本協定を締結。
７月25日	第７回「東京国際合唱コンクール　in HARUMI」開催。（27日まで、第一生命ホール）
８月１日	戦後80年平和祈念展示。（10日まで、本の森ちゅうおう）
８月５日	株式会社マーケットエンタープライズと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結。
〃	「中央区平和展～永遠の平和を願って～」開催。（18日まで、区役所、日本橋・月島・晴海区民センター）
８月22日	第35回「中央区大江戸まつり盆おどり大会」開催。（23日まで、浜町公園、来場者約70,000人）
９月６日	第79回区民体育大会総合開会式。（総合スポーツセンター）
９月７日	「総合防災訓練」開催。（晴海二丁目都有地）
９月26日	「千代田区×中央区アンテナショップスタンプラリー2025」を開催。（10月23日まで）
10月１日	区内一円で、第73回「中央区観光商業まつり」開催。（11月30日まで）
10月13日	第37回「区民スポーツの日」開催。（月島運動場ほか、来場者約10,500人）
10月19日	第46回中央区子どもフェスティバル開催。（浜町公園・浜町運動場・総合スポーツセンター、来場者約13,000人）
10月26日	「中央区健康福祉まつり2025」開催。（あかつき公園、福祉センター、中央区保健所ほか、来場者約3,100人）
11月３日	各種功労者95人を表彰。
11月５日	「都心・臨海地下鉄推進大会2025」開催。（第一生命ホール）
11月９日	第18回「中央区まるごとミュージアム2025」開催。
〃	「中央区消費生活展2025」開催。
11月10日	中央区カスタマー・ハラスメント防止基本方針を策定。
11月22日	第２回中央区晴海まつり開催。（はるみらい、晴海ふ頭公園、来場者約8,300人）
１月10日	「新年こども羽根つき大会」開催。（総合スポーツセンター）
１月12日	中央区成人の日記念式典「二十歳のつどい」開催。（ロイヤルパークホテル、新成人639人参加）
３月２日	「一般社団法人全日本動物専門教育協会」、「特定非営利活動法人ペット災害危機管理士会」と「人とペットの災害対策の推進に向けた連携協定」を締結。
３月15日	第38回「平和の都市の楽しい集い」開催。（銀座ブロッサム、来場者847人）

地　勢

位　置

本区は、東京23区のほぼ中央に位置を占め、東は隅田川を境に墨田・江東両区に、西は旧汐留川とこれに続く旧外濠に沿って千代田・港両区に、北は神田川の一部および旧竜閑川を境に千代田・台東両区に接し、南は東京湾に臨んでいる。



面　積

区の面積は、10.115㎢で都総面積の約0.46％、区部総面積の約1.61％を占めている。

地　質

区の地質は、東京低地の基盤となっている東京層とその上に不整合にのっている有楽町層からなり、東京層は第３紀に生じた岩石で下部、中部、上部の３層からなっている。下部層は、主に青灰色の凝灰質粘土からなり、中部層は下部砂礫層と下部粘土層、上部層は灰色や褐色の砂もしくは礫の上部砂礫層からなっている。

なお、区内の地盤高については、都内東部低地帯にあっては最も恵まれた地盤を持ち、しばしば問題となっている地盤沈下は量的に微少であり、江東方面とは様相を異にし、沈下によって生ずる各種の支障はない。

地　形

区の大部分は、江戸時代以降の埋め立てによってできたものであるため起伏に乏しく傾斜は非常に緩慢である。

広がり		最端位置		土地高低	
				最高	最低
東西	約３㎞	東	日本橋浜町三丁目	日本橋本石町三丁目２番 A.P.＋5.8683m	日本橋浜町三丁目45番 A.P.＋1.8278m
		西	銀座八丁目		
南北	約5.5㎞	南	晴海五丁目		
		北	日本橋馬喰町二丁目		

◎A.P.…霊岸島量水標零位（荒川工事基準面）（都土木技術支援・人材育成センター『水準基標測量成果表（基準日・令和７年１月１日）』より）

人　口

夜間人口

都の人口は、昭和37年２月に1,000万人を突破し、令和８年４月１日現在では約1,400万人（住民基本台帳）を数えるに至った。

都心に位置する本区は、日本経済の中心地として繁栄する一方、昭和29年以来人口減少が続き、昭和50年８月に10万人を割り込んだ。

しかし、定住人口回復施策と近年の都心回帰現象との相乗効果により、平成18年４月４日に、昭和50年以来、31年ぶりの10万人台回復を達成した。その後、令和８年１月１日現在の定住人口が191,015人となり、引き続き、過去最大を記録し、現在も力強い人口増加が続いている。

昼間人口

本区は夜間人口こそ23区中、千代田区に次いで少ない区であるが、区内の各会社・商店・事務所などに通勤し、区内各学校へ通学してくる人々などを合わせた昼間人口は、令和２年の国勢調査によると約63万人である。

これに、商業・経済の中心地という区の特徴から、商用・社用・観光などで一時的に来訪する人々を加えると膨大な数になると思われる。

男女別人口および密度　（令和８年１月１日現在　住民基本台帳人口）

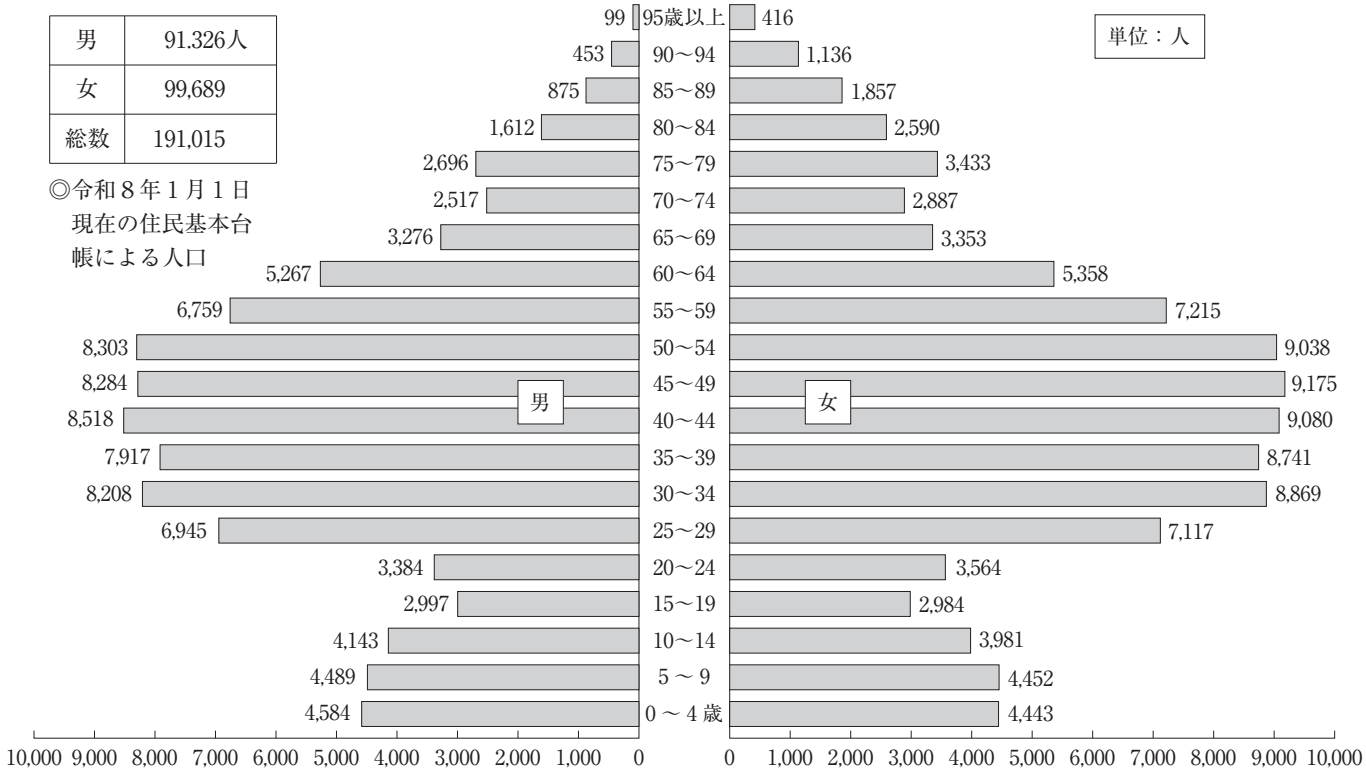
世帯数	人口			女100人につき男	１世帯当たり人員	人口密度（人／㎢）
	男	女	総数			
108,424世帯	91,326人	99,689	191,015	91.6人	1.76人	18,884（23,081）

◎人口密度の（　　）内は、中央区陸地面積8.276㎢を使用している。

年齢別人口　（令和８年１月１日現在　住民基本台帳人口）

年少人口（０～14歳）			生産年齢人口（15～64歳）			老年人口（65歳以上）		
男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数
13,216人	12,876	26,092	66,582人	71,141	137,723	11,528人	15,672	27,200

年齢別人口構成図



国勢調査人口

区の人口推移を見ると、大正９年第１回国勢調査で269,812人であり、その後の国勢調査人口は減少傾向をたどってはいたが、昭和15年までは20万人台であった。しかし、昭和16年に始まった太平洋戦争による応召、疎開、戦災などのため昭和20年の人口調査では76,220人と戦前の３分の１以下に激減した。

その後復員、疎開からの復帰、戦災復興とともに急速に人口は伸び、昭和30年国勢調査までは増加を続けたものの、戦前の人口には到底及ばなかった。この昭和30年をピークに区の人口は減少し、昭和50年にはついに10万人を割ったが、平成12年の国勢調査で増加に転じた。

なお、令和２年の国勢調査では、169,179人で、全都総人口14,047,594人の約1.20%、区部総人口9,733,276人の約1.74%となっている。

人口および世帯数の推移　（国勢調査および人口調査による）

年次	人口	対前回増加数	対前回増加率	世帯数	対前回増加数	対前回増加率（%）	１世帯当たり人員
大正９年	269,812人	—	—	50,959世帯	—	—	5.29人
〃 14年	225,365	△ 44,447人	△ 16.5%	44,883	△ 6,076世帯	△ 11.9%	5.02
昭和５年	239,533	14,168	6.3	43,777	△ 1,106	△ 2.5	5.47
〃 10年	261,205	21,672	9.0	46,597	2,820	6.4	5.61
〃 15年	244,046	△ 17,159	△ 6.6	47,725	1,128	2.4	5.11
※ 〃 19年	188,871	△ 55,175	△ 22.6				
※ 〃 20年	76,220	△ 112,651	△ 59.6				
※ 〃 21年	103,494	27,274	35.8	29,180	△ 18,545	△ 38.9	3.55
〃 22年	139,179	35,685	34.5	36,407	7,227	24.8	3.82
※ 〃 23年	150,436	11,257	8.1				
〃 25年	161,925	11,489	7.6	37,750	1,343	3.7	4.29
〃 30年	171,316	9,391	5.8	34,472	△ 3,278	△ 8.7	4.97
〃 35年	161,299	△ 10,017	△ 5.8	33,171	△ 1,301	△ 3.8	4.86
〃 40年	128,017	△ 33,282	△ 20.6	29,569	△ 3,602	△ 10.9	4.33
〃 45年	103,850	△ 24,167	△ 18.9	27,033	△ 2,536	△ 8.6	3.84
〃 50年	90,097	△ 13,753	△ 13.2	27,283	250	0.9	3.30
〃 55年	82,700	△ 7,397	△ 8.2	31,459	4,176	15.3	2.63
〃 60年	79,973	△ 2,727	△ 3.3	31,567	108	0.3	2.53
平成２年	68,041	△ 11,932	△ 14.9	28,279	△ 3,288	△ 10.4	2.41
〃 ７年	63,923	△ 4,118	△ 6.1	28,268	△ 11	0.0	2.26
〃 12年	72,526	8,603	13.5	35,783	7,515	26.6	2.03
〃 17年	98,399	25,873	35.7	55,976	20,193	56.4	1.76
〃 22年	122,762	24,363	24.8	67,981	12,005	21.4	1.81
〃 27年	141,183	18,421	15.0	79,272	11,291	16.6	1.78
令和２年	169,179	27,996	19.8	92,533	13,261	16.7	1.83

※は人口調査による。
◎昭和19年、20年、23年は人口調査のみで世帯数は調査せず。

昼間人口および移動人口　（令和２年10月１日現在　国勢調査による）

昼間人口	流入超過人口	流入人口			流出人口		
		通勤者	通学者	総　数	通勤者	通学者	総　数
633,390人	464,211人	510,146人	2,884	513,030	44,319人	4,500	48,819

◎平成27年国勢調査による昼間人口は608,603人
◎国が公表した「不詳補完値」による令和２年国勢調査の昼間人口は771,583人

町丁別世帯数・人口・陸地面積・人口密度

（世帯数、人口は令和８年１月１日現在住民基本台帳による。
昼間人口は令和２年10月１日現在国勢調査による）

地域（町丁名）	世帯数	人口			陸地面積（㎡）	人口密度（人／ha）	昼間人口
		男	女	総数			
中央区	108,424	91,326	99,689	191,015	8,275,858	230.81	633,390
京橋地域	27,071	20,341	22,764	43,105	3,241,913	132.96	288,674
八重洲　二丁目	10	6	6	12	91,305	1.31	12,307
京橋	174	114	110	224	226,442	9.89	35,206
一丁目	53	31	33	64	80,191	7.98	11,015
二丁目	63	47	44	91	86,262	10.55	15,335
三丁目	58	36	33	69	59,989	11.50	8,856
銀座	2,430	1,608	1,814	3,422	860,408	39.77	103,745
一丁目	933	656	783	1,439	137,006	105.03	16,779
二丁目	438	287	345	632	88,661	71.28	8,930
三丁目	221	130	162	292	88,249	33.09	14,921
四丁目	127	85	94	179	85,130	21.03	10,438
五丁目	20	17	8	25	101,601	2.46	10,374
六丁目	29	24	21	45	100,287	4.49	10,525
七丁目	167	109	109	218	102,865	21.19	12,382
八丁目	495	300	292	592	156,609	37.80	19,396
新富	1,614	1,047	1,236	2,283	122,254	186.74	8,402
一丁目	968	591	725	1,316	81,049	162.37	4,912
二丁目	646	456	511	967	41,205	234.68	3,490
入船	2,043	1,390	1,567	2,957	93,237	317.15	6,534
一丁目	749	520	591	1,111	34,807	319.19	1,791
二丁目	672	456	493	949	24,736	383.65	1,867
三丁目	622	414	483	897	33,694	266.22	2,876
湊	4,213	3,510	3,879	7,389	139,185	530.88	6,410
一丁目	833	634	705	1,339	52,936	252.95	1,869
二丁目	1,604	1,464	1,533	2,997	37,759	793.72	1,691
三丁目	1,776	1,412	1,641	3,053	48,490	629.61	2,850
明石町	2,085	1,636	2,043	3,679	169,465	217.09	14,289
築地	5,906	4,282	5,049	9,331	770,754	121.06	45,503
一丁目	551	395	458	853	75,230	113.39	6,822
二丁目	808	541	629	1,170	72,106	162.26	6,092
三丁目	621	423	508	931	72,179	128.98	3,356
四丁目	480	326	305	631	77,233	81.70	5,080
五丁目	316	104	273	377	291,391	12.94	16,331
六丁目	1,188	930	1,067	1,997	105,927	188.53	4,217
七丁目	1,942	1,563	1,809	3,372	76,688	439.70	3,605
浜離宮庭園	0	0	0	0	203,866	0.00	38
八丁堀	2,564	1,926	2,016	3,942	240,634	163.82	25,877
一丁目	61	37	36	73	32,750	22.29	3,582
二丁目	755	571	584	1,155	74,946	154.11	10,762
三丁目	1,049	793	778	1,571	77,307	203.22	5,613
四丁目	699	525	618	1,143	55,631	205.46	5,920

地域（町丁名）	世帯数	人口			陸地面積（㎡）	人口密度（人／ha）	昼間人口
		男	女	総数			
新川	6,032	4,822	5,044	9,866	324,363	304.17	30,363
一丁目	2,225	1,722	1,728	3,450	172,634	199.84	17,908
二丁目	3,807	3,100	3,316	6,416	151,729	422.86	12,455
日本橋地域	34,793	26,958	29,759	56,717	2,703,015	209.83	264,020
本石町	50	42	41	83	98,560	8.42	6,256
一丁目	0	0	0	0	17,621	0.00	1,290
二丁目	0	0	0	0	28,206	0.00	1,968
三丁目	4	3	1	4	15,226	2.63	1,530
四丁目	46	39	40	79	37,507	21.06	1,468
室町	153	120	122	242	146,613	16.51	21,477
一丁目	93	68	75	143	59,121	24.19	6,425
二丁目	30	26	25	51	35,393	14.41	9,840
三丁目	3	4	3	7	23,576	2.97	306
四丁目	27	22	19	41	28,523	14.37	4,906
本町	1,192	939	944	1,883	183,633	102.54	22,389
一丁目	199	146	134	280	45,718	61.25	5,088
二丁目	126	95	117	212	35,482	59.75	5,039
三丁目	187	147	115	262	42,328	61.90	6,524
四丁目	680	551	578	1,129	60,105	187.84	5,738
小舟町	642	515	534	1,049	54,999	190.73	5,890
小伝馬町	675	531	565	1,096	77,658	141.13	8,879
大伝馬町	1,084	903	923	1,826	54,116	337.42	6,172
堀留町	2,075	1,517	1,671	3,188	89,768	355.14	10,815
一丁目	960	693	711	1,404	54,743	256.47	6,632
二丁目	1,115	824	960	1,784	35,025	509.35	4,183
富沢町	937	746	861	1,607	58,239	275.93	4,656
人形町	3,398	2,628	3,036	5,664	202,446	279.78	15,382
一丁目	998	754	920	1,674	59,755	280.14	5,366
二丁目	1,656	1,301	1,517	2,818	100,363	280.78	5,721
三丁目	744	573	599	1,172	42,328	276.89	4,295
小網町	900	683	692	1,375	78,013	176.25	9,408
蛎殻町	3,431	2,512	2,940	5,452	177,386	307.35	10,251
一丁目	2,473	1,861	2,159	4,020	103,510	388.37	6,430
二丁目	958	651	781	1,432	73,876	193.84	3,821
箱崎町	2,457	1,901	2,018	3,919	181,266	216.20	16,596
馬喰町	2,023	1,475	1,481	2,956	101,686	290.70	7,798
一丁目	1,151	863	880	1,743	59,558	292.66	4,654
二丁目	872	612	601	1,213	42,128	287.93	3,144
横山町	990	854	742	1,596	43,294	368.64	3,218
東日本橋	3,846	3,010	3,303	6,313	186,797	337.96	12,108
一丁目	771	596	638	1,234	49,460	249.49	2,991
二丁目	1,569	1,223	1,343	2,566	84,201	304.75	5,002
三丁目	1,506	1,191	1,322	2,513	53,136	472.94	4,115
久松町	588	476	547	1,023	39,930	256.20	3,129

地域（町丁名）	世帯数	人口			陸地面積（㎡）	人口密度（人／ha）	昼間人口
		男	女	総数			
浜町	7,214	5,704	6,830	12,534	304,976	410.98	16,635
一丁目	1,351	1,011	1,272	2,283	40,654	561.57	2,807
二丁目	2,941	2,340	2,786	5,126	163,461	313.59	7,700
三丁目	2,922	2,353	2,772	5,125	100,861	508.13	6,128
中洲	1,491	1,160	1,359	2,519	40,924	615.53	1,379
八重洲　一丁目	18	13	18	31	84,711	3.66	12,381
日本橋	199	153	144	297	261,045	11.38	45,652
一丁目	38	25	26	51	90,018	5.67	15,543
二丁目	44	35	29	64	94,212	6.79	16,390
三丁目	117	93	89	182	76,815	23.69	13,719
茅場町	905	687	678	1,365	138,697	98.42	16,215
一丁目	28	22	19	41	56,650	7.24	8,389
二丁目	443	333	300	633	52,292	121.05	5,219
三丁目	434	332	359	691	29,755	232.23	2,607
兜町	525	389	310	699	98,258	71.14	7,334
月島地域	46,560	44,027	47,166	91,193	2,330,930	391.23	80,695
佃	7,974	7,153	8,027	15,180	282,248	537.82	9,993
一丁目	1,362	1,312	1,401	2,713	45,813	592.19	1,583
二丁目	5,346	4,911	5,607	10,518	191,821	548.32	7,442
三丁目	1,266	930	1,019	1,949	44,614	436.86	968
月島	9,534	7,787	8,593	16,380	372,864	439.30	12,278
一丁目	3,023	2,804	3,091	5,895	96,339	611.90	4,113
二丁目	1,757	1,528	1,693	3,221	67,414	477.79	2,247
三丁目	2,730	1,967	2,143	4,110	112,361	365.79	3,054
四丁目	2,024	1,488	1,666	3,154	96,750	325.99	2,864
勝どき	15,668	14,681	15,938	30,619	450,780	679.24	21,206
一丁目	2,130	1,955	2,196	4,151	76,486	542.71	5,221
二丁目	1,518	1,228	1,304	2,532	64,772	390.91	2,342
三丁目	1,807	1,544	1,764	3,308	76,301	433.55	4,051
四丁目	3,470	3,406	3,432	6,838	63,219	1,081.64	1,485
五丁目	3,385	3,244	3,593	6,837	99,140	689.63	3,382
六丁目	3,358	3,304	3,649	6,953	70,862	981.20	4,725
豊海町	317	285	167	452	170,327	26.54	2,958
晴海	13,067	14,121	14,441	28,562	1,054,711	270.80	34,260
一丁目	1,948	1,862	2,163	4,025	207,067	194.38	23,136
二丁目	2,953	3,420	3,499	6,919	199,315	347.14	5,548
三丁目	2,592	2,606	2,664	5,270	108,748	484.61	3,844
四丁目	93	60	61	121	141,364	8.56	858
五丁目	5,481	6,173	6,054	12,227	398,217	307.04	874

◎人口密度は、陸地面積を使用した。陸地面積は、昭和48年版中央区政年鑑を基に算出した令和３年９月１日現在のものである。
日本橋地域の「東日本橋、八重洲一丁目、日本橋」を除く他の町名の「日本橋」冠称は省略した。
昼間人口の数値は推計値である。昼間人口の集計値は按分による小数点以下四捨五入のため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

世帯数と人口の推移

（各年１月１日現在　住民基本台帳による）

年次	世帯数	世帯当たり人員	人口	対前年人口増減
昭和60（1985）年	38,004	2.33	88,376	△ 360
昭和61（1986）年	37,757	2.31	87,150	△ 1,226
昭和62（1987）年	37,454	2.28	85,299	△ 1,851
昭和63（1988）年	36,767	2.26	82,984	△ 2,315
昭和64（1989）年	35,904	2.24	80,388	△ 2,596
平成２（1990）年	34,959	2.24	78,203	△ 2,185
平成３（1991）年	34,146	2.22	75,951	△ 2,252
平成４（1992）年	34,129	2.21	75,419	△ 532
平成５（1993）年	34,040	2.18	74,268	△ 1,151
平成６（1994）年	33,963	2.16	73,370	△ 898
平成７（1995）年	34,040	2.14	72,794	△ 576
平成８（1996）年	34,299	2.11	72,275	△ 519
平成９（1997）年	34,597	2.08	72,090	△ 185
平成10（1998）年	35,262	2.05	72,387	297
平成11（1999）年	36,427	2.02	73,706	1,319
平成12（2000）年	38,482	1.98	76,325	2,619
平成13（2001）年	40,859	1.95	79,582	3,257
平成14（2002）年	43,160	1.93	83,124	3,542
平成15（2003）年	45,650	1.89	86,358	3,234
平成16（2004）年	48,080	1.86	89,532	3,174
平成17（2005）年	51,740	1.81	93,791	4,259
平成18（2006）年	55,799	1.78	99,078	5,287
平成19（2007）年	58,368	1.75	102,431	3,353
平成20（2008）年	60,498	1.74	105,230	2,799
平成21（2009）年	63,660	1.74	110,702	5,472
平成22（2010）年	65,786	1.73	113,871	3,169
平成23（2011）年	67,351	1.74	116,930	3,059
平成24（2012）年	69,384	1.73	120,297	3,367
平成25（2013）年	74,293	1.73	128,628	8,331
平成26（2014）年	76,455	1.73	132,610	3,982
平成27（2015）年	79,418	1.74	138,088	5,478
平成28（2016）年	82,057	1.74	142,995	4,907
平成29（2017）年	85,381	1.75	149,640	6,645
平成30（2018）年	89,132	1.76	156,823	7,183
平成31（2019）年	91,852	1.77	162,502	5,679
令和２（2020）年	94,807	1.78	168,361	5,859
令和３（2021）年	95,812	1.78	170,583	2,222
令和４（2022）年	96,535	1.78	171,419	836
令和５（2023）年	98,723	1.76	174,074	2,655
令和６（2024）年	100,917	1.75	176,835	2,761
令和７（2025）年	106,555	1.76	187,404	10,569

年次	世帯数	世帯当たり人員	人口	対前年人口増減
令和８（2026）年	108,424	1.76	191,015	3,611

第２編　区　議　会

議決機関



議長　塚田　秀伸
就任　令和８年５月29日



副議長　墨谷　浩一
就任　令和８年５月29日

区議会は、区民の直接選挙によって選ばれた議員（任期４年）をもって構成され、区における立法機関であり、意思決定機関である。

すなわち、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定などの議決権をはじめ、選挙管理委員の選挙権、副区長・教育委員会委員・監査委員の選任・任命についての同意権、あるいは執行機関の事務の調査権など、その権能は多面にわたっている。

なお、議員定数は、区議会議員定数条例に基づいて、30人であり、現在の議員の任期は、令和９年４月30日までである。

区議会は、その能率的活動を確保するため、条例で４つの常任委員会および議会運営委員会が置かれている他、必要に応じて議決により特別委員会を置き、それぞれ付託された事案や請願などの審査を行っている。

また、区議会の活動状況を公正かつ妥当な立場に立って区民にお知らせするため、「ちゅうおう区議会だより」を年５回発行し、併せて区議会のホームページで、区議会に関する情報を提供するなど、区民と区議会を結ぶ懸け橋としてその充実に努めている。

ホームページアドレス
https://www.kugikai.city.chuo.lg.jp/

会派別議員数（令和８年６月22日現在）

条例定数30人　現員数28人

会派名	人数
中央区議会自由民主党議員団・政策の会（自民党・政策の会）	11人
かがやき中央（かがやき中央）	4
中央区議会公明党（公明党）	3
中央区民クラブ（区民クラブ）	2
日本共産党中央区議会議員団（日本共産党）	2
中央みらいテーブル（みらいテーブル）	2
士魂の会（士魂の会）	1
都民ファーストの会（都民ファースト）	1
中央区議会参政党（参政党）	1
中央区議会改革の会（改革の会）	1

◎（　）内は、会派名の略称

歴代議長・副議長名簿

議長				副議長			
代	氏名	就任	退任	代	氏名	就任	退任
初	中条勇次	昭和年月日 22.5.30	昭和年月日 26.4.30	初	青山千代造	昭和年月日 22.5.30	昭和年月日 26.4.30
2	宮入正則	26.5.28	28.5.29	2	沢田光吉	26.5.28	27.5.29
				3	片山多平	27.5.31	28.5.29
3	青山千代造	28.5.29	29.9.28	4	中野真一郎	28.5.29	29.6.10
				5	星野栄次郎	29.6.10	30.4.30
4	宮入正則	29.9.28	30.4.30	6	小林光三郎	30.5.25	31.5.30
5	岩山敬次郎	30.5.25	33.6.5	7	金森四郎	31.5.30	32.5.31
				8	塙真一	32.5.31	33.6.5
6	廣田信衛	33.6.5	34.4.30	9	山口信夫	33.6.5	34.4.30
7	松村梅吉	34.5.27	35.4.21	10	杉本義一	34.5.27	35.5.24
8	安田増太郎	35.5.24	38.4.30	11	神林清作	35.5.24	36.5.27
				12	篠原猛	36.5.27	38.4.30
9	中野真一郎	38.5.28	39.5.28	13	山下清吉	38.5.28	39.5.28
10	神林清作	39.5.28	40.5.30	14	鈴木幸八	39.5.28	40.5.30
11	吉野廣吉	40.5.30	41.6.1	15	松尾道	40.5.30	41.6.1
12	山口信夫	41.6.1	42.4.30	16	鈴木教生	41.6.1	42.4.30
13	片山多平	42.5.22	43.11.30	17	五島貞	42.5.22	43.11.13
14	河野清行	43.11.30	44.12.3	18	吉川竹蔵	43.11.30	44.9.25
15	山下清吉	44.12.3	45.3.1	19	花村哲	44.9.25	45.5.23
16	鈴木教生	45.3.11	46.4.30	20	山本直一	45.5.23	46.4.30
17	山口信夫	46.5.19	49.12.3	21	西川次郎	46.5.19	47.6.30
				22	小菅信作	47.6.30	49.12.3
18	花村哲	49.12.3	50.4.30	23	須貝清治	49.12.3	50.4.30
19	吉川竹蔵	50.5.26	51.5.31	24	登内実	50.5.26	51.5.31
20	西川次郎	51.5.31	52.5.31	25	小沢勲	51.5.31	52.5.31
21	須貝清治	52.5.31	53.5.31	26	細谷勝次	52.5.31	53.5.31
22	花村哲	53.5.31	54.2.2	27	六角精祐	53.5.31	54.4.30
23	藤間陽一郎	54.2.9	54.4.30				
24	藤間陽一郎	54.5.31	56.9.25	28	篠原猛	54.5.31	55.5.31
				29	立石晴康	55.5.31	56.6.15
25	小沢勲	56.9.25	57.10.26	30	矢吹和重	56.6.15	57.11.30
26	篠原猛	57.11.5	58.4.30	31	間野英躬	57.11.30	58.4.30
27	登内実	58.5.30	59.5.29	32	前川泰彦	58.5.30	59.5.29
28	矢吹和重	59.5.29	61.5.30	33	原田俊雄	59.5.29	61.5.30
29	西川次郎	61.5.30	61.11.28	34	登内実	61.5.30	62.4.30
30	藤間陽一郎	61.11.28	62.4.30				

議長				副議長			
代	氏名	就任	退任	代	氏名	就任	退任
31	大　塚　忠　彦	62. 6. 3	63. 3. 31	35	原　田　徳　雄	62. 6. 3	63. 5. 30
32	藤　間　陽一郎	63. 3. 31	平成年月日 2. 5. 21	36	宮　澤　一　郎	63. 5. 30	平成年月日 元. 5. 30
				37	押　田　まり子	平成年月日 元. 5. 30	2. 5. 21
33	宮　澤　一　郎	平成年月日 2. 5. 21	3. 3. 4	38	高　橋　伸　治	2. 5. 21	3. 4. 30
34	松　尾　又次郎	3. 3. 4	3. 4. 30				
35	原　田　俊　雄	3. 5. 31	4. 5. 26	39	富　永　克　子	3. 5. 31	4. 5. 29
36	押　田　まり子	4. 5. 26	5. 5. 26	40	田　畑　五十二	4. 5. 29	5. 5. 26
37	礒　野　義　夫	5. 5. 26	6. 5. 26	41	喜多川　　誠	5. 5. 26	6. 5. 26
38	高　崎　修　一	6. 5. 26	7. 4. 30	42	神　林　　烈	6. 5. 26	7. 4. 30
39	礒　野　義　夫	7. 5. 29	8. 5. 31	43	守　本　利　雄	7. 5. 29	8. 5. 31
40	常　山　南　洲	8. 5. 31	9. 5. 30	44	青　木　一　雅	8. 5. 31	9. 5. 30
41	喜多川　　誠	9. 5. 30	10. 5. 29	45	鈴　木　久　雄	9. 5. 30	10. 5. 29
42	神　林　　烈	10. 5. 29	11. 4. 30	46	富　永　克　子	10. 5. 29	11. 4. 30
43	鈴　木　久　雄	11. 5. 27	12. 5. 31	47	佐　藤　孝太郎	11. 5. 27	12. 5. 31
44	高　橋　伸　治	12. 5. 31	13. 5. 31	48	石　島　秀　起	12. 5. 31	13. 5. 31
45	小　林　高　光	13. 5. 31	14. 5. 31	49	渡　部　博　年	13. 5. 31	14. 5. 31
46	今　野　弘　美	14. 5. 31	15. 4. 30	50	田　畑　五十二	14. 5. 31	15. 4. 30
47	石　島　秀　起	15. 5. 27	16. 5. 31	51	青　木　幸　子	15. 5. 27	16. 5. 31
48	押　田　まり子	16. 5. 31	17. 5. 31	52	坂　戸　三　郎	16. 5. 31	17. 5. 31
49	中　嶋　ひろあき	17. 5. 31	18. 5. 31	53	田　畑　五十二	17. 5. 31	19. 4. 30
50	神　林　　烈	18. 5. 31	19. 4. 30				
51	鈴　木　久　雄	19. 5. 28	20. 5. 30	54	鈴　木　幸　子	19. 5. 28	20. 5. 30
52	今　野　弘　美	20. 5. 30	21. 5. 29	55	高　橋　伸　治	20. 5. 30	21. 5. 29
53	石　島　秀　起	21. 5. 29	22. 5. 31	56	植　原　恭　子	21. 5. 29	22. 5. 31
54	中　嶋　ひろあき	22. 5. 31	23. 4. 30	57	石　田　英　朗	22. 5. 31	23. 4. 30
55	石　田　英　朗	23. 5. 26	25. 5. 31	58	守　本　利　雄	23. 5. 26	25. 5. 31
56	原　田　賢　一	25. 5. 31	27. 4. 30	59	中　島　賢　治	25. 5. 31	27. 4. 30
57	鈴　木　久　雄	27. 5. 26	28. 5. 31	60	石　田　英　朗	27. 5. 26	29. 5. 31
58	押　田　まり子	28. 5. 31	29. 5. 31				
59	礒　野　　忠	29. 5. 31	31. 4. 30	61	田　中　広　一	29. 5. 31	31. 4. 30
60	押　田　まり子	令和年月日 元. 5. 28	令和年月日 3. 5. 31	62	田　中　広　一	令和年月日 元. 5. 28	令和年月日 3. 5. 31
61	木　村　克　一	3. 5. 31	5. 4. 30	63	中　島　賢　治	3. 5. 31	5. 4. 30
62	瓜　生　正　高	5. 5. 26	7. 5. 30	64	礒　野　　忠	5. 5. 26	7. 5. 30
63	原　田　賢　一	7. 5. 30	8. 5. 29	65	塚　田　秀　伸	7. 5. 30	8. 5. 29
64	塚　田　秀　伸	8. 5. 29	在任中	66	墨　谷　浩　一	8. 5. 29	在任中

区議会議員名簿

（令和８年６月29日現在）

議席番号	氏名	住所	電話	会派
1	ほづみ　ゆうき	築地１－１－１　中央区議会会派控室	（3546）5566 会派控室	かがやき中央（幹事長）
2	上　田　かずき	東日本橋２-21-６	（6555）5280	かがやき中央
3	アルールうた子	築地１－１－１　中央区議会会派控室	（6280）4960	都民ファースト
4	黒　原　裕　司	日本橋大伝馬町２-12-703	090（1185）7470	参政党
5	川　畑　善　智	東日本橋２-25-４　サンライズ升和ビル１階	090（9849）0869	改革の会
6	白　須　　夏	新川１－３-21	090（5333）0911	士魂の会
7	高　橋　元　気	晴海５－１－９　晴海テラス1907号	090（4171）7921	みらいテーブル
8	欠員			
9	欠員			
10	小　坂　和　輝	佃１－９－３　こども元気ビル１F	（5547）1191	かがやき中央
11	青　木　か　の	月島３－３-13-502	090（4829）4702	かがやき中央
12	永　井　佳　代	晴海３－６－８	090（2098）6284	自民党・政策の会
13	田　中　耕太郎	日本橋小舟町11-８　中西ビル７階	090（1536）3296	自民党・政策の会
14	かみや　俊　宏	日本橋浜町２-19-３	（3666）6651	自民党・政策の会
15	竹　内　幸　美	勝どき３－６－６	090（1535）0182	自民党・政策の会
16	渡　部　恵　子	晴海３-13-１	090（3148）6519	区民クラブ
17	山　本　理　恵	築地１－９-13	（4330）7444	区民クラブ（幹事長）
18	梶　谷　優　香	佃２－９－１	080（7139）0615	みらいテーブル（幹事長）
19	奥　村　暁　子	佃１-11-３-1010	080（3389）2326	日本共産党
20	小　栗　智恵子	日本橋浜町３-41-５	（3249）1762	日本共産党（幹事長）
21	塚　田　秀　伸	日本橋兜町９-11-501	090（5761）0060	自民党・政策の会
22	瓜　生　正　高	佃３－１-11	090（4832）0914	自民党・政策の会
23	太　田　　太	佃２－２-11-610	090（2470）3798	自民党・政策の会
24	海老原　崇　智	日本橋堀留町１－６－９	（3661）5090	自民党・政策の会（幹事長）
25	木　村　克　一	新富１－７－２	080（1181）3803	自民党・政策の会
26	礒　野　　忠	築地４-12-２-901	（3542）2555	自民党・政策の会
27	原　田　賢　一	月島４－３-17　原田ビル301号	（3533）2227	自民党・政策の会
28	堀　田　弥　生	日本橋浜町３-23-８	090（1224）2389	公明党（幹事長）
29	墨　谷　浩　一	月島３-31-６-305	080（5003）5161	公明党
30	田　中　広　一	築地１－１－１　中央区議会会派控室	（3546）5565 会派控室	公明党

委員会

常任委員会

（令和８年５月29日現在）

委員会名	所管事項	定数	委員名（◎委員長　○副委員長）
企画総務	企画部、総務部、会計室、選挙管理委員会および監査委員に関することならびに他の委員会に属しないこと	７人	◎竹内　幸美　○梶谷　優香　海老原崇智 上田かずき　堀田　弥生　山本　理恵 小栗智恵子
区民文教	区民部および教育委員会に関すること	7	◎原田　賢一　○永井　佳代　塚田　秀伸 太田　　太　小坂　和輝　渡部　恵子 アルールうた子
福祉保健	福祉保健部および保健所に関すること	7	◎瓜生　正高　○奥村　暁子　礒野　　忠 ほづみゆうき　田中　広一　高橋　元気 黒原　裕司
環境建設	環境土木部および都市整備部に関すること	7	◎かみや俊宏　○田中耕太郎　木村　克一 青木　かの　墨谷　浩一　白須　　夏 川畑　善智

議会運営委員会

（令和８年５月29日現在）

委員会名	付託事件	定数	委員名（◎委員長　○副委員長）
議会運営	○議会の運営に関する事項 ○議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ○議長の諮問に関する事項 以上の調査および議案、請願等の審査	８人	◎太田　　太　○原田　賢一　海老原崇智 ほづみゆうき　堀田　弥生　山本　理恵 小栗智恵子　梶谷　優香

特別委員会

（令和８年５月29日現在）

委員会名	付託事件	設置年月日	委員名（◎委員長　○副委員長）
築地まちづくり・環境対策	築地市場跡地開発及び築地・東銀座地区のまちづくりに関すること 脱炭素社会の実現を目指したまちづくりに関すること	令和8.5.29	◎田中　広一　○小栗智恵子　礒野　　忠 太田　　太　田中耕太郎　小坂　和輝 黒原　裕司
区制施行80周年等にぎわいの向上・創出対策	区制施行80周年事業に関すること 区の魅力の発掘・発信とにぎわいの向上・創出に関すること	令和8.5.29	◎渡部　恵子　○高橋　元気　原田　賢一 木村　克一　竹内　幸美　ほづみゆうき 川畑　善智
子ども・教育環境整備対策	子どもの健やかな成長と地域社会で活躍できる環境づくりに関すること	令和8.5.29	◎山本　理恵　○堀田　弥生　瓜生　正高 永井　佳代　上田かずき　奥村　暁子 梶谷　優香
区民生活等安全・安心対策	暮らしやすく、安心して住み続けられるまちづくりに関すること	令和8.5.29	◎青木　かの　○海老原崇智　かみや俊宏 永井　佳代　墨谷　浩一　白須　　夏 アルールうた子

区議会活動状況

定例会・臨時会（令和７年１月～12月）

区分	定例会	臨時会	計	議決など件数
開会回数	４回	２回	６回	126件
本会議開会日数	21日	４日	25日	

議案などの議決件数

1　条例の制定・改廃
　中央区密集街区環境改善まちづくり基金条例　外53件
2　予算
　令和７年度中央区一般会計予算　外11件
3　決算
　令和６年度中央区各会計歳入歳出決算　１件
4　契約および財産
　中央区立泰明小学校及び中央区立泰明幼稚園内部改修工事（建築工事）請負契約　外32件
5　特別区道の路線の認定・廃止・変更
　特別区道の路線の認定及び変更について　外１件
6　長の専決処分の承認
　中央区特別区税条例の一部を改正する条例　１件
7　選任・任命同意
　中央区副区長の選任同意について　外２件
8　選挙
　議長選挙　外１件
9　特別委員会の設置
　予算特別委員会　外１件
10　常任・議会運営・特別委員会委員の選任・変更
　企画総務委員会　外10件
11　議員提出議案
　中央区議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例　１件
12　その他
　指定管理者の指定について　外２件
　人権擁護委員の候補者の推薦について　１件

常任・議会運営・特別委員会の開会状況
（令和７年１月～12月）

委員会名		開会数
常任委員会	企画総務	17回
	区民文教	12
	福祉保健	12
	環境建設	12
議会運営		31
特別委員会	築地等都市基盤対策	6
	地域活性化対策	6
	子ども子育て・高齢者対策	6
	防災等安全対策	6
	予算	13
	決算	11
計		132回

委員会別の請願件数（令和７年１月～12月受理分）
（単位：件）

企画総務	区民文教	福祉保健	環境建設	受理総数
2	0	0	1	3

委員会別の陳情件数（令和７年１月～12月受理分）
（単位：件）

企画総務	区民文教	福祉保健	環境建設	議会運営	受理総数
11	6	5	2	1	18※

※陳情は、関係する各委員会に送付していることから総数と一致しない。

区議会議員待遇者会

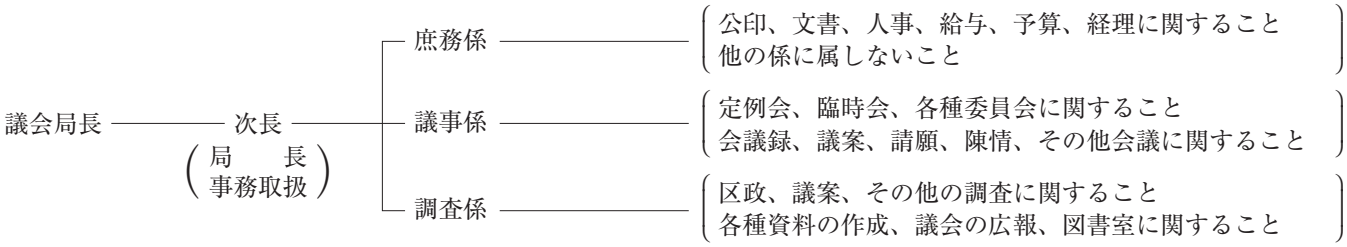
本区区議会議員として、満８年以上その職にあった者が退職したときは、中央区議会議員待遇者規程（昭和27年４月１日告示第72号）によって終身、議員待遇者として礼遇されることになっている。

これらの人々によって区議会議員待遇者会が結成され、区民の福祉増進を図るとともに区政の振興発展に協力し、また、会員相互の融和親睦のため運営されている。

令和８年４月20日現在の会員数は14人である。

区議会議会局

区議会の事務を行う事務局として、議会局が置かれている。議会局には、議長の任命する議会局長以下14人の職員が配置され、議長の命を受け以下の組織により事務を処理している。



第３編　行　　政

執行機関



区長　山本　泰人
就任　令和５年４月27日



副区長　田中　智彦
就任　令和５年７月１日



副区長　吉田　不曇
就任　令和７年12月１日

執行機関は、地方公共団体の意思決定機関である議会に対し、地方公共団体の事務を管理執行する地位にある機関である。

本区の執行機関は、区を総括し、これを代表する区長と各種の行政委員会および委員によって構成される。

歴代区長

区　分	氏　名	就　任	退　任
初　代	山　本　泰　介	昭和22年４月23日	昭和26年４月14日
2　代	野　宗　英一郎	昭和26年４月26日	昭和30年１月21日
3　代	野　宗　英一郎	昭和30年１月22日	昭和34年１月21日
4　代	野　宗　英一郎	昭和34年１月22日	昭和38年１月21日
5　代	野　宗　英一郎	昭和38年３月４日	昭和42年３月３日
6　代	折　田　進　二	昭和42年６月９日	昭和46年６月８日
7　代	折　田　進　二	昭和46年６月９日	昭和50年４月26日
8　代	横　関　政　一	昭和50年４月27日	昭和54年４月26日
9　代	横　関　政　一	昭和54年４月27日	昭和58年４月26日
10　代	横　関　政　一	昭和58年４月27日	昭和62年４月26日
11　代	矢　田　美　英	昭和62年４月27日	平成３年４月26日
12　代	矢　田　美　英	平成３年４月27日	平成７年４月26日
13　代	矢　田　美　英	平成７年４月27日	平成11年４月26日
14　代	矢　田　美　英	平成11年４月27日	平成15年４月26日
15　代	矢　田　美　英	平成15年４月27日	平成19年４月26日
16　代	矢　田　美　英	平成19年４月27日	平成23年４月26日
17　代	矢　田　美　英	平成23年４月27日	平成27年４月26日
18　代	矢　田　美　英	平成27年４月27日	平成31年４月26日
19　代	山　本　泰　人	平成31年４月27日	令和５年４月26日
20　代	山　本　泰　人	令和５年４月27日	在　任　中

区役所・特別出張所の位置および所管区域

所在地	所管区域
本庁 築地１－１－１ ☎（3543）0211	八重洲二丁目、京橋一～三丁目、銀座一～八丁目、新富一・二丁目、入船一～三丁目、湊一～三丁目、明石町、築地一～七丁目、浜離宮庭園、八丁堀一～四丁目、新川一・二丁目
日本橋特別出張所 日本橋蛎殻町１－31－１ ☎（3666）4251	日本橋本石町一～四丁目、日本橋室町一～四丁目、日本橋本町一～四丁目、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町一・二丁目、日本橋富沢町、日本橋人形町一～三丁目、日本橋小網町、日本橋蛎殻町一・二丁目、日本橋箱崎町、日本橋馬喰町一・二丁目、日本橋横山町、東日本橋一～三丁目、日本橋久松町、日本橋浜町一～三丁目、日本橋中洲、八重洲一丁目、日本橋一～三丁目、日本橋茅場町一～三丁目、日本橋兜町
月島特別出張所 月島４－１－１ ☎（3531）1151	佃一～三丁目、月島一～四丁目、勝どき一～六丁目、豊海町
晴海特別出張所 晴海４－８－１ ☎（3520）8096	晴海一～五丁目

窓口の時間延長

行政サービスをより利用しやすくするために、区民生活に関わりの深い事務について、毎週水曜日午後７時まで窓口の時間延長を行っている（祝日・休日および12月28日から１月４日までは除く）。

業務時間延長実施窓口・取り扱い業務

実施窓口	取り扱い業務
区民生活課	住民基本台帳の転出入・転居・世帯変更などの異動処理、印鑑登録・廃止、戸籍届け書の受領、各種証明書の交付（住民票、印鑑証明、戸籍）、マイナンバーカードの交付、特別永住許可の申請の受理など
税務課	区税収納、納税相談、申告書の受け付け、課税・納税証明、軽自動車税の登録・廃車申請受け付け
子ども子育て支援課	児童手当など各種手当・子ども医療証申請受け付けなど
障害者福祉課	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の住所変更などの受け付け、心身障害者福祉手当などの受け付け、心身障害者医療費助成受給者証の交付など
介護保険課	要介護認定申請の受け付け、被保険者証および負担割合証再交付申請の受け付け、介護サービス申請の受け付け
保険年金課	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の加入・喪失届の受け付け、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の収納・納付相談など
日本橋特別出張所	住民基本台帳の転出入・転居・世帯変更などの異動処理をはじめ本庁が対応する業務のうちの一部の業務
月島特別出張所	
晴海特別出張所	

日曜開庁

区民サービスのより一層の向上を図るため、日曜日に窓口の一部を開いている（平成21年度から開始）。

・開庁日時

日曜日の午前９時から午後５時まで。ただし、毎月第３土曜日の翌日の日曜日、年末年始（12月29日から１月３日まで）は開庁しない。

・開設場所

区役所本庁舎１階

開設窓口および取り扱い業務

開設窓口		取り扱い業務
区民生活課	住民記録係	住民基本台帳の転出入・転居・世帯変更などの異動処理、住民票の写しなどの交付、印鑑登録・廃止、印鑑登録証明書の交付、マイナンバーカードの交付、特別永住許可の申請の受理など
	戸籍係	戸籍届け書の受領、戸籍全部事項証明書・個人事項証明書などの交付
保険年金課	資格係（１階区民生活課住民記録係窓口において業務を行う）	国民健康保険の加入・喪失届、後期高齢者医療に関する資格の届け出の受け付け

◎他の区市町村や関係機関との連携が必要な業務（国外からの転入、広域交付住民票の写しの交付、戸籍の届け出の受理・不受理の決定）については行っていない。

◎戸籍証明書の広域交付は行っていない。

職　員　配　置　表

（令和８年４月１日現在）（単位：人）

所属別＼職層別	合計	参事	専門参事	副参事	専門副参事	主事	幼稚園教諭
区役所 計	(90) 1,470	16	2	(1) 46	1	(89) 1,405	
企画部							
政策企画課	(2) 14	1		2		(2) 11	
財政課	11			1		10	
広報課	14			1		13	
シティプロモーション推進課	5			1		4	
情報システム課	(2) 22			2		(2) 20	
施設整備課	(1) 23			1		(1) 22	
計	(5) 89	1		8		(5) 80	
総務部							
秘書室	3	1				2	
総務課	(3) 39	2	1	(1)		(2) 36	
職員課	(1) 35			1		(1) 34	
経理課	(1) 12			1		(1) 11	
税務課	(6) 49			1		(6) 48	
計	(11) 138	3	1	(1) 3		(10) 131	
防災危機管理室							
防災危機管理課	29	1		3		25	
計	29	1		3		25	
区民部							
区民生活課	(4) 39	1		1		(4) 37	
地域振興課	(1) 20			1		(1) 19	
文化・生涯学習課	(2) 18			1		(2) 17	
スポーツ課	(1) 11			1		(1) 10	
商工観光課	(3) 17			1		(3) 16	
日本橋特別出張所	16			1		15	
月島特別出張所	(3) 16			1		(3) 15	
晴海特別出張所	(2) 14			1		(2) 13	
計	(16) 151	1		8		(16) 142	
福祉保健部							
地域福祉課	(2) 46	2				(2) 44	
障害者福祉課	(1) 24			1		(1) 23	
保険年金課	(1) 24			1		(1) 23	
福祉センター	28			1		27	
子ども発達支援センター	14					14	
計	(4) 136	2		3		(4) 131	
子ども施策推進室							
子ども子育て支援課	(25) 287	1		1		(25) 285	
保育課	(4) 33			1		(4) 32	
放課後対策課	(1) 44			1		(1) 43	
子ども家庭支援センター	22			1		21	
計	(30) 386	1		4		(30) 381	
区役所 高齢者施策推進室							
高齢者福祉課	(1) 23	1		1		(1) 21	
介護保険課	(3) 37			1		(3) 36	
計	(4) 60	1		2		(4) 57	
保健所							
生活衛生課	(2) 59		1	1		(2) 57	
健康推進課	(5) 50				1	(5) 49	
日本橋保健センター	(1) 12			1		(1) 11	
月島保健センター	(1) 12			1		(1) 11	
晴海保健センター	16					16	
計	(9) 149		1	3	1	(9) 144	
環境土木部							
管理調整課	(1) 27	2				(1) 25	
交通課	18			2		16	
環境課	26			1		25	
水とみどりの課	(2) 29			1		(2) 28	
道路課	(1) 37			1		(1) 36	
中央清掃事務所	100			1		99	
計	(4) 237	2		6		(4) 229	
都市整備部							
都市計画課	(5) 11	2				(5) 9	
地域整備課	(1) 21			2		(1) 19	
住宅課	12			1		11	
建築課	(1) 25			1		(1) 24	
計	(7) 69	2		4		(7) 63	
都市活性プロジェクト推進室							
都心再生推進課	6	1		1		4	
基盤事業調整課	5			1		4	
計	11	1		2		8	
会計管理者							
会計室	15	1				14	
計	15	1				14	
行政委員会など 教育委員会	(15) 237	1		6		(8) 149	(7) 81
選挙管理委員会事務局	7			1		6	
監査事務局	5	1				4	
区議会議会局	14	1				13	
計	(15) 263	3		7		(8) 172	(7) 81
合計	(105) 1,733	19	2	(1) 53	1	(97) 1,577	(7) 81

注　1　区長、副区長および教育長を除く。
2　部長、防災危機管理室長、子ども施策推進室長、高齢者施策推進室長、保健所長および都市活性プロジェクト推進室長は各庶務主管課に、企画部副参事（計画・特命担当）は企画部政策企画課に、企画部副参事（デジタル推進・特命担当）は企画部情報システム課に、総務部秘書担当部長は総務部秘書室に、総務部参事（連絡調整・特命担当）、総務部参事（法務・特命担当）および総務部副参事（特命担当）は総務部総務課に、総務部地域防災担当課長および総務部副参事（防災計画等・特命担当）は総務部防災危機管理課に、福祉保健部参事（連絡調整・特命担当）は福祉保健部地域福祉課に、環境土木部参事（連絡調整・特命担当）は環境土木部管理調整課に、環境土木部副参事（交通安全対策・特命担当）は環境土木部交通課に、都市整備部参事（連絡調整・特命担当）は都市整備部都市計画課に、都市整備部まちづくり事業担当課長は都市整備部地域整備課に含む。
保健衛生担当部長は保健所長で、総務部副参事（生活安全・特命担当）は環境土木部副参事（交通安全対策・特命担当）で、区民部副参事（産業振興・特命担当）は商工観光課長で、子ども発達支援センター所長は福祉センター所長で、保育施設支援担当課長は保育課長で、地域保健担当課長は日本橋保健センター所長で、晴海保健センター所長は月島保健センター所長で、都市整備部副参事（建築確認指導調整・特命担当）は地域整備課長で、それぞれ兼務のため計上。
3　（　）内は、育児休業、休職、都市整備公社等派遣を外数で示す。
4　【内訳：育児休業76人、休職20人、都市整備公社派遣５人、社会福祉協議会派遣１人、勤労者サービス公社派遣２人、地方税共同機構１人】
5　特別区人事・厚生事務組合等派遣、臨時的任用職員、臨時的任用教員、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用短時間勤務職員を除く。
6　指導主事５人および暫定再任用フルタイム勤務職員61人を含む。

行政組織および分掌事務

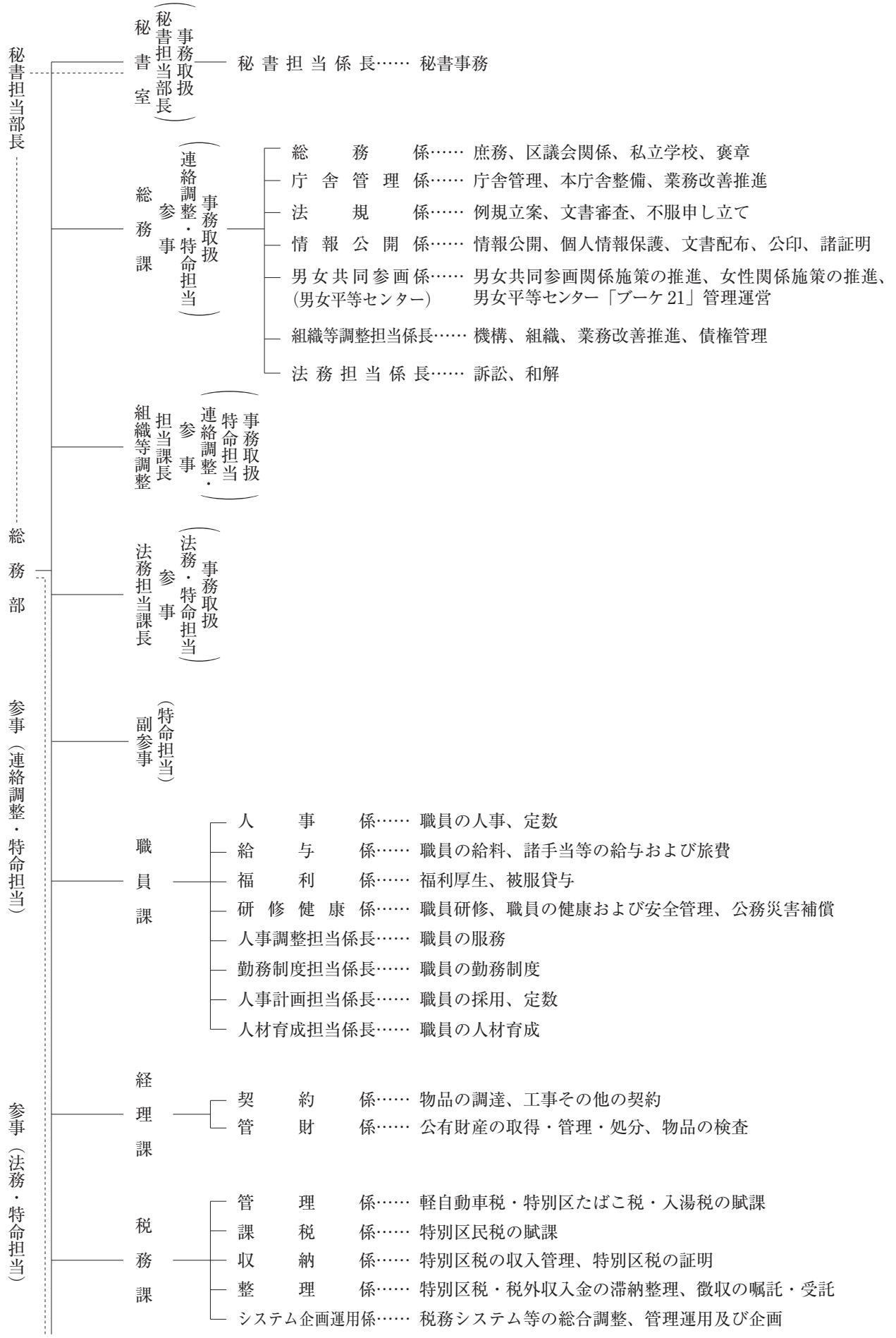
（区議会議会局および各種行政委員会については、それぞれの編に登載）

（令和８年７月１日現在）

区長（山本　泰人）　副区長（田中　智彦）
（吉田　不曇）

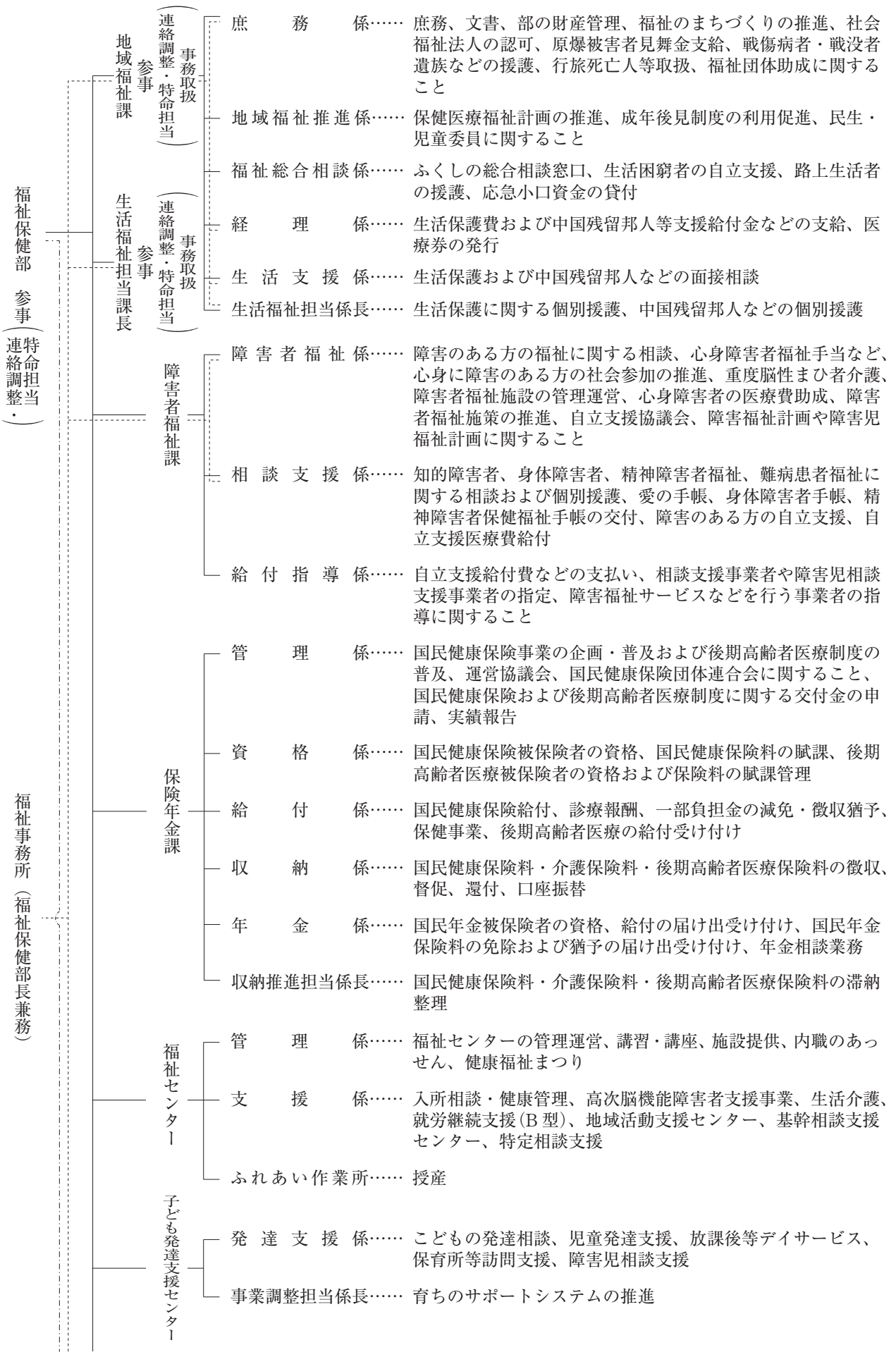
企画部

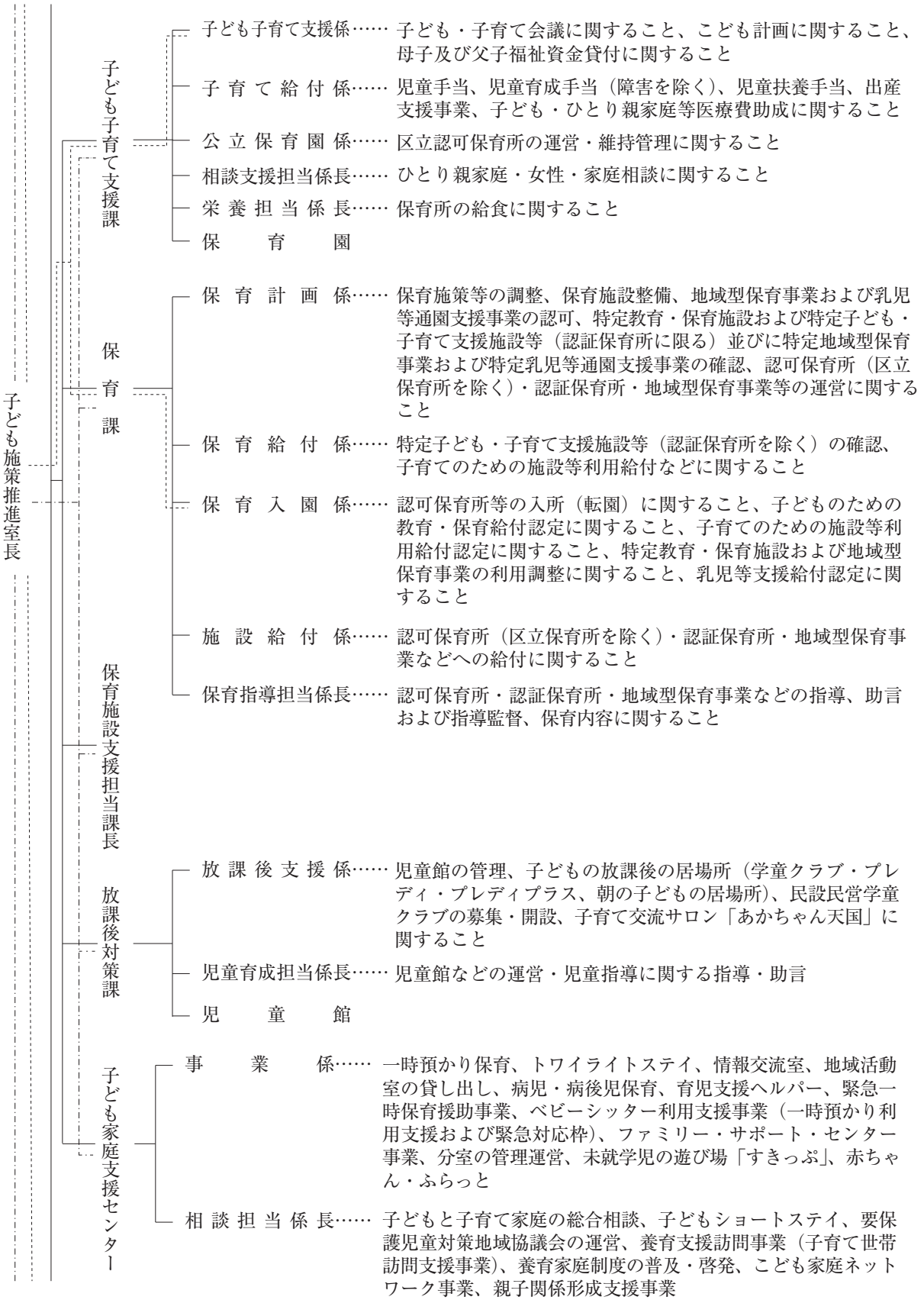
- 政策企画課
  - 政策企画担当係長…… 庶務、文書、庁議、調整会議、政策調整会議、重要政策の総合調整、区政一般の企画調整、基本構想、基本計画、施設整備計画、行政評価
  - 公共施設マネジメント担当係長…… 公共施設の整備計画・配置計画・活用
- 副参事（特命担当 計画・）
- 財政課
  - 財政担当係長…… 財政計画・調査、予算編成・執行管理・財務分析、特別区債の発行・償還、都区財政調整
- 広報課
  - 広報係…… 広報紙の発行、広報刊行物の発行、ホームページの運用、テレビ広報、ラジオ広報、SNSによる情報発信
  - 広聴係…… 区政に関する広聴および相談、区民の相談・要望対応（まごころステーション）、区政への提案
  - 報道担当係長…… 報道機関への情報提供・連絡（パブリシティ活動）
  - 戦略広報担当係長…… 全職員の情報発信に対する意識および広報力の向上
- シティプロモーション推進課
  - シティプロモーション推進係…… シティプロモーションの推進、地域の魅力発掘・発信支援、区の歴史アーカイブ・発信、インスタグラムなどによる魅力発信
- 情報システム課
  - 管理係…… 情報システムに係る総合調整、情報セキュリティ、住民情報システムの運用・保守
  - 開発支援係…… 新たに導入する情報システムに係る基盤構築等の支援、庁内ネットワークシステムの運用・保守
  - デジタル推進係…… DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進およびシステムの改善に係る総合調整、デジタルを活用した事務の見直し、情報システムの調査・研究
- 副参事（特命担当 デジタル推進・）
- 施設整備課
  - 施設整備担当係長…… 公共施設の営繕、維持保全・整備計画の技術的支援

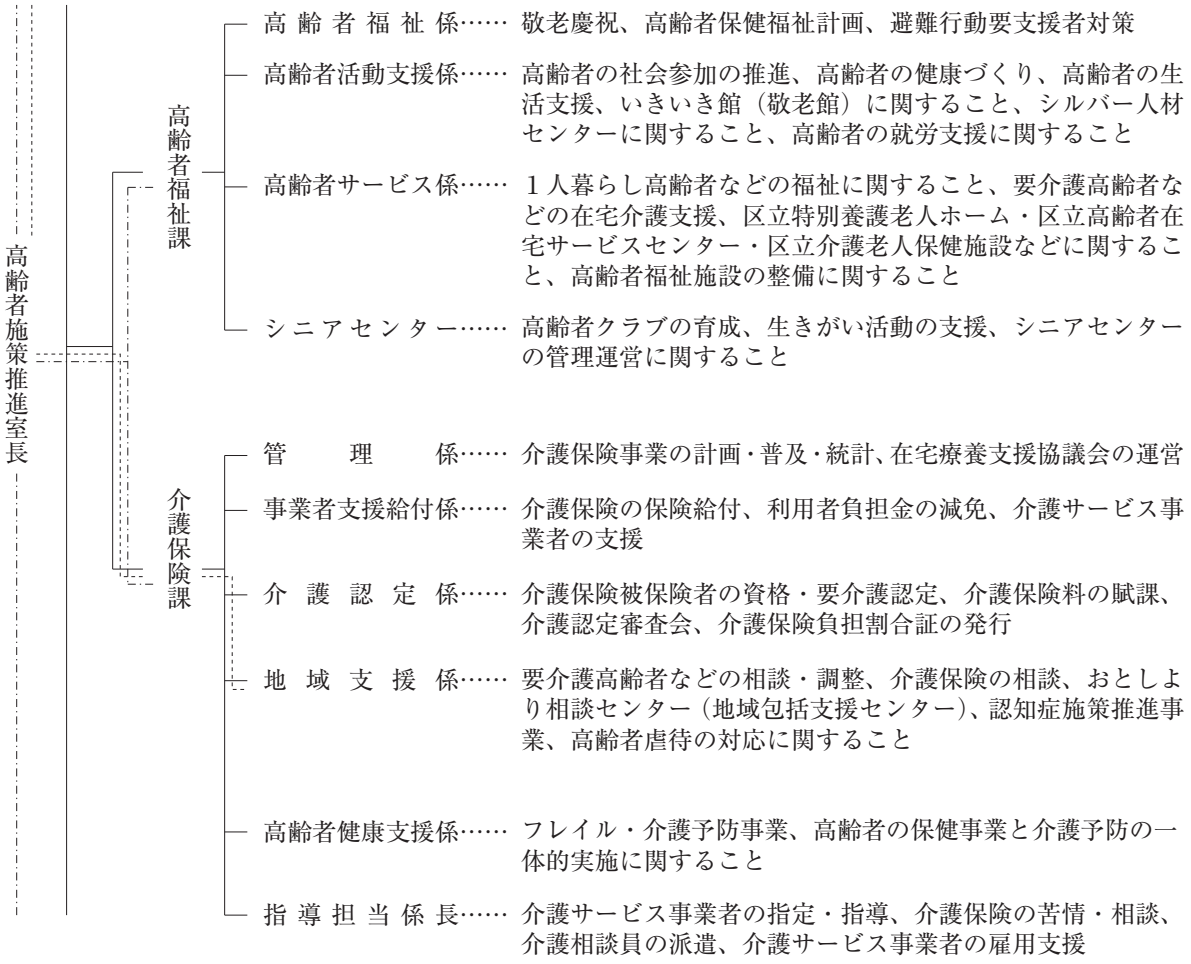

秘書担当部長
総務部
参事（連絡調整・特命担当）
参事（法務・特命担当）
秘書室
（秘書担当部長事務取扱）
秘書担当係長…… 秘書事務
総務課
参事（連絡調整・特命担当事務取扱）
総務係…… 庶務、区議会関係、私立学校、褒章
庁舎管理係…… 庁舎管理、本庁舎整備、業務改善推進
法規係…… 例規立案、文書審査、不服申し立て
情報公開係…… 情報公開、個人情報保護、文書配布、公印、諸証明
男女共同参画係（男女平等センター）…… 男女共同参画関係施策の推進、女性関係施策の推進、男女平等センター「ブーケ21」管理運営
組織等調整担当係長…… 機構、組織、業務改善推進、債権管理
法務担当係長…… 訴訟、和解
参事（連絡調整・特命担当事務取扱）組織等調整担当課長
法務担当参事（法務・特命担当事務取扱）
副参事（特命担当）
職員課
人事係…… 職員の人事、定数
給与係…… 職員の給料、諸手当等の給与および旅費
福利係…… 福利厚生、被服貸与
研修健康係…… 職員研修、職員の健康および安全管理、公務災害補償
人事調整担当係長…… 職員の服務
勤務制度担当係長…… 職員の勤務制度
人事計画担当係長…… 職員の採用、定数
人材育成担当係長…… 職員の人材育成
経理課
契約係…… 物品の調達、工事その他の契約
管財係…… 公有財産の取得・管理・処分、物品の検査
税務課
管理係…… 軽自動車税・特別区たばこ税・入湯税の賦課
課税係…… 特別区民税の賦課
収納係…… 特別区税の収入管理、特別区税の証明
整理係…… 特別区税・税外収入金の滞納整理、徴収の嘱託・受託
システム企画運用係…… 税務システム等の総合調整、管理運用及び企画

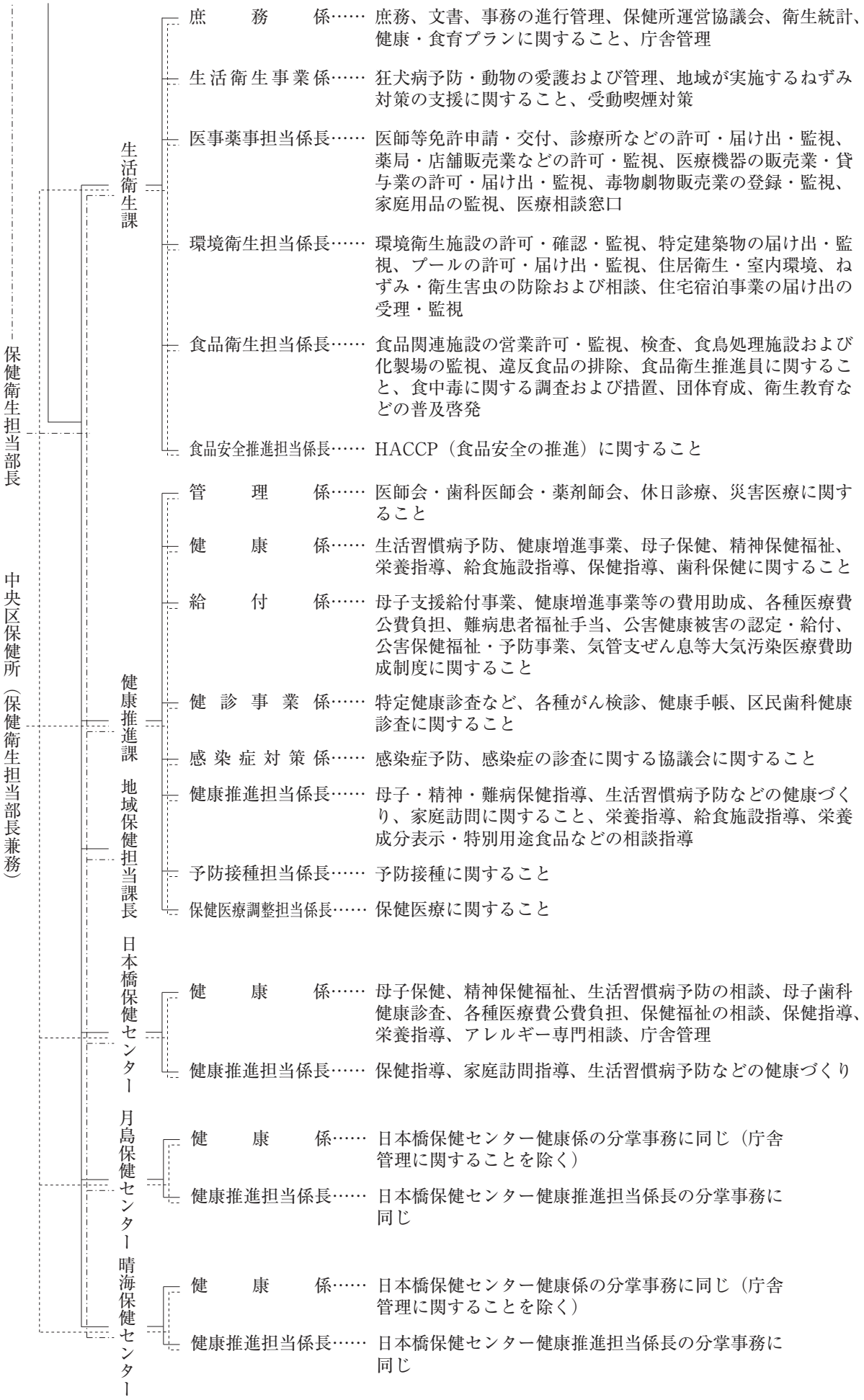
- 防災危機管理室長
  - 防災危機管理課 地域防災担当課長
    - 防災危機管理担当係長… 危機管理、災害対策本部、防災関係機関との連絡調整、防災無線、防災設備などの管理、総合防災訓練、帰宅困難者対策の推進、消防団などへの支援、防災拠点の整備、防災区民組織の育成、防災拠点運営委員会の支援、防災意識の普及啓発、生活安全、地域防災計画、業務継続計画、国民保護計画、国土強靭(きょうじん)化地域計画
  - 副参事（特命担当（防災計画等））
  - 副参事（特命担当（生活安全））
  - 副参事（組合派遣（清掃一部事務東京二十三区））
- 区民部
  - 区民生活課
    - 消費生活係（消費生活センター）…… 庶務、文書、消費生活センターの運営、家庭用品品質表示法・電気用品安全法などに基づく検査など、計量器事前調査、自衛官募集、おくやみコーナー
    - 戸籍係…… 戸籍の調整・届け出の受理・管理、戸籍の附票、戸籍の謄抄本および証明書ならびに身分証明書の交付、人口動態調査、埋火葬・改葬許可
    - 住民記録係…… 住民基本台帳諸届け受理・諸証明交付、マイナンバーカード、公的個人認証サービス、印鑑登録・証明、特別永住許可の申請の受理など、母子健康手帳交付、自動車臨時運行許可
    - 調査統計係…… 各種統計調査
    - 住民基本台帳等制度担当係長…… 住民基本台帳法、マイナンバー法に関する制度改正対応および庁内連絡調整
  - 地域振興課
    - コミュニティ支援係…… コミュニティ施策の推進、コミュニティ活動の支援、町会・自治会関係、大江戸まつり盆おどり大会、地域との協働の推進および調整、地域のコミュニティルームの維持管理
    - 区民施設係…… 中央会館・区民館・浜町集会施設・晴海地域交流センター・伊豆高原荘・区民健康村に関すること、セレモニーホールの管理運営、公衆浴場の確保および助成、公設浴場の維持管理
    - 地域事業係…… 平和事業の推進、都市間交流の推進、地域振興に関わる事業の推進、晴海まつり、雪まつり、区民還暦祝い事業
    - 華火祭担当係長…… 東京湾大華火祭、隅田川花火大会
  - 文化・生涯学習課
    - 文化振興係…… 文化振興、サザランド市姉妹都市交流、国際交流の推進、まるごとミュージアム、まちかど展示館、東京国際合唱コンクール in HARUMI
    - 生涯学習係…… 生涯学習の推進、中央区民カレッジ、区民文化祭、中央区の街並み絵画展、かえで学級、社会教育関係団体の育成・支援、社会教育会館に関すること、家庭教育支援の推進
    - 青少年係…… 青少年委員・青少年対策地区委員会に関すること、青少年問題協議会の運営、子どもフェスティバル、少年リーダー養成研修会、羽根つき大会、二十歳のつどい
    - 多文化共生担当係長…… 国際交流の推進、多文化共生に関すること

- スポーツ課
  - スポーツ施設係…… スポーツ・レクリエーションの企画調整、スポーツ推進審議会の運営、スポーツ推進委員に関すること、スポーツ施設に関すること、学校施設のスポーツ利用に関すること
  - スポーツ事業係…… スポーツ・レクリエーションの普及、スポーツ団体の育成
  - スポーツ施設整備担当係長…… スポーツ施設の整備に関すること
- 商工観光課
  - 商工振興係…… 区内産業の振興、商店街の振興、商工団体の支援、雇用対策
  - 中小企業振興係…… 区内共通買物・食事券の発行、中小企業の育成、創業の支援、産学連携事業、ハイテクセンターの管理運営、産業会館・勤労者サービス公社に関すること、ビジネス交流フェア
  - 都市観光推進係…… 観光事業の振興、観光団体の支援、観光拠点の管理
  - 相談融資担当係長…… 商工相談、商工業融資
- 副参事（特命担当（産業振興・））
- 日本橋特別出張所
  - 地域活動係…… コミュニティ活動、地域行事支援、地域相談、行政懇談会、国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療制度に関する申請書などの受理・保険料（国民年金は除く）の収納、区税の証明・収納、児童手当・子ども医療費助成の申請書などの受理、新生児誕生祝品の支給、保育所入所申請などの受理、高齢者福祉サービスに関する申請書などの受理、庁舎管理、地域のコミュニティルームの管理、日本橋公会堂の管理に関すること
  - 区民係…… 戸籍届書受領、戸籍謄抄本および諸証明の交付、住民基本台帳諸届け受理・諸証明の交付、マイナンバーカードの交付、公的個人認証サービス、印鑑登録・証明、埋火葬・改葬許可証の交付、母子健康手帳の交付および出産支援祝品の支給、自動車臨時運行許可、地価公示図書閲覧
- 月島特別出張所
  - 地域活動係…… 日本橋特別出張所地域活動係の分掌事務に同じ（日本橋公会堂の管理に関することを除く）
  - 区民係…… 日本橋特別出張所区民係の分掌事務に同じ
  - 地域連絡担当係長
- 晴海特別出張所
  - 地域活動係…… 日本橋特別出張所地域活動係の分掌事務に同じ（行政懇談会、地域のコミュニティルームの管理、日本橋公会堂の管理に関することを除く）
  - 区民係…… 日本橋特別出張所区民係の分掌事務に同じ


福祉保健部　参事（特命担当）（連絡調整・福祉事務所（福祉保健部長兼務））
地域福祉課
参事（事務取扱）（連絡調整・特命担当）
庶務係…… 庶務、文書、部の財産管理、福祉のまちづくりの推進、社会福祉法人の認可、原爆被害者見舞金支給、戦傷病者・戦没者遺族などの援護、行旅死亡人等取扱、福祉団体助成に関すること
地域福祉推進係…… 保健医療福祉計画の推進、成年後見制度の利用促進、民生・児童委員に関すること
福祉総合相談係…… ふくしの総合相談窓口、生活困窮者の自立支援、路上生活者の援護、応急小口資金の貸付
生活福祉担当課長
参事（事務取扱）（連絡調整・特命担当）
経理係…… 生活保護費および中国残留邦人等支援給付金などの支給、医療券の発行
生活支援係…… 生活保護および中国残留邦人などの面接相談
生活福祉担当係長…… 生活保護に関する個別援護、中国残留邦人などの個別援護
障害者福祉課
障害者福祉係…… 障害のある方の福祉に関する相談、心身障害者福祉手当など、心身に障害のある方の社会参加の推進、重度脳性まひ者介護、障害者福祉施設の管理運営、心身障害者の医療費助成、障害者福祉施策の推進、自立支援協議会、障害福祉計画や障害児福祉計画に関すること
相談支援係…… 知的障害者、身体障害者、精神障害者福祉、難病患者福祉に関する相談および個別援護、愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付、障害のある方の自立支援、自立支援医療費給付
給付指導係…… 自立支援給付費などの支払い、相談支援事業者や障害児相談支援事業者の指定、障害福祉サービスなどを行う事業者の指導に関すること
保険年金課
管理係…… 国民健康保険事業の企画・普及および後期高齢者医療制度の普及、運営協議会、国民健康保険団体連合会に関すること、国民健康保険および後期高齢者医療制度に関する交付金の申請、実績報告
資格係…… 国民健康保険被保険者の資格、国民健康保険料の賦課、後期高齢者医療被保険者の資格および保険料の賦課管理
給付係…… 国民健康保険給付、診療報酬、一部負担金の減免・徴収猶予、保健事業、後期高齢者医療の給付受け付け
収納係…… 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、督促、還付、口座振替
年金係…… 国民年金被保険者の資格、給付の届け出受け付け、国民年金保険料の免除および猶予の届け出受け付け、年金相談業務
収納推進担当係長…… 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の滞納整理
福祉センター
管理係…… 福祉センターの管理運営、講習・講座、施設提供、内職のあっせん、健康福祉まつり
支援係…… 入所相談・健康管理、高次脳機能障害者支援事業、生活介護、就労継続支援(B型)、地域活動支援センター、基幹相談支援センター、特定相談支援
ふれあい作業所…… 授産
子ども発達支援センター
発達支援係…… こどもの発達相談、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援
事業調整担当係長…… 育ちのサポートシステムの推進


子ども施策推進室長
子ども子育て支援課
子ども子育て支援係…… 子ども・子育て会議に関すること、こども計画に関すること、母子及び父子福祉資金貸付に関すること
子育て給付係…… 児童手当、児童育成手当（障害を除く）、児童扶養手当、出産支援事業、子ども・ひとり親家庭等医療費助成に関すること
公立保育園係…… 区立認可保育所の運営・維持管理に関すること
相談支援担当係長…… ひとり親家庭・女性・家庭相談に関すること
栄養担当係長…… 保育所の給食に関すること
保育園
保育課
保育計画係…… 保育施策等の調整、保育施設整備、地域型保育事業および乳児等通園支援事業の認可、特定教育・保育施設および特定子ども・子育て支援施設等（認証保育所に限る）並びに特定地域型保育事業および特定乳児等通園支援事業の確認、認可保育所（区立保育所を除く）・認証保育所・地域型保育事業等の運営に関すること
保育給付係…… 特定子ども・子育て支援施設等（認証保育所を除く）の確認、子育てのための施設等利用給付などに関すること
保育入園係…… 認可保育所等の入所（転園）に関すること、子どものための教育・保育給付認定に関すること、子育てのための施設等利用給付認定に関すること、特定教育・保育施設および地域型保育事業の利用調整に関すること、乳児等支援給付認定に関すること
施設給付係…… 認可保育所（区立保育所を除く）・認証保育所・地域型保育事業などへの給付に関すること
保育指導担当係長…… 認可保育所・認証保育所・地域型保育事業などの指導、助言および指導監督、保育内容に関すること
保育施設支援担当課長
放課後対策課
放課後支援係…… 児童館の管理、子どもの放課後の居場所（学童クラブ・プレディ・プレディプラス、朝の子どもの居場所）、民設民営学童クラブの募集・開設、子育て交流サロン「あかちゃん天国」に関すること
児童育成担当係長…… 児童館などの運営・児童指導に関する指導・助言
児童館
子ども家庭支援センター
事業係…… 一時預かり保育、トワイライトステイ、情報交流室、地域活動室の貸し出し、病児・病後児保育、育児支援ヘルパー、緊急一時保育援助事業、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援および緊急対応枠）、ファミリー・サポート・センター事業、分室の管理運営、未就学児の遊び場「すきっぷ」、赤ちゃん・ふらっと
相談担当係長…… 子どもと子育て家庭の総合相談、子どもショートステイ、要保護児童対策地域協議会の運営、養育支援訪問事業（子育て世帯訪問支援事業）、養育家庭制度の普及・啓発、こども家庭ネットワーク事業、親子関係形成支援事業


高齢者施策推進室長
高齢者福祉課
高齢者福祉係…… 敬老慶祝、高齢者保健福祉計画、避難行動要支援者対策
高齢者活動支援係…… 高齢者の社会参加の推進、高齢者の健康づくり、高齢者の生活支援、いきいき館（敬老館）に関すること、シルバー人材センターに関すること、高齢者の就労支援に関すること
高齢者サービス係…… １人暮らし高齢者などの福祉に関すること、要介護高齢者などの在宅介護支援、区立特別養護老人ホーム・区立高齢者在宅サービスセンター・区立介護老人保健施設などに関すること、高齢者福祉施設の整備に関すること
シニアセンター…… 高齢者クラブの育成、生きがい活動の支援、シニアセンターの管理運営に関すること
介護保険課
管理係…… 介護保険事業の計画・普及・統計、在宅療養支援協議会の運営
事業者支援給付係…… 介護保険の保険給付、利用者負担金の減免、介護サービス事業者の支援
介護認定係…… 介護保険被保険者の資格・要介護認定、介護保険料の賦課、介護認定審査会、介護保険負担割合証の発行
地域支援係…… 要介護高齢者などの相談・調整、介護保険の相談、おとしより相談センター（地域包括支援センター）、認知症施策推進事業、高齢者虐待の対応に関すること
高齢者健康支援係…… フレイル・介護予防事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること
指導担当係長…… 介護サービス事業者の指定・指導、介護保険の苦情・相談、介護相談員の派遣、介護サービス事業者の雇用支援


保健衛生担当部長
中央区保健所（保健衛生担当部長兼務）
生活衛生課
庶務係…… 庶務、文書、事務の進行管理、保健所運営協議会、衛生統計、健康・食育プランに関すること、庁舎管理
生活衛生事業係…… 狂犬病予防・動物の愛護および管理、地域が実施するねずみ対策の支援に関すること、受動喫煙対策
医事薬事担当係長…… 医師等免許申請・交付、診療所などの許可・届け出・監視、薬局・店舗販売業などの許可・監視、医療機器の販売業・貸与業の許可・届け出・監視、毒物劇物販売業の登録・監視、家庭用品の監視、医療相談窓口
環境衛生担当係長…… 環境衛生施設の許可・確認・監視、特定建築物の届け出・監視、プールの許可・届け出・監視、住居衛生・室内環境、ねずみ・衛生害虫の防除および相談、住宅宿泊事業の届け出の受理・監視
食品衛生担当係長…… 食品関連施設の営業許可・監視、検査、食鳥処理施設および化製場の監視、違反食品の排除、食品衛生推進員に関すること、食中毒に関する調査および措置、団体育成、衛生教育などの普及啓発
食品安全推進担当係長…… HACCP（食品安全の推進）に関すること
健康推進課
管理係…… 医師会・歯科医師会・薬剤師会、休日診療、災害医療に関すること
健康係…… 生活習慣病予防、健康増進事業、母子保健、精神保健福祉、栄養指導、給食施設指導、保健指導、歯科保健に関すること
給付係…… 母子支援給付事業、健康増進事業等の費用助成、各種医療費公費負担、難病患者福祉手当、公害健康被害の認定・給付、公害保健福祉・予防事業、気管支ぜん息等大気汚染医療費助成制度に関すること
健診事業係…… 特定健康診査など、各種がん検診、健康手帳、区民歯科健康診査に関すること
感染症対策係…… 感染症予防、感染症の診査に関する協議会に関すること
地域保健担当課長
健康推進担当係長…… 母子・精神・難病保健指導、生活習慣病予防などの健康づくり、家庭訪問に関すること、栄養指導、給食施設指導、栄養成分表示・特別用途食品などの相談指導
予防接種担当係長…… 予防接種に関すること
保健医療調整担当係長…… 保健医療に関すること
日本橋保健センター
健康係…… 母子保健、精神保健福祉、生活習慣病予防の相談、母子歯科健康診査、各種医療費公費負担、保健福祉の相談、保健指導、栄養指導、アレルギー専門相談、庁舎管理
健康推進担当係長…… 保健指導、家庭訪問指導、生活習慣病予防などの健康づくり
月島保健センター
健康係…… 日本橋保健センター健康係の分掌事務に同じ（庁舎管理に関することを除く）
健康推進担当係長…… 日本橋保健センター健康推進担当係長の分掌事務に同じ
晴海保健センター
健康係…… 日本橋保健センター健康係の分掌事務に同じ（庁舎管理に関することを除く）
健康推進担当係長…… 日本橋保健センター健康推進担当係長の分掌事務に同じ

- 環境土木部　参事（連絡調整・特命担当）
  - 参事（連絡調整・特命担当）管理調整課（事務取扱）
    - 庶務係…… 庶務、文書、予算経理、事務の進行管理、部所管財産の管理
    - 計画調整係…… 公共・公益事業・開発行為などに係る土木事業の計画・調整、土木に関する都市計画、部の工事の計画・調整
    - 占用係…… 道路・公園・河川の占用許可、屋外広告物の許可
    - 道路台帳係…… 道路の認定・変更・廃止、道路などの境界確定、道路台帳の管理、地籍調査
    - 土木監理係…… 道路・公園・河川の不法占用の監察・指導、土木工事の検査
  - 副参事（交通安全対策・特命担当）交通課
    - 交通対策係…… 庶務、交通安全対策、放置自転車対策、コミュニティバスの運行、コミュニティサイクルの実施、届け出駐車場の受理、駐車場・駐輪場・船着場などの工事の実施計画および進行管理
    - 交通計画係…… 交通インフラに係る計画および調整
    - 交通施設係…… 駐車場・駐輪場・船着場などの管理運営、駐車場・駐輪場・船着場などの工事および維持
  - 環境課
    - 環境企画係…… 庶務、環境施策に係る総合計画の策定・調整、環境影響評価、環境マネジメントシステム、フードドライブ、福島県大熊町との連携協定、「多摩の森」活性化プロジェクトの推進
    - ゼロカーボン推進係…… 温暖化対策事業の推進、中央区の森
    - 環境啓発係…… 環境学習などの環境保全の普及・啓発、環境美化、環境情報センターの管理運営、リサイクルハウスの管理運営、リサイクルの普及・促進
    - 生活環境係…… 水質汚濁および道路交通騒音の調査、大気汚染、鳥獣対策、工場・指定作業場の公害防止、特定施設および特定建設作業などの騒音・振動防止、公害関係法律および条例に基づく諸届けの受け付け
  - 水とみどりの課
    - 緑化推進係…… 庶務、緑化事業の推進、民間施設の緑化促進
    - 水とみどり事業計画係…… 水辺やみどりの事業に係る計画および調整
    - 公園河川係…… 公園・児童遊園・河川の維持・工事および清掃
    - 道路緑化施設係…… 街路樹・緑地帯などの維持・工事および清掃、街路照明・公衆便所の維持・工事および清掃
    - パークマネジメント担当係長…… 公園等の企画・管理運営、緑の基本計画に関すること

- 都市整備部
  - 道路課
    - 工務係…… 庶務、道路・橋りょう・電線共同溝などの工事の実施計画および進行管理、詰所などの管理
    - まちなみ整備係…… 道路工事の設計および施行、電線共同溝などの設計・施行・維持および修繕工事
    - 道路保全係…… 道路などの維持・修繕工事および清掃、掘削道路復旧工事の設計・施行、道路占用工事の監督・立ち会い
    - 橋りょう施設係…… 橋りょうなどの調査・設計・施行・維持および修繕工事
    - 道路指導担当係長…… 道路工事調整および協議会の運営、開発に係る調整
  - 中央清掃事務所
    - 管理係…… 庶務、文書、施設の維持管理、清掃協力会、有料ごみ処理券に関する事務
    - 清掃事業係…… 一般廃棄物処理計画・分別収集計画、ごみの減量および資源リサイクルの推進、拠点回収・集団回収
    - 作業係…… 資源・ごみの収集運搬、作業実施計画
    - 排出指導係…… 事業用大規模建築物などの排出指導、一般廃棄物処理業の許可業者に対する指導、浄化槽清掃業の許可業者に対する指導、空き地の適正管理指導、ちゅうおうエコ・オフィス町内会
    - 晴海事業所…… 作業用自動車の配車計画・管理および運行
    - 調整担当係長…… 清掃事務所労務関係事務
  - 都市計画課
    - 事務取扱（連絡調整特命担当参事）
      - 庶務係…… 庶務、文書、事務の進行管理、都市計画審議会・建築審査会の運営、国土利用計画法事務、都市整備に係る総合調整
      - 都市計画係…… 都市計画（土木に関することを除く）、都市景観
  - 地域整備課
    - まちづくり推進担当係長…… まちづくり協議会の運営、再開発事業の推進・指導、まちづくり支援用施設（仮店舗）の管理
    - 市街地整備担当係長…… 再開発事業などに係る事業認可、補助金申請
  - まちづくり事業担当課長
  - 住宅課
    - 計画指導係…… 住宅施策に係る企画・調査・連絡調整、高齢者向け住宅の供給促進、住宅相談、住宅の修繕等資金融資あっせん
    - 住宅管理係…… 区立・区営・借上住宅の管理、都営住宅の募集

参事（連絡調整・特命担当）

都市活性プロジェクト推進室長

副参事（建築確認指導調整・特命担当）

建築課

- 建築調整係…… 建築指導行政に係る調査および調整、私道の指定・変更・廃止、建築統計、住居表示、建設リサイクル法に基づく届け出、工事現場の危害防止の技術的指導、建築物などに起因する相隣関係問題の調整
- 指導審査係…… 建築物などの確認および検査、許可、認定（要除却認定を除く）、地区計画の推進、駐車場附置に係る認定
- 建築設備係…… 建築設備の確認および検査、建築物の省エネルギー法の適合確認および検査
- 耐震化推進係…… 建築物の耐震対策、要除却認定（耐震性不足に限る）
- 建築監察係…… 違反建築物などの調査および是正指導、特定建築物などの定期調査報告書の審査、要除却認定（耐震性不足を除く）、建築物の防災改修に係る建築指導
- 事業調整担当係長…… 駐車場地域ルール、建築に関する調整（建築指導行政を除く）

都心再生推進課

- 都心再生推進係…… 都市活性プロジェクトにおける都心再生に資する総合調整および施策の企画立案

基盤事業調整課

- 基盤事業調整係…… 都市活性プロジェクトにおける基盤事業に係る総合調整および施策の企画立案

会計管理者

会計室

- 審査係…… 庶務、文書、収入通知・支出命令の審査、支出負担行為の確認、指定金融機関、資金計画および管理
- 出納係…… 現金・証券および物品の出納・保管、小切手の振り出し、支払資金・一時借入金、現金および財産の記録管理、決算の調製
- 公会計係…… 公会計制度の調整、決算の調製（財務諸表に関すること）

選挙管理委員会

選挙管理委員会は、選挙事務の公正中立な執行を確保し、能率的な事務処理を図り、かつ、区民に対する日常的な啓発活動を行うために、長から独立して、法令の定めるところにより選挙事務を管理・執行する機関である。委員は、「地方自治法」の規定により区議会において選挙された４人で組織され、任期は４年である。また、委員の選挙と同時に選挙された同数の補充員は、委員に欠員が生じた場合にあらかじめ定められた順序に従い委員として補欠される。

選挙管理委員

職名	氏名	就任
委員長	山内　栄一郎	令和４年10月５日
委員	渡辺　秀次	〃
〃	青木　眞知子	〃
〃	長﨑　良雄	〃
補充員	角山　良敬	〃
〃	海上　　清	〃
〃	大作　元夫	〃
〃	塚田　久光	〃

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会の補助機関として、事務局が設置されている。事務局には、委員長の任命する事務局長以下７人の職員が配置され、選挙人名簿の調製、選挙啓発、各種選挙の計画・管理ならびに執行に関すること、「地方自治法」に基づく直接請求などの署名の審査、検察審査員・裁判員候補者予定者の選定、その他委員会の庶務事務を処理している。

選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙管理委員会が調製・保管している公簿である。選挙人名簿の登録は、住民基本台帳の記録に基づいて、選挙管理委員会が登録資格を調査して職権で行う。

選挙人名簿の登録には、定時登録、選挙時登録および補正登録の３種類がある。

・定時登録

毎年３月、６月、９月および12月の１日現在において、登録資格を有する者を登録する。

・選挙時登録

選挙を行う場合において、選挙の公（告）示直前に登録する。

・補正登録

定時登録および選挙時登録をした後、登録資格を有する者で、かつ、引き続きその資格を有する者が名簿に登録されていないことを知った場合に登録する。

在外選挙人名簿

在外選挙人名簿の登録は、出国前に国外への転出届を提出する際に区市町村の選挙管理委員会で行う出国時申請、または出国後に居住している地域を管轄する日本国大使館・総領事館（出張駐在官事務所を含む）で行う在外公館申請により行う。

なお、出国時申請は国内の最終住所地の区市町村の選挙人名簿に登録されている者のみ行うことができる。

明るい選挙推進協議会

民間のボランティア団体で、区民の自主的な明るく正しい選挙の推進に協力し、選挙の明朗化を図ることを目的として活動している。会長以下13人の委員で構成され、任期は２年である。

主な事業は、明るく正しい選挙の推進に関する調査・研究、資料の収集・配布および関係団体機関との連絡などである。また、明るい選挙推進委員と話しあい指導員を置いている（明るい選挙推進協議会委員一覧は409頁参照）。

投票区別選挙人名簿登録人員

（令和８年６月１日現在）

投票区	投票所名	男	女	計
1	京橋プラザ	2,003人	2,435人	4,438人
2	銀座中学校	399	378	777
3	京橋築地小学校	3,424	4,237	7,661
4	明石小学校	2,747	3,448	6,195
5	中央小学校	2,422	2,730	5,152
6	京華スクエア	1,623	1,727	3,350
7	明正小学校	3,781	4,072	7,853
京橋地域合計		16,399	19,027	35,426
8	常盤小学校	299	316	615
9	十思スクエア	4,667	4,875	9,542
10	日本橋小学校	3,273	3,752	7,025
11	有馬小学校	7,029	8,381	15,410
12	日本橋中学校（浜町校舎）	5,558	6,325	11,883
13	阪本小学校	1,048	977	2,025
日本橋地域合計		21,874	24,626	46,500
14	佃島小学校	5,510	6,513	12,023
15	月島幼稚園	3,354	3,862	7,216
16	月島特別出張所	2,918	3,254	6,172
17	月島第二小学校	4,323	4,973	9,296
18	豊海小学校	5,193	5,687	10,880
19	晴海区民館	3,605	3,967	7,572
20	晴海特別出張所	3,576	3,557	7,133
21	晴海西小・中学校	4,038	4,054	8,092
月島地域合計		32,517	35,867	68,384
中央区総計		70,790	79,520	150,310

◎投票所名は令和８年２月執行の衆議院議員選挙の実績によるものである。

在外選挙人名簿登録人員

（令和８年６月１日現在）

項目	男	女	計
最終住所地登録者	254人	251人	505人
本籍地登録者	40	59	99
登録者数合計	294	310	604

各選挙投票状況

衆議院議員選挙（小選挙区）

執行年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
平成26. 12. 14	53,178人	60,029	113,207	30,271人	32,450	62,721	56.92％	54.06	55.40
29. 10. 22	59,534	67,014	126,548	34,070	37,163	71,233	57.23	55.46	56.29
令和３. 10. 31	65,078	73,473	138,551	38,337	42,651	80,988	58.91	58.05	58.45
６. 10. 27	69,035	77,560	146,595	40,623	44,321	84,944	58.84	57.14	57.94
８. ２. ８	70,411	79,136	149,547	45,131	49,407	94,538	64.10	62.43	63.22

参議院議員選挙（選挙区）

執行年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
平成25. ７. 21	50,702人	57,365	108,067	28,322人	30,835	59,157	55.86％	53.75	54.74
28. ７. 10	56,246	63,416	119,662	33,417	36,960	70,377	59.41	58.28	58.81
令和元. ７. 21	62,448	70,716	133,164	32,612	35,342	67,954	52.22	49.98	51.03
４. ７. 10	65,085	73,781	138,866	38,396	43,663	82,059	58.99	59.18	59.09
７. ７. 20	70,147	78,730	148,877	45,386	49,812	95,198	64.70	63.27	63.94

都議会議員選挙

執行年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
平成21. ７. 12	45,096人	50,503	95,599	24,314人	26,924	51,238	53.92％	53.31	53.60
25. ６. 23	49,243	56,005	105,248	20,157	22,791	42,948	40.93	40.69	40.81
29. ７. ２	57,481	65,035	122,516	29,442	32,722	62,164	51.22	50.31	50.74
令和３. ７. ４	63,362	71,834	135,196	25,133	27,847	52,980	39.67	38.77	39.19
７. ６. 22	67,476	76,250	143,726	30,669	34,682	65,351	45.45	45.48	45.47

都知事選挙

執行年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
平成24. 12. 16	49,065人	55,720	104,785	31,875人	35,360	67,235	64.96％	63.46	64.16
26. ２. ９	50,414	57,209	107,623	26,173	29,232	55,405	51.92	51.10	51.48
28. ７. 31	55,578	62,962	118,540	34,460	40,783	75,243	62.00	64.77	63.47
令和２. ７. ５	62,815	71,390	134,205	35,559	42,324	77,883	56.61	59.29	58.03
６. ７. ７	66,290	74,866	141,156	42,743	48,512	91,255	64.48	64.80	64.65

区議会議員選挙

執行年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
平成19. ４. 22	40,367人	45,604	85,971	18,168人	21,996	40,164	45.01％	48.23	46.72
23. ４. 24	45,856	52,031	97,887	20,666	23,963	44,629	45.07	46.06	45.59
27. ４. 26	51,522	58,654	110,176	23,183	27,105	50,288	45.00	46.21	45.64
31. ４. 21	59,857	68,143	128,000	26,103	30,276	56,379	43.61	44.43	44.05
令和 5. ４. 23	63,118	72,072	135,190	26,119	30,877	56,996	41.38	42.84	42.16

区長選挙

執行年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
平成19. 4. 22	40,367人	45,604	85,971	18,164人	21,988	40,152	45.00％	48.22	46.70
23. 4. 24	45,856	52,031	97,887	20,664	23,965	44,629	45.06	46.06	45.59
27. 4. 26	51,522	58,654	110,176	23,181	27,107	50,288	44.99	46.22	45.64
31. 4. 21	59,857	68,143	128,000	26,100	30,265	56,365	43.60	44.41	44.04
令和 5. 4. 23	63,118	72,072	135,190	無投票選挙					

東京都における直接請求審査事務

請求名称	請求代表者氏名	署名簿受理年月日	中央区				東京都		
			簿冊数	署名総数	有効数	無効数	署名総数	有効数	無効数
集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例廃止請求（公安条例廃止請求）	海野　晋吉外７人	昭和26. 11. 20	冊※	人※	※	※	人119,249	92,210（77.33％）	27,039（22.67％）
日当たり等快適な住環境の確保に関する条例制定請求	柏木　暁外２人	48. 5. 13	50	1,398	1,154（82.55％）	244（17.45％）	211,408	177,534（83.98％）	33,874（16.02％）
東京都環境影響評価に関する条例制定請求	銀林　浩外７人	55. 5. 7	396	2,892	2,536（87.69％）	356（12.31％）	366,353	322,333（87.98％）	44,020（12.02％）
東京都私立学校教育条例制定請求	石川　ひで外５人	56. 12. 10	888	14,118	9,703（68.73％）	4,415（31.27％）	1,718,866	1,279,187（74.42％）	439,679（25.58％）
東京都公立小中学校の40人学級編制実施計画における格差の是正を求める事務監査請求	伊藤　説翁外７人	62. 12. 1	529	8,428	6,349（75.33％）	2,079（24.67％）	1,444,903	1,196,076（82.78％）	248,827（17.22％）
東京都の公・私立小・中・高等学校の40人学級編制の実施と障害児諸学校の学級編制基準の是正及び私立学校への特別助成を求める条例制定請求	伊藤　説翁外６人	63. 12. 10	708	9,423	6,786（72.02％）	2,637（27.98％）	1,782,389	1,371,944（76.97％）	410,445（23.03％）
東京都食品等の安全性の確保に関する条例制定請求	神山美智子外７人	平成元. 8. 8	138	1,272	972（76.42％）	300（23.58％）	554,848	486,482（87.68％）	68,366（12.32％）
東京電力管内の原子力発電所の稼働に関する東京都民投票条例制定請求	宮臺　眞司外31人	24. 4. 3	203	893	839（93.95％）	54（6.05％）	346,930	323,076（93.12％）	23,854（6.88％）

◎※は不明分

監査委員

監査委員は、「地方自治法」の規定により設置される独任制の執行機関で、区長が区議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（識見委員）および区議会議員のうちから選任することとなっている。識見委員は２人でその任期は４年、議員のうちから選任される委員は１人でその任期は議員の任期とされている。また、監査委員に関する庶務を処理するため、識見委員のうちから代表監査委員を選任することとなっている。

監査委員の職務は、区の財務に関する事務などの執行についての監査、財政援助団体などに対する監査、会計室の現金出納の検査、区各会計決算の審査などを実施し、その結果を議会および区長ならびに関係機関に提出・公表することである。

監査委員

（令和８年６月１日現在）

区分	氏名	就任
※識見委員	守本　利雄	令和５年12月１日
識見委員	窪木　登志子	令和７年４月１日
議選委員	礒野　忠	令和８年５月30日

※は代表監査委員

監査事務局

監査委員の補助機関として監査事務局が設置され、監査・出納検査・決算等審査などの実施に関すること、その他監査委員に関する庶務事務を処理している。

令和７年度監査・検査・審査など実施状況

種別	対象	期間	実施日数
定例監査	１　本庁舎などの行政機関 企画部（６課）、総務部（５課１室）、区民部（５課３所）、福祉保健部（10課６所）、環境土木部（５課１所）、都市整備部（６課）、会計室、教育委員会事務局（４課１室）選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局 ２　その他個別に監査を実施した施設など 児童館（２館）、シニアセンター、工事現場（３か所）、小学校（９校）、中学校（２校）、幼稚園（７園）、教育センター、宇佐美学園	令和７年５月７日から 令和８年２月18日まで	監査委員 20日 事務局 26日
財政援助団体等監査	一般財団法人中央区都市整備公社 日本橋プラザ株式会社 中央区文化・国際交流振興協会 株式会社グローバルキッズ（勝どき児童館） タフカ株式会社（区民館（月島地域）） ライクキッズ株式会社（堀留町児童館） 株式会社ベネッセスタイルケア（堀留町保育園） アクティオグループ（産業会館） 松屋グループ・オーエンス共同体（中央会館「銀座ブロッサム」） 社会福祉法人奉優会（特別養護老人ホーム等「マイホームはるみ」） 株式会社ポピンズエデュケア（佃児童館）	令和７年９月17日から 令和８年２月18日まで	監査委員 ３日 事務局 ９日
例月出納検査	会計管理者の権限に属する現金の出納	毎月１回	12日
決算審査	令和６年度中央区各会計歳入歳出決算	令和７年７月31日から ８月29日まで	21日
基金運用状況審査	令和６年度中央区公共料金支払基金運用状況	令和７年７月31日から ８月29日まで	21日
健全化判断比率等審査	令和６年度中央区健全化判断比率など	令和７年８月18日から 29日まで	10日
協議会	１　中央区監査委員協議会 ２　特別区監査委員協議会第一ブロック会 ３　特別区監査委員協議会	随時	33日

附属機関

「地方自治法」第138条の４第３項の規定に基づき法律または条例により、審査、諮問または調査のため、次の審査会・審議会その他の附属機関を置いている。

特別職報酬等審議会
いじめ問題再調査委員会
行政不服審査会
情報公開・個人情報保護審議会　（414頁参照）
情報公開・個人情報保護審査会　（414頁参照）
男女平等共同参画推進会議　（414頁参照）
防災会議　（415頁参照）
国民保護協議会　（415頁参照）
青少年問題協議会　（416頁参照）
スポーツ推進審議会　（417頁参照）
民生委員推薦会　（418頁参照）
子ども・子育て会議　（417頁参照）
障害者介護給付費等の支給に関する審査会　（418頁参照）
国民健康保険運営協議会　（418頁参照）
介護認定審査会　（418頁参照）
保健所運営協議会　（419頁参照）
公害健康被害認定審査会　（417頁参照）
公害健康被害補償診療報酬等審査会　（417頁参照）
大気汚染障害者認定審査会　（417頁参照）
感染症の診査に関する協議会　（420頁参照）
建築審査会　（420頁参照）
都市計画審議会　（420頁参照）
文化財保護審議会　（420頁参照）
いじめ問題対策委員会　（420頁参照）

特別職報酬等審議会

中央区内の公共的団体などの代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織し、区議会議員の報酬の額ならびに区長、副区長および教育委員会教育長の給料の額、区議会における会派または議員に対する政務活動費の額についての審議を行う。なお、委員の任期は２年である（委員一覧は409頁参照）。

いじめ問題再調査委員会

区長が委嘱する委員６人以内をもって組織し、「いじめ防止対策推進法」に基づき、教育委員会が実施する重大事態などの調査結果について報告を受け、当該報告の重大事態への対処および同種の事態の発生防止を図るために必要があると認めるときは、再調査を行う。なお、委員の任期は２年である（委員一覧は409頁参照）。

行政不服審査会

学識経験者のうちから区長が委嘱する委員５人以内をもって組織し、「行政不服審査法」に基づき、審理員意見書の内容の適正性および妥当性について審査を行う。なお、委員の任期は２年である（委員一覧は409頁参照）。

総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、執行に当たるため、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策および児童・生徒などの生命・身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。

平和事業の推進

平和は、人類繁栄の礎である。区民生活に平和の理念を生かし、世界の恒久平和に貢献するため、昭和63年、区議会の議決を経て、区の誕生日である３月15日に、中央区が平和都市であることを宣言した。

この宣言の趣旨に基づき、次の平和事業を実施している。

平和の都市（まち）の楽しい集い

平和の大切さを区民に訴えるため、中央区平和都市宣言を行った日である３月15日に毎年コンサートを実施している。

第38回平和の都市（まち）の楽しい集い実施状況

１　概　要
　平和祈念コンサート
　「平和への想い ～ジブリ映画の名場面とともに～」
　出演者　加藤登紀子、島本須美、
　　N響団友ポップスオーケストラ
２　開催日　令和８年３月15日（日）
３　会　場　銀座ブロッサム（中央会館）ホール
４　入場料　2,000円（平成11年度から有料化し、中央区

平和基金へ積み立て）
5　前売入場券販売数　875枚
6　当日来場者数　847人

中央区平和展

中央区の空襲被害、戦中・戦後の区民の生活や子どもの様子など、当時を物語る写真や資料を公開展示する平和展を実施している。

中央区立小・中学校巡回平和展

次代を担う児童・生徒に戦争の悲惨さ、平和の大切さを考えてもらうきっかけづくりとするため、区立小・中学校を巡回する平和展を実施している。

中央区平和祈念バーチャルミュージアム

中央区平和都市宣言20周年を記念して、日ごろから平和について考えるきっかけの場を提供するため、戦災に関する写真や資料を公開するホームページを開設した。

中央区平和基金

平和の維持発展に資する事業や、国際的な交流事業・都市交流推進事業などの経費に充てるため、中央区平和基金を設置している。

区政の企画・調整

近年の著しい人口の増加や生活様式、価値観の多様化などに伴い、行政需要は質・量ともに変化し、複雑多岐にわたってきている。

区民ニーズを的確に把握し、時代の要請に迅速に応えられる区政を実現するために、各種施策の計画性を確保するとともに、効率的かつ効果的な執行を目指して全庁的な総合調整を行っている。

庁議・調整会議など

区政における重要な政策の審議・形成および部局間の調整などを図るため、「中央区庁議等に関する規則」に基づき庁議および調整会議を、「中央区政策調整会議設置要綱」に基づき政策調整会議を設置している。

庁　議

1　目　的

区行政運営の最高方針、重要施策および重要事業計画などの審議・策定を行うとともに、各部門相互の総合調整を行うことを目的とし、区長の補佐機能を有する。

2　構　成

区長、副区長、教育長、各部長、中央区保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、監査事務局長および区長の指定する職にある担当部長、参事をもって構成する。

なお、政策企画課長、財政課長、広報課長、総務課長および職員課長は、幹事として参画する。

3　付議事案

○区行政運営の基本方針
○重要施策および重要事業計画の策定
○予算編成方針および予算案
○組織、人事、財政など区政運営の基幹となる制度の改廃
○区行政運営上の重要な総合調整
○区または区民に重大な影響を及ぼす事項
○重要な事務事業の執行状況の報告
○その他

4　開催回数

月２回とし、さらに必要に応じ臨時に開催する。

調整会議

1　目　的

庁議から付託された事項などについて調査・検討を行う他、連絡調整を要する事項について協議することを目的とし、庁議の補佐機能を持つ。

2　構　成

企画部長、部（担当部を含む）および教育委員会事務局の庶務主管課長、財政課長、広報課長、秘書室長、職員課長および会計管理者をもって構成する。

3　開催日

毎月第１木曜日（祝日・休日に当たるときはその翌日）を定例日とし、さらに必要に応じ随時開催する。

政策調整会議

1　目　的

区行政運営における政策形成を行う上で、政策決定に向けた各部局間の十分な協議および調整を図ることを目的とする。

2　構　成

副区長、教育長、各部長、各担当部長、中央区保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、監査事務局長、区議会議会局長および各担当部長をもって構成する。

なお、政策企画課長、財政課長、広報課長、総務課長および職員課長は、幹事として参画する。

3　開催日

必要の都度、開催する。

都区制度（都区のあり方検討）

平成12年の都区制度改革により、特別区と都の役割分担および財源配分の原則が「地方自治法」に規定され、特別区は住民に身近な基礎自治体として自主性・自律性を発揮しながら、より一層、区民福祉の向上を目指す区政運営を展開している。

しかし、「地方自治法」の原則にのっとった役割分担の明確化と、役割分担に基づく安定的な財源配分の確立という根本課題は積み残しのままとなっている。課題の決着に向け、事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度など、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、平成18年11月の都区協議会で都区のあり方検討委員会が設置され、平成19年１月から検討が続けられている。

これまで、主に都区の事務配分について検討が行われ、都の実施する444項目の事務のうち53項目を区へ移管するなど、検討の方向付けが終了している。

地方分権

平成12年４月１日に施行された「地方分権一括法」により、機関委任事務制度の廃止や国・都道府県・区市町村の関係についての新たなルールの設定など制度的な変更があった他、国または都道府県から区市町村への事務・権限の移譲などが行われた。

その後、地方分権の大きな課題となっていた税財政制度について、国は、国庫補助負担金、地方交付税制度および税源移譲を柱とする「三位一体の改革」を実施した。しかしながら、国庫補助金４兆円規模の削減と約３兆円の税源移譲が実現したものの、補助金改革においては、国庫負担率の引き下げが大半を占め、補助金の廃止により国の関与をなくし地方の自主性を拡大するという改革本来の理念や趣旨からみて不十分な結果となった。

平成19年４月に新たな「地方分権改革推進法」が施行され、同法に基づき設置された地方分権改革推進委員会において、国と地方との役割分担の見直しなどの検討が行われ、平成21年12月には「地方分権改革推進計画」が策定された。この計画に基づき平成23年４月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第一次一括法）、「国と地方の協議の場に関する法律」、「地方自治法の一部を改正する法律」が成立するとともに、その後も、基礎自治体への権限移譲や、義務付け・枠付けのさらなる見直しなどを行う「一括法」が相次いで成立し、地域の自主性および自立性を高めるための改革が進められた。

平成26年からは、個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募る提案募集方式が導入され、加えて、地域社会の多様性を重視し個々の地方公共団体の発意による選択的権限移譲の提案が可能となり、地方分権改革は新たな局面を迎えた。

提案募集方式による地方公共団体からの提案および国の対応方針を踏まえ、平成27年の第五次から令和７年の第十五次にわたる「地方分権一括法」が成立し、地方公共団体への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しが進められている。

区においては、地方公共団体の意向を反映した分権改革のさらなる推進のため、特別区長会や全国市長会などを通じ、引き続き国に強く働きかけていく。

計　　画

活力ある地域社会の発展を目指していくため、長期的、総合的な展望のもとに、区政推進の指針として、基本構想および基本計画を策定し、計画的な行政運営を図っている。さらに、予算の大事業と連動させた行政評価制度を基本計画の進行管理に活用している。

基本構想・基本計画の策定

区では、長期に及ぶ定住人口の減少が続いていた平成10年に策定した前基本構想のもと、「都心再生」を旗印に、住環境の整備をはじめとした総合的な取り組みを展開してきた。その努力が花開き、平成10年に７万人台だった定住人口は平成29年１月に55年ぶりに15万人を突破し、一時は500人台だった年間出生数も平成28年には2,000人を上回るなど、区はまさに活力を取り戻した。

一方、急激な定住人口の増加に伴う子育て、教育、高齢者福祉などの行政需要の拡大や東京2020大会後を見据えたまちづくりなど、区は新たな課題に直面することとなった。

こうした状況を踏まえた上で、来るべき時代に都心中央区がさらなる飛躍を遂げるべく、「中央区基本構想審議会」（平成28年２月設置）の答申および区議会の議決（平成29年６月）を経て、平成29年６月に「中央区基本構想」を策定した。その後、この基本構想に基づき、平成30年２月に「中央区基本計画2018」を策定し、各種施策を計画的に実施してきた。「中央区基本計画2018」の策定以降も、新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、デジタル化の進展や気候変動に関する世界的な動きなど、人々の暮らしを巡る環境は劇的に変化しており、さらに、区内でも築地や晴

海のまちづくり、首都高速道路日本橋区間の地下化、東京高速道路（ＫＫ線）の再生など、将来の本区を形づくる都市基盤整備がより具体的な段階へ進んだ。

これらの状況を踏まえ、目指すべき将来像の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に展開するため、令和５年２月、「中央区基本計画2023」を策定した。

さらに、令和９年度をもって「中央区基本計画2023」の前期計画期間（５年）が経過するとともに、この間、区政を取り巻く状況が大きく変化していることから、令和８年度は、新たな基本計画の策定に向けた基礎調査などを実施していく。

１　中央区基本構想

「中央区基本構想」は、区の20年後を展望し、区民生活やまちの姿などの将来像を明らかにするとともに、その実現に至る道筋を示している。また、区に住み・働き・訪れる全ての人々や団体が連携し、総力を挙げて取り組んでいく、区と区民とのまちづくりの憲章でもあり、今後の区における総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものである。

この基本構想を貫く理念として、区民生活に豊かさと繁栄をもたらす礎である「平和」を基本に、区民一人一人の生活と権利を尊重し、幸福な区民生活を確立することを掲げている。

○将来像

「輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる粋なまち」

○将来像の実現に向けた基本的な方向性

・「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造
・歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成
・誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現
・未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築
・多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

２　中央区基本計画

「中央区基本計画2023」は、「中央区基本構想」で掲げた20年後の区の将来像の実現に向け、今後10年間を見据えた長期総合計画であり、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に基づく地方版総合戦略として位置付けるとともに、以下の性格を持つ。

①重点的・効率的な区政運営の指針であるとともに、各個別分野の計画の基本となるもの
②区と区民などとのパートナーシップに基づくまちづくりや、国や都をはじめ関連団体が区に関わる事業を進める際の区の基本的な方向性を示すもの

○中央区セントラルパーク構想

「中央区基本計画2023」では、「中央区セントラルパーク構想」の下、東京の中心（セントラル）に位置し、歴史的にも日本の経済・文化の要となってきた本区が、さらに魅力を高め続けられるよう、まちもつながる、ひともつながる施策を展開している。

「中央区セントラルパーク構想」は、区を取り巻く社会状況などの変化を踏まえて設定された以下の四つのリーディングプロジェクトで構成され、基本構想で掲げる将来像の実現に向けて政策横断的に取り組んでいく。

①ゼロカーボンシティプロジェクト
②水とみどりプロジェクト
③コミュニティ活性化プロジェクト
④経済活性化・文化振興プロジェクト

各プロジェクトには達成度の目安となる指標（KPI）を設定し、行政評価を通じた進行管理を行っている。

行政評価

多様化・複雑化する行政ニーズに的確に対応し、効率的で質の高い行政サービスの提供、成果重視型の行政運営と区民に対する説明責任の履行を目指して、公会計制度を活用した行政評価を実施している。

評価結果は、区役所などで一般の閲覧に供する他、区のホームページで公表している。

築地まちづくり対策

築地市場は平成30年10月６日に営業を終了した後、10日に閉場し、83年の歴史に幕を閉じた。そして、同月翌11日には豊洲市場が開場、同年11月４日には臨海部と都心部を結ぶ豊洲～築地間の環状第２号線が暫定開通した。

市場移転後の築地のまちづくりについては、都が設置した「築地再開発検討会議」（同会議には区もオブザーバーとして参加）において、平成30年５月にまちづくりに係る大きな視点が取りまとめられた。平成31年３月には、都において、「築地まちづくり方針」が策定され、築地再開発の将来像や整備の進め方などが示された。区は、同方針の策定に当たり「築地まちづくり検討委員会」に委員として参加するとともに、方針の素案公表後には、迅速なまちづくりの推進や築地場外市場に対する配慮などについて都知事宛て要望書を提出した。

令和２年９月、都は、東京2020大会の延期による状況の変化を踏まえ、先行整備と本格整備の事業者を一体的に募集する方向で、事業の実施方針を令和３年度中に公表できるよう検討していくことを発表した。

これを受け区は、地元関係者と調整を図り、東京をけん引する交通結節機能の整備や周辺地域との調和のとれたまちづくりなど、実施方針の検討に当たって考慮すべき内容を整理し、令和３年５月および10月に都知事宛て要望書を提出した。

都は、令和４年３月に広域交通結節点や歩行者ネットワークの形成、にぎわいの先行的な創出などを含む、地元関係者にも配慮された「築地地区まちづくり事業　事業実施方針」を公表した。同年11月には、この実施方針を踏まえた「築地地区まちづくり事業　事業者募集要項」が公表され、令和６年４月に事業予定者が決定した。事業予定者決定を受け区は、同月、事業予定者宛て築地市場跡地開発に関連する要望書を提出した。令和７年３月に、都は事業者及び事業者構成員との間で基本協定を締結した。

同年８月には、事業者が「築地地区まちづくり事業」を推進するための基本的な考え方や施設の整備方針などを示した基本計画を策定した。基本計画の公表を受け区は、同年９月に、本区要望書の内容のうち、特に重要な交通計画（歩行者交通ネットワーク、車両交通ネットワーク）について具体的なイメージを公表した。

今後とも食文化の拠点としてにぎわいを引き継いでいくという基本認識のもと、区としては、築地地区全体が我が国を代表する食文化と観光の拠点として一層発展し続けられるよう、関係者とともに総力を挙げて取り組んでいく。

公共施設マネジメント

公共施設等の総合的な管理方針を定めた「中央区公共施設等総合管理方針」（平成29年３月）の策定から５年が経過したことから、社会経済状況の変化や公共施設等の個別施設計画の内容を踏まえ、令和４年３月に「中央区公共施設等総合管理方針2022」を策定した。

この方針に基づき、各施設の点検や老朽化の状況の他、運営や稼働率などの施設情報を一元管理できる「公共施設マネジメントシステム」を活用し、公共施設の総合的な管理・活用を推進している。

なお、令和８年度は、将来のまちづくりや人口動向、社会情勢の変化などを見据え、中長期的な視点に立った公共施設の戦略的な活用を実施し、行政需要・施設需要の拡大に的確に対応していくため「中央区公共施設整備方針」を新たに策定していく。

施設整備

区有施設は、安全でより良いサービスが提供できることを第一に考え、ニーズに即した機能の更新、ユニバーサルデザインおよび環境などに配慮した設計の上、工事を行っている。

１　設　計

⑴　晴海西小学校第二校舎建設工事設計業務委託

晴海地区の人口増加に伴う児童数の増加に対応するため、晴海西小学校の第二校舎の設計を行った。

＜設計概要＞

所　在　地　晴海４-８の一部

設 計 内 容　基本設計、実施設計

設計委託費　387,383,700円

⑵　中央清掃事務所大規模改修工事設計業務委託

施設の老朽化に伴う劣化および不具合などを調査し、改修計画の立案および設計を行った。

＜設計概要＞
所　在　地　京橋１-19-６
設 計 内 容　基本設計、実施設計、追加設計
設計委託費　33,770,000円

⑶　久松町区民館・日本橋休日応急診療所大規模改修工事設計業務委託
施設の老朽化に伴う劣化および不具合などを調査し、改修計画の立案および設計を行った。
＜設計概要＞
所　在　地　日本橋久松町１-２
設 計 内 容　基本設計、実施設計
設計委託費　29,459,100円

⑷　明石町区民館等複合施設大規模改修工事設計業務委託
施設の老朽化に伴う劣化および不具合などを調査し、改修計画の立案および設計を行った。
＜設計概要＞
所　在　地　明石町14-２
設 計 内 容　基本設計、実施設計
設計委託費　27,055,950円

⑸　八丁堀分庁舎等複合施設大規模改修工事設計業務委託
施設の老朽化に伴う劣化および不具合などを調査し、改修計画の立案および設計を行った。
＜設計概要＞
所　在　地　八丁堀４-１-４
設 計 内 容　基本設計、実施設計
設計委託費　30,596,500円

⑹　中央区庁舎ほか14カ所照明器具緊急ＬＥＤ化における設計業務委託
照明器具のＬＥＤ化が完了していない施設を計画的に取替える改修計画の立案および設計を行った。
＜設計概要＞
所　在　地　築地１-１-１ほか
設 計 内 容　改修計画、実施設計
設計委託費　62,689,000円

２　建設工事

⑴　八丁堀区民館等複合施設改築工事
施設の老朽化および八丁堀周辺の区有施設の再編に伴い、改築工事を行っている。
＜工事概要＞
所　在　地　八丁堀４-13-12
施 設 規 模　鉄骨造　地上８階建
延 べ 面 積　約995㎡
用　　途　事務所（区民館）、職員住宅、防災備蓄倉庫
工事費など　設計委託・工事監理委託費
163,210,300円
工事費
1,224,850,000円
工　　期　令和６年７月２日～
令和９年１月29日（予定）

⑵　日本橋中学校改築および千代田公園整備工事
生徒数の増加が見込まれている日本橋中学校の改築と、隣接する千代田公園の魅力向上のための整備工事を行っている。
＜工事概要＞
所　在　地　東日本橋１-10
施 設 規 模　鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造
地上７階、地下１階建
延 べ 面 積　約17,554㎡
用　　途　中学校
工事費など　設計委託・工事監理委託費
895,648,600円
工事費
20,536,593,000円
工　　期　令和７年10月16日～
令和12年６月28日（予定）

３　改修工事

⑴　日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事施設の老朽化に伴い、改修工事を行った。
＜改修概要＞
所　在　地　日本橋蛎殻町１-31-１
改修工事面積　約10,358㎡
用　　途　特別出張所、公会堂、集会施設
一時預かり保育室など
工事費など　設計委託・工事監理委託費
255,466,200円
工事費
6,717,476,700円
工　　期　令和５年６月30日～
令和８年２月27日

⑵　銀座中学校大規模改修工事
施設の老朽化に伴い、改修工事を行っている。
＜改修概要＞
所　在　地　銀座８-19-15
改修工事面積　約10,969㎡
用　　途　中学校
工事費など　設計委託・工事監理委託費
179,032,700円
工事費
4,412,177,000円
工　　期　令和６年３月28日～
令和８年９月30日（予定）

⑶　久松小学校等大規模改修工事
施設の老朽化に伴い、改修工事を行っている。
＜改修概要＞
所　在　地　日本橋久松町７－２
改修工事面積　約10,795㎡
用　　途　小学校
工事費など　設計委託・工事監理委託費
229,625,000円
工事費
4,094,761,000円
工　　期　令和６年７月２日～
令和８年12月28日（予定）

⑷　日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事
施設の老朽化に伴い、改修工事を行っている。
＜改修概要＞
所　在　地　日本橋堀留町１－１－１
改修工事面積　約9,995㎡
用　　途　保健センター、保育園、区民館、
高齢者住宅など
工事費など　設計委託・工事監理委託費
223,386,350円
工事費
4,189,445,700円
工　　期　令和６年７月２日～
令和９年１月18日（予定）

⑸　総合スポーツセンター大規模改修工事
施設の老朽化に伴い、改修工事を行っている。
＜改修概要＞
所　在　地　日本橋浜町２-59-１
改修工事面積　約19,520㎡
用　　途　スポーツセンター
工事費など　設計委託・工事監理委託費
292,358,000円
工事費
12,790,580,000円
工　　期　令和７年７月３日～
令和10年３月31日（予定）

⑹　佃区民館等複合施設大規模改修工事
施設の老朽化に伴い、改修工事を行っている。
＜改修概要＞
所　在　地　佃２-17-８
改修工事面積　約1,464㎡
用　　途　事務所、診療所、児童福祉施設など
工事費など　設計委託・工事監理委託費
73,034,500円
工事費
836,858,000円
工　　期　令和７年10月16日～
令和８年10月30日（予定）

⑺　築地児童館等複合施設大規模改修工事
施設の老朽化に伴い、改修工事を行っている。
＜改修概要＞
所　在　地　築地７－９-17
改修工事面積　約1,927㎡
用　　途　児童館、区立住宅
工事費など　設計委託・工事監理委託費
114,673,900円
工事費
1,097,690,000円
工　　期　令和８年３月30日～
令和９年11月30日（予定）

⑸　令和７年度の改修工事（大規模改修工事は除く）は、契約件数74件、契約金額3,843,004,253円である。

令和７年度所管別改修工事概要

施設の区分	契約件数	契約金額
企画部所管の施設	10件	47,833,500円
総務部所管の施設	5	1,111,364,283
区民部所管の施設	12	446,237,600
福祉保健部所管の施設	8	239,379,800
環境土木部所管の施設	2	119,622,000
都市整備部所管の施設	6	223,080,000
小・中学校、幼稚園施設	31	1,655,487,070
議会局所管の施設	0	0
合計	74	3,843,004,253

（複数の施設区分に関する契約は、区分ごとに契約件数を計上）

４　保　全
公共施設の重要機器部材の更新時期などの整理を行い、区施設の健全な維持管理ができるよう、情報の整理を行っている。

広報・広聴

広報紙やホームページ、SNSなどのさまざまな情報発信手段を活用しながら、区の施設や取り組みについて区民に分かりやすく提供し、区政への理解・参画の推進を図っている。また、各種広聴手段により、区民の意見・要望などを把握し、区政に反映させている。

広　報

「区のおしらせ　ちゅうおう」の発行

区民と区政を結ぶパイプ役として「親しみやすく、読みやすい、区民に信頼される広報紙」を目指し、区の施策・各種事務事業の紹介、行事などをお知らせする広報紙「区のおしらせ　ちゅうおう」を発行している。（創刊は昭和28年４月）

令和６年10月から、「手に取ってもらう」「伝わる」ことをより意識した紙面にリニューアルするとともに、発行回数や配布方法を変更した。

１　発行日および発行回数

毎月１日、15日の月２回

２　発行部数

令和８年８月１日号　52,144部

３　配布方法

新聞折り込み

この他、区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、一部百貨店、ファミリーマート（一部店舗を除く）、都営地下鉄の駅（10駅）、東京メトロの駅（13駅）、JRの駅（２駅）、文化堂で配布している。

また、配布を希望する方へ個別配送を行っている。

声の広報・点字広報の発行

視覚障害者に対する広報媒体の充実を図るため、昭和58年度から広報紙の内容を録音した「声の広報」および点字版にした「点字広報」を発行している。また、令和６年10月から広報紙の発行回数の変更に合わせて、発行回数を月３回から月２回とした。

対　象　区内在住・在勤で視覚障害のある希望者（身体障害者手帳１～６級所持者）

ラジオ広報

地域密着型ＦＭ放送局である中央エフエム（FM84.0MHz）を媒体として、区の広報番組を制作・放送している。

また、中央エフエムは災害時の緊急放送媒体としても活用している。

１　通常番組「中央区からのお知らせ」（10分番組）

広報紙「区のおしらせ　ちゅうおう」の掲載記事（行政サービスや区の催し物など）の一部を抜粋してお知らせしている。（番組内容は毎日変更）

［放送日時］

・毎週月曜日～金曜日

午前10時30分～10時40分、午後３時～３時10分、午後９時30分～９時40分

２　企画番組「ウィークリー声の架け橋」（20分番組）

区のイベントや老舗、アンテナショップへの取材、区内で活動するサークルメンバーへのインタビューなどを通じて、区民や来街者の声を伝える番組を放送している。（番組内容は毎週水曜日更新）

［放送日時］

	通常番組 「中央区からのお知らせ」	企画番組 「ウィークリー声の架け橋」
毎週月～金曜日	午前10時30分～10時40分 午後３時～３時10分 午後９時30分～９時40分	午前10時40分～11時 午後３時10分～３時30分 午後９時40分～10時
毎週 土・日曜日	―	午前10時～10時20分 午後３時～３時20分 午後９時40分～10時

動画広報

視覚的な広報展開により、区の情報を分かりやすく提供することを目的に、動画広報番組を制作し、区公式YouTubeで配信している。また、東京ベイネットワーク㈱および東京ケーブルネットワーク㈱のケーブルテレビ（111チャンネル）でも放送している。

令和８年度から配信を基本とし、１番組当たりの時間などを見直した。

１　定例番組「ちゅうおうクリップ」（２～３分番組）

区のイベントや区内の行事の様子、文化・歴史・スポーツ・福祉などの分野における区民の活動などを紹介する番組

［YouTubeでの配信頻度］　月４～５回

［ケーブルテレビでの放送曜日］　毎週日～金曜日

２　企画番組「こんにちは　中央区です」（15分番組）

区内の伝統的なお祭りや文化財、歴史、区政の振り返りなど、一つのテーマを詳しく紹介する特集番組

［YouTubeでの配信頻度］　月１回（毎月第１土曜日）

［ケーブルテレビでの放送曜日］　毎週土曜日

中央区ホームページの運用

区民などの情報収集に係る利便性の向上を図り、「誰もが見やすく、使いやすく、分かりやすく、必要とする情報にたどりつきやすいホームページ」を目指し、区の概要、行事、各種手続きや広報紙などの行政情報を「中央区ホームページ」において発信している。

ホームページアドレス　https://www.city.chuo.lg.jp/

SNS による情報発信

LINE、X（旧 Twitter）、Facebook を活用し、区ホームページに掲載した情報の他、災害情報や気象情報など、区民にとって有益性・緊急性の高い情報を随時発信している。なお、LINE では、セグメント配信機能および「ごみ・資源分別」などの問い合わせに自動で応答する AI チャットボット機能を搭載している。

また、区が作成した動画の発信手段の一つとして YouTube を活用している。

1　X（旧 Twitter）
- 運用開始日　平成24年11月１日
- アカウント ID　chuo_city

2　YouTube
- 運用開始日　平成25年10月２日
- アカウント ID　tokyochuo_city

3　Facebook
- 運用開始日　平成26年９月１日
- アカウント ID　tokyochuo.city

4　LINE
- 運用開始日　令和３年２月１日
- アカウント ID　tokyochuo.city

「中央区政年鑑」の発行

区の現況や事業に係る情報を収録し、施策遂行の資料とするとともに、区政に対する区民などの理解を深めることを目的に発行している（昭和34年から発行。昭和28年～32年までは「区政概要」を隔年発行）。

令和８年度から、従前の「中央区ポケット案内」を統合し PDF 版として発行する。

発　　行　令和８年９月（予定）

「中央区わたしの便利帳」の発行

主に転入者向けの手引きとして、日常生活に関わるサービスの紹介など各種区政情報を掲載している。

令和８年度版を次のとおり発行する。

発　　行　令和８年８月（予定）

発行部数　17,000部

「区内散歩」冊子の発行

歴史ある中央区の姿を紹介するため、昭和60年度から平成22年度まで広報紙に掲載していた区内散歩に加筆し、３年度分ごとに冊子にまとめた「区内散歩」を第９集まで発行し、有償領布している。

掲示板などを活用した広報活動

区の施策や行事などを広く在住・在勤者に周知するため、ポスターを作成し、区掲示板や区の施設等、区内公衆浴場の掲示板に掲示している。

掲示板設置数（令和８年８月１日現在）

屋外掲示板　　360基
- 京橋地域　　159基（うち３基仮撤去中）
- 日本橋地域　139基（うち１基仮撤去中）
- 月島地域　　62基（うち２基仮撤去中）

公衆浴場内　14基（７浴場×２）

報道機関などに対する情報提供

日刊紙、テレビ、ラジオなどの報道機関に対して、区の行事や事業、まちの話題などの情報や資料を積極的に提供している。

広報力向上

「伝わる」広報の実践に向けて、職員向けの研修を実施し、広報意識やデザイン力などの向上を図っている。

また、モデル部署への伴走支援を通じて、実務上の課題抽出や好事例の蓄積などを行い、全庁的な知識共有につなげている。

研修や伴走支援を実施するに当たっては、デザインやプロモーションについての知識など高い専門性が求められることから、豊富な実践経験を有する副業人材を活用している。

シティプロモーションの推進

区民・在勤者などの地域への誇りや愛着心の醸成および国内外からの来街者の獲得を目的に、区制施行80周年に向けて整理したシティプロモーションの三つの方向性（区の歴史アーカイブ・発信、地域・まちの魅力発掘・発信、全職員の広報力向上）に沿って以下の取り組みを進めている。

また、令和９年度以降に向けて調査・分析を行い、区のシティプロモーションの方向性及び次年度以降の実施内容の検討を行う。

区の歴史アーカイブ・発信事業

区の歴史・文化を次世代に伝えるために、区および区内企業、団体等が蓄積してきた継承すべき文化財や歴史資料をデジタル化し、管理・保存に加え、Web サイト上に公開が可能なアーカイブシステムを構築する。併せて、区制施行80周年を記念した映像を制作するとともに、これらのデジタルアーカイブ、記念映像などを公開するサイトを構築し、区民、在勤・在学者などに向けて発信する。

Instagram による魅力発信

ターゲット層である30代以下の区民および在勤・在学者が地域・まちへの誇り・愛着を感じるきっかけづくりとして、Instagram を活用した区による魅力発信を行っている。また、多面的な取組としていくために区による魅力発信に加え、Instagram ハッシュタグキャンペーンや Instagram 広告の活用を通じて、区民や在勤者、観光客などによる指定ハッシュタグを付けた投稿を促進している。

運 用 開 始 日　平成30年４月１日
アカウントID　tokyochuo.city

地域の魅力発掘・発信支援事業

区民等の地域への誇り・愛着心の醸成を目的とし、町会等が行う地域にゆかりのある人物や旧跡等の歴史文化資源の魅力を発掘・発信する取組を支援する。

対象団体　町会・自治会、商店街、その他区長が認める団体など
対象事業　地域にゆかりのある歴史上の人物や旧跡などの歴史文化資源の魅力を自ら発掘・発信する新たな取組で、区民などの地域への誇りや愛着心の醸成に資する事業
対象期間　令和８年４月～令和９年３月
補 助 率　5/6
限 度 額　1,000千円

広　聴

区政世論調査

区民の生活環境に対する意識、本区施策への評価および区政への意見・要望を把握し、今後の行政施策の参考資料とするため実施している。

平成28年度から、選挙権の年齢引き下げに鑑み、区政に関心を持つ若い世代の増加と、区政への意見などの反映を目的として、調査対象を20歳以上から18歳以上に引き下げた。令和８年度は区内に居住する満18歳以上の個人を対象に2,000人を無作為抽出し、郵送配布、郵送回収またはインターネット回答による第56回区政世論調査を実施した。

区政への提案

区民などから、創意工夫に基づく建設的な区政への提案を広く募集し、その内容を区政に生かすことにより、区民などの区政への参画と区民福祉の向上に資する制度を実施している。

令和７年度　提出件数　　13件
（内訳）
・受理　　０件
・不受理（匿名など）　　４件
・区長への手紙として対応　９件

区長への手紙など

区民などから区政に対する意見や要望などを広く求め、速やかに対処するとともに、今後の区政運営の参考にしている。

１　区長への手紙

区の各施設窓口に、料金受取人払いによる「広聴はがき」を常備し、区民が手軽に利用できるようにしている。

また、区長への手紙 E メール君（区ホームページからの意見投稿）、郵送、FAX などでも意見や要望を受け付けている。

令和７年度受け付け件数　450件

２　要望・陳情

令和７年度受け付け件数　18件

施設広聴会

区内在住・在勤者で構成された団体（５～20人）を対象に、希望する区内の公共施設の見学を通じて区政に対する理解を深めてもらうとともに、見学後にアンケート調査を実施し、その結果を施設運営の参考としている。

各種相談

区民の日常生活で発生するさまざまな問題に対処するため、「まごころステーション」を設置し、各種相談活動を行っている。

また、行政上の不満解決や情報の提供のみにとどまらず、その背景にある行政上の問題点を把握し、行政施策や行政運営の参考にしている。

１　まごころステーション（区民相談）

本庁舎１階のまごころステーションでは、相談員が毎日区民の相談・問い合わせなどに応じている。

まごころステーション取り扱い件数（令和７年度）

相談項目	件数		相談項目	件数	
	問い合わせ	相談		問い合わせ	相談
戸籍	7,209	8	文化･生涯･ｽﾎﾟｰﾂ	338	2
住民記録	14,403	10	清掃	151	9
印鑑	1,456	0	公害・環境	282	3
消費生活	167	3	保健・衛生	578	7
区民施設	205	3	教育	311	7
商工観光･融資	465	4	家庭	3	67
防災	380	2	金銭貸借	0	29
税務	4,162	20	相続・遺言	10	195
子育て支援	1,265	5	土地・建物	3	75
障害者･生活支援	1,154	12	借地・借家	1	42
高齢福祉･介護	1,250	10	登記	1	12
国保・年金	3,949	9	法務・訴訟	0	21
福祉一般	20	2	労働	2	24
道路・公園	813	5	損害賠償	0	20
土木	27	1	国関係	353	1
交通安全	221	2	東京都関係	257	16
住宅	333	4	警察・消防	78	18
都市計画･相隣	122	0	その他	8,904	1,968
まちづくり	13	0	計	50,241	2,620
建築	1,355	4	合計	52,861	

２　法律相談

社会環境の複雑化・多様化に伴い、日常生活で生じる問題においても高度な専門的知識を必要とする相談が増加している。このような状況に対応するため、弁護士会へ委託して無料法律相談を行っている。

相談場所および相談日時（年末年始は除く）

・区民相談室
　毎週金曜日　午後１時～４時
・日本橋特別出張所
　毎月第２・４水曜日※　午後１時～４時
・月島特別出張所
　毎月第１・３月曜日※　午後１時～４時
・晴海特別出張所
　毎月第３木曜日※　午後１時～４時

※相談日が祝日・休日に当たるときは別の日に振り替える。

法律相談項目別取り扱い件数（令和７年度）

相談項目	件数
不動産関係	198件
金銭・商事関係	148
相続・戸籍関係	221
婚姻・離婚関係	104
その他	245
合計	916

３　人権擁護相談

不当な差別や人権侵害などの相談に応じるため、法務大臣から委嘱された人権擁護委員による専門相談を実施している（委員は409頁参照）。

⑴　相 談 日　毎月第３木曜日
　　午後１時～４時
⑵　相談場所　区民相談室

４　国の行政相談

国の行政に対する苦情や相談に応じるため、総務大臣から委嘱された行政相談委員による専門相談を実施している（委員は409頁参照）。

⑴　相 談 日　毎月第３木曜日
　　午後１時～４時
⑵　相談場所　区民相談室

デジタル化の推進

区民へのサービス向上や行政の効率化を図るため、住民情報、財務会計、公共施設予約などのシステムを稼働させるとともに、区政運営へのＩＣＴの導入やネットワークの活用を進めている。推進に当たっては、「中央区電子計算組織管理運営規程（令和７年４月改定）」および「中央区情報セキュリティポリシー（令和８年１月改定）」に基づき、システムの適正な管理運営を行うとともに、データの保護に万全を期している。また、情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応することを目的に、中央区ＣＳＩＲＴ（シーサート：Computer Security Incident Response Team の略称）を平成30年度に設置した。

中央区情報化基本方針

区の現状に合った取り組みを進めていくため、「区民にとってより便利でやさしい区役所」を目指す将来像とし、令和６年３月に「中央区情報化基本方針」を改定した。

・方針における取り組みの方向性

①　区民サービスの向上に向けた全庁的な体制整備・強化を行い、人材育成も含め幅広くＢＰＲ（業務改革）を推進し、ＤＸ（デジタル技術を活用し、業務や組織そのものを変革すること）に戦略的かつ実践的に取り組む。

②　区民の幅広いニーズに対応するため、施策を九つに再編・充実させた上で、アクションプランを取り組み内容ごとに設定し、より明確かつ細やかに実施状況の確認や評価を行う。

　特に「各種手続きのデジタル化・オンライン化促進」と「ＢＰＲ・ＤＸ推進体制の強化」に重点的に取り組む。

中央区デジタル化推進委員会

（令和３年５月　名称および設置目的変更）

１　設置目的

区におけるデジタル化の推進などについて総合的な検討を行う。

・設置年月　昭和59年５月

２　構　成

事務の総括を担任する副区長を委員長とし、教育長、各

部長、各担当部長、中央区保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長および監査事務局長を委員とする。

なお、政策企画課長、財政課長、広報課長、シティプロモーション推進課長、情報システム課長、企画部副参事（デジタル推進・特命担当）、総務課長および職員課長は幹事として参画する。

3　部　会

委員会の下に部会を置き、委員会から付託された事項について、専門的に調査研究を行う。

4　会　議

委員会および部会は、必要に応じて開催する。

住民情報システム

住民サービスの向上などを図るため、住民情報を統合的に処理するシステムを稼働している。

・システムの概要

住民記録、印鑑登録、選挙、住民税・軽自動車税、国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療、高齢者福祉、障害者福祉、児童手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成事業など

財務会計システム

財務会計事務について、事務の一層の効率性、迅速性および正確性を確保するため、総合的な電算化を図っている。

・システムの概要

予算編成、予算管理、歳入・歳出管理、契約管理、備品管理、決算管理、公有財産管理、資産管理、公会計業務など

公共施設予約システム

区施設の利用を希望する方が、いつでも、自宅・職場のパソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して施設の空き状況の照会や利用申し込みができるよう、公共施設予約システムを運用している。

・予約対象施設

体育施設（運動場など）、社会教育会館、区民館・日本橋公会堂集会施設の各集会施設、産業会館、ハイテクセンター、男女平等センター、環境情報センター、京橋図書館、晴海地域交流センター

また、保養施設に関しては平成25年８月から独立して「保養施設予約システム」として運用を開始している。

電子申請サービス

自宅・職場のパソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して各種手続きが行えるよう、電子申請による受け付けを行っている。

・対象手続き

講習会・健康診断の申し込み、福祉関係の手続きなど

キャッシュレス決済の導入

決済手続きにおける利便性の向上や現金管理など、業務の省力化を図るため、窓口などにおけるキャッシュレス決済の導入および運用を支援している。各種手数料の支払いにおいて、電子マネー、２次元コード決済、クレジットカードにおける決済を利用できる環境を整備しており、順次導入部署の拡大を進めている。

本庁舎整備

本庁舎整備については、人口増加に伴う施設需要への対応が優先課題となる中、建設工事費の高騰をはじめ本区を取り巻く社会経済状況の変化が区財政へ及ぼす影響等を見極めながら、慎重に検討していく必要がある。

当面の間は現本庁舎を使用しながら、ＤＸの進展を見据えた庁舎機能のあり方や将来的な再整備を見据えた執務面積の最適化、整備財源などについて庁内検討を進めていく。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

マイナンバー制度は、平成25年５月に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、日本国内の全住民に一人一人異なる12桁の番号（マイナンバー）を指定し、国や区それぞれが管理する情報を連携させ、区民の利便性向上と行政の効率化を図るものである。

令和４年度、国が特に国民の利便性向上に資すると示した行政手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続き（ぴったりサービス）が開始されたことに伴い、区においても、引越ワンストップサービス（令和５年２月から）および子育て、介護などの事務におけるぴったりサービス（令和５年３月から）によるオンライン申請の受け付けを開始した。

行政経営方針

区における行政改革の総合的な指針として、平成11年２月に「中央区行政改革大綱」を、また、その後もさらなる改革に向け、平成17年２月には「第二次中央区行政改革大綱」を策定し、区民や地域とともに公共的な課題の解決に取り組んできた他、区民サービスのさらなる向上や持続可能な財政運営に努めてきた。

一方、社会情勢はこの間も大きく変化し、デジタル技術の進展を背景としたデジタル社会の実現や二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す地球温暖化対策への取り組みなどの他、区においては、令和６年春に晴海地区に新たなまちが形成されるなど、「中央区基本計画2023」の下で、人口20万都市を見据えた行政運営に取り組んでいく必要がある。

こうした状況の変化を踏まえ、現下の課題に的確に対応することができる組織づくりを進めるとともに、「第二次中央区行政改革大綱」に掲げている考え方を発展させた新たな指針として令和５年３月に「中央区行政経営方針」を策定した。

この方針に基づき、将来にわたり、健全で強固な財政基盤を堅持し、区民サービスの向上と行政コストの適正化の両立を図り、より柔軟で効率的・効果的な行政運営を積極的かつ果敢に推進していく。

防災・危機管理

危機管理

近年、地震などの自然災害に加え、大規模事故や事件、犯罪など多様な危機事案などに対し行政が適切に対応することが求められている。このため区では、庁内はもとより警察・消防など関係機関との情報連絡の強化に取り組むとともに、災害などの発生時における初期対応や総合調整など初動体制の充実に努めている。

⑴　災害対策本部運営訓練
⑵　防災危機管理センター訓練
⑶　緊急時職員参集システム訓練
⑷　臨時非常配備職員訓練

生活安全

1　安全で安心なまちづくりの推進

犯罪抑止には「犯罪の機会を与えない」ことや「犯罪者が寄りつかないまちづくり」が必要である。そのためには、自分の身は自分で守る対策と地域の安全は地域ぐるみで守る相互の協力が基本となる。

こうした考えに基づき区では、平成16年10月に「中央区安全で安心なまちづくりを推進する条例」を制定し、区民の自主的な防犯対策が一層進むよう各種生活安全施策を展開している。

また、平成25年４月に本条例を一部改正し、地域団体が行う生活安全活動への協力や客引きなどの勧誘行為の禁止を事業者の責務として明確化するとともに、区内４警察署と「中央区地域安全の推進に関する覚書」を締結した。

⑴　安全・安心ハンドブックの作成・配布
⑵　安全・安心おまかせ出前相談
⑶　共同住宅等生活安全（防犯）アドバイザーの派遣
⑷　住まいの防犯対策助成
⑸　防犯設備整備費助成
⑹　自主的なパトロールなどの活動支援
⑺　客引き等対策支援事業補助金
⑻　安全・安心メールの配信
⑼　防犯協会（防犯灯電気料など）助成
⑽　ホームページへの不審者情報などの掲載
⑾　自動通話録音機の無料貸し出し
⑿　生活安全講習会の開催

2　生活安全協議会

安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯対策に関する情報共有や意見交換を行う場として、学識経験者や区民、事業者、区、警察、消防など関係者で構成する「中央区生活安全協議会」を平成18年３月に設置した。

令和７年度　開催回数１回

3　暴力団排除の推進

暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本理念として、平成24年４月１日に「中央区暴力団排除条例」を制定し、地域社会から暴力団を排除するよう取り組んでいる。

国土強靱化（きょうじんか）

中央区国土強靱化地域計画

大規模自然災害に対し、事前防災および減災と復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく地域計画として、令和４年３月に「中央区国土強靱化地域計画」を策定した。

国民保護

中央区国民保護計画

「国民保護法」第35条第１項の規定に基づき、武力攻撃事態などにおいて国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平成19年３月に「中央区国民保護計画」を策定した。

その後、平成27年３月に「東京都国民保護計画」が変更されたことに伴い、平成28年４月に「中央区国民保護計画」を変更した。

中央区国民保護協議会

中央区国民保護計画や国民保護措置に関する重要事項の審議などを行うため、区長の附属機関として設置している。

なお、委員の構成は、中央区防災会議と同一である（委員一覧は409頁参照）。

防災対策

「災害対策基本法」第42条に基づき、区民の生命、身体および財産を災害から守るため、中央区地域防災計画を定め、都および防災関係機関と相互に連携を図りながら、防災対策事業を実施する態勢をとっている。

中央区防災会議

「災害対策基本法」に基づき、中央区地域防災計画の修正および防災対策事業の推進などを目的として設置している。

会長（区長）ならびに都・区・警察および消防など防災関係機関から区長が任命する委員・幹事で構成する（委員一覧は409頁参照）。

中央区地域防災計画

「災害対策基本法」第42条に基づき、「中央区地域防災計画」を作成し、必要に応じて修正を行っている。

東京の新たな被害想定を踏まえ、東京都地域防災計画（震災編：令和５年修正）および関係法令などとの整合性を図るとともに、前回（令和３年２月）修正以降に更新された本区防災対策の進捗状況を反映するため、令和６年６月に本計画を修正した。

中央区災害対策本部

区長は区内で災害が発生した場合、あるいは災害が発生する恐れがある場合で、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は本部長（区長）および区職員で構成し、区域の災害応急・復旧対策などを実施する（災害対策本部組織は72頁**表１**参照）。

なお、区役所閉庁時間帯についても災害に対処できるよう、警戒勤務者（区管理職）および災害応急指令員が警戒勤務に従事している。

また、地震災害などが発生し、または発生する恐れがあるときは、自宅から本庁舎の距離がおおむね10km 圏内の職員をもって臨時非常配備態勢を確立し、警戒勤務者の指揮の下に情報の収集や防災関係機関との連絡を行うなど初動態勢の早期確立を期している。

防災危機管理センター

防災、安全・安心に関する総合窓口として、普及啓発コーナーなどを設置している他、大規模災害時には、情報収集や発信機能、さらには区が行う防災活動の拠点として、区役所１階に防災危機管理センターを設置している。

中央区総合防災システム

災害発生時などに、区が収集する災害情報を一元的に管理し、災害対策本部における迅速な情報共有および区民等への情報発信を行うため、中央区総合防災システムを運用している。

防災拠点の整備（73頁**表２**参照）

学校施設などを災害時における地域防災活動の拠点となる「防災拠点」として整備している。

防災拠点においては、災害応急活動に必要な資器材を配備している。

【防災拠点の機能】

㋐　避難所　　㋑　医療救護所

㋒　情報拠点　㋓　地域活動拠点

防災拠点運営委員会への支援

災害時に防災拠点（24カ所）の円滑かつ適切な運営や日頃から地域ぐるみの防災対策を推進するため、町会・自治会や防災区民組織が主体となった「防災拠点運営委員会」（22委員会）の活動を支援している（佃島小学校・佃中学校および月島第三小学校・晴海中学校は、小中学校を合わせて１委員会）。

避難所などの種類

１　指定避難所（71頁**図１**参照）

災害の危険性があり避難した住民を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民を一時的に滞在させるため、区施設などを避難所として指定している。

⑴　防災拠点（避難所）（24カ所）（73頁**表２**参照）

大地震などが発生した際、自宅での生活ができなくなった方などが一定期間避難生活を送るための施設として、区立小・中学校などの公共施設24カ所を指定している。

⑵　副拠点（７カ所）（73頁**表２**参照）

避難者が増加し防災拠点における受け入れが困難となった場合には、副拠点（主に寝泊まりする場所）を開設する。

⑶　福祉避難所など（態勢が整い次第順次開設：18カ所）

防災拠点で避難生活を送ることが困難な要介護高齢者や障害のある方などを対象に福祉避難所を開設する。なお、専門的な介護などが必要で自宅や防災拠点での療養が困難な方は、特別養護老人ホームなどにおいて緊急入所による対応を行う。

２　指定緊急避難場所（71頁**図１**参照）

災害が発生または発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など災害の種類ごとに施設や場所を指定している。

＜災害の種類＞

⑴　地震

防災拠点（避難所）の24カ所

⑵　大規模な延焼火災

○広域避難場所

大地震など、大規模な延焼火災が発生したときに避難する場所として、都が４カ所指定している。

○地区内残留地区

建物の不燃化が進んでおり、万一火災が発生しても、大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域として、都が指定している。

ただし、区・警察・消防などから避難指示が出された場合は、その指示に従って避難することになる。

○一時（いっとき）集合場所（73頁**表３**参照）

住民が避難する際の中継地点（一時的に集合する場所）として、公園などを指定している。

⑶　洪水・浸水・高潮

防災拠点（避難所）の24カ所

中央区役所

日本橋・月島・晴海区民センター

⑷　津波

佃島小学校

月島第一小学校
月島第二小学校
豊海小学校
佃中学校
月島区民センター

広域避難場所地区割当地区

広域避難場所	町名
あかつき公園一帯	築地四丁目８～16番、築地六丁目１～19番、21～26番、築地七丁目
新川ツインビル地区	入船、湊
佃リバーシティ地区	佃
晴海地区	月島、勝どき一～四丁目、晴海

地区内残留地区

八重洲、京橋、銀座、新富、明石町、築地一～三丁目、築地四丁目１～７番、築地五丁目、築地六丁目20・27番、浜離宮庭園、八丁堀、新川、本石町、室町、本町、小舟町、小伝馬町、大伝馬町、堀留町、富沢町、人形町、小網町、蛎殻町、箱崎町、馬喰町、横山町、東日本橋、久松町、浜町、中洲、日本橋、茅場町、兜町、勝どき五・六丁目、豊海町

中央区防災用備蓄倉庫一覧

地域	備蓄倉庫
京　橋	区役所本庁舎、京橋区民館、京橋こども園、銀座一丁目認可保育所等複合施設、京橋プラザ、本の森ちゅうおう、湊コミュニティルーム、明石町区民館、築地あかつきコミュニティルーム、京華スクエア、新川区民館、新川防災備蓄倉庫、西銀座駐車場、ミレニアム銀座、京橋トラストタワー、ブリリア・ザ・タワー東京八重洲アベニュー、シティタワー銀座東
日本橋	人形町保育園等複合施設、日本橋特別出張所、区立箱崎町住宅、久松町区民館、総合スポーツセンター、NEX 人形町ビル、リバーゲート
月　島	佃区民館、月島三丁目防災備蓄倉庫、水産庁船員詰所、晴海区民館、晴海児童館等複合施設、晴海住宅、晴海地域交流センター、晴海特別出張所等複合施設、キャピタルゲートプレイス、勝どきザ・タワー、東京ミッドベイ勝どき、晴海ビュータワー、晴海プライムスクエア、パークタワー晴海、ザ・パークハウス晴海タワーズティアロレジデンス、ザ・パークハウス晴海タワーズクロノレジデンス、プレミアホテル -CABIN PRESIDENT- 東京、ドゥ・トゥール、ベイサイドタワー晴海、晴海フラッグ（PORT VILLAGE、SEA VILLAGE、SUN VILLAGE、PARK VILLAGE）

災害予防・応急対策

1　総合防災訓練

令和７年度は、９月７日に月島地域において、晴海二丁目都有地を主会場とし、住民や事業所、防災関係機関が連携した総合的な防災訓練を行った。

2　災害時応急対策用物資・資器材の備蓄と配備

災害時における応急対策用の物資や資器材の保管場所として、防災拠点倉庫やその他の備蓄倉庫に食料・飲料水などの生活必需品の他、医療資器材・その他救出救護用資器材を備蓄している。

また、災害時の医療救護活動をより迅速に行うため、「災害対策用医療救急箱」を中央区・日本橋両医師会および区施設などに配備している。

3　防災区民組織の育成

災害時には、地域一体となった防災活動が不可欠であることから、町会・自治会を母体とした防災区民組織に対して、結成費・運営費の助成や防災資器材の供与を行っている。

また、自動体外式除細動器（AED）購入費や防災資器材倉庫修繕費などの助成も行っている。

4　地域防災リーダーの育成支援

⑴　防災士資格取得費用助成事業

地域防災力のさらなる強化を図るため、地域の防災活動においてリーダーシップを発揮できる人材の養成を目的に、防災士の資格取得費用の助成を行っている。

⑵　女性防災リーダー養成事業

地域の防災活動に多様な視点を持って取り組む女性防災リーダーの育成を図るための養成講座と女性視点の重要性を広く啓発するための講演会を実施している。

5　初期消火訓練への助成

防災区民組織が消防署・消防団の指導により初期消火訓練を実施するに当たり、消火器の薬剤詰め替えやアルファ化米など物資の助成を行っている。

令和７年度　実施回数　71回
　　参加者　13,377人
　　物資助成　アルファ化米　6,190食
　　缶詰他　14,648個

6　事業所防災対策

地域と連携した事業所の防災対策の推進および防災意識の普及・啓発を図るため、事業所の防災対策を分かりやすくまとめた防災パンフレット「すべての働く人へ　事業所防災　～事業所を守り、地域を支えるために～」の配布やDVD「あなたのオフィスは大丈夫！？」の貸し出しを行っている。

7　防災講演会

区民・事業所の防災意識の向上を図るため、区民、防災区民組織および区内事業所を対象に防災講演会を実施する

とともに、区公式 YouTube により配信を行っている。

令和７年度実施状況

開 催 日　令和８年２月16日（月）

配信期間　令和８年３月２日（月）～22日（日）

講演内容　働くすべての方々へ ～災害時の危機を乗り越えるために～

講　　師　一般社団法人 地域防災支援協会
理事　鈴木　正弘

参加者数　47人

8　地域防災力向上のための普及・啓発

災害に対する日ごろからの各家庭での備えや地域における共助の取り組みの重要性の他、区の防災対策などを紹介した区民向け防災パンフレット「わが家わがまちの防災ハンドブック」を配布している。また、発災時の避難行動である在宅避難を促進するため、在宅避難に必要な備えや防災拠点の重要性などを紹介した動画「わが家わがまちの地震防災」を作成し、区公式 YouTube で配信するほか、DVD の貸し出しを行っている。

9　地震体験車

防災対策の啓発および訓練活動を効果的に推進するため、地震体験車を町会・自治会や事業所の防災訓練などで活用している。地震体験車の運転、操作、訓練参加者への指導などについては、協定に基づき区内３消防署が行っている。

10　マンション防災対策

マンション居住者、管理組合、管理会社などの防災活動に関する知識と防災意識の向上を図るため、大地震への備えなど平常時に必要な取り組みをまとめたパンフレット「いま、始めよう。マンション防災」を配布するとともに、マンション防災対策を分かりやすく映像化した動画を作成し、区公式 YouTube で配信するほか、DVD の貸し出しを行っている。

また、マンション管理組合などの防災対策を支援するため、「震災時活動マニュアル策定の手引き」の活用とともに、マンションの規模や特性に応じた防災マニュアルやアクションシートの作成支援、防災訓練などの指導・助言を行う防災アドバイザー派遣の他、マンション防災対策における共助の重要性や備えのポイントなどを学べる防災講習会を実施している。さらに、防災体制が整備されていないマンションに対して、継続的に専門家を派遣し、マンションの管理組合などが防災体制を整えるために必要な支援を行っている。加えて、居住者主体の防災訓練を支援することで、訓練の活性化と防災意識の向上を図るとともに、マンション内コミュニティの醸成と防災組織づくりの契機としている。

11　防災対策優良マンション認定制度

マンションにおける防災対策のさらなる推進とコミュニティの醸成を図るため、防災組織の設置や防災マニュアルの作成など一定の条件を満たすマンションを「中央区防災対策優良マンション」として認定している。

対　　象　住宅の戸数が10戸（専用部分の床面積が１戸当たり40㎡以上）以上のマンション

認定棟数　119棟（令和８年３月末現在）

助成内容

⑴　防災資器材の購入費助成
１棟あたり　500,000円（初回）
※250,000円（２回目以降）

⑵　防災訓練経費助成　　年額上限50,000円

◎エレベーター閉じ込め対処訓練を含む、特色ある防災訓練の実施を促進する場合、防災訓練の補助上限額を150,000円に引き上げる。

12　飲料水などの確保対策

災害時に備え、あかつき公園内に1,500トン、晴海給水所に1,300トン、堀留児童公園内に100トンの飲料水を常時確保している。

また、区内38事業所と災害時における飲料水供給協定を締結し、当該事業所の受水槽（1,505.1トン）に取水口を設置している。

公共施設、区立小・中学校などについては、受水槽（1,542.7トン）に緊急遮断弁を取り付けるとともに、プール（9,062トン）の水を使用することを想定し、手動式ろ過機を配備している。

さらに、災害時に生活用水を確保するため、防災拠点をはじめとする28カ所に防災用井戸を設置している。

13　災害時のトイレ対策

防災拠点となる学校において下水管耐震化工事、マンホール直結型仮設トイレを整備するとともに、携帯トイレなどの備蓄を行っている。

また、地下タンク式仮設トイレを京橋公園、浜町公園、新月島公園に設置するとともに、公衆便所の床下を便槽として利用できるよう床下ピットの設置を進めている。

14　中央区防災無線などの整備

災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達態勢の確保を図るため、デジタル方式の防災無線などを整備している。

⑴　地域防災無線〔平成３年４月開局〕
災害時における情報収集・連絡用（防災関係機関などに設置）
基　地　局　　２局
子　　局　　320局

⑵　防災行政無線〈固定系〉〔昭和56年３月開局〕
区民に対する災害・行政情報提供用
基　地　局　　１局
屋外受信機　　88基

⑶　防災用ネットワークカメラ
　災害時における情報収集用
　設　置　数　　８台

15　安全・安心メールの配信

地震・気象情報や防犯情報、消費生活情報、その他緊急な情報を速やかに伝達するため、携帯電話などの登録により「ちゅうおう安全・安心メール」を配信している。

16　緊急告知ラジオの有償頒布

区民・区内事業所に対して、災害発生時などに、緊急地震速報や弾道ミサイル情報をはじめとする緊急情報などを受信できる「緊急告知ラジオ」を、有償頒布している。令和４年度から280MHz 緊急告知ラジオを導入している。

区　民　１台　2,000円（１世帯１台まで）
事業所　１台　23,650円（１事業所１台まで）

17　防災マップアプリの配信

災害時に区民、帰宅困難者を避難所や帰宅困難者一時滞在施設などへ円滑に誘導するため、施設の開設状況や経路を案内する防災マップアプリを配信している。

また、ダウンロード用の二次元コードを印刷した災害情報ステッカーを作成し、公共施設や区内の駅などへ掲示している。

対応言語　４カ国語（日本語・英語・中国語・韓国語）

18　帰宅困難者対策

帰宅困難者による混乱を避けるため、事業者に対して従業員の一斉帰宅の抑制や大規模商業施設などにおける施設利用者の保護に関する普及啓発を推進している他、旅行者、買い物客などの来街者対策として、民間の開発事業を通じて整備される帰宅困難者一時滞在施設などの確保に取り組んでいる。

また、施設間の情報共有を図り、災害時の受け入れを円滑に行うため、民間事業者が主体となって運営する「中央区帰宅困難者対策協議会」の活動に対する支援を行っている。

19　災害時の協力協定

災害時における応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の協定を締結している。

⑴　応急対策および復旧対策など
　災害応急活動における協力に関する基本協定（中央区都市整備公社）
　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定（23区）
　東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定
　東京都中央区と山形県東根市との災害時相互援助協定
　東京都中央区と岡山県玉野市との災害時相互援助協定
　東京都中央区と千葉県銚子市との災害時相互援助協定
　東京都中央区と宮城県石巻市との災害時相互援助協定
　東京都中央区と山梨県富士河口湖町との災害時相互援助協定
　災害時における応急協力の覚書（郵便局）
⑵　非常通信関係
　京橋消防署
⑶　給食給水関係
　東京都米穀小売商業組合中央支部
　東京都麺類協同組合区内３支部
　受水槽を所有する区内事業所
　東京都水道局
⑷　石油類の供給
　東京都石油商業組合千代田・中央支部
　隅田商事株式会社
⑸　物資などの輸送関係
　東京都トラック協会中央支部
　F-LINE 株式会社
　株式会社エコ配
　佐川急便株式会社
　日本通運株式会社
　ヤマト運輸株式会社
　一般社団法人 AZ-COM ネットワーク
　日立自動車交通株式会社
　日の丸自動車興業株式会社
⑹　医療救護関係
　中央区医師会
　日本橋医師会
　京橋歯科医師会
　お江戸日本橋歯科医師会
　国立がん研究センター中央病院
　京橋薬剤師会
　日本橋薬剤師会
　東京都柔道整復師会千代田・中央支部
　東京都獣医師会・区内開業獣医師
　アルフレッサ株式会社
　株式会社スズケン
　株式会社メディセオ
　東邦薬品株式会社
　学校法人聖路加国際大学
　一般社団法人東京公認心理師協会
⑺　道路障害物除去等応急対策
　中央防災協力会
　東京都自動車整備振興会中央支部
　東京都印刷工業組合京橋・日本橋支部
　東京都製本工業組合京橋・日本橋支部

⑻　災害廃棄物等処理対策
東京都環境保全協同組合
東京環境保全協会
東京廃棄物事業協同組合
株式会社京葉興業
株式会社太陽油化
東京都中小建設業協会
東京都産業資源循環協会
23区および東京二十三区清掃一部事務組合

⑼　応急仮設住宅等応急対策
中央区災害対策建築協力会

⑽　災害時広報対策
中央エフエム株式会社
東京ベイネットワーク株式会社
ヤフー株式会社
松竹株式会社及び日本板硝子株式会社との三者協定

⑾　特別法律相談
中央区法曹会
東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会

⑿　避難所関係
勝どき東地区市街地再開発組合
東京都立晴海総合高等学校
中央清掃工場見学者施設
社会福祉法人賛育会
社会福祉法人奉優会
社会福祉法人シルヴァーウィング
社会福祉法人トーリケアネット
中央区医師会
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
社会福祉法人わとなーる
社会福祉法人長岡福祉協会
アクティオ株式会社
株式会社小学館集英社プロダクション
日本メックス株式会社
株式会社ポピンズ
アパホテル株式会社
株式会社グリーンズ
株式会社はとバス
株式会社ホテルサイボー
丸太屋株式会社
ワシントンホテル株式会社
株式会社相鉄ホテルマネジメント
パールホテル
一般財団法人東京船員厚生協会
H.I.S ホテルホールディングス株式会社
東京福祉バス株式会社
大和自動車交通ハイヤー株式会社
学校法人聖路加国際大学

⒀　ボランティア関係
中央区社会福祉協議会
中央区登録手話通訳者の会

⒁　救援活動、帰宅困難者支援など
戸田建設株式会社
日清オイリオグループ株式会社
株式会社ブリヂストン
日本設備工業株式会社ソリューション事業部
荏原実業株式会社
東京スクエアガーデン（第一生命保険株式会社、片倉工業株式会社、清水地所株式会社、三井住友信託銀行株式会社、ジェイアンドエス保険サービス株式会社）
オンワードパークビルディング（株式会社オンワードホールディングス）
東京日本橋タワー（住友不動産株式会社）
GinzaNovo（合同会社 Apus）
京橋エドグラン（京橋二丁目西地区市街地再開発組合）
GINZA SIX（GINZA SIX 管理組合）
パークシティ中央湊 ザ タワー（パークシティ中央湊 ザ タワー管理組合）
日本橋髙島屋三井ビルティング（日本橋二丁目団地管理組合）
日本橋室町三井タワー（日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合）
武田グローバル本社（武田薬品工業株式会社）
J-POWER　電源開発（電源開発株式会社）
トヨタモビリティ東京　中央勝どき店（トヨタモビリティ東京株式会社）
ミュージアムタワー京橋（ミュージアムタワー京橋管理組合）
ミッドタワーグランド（月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合）
ホテルグランバッハ東京銀座（株式会社グリーンホスピタリティーマネジメント）
KABUTO ONE（平和不動産プロパティマネジメント株式会社）
東京シティエアターミナル（東京シティ・エアターミナル株式会社）
豊海流通センター（株式会社豊海）
からくさホテルカラーズ東京八重洲（株式会社岩佐鐵工所）
築地警察署および築地本願寺との三者協定

MIMARU　SUITES　東京日本橋（東急不動産株式会社）

MIMARU 東京　STATION　EAST（東急不動産株式会社）

三井ガーデンホテル銀座築地（三井不動産株式会社）

三井ショッピングパーク ららテラス　HARUMI FLAG（三井不動産株式会社）

トーセイホテル ココネ築地銀座プレミア（トーセイ株式会社）

東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー・YANMAR TOKYO（八重洲セントラルタワー管理組合、ヤンマーコーポレーション株式会社）

TODA BUILDING（戸田建設株式会社）

ザ ロイヤルパークホテル銀座６丁目（ヒューリック株式会社）

HARUMI WAVE GARDEN（株式会社みずほ銀行、株式会社ケン・コーポレーション）

キャプション by Hyatt 兜町 東京（東京兜町ホテル株式会社）

ザ ロイヤルパーク キャンバス 銀座コリドー（三菱地所ホテルズ＆リゾーツ株式会社）

KOKO HOTEL 築地銀座（スターアジア不動産投資法人）

GINZA HOTEL by GRANBELL（株式会社ベルーナ）

Spatium Ginza Pony（株式会社Ｙ＆Ｊ）

⑮　仮復旧・応急援護活動など

NPO 法人地域の防災と町づくりを研究する会

⑯　罹災証明発行に係る情報提供

東京都総務局および主税局との三者協定

京橋消防署、日本橋消防署、臨港消防署との四者協定

⑰　その他

災害時における中央区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定

災害時における応急物資（ダンボール製簡易ベッド）の供給に関する協定（セッツカートン株式会社）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン東京第一支社）

大規模災害時における電力復旧等に関する協定（東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社）

大規模災害時における通信障害の復旧等に関する協定（東日本電信電話株式会社）

災害時における給電車両貸与に関する協定（トヨタモビリティ東京株式会社、トヨタモビリティサービス株式会社）

災害時における応急物資の供給に関する協定（一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京都支部）

災害時における給電及び一時的待機スペースの提供に関する協定（ENEOS 株式会社）

20　消火器の地域配備

地域において迅速な初期消火活動が行われるよう、消火器を区内の街頭に設置している。

街頭消火器設置数　761カ所

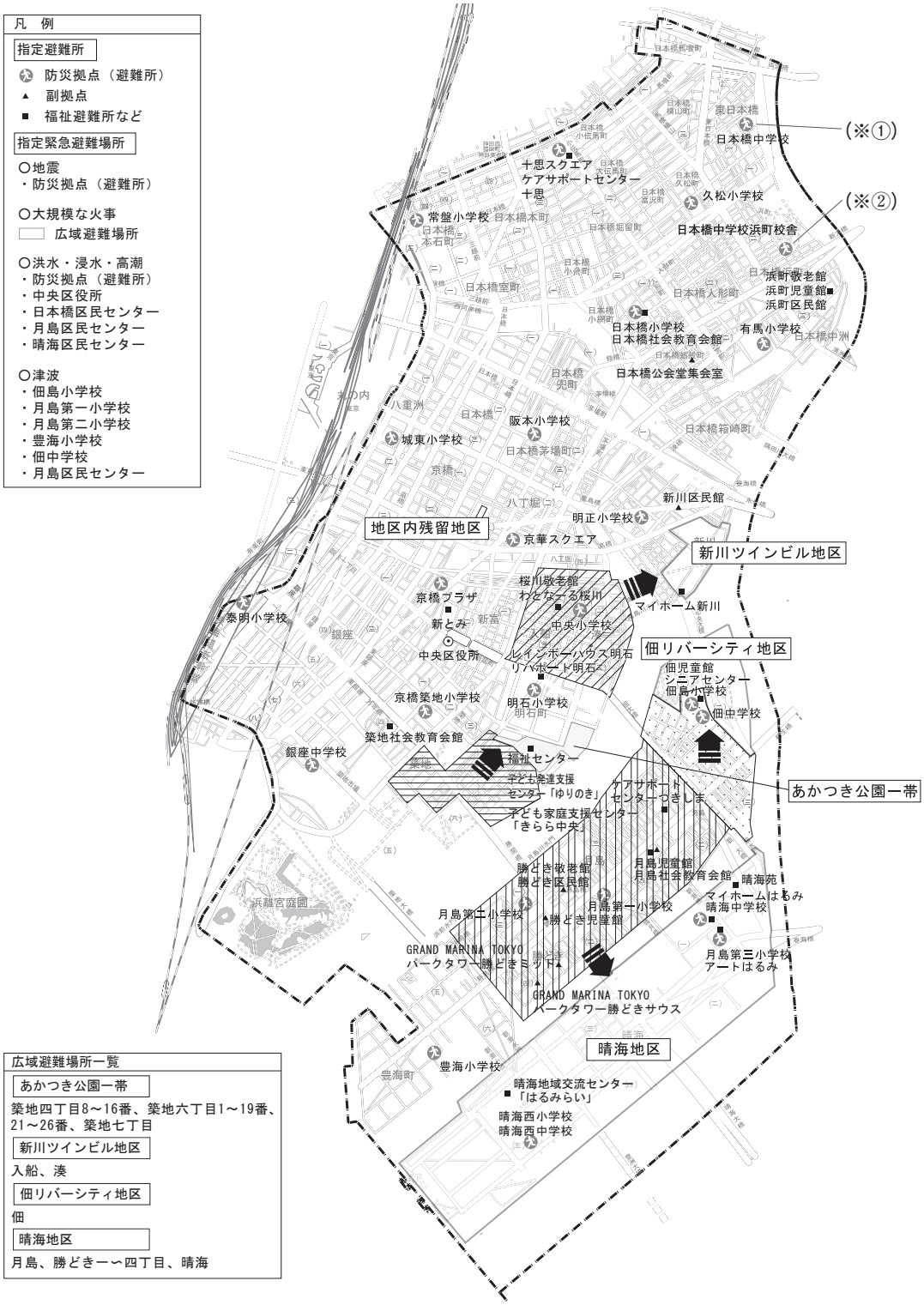
21　小災害見舞金等支給制度

区内における小規模な災害（災害救助法の適用を受けるに至らない災害）の罹災者に対し、「中央区小災害り災者見舞金等支給要綱」に基づき見舞金などを支給している。

小災害見舞金などの額　（単位：円）

区分	世帯	単身
全焼・全壊・全流失の場合	60,000	30,000
半焼・半壊・半流失・床上浸水の場合	40,000	20,000
部分焼・一部損壊・一部流失・水損の場合	20,000	10,000
重傷者	30,000	
死亡者（弔慰金）	60,000	

図1　避難所等一覧　　（令和8年4月1日現在）



※①　改築期間中は、一時的に防災拠点を日本橋中学校浜町校舎とします。

※②　日本橋中学校改築期間中は、一時的に防災拠点として利用します。

表１　災害対策本部組織

本部長室		
（本部長）		
区長	災対指令部	東京都災害対策本部・防災機関との連絡、通信情報の総括、被災者の収容計画、災害応急物資・災害応急食料の調達・配分、帰宅困難者対策
（副本部長）	災対総務部	議会との連絡その他渉外事務、職員の動員、災害対策に必要な物資・資材・車両などの調達、現金・物品の出納・保管、罹災証明の交付
副区長	災対財政広報部	災害に関する広報・広聴、災害対策関係予算の総括、生活復興計画、情報機器の保全・復旧、情報処理システムの運用確保
副区長		
教育長	災対区民部	被災地の調査、被災者の救出・避難誘導・避難収容、災害応急物資・災害応急食料の配送、語学ボランティア受け入れ
（本部員）		
企画部長	災対福祉保健部	義援金品の受領・配分、被災者の厚生保護、一般・医療ボランティアの受け入れなど、福祉避難所の設置・運営、医療関係機関との連絡調整
総務部長	災対社会福祉協議会	
秘書担当部長	災対保健所部	管内医療救護所の設置、遺体収容所などの設置・管理運営、被災者の医療救護、防疫活動、食品衛生
防災危機管理室長		
区民部長	災対環境土木部	被災地などの環境整備、ごみおよびし尿処理、水防機関との連絡、道路・橋りょう・河川・堤防・公園などの点検整備・復旧、被災地の清掃、がれき処理、応急給水
福祉保健部長		
子ども施策推進室長	災対都市整備部	建物の罹災の程度の調査、災害復旧・応急復旧の技術的指導、都市復興計画、応急危険度判定ボランティア受け入れ、応急仮設住宅の建設、民間被災建築物の応急危険度判定、がれき処理
高齢者施策推進室長		
保健所長		
環境土木部長	災対教育部	被災者の収容、避難所・収容施設の設置・管理運営、被災児童・生徒の応急教育
都市整備部長		
都市活性プロジェクト推進室長		
会計管理者		
教育委員会事務局次長		
監査事務局長		
議会局長		

表２　防災拠点等一覧

	地域	施設名	所在地
防災拠点	京橋	城東小学校	八重洲２－２－１
		京橋プラザ	銀座１－25－３
		泰明小学校	銀座５－１－13
		銀座中学校	銀座８－19－15
		中央小学校	湊１－４－１
		明石小学校	明石町１－15
		京橋築地小学校	築地２－13－１
		京華スクエア	八丁堀３－17－９
		明正小学校	新川２－13－４
	日本橋	常盤小学校	日本橋本石町４－４－26
		十思スクエア	日本橋小伝馬町５－１
		日本橋小学校	日本橋人形町１－１－17
		有馬小学校	日本橋蛎殻町２－10－23
		久松小学校	日本橋久松町７－２
		日本橋中学校（浜町校舎）	日本橋浜町2-59-1 浜町公園内
		阪本小学校	日本橋兜町15－18
	月島	佃島小学校	佃２－３－１
		佃中学校	佃２－３－２
		月島第一小学校	月島４－15－１
		月島第二小学校	勝どき１－12－２
		月島第三小学校	晴海１－４－１
		晴海中学校	晴海１－５－３
		晴海西小学校・晴海西中学校	晴海５－３－５
		豊海小学校	豊海町３－１
		施設名	所在地
副拠点		新川区民館	新川１－26－１
		日本橋公会堂集会室	日本橋蛎殻町１－31－１
		月島児童館・月島社会教育会館	月島４－１－１
		勝どき区民館・勝どき敬老館	勝どき１－５－１
		勝どき児童館	勝どき１－８－１
		GRAND MARINA TOKYO パークタワー勝どきサウス	勝どき４－６－１
		GRAND MARINA TOKYO パークタワー勝どきミッド	勝どき４－６－２
活動資器材庫		日本橋保健センター 日本橋プラザ 月島特別出張所	

表３　一時（いっとき）集合場所一覧

	一時集合場所	所在地
中央警察署管内	城東小学校	八重洲２－２－１
	京華スクエア	八丁堀３－17－９
	越前堀児童公園	新川１－12－１
	常盤小学校	日本橋本石町４－４－26
	十思公園	日本橋小伝馬町５－２
	堀留児童公園	日本橋堀留町１－１－16
	日本橋プラザビル前広場	日本橋２－３－４
	坂本町公園	日本橋兜町15－３
久松警察署管内	日本橋小学校	日本橋人形町１－１－17
	浜町緑道	日本橋人形町２－27・36・37
	日本橋区民センター	日本橋蛎殻町１－31－１
	蛎殻町公園	日本橋蛎殻町２－10－６
	箱崎公園	日本橋箱崎町18－18
	小網町児童遊園	日本橋小網町９－１先
	久松小学校	日本橋久松町７－２
	左衛門橋南東児童遊園	日本橋馬喰町２－７－16
	日本橋中学校	※東日本橋１－10－１
	浜町公園	日本橋浜町２－59－１
築地警察署管内	京橋公園	銀座１－25－２
	数寄屋橋公園	銀座４－１－２
	泰明小学校	銀座５－１－13
	銀座中学校	銀座８－19－15
	中央区役所	築地１－１－１
	築地川銀座公園	築地１－13－20先
	京橋築地小学校	築地２－13－１
	築地本願寺	築地３－15－１
	築地川千代橋公園	築地５－１－１先
	桜川公園	入船１－１－１
	鉄砲洲児童公園	湊１－５－１
	築地川公園	明石町10－２
月島警察署管内	佃島小学校	佃２－３－１
	月島幼稚園	月島１－９－７
	月島第一児童公園	月島４－２－１
	月島第一小学校	月島４－15－１
	月島第二児童公園	勝どき１－９－８
	パークタワー勝どきミッド防災広場	勝どき４－６－２
	勝どき五丁目親水公園	勝どき５－２－19先
	豊海児童公園	勝どき６－６－６
	豊海運動公園	豊海町３－19

※改築工事中

名誉区民・表彰制度

名誉区民制度

「中央区名誉区民条例」に基づき、公共の福祉の増進、産業の振興または学術、技芸の進展など社会文化の興隆に卓絶な功績があった者に対し、その功績をたたえ、区民敬愛の対象として顕彰する制度である。

名誉区民選定に当たっては、区長が、中央区名誉区民選定委員会に候補者の選定について諮問し、その答申に基づき区議会の同意を得ている。

顕彰者一覧

氏　名	功　　績	顕彰年月日	備　考
横 関 政 一	昭和７年から本区に在籍し、昭和50年から昭和62年まで３期12年区長として区政の伸展と区民福祉の向上に卓絶な功績を残される。	平成６年９月30日	平成10年12月８日逝去
岡 内 英 夫	事業経営者として常に地域社会との融合に努められ、観光協会ほか地域団体において、本区の商工業の発展と観光事業の推進に卓絶な功績を残される。	平成６年９月30日	平成16年４月21日逝去
杵屋佐登代	本区に生まれ、長年の研さんにより奥義を極めた長唄界の重鎮で、長唄の普及、継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成６年９月30日	平成９年10月18日逝去
三 田 政 吉	事業経営者として精励されるとともに、演劇文化の発展、食品衛生の普及・啓発活動に尽力され、また、地域住民の福祉向上に卓絶な功績を残される。	平成11年11月30日	平成18年１月25日逝去
日野原重明	昭和16年、聖路加国際病院の内科医員として勤務され、以来、「患者参加の医療」を推進し、医療・医学教育の改革と発展に卓絶な功績を残される。	平成11年11月30日	平成29年７月18日逝去
山 本 恵 造	事業経営者の経験を生かし、全国観光土産品の公正取引に尽力されるとともに、産業の振興および文化国際交流の進展に卓絶な功績を残される。	平成11年11月30日	平成18年７月23日逝去
常磐津英寿	幼少の頃から常磐津節三味線の技芸習得に傾注され、常磐津節三味線の第一人者となり、伝統芸能の普及、継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成11年11月30日	令和４年12月15日逝去
福 原 義 春	事業経営者として常に地域社会との融合に努められ、本区の商工業の発展および観光事業の推進ならびに文化の向上に卓絶な功績を残される。	平成20年10月17日	令和５年８月30日逝去
中村富十郎	名歌舞伎役者として活躍されるとともに、後進の育成指導にも尽力され、日本伝統芸能としての歌舞伎の普及、継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成20年10月17日	平成23年１月３日逝去
宮 入 正 則	事業経営者として卓抜の指導力を発揮されるとともに、中小・零細企業の振興と発展および地域の発展と地域行政の進展に卓絶な功績を残される。	平成20年10月17日	平成19年４月18日逝去
細田安兵衛	事業経営者として精励されるとともに、観光協会ほか地域団体において、本区の商工業の発展および観光事業の推進ならびに文化の向上に卓絶な功績を残される。	平成24年10月19日	令和３年11月３日逝去
竹　内　誠	本区に生まれ、教育者として人材の育成や学術の進展に尽力され、その歴史に関する優れた知見をもとに、本区の伝統・文化の継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成24年10月19日	令和２年９月６日逝去
古 屋 勝 彦	事業経営者として精励されるとともに、観光協会ほか地域団体において、本区の商工業の発展および観光事業の推進ならびに文化国際交流の進展に卓絶な功績を残される。	平成28年10月14日	令和７年１月18日逝去
堅田喜三久	邦楽囃子の技芸習得に傾注され、邦楽囃子の第一人者となり、邦楽の普及、継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成28年10月14日	令和２年12月17日逝去
杵 屋 淨 貢	幼少の頃から長唄、三味線の技芸習得に傾注され、歌舞伎音楽長唄三味線の第一人者となり、伝統芸能の普及、継承、発展に卓絶な功績を残される。	平成28年10月14日	令和４年１月19日逝去
矢 田 美 英	昭和62年に区長へ就任し、平成31年まで公選の特別区長としては最長となる８期32年、区政の伸展と区民福祉の向上に卓絶な功績を残される。	令和４年10月14日	令和６年10月５日逝去
大 谷 信 義	事業経営者として精励されるとともに、文化･芸術の向上に尽力され、また観光協会ほか地域団体において本区の観光事業の推進および商工業の発展に卓絶な功績を残される。	令和４年10月14日	令和７年12月10日逝去

表彰制度

教育、衛生、社会福祉その他公共の事業に尽力した方、公共の事務に精励し功労のある方および産業の振興に貢献した方などで、区の定める「中央区表彰規則」に該当する方に対し、毎年「文化の日」を期して表彰を行っている。

また、平成21年度からは、区政に極めて大きな貢献をした方を顕彰する特別功労者表彰制度を創設した（平成21年度　鈴木　肇、平成23年度　柴崎仁久、平成28年度　柴崎直子、重盛永造、井上和雄、竹田圭吾、令和３年度　松川昭義）。

令和７年度における受賞者は、93人２団体（内15人は再受賞者）であり、次のとおりである。

令和７年度各種功労者表彰受賞者

功労者表彰

１．地域活動関係功労者（34人）

⑴　町会・自治会関係者（32人）

新富	廣川　修司
新富	宮坂　光弥
新富	河井　善一
新富	石塚　勝輿
新富	山田　綾子
明石町	福島　光司
新富	小林　正光
新川	須藤　榮子
新川	府川　芳枝
新川	安田眞佐江
日本橋本町	初谷　　昇
日本橋本町	村田　　敦
日本橋本町	相野谷　聡
日本橋人形町	町永　欣一
東日本橋	小野　祐三
東日本橋	山崎　　進
日本橋浜町	伊達　郁子
日本橋	吉野　正敏
月島	山田　宏樹
月島	木内　次郎
勝どき	渡邉美希子
勝どき	小川美佐子
勝どき	春日　宜江
晴海	鈴木　房子
晴海	望月　園江
晴海	髙澤　邦雄
晴海	寺園　真嗣
晴海	竹内　康浩
晴海	風間　愼輔
月島	上田加代子
月島	勝呂　園子
佃	茅野江利子

⑵　女性団体等関係者（２人）

東京都新宿区	酒井　道子
東日本橋	中野　陽子

２．防犯・交通安全関係功労者（３人）

⑴　防犯関係者（２人）

銀座	平石　勇夫
日本橋蛎殻町	廣田　光明

⑵　交通安全関係者（１人）

日本橋久松町	井藤　裕子

３．防災功労者（14人）

⑴　消防団関係者（８人）

湊	大塚　耕治
日本橋浜町	小栗　正彦
日本橋堀留町	木村　直子
日本橋箱崎町	染谷　眞人
東日本橋	大山　貫徹
日本橋人形町	千島　喜之
日本橋本町	最上眞佐良
佃	吉田　　豊

⑵　防火防災協会等関係者（３人）

新川	押田滿理子
月島	加藤　一男
湊	大和田泰彦

⑶　防災区民組織等関係者（３人）

勝どき	宮森　孝一
晴海	則武　孝政
東日本橋	井上　純司

４．衛生事業功労者（４人）

⑴　衛生事業団体関係者（４人）

新富	吉井　　治
日本橋小網町	津布久　裕
銀座	小池　耕司
日本橋富沢町	吉成　伴夫

5．環境保全・消費生活向上功労者（1人）

⑴　環境保全団体・消費者団体等関係者（1人）

埼玉県吉川市　松山　正

6．教育功労者（4人）

⑴　私立学校関係者（1人）

明石町　菊田　文夫

⑵　小・中学校、幼稚園 PTA 関係者（1人）

月島　青柳　聖真

⑶　小・中学校、幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（2人）

勝どき　苦瓜　知彦

湊　福田　育子

7．文化・生涯学習関係功労者（7人）

⑴　青少年対策地区委員会関係者（1人）

築地　杉本　健二

⑵　社会教育・スポーツ関係団体の指導育成に尽力し、社会教育及びスポーツの振興に功労顕著な者（4人）

埼玉県さいたま市　下川　幸雄

日本橋人形町　篠原　禎子

東日本橋　太田　雅久

千葉県松戸市　秋葉　洋典

⑶　生涯学習の向上にまれな努力をし、その達成及び指導育成に当たった者（2人）

日本橋蛎殻町　堀内真理子

埼玉県所沢市　池邊　照彦

8．公共事務精励者（5人）

⑴　法令に基づく各種委員（5人）

銀座　隈部　時雄

明石町　原田　拓雄

勝どき　石川　久子

日本橋堀留町　橋本　雅子

日本橋蛎殻町　志村満理子

9．実業精励者（1人）

⑴　伝統工芸従事者（1人）

日本橋浜町　髙林　晋

10．中小企業発達功労者（1人）

⑴　商工団体、業種別団体等関係者（1人）

佃　森山　照明

11．徳行又は善行者（6人・1団体）

日本橋箱崎町　清野　健一

日本橋蛎殻町　伊坂　都子

日本橋蛎殻町　明樂シゲミ

佃　後藤　房江

勝どき　須藤ひろ美

日本橋小舟町　鈴木　克明

築地　こ ば と 会

12．人命救助者（13人・1団体）

日本橋茅場町　安藤　朗

日本橋茅場町　山口　伸義

日本橋中洲　廣井　雅英

日本橋茅場町　梅岡　寛正

東京都墨田区　小池　正彦

東京都江戸川区　森本　直樹

東京都江戸川区　栗山　紗織

晴海　慈恵医大晴海トリトンクリニック

東京都葛飾区　坂本　晃敏

晴海　岡村　裕文

東京都板橋区　松本雄一朗

東京都小平市　野口　晃男

晴海　齋藤　正倫

晴海　常光　裕人

男女共同参画施策

区では、区民一人一人が尊重され、誰もが活躍できる男女の平等および共同参画による社会を実現するため、令和５年４月１日に「中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例」を制定した。これに基づき、男女の平等および共同参画による社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

中央区男女共同参画行動計画2023

１　計画の目的

平成30年度に策定した「中央区男女共同参画行動計画2018」の計画期間が終了することから、「中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例」に基づき、今後５年間の基本的方向性を示すとともに、社会環境の変化に的確に対応し、本区における現状や課題を踏まえた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中央区男女共同参画行動計画2023」を令和５年３月に策定した。

２　計画の体系

⑴　人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成
　ア　男女平等の意識づくり
　イ　子どもの個性や能力を育む学校教育の充実
　ウ　男女の生涯にわたる健康支援
　エ　ひとり親家庭や単身世帯などへの支援
　オ　多様な性を認め合う社会に向けた理解促進と支援

⑵　女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕
　ア　働く場における女性の活躍推進
　イ　女性の就労支援
　ウ　ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援
　エ　子育てや介護に対する支援の充実
　オ　生活の場への男性の参画促進

⑶　あらゆる暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕
　ア　配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
　イ　セクシュアル・ハラスメントなどの防止
　ウ　性犯罪・性暴力の防止と被害者支援

⑷　さまざまな場への男女共同参画の促進
　ア　政策・方針決定過程における女性の参画促進
　イ　地域活動における男女共同参画の促進
　ウ　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進

⑸　男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用
　ア　地域の活動で中心的な役割を果たす人材、グループ・団体の育成
　イ　誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設の活用

推進体制

中央区男女平等共同参画推進会議

行動計画その他男女の平等および共同参画による社会づくりの推進に関する重要事項について審議するため、区長の附属機関として設置されている。

会議の組織は、学識経験者や区民などのうち区長が委嘱した20人以内の委員で構成され、委員の任期は３年以内である（委員一覧は409頁参照）。

普及啓発事業

男女共同参画社会の実現に向けた普及・啓発を図るため次の事業を行っている。なお、昼の講座などでは生後３カ月以上の未就学児を対象に託児を実施している。

〔　〕内は令和７年度実績

１　男女共同参画ニュース「Bouquet（ブーケ）」の発行
　年２回　各43,900部（新聞折り込み分含む）
　〔年２回　各43,500部（新聞折り込み分含む）〕

２　男女共同参画講演会などの開催
　⑴　男女共同参画講演会　年１回〔１回、24人〕
　⑵　女性のための再就職支援事業　１年コース
　　〔就労支援講座　８回、64人〕
　　〔就労支援相談　５回、９人〕
　⑶　男女共同参画講座　年８回〔８回、133人〕
　⑷　労働セミナー　年１回〔１回、128人〕
　⑸　育児中の保護者社会参加応援事業（ほっと一息私の時間）年６回〔６回、70人〕
　⑹　男性の家事育児参画応援講座　年３回〔３回、47人〕
　⑺　水曜イブニングトーク　年４回〔４回、51人〕
　⑻　ワーク・ライフ・バランスセミナー
　　年１回〔２回、85人〕
　⑼　事業協力スタッフ養成講座
　　年１回（全８回の連続講座）〔１回、10人〕

３　男女共同参画リーダー研修の実施
　年１回〔１回、28人〕

４　出前講座の実施
　区立中学校　３校〔２校〕

男女平等センター事業協力スタッフの参画

講座の実施、男女共同参画ニュース「Bouquet（ブーケ）」の発行などを対象事業とし、スタッフ養成講座修了者が事業協力スタッフとして参画している。

中央区ブーケ祭りの開催

男女共同参画社会の推進に向け、男女平等センターの活性化を図るとともに、男女平等センターを利用する団体の活動の場を広げ、団体間の連携を図るため、年１回ブーケ

祭りを開催している。

実施に当たっては、男女共同参画意識の向上と主体的に取り組んでいく力を高めるため、実行委員会を組織し、区と共同で実施している。

中央区制施行80周年記念

第24回中央区ブーケ祭り実施状況

開催日　令和８年６月19日（金）・20日（土）

会　場　男女平等センター「ブーケ21」

テーマ　「ブーケがつなぐ　人・まち・未来」

来場者　約1,030人

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進している中小企業などを認定し、その取り組みを広く紹介するとともに、アドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援することにより、中小企業などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

令和７年度　認定企業　９社

アドバイザー派遣企業　５社

男女共同参画事業団体支援助成

男女共同参画社会の実現を目的として、区民団体・グループが実施する学習などの活動を支援するため、助成金を交付している。

１　助成金額

一団体100,000円を限度

２　対象団体

男女平等センター「ブーケ２１」の登録団体で、原則として１年以上の活動実績を有し、今後の活動充実が期待できる団体

３　対象事業

男女共同参画に関わる問題の解決を目指した公開の学習会または講演会

「ブーケ21」女性相談

女性のさまざまな悩みの相談に応じるために、男女平等センター「ブーケ21」で専門のカウンセラーにより実施している。

また、子育て中の方が安心して相談できるように生後57日以上の乳幼児から小学生までを対象とした託児サービスを行っている。

電話相談（予約不要）

毎週月曜日　午前10時～午後４時

面談・電話相談（要予約）

第１・５水曜日、第４火曜日　午前10時～午後４時

第２火曜日、第３水曜日　午後３時30分～８時30分

☎（5543）0653（直通）

（祝日・休日、年末年始を除く）

「ブーケ21」女性相談状況　（令和７年度）

主な相談内容	電話相談	面談
生き方	47件	33件
性格	16	5
夫婦関係	17	29
DV関係	8	21
嫁姑関係	1	1
親子関係	15	9
その他の関係（男女・近隣・職場など）	37	24
セクシュアル・ハラスメント	2	1
親のこと	6	12
子どものこと	8	7
友人のこと	7	3
病気	20	8
生活一般	9	5
その他	4	2
合計	197	160

男性電話相談

多岐にわたる悩みを抱える男性を支援するため、男性のための電話相談を実施している。

毎月　第１・３水曜日　午後３時～８時

☎（3495）7770

（年末年始を除く）

男性電話相談状況　（令和７年度）

主な相談内容	電話相談
生き方	16件
性格	0
夫婦関係	12
ＤＶ関係	1
労働・仕事関係	3
親子関係	3
その他の関係（男女・近隣・職場など）	4
セクシュアル・ハラスメント	1
親のこと	0
子どものこと	1
友人のこと	0
病気	2
生活一般	1
その他	23
合計	67

「ブーケ21」SNS 相談

年齢・性別を問わず誰でも気軽に相談できるよう、SNSを活用したチャット相談を実施している。

毎週月～土曜日　午後７時～９時

（年末年始を除く）

「ブーケ２１」SNS 相談状況　（令和７年度）

主な相談内容	SNS 相談
こころ・不安	173件
経済不安	4
夫婦関係	16
家族のこと・親族のこと	83
学校生活	143
人間関係（近隣・知人）	62
性・からだ	61
精神保健	47
労働・仕事関係	25
ＤＶ	11
デートＤＶ	2
性暴力	2
虐待	15
ＬＧＢＴＱ	5
その他	51
不明	83
合計	783

中央区配偶者暴力相談支援センター

令和７年４月から「中央区配偶者暴力相談支援センター」の機能を整備しＤＶ被害者に対する支援を行っている。(事業内容は193頁参照)

女性に対する暴力をなくす運動パネル展

「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、パネルを区役所本庁舎、日本橋・月島・晴海区民センター、男女平等センター「ブーケ21」に展示し、女性の人権の尊重について意識啓発を図っている。

生理用品の配布

経済的な理由などで、生理用品を十分に入手できない女性を支援するため、区内の７施設で生理用品を配布している。

・配布箇所

男女平等センター「ブーケ21」

中央区役所 ふくしの総合相談窓口

子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室

中央区保健所 健康推進課

日本橋保健センター

月島保健センター

晴海保健センター

男女平等センター「ブーケ21」

女性の地位向上と社会参画を推進するとともに、男女共同参画社会の実現を図る拠点施設として開設した（令和５年度に「女性センター」から「男女平等センター」に名称を変更）。

所在地　湊１－１－１

☎（5543）0651　FAX（5543）0652

敷地面積　496.82㎡

延床面積　1,679.18㎡

構造規模　鉄骨・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上４階建て

１　階　情報資料・交流各コーナー

中２階　情報資料コーナー

２　階　保育室、相談室、事務室など

３　階　研修室３室、視聴覚室

４　階　研修室（和室）、ワークルーム

開館時間、休館日など

１　開館時間

午前９時～午後９時

２　休館日

⑴　年末年始（12月28日～１月４日）

⑵　臨時（館内保守点検など）

３　研修室などの利用対象

区内在住・在勤者など（研修室、視聴覚室、ワークルームは団体利用に限る）

４　研修室などの貸し切り使用

⑴　対　象

ア　男女平等社会の実現を目指すことを主な目的として活動する団体で、区内に住所を有するもの、または区内の事業所に勤務するもので構成する団体（以下「登録団体」という）

イ　登録団体以外の団体（以下「一般利用者」という）

⑵　利用手続

ア　登録団体　利用日の属する月の２カ月前の１日から

イ　一般利用者　利用日の属する月の１カ月前の２日から

(3) 使用料

施設 ＼ 利用区分 ／ 定員	午前 午前９時～正午	午後 午後１時～５時	夜間 午後６時～９時	全日 午前９時～午後９時
研修室１（洋室）	24人	1,600円	2,200円	2,200円	5,400円
研修室２（洋室）	36	1,800	2,400	2,400	5,900
研修室３（洋室）	18	1,600	2,200	2,200	5,400
研修室４（和室）	24	1,400	1,900	1,900	4,700
視聴覚室	24	2,100	2,800	2,800	6,900
ワークルーム	多目的スペース	8,100	10,800	10,800	26,700

◎研修室１と研修室２は１室として利用できる。この場合の使用料は２部屋分を徴収する。
◎登録団体は７割減額で利用できる。

(4) 利用状況 （令和７年度）

施設 ＼ 利用区分	登録団体	一般利用者	区の事業など	計
研修室（４室）	605件	1,038件	286件	1,929件
視聴覚室	231	218	19	468
ワークルーム	126	39	134	299
計	962	1,295	439	2,696

女性問題図書などの閲覧貸し出し

男女平等センター情報資料コーナーにおいて、男女共同参画および女性関係図書・資料の閲覧・貸し出しを行っている。

１人１回　２冊
貸出期間　２週間以内

ボランティア保険制度

区民が安心してボランティア活動に従事できるよう中央区ボランティア保険制度を実施している。

この保険制度は、区がボランティア団体の指導者などを被保険者として、ボランティア保険契約を損害保険会社と締結し、保険料を区が負担するものである。

補償の種類と金額

	補償の種類	補償限度額
損害賠償責任保険	対人の賠償	１　人　１億円 １事故　２億円
	対物の賠償	１事故　500万円 （保管物の場合300万円）
傷害保険	死亡保険金	500万円
	後遺障害保険金	15万円～500万円
	入院保険金	日額　3,000円（180日限度）
	通院保険金	日額　2,000円（90日限度）

情報公開制度・個人情報保護制度

情報公開制度

「中央区情報公開条例」に基づき、区民などの請求に応じて区が保有する区政情報を開示する他、積極的な情報の公表や提供など、情報公開を総合的に推進することにより、区政に関し区民に説明する責務を全うし、区民の区政への参加の促進を図るものである。

なお、開示請求については、区政情報の閲覧、視聴または写しの交付の際に、原則として**表１**に掲げる手数料を徴収している。

令和７年度における区政情報の開示請求の処理状況は、**表２**のとおりである。

表１　手数料の額

開示の方法	区政情報の種類	金額	徴収時期
閲覧	文書・図画・写真・ビデオテープなどを除く電磁的記録を用紙に出力したもの	１件名（簿冊は１冊）につき　300円	閲覧のとき
視聴	マイクロフィルム・ビデオテープなどを除く電磁的記録を表示装置に出力したもの	１件名につき　300円	視聴のとき
	ビデオテープなど	１巻１回につき　500円	
写しの交付	文書・図画・写真・マイクロフィルム・ビデオテープなどを除く電磁的記録	１件名（簿冊は１冊）につき300円に、用紙１枚につき10円（電磁的記録に係る光ディスクによる写しの交付は、１枚につき80円）を加算した金額	写しの交付のとき

表２　区政情報開示請求の状況

状況					件数
開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	取下	
747	1,018	136	0	24	1,925

個人情報保護制度

「個人情報の保護に関する法律」に基づいた、個人情報の適正な取得、保有、安全管理措置および個人情報の管理に関する書類の管理を行うとともに、自己に関する個人情報の開示や訂正、利用停止を請求する権利を保障することにより、区民の権利利益の保護を図るものである。

令和７年度における個人情報の開示請求の処理状況は、**表３**のとおりである。

表３　個人情報の開示請求の状況

状況							件数
開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	不訂正	不停止	取下	
49	73	42	2	3	4	14	187

情報公開コーナー

情報公開制度や個人情報保護制度に関する相談、案内および受け付けを行うとともに、区が発行した刊行物を中心とした行政資料を備え、それらの閲覧、貸し出しおよびコピーサービスを行っている。

また、区などが発行している有償刊行物の販売も行っている。

情報公開コーナーの利用状況（令和７年度）

利用者数	資料閲覧	資料貸し出し	有償刊行物販売	道路台帳などの情報提供	コピーサービス
1,420人	782冊	4冊	51冊	715件	12,177枚

◎コピーサービスの金額は、カラー（Ａ３）80円、カラー（Ａ４、Ｂ４）50円、白黒（Ａ４、Ｂ４、Ａ３）10円 である。

情報公開・個人情報保護審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関として設置されている。

審議会の組織は、学識経験者、区議会議員および区内の公共的団体関係者のうち区長が委嘱する17人以内の委員で構成され、委員の任期は２年である（委員一覧は409頁参照）。

情報公開・個人情報保護審査会

区政情報の開示請求または保有個人情報の開示などの請求に対する不開示などの決定について審査請求があった場合に、当該決定の当否に関し、公平かつ客観的な立場で審査を行うため、区長の附属機関として設置されている。

審査会の組織は、学識経験者のうち区長が委嘱する５人以内の委員で構成され、委員の任期は２年である（委員一覧は409頁参照）。

第４編　財　　政

令和８年度予算

国内経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、米国の通商政策をめぐる動向などが景気を下押しするリスクとなっている。区財政においては、所得環境の改善や人口増加を背景に歳入の根幹をなす特別区民税に一定の伸びが見込まれるものの、ふるさと納税による税の流出が引き続き拡大している他、物価高騰の長期化による企業収益の圧迫など景気の下振れリスクもあり、今後の財政環境は予断を許さない状況といえる。

こうした中、令和８年度予算は、「80年の歩みを力に未来を創る」と題し、「中央区基本計画2023」に掲げる取組の着実な展開を図る他、『魅力の発掘・発信とにぎわいの向上・創出』、『子どもの健やかな成長と地域社会で活躍できる環境づくり』、『暮らしやすく、安心して住み続けられるまちづくり』、『脱炭素社会の実現を目指す取組』について、重点的に強化を図った。

当初予算の主要事業は以下のとおりである。

○すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

⑴ 成人歯科健康診査の対象拡大
⑵ 産婦健康診査の実施
⑶ １カ月児健康診査の実施
⑷ ３歳児発達検査の実施および５歳児健康診査の実施に向けた検討
⑸ ＲＳウイルス感染症定期予防接種

○誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

⑴ 保育定員の拡大
⑵ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施
⑶ 区立保育所等における見守りカメラの設置
⑷ 保育所等における見守りカメラ設置支援事業
⑸ 学童クラブ定員の拡大等
⑹ 朝の子どもの居場所づくり
⑺ 重度障害者等就労支援特別事業
⑻ 重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業所の誘致
⑼ もの忘れ予防検診事業

○互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

⑴ ふくしの総合相談窓口の拡充
⑵ ひきこもり支援推進事業

○災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

⑴ 地域防災リーダーの育成支援
⑵ 各種イベントにおける子ども向け防災ブースの設置
⑶ 防災対策優良マンション制度の充実
⑷ 居住サポート住宅の運営費補助
⑸ 災害時における避難行動要支援者向けオートコールシステムの導入
⑹ 耐震改修促進計画の改定に伴う耐震助成制度の拡充

○水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

⑴ 区制施行80周年記念植栽
⑵ 中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）における取り組み特典の充実
⑶ 標準服等リユース事業の対象校・園の拡大
⑷ 「中央区の森（南郷地区）」における森林整備の推進
⑸ 「中央区の森」事業20周年・区制施行80周年記念事業

○魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

⑴ 「江戸バス」区制施行80周年記念ラッピングの実施および記念乗車券・ミニカーの製作と販売
⑵ 放置自転車対策
⑶ 子ども自転車教室の開催
⑷ 朝潮運河沿い歩行者等ネットワークの整備
⑸ 築地・東銀座エリアにおける都市基盤整備等を踏まえた魅力あるまちづくりの検討

○多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち

⑴ 観光情報センターのリニューアル
⑵ 観光商業まつりの実施
⑶ 創業支援の充実
⑷ 商工業融資
⑸ 区内共通買物・食事券の発行

○豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

⑴ 校内別室指導支援員の配置
⑵ 泰明小学校におけるスクールバスの運行
⑶ 晴海西小学校第二校舎の整備
⑷ 晴海中学校新校舎の整備
⑸ 水上スポーツ関連施設の整備

○人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち

⑴ 大江戸まつり盆おどり大会の実施
⑵ 中央区まるごとミュージアムの実施
⑶ 東京湾大華火祭の実施
⑷ 町会・自治会活動への支援
⑸ 外国人区民のための生活マナーリーフレットの作成

○その他の主要事業

⑴ シティプロモーションの推進
⑵ 総合コールセンターの導入
⑶ 区制施行80周年記念式典の実施
⑷ 中央区公式アプリの導入
⑸ 入船トンネル（仮称）の利活用

一般会計予算

令和８年度の一般会計当初予算額は、1,986億4,975万５千円で、前年度1,627億1,981万２千円と比較して359億2,994万３千円（22.1％）の増となった。

１　歳　入

「特別区税」は、459億7,731万４千円（構成比23.2％）で、前年度と比較して55億9,884万３千円（13.9％）の増となった。

これは、所得環境の改善に加え、人口増加を背景とした納税義務者数の増加などによる特別区民税の増や、加熱式たばこの課税標準の見直しなどによる特別区たばこ税の増によるものである。

「特別区交付金」は、240億円（構成比12.1％）で、前年度と同額である。

これは、特別区交付金の原資となる固定資産税や市町村民税法人分などの収入見込みが増となるものの、本区への交付実績などを勘案したことによるものである。

「国庫支出金」は、365億5,410万円（構成比18.4％）で、前年度と比較して22億7,756万５千円（6.6％）の増となった。

これは、市街地再開発事業助成の増に伴う社会資本整備総合交付金や密集市街地総合防災事業費補助金の増などによるものである。

「都支出金」は、158億5,195万５千円（構成比8.0％）で、前年度と比較して28億7,795万７千円（22.2％）の増となった。

これは、保育所等利用世帯負担軽減事業費補助金や都市計画交付金の増などによるものである。

「繰入金」は、183億9,710万１千円（構成比9.3％）で、前年度と比較して27億4,409万６千円（17.5％）の増となった。

これは、久松小学校の改修などに伴う教育施設整備基金からの繰入金の増の他、財政調整基金からの繰入金の増などによるものである。

「特別区債」は、17億5,000万円（構成比0.9％）で、前年度と比較して10億5,100万円（150.4％）の増となった。

これは、日本橋中学校の改築や晴海西小学校第二校舎の整備に伴い、その財源として特別区債を発行するためである。

その他、経済動向や前年度実績などを勘案して、「地方譲与税」を３億9,500万円、「利子割交付金」を５億9,000万円、「配当割交付金」を10億400万円、「株式等譲渡所得割交付金」を20億3,600万円、「地方消費税交付金」を124億7,600万円、「自動車取得税交付金」を１千円、「環境性能割交付金」を１千円、「地方特例交付金」を２億100万円、「交通安全対策特別交付金」を2,400万円、「分担金及び負担金」を２億2,073万円、「使用料及び手数料」を107億4,748万４千円、「財産収入」を48億2,447万８千円、「寄附金」を２億3,126万８千円、「繰越金」を10億4,170万８千円、「諸収入」を223億2,761万５千円それぞれ計上した。

２　歳　出

歳出を目的別に示すと次のとおりである。

「議会費」は、６億4,544万円（構成比0.3％）で、前年度と比較して3,947万２千円（△5.8％）の減となった。

これは、区議会議場等放送設備保全整備の皆減などによるものである。

「企画費」は、55億3,976万円（構成比2.8％）で、前年度と比較して26億1,169万７千円（△32.0％）の減となった。

これは、住民情報システムの運用の増などがあるものの、住民情報システムの標準化の減の他、学校間ネットワークの更新の皆減などによるものである。

本年度は、令和８年度の区制施行80周年記念事業として、本区の魅力などを発信するシティプロモーションを推進するため、区内の歴史文化資源のデジタルアーカイブ化や記念映像を制作（２億1,700万１千円）する。また、地域活動やボランティア活動など、さまざまな地域課題の解決につながる行動を促すため、地域ポイント事業を主軸とした中央区公式アプリを導入（２億91万１千円）する。

その他、現行の「中央区基本計画2023」策定から５年が経過し、この間区政を取り巻く状況が大きく変化しているため、新たな基本計画策定に向けた基礎調査を実施（2,161万２千円）するとともに、中長期的な視点に立った戦略的な公共施設の整備と活用を図る「公共施設整備方針」を策定（2,313万３千円）する。

また、文章の要約、資料の作成補助などが可能なツールを利用し、全庁における業務の省力化・時短化など効率的な運用を図ることを目的として、生成ＡＩを導入（701万2千円）する他、職員の執務環境の改善や区民サービスの向上などを図るため、インターネットを介して利用するクラウド型電話サービスを導入し、通話の録音や自動文字起こしなどを可能とする電話環境を整備（1億618万６千円）する。

「総務費」は、85億712万円（構成比4.3％）で、前年度と比較して７億6,555万円（9.9％）の増となった。

これは、定額減税補足給付金事務の皆減などがあるものの、定年年齢の段階的引き上げに伴う退職手当や八丁堀第二職員住宅（仮称）の整備の増などによるものである。

本年度は、物価高騰などの影響を踏まえ、防災対策優良マンションへの防災組織活動に必要な資器材購入費用の補助上限額を引き上げる他、エレベーター閉じ込め対処訓練など特色ある防災訓練の実施を促進するため、防災訓練経費の補助上限額の引き上げ（2,350万円）を行う。また、「防災士取得費用助成事業」の対象に、新たに学生やミドルシニアを追加し、各世代を対象に幅広く支援することにより地域防災の担い手を養成（514万４千円）する他、地域の防災活動に主体的に取り組む女性の育成を図るため、講演会や養成講座を実施（101万５千円）する。

その他、人口増加や行政ニーズの多様化を踏まえ、問い

合わせ対応の質の向上による区民の利便性向上、職員が専門性や判断を要する業務に注力できる執行体制の構築を図るため、全庁的な総合コールセンターの整備（2,106万1千円）を進める。

「区民費」は、165億8,859万７千円（構成比8.4％）で、前年度と比較して16億9,078万３千円（11.3％）の増となった。

これは、日本橋公会堂の改修や日本橋特別出張所の改修の皆減などがあるものの、総合スポーツセンターの改修の増の他、「東京湾大華火祭」の皆増などによるものである。

本年度は、区制施行80周年記念事業として、「東京湾大華火祭」を港区との共催で開催（８億6,055万１千円）する。また、物価高騰などの影響を踏まえ、区内経済のさらなる活性化が図られるよう、区内共通買物・食事券について、過去最大規模で発行した令和７年度と同規模で発行（９億1,030万５千円）する他、創業支援に向けた取り組み（3,099万１千円）や商工業融資制度など、区内中小企業に対する支援の充実を図る。

コミュニティ振興施策としては、さらなるコミュニティの醸成を図るため、町会・自治会が実施する地域イベントや盆おどり大会への助成に新たに「子ども参加促進加算」を追加（7,592万７千円）する。

文化振興・国際交流の推進施策としては、「まるごとミュージアム」を開催（5,805万４千円）し、地域の文化資源のさらなる活用を図る他、外国人区民が本区で生活する上でのルール・マナーを正しく理解して、安全・安心な生活を送れるよう外国人区民のための生活マナーリーフレットを作成（64万７千円）する。

スポーツ振興施策としては、都内随一の水辺空間を活用し、ボートやカヌーなどの利用を想定した水上スポーツ関連施設を整備（３億114万５千円）する。

観光振興施策としては、区制施行80周年記念事業として、区内各地への来街を促すイベントを「観光商業まつり」で実施（7,292万円）するとともに、令和８年度に開設10周年を迎える観光情報センターのリニューアル（２億5,325万６千円）を行う。

「福祉保健費」は、559億540万円（構成比28.1％）で、前年度と比較して50億3,641万５千円（9.9％）の増となった。

これは、児童手当の減などがあるものの、子ども・子育て支援給付事業や自立支援給付の増などによるものである。

本年度は、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施（4,134万６千円）する。また、安全・安心な保育環境の向上を図るため、「保育見守りカメラ」を区立保育所などに設置（7,260万円）するとともに、私立保育所などへの設置を支援（１億8,225万円）する。

高齢者施策では、介護サービス事業所の生産性および介護サービスの質の向上を図るため、区内居宅介護支援事業所などへのケアプランデータ連携システムの導入支援（828万７千円）を行う。

障害者施策では、通勤や職場などにおいて必要な障害福祉サービスを活用できるよう支援（718万６千円）を行う。また、医療的ケア児を含む重症心身障害児に対応できる放課後等デイサービス事業所を区内に誘致するため、開設準備経費および運営費の一部を補助（2,536万９千円）する。

保健衛生施策では、母体の回復、授乳状況および心の健康状況などを把握し、産後うつの予防などを図るため、出産後間もない産婦に対する健康診査を実施（1,386万９千円）するとともに、疾病の早期発見など乳児の健康保持および増進を図るため、１カ月児に対する健康診査を実施（825万９千円）する。また、子どもの心身の発達の遅れや発達障害の特性などを早期に発見し、医療や療育につなげるため、３歳６カ月児向けに発達検査を実施（483万２千円）するとともに、５歳児健康診査の実施に向けた検討（303万６千円）を行い、出産後から就学前までの切れ目のない支援体制のさらなる強化を図る。

その他、相談者の属性や世代を問わず、福祉に関する困り事を抱えた方の相談を受け止め、関係機関と連携しながら、課題解決に向けて相談者へ継続的な支援を行う「ふくしの総合相談窓口」を拡充（9,006万５千円）する。また、災害時における避難行動要支援者に対して一斉架電し、受電した応答内容を自動でテキスト化して情報を集約することで、速やかに状況を把握するオートコールシステムを導入（552万２千円）する。

「環境土木費」は、131億6,920万９千円（構成比6.6％）で、前年度と比較して13億5,611万５千円（11.5％）の増となった。

これは、街路樹・街路灯の整備の減などがあるものの、中央清掃事務所の改修や朝潮運河沿い歩行者等ネットワークの整備の増などによるものである。

本年度は、小学校の校庭を活用して、親子で自転車の乗り方や交通ルールを学べる「子ども自転車教室」の会場に、新たに明石小学校を加えて実施（679万４千円）する他、放置自転車対策として、銀座地区における巡回体制の強化など（493万９千円）を図る。

公園・河川関係では、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、桜川公園の再整備に向けて、認定した公募設置等計画や設計に基づき、整備を開始（1,066万６千円）する。

道路・橋梁関係では、東京都港湾局が晴海五丁目に所有する用地を活用し、港湾局と共同で新たな歩行者等ネットワークの形成（４億6,135万２千円）を図る。

環境保全関係では、環境負荷低減に向けた取り組みとして、二酸化炭素の吸収源である森林を荒廃から守り、育てるため、令和６年度に協定地を拡大した「中央区の森」南

郷地区において、間伐を行う他、木材を区施設などで利活用するため、搬出作業を実施（3,552万７千円）する。

清掃事業関係では、循環型社会の実現に向けて、より一層効果的なごみ減量やリサイクルを推進するため、「一般廃棄物処理基本計画」の改定（1,184万９千円）を行う。

「都市整備費」は、387億8,908万５千円（構成比19.5％）で、前年度と比較して42億6,925万４千円（12.4％）の増となった。

これは、住宅・建築物耐震改修等支援事業の減などがあるものの、市街地再開発事業助成の増の他、築地場外市場地区における駐車場及び荷下ろし場の移転整備の皆増などによるものである。

本年度は、建築物の耐震化を促進するため、「耐震改修促進計画」の改定にあわせて、耐震補強工事等の助成限度額を引き上げるなど、現行の耐震助成制度を拡充（２億8,556万６千円）する。

また、築地市場跡地開発をはじめ、都心・臨海地下鉄新線、都市高速道路晴海線、築地川アメニティ整備構想など複数の都市基盤整備が進められることを踏まえ、築地・東銀座における魅力あるまちづくりに向けた検討（7,378万３千円）を行う。

「教育費」は、245億2,982万円（構成比12.4％）で、前年度と比較して30億6,740万５千円（14.3％）の増となった。

これは、常盤小学校の改修の皆減などがあるものの、久松小学校の改修、晴海西小学校第二校舎の整備の増などによるものである。

本年度は、児童の安全な通学環境を確保するため、新たに泰明小学校においてスクールバスの運行を開始（8,044万７千円）する他、成長期の児童に必要な体力の増進や社会性を身に付ける機会の確保を図ることを目的に実施している校庭（遊び場）開放について、新たに晴海西小学校を追加（553万円）する。

また、不登校児童やその傾向がある生徒を支援するため、新たに小学校６校に校内別室指導支援員の配置を拡大（2,527万２千円）する。

施設整備関係では、月島地域における生徒数の増加に対応するため、晴海二丁目に晴海中学校の新校舎を整備するための設計（5,020万円）を行う他、晴海西小学校第二校舎の整備（11億9,368万２千円）を行う。

「公債費」は、19億8,905万７千円（構成比1.0％）で、前年度と比較して１億6,298万７千円（8.9％）の増となった。

これは、令和４年度に本の森ちゅうおうや晴海西小学校・中学校の整備の財源として発行した教育債の償還開始に伴う増などによるものである。

「諸支出金」は、328億3,626万７千円（構成比16.5％）で、前年度と比較して222億3,260万３千円（209.7％）の増となった。

これは、首都高速道路地下化等都市基盤整備基金などへの積立金の増の他、特別会計への繰出金の増によるものである。

「予備費」は、１億5,000万円（構成比0.1％）で、前年度と同額である。（**表１**参照）

表１　一般会計歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円・％）

区　分		令和８年度当初予算		令和７年度当初予算		比較 増（△）減	増減率
		金額	構成比	金額	構成比		
1	特別区税	45,977,314	23.2	40,378,471	24.8	5,598,843	13.9
2	地方譲与税	395,000	0.2	398,000	0.3	△3,000	△0.8
3	利子割交付金	590,000	0.3	396,000	0.2	194,000	49.0
4	配当割交付金	1,004,000	0.5	879,000	0.5	125,000	14.2
5	株式等譲渡所得割交付金	2,036,000	1.0	854,000	0.5	1,182,000	138.4
6	地方消費税交付金	12,476,000	6.3	11,040,000	6.8	1,436,000	13.0
7	自動車取得税交付金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
8	環境性能割交付金	1	0.0	157,000	0.1	△156,999	△100.0
9	地方特例交付金	201,000	0.1	104,000	0.1	97,000	93.3
10	特別区交付金	24,000,000	12.1	24,000,000	14.8	0	0.0
11	交通安全対策特別交付金	24,000	0.0	26,000	0.0	△2,000	△7.7
12	分担金及び負担金	220,730	0.1	746,696	0.5	△525,966	△70.4
13	使用料及び手数料	10,747,484	5.4	10,903,737	6.7	△156,253	△1.4
14	国庫支出金	36,554,100	18.4	34,276,535	21.1	2,277,565	6.6
15	都支出金	15,851,955	8.0	12,973,998	8.0	2,877,957	22.2
16	財産収入	4,824,478	2.4	1,342,107	0.8	3,482,371	259.5
17	寄附金	231,268	0.1	174,559	0.1	56,709	32.5
18	繰入金	18,397,101	9.3	15,653,005	9.6	2,744,096	17.5
19	繰越金	1,041,708	0.5	1,041,708	0.6	0	0.0
20	諸収入	22,327,615	11.2	6,675,995	4.1	15,651,620	234.4
21	特別区債	1,750,000	0.9	699,000	0.4	1,051,000	150.4
合　計		198,649,755	100.0	162,719,812	100.0	35,929,943	22.1

歳　出

（単位：千円・％）

区　分		令和８年度当初予算		令和７年度当初予算		比較 増（△）減	増減率
		金額	構成比	金額	構成比		
1	議会費	645,440	0.3	684,912	0.4	△39,472	△5.8
2	企画費	5,539,760	2.8	8,151,457	5.0	△2,611,697	△32.0
3	総務費	8,507,120	4.3	7,741,570	4.8	765,550	9.9
4	区民費	16,588,597	8.4	14,897,814	9.1	1,690,783	11.3
5	福祉保健費	55,905,400	28.1	50,868,985	31.3	5,036,415	9.9
6	環境土木費	13,169,209	6.6	11,813,094	7.3	1,356,115	11.5
7	都市整備費	38,789,085	19.5	34,519,831	21.2	4,269,254	12.4
8	教育費	24,529,820	12.4	21,462,415	13.2	3,067,405	14.3
9	公債費	1,989,057	1.0	1,826,070	1.1	162,987	8.9
10	諸支出金	32,836,267	16.5	10,603,664	6.5	22,232,603	209.7
11	予備費	150,000	0.1	150,000	0.1	0	0.0
合　計		198,649,755	100.0	162,719,812	100.0	35,929,943	22.1

国民健康保険事業会計予算

予算額は142億3,150万２千円で、前年度と比較して２億1,778万１千円（△1.5％）の減となった。

これは、国民健康保険事業費納付金の増などがあるものの、保険給付費や総務費の減などによるものである。（**表２**参照）

表２　国民健康保険事業会計歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円・％）

区　分	令和８年度当初予算		令和７年度当初予算		比較増（△）減	増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
1　国民健康保険料	4,724,305	33.2	4,467,097	30.9	257,208	5.8
2　一部負担金	2	0.0	2	0.0	0	0.0
3　使用料及び手数料	60	0.0	62	0.0	△2	△3.2
4　国庫支出金	60	0.0	45	0.0	15	33.3
5　都支出金	7,767,657	54.6	8,181,435	56.6	△413,778	△5.1
6　繰入金	1,635,425	11.5	1,736,285	12.0	△100,860	△5.8
7　繰越金	87,863	0.6	48,660	0.4	39,203	80.6
8　諸収入	16,130	0.1	15,697	0.1	433	2.8
合　計	14,231,502	100.0	14,449,283	100.0	△217,781	△1.5

歳　出　　（単位：千円・％）

区　分	令和８年度当初予算		令和７年度当初予算		比較増（△）減	増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
1　総務費	401,700	2.8	405,029	2.8	△3,329	△0.8
2　保険給付費	7,768,288	54.6	8,190,789	56.7	△422,501	△5.2
3　国民健康保険事業費納付金	5,818,152	40.9	5,647,132	39.1	171,020	3.0
4　保健事業費	120,151	0.8	122,324	0.9	△2,173	△1.8
5　公債費	1	0.0	1	0.0	0	0.0
6　諸支出金	88,210	0.6	49,008	0.3	39,202	80.0
7　予備費	35,000	0.3	35,000	0.2	0	0.0
合　計	14,231,502	100.0	14,449,283	100.0	△217,781	△1.5

介護保険事業会計予算

予算額は103億199万９千円で、前年度と比較して２億2,380万２千円（2.2%）の増となった。

これは、居宅介護サービス等給付費などの保険給付費の増などによるものである。（**表３**参照）

表３　介護保険事業会計歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円・%）

区　分	令和８年度当初予算		令和７年度当初予算		比較 増（△）減	増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
1　介護保険料	2,538,633	24.7	2,405,471	23.9	133,162	5.5
2　使用料及び手数料	7	0.0	16	0.0	△9	△56.3
3　国庫支出金	1,817,481	17.6	1,810,849	18.0	6,632	0.4
4　支払基金交付金	2,625,491	25.5	2,566,874	25.5	58,617	2.3
5　都支出金	1,400,900	13.6	1,369,676	13.6	31,224	2.3
6　財産収入	3,515	0.0	1,622	0.0	1,893	116.7
7　繰入金	1,909,541	18.5	1,918,893	19.0	△9,352	△0.5
8　繰越金	5,000	0.1	3,554	0.0	1,446	40.7
9　諸収入	1,431	0.0	1,242	0.0	189	15.2
合　計	10,301,999	100.0	10,078,197	100.0	223,802	2.2

歳　出　　（単位：千円・%）

区　分	令和８年度当初予算		令和７年度当初予算		比較 増（△）減	増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
1　総務費	421,477	4.1	421,032	4.2	445	0.1
2　保険給付費	9,536,291	92.6	9,315,734	92.4	220,557	2.4
3　地域支援事業費	243,704	2.4	246,681	2.5	△2,977	△1.2
4　財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5　基金積立金	3,515	0.0	1,622	0.0	1,893	116.7
6　公債費	1	0.0	1	0.0	0	0.0
7　諸支出金	62,010	0.6	58,126	0.6	3,884	6.7
8　予備費	35,000	0.3	35,000	0.3	0	0.0
合　計	10,301,999	100.0	10,078,197	100.0	223,802	2.2

後期高齢者医療会計予算

予算額は42億9,419万７千円で、前年度と比較して４億7,511万８千円（12.4％）の増となった。

これは、保険料負担金など広域連合納付金の増などによるものである。（**表４**参照）

表４　後期高齢者医療会計歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円・％）

区　分	令和８年度当初予算		令和７年度当初予算		比較増（△）減	増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
1　後期高齢者医療保険料	2,576,413	60.0	2,243,229	58.7	333,184	14.9
2　使用料及び手数料	5	0.0	9	0.0	△4	△44.4
3　繰入金	1,626,441	37.9	1,486,068	38.9	140,373	9.4
4　繰越金	3,325	0.1	3,569	0.1	△244	△6.8
5　諸収入	88,013	2.0	86,204	2.3	1,809	2.1
合　計	4,294,197	100.0	3,819,079	100.0	475,118	12.4

歳　出　　（単位：千円・％）

区　分	令和８年度当初予算		令和７年度当初予算		比較増（△）減	増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
1　総務費	84,982	2.0	74,788	2.0	10,194	13.6
2　広域連合納付金	4,048,220	94.3	3,588,133	93.9	460,087	12.8
3　保健事業費	147,658	3.4	142,577	3.7	5,081	3.6
4　諸支出金	3,337	0.1	3,581	0.1	△244	△6.8
5　予備費	10,000	0.2	10,000	0.3	0	0.0
合　計	4,294,197	100.0	3,819,079	100.0	475,118	12.4

都区財政調整制度

都区財政調整制度とは、本来は市町村税である税目のうち、特例として都が賦課・徴収している市町村民税法人分、固定資産税および特別土地保有税の三税（調整税）と法人事業税交付対象額、固定資産税減収補填特別交付金を都区共有の財政調整財源とし、「都と特別区」および「特別区相互間」の財源を調整する制度である。

この制度は、

1　都と特別区には大都市地域における行政の一体性・統一性確保の観点から事務配分に特例が存在し、都が行う市の事務に対する財源を配分する必要があること。

2　特別区相互間に財源の偏在があるなかで行政水準の均衡を図る必要があること

の理由から設けられている。

また、基礎的な地方公共団体である特別区の自主的・計画的な財政運営が確保されるよう、制度の基本的事項は地方自治法に明文化されており、地方交付税制度に準じる財源保障制度である。

都と特別区間の財政調整

各特別区は、独立した基礎的な地方公共団体であるが、特別区の区域内で一体性・統一性を確保する必要のある事務（消防，上下水道など）については例外的に都が実施することとされている。この役割分担の特殊性から、財政調整財源を都44％・特別区56％の比率で配分している。特別区の配分割合は平成12年度に52％となり、平成19年度からは55％、令和２年度では55.1％であったが、令和７年度からは令和６年度の能登半島地震の教訓を踏まえ、首都直下型地震等に対し、備えを充実させていくことや児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を引き続き円滑に進めていくことを踏まえ、0.9ポイント増の56％となった。

特別区相互間の財政調整

財政調整財源の特別区分については、交付金として各特別区に再配分している。

交付金には、都が条例に基づき特別区ごとに「基準財政需要額」と「基準財政収入額」とを算定・比較し、財源不足が生じている区にその不足額を交付する「普通交付金」と、普通交付金では捕捉されない財政需要や災害などの特別な財政需要が生じた区に対し、当該事情を考慮して交付する「特別交付金」の２種類があり、交付金総額の94％を「普通交付金」に、６％を「特別交付金」に充てることとしている。この交付金総額に対する「特別交付金」の割合についても、平成12年度の都区制度改革以来２％であったが、普通交付金では対応できない不交付区への三位一体改革における減収に対する激変緩和措置と、その他特別な事情に要する経費に対する措置の拡充として、平成19年度から５％に変更（普通交付金98％→95％）した。さらに、令和７年度には災害対応などに要する経費に対する措置の拡充として、６％に変更（普通交付金95％→94％）した。

なお、普通交付金の総額が各区の財源不足額合計額に満たない場合には、その不足額に応じて各区の基準財政需要額を一律に割り落とす調整が行われる。反対に、普通交付金の総額が財源不足額合計額を超える場合には、その超過額は基準財政需要額の追加算定により普通交付金として交付または特別交付金の額に加算される制度となっている。

中央区財政調整（普通交付金）の推移（単位：千円）

年　度	基準財政収入額（A）	基準財政需要額（B）	交付金（B－A）
令和８当初算定	50,847,607	72,406,964	21,559,357
令和７	45,631,466	67,373,371	21,741,905
令和６	40,907,290	60,847,904	19,940,614
令和５	39,323,243	68,900,180	29,576,937
令和４	36,202,586	58,743,117	22,540,531
令和３	34,850,872	54,564,831	19,713,959
令和２	34,678,986	47,970,261	13,291,275
令和元	32,463,929	47,498,750	15,034,821
平成30	31,025,468	50,139,544	19,114,076
平成29	30,691,081	44,492,384	13,801,303
平成28	30,526,561	43,222,497	12,695,936

令和８年度都区財政調整フレーム（23区）　　（単位：千円・％）

区分			令和８年度 当初算定　ア	令和７年度 当初算定　イ	差引増（△）減 （アーイ）　ウ	増減率 （ウ／イ）
基準財政収入額	特別区税	特別区民税	1,169,339,114	1,078,925,949	90,413,165	8.4
		環境性能割	59,421	278,588	△219,167	△78.7
		軽自動車税　種別割	－	3,754,882	△3,754,882	皆減
		軽自動車税	3,818,266	－	3,818,266	皆増
		特別区たばこ税	68,540,416	65,541,298	2,999,118	4.6
		鉱産税	－	－	－	－
		小　計	1,241,757,217	1,148,500,717	93,256,500	8.1
	利子割交付金		9,538,430	12,082,487	△2,544,057	△21.1
	配当割交付金		29,461,854	29,495,587	△33,733	△0.1
	株式等譲渡所得割交付金		59,205,861	35,910,887	23,294,974	64.9
	地方消費税交付金		284,608,560	251,965,247	32,643,313	13.0
	ゴルフ場利用税交付金		41,769	41,510	259	0.6
	環境性能割交付金		－	4,778,181	△4,778,181	皆減
	地方特例交付金		8,954,614	4,947,690	4,006,924	81.0
	計		1,633,568,305	1,487,722,306	145,845,999	9.8
	自動車重量譲与税		10,878,731	10,563,407	315,324	3.0
	地方揮発油譲与税		2,715,223	3,236,106	△520,883	△16.1
	航空機燃料譲与税		820,262	835,293	△15,031	△1.8
	森林環境譲与税		1,214,884	1,256,840	△41,956	△3.3
	交通安全対策特別交付金		909,580	953,439	△43,859	△4.6
	合　計		1,650,106,985	1,504,567,391	145,539,594	9.7
	特別区民税特例加減算額		△22,001,915	△18,019,549	△3,982,366	－
	地方消費税交付金特例加算額		26,122,687	23,126,533	2,996,154	13.0
	基準財政収入額　A		1,654,227,757	1,509,674,375	144,553,382	9.6
基準財政需要額	経常的経費		2,263,487,083	2,151,290,313	112,196,770	5.2
	投資的経費		610,228,335	539,029,098	71,199,237	13.2
	基準財政需要額　B		2,873,715,418	2,690,319,411	183,396,007	6.8
差引（B―A）			1,219,487,661	1,180,645,036	38,842,625	3.3
財源不足額			1,263,590,848	1,213,974,041	49,616,807	4.1
財源超過額			44,103,187	33,329,005	10,774,182	32.3
財政調整交付金	普通交付金		1,263,590,848	1,213,974,041	49,616,807	4.1
	特別交付金		81,623,291	77,896,826	3,726,465	4.8
	計		1,345,214,139	1,291,870,867	53,343,272	4.1
調整税等	固定資産税		1,540,359,597	1,515,905,067	24,454,530	1.6
	市町村民税法人分		767,871,047	697,860,862	70,010,185	10.0
	特別土地保有税		10,000	10,000	0	0.0
	法人事業税交付対象額		102,386,397	97,720,077	4,666,320	4.8
	固定資産税減収補填特別交付金		344	36,591	△36,247	△99.1
	計		2,410,627,385	2,311,532,597	99,094,788	4.3
条例で定める割合			56.0%	56.0%	－	－
総額	当年度分		1,349,951,336	1,294,458,254	55,493,082	4.3
	精算分		10,436,850	3,822,172	6,614,678	－
	計		1,360,388,186	1,298,280,426	62,107,760	4.8

令和６年度決算

一般会計

決算規模

一般会計歳入歳出予算額は、1,393億2,089万円であり、前年度の繰越事業費74億6,764万８千円を加えた予算現額は1,467億8,853万８千円であった。

これに対し決算額は

歳入　1,426億8,347万９千円

歳出　1,386億5,744万５千円

であり、歳入歳出差引額40億2,603万４千円が令和７年度への繰越金となっている。

過去５年間の財政規模の推移は95頁**表１**のとおりである。

決算収支

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源14億5,240万４千円を控除した実質収支（決算の純剰余金）は、25億7,363万円となっている。

また、この実質収支から前年度の実質収支23億9,615万円を差し引いた単年度収支は１億7,748万円となっている。（95頁**表２**参照）

歳　入

予算現額1,467億8,853万８千円に対し調定額は1,442億888万２千円、収入済額は1,426億8,347万９千円となっている。予算現額に対する収入済額の執行率は97.2%、調定額に対する収入率は98.9%で、前年度と比べ執行率は2.4ポイント、収入率は2.3ポイントいずれも上回っている。

また、収入済額は前年度と比べ253億4,171万６千円、15.1%の減となっている。これは財産収入、特別区債、特別区交付金などの減によるものである。

なお、増の主なものは、国庫支出金をはじめ、繰入金、諸収入などである。（96頁**表３**、97頁**表４**参照）

歳入決算の性質別構成を自主財源（特別区税、使用料及び手数料、繰越金および諸収入など）と依存財源（地方消費税交付金、特別区交付金、国庫支出金および都支出金など）別ならびに一般財源（特別区税、地方消費税交付金、特別区交付金および繰越金など）と特定財源（使用料及び手数料、国庫支出金、都支出金および特別区債など）別にみた過去５年間の推移は97頁**表５**のとおりである。

歳　出

予算現額1,467億8,853万８千円に対し、支出済額は1,386億5,744万５千円で執行率は94.5%となっている。17億9,839万１千円が翌年度繰越額となり、63億3,270万２千円が不用額となっている。

予算現額および支出済額を前年度と比べると、予算現額は303億8,043万８千円、17.1%の減で、また支出済額は243億1,590万７千円、14.9%の減となっている。支出済額における款別前年度比較では、都市整備費、総務費、企画費が増となり、教育費、諸支出金、区民費が減となっている。

増の主なものは、都市整備費では、市街地再開発事業助成（勝どき東地区ほか８地区）の増、総務費では、定額減税補足給付金事務の皆増、企画費では、住民情報システムの標準化の皆増などである。

減の主なものは、教育費の晴海西小学校や晴海西中学校の整備の皆減などである。

なお、翌年度繰越額17億9,839万１千円は、前年度と比べ56億6,925万７千円、75.9%の減となっている。（98頁**表６**、**表７**参照）

歳出決算額を性質別に分類すると、人件費などの消費的経費は852億3,229万８千円で構成比は61.5%となっており、前年度と比べ85億3,692万７千円、11.1%の増となっている。

投資的経費は385億2,613万９千円で、構成比は27.8%となっており、前年度と比べ140億43万２千円、26.7%の減となっている。この主な要因は、晴海特別出張所等複合施設や晴海西小学校及び晴海西中学校の完成に伴う整備費の減などによるものである。

その他の経費は148億9,900万８千円で、構成比は10.7%となっており、前年度と比べ188億5,240万２千円、55.9%の減となっている。この主な要因は、施設整備基金や教育施設整備基金、首都高速道路地下化等都市基盤整備基金などへの財政積立金の減などによるものである。（99頁**表８**参照）

財務諸表

平成29年度決算から東京都方式を採用した複式簿記・発生主義による財務諸表を作成している。

貸借対照表の資産の部合計は４兆9,467億961万６千円、負債の部合計は547億3,499万８千円、正味財産の部合計は４兆8,919億7,461万８千円であった。前年度と比べ資産の部合計は25億4,111万２千円の減、負債の部合計は13億8,743万１千円の減、また正味財産の部合計は11億5,368万１千円の減となっている。（99頁**表９**参照）

行政コスト計算書の当期収支差額は△15億9,255万９千円となっている。（99頁**表10**参照）

キャッシュ・フロー計算書の収支差額合計は△10億2,581万円で、前年度からの繰越金50億5,184万４千円を加えた形式収支は40億2,603万４千円である。（100頁**表11**参照）

表１　財政規模の推移

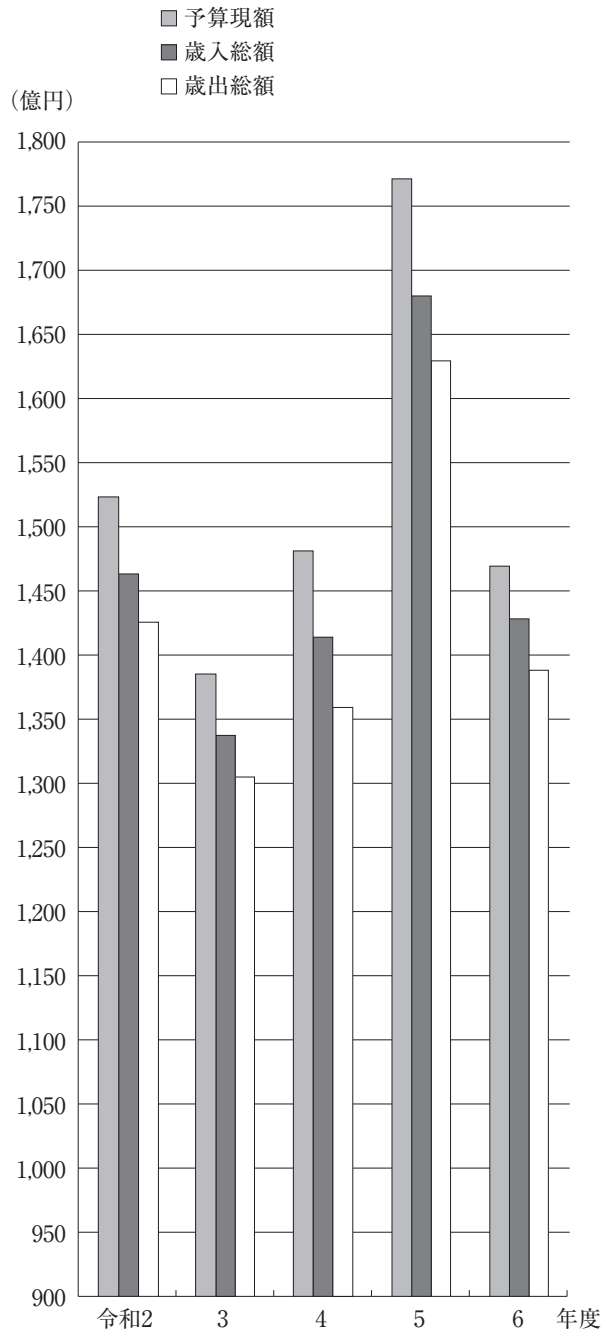


表２　決算収支　　（単位：千円）

区分＼年度	令和６年度	令和５年度	増（△）減
歳入総額 A	142,683,479	168,025,196	△ 25,341,716
歳出総額 B	138,657,445	162,973,352	△ 24,315,907
差引額（形式収支）A － B ＝ C	4,026,034	5,051,844	△ 1,025,810
翌年度へ繰り越すべき財源 D	1,452,404	2,655,694	△ 1,203,290
実質収支 C － D	2,573,630	2,396,150	177,480
単年度収支	177,480	209,272	△ 31,792

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額と一致しない場合がある。

表３　令和６年度歳入決算状況

（単位：千円・％）

区分 / 款		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率
1	特別区税	37,797,796	38,715,379	37,903,995	87,289	739,803	100.3	97.9
2	地方譲与税	391,000	393,979	393,979	0	0	100.8	100.0
3	利子割交付金	115,000	188,645	188,645	0	0	164.0	100.0
4	配当割交付金	690,000	977,234	977,234	0	0	141.6	100.0
5	株式等譲渡所得割交付金	716,000	1,434,030	1,434,030	0	0	200.3	100.0
6	地方消費税交付金	10,308,000	10,538,282	10,538,282	0	0	102.2	100.0
7	自動車取得税交付金	1	1,384	1,384	0	0	138,437.8	100.0
8	環境性能割交付金	121,000	149,287	149,287	0	0	123.4	100.0
9	地方特例交付金	890,000	895,307	895,307	0	0	100.6	100.0
10	特別区交付金	20,900,000	21,724,139	21,724,139	0	0	103.9	100.0
11	交通安全対策特別交付金	26,000	22,123	22,123	0	0	85.1	100.0
12	分担金及び負担金	620,616	691,973	688,761	1,644	2,312	111.0	99.5
13	使用料及び手数料	9,771,127	9,798,417	9,706,793	2,019	89,605	99.3	99.1
14	国庫支出金	27,458,533	27,045,325	26,699,338	0	345,987	97.2	98.7
15	都支出金	12,890,659	12,725,929	12,725,929	0	0	98.7	100.0
16	財産収入	4,136,653	4,139,200	4,139,200	0	0	100.1	100.0
17	寄附金	188,013	185,513	185,513	0	0	98.7	100.0
18	繰入金	9,882,222	4,614,853	4,614,853	0	0	46.7	100.0
19	繰越金	5,051,843	5,051,844	5,051,844	0	0	100.0	100.0
20	諸収入	4,834,075	4,916,037	4,642,841	22,942	250,383	96.0	94.4
令和６年度計		146,788,538	144,208,882	142,683,479	113,894	1,428,090	97.2	98.9
令和５年度計		177,168,976	173,903,828	168,025,196	135,971	5,755,468	94.8	96.6
比較増（△）減		△ 30,380,438	△ 29,694,947	△ 25,341,716	△ 22,077	△ 4,327,378	2.4	2.3
増減率		△ 17.1	△ 17.1	△ 15.1	△ 16.2	△ 75.2	－	－

◎収入済額には還付未済額が含まれる。
◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表４　歳入決算額対前年度比較　　（単位：千円・％）

款 ＼ 年度・区分	令和６年度		令和５年度		比較増（△）減	
	収入済額	構成比	収入済額	構成比	金額	率
1　特別区税	37,903,995	26.6	37,033,401	22.0	870,594	2.4
2　地方譲与税	393,979	0.3	394,043	0.2	△ 64	0.0
3　利子割交付金	188,645	0.1	133,134	0.1	55,511	41.7
4　配当割交付金	977,234	0.7	710,191	0.4	267,043	37.6
5　株式等譲渡所得割交付金	1,434,030	1.0	767,424	0.5	666,606	86.9
6　地方消費税交付金	10,538,282	7.4	10,073,332	6.0	464,950	4.6
7　自動車取得税交付金	1,384	0.0	3,002	0.0	△ 1,617	△ 53.9
8　環境性能割交付金	149,287	0.1	112,319	0.1	36,969	32.9
9　地方特例交付金	895,307	0.6	97,428	0.1	797,879	818.9
10　特別区交付金	21,724,139	15.2	31,601,400	18.8	△ 9,877,261	△ 31.3
11　交通安全対策特別交付金	22,123	0.0	22,903	0.0	△ 780	△ 3.4
12　分担金及び負担金	688,761	0.5	962,713	0.6	△ 273,951	△ 28.5
13　使用料及び手数料	9,706,793	6.8	9,634,326	5.7	72,468	0.8
14　国庫支出金	26,699,338	18.7	23,647,683	14.1	3,051,656	12.9
15　都支出金	12,725,929	8.9	12,484,146	7.4	241,783	1.9
16　財産収入	4,139,200	2.9	16,748,349	10.0	△ 12,609,149	△ 75.3
17　寄附金	185,513	0.1	140,981	0.1	44,532	31.6
18　繰入金	4,614,853	3.2	3,460,171	2.1	1,154,682	33.4
19　繰越金	5,051,844	3.5	5,493,863	3.3	△ 442,019	△ 8.0
20　諸収入	4,642,841	3.3	3,590,788	2.1	1,052,053	29.3
（特別区債）	0	0.0	10,913,600	6.5	△ 10,913,600	皆減
合　計	142,683,479	100.0	168,025,196	100.0	△ 25,341,716	△ 15.1

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表５　歳入構成年度別比較　　（単位：千円・％）

区分 ＼ 年度	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	73,499,739	50.2	56,517,013	42.2	66,898,719	47.3	77,064,591	45.9	66,933,801	46.9
依存財源	72,777,902	49.8	77,324,030	57.8	74,498,636	52.7	90,960,604	54.1	75,749,678	53.1
一般財源	64,174,476	43.9	73,327,484	54.8	77,508,625	54.8	86,467,003	51.5	81,093,321	56.8
特定財源	82,103,165	56.1	60,513,559	45.2	63,888,731	45.2	81,558,193	48.5	61,590,158	43.2

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表６　令和６年度歳出決算状況

（単位：千円・％）

款＼区分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	前年度執行率
1　議会費	641,680	624,160	0	17,520	97.3	96.0
2　企画費	4,624,390	4,269,941	0	354,449	92.3	94.6
3　総務費	9,755,177	8,546,804	674,200	534,173	87.6	94.5
4　区民費	12,386,233	11,847,958	0	538,275	95.7	93.5
5　福祉保健費	47,066,745	43,834,470	205,161	3,027,114	93.1	91.9
6　環境土木費	11,018,667	10,098,604	227,056	693,007	91.6	92.4
7　都市整備費	31,280,217	30,362,902	691,974	225,341	97.1	81.2
8　教育費	16,177,695	15,379,898	0	797,797	95.1	94.2
9　公債費	1,363,470	1,301,509	0	61,961	95.5	88.1
10　諸支出金	12,455,181	12,391,199	0	63,982	99.5	99.5
11　予備費	19,083	0	0	19,083	－	－
令和６年度計	146,788,538	138,657,445	1,798,391	6,332,702	94.5	－
令和５年度計	177,168,976	162,973,352	7,467,648	6,727,976	92.0	－
比較増（△）減	△ 30,380,438	△ 24,315,907	△ 5,669,257	△ 395,274	2.5	－
増減率	△ 17.1	△ 14.9	△ 75.9	△ 5.9	－	－

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表７　歳出決算額対前年度比較

（単位：千円・％）

款＼年度＼区分	令和６年度		令和５年度		比較増（△）減	
	支出済額	構成比	支出済額	構成比	金額	率
1　議会費	624,160	0.5	591,271	0.4	32,889	5.6
2　企画費	4,269,941	3.1	3,200,484	2.0	1,069,457	33.4
3　総務費	8,546,804	6.2	6,121,094	3.8	2,425,709	39.6
4　区民費	11,847,958	8.5	12,504,653	7.7	△ 656,695	△ 5.3
5　福祉保健費	43,834,470	31.6	43,020,690	26.4	813,780	1.9
6　環境土木費	10,098,604	7.3	10,002,726	6.1	95,878	1.0
7　都市整備費	30,362,902	21.9	25,597,240	15.7	4,765,662	18.6
8　教育費	15,379,898	11.1	29,387,943	18.0	△ 14,008,045	△ 47.7
9　公債費	1,301,509	0.9	1,052,985	0.6	248,524	23.6
10　諸支出金	12,391,199	8.9	31,494,265	19.3	△ 19,103,066	△ 60.7
11　予備費	0	0.0	0	0.0	0	－
合　計	138,657,445	100.0	162,973,352	100.0	△ 24,315,907	△ 14.9

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表８　歳出決算額性質別分類

（単位：千円・％）

性質別＼年度＼区分		令和６年度		令和５年度		比較増（△）減	
		支出済額	構成比	支出済額	構成比	金額	率
	人件費	17,671,986	12.7	15,840,254	9.7	1,831,732	11.6
	物件費	31,970,282	23.1	27,344,462	16.8	4,625,820	16.9
	維持補修費	968,949	0.7	1,076,188	0.7	△ 107,239	△ 10.0
	扶助費	20,990,891	15.1	17,845,731	11.0	3,145,160	17.6
	補助費等	13,630,191	9.8	14,588,736	9.0	△ 958,544	△ 6.6
消費的経費		85,232,298	61.5	76,695,371	47.1	8,536,927	11.1
投資的経費		38,526,139	27.8	52,526,571	32.2	△ 14,000,432	△ 26.7
	公債費	1,301,509	0.9	1,052,985	0.6	248,524	23.6
	積立金	7,851,077	5.7	26,710,801	16.4	△ 18,859,724	△ 70.6
	貸付金	1,206,300	0.9	1,204,160	0.7	2,140	0.2
	繰出金	4,540,122	3.3	4,783,464	2.9	△ 243,342	△ 5.1
その他の経費		14,899,008	10.7	33,751,410	20.7	△ 18,852,402	△ 55.9
合　計		138,657,445	100.0	162,973,352	100.0	△ 24,315,907	△ 14.9

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表９　貸借対照表

（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
資産の部				
流動資産	41,299,853	46,716,084	△ 5,416,231	△ 11.6
固定資産	4,905,409,763	4,902,534,644	2,875,119	0.1
資産の部合計	4,946,709,616	4,949,250,728	△ 2,541,112	△ 0.1
負債の部				
流動負債	2,734,085	2,181,842	552,243	25.3
固定負債	52,000,913	53,940,587	△ 1,939,674	△ 3.6
負債の部合計	54,734,998	56,122,428	△ 1,387,431	△ 2.5
正味財産の部合計	4,891,974,618	4,893,128,300	△ 1,153,681	0.0

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

表10　行政コスト計算書

（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
行政収入	127,360,181	132,641,706	△ 5,281,525	△ 4.0
行政費用	129,708,847	119,558,325	10,150,521	8.5
行政収支差額	△ 2,348,665	13,083,380	△ 15,432,046	△ 118.0
金融収入	144,129	51,674	92,456	178.9
金融費用	380,191	282,090	98,101	34.8
金融収支差額	△ 236,061	△ 230,416	△ 5,645	△ 2.5
通常収支差額	△ 2,584,727	12,852,965	△ 15,437,691	△ 120.1
特別収入	1,949,982	14,215,890	△ 12,265,908	△ 86.3
特別費用	957,815	3,147,957	△ 2,190,142	△ 69.6
特別収支差額	992,167	11,067,933	△ 10,075,766	△ 91.0
当期収支差額	△ 1,592,559	23,920,898	△ 25,513,457	△ 106.7

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

表11　キャッシュ・フロー計算書　　（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
行政サービス活動収入	131,720,587	129,781,828	1,938,759	1.5
行政サービス活動支出	122,106,259	112,378,686	9,727,573	8.7
行政サービス活動収支差額	9,614,328	17,403,142	△ 7,788,814	△ 44.8
社会資本整備等投資活動収入	5,911,048	21,835,904	△ 15,924,856	△ 72.9
社会資本整備等投資活動支出	15,345,315	49,538,181	△ 34,192,867	△ 69.0
社会資本整備等投資活動収支差額	△ 9,434,267	△ 27,702,277	18,268,010	65.9
財務活動収入	0	10,913,600	△ 10,913,600	皆減
財務活動支出	1,205,871	1,056,485	149,387	14.1
財務活動収支差額	△ 1,205,871	9,857,115	△ 11,062,987	△ 112.2
収支差額合計	△ 1,025,810	△ 442,019	△ 583,790	△ 132.1
前年度からの繰越金	5,051,844	5,493,863	△ 442,019	△ 8.0
形式収支	4,026,034	5,051,844	△ 1,025,810	△ 20.3

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

国民健康保険事業会計

決算規模および決算収支

国民健康保険事業会計歳入歳出予算現額は、144億6,759万１千円であった。

これに対し決算額は

歳入　141億90万７千円

歳出　138億1,279万５千円

であり、歳入歳出差引額２億8,811万３千円が令和７年度への繰越金となっている。

歳　入

予算現額144億6,759万１千円に対し調定額は149億3,064万円、収入済額は141億90万７千円となっている。予算現額に対する収入済額の執行率は97.5％、調定額に対する収入率は94.4％で、前年度と比べ執行率は1.3ポイント上回っているものの、収入率は同率となっている。また、収入済額は前年度と比べ５億2,881万３千円、3.9％の増となっている。（**表12**、102頁**表13**参照）

歳　出

予算現額144億6,759万１千円に対し、支出済額は138億1,279万５千円で執行率は95.5％となっている。支出済額は前年度と比べ４億1,135万２千円、3.1％の増となっている。（102頁**表14**、**表15**参照）

財務諸表

平成29年度決算から東京都方式を採用した複式簿記・発生主義による財務諸表を作成している。

貸借対照表の資産の部合計は９億1,606万５千円、負債の部合計は7,072万７千円、正味財産の部合計は８億4,533万７千円であった。前年度と比べ資産の部合計は１億3,282万８千円の増、負債の部合計は2,471万９千円の減、また正味財産の部合計は１億5,754万６千円の増となっている。（103頁**表16**参照）

行政コスト計算書の当期収支差額は１億5,754万６千円となっている。（103頁**表17**参照）

キャッシュ・フロー計算書の収支差額合計は１億1,746万１千円で、前年度からの繰越金１億7,065万１千円を加えた形式収支２億8,811万３千円である。（103頁**表18**参照）

表12　令和６年度歳入決算状況　　（単位：千円・％）

区分 / 款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率
1　国民健康保険料	4,694,455	5,565,872	4,754,184	156,833	694,622	101.3	85.4
2　一部負担金	2	0	0	0	0	0.0	－
3　使用料及び手数料	52	59	59	0	0	113.7	100.0
4　国庫支出金	49	4,515	4,515	0	0	9,214.3	100.0
5　都支出金	8,083,252	7,656,268	7,656,268	0	0	94.7	100.0
6　繰入金	1,508,730	1,500,000	1,500,000	0	0	99.4	100.0
7　繰越金	170,651	170,651	170,651	0	0	100.0	100.0
8　諸収入	10,400	33,274	15,230	1,891	16,154	146.4	45.8
令和６年度計	14,467,591	14,930,640	14,100,907	158,724	710,776	97.5	94.4
令和５年度計	14,104,269	14,377,477	13,572,094	175,679	658,049	96.2	94.4
比較増（△）減	363,322	553,163	528,813	△ 16,955	52,727	1.3	0.0
増減率	2.6	3.8	3.9	△ 9.7	8.0	－	－

◎収入済額には還付未済額が含まれる。
◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表13　歳入決算額対前年度比較　　（単位：千円・％）

年度／区分／款	令和６年度		令和５年度		比較増（△）減	
	収入済額	構成比	収入済額	構成比	金額	率
1　国民健康保険料	4,754,184	33.7	4,120,952	30.4	633,233	15.4
2　一部負担金	0	0.0	0	0.0	0	－
3　使用料及び手数料	59	0.0	57	0.0	2	4.2
4　国庫支出金	4,515	0.0	805	0.0	3,710	460.9
5　都支出金	7,656,268	54.3	7,664,260	56.5	△ 7,992	△ 0.1
6　繰入金	1,500,000	10.6	1,560,000	11.5	△ 60,000	△ 3.8
7　繰越金	170,651	1.2	217,021	1.6	△ 46,369	△ 21.4
8　諸収入	15,230	0.1	9,000	0.1	6,230	69.2
合　計	14,100,907	100.0	13,572,094	100.0	528,813	3.9

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表14　令和６年度歳出決算状況　　（単位：千円・％）

区分／款	予算現額	支出済額	不用額	執行率	前年度執行率
1　総務費	358,518	335,907	22,611	93.7	91.9
2　保険給付費	8,076,505	7,472,206	604,299	92.5	92.5
3　国民健康保険事業費納付金	5,762,315	5,762,314	1	100.0	99.6
4　保健事業費	122,641	110,998	11,643	90.5	87.7
5　公債費	1	0	1	0.0	0.0
6　諸支出金	132,804	131,370	1,434	98.9	98.1
7　予備費	14,807	0	14,807	－	－
（共同事業拠出金）	0	0	0	0.0	19.5
令和６年度計	14,467,591	13,812,795	654,796	95.5	－
令和５年度計	14,104,269	13,401,443	702,826	95.0	－
比較増（△）減	363,322	411,352	△ 48,030	0.5	－
増減率	2.6	3.1	△ 6.8	－	－

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表15　歳出決算額対前年度比較　　（単位：千円・％）

年度／区分／款	令和６年度		令和５年度		比較増（△）減	
	支出済額	構成比	支出済額	構成比	金額	率
1　総務費	335,907	2.4	307,310	2.3	28,596	9.3
2　保険給付費	7,472,206	54.1	7,496,035	55.9	△ 23,829	△ 0.3
3　国民健康保険事業費納付金	5,762,314	41.7	5,363,310	40.0	399,004	7.4
4　保健事業費	110,998	0.8	119,246	0.9	△ 8,248	△ 6.9
5　公債費	0	0.0	0	0.0	0	－
6　諸支出金	131,370	1.0	115,541	0.9	15,829	13.7
7　予備費	0	0.0	0	0.0	0	－
（共同事業拠出金）	0	0.0	0	0.0	0	△ 100.0
	（0円）		（195円）		（△ 195円）	
合　計	13,812,795	100.0	13,401,443	100.0	411,352	3.1

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表16　貸借対照表

（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
資産の部				
流動資産	841,209	670,954	170,255	25.4
固定資産	74,855	112,283	△ 37,428	△ 33.3
資産の部合計	916,065	783,237	132,828	17.0
負債の部				
流動負債	70,727	95,446	△ 24,719	△ 25.9
固定負債	0	0	0	－
負債の部合計	70,727	95,446	△ 24,719	△ 25.9
正味財産の部合計	845,337	687,791	157,546	22.9

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

表17　行政コスト計算書

（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
行政収入	14,099,489	13,494,064	605,425	4.5
行政費用	13,945,908	13,593,444	352,464	2.6
行政収支差額	153,581	△ 99,381	252,962	254.5
金融収入	176	4	173	4,582.0
金融費用	0	0	0	－
金融収支差額	176	4	173	4,582.0
通常収支差額	153,757	△ 99,377	253,134	254.7
特別収入	3,789	3,913	△ 124	△ 3.2
特別費用	0	17,240	△ 17,240	皆減
特別収支差額	3,789	△ 13,328	17,117	128.4
当期収支差額	157,546	△ 112,704	270,251	239.8

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

表18　キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
行政サービス活動収入	13,930,256	13,355,073	575,183	4.3
行政サービス活動支出	13,812,795	13,401,443	411,352	3.1
行政サービス活動収支差額	117,461	△ 46,369	163,831	353.3
社会資本整備等投資活動収入	0	0	0	－
社会資本整備等投資活動支出	0	0	0	－
社会資本整備等投資活動収支差額	0	0	0	－
財務活動収入	0	0	0	－
財務活動支出	0	0	0	－
財務活動収支差額	0	0	0	－
収支差額合計	117,461	△ 46,369	163,831	353.3
前年度からの繰越金	170,651	217,021	△ 46,369	△ 21.4
形式収支	288,113	170,651	117,461	68.8

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

介護保険事業会計

決算規模および決算収支

介護保険事業会計歳入歳出予算現額は、98億8,733万円であった。

これに対し決算額は

歳入　97億6,543万２千円

歳出　95億222万１千円

であり、歳入歳出差引額２億6,321万２千円が令和７年度への繰越金となっている。

歳　入

予算現額98億8,733万円に対し調定額は98億903万４千円、収入済額は97億6,543万２千円となっている。予算現額に対する収入済額の執行率は98.8％、調定額に対する収入率は99.6％で、前年度と比べ執行率は1.1ポイント下回り、収入率は0.1ポイント上回っている。また、収入済額は前年度と比べ２億4,294万４千円、2.6％の増となっている。（**表19、表20**参照）

歳　出

予算現額98億8,733万円に対し、支出済額は95億222万１千円で執行率は96.1％となっている。支出済額は前年度と比べ１億2,555万８千円、1.3％の増となっている。（105頁**表21、表22**参照）

財務諸表

平成29年度決算から東京都方式を採用した複式簿記・発生主義による財務諸表を作成している。

貸借対照表の資産の部合計は17億8,101万６千円、負債の部合計は3,082万９千円、正味財産の部合計は17億5,018万７千円であった。前年度と比べ資産の部合計は8,676万２千円の減、負債の部合計は880万円の増、また正味財産の部合計は9,556万２千円の減となっている。（106頁**表23**参照）

行政コスト計算書の当期収支差額は１億3,465万３千円となっている。（106頁**表24**参照）

キャッシュ・フロー計算書の収支差額合計は１億1,738万６千円で、前年度からの繰越金１億4,582万６千円を加えた形式収支は２億6,321万２千円である。（106頁**表25**参照）

表19　令和６年度歳入決算状況　（単位：千円・％）

款＼区分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率
1　介護保険料	2,096,818	2,480,925	2,437,323	15,348	35,563	116.2	98.2
2　使用料及び手数料	5	10	10	0	0	204.0	100.0
3　国庫支出金	1,988,840	1,823,158	1,823,158	0	0	91.7	100.0
4　支払基金交付金	2,495,833	2,428,610	2,428,610	0	0	97.3	100.0
5　都支出金	1,331,286	1,298,413	1,298,413	0	0	97.5	100.0
6　財産収入	28	1,102	1,102	0	0	3,934.6	100.0
7　繰入金	1,828,375	1,627,122	1,627,122	0	0	89.0	100.0
8　繰越金	145,826	145,826	145,826	0	0	100.0	100.0
9　諸収入	319	3,868	3,868	0	0	1,212.7	100.0
令和６年度計	9,887,330	9,809,034	9,765,432	15,348	35,563	98.8	99.6
令和５年度計	9,535,554	9,574,505	9,522,488	19,598	37,134	99.9	99.5
比較増（△）減	351,776	234,529	242,944	△ 4,250	△ 1,571	△ 1.1	0.1
増減率	3.7	2.4	2.6	△ 21.7	△ 4.2	－	－

◎収入済額には還付未済額が含まれる。
◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表20　歳入決算額対前年度比較　（単位：千円・％）

款＼区分＼年度	令和６年度		令和５年度		比較増（△）減	
	収入済額	構成比	収入済額	構成比	金額	率
1　介護保険料	2,437,323	25.0	2,099,572	22.0	337,751	16.1
2　使用料及び手数料	10	0.0	9	0.0	2	17.2
3　国庫支出金	1,823,158	18.7	1,923,499	20.2	△ 100,340	△ 5.2
4　支払基金交付金	2,428,610	24.9	2,332,626	24.5	95,984	4.1
5　都支出金	1,298,413	13.3	1,273,450	13.4	24,964	2.0
6　財産収入	1,102	0.0	25	0.0	1,077	4,314.2
7　繰入金	1,627,122	16.7	1,658,464	17.4	△ 31,342	△ 1.9
8　繰越金	145,826	1.5	234,432	2.5	△ 88,606	△ 37.8
9　諸収入	3,868	0.0	412	0.0	3,456	837.9
合　計	9,765,432	100.0	9,522,488	100.0	242,944	2.6

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表21　令和６年度歳出決算状況　　（単位：千円・％）

款＼区分	予算現額	支出済額	不用額	執行率	前年度執行率
1　総務費	352,689	334,152	18,537	94.7	91.0
2　保険給付費	9,050,259	8,750,207	300,052	96.7	99.3
3　地域支援事業費	249,296	238,937	10,359	95.8	92.8
4　財政安定化基金拠出金	1	0	1	0.0	0.0
5　基金積立金	26,251	26,251	0	100.0	100.0
6　公債費	1	0	1	0.0	0.0
7　諸支出金	175,375	152,674	22,701	87.1	98.9
8　予備費	33,458	0	33,458	－	－
令和６年度計	9,887,330	9,502,221	385,109	96.1	－
令和５年度計	9,535,554	9,376,662	158,892	98.3	－
比較増（△）減	351,776	125,558	226,218	△ 2.2	－
増減率	3.7	1.3	142.4	－	－

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表22　歳出決算額対前年度比較　　（単位：千円・％）

款＼年度＼区分	令和６年度		令和５年度		比較増（△）減	
	支出済額	構成比	支出済額	構成比	金額	率
1　総務費	334,152	3.5	319,628	3.4	14,524	4.5
2　保険給付費	8,750,207	92.1	8,395,685	89.5	354,521	4.2
3　地域支援事業費	238,937	2.5	423,834	4.5	△ 184,897	△ 43.6
4　財政安定化基金拠出金	0	0.0	0	0.0	0	－
5　基金積立金	26,251	0.3	102,974	1.1	△ 76,723	△ 74.5
6　公債費	0	0.0	0	0.0	0	－
7　諸支出金	152,674	1.6	134,541	1.4	18,133	13.5
8　予備費	0	0.0	0	0.0	0	－
合　計	9,502,221	100.0	9,376,662	100.0	125,558	1.3

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表23　貸借対照表

（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
資産の部				
流動資産	285,849	168,647	117,202	69.5
固定資産	1,495,167	1,699,131	△ 203,964	△ 12.0
資産の部合計	1,781,016	1,867,778	△ 86,762	△ 4.6
負債の部				
流動負債	30,829	22,029	8,800	39.9
固定負債	0	0	0	－
負債の部合計	30,829	22,029	8,800	39.9
正味財産の部合計	1,750,187	1,845,750	△ 95,562	△ 5.2

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

表24　行政コスト計算書

（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
行政収入	9,624,830	9,293,075	331,754	3.6
行政費用	9,492,885	9,295,746	197,139	2.1
行政収支差額	131,945	△ 2,671	134,615	5,040.2
金融収入	1,246	28	1,218	4,344.5
金融費用	0	0	0	－
金融収支差額	1,246	28	1,218	4,344.5
通常収支差額	133,190	△ 2,643	135,833	5,139.7
特別収入	2,498	826	1,673	202.6
特別費用	1,036	1,964	△ 928	△ 47.2
特別収支差額	1,462	△ 1,138	2,600	228.5
当期収支差額	134,653	△ 3,781	138,433	3,661.5

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

表25　キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
行政サービス活動収入	9,619,607	9,288,056	331,551	3.6
行政サービス活動支出	9,475,970	9,273,688	202,281	2.2
行政サービス活動収支差額	143,637	14,368	129,269	899.7
社会資本整備等投資活動収入	0	0	0	－
社会資本整備等投資活動支出	26,251	102,974	△ 76,723	△ 74.5
社会資本整備等投資活動収支差額	△ 26,251	△ 102,974	76,723	74.5
財務活動収入	0	0	0	－
財務活動支出	0	0	0	－
財務活動収支差額	0	0	0	－
収支差額合計	117,386	△ 88,606	205,992	232.5
前年度からの繰越金	145,826	234,432	△ 88,606	△ 37.8
形式収支	263,212	145,826	117,386	80.5

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

後期高齢者医療会計

決算規模および決算収支

後期高齢者医療会計歳入歳出予算現額は、37億9,077万３千円であった。

これに対し決算額は

歳入　37億3,700万４千円

歳出　37億409万円

であり、歳入歳出差引額3,291万４千円が令和７年度への繰越金となっている。

歳　入

予算現額37億9,077万３千円に対し調定額は37億7,490万６千円、収入済額は37億3,700万４千円となっている。予算現額に対する収入済額の執行率は98.6％、調定額に対する収入率は99.0％で、前年度と比べ執行率、収入率ともにそれぞれ0.1ポイント上回っている。また、収入済額は前年度と比べ２億7,373万５千円、7.9％の増となっている。（**表26**、**表27**参照）

歳　出

予算現額37億9,077万３千円に対し、支出済額は37億409万円で執行率は97.7％となっている。支出済額は前年度と比べ２億5,691万３千円、7.5％の増となっている。（108頁**表28**、**表29**参照）

財務諸表

平成29年度決算から東京都方式を採用した複式簿記・発生主義による財務諸表を作成している。

貸借対照表の資産の部合計は5,610万１千円、負債の部合計は1,751万６千円、正味財産の部合計は3,858万５千円であった。前年度と比べ資産の部合計は1,875万８千円の増、負債の部合計は630万円の増、また正味財産の部合計は1,245万９千円の増となっている。（109頁**表30**参照）

行政コスト計算書の当期収支差額は1,245万９千円となっている。（109頁**表31**参照）

キャッシュ・フロー計算書の収支差額合計は1,682万１千円で、前年度からの繰越金1,609万２千円を加えた形式収支は3,291万４千円である。（109頁**表32**参照）

表26　令和６年度歳入決算状況　（単位：千円・％）

区分／款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率
1　後期高齢者医療保険料	2,236,593	2,246,193	2,208,291	12,166	31,119	98.7	98.3
2　使用料及び手数料	3	7	7	0	0	230.0	100.0
3　繰入金	1,437,755	1,413,000	1,413,000	0	0	98.3	100.0
4　繰越金	16,092	16,092	16,092	0	0	100.0	100.0
5　諸収入	100,330	99,614	99,614	0	0	99.3	100.0
令和６年度計	3,790,773	3,774,906	3,737,004	12,166	31,119	98.6	99.0
令和５年度計	3,515,401	3,502,002	3,463,270	11,076	31,594	98.5	98.9
比較増（△）減	275,372	272,904	273,735	1,090	△ 475	0.1	0.1
増減率	7.8	7.8	7.9	9.8	△ 1.5	－	－

◎収入済額には還付未済額が含まれる。
◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表27　歳入決算額対前年度比較　（単位：千円・％）

年度／区分／款	令和６年度		令和５年度		比較増（△）減	
	収入済額	構成比	収入済額	構成比	金額	率
1　後期高齢者医療保険料	2,208,291	59.1	1,978,733	57.1	229,558	11.6
2　使用料及び手数料	7	0.0	5	0.0	2	35.3
3　繰入金	1,413,000	37.8	1,365,000	39.4	48,000	3.5
4　繰越金	16,092	0.4	34,436	1.0	△ 18,344	△ 53.3
5　諸収入	99,614	2.7	85,095	2.5	14,519	17.1
合　計	3,737,004	100.0	3,463,270	100.0	273,735	7.9

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表28　令和６年度歳出決算状況　　（単位：千円・％）

区分 / 款	予算現額	支出済額	不用額	執行率	前年度執行率
1　総務費	68,039	61,397	6,642	90.2	88.5
2　広域連合納付金	3,548,901	3,486,137	62,764	98.2	98.9
3　保健事業費	144,208	138,916	5,292	96.3	92.4
4　諸支出金	20,255	17,640	2,615	87.1	91.0
5　予備費	9,370	0	9,370	−	−
令和６年度計	3,790,773	3,704,090	86,683	97.7	−
令和５年度計	3,515,401	3,447,177	68,224	98.1	−
比較増（△）減	275,372	256,913	18,459	△ 0.4	−
増減率	7.8	7.5	27.1	−	−

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表29　歳出決算額対前年度比較　　（単位：千円・％）

年度 / 区分 / 款	令和６年度		令和５年度		比較増（△）減	
	支出済額	構成比	支出済額	構成比	金額	率
1　総務費	61,397	1.7	54,624	1.6	6,772	12.4
2　広域連合納付金	3,486,137	94.1	3,228,173	93.6	257,964	8.0
3　保健事業費	138,916	3.8	130,132	3.8	8,785	6.8
4　諸支出金	17,640	0.5	34,248	1.0	△ 16,608	△ 48.5
5　予備費	0	0.0	0	0.0	0	−
合　計	3,704,090	100.0	3,447,177	100.0	256,913	7.5

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計額・合計値と一致しない場合がある。

表30　貸借対照表

（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
資産の部				
流動資産	56,101	37,343	18,758	50.2
固定資産	0	0	0	－
資産の部合計	56,101	37,343	18,758	50.2
負債の部				
流動負債	17,516	11,216	6,300	56.2
固定負債	0	0	0	－
負債の部合計	17,516	11,216	6,300	56.2
正味財産の部合計	38,585	26,126	12,459	47.7

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

表31　行政コスト計算書

（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
行政収入	3,727,153	3,427,490	299,663	8.7
行政費用	3,714,819	3,459,138	255,681	7.4
行政収支差額	12,334	△ 31,647	43,981	139.0
金融収入	67	1	66	5,462.8
金融費用	0	0	0	－
金融収支差額	67	1	66	5,462.8
通常収支差額	12,401	△ 31,646	44,047	139.2
特別収入	1,880	438	1,442	329.0
特別費用	1,823	1,846	△ 23	△ 1.3
特別収支差額	58	△ 1,408	1,466	104.1
当期収支差額	12,459	△ 33,054	45,513	137.7

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

表32　キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円・％）

科　目	令和６年度	令和５年度	比較増（△）減	
			金額	率
行政サービス活動収入	3,720,912	3,428,833	292,079	8.5
行政サービス活動支出	3,704,090	3,447,177	256,913	7.5
行政サービス活動収支差額	16,821	△ 18,344	35,165	191.7
社会資本整備等投資活動収入	0	0	0	－
社会資本整備等投資活動支出	0	0	0	－
社会資本整備等投資活動収支差額	0	0	0	－
財務活動収入	0	0	0	－
財務活動支出	0	0	0	－
財務活動収支差額	0	0	0	－
収支差額合計	16,821	△ 18,344	35,165	191.7
前年度からの繰越金	16,092	34,436	△ 18,344	△ 53.3
形式収支	32,914	16,092	16,821	104.5

◎計数については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

公有財産

区の行政活動を進める上で必要な財産は、公有財産、物品および債権ならびに基金からなる。

公有財産は、その性質により不動産およびその従物、特定の動産およびその従物、地上権などの用益物権、特許権などの無体財産権、株券などの有価証券、出資による権利ならびに不動産の信託の受益権の７つに大別される。

行政財産・普通財産

公有財産は、行政財産と普通財産に分類される。

行政財産は、区の行政目的を遂行するために使用される財産で、庁舎など区の事務事業を執行するために自ら直接使用する「公用財産」と公園、保育園、区民館など住民の一般的共同利用に供する「公共用財産」とに区別される。

普通財産は、行政財産以外のすべての公有財産で、直接特定の行政目的のために供されるものではなく、管理、処分から生ずる収益により、行政の執行に寄与することを目的とするものである。

公有財産現在高

令和８年３月末日現在における区の公有財産の現在高は、9,804億円であり、これを財産別、種類別に見ると次表のとおりである。

公有財産現在高　（令和８年３月31日現在）

種類	行政財産		普通財産		計	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格
土地	㎡ ※（119,331.49） 436,687.99	円 642,088,593,445	㎡ ※（58,072.47） 48,429.80	円 74,741,831,846	㎡ ※（177,403.96） 485,117.79	円 716,830,425,291
建物	※（224,555.18） 616,169.16	243,907,361,792	※（2,167.34） 33,699.25	11,431,937,519	※（226,722.52） 649,868.41	255,339,299,311
工作物		6,001,523,977		43,320,170		6,044,844,147
立木竹	本 2,381	353,634,402	本 49	383,000	本 2,430	354,017,402
動産	個 4	405,422,590			個 4	405,422,590
地上権等	㎡ 153.48	223,190,236			㎡ 153.48	223,190,236
特許権等			件 1	88,477,000	件 1	88,477,000
株式等				568,000,000		568,000,000
出資による権利			口 7	627,077,392	口 7	627,077,392
計		892,979,726,442		87,501,026,927		980,480,753,369

注 ※（　）内の数字は、共有財産を再掲したものであり、数量、価格ともに持分割合に応じた数値を含む。

中央区版ふるさと納税

区では、ふるさと納税制度を活用し、平成29年12月から「中央区版ふるさと納税」として寄附を募っている。また、令和３年10月からお礼品の発送を開始し、令和４年７月からポータルサイト（さとふる・ふるさとチョイス）を活用した寄附の受け付けを行い、令和５年10月から体験型のお礼品を追加した。

「ふるさと中央区応援寄附」

区政全般に対する寄附、分野を指定する寄附、応援したい団体を指定する寄附の３つから寄附金の活用方法を指定できる寄附で、区内で活躍、活動する団体とともに新たなまちの魅力を創造し、区のさらなる発展を目指す。このうち応援したい団体を指定する寄附は、団体の活動の活性化を図るため、寄附金の７割を上限として指定団体に対し、支援金を交付するものである。

「首都高速道路地下化等事業応援寄附」

首都高速道路日本橋区間の地下化およびその周辺のまちづくりならびにこれらに関連する都市基盤の整備など、中央区の将来を担う重要な都市基盤整備などに必要な資金の確保を目指す。

特別区税

市町村が本来課すべき税目は、「地方税法」において、普通税として市町村民税（個人分・法人分）、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税および特別土地保有税が、また、目的税として入湯税、事業所税、都市計画税などが、それぞれ定められている。

しかしながら、特別区の存する区域においては、税源の偏在などを考慮して、都などの特例として、法定普通税にあっては市町村民税（法人分）、固定資産税および特別土地保有税を、目的税にあっては事業所税および都市計画税を都が課している。

従って、本区においては、「地方税法」および「中央区特別区税条例」に基づき、都が課税している税目を除いた次の法定普通税と目的税を特別区税として賦課徴収している。

１　法定普通税

⑴　特別区民税（個人分）

⑵　軽自動車税

⑶　特別区たばこ税

⑷　鉱産税

２　目的税

入湯税

（入湯税については、平成12年度から都より事務移管された）

特別区税当初予算額

令和８年度歳入予算における特別区税の計上額は、459億7,731万４千円で、前年度に比べて、55億9,884万３千円（13.9％）の増となっている。

特別区民税については、人口増加を背景とした納税義務者数の増加に加え、所得環境の改善などを考慮し、前年度より51億7,951万５千円増の430億514万３千円を見込んだ。

軽自動車税については、環境性能割の廃止を考慮し、前年度より84万３千円減の5,469万４千円を見込んだ。

特別区たばこ税については、加熱式たばこの課税標準の見直しなどを考慮し、前年度より４億1,774万６千円増の28億9,485万４千円を見込んだ。

入湯税については、施設増などを考慮し、前年度より242万５千円増の２千262万３千円を見込んだ。

なお、鉱産税については、本区には現在まで課税客体が存在しないので見込んでいない。

特別区税の証明

融資の申請、公営住宅の入居など、区民の税に関する証明書への需要に応えるため、次の証明書を交付している。なお、各種手数料の支払いは電子マネー、クレジットカード、２次元コード決済の利用が可能である。

１　特別区民税・都民税・森林環境税の納税証明

２　特別区民税・都民税・森林環境税の課税（非課税）証明

３　軽自動車税の納税証明（継続検査用など）

納税貯蓄組合の指導育成

納税貯蓄組合の健全な発展に資するため、納税貯蓄組合連合会に対して中央区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱に基づき、補助金を交付している。

税務相談

区民の税に関する相談に応じるため、税理士会に委嘱して税務相談を無料で行っている。

相談場所および相談日時

区役所１階区民相談室

毎月第２・第４水曜日

午後１時から４時まで

森林環境税（国税）

森林環境税は、森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるために創設された国税である。国内に住所を有する個人に対して、令和６年度から、特別区民税・都民税の均等割と合わせて年間1,000円が課税され、区が徴収する。なお、東日本大震災復興基本法等に基づき、平成26年度から均等割に1,000円が上乗せされていたが、令和５年度をもって終了となった。

1．特別区民税（個人分）

令和８年度区税賦課概要一覧

納税義務者	非課税等	課税標準および税率
1．1月1日現在区内に住所を有する個人	1．非課税 ⑴ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ⑵ 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の者 2．均等割の非課税 ⑴ 単身者の場合 前年中の合計所得金額が45万円以下の者 ⑵ 同一生計配偶者または扶養親族がある場合 前年中の合計所得金額が次式で得た金額以下の者 35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）＋21万円＋10万円 3．所得割の非課税 ⑴ 単身者の場合 前年中の総所得金額等が45万円以下の者 ⑵ 同一生計配偶者または扶養親族がある場合 前年中の総所得金額等が次式で得た金額以下の者 35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）＋32万円＋10万円	Ⅰ．均等割　3,000円 Ⅱ．所得割 1．総合課税 前年中の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額から所得控除額を差し引いた金額の６％ 2．分離課税 ⑴ 土地建物等に係る譲渡所得の金額につき、 ア．一般の長期譲渡所得　3.0％ イ．優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の長期譲渡所得 2,000万円以下の部分　2.4％ 2,000万円を超える部分　3.0％ ウ．居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得 6,000万円以下の部分　2.4％ 6,000万円を超える部分　3.0％ エ．一般の短期譲渡所得　5.4％ オ．国、地方公共団体に対する譲渡等特定の短期譲渡所得　3.0％ ⑵ 株式等に係る譲渡所得　3.0％ ⑶ 上場株式等に係る配当所得　3.0％ ⑷ 退職所得（退職金－退職所得控除額）×1／2　6.0％ ※ 勤続年数が５年以内の法人役員等については、上記計算式の１／２は適用しない。 ※ 勤続年数が５年以内の法人役員等以外の者については、控除後の額が300万円超の部分につき、上記計算式の１／２は適用しない。 ⑸ 先物取引に係る雑所得　3.0％

・普通徴収の納期　第１期－６月　第２期－８月　第３期－10月　第４期－１月
　ただし、均等割額に相当する金額以下の場合は第１期分で徴収する。
・給与からの特別徴収の納期　６月分から翌年５月分まで毎月徴収し、翌月10日納期限
　ただし、均等割額に相当する金額以下の場合は６月分で徴収する。
・公的年金からの特別徴収
　前年度分の年金特別徴収税額の１／２を４月、６月、８月に分けて仮徴収し、年金特別徴収税額が確定した後に仮徴収分を差し引いた残りの税額を10月、12月、２月に分けて本徴収する。
　特別徴収が開始される初年度については、年金特別徴収税額の１／２を６月、８月に普通徴収の第１期と第２期で個人納付し、残りを10月、12月、２月の年金支給月に特別徴収する。

納税義務者	非課税等	課税標準および税率
2．1月1日現在区内に事務所、事業所、または家屋敷を有する個人で、区内に住所を有しない者		1．均等割　3,000円

・納期　６月

◎税額控除（調整控除）

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の５％（都民税２%、特別区民税３%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

次の①から②を差し引いた金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（都民税２％、特別区民税３％）に相当する額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されない

控除の種類		納税義務者本人の合計所得金額	金額
障害者控除	普　通	－	１万円
	特　別	－	10万円
	同居特別	－	22万円
寡婦控除		－	１万円
ひとり親控除（母）		－	５万円
ひとり親控除（父）		－	１万円
勤労学生控除		－	１万円
配偶者控除	一　般	900万円以下	５万円
		900万円超950万円以下	４万円
		950万円超1,000万円以下	２万円
	老人（70歳以上）	900万円以下	10万円
		900万円超950万円以下	６万円
		950万円超1,000万円以下	３万円
扶養控除	一　般	－	５万円
	特　定	－	18万円
	老　人	－	10万円
	同居老親	－	13万円
基礎控除		－	５万円

◎税額控除（配当控除）

課税所得金額／種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
一般外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

次の①または②のいずれか小さい額

◎特定取得に該当しない場合

①前年分の所得税の課税総所得金額等の５％（最高97,500円）

※居住年が平成28年から令和７年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額の５％

②前年分の控除対象可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

◎特定取得に該当する場合

①前年分の所得税の課税総所得金額等の７％（最高136,500円）

※居住年が平成28年から令和７年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額の７％

②前年分の控除対象可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

区　分	特別区民税	都民税
住宅借入金等特別税額控除	３／５	２／５

◎税額控除（配当割額または株式等譲渡所得割額の控除）

区　分	特別区民税	都民税
配当割または株式等譲渡所得割	３／５	２／５

◎税額控除（寄附金税額控除）

対象となる寄附金

①都道府県、市町村、特別区への寄附金

②社会福祉法113条第２項に規定する共同募金会（その主たる事務所を都内に有するものに限る）

③日本赤十字社（当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の都道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る）で、政令で定めるもの

④地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都または中央区が条例により指定したもの（ただし、寄附者が寄附により設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除く）

寄附金控除の計算

寄附金のうち適用下限額を超える部分について、①の寄附金のうち特例控除対象寄附金（※）は基本控除と特例控除、①のうち特例控除対象寄附金対象外および②～④については基本控除を算出。ふるさと納税のワンストップ特例については、基本控除、特例控除および申告特例控除の合計を個人住民税から控除

税額控除額の計算

１．基本控除：（支払った寄附金－２千円）×10%（区民税６%、都民税４%）

２．特例控除：（支払った寄附金－２千円）×（90%－$\underline{0\sim45\%}$）×1.021

→限界税率＝超過累進課税率において適用される最大の税率

３．申告特例控除：（支払った寄附金－２千円）×特例控除×地方税法附則第７条の３の割合

２の額については、個人住民税所得割の額の２割を限度

寄附金控除対象寄附金の限度額は、総所得金額等の30%　適用下限額２千円

（※）特例控除対象寄附金とは都道府県・市町村・特別区の寄附金のうち、総務大臣が定める基準に適合するとして指定したもの

２．軽自動車税

納税義務者	非課税等	課税標準および税率
４月１日現在原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を所有している者	(非課税) １．国、非課税独立行政法人、国立大学法人等および日本年金機構ならびに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区および地方独立行政法人 ２．日本赤十字社が所有し、直接その本来の事業の用に供する車両のうち一定のもの（救急用など） (課税免除) １．公益のため直接専用するもの ２．商品であって使用しないもの ３．車体試験のため一定の標識を表示して使用するもの	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の台数１台につき、以下の金額 １．原動機付自転車 ⑴　総排気量が50cc 以下または定格出力が0.6kw 以下のもの (特定小型原動機付自転車を含む。ミニカーを除く。) 2,000円 ⑵　総排気量が125cc 以下かつ最高出力4.0kw 以下のもの 2,000円 ⑶　二輪のもので総排気量が50cc を超え90cc 以下または定格出力が0.6kw を超え0.8kw 以下のもの 2,000円 ⑷　二輪のもので総排気量が90cc を超え125cc 以下または定格出力が0.8kw を超え1.0kw 以下のもの 2,400円 ⑸　ミニカー・三輪以上のもので総排気量が20cc を超え50cc 以下または0.25kw を超え0.6kw 以下のもの (特定小型原動機付自転車を除く。) 3,700円 ２．軽自動車および小型特殊自動車 ⑴　軽自動車 ア．二輪のもの（側車付を含む）　3,600円 イ．三輪のもの　3,900円（3,100円） ウ．四輪以上のもの 乗　用　営業用　6,900円（5,500円） 乗　用　自家用　10,800円（7,200円） 貨物用　営業用　3,800円（3,000円） 貨物用　自家用　5,000円（4,000円） エ．もっぱら雪上を走行するもの　3,600円 ⑵　小型特殊自動車 ア．農耕作業用のもの　2,400円 イ．その他のもの　5,900円 ３．二輪の小型自動車　6,000円

・納期　５月
・(　)内の税率適用は、初度検査年月が平成27年３月以前の車両に限る。
・三輪・四輪以上の軽自動車の税率は、環境性能や初度検査年月によって変更される。

３．特別区たばこ税

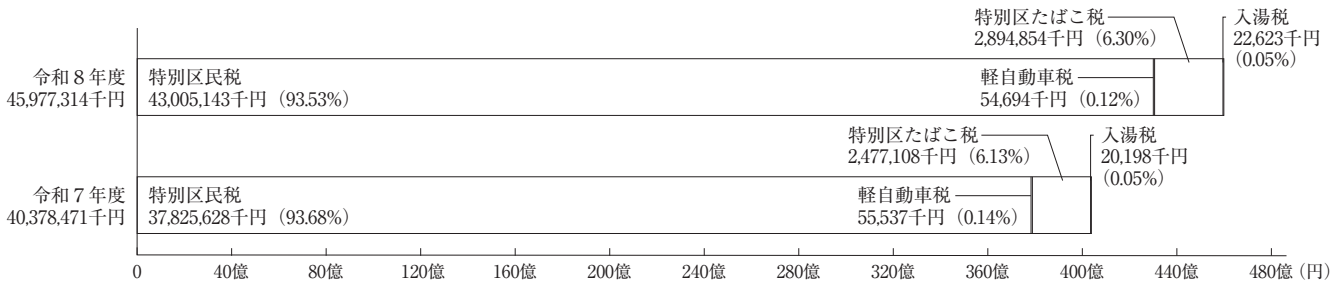
納税義務者	非課税等	課税標準および税率
製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	(課税免除) １．輸出用の製造たばこ ２．日本と外国とを往来する日本の船舶または航空機に船用品または機用品として積み込む製造たばこ ３．廃棄した製造たばこ等	売渡し本数1,000本につき6,552円

・納期　納税義務者は毎月分を翌月末までに区へ申告納付する。

４．入湯税

納税義務者	特別徴収義務者	非課税等	課税標準および税率
入湯客	鉱泉浴場の経営者	(課税免除) １．12歳未満の者 ２．もっぱら日帰りの客の利用に供される施設に1,200円以下の利用料金で入湯する者	１人１日　150円

特別区税　税目別予算額および予算割合（当初）



令和７年度特別区税課税客体数調

（令和８年５月31日現在）

税目	種別		課税客体数
特別区民税	合計		120,953人
	均等割と所得割を納める者		115,266
	均等割のみを納める者		5,687
	所得割のみを納める者		0
軽自動車税（環境性能割）	取得台数		173台
軽自動車税（種別割）	合計		10,960台
	原動機付自転車	小計	3,617
		イ　総排気量　50cc（ニに掲げるものを除く）	1,696
		ロ　総排気量　50cc を超え　90cc 以下	147
		ハ　総排気量　90cc を超え　125cc 以下	1,261
		ニ　三輪以上のもので総排気量が20cc を超えるもの	314
		ホ　特定小型原動機付自転車	199
	軽自動車および小型特殊自動車	小計	5,512
		イ　二輪のもの（側車付を含む）	1,336
		ロ　三輪のもの	0
		ハ　四輪以上のもの　乗用　営業用	12
		ハ　四輪以上のもの　乗用　自家用	1,750
		ハ　四輪以上のもの　貨物用　営業用	586
		ハ　四輪以上のもの　貨物用　自家用	1,600
		ニ　もっぱら雪上を走行するもの	0
		ホ　農耕作業用のもの	2
		ヘ　その他のもの	226
	二輪の小型自動車		1,831
特別区たばこ税	売渡し本数		402,647千本
入湯税	入湯客数		129,215人

◎課税客体数については、現年度分のみ。

特別区民税現年度分調定額・納税義務者の推移（決算）

年度	特別区民税現年度分調定額	対前年伸率	納税義務者数	対前年伸率
	千円	%	人	%
令和３	30,894,285	2.26	107,823	0.60
4	32,937,039	6.61	109,625	1.67
5	34,188,859	3.80	111,038	1.29
6	35,134,553	2.77	113,618	2.32
7	41,196,864	17.25	120,953	6.46

◎令和７年度については、令和８年５月31日現在。

令和７年度・令和６年度 特別区民税当初所得割課税標準段階別調

（両年度とも７月１日現在）

区分（課税標準額の段階）	納税義務者 人員	構成比	所得割額 金額	構成比	一人当たり所得割額
	人	%	千万	%	円
200万円以下の金額	35,152	30.68	2,972,534	7.35	84,562
	31,544	30.16	2,132,675	6.18	67,610
700万円以下の金額	51,961	45.36	11,676,007	28.85	224,707
	49,018	46.86	10,507,406	30.44	214,358
700万円を超える金額	27,445	23.96	25,820,416	63.80	940,806
	24,035	22.98	21,878,300	63.38	910,268
合計	114,558	100.00	40,468,957	100.00	353,262
	104,597	100.00	34,518,381	100.00	330,013

□は令和７年度　▨は令和６年度

令和７年度特別区税調定収入状況調

（令和８年５月31日現在）

区　分		調定額	収入額	収入歩合
		円	円	%
現年度分	特別区民税	41,196,864,388	40,835,099,980	99.12
	軽自動車税	58,487,000	57,154,100	97.72
	特別区たばこ税	2,637,643,117	2,637,643,117	100.00
	入湯税	19,382,250	19,382,250	100.00
	現年度分計	43,912,376,755	43,549,279,447	99.17
過年度分	特別区民税	179,560,070	155,865,966	86.80
	過年度分計	179,560,070	155,865,966	86.80
滞納繰越分	特別区民税	723,048,498	266,957,404	36.92
	軽自動車税	3,470,910	722,800	20.82
	滞納繰越分計	726,519,408	267,680,204	36.84
合　計		44,818,456,233	43,972,825,617	98.11

令和６年度特別区税決算額

税　目	調定額	税目割合	収入額（還付未済額含）	収入歩合	不納欠損額	収入未済額
	円	%	円	%	円	円
特別区民税	36,034,665,873	93.09	35,227,683,382	97.76	86,324,098	736,332,239
軽自動車税	60,792,691	0.15	56,391,681	92.76	964,700	3,470,910
特別区たばこ税	2,599,506,821	6.71	2,599,506,821	100.00	0	0
入湯税	20,413,350	0.05	20,413,350	100.00	0	0
特別区税計	38,715,378,735	100.00	37,903,995,234	97.90	87,288,798	739,803,149

都　税

東京都中央都税事務所

新富２－６－１

TEL（3553）2151（代）

東京都主税局ホームページ

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/

都税の現況

当都税事務所管内には、日本銀行や東京証券取引所など、わが国を代表する中心的経済機関がある。また、中央官庁が集中する千代田区に隣接していることもあり、集積の利益を求めて、各分野にわたる日本の一流企業の本支店が集中している。

また、沿革的な理由から、特に日本橋地区には諸物資の問屋が伝統的な街区団地を形成して盛んな商取引を行っており、東京というよりも、日本の代表的な商業・経済の中心となっている。

日本橋、銀座地区には、大型百貨店をはじめ各種高級品の専門店が軒を並べて繁華街を形成し、それに付随して高級料理店、バー、クラブなどの飲食店が密集し、特に銀座地区はその密度が高く、わが国有数の高級消費歓楽街となっている。

このような管内の状況から、税務行政的視点に基づくその特色は次のとおりである。

第一に、法人企業がきわめて多く、中央区だけで約56,000社を数え、法人事業税において外形標準課税の対象となる資本金１億円超の法人も約2,500社あり、法人二税その他諸税の重要な税源となっている。なお、法人二税は中央区のほか、江東区、江戸川区も所管している。

第二に、中央区の立地条件から土地の価格が高く、土地の効率的利用を意図した建物の高層化の傾向が著しく、使用形態も住宅用地以外のものの比率が高い。

第三に、都民税利子割、配当割及び株式等譲渡所得割について、全都分の申告納入などを所管している。

このような諸要因を反映して、当事務所は全都税事務所中、常に上位の調定および収入実績を保持しており、令和

６年度の調定・収入額は次のとおりである。

調定額は8,875億8,100万円（前年度7,283億8,200万円）で前年に対して21.9％の増、収入額は8,846億5,300万円（前年度7,253億8,400万円）、収入率は99.7％（前年度99.6％）で前年より0.1ポイント上昇している。

また、現年課税分の調定額を主要税目別に見ると、法人都民税と法人事業税の合計額が4,527億8,300万円（前年度3,755億6,300万円）で前年に対して20.6％の増、固定資産税・都市計画税が1,531億5,200万円（前年度1,435億5,600万円）で前年に対して6.7％の増となっている。これらの合計額は6,059億3,500万円で、当事務所の現年課税分調定額の68.3％と高い比率を占める。

なお、都民税利子割の調定額は、160億3,400万円（前年度105億500万円）で前年に対して52.6％増となっている。

令和６年度決算額（中央都税事務所分）　（単位：千円・件・％）

税　目		調定額		収入額（還付未済額含む）		収入率	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
都民税	個人	201,313,167	484,647	200,873,217	424,793	99.8	87.6
	法人	158,570,889	183,290	158,445,095	181,669	99.9	99.1
	利子割	16,034,257	28,338	16,034,259	28,338	100.0	100.0
事業税	個人	5,624,489	35,902	5,609,172	35,782	99.7	99.7
	法人	294,212,133	62,877	293,997,369	62,430	99.9	99.3
不動産取得税		6,855,938	7,810	6,837,112	7,721	99.7	98.9
自動車税		45,100	1,000	40,507	895	89.8	89.5
固定資産税（土地・家屋）都市計画税		143,078,340	295,441	143,019,730	293,995	100.0	99.5
固定資産税（償却資産）		10,073,772	52,178	10,063,763	51,954	99.9	99.6
特別土地保有税		－	－	－	－	－	－
自動車取得税		－	－	－	－	－	－
軽油引取税		24,815,278	2,030	23,837,879	2,010	96.1	99.0
事業所税		24,109,516	5,596	24,108,175	5,593	100.0	99.9
その他の都税		36,584	12	36,584	12	100.0	100.0
現年課税分計		884,769,464	1,159,121	882,902,862	1,095,192	99.8	94.5
滞納繰越分計		2,811,236	225,937	1,750,425	14,387	62.3	6.4
総　計		887,580,699	1,385,058	884,653,287	1,109,579	99.7	80.1

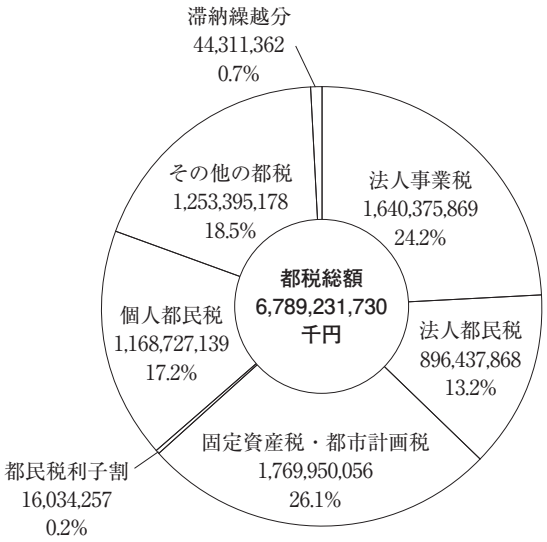
◎計数については、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計等と一致 しない場合がある。
◎東京都主税局税制部歳入課『東京都税務統計年報　令和６年度』より

令和６年度決算額の税目別構成比

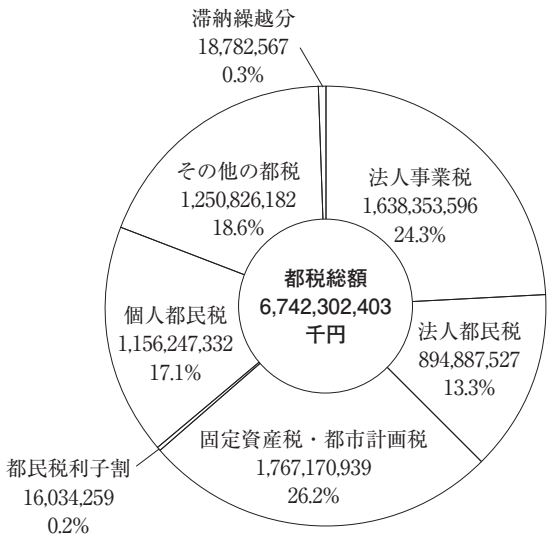
（単位：千円・％）

都税総額分

調定額

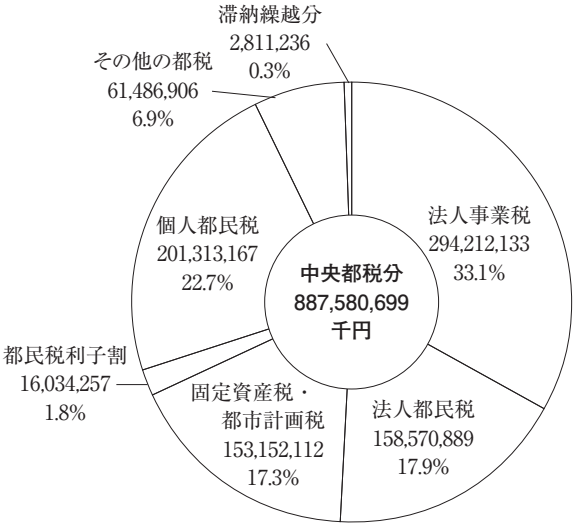


収入額

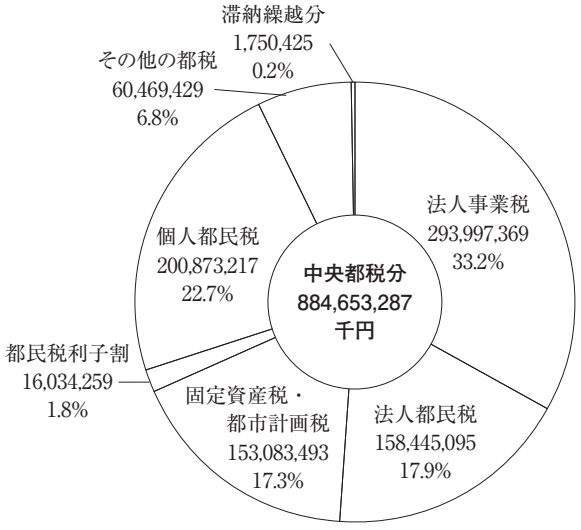


中央都税事務所分

調定額



収入額



◎計数については、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合がある。
◎東京都主税局税制部歳入課『東京都税務統計年報　令和６年度』より

国　税

中央区は、日本の代表的な商業、経済の中心地であり、地区別に日本橋、京橋の２税務署が管轄している。

日本橋税務署

中央区のうち、旧日本橋区を管轄している。

管内は、全国里程の起点である「日本橋」を中心に、オフィス街、証券街、繁華街地域と繊維、薬品、小間物などの問屋を主体とする地域で形成されている。

オフィス街には、日本を代表する企業が多く立ち並び、日本経済の一翼を担っており、東京証券取引所を中心とした証券街は、日本のウォール街として、日本の産業発展のバロメーターとなっている。

問屋街には、江戸時代の豪商が集まって営んだ後を受けて、堀留町・富沢町は繊維類、横山町・馬喰町は小間物類、本町・室町は薬品類、大伝馬町一帯は金物・紙類と、今日もなお全国的に著名な企業や有力な同業者の集団営業区域を形成しているのが特色である。

令和６年度における日本橋署の年間の総徴収決定済額は、約２兆3,410億円で、このうち法人税、源泉所得税が約68％の割合を占めている。

京橋税務署

中央区のうち、旧京橋区を管轄している。

管内は、日本有数の繁華街である銀座、多くの有名企業が本社を置く京橋・八重洲、東京湾に面し情緒あるまち並みが残っている佃・月島・晴海などで形成されている。

銀座には、大手百貨店や各種高級品の専門店をはじめ、画廊、飲食店、高級クラブ・バーが軒を連ねるほか、歌舞伎座、新橋演舞場などもある。

築地場外市場は、中央卸売市場が豊洲に移転してもなお、観光客でにぎわっている。

佃・月島には、かつて金属加工、水産加工の業者が多く存在したが、現在では、高層マンション・ビルが林立している。また、晴海は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村跡地の再開発が行われ、令和７年９月に晴海フラッグが完工した。

令和６年度における京橋署の年間の総徴収決定済額は、約１兆2,099億円で、このうち法人税、源泉所得税が約60％の割合を占めている。

税務署の管轄区域

・日本橋税務署　中央区日本橋堀留町二丁目６番９号

☎（3663）8451㈹

＜管轄区域（50音順）＞

日本橋大伝馬町、日本橋蛎殻町一・二丁目、日本橋兜町、日本橋茅場町一～三丁目、日本橋小網町、日本橋小伝馬町、日本橋小舟町、日本橋富沢町、日本橋中洲、日本橋一～三丁目、日本橋人形町一～三丁目、日本橋馬喰町一・二丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町一～三丁目、日本橋久松町、日本橋堀留町一・二丁目、日本橋本石町一～四丁目、日本橋本町一～四丁目、日本橋室町一～四丁目、日本橋横山町、東日本橋一～三丁目、八重洲一丁目

・京橋税務署　中央区新富２－６－１

☎（4434）0011㈹

＜管轄区域（50音順）＞

明石町、入船一～三丁目、勝どき一～六丁目、京橋一～三丁目、銀座一～八丁目、新川一・二丁目、新富一・二丁目、築地一～七丁目、月島一～四丁目、佃一～三丁目、豊海町、八丁堀一～四丁目、浜離宮庭園、晴海一～五丁目、湊一～三丁目、八重洲二丁目

国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/

国税決算額

（日本橋署＋京橋署）

年度／税目	令和６年度（令和７年６月末現在）		令和５年度（令和６年６月末現在）	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
	百万円	百万円	百万円	百万円
源泉所得税及び復興特別所得税	1,423,082	－	1,329,864	1,327,696
法人税及び復興特別法人税	1,397,038	－	1,462,725	1,459,288
消費税及び地方消費税	1,434,093	－	1,434,611	1,422,988
申告所得税及び復興特別所得税	43,782	－	31,811	30,638
相続税及び贈与税	49,295	－	13,675	13,182
その他	5,895	－	5,383	5,374
合　計	4,353,185	4,332,913	4,278,069	4,259,166

◎令和６年度の収納済額については、集計中である。

第５編　区民・地域振興

住民基本台帳・住民基本台帳関連事務

住民基本台帳事務

住民基本台帳制度は、地方公共団体の構成員である住民に関する記録を明確にすることによって行政事務の合理化、効率化に資するとともに、住民の届け出などの利便を図るものである。

住民票は住民からの異動届け出（転入、転居、転出および世帯変更届の４種類）、戸籍の届け出および他の区市町村長からの通知などに基づき記録および修正を行っている。

また、住民票の写し、記載事項証明書を交付し、住民であることおよび世帯における家族関係を公証している。

本区では、昭和63年６月に住民情報システムが稼働した。

また、平成11年に「住民基本台帳法」が改正され、これに基づき平成14年８月から住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の第１次分が稼働し、法律に定める事務について本人確認情報の国などへの提供を開始した。

平成15年８月には、第２次分が稼働し、住民票の写しの広域交付および住民基本台帳カードの交付が始まった。さらに、平成16年１月から申請・届け出などの行政手続きをオンラインで行う際に、本人確認などのため使用する電子証明書の発行（公的個人認証サービス）を開始した。

平成24年７月から外国人登録制度が廃止され、外国人住民についても住民基本台帳制度の適用対象となった。また、平成25年７月から外国人住民に対しても住民基本台帳カードの発行、住民票の写しの広域交付および電子証明書の発行などを開始し、日本人と同様の住民サービスを実施している。

平成27年10月から社会保障・税番号制度が開始され、平成28年１月からはマイナンバーカードの交付が始まった。これに伴い平成27年12月に住民基本台帳カードの発行は終了した。

実態調査

住民票の記載内容と住民の実態との一致を図るため、関係部局と連携を図り、綿密な実態調査を行い、記載の正確性を確保している。

資料の提供

「住民基本台帳法」ならびに「住民基本台帳等人口調査要綱」および「住民基本台帳等人口調査要領」に基づき、住民基本台帳月報および住民基本台帳人口移動報告を作成している。

なお、調査結果は、各種行政施策の基礎資料とする他、一般にも公表され広く活用されている。

住民基本台帳による世帯と人口

住民基本台帳による世帯、人口および過去20年間の人口推移は、**表１**および123頁**グラフ**のとおりである。

表１　住民基本台帳による世帯と人口

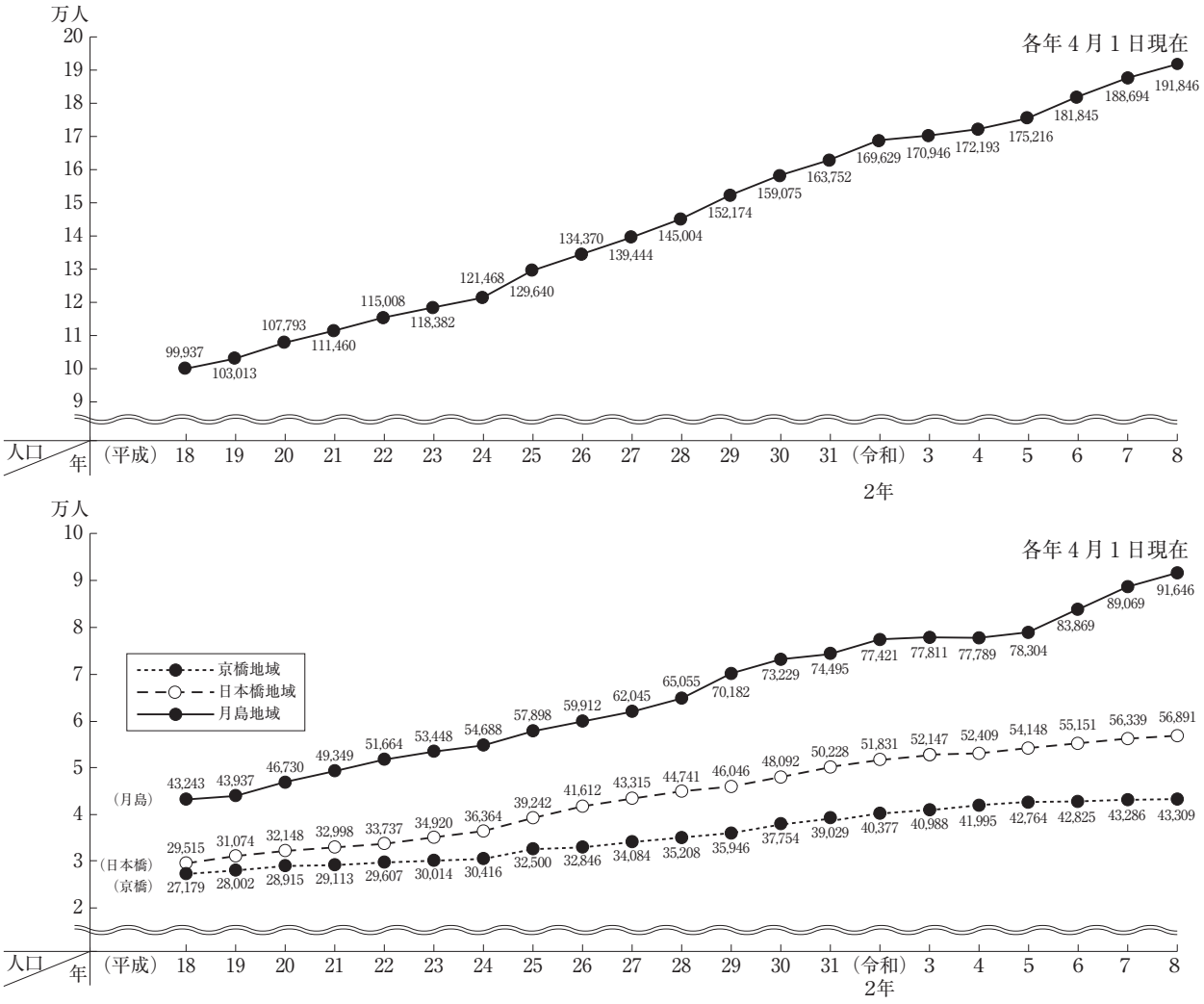
区分／地域別	世帯（外国人・混合）	人口				
		男	女	計（令和８年４月１日現在）	前年人口（令和７年４月１日現在）	前年比増減（△）
	世帯			人	人	
京橋	27,312 (2,177)	20,369 (1,390)	22,940 (1,315)	43,309 (2,705)	43,286 (2,693)	23 (12)
日本橋	34,970 (2,515)	27,073 (1,545)	29,818 (1,534)	56,891 (3,079)	56,339 (2,950)	552 (129)
月島	46,868 (5,023)	44,273 (3,996)	47,373 (3,891)	91,646 (7,887)	89,069 (7,270)	2,577 (617)
総数	109,150 (9,715)	91,715 (6,931)	100,131 (6,740)	191,846 (13,671)	188,694 (12,913)	3,152 (758)

（　）は外国人内数

外国人国籍別人員（単位：人）

中国	朝鮮または韓国	米国	その他
7,417	1,982	544	3,728

住民基本台帳による人口の推移（総数）



住民基本台帳事務取扱件数　（令和７年度）

区分 ＼ 課別	届け出によるもの					職権によるもの		
	転入	転出	転居	その他	計	出生	その他	計
	件					件		
区民生活課	9,307	9,275	2,058	1,380	22,020	1,065	8,408	9,473
日本橋特別出張所	3,336	1,872	816	501	6,525	350	568	918
月島特別出張所	2,037	1,571	862	399	4,869	252	763	1,015
晴海特別出張所	1,910	541	584	294	3,329	259	404	663
総数	16,590	13,259	4,320	2,574	36,743	1,926	10,143	12,069

◎出生の取扱件数は、実際の出生数とは異なる。

住民票の写し交付通数　（令和７年度）

区分 ＼ 課別	住民票の写し				
	窓口交付	コンビニ交付	電話予約	広域交付	計
	通				
区民生活課	61,821	61,685	197	501	124,204
日本橋特別出張所	11,322	—	—	153	11,475
月島特別出張所	12,229	—	—	71	12,300
晴海特別出張所	5,518	—	—	22	5,540
総数	90,890	61,685	197	747	153,519

◎無料交付を含む。窓口交付には、郵送による交付を含む。
◎窓口での支払いにおいて、令和３年10月から交通系電子マネー、令和４年７月から電子マネー、クレジットカード、２次元コード決済の利用が可能になった。

特別永住者事務

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の第４条に規定する平和条約国籍離脱者の子孫に関する永住許可申請の受け付けおよび第７条に規定する特別永住者証明書の交付を行っている。

印鑑登録事務

「中央区印鑑条例」に基づき印鑑登録申請の受理、印鑑登録証明書の交付を行っている。

印鑑登録者数　104,962人

登録取扱件数および証明書交付通数

（令和７年度）

区分／課別	新規登録	証明書			
		窓口交付	コンビニ	電話予約	計
	件	通			
区民生活課	5,808	15,854	42,825	29	58,708
日本橋特別出張所	2,351	6,896	—	—	6,896
月島特別出張所	1,976	6,161	—	—	6,161
晴海特別出張所	1,913	2,846	—	—	2,846
総数	12,048	31,757	42,825	29	74,611

◎無料交付を含む。

◎窓口での支払いにおいて、令和３年10月から交通系電子マネー、令和４年７月から電子マネー、クレジットカード、２次元コード決済の利用が可能になった。

証明書発行サービス

住民サービスのより一層の充実を図るため、平成12年４月から電話予約による夜間・休日交付（区役所のみ）を、平成28年４月からマイナンバーカードの利用者証明用電子証明機能を利用した住民票の写しおよび印鑑登録証明書のコンビニ交付を開始した。

また、令和３年10月からコンビニ交付による手数料が300円から200円に改定された。

なお、コンビニ交付の開始に伴い、平成29年10月末日をもって自動交付機の運用は終了した。

１　電話予約

・交付場所

区役所宿直室窓口

・交付時間

月～金曜日　　午後５時15分～９時30分

土曜日、祝日　　午前９時～午後９時30分

◎日曜日および年末年始を除く。

２　コンビニ交付

・全国のコンビニで利用可

・交付時間

午前６時30分～午後11時

◎メンテナンス日および年末年始を除く。

その他の事務

おくやみコーナー

亡くなられた方の手続きについて、ご遺族の不安や負担を軽減するため、手続きの相談対応や申請書作成補助、各種証明書の取得支援などをワンストップで行う窓口として「おくやみコーナー」を令和６年７月に開設した。

開設時間

来庁者サポート（予約制）

火・木・金曜日　午前９時～午後４時

（令和７年度来庁者サポート利用実績：268件）

予約受付・相談対応

月～金曜日　　午前８時30分～午後４時

自動車臨時運行の許可

道路上で運行してはならない未登録自動車や車検切れ車両を運行させるための申請があった場合、「道路運送車両法」に基づき自動車の一時的な運行許可を与え、通称「仮ナンバー」と呼ばれる、ナンバープレートを臨時に貸し出している。

妊娠届の受け付けと母子健康手帳の交付

妊娠届の受付時に、母子健康手帳や妊婦健康診査受診票などが入った「母と子の保健バッグ」を交付している。

自衛官募集

「自衛隊法」に基づき、自衛官の募集に関する事務の一部を行っている。

戸籍・戸籍関連事務

戸籍事務

戸籍制度は、日本国民の親族的な身分関係を登録し、出生から死亡までの関係を明らかにして、これを公証する制度である。

区では、「戸籍法」その他関係法令に基づき、出生・養子縁組・婚姻・離婚・死亡・転籍などの諸届を受理し、戸籍を編製・記載・訂正し、謄・抄本、記載事項証明書などを交付することにより身分関係を公証している。

本区では、平成17年８月１日に現在戸籍と附票、同年12月１日に平成改製原戸籍と附票、平成18年２月27日に除籍と昭和改製原戸籍の戸籍情報システムが稼働した。

また、戸籍法の改正に伴い、令和６年３月１日から戸籍全部事項証明書と除籍全部事項証明書および除籍謄本の広域交付を開始した。

本区における戸籍数および戸籍人口ならびに戸籍事件数、

証明交付通数は**表１**のとおりである。

表１　戸籍数、戸籍人口、戸籍事件数、証明交付通数

戸籍数			戸籍人口		
令和8年4月1日現在	令和7年4月1日現在	前年比	令和8年4月1日現在	令和7年4月1日現在	前年比
戸 107,218	戸 106,459	759	人 243,914	人 242,292	1,622
戸籍事件数			戸籍謄本等証明交付通数		
令和７年度	令和６年度	前年比	令和７年度	令和６年度	前年比
件 14,462	件 14,483	−21	通 93,382	通 105,343	−11,961

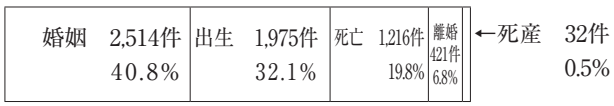
◎戸籍謄抄本等証明交付通数は無料交付を含む。
◎窓口での支払いにおいて、令和３年10月から交通系電子マネー、令和４年７月から電子マネー、クレジットカード、２次元コード決済の利用が可能になった。

戸籍関連事務

人口動態調査

「人口動態調査令」に基づく調査事務で、国勢調査と並ぶ国の主要統計である。人口動態資料として、「戸籍法」に基づく出生、死亡、婚姻、離婚の届け書により、また死産については死産の届け出に関する規程に基づく届け書によりそれぞれ調査票を作成し、保健所を経由して都知事に提出し、さらに厚生労働大臣に送付されている（**表２**参照）。

表２　人口動態調査構成比　（令和７年度）



総数　6,158件

◎人口動態調査構成比の件数は、中央区での受理件数（他市区町村からの送付は除く）と在外公館での受理件数の合計である。
◎構成比率は小数点以下第二位の値を四捨五入している。

身分登録の記録に関する事務

後見登記、破産宣告、在外選挙人、犯歴などの記録を整備することにより、身分証明事務の他、「公職選挙法」に定める選挙権・被選挙権の調査などを行っている。

戸籍の附票に関する事務

「住民基本台帳法」に定める戸籍の附票の制度は、戸籍と住民票について相互に関連を持たせるためのものであり、戸籍の附票を介して戸籍と住民票の記載内容との一致を図り、住民に関する記録の正確性を確保することを目的とするものである。

戸籍の附票は、中央区に本籍を有する者について戸籍を単位として作成し、該当戸籍と一体保管している。

令和７年度における事務取扱件数は、**表３**のとおりである。

表３　戸籍の附票事務取扱件数

附票記載			通知発送	
種　別		件　数	種　別	件　数
届出	記載	7,657	住民票記載	10,600
	消除	6,035	本籍転属	2,349
	修正	0	計	12,949
通知	附票記載	14,198		
	本籍転属	3,942		
	その他	0		
計		31,832		

区民葬儀

区民が経済的負担の少ない葬儀を営めるよう、区民葬儀取扱業者を案内するとともに、区民葬儀券を交付している。

区民葬儀助成金

区民葬儀を利用した方で、特別区が指定する民間火葬場を利用した方に対して、助成金を支給している。

・亡くなられた方が大人の場合　27,000円
・小人（満６歳以下）の場合　15,000円

埋火葬・改葬の許可証の交付

申請に基づいて、埋火葬許可証及び改葬許可証を交付している。

日本橋・月島・晴海特別出張所

日本橋地域と月島地域の住民の利便のため、本区の行政機関として特別出張所を設置している。

日本橋特別出張所

所在地　日本橋蛎殻町１－31－１　日本橋区民センター１階
☎（3666）4251

月島特別出張所

所在地　月島４－１－１　月島区民センター１階
☎（3531）1151

晴海特別出張所

所在地　晴海４－８－１　晴海区民センター１階
☎（3520）8096

特別出張所では、戸籍・住民基本台帳・印鑑登録事務をはじめ、税務・国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険など各種窓口事務、地域活動事務など区民の日常生活に関わりのある事務を本庁担当課と連携し取り扱っている。

窓口事務の概要

1　戸籍・住民基本台帳、印鑑の登録・証明、マイナンバー関連などの事務
2　国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険に関する申請書・届け書などの受理および国民年金以外の保険料の収納
3　区税の証明および収納
4　おとしより介護応援手当・在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業・寝たきり高齢者紙おむつ等支給に関する申請書の受け付けおよび敬老入浴証の引き換え、歩行補助つえの給付
5　障害者福祉タクシー利用券の給付
6　児童手当、子ども医療費助成、保育所入所に関する申請書・届け書などの受け付けおよび出産支援祝品・新生児誕生祝品の支給
7　地域コミュニティ活動の支援
8　車いすの貸し出し
9　区民葬儀券の交付

調査統計

統計は、現代における社会経済現象を的確に把握するための情報として、重要な役割を果たしている。

国や地方公共団体の行う統計調査は、行政施策の企画・立案や効果の測定などに不可欠な資料として活用される他、広く一般に公表することにより商店や企業などの将来動向や経営に関する判断資料として役立てられている。

社会経済の発展に伴い、広範かつ精細な統計が求められる中、現在、区が国や都から受託している統計調査は、国勢調査、経済センサスなどをはじめとして８種類に及び、それぞれの目的に応じて一定の周期（毎年・５年）と、全数または一部抽出による調査方法で実施している。

令和７年度に実施した調査は**表１**のとおりであり、令和８年度に実施する調査は**表２**のとおりである。

表１　令和７年度に実施した各種統計調査

種　　類	時　　期	対　　象	件　　数
学校基本調査	令和７年５月１日 （毎年）	公立および私立学校 全数調査	48校
経済センサス - 基礎調査 （乙調査）	令和７年６月１日 （毎年）	国および地方公共団体の事業所 全数調査	1,286調査区
国勢調査	令和７年１０月１日 （５年ごと）	世帯および人 全数調査	1,963調査区
農林業センサス	令和７年４～１０月 （５年ごと）	農業事業体および林業事業体 令和６年度に実施した調査に対する東京都からの疑義照会対応等 全数調査	７調査区
経済センサス - 活動調査 準備事務	令和７年８月～ 令和８年３月 （５年ごと）	令和８年度に実施する経済センサス - 活動調査に備え、準備事務を実施 全数調査	1,286調査区

表２　令和８年度に実施する各種統計調査

種　　類	時　　期	対　　象	件　　数
学校基本調査	令和８年５月１日 （毎年）	公立および私立学校 全数調査	48校
経済センサス - 活動調査 （乙調査含む）	令和８年６月１日 （５年ごと） ※乙調査は毎年	事業所および企業 ※乙調査は、国および地方公共団体の事業所 全数調査	1,286調査区

消費生活

「消費者安全法」に基づき本庁舎１階に中央区消費生活センターを設置し、次の業務を行っている。

消費生活相談・あっせん

消費生活相談員の資格などを有する者を配置し、関係機関との連携のもとに消費生活相談を行っている。

消費生活相談商品・役務分類別一覧表（令和７年度）

分類		件数
商品	商品一般	144
	食料品	97
	住居品	88
	光熱水品	24
	被服品	153
	保健衛生品	111
	教養娯楽品	119
	車両･乗り物	26
	土地･建物･設備	49
	他の商品	2
役務	クリーニング	26
	レンタル･リース･貸借	224
	工事･建築･加工	32
	修理･補修	40
	管理･保管	4
	役務一般	5
	金融･保険サービス	93
	運輸･通信サービス	144
	教育サービス	13
	教養･娯楽サービス	211
	保健･福祉サービス	192
	他の役務	217
	内職･副業･ねずみ講	21
	他の行政サービス	6
他の相談		23
総件数		2,064件

消費者教育

消費生活に必要な知識の普及・啓発や、消費者トラブルの未然防止のため、専門の講師による消費生活に関する講座や消費生活展を実施している。

消費者教育　（令和７年度）

事業名	事業概要
消費生活講座	消費生活に必要な基礎的知識の啓発を図り、より深く考え学ぶ機会をつくり、自ら考え行動する消費者を育成する。（１回）
親子消費者講座	暮らしに身近なテーマを親子で学び、家庭内での消費者意識を高めるとともに、かしこい消費者を育成する。（７月23日開催）
消費生活出前講座	町会などが主催する消費生活講座に講師を派遣する。（７回）
消費生活展（中央区まるごとミュージアムと同時開催）	テーマ「快適なくらしを求めて　地球環境を守るグリーン志向消費」 11月９日開催（月島区民センター） 中央区・中央区消費者友の会（主催）および６協賛団体によるパネル展示など

情報収集・提供

消費者自身が消費者の権利と役割を自覚し、かしこい消費者として主体的に消費生活を営むことができるよう、情報の提供などを行っている。

１　「ちゅうおう消費者だより」の発行
２　「くらしの豆知識」の配布
３　消費者団体との連絡会の開催
４　消費者コーナーによる情報提供
５　ホームページによる情報発信
６　ちゅうおう安全・安心メールによる情報発信

消費者団体

区内には消費者がお互いに協力し合い、消費生活の向上を図るため活動している消費者団体として、中央区消費者友の会がある。（昭和44年７月発足）

会員数　　10人

家庭用品品質表示・電気用品立入検査など

次に揚げる各法令に定められた商品を販売する店舗に対する報告徴収、立入検査などを行い、品質表示の適正化や粗悪な商品の流通防止の徹底に努めている。

１　家庭用品品質表示検査

昭和37年に施行された「家庭用品品質表示法」で指定された商品（４商品部門、93品目）

２　電気用品品質表示検査

平成13年に施行された「電気用品安全法」で指定された特定電気用品116品目、特定電気用品以外の電気用品341品目

３　ガス器具表示検査

昭和29年に施行された「ガス事業法」で指定された特定ガス用品４品目、特定ガス用品以外のガス用品４品目

４　液化石油ガス器具等表示検査

昭和42年に施行された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」で指定された特定液化石油ガス器具等７品目、特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等９品目

５　消費生活用製品表示検査

昭和48年に施行された「消費生活用製品安全法」で指定された特別特定製品３品目、特別特定製品以外の特定製品８品目、子供用特定製品かつ特別特定製品１品目、子供用特定製品かつ特別特定製品以外の特定製品１品目

計量器（はかり）定期検査の事前調査

「計量法」に基づき、取引・証明に使われる計量器は、２年ごとに定期検査を受けることが義務付けられている。区では、この検査実施に当たり、対象計量器の種類および数量について事前調査を行い、都に報告している。

令和７年度　調査対象店舗　1,095件

（令和９年度　実施予定）

公衆浴場

確保浴場対策

特に浴場を必要としている地域にある浴場を「確保浴場」として指定し、運営経費の一部を補助することにより、経営状況を安定させ、区民の入浴の機会の確保と公衆衛生の向上を図っている。

現在、銀座湯と勝どき湯を指定している。

設備整備費補助など

公衆浴場の安定経営を図ることにより、転廃業を防止し、区民の保健衛生の向上を目的として、公衆浴場の設備等整備・燃料費などに要する経費の一部を補助している。

平成21年度から、使用燃料の都市ガスなどへの切り替え促進対策としてクリーンエネルギー化補助を行うとともに、災害時の浴場利用者の安全を確保するための耐震化補助を新設した。

１　補助対象

⑴　設備等整備

かま・温水器・ポンプの更新、浴室および脱衣室塗装、煙突補修、浴場等修繕

⑵　クリーンエネルギーへの転換工事

⑶　耐震補強工事など

⑷　燃料費など

２　補助限度額

⑴　設備等整備

１公衆浴場当たり年間150万円を限度とし、経費の４分の３を補助する。

⑵　クリーンエネルギーへの転換工事

１公衆浴場当たり160万円を限度とし、補助対象経費から都の補助金を差し引いた額の５分の４を補助する。

⑶　耐震補強工事など

１公衆浴場当たり340万円を限度とし、補助対象経費から都の補助金を差し引いた額を補助する。

⑷　燃料費など

１公衆浴場当たり月額14万円を限度に補助する。

設備整備費補助等実績　（令和７年度）

補助対象事業	補助件数
かまの更新	０件
温水器の更新	０件
浴室および脱衣室塗装	０件
ポンプの更新	０件
煙突補修	０件
浴場等修繕	４件
クリーンエネルギー化	０件
耐震化	０件
燃料費等補助	７浴場

浴場事業振興経費補助

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合中央支部に対し、浴場事業の振興に要する経費の一部を補助している。

施設改善等資金利子補助

公衆浴場改築資金などに対する利子補助を行い、公衆浴場経営の安定と振興を図っている。

利子補助対象資金

資金の種類	限度額	補助期間	借受期間
改築資金	１億円	12年以内	30年以内
修繕資金	５千万円	10年以内	30年以内
施設存続資金	１億円	10年以内	30年以内

◎利子補助率　年3.5％以内

公設浴場の管理

都心地域に公衆浴場を確保するため、都が昭和50年に銀座一丁目に建設し、昭和55年４月から区に移管された「銀座湯」および平成26年７月に日本橋小伝馬町の十思スクエア別館内に開設した「十思湯」の維持管理を行っている。

銀座湯

所在地　銀座１－12－２

構　造　鉄筋コンクリート造　３階建て

１	階	女　湯	108.20㎡
２	階	男　湯	105.31㎡
３	階	住　居	65.19㎡
		計	278.70㎡

十思湯

所在地　日本橋小伝馬町５－19

構　造　鉄筋コンクリート造　地下１階地上５階建てのうち１階、２階および地下１階の一部

１	階	ﾊﾟｲﾌﾟｽﾍﾟｰｽ	9.47㎡
２	階	男　湯	123.46㎡
		女　湯	123.54㎡
		ロビー	30.04㎡
		事務室他	99.28㎡
地下１階		ﾎﾞｲﾗｰ室他	92.25㎡
		計	478.04㎡

◎他に共用部分 229.73㎡がある。

区民施設

伊豆高原荘

所在地　静岡県伊東市八幡野1283－36

☎ 0557（53）1163

昭和40年11月に開設し、伊東市郊外の相模灘に面した海抜200m の高原地帯にあり、夏涼しく冬暖かい気候と良質で豊富な温泉に恵まれた施設である。付近に多くの娯楽施設などがあり、天城連山、相模湾そして伊豆七島を望む景観は、区民の憩いの場として好評である。

なお、平成20年７月１日にリニューアルオープンした。

送迎バスの運行

伊豆高原駅から施設までの送迎を無料で行っている。

施設の概要

敷地面積　5,206.60㎡

建物延床面積　1,940.94㎡

構　造　鉄筋コンクリート造　地下１階地上２階建て　客室16室　定員76人

１階　客室
- 和　室（定員５人）　４室
- 和洋室（定員４人）　１室（風呂付き）

フロント、ロビー、ラウンジ、食堂、厨房、カラオケ室、喫煙室、自販機コーナー、売店、管理事務室、家族風呂、多目的トイレ

２階　客室
- 和　室（定員５人）　９室
- 和洋室（定員３人）　１室
- 和洋室（定員４人）　１室

男女浴室、ホール、屋上庭園

地階　機械室

＜附属施設＞

駐車場16台、庭園、管理棟

◎和洋室は、身体に障害のある方が利用しやすい部屋となっている。

◎「自然公園法」に基づく特別地域のため、建物・庭園などは自然環境を損なわないように配慮している。

＜温泉の効用＞

温度　42℃以上

泉質　含芒硝弱食塩泉

効用　リウマチ、神経痛、創傷他

休業日　なし（臨時休業する場合あり）

利用方法

区内在住者については、利用月の３カ月前の１日から14日（施設必着）までに専用はがきなどで申し込みを受け付け、16日に抽選により利用者を決定する。

抽選後に空室がある場合は、区内在住者以外も含め伊豆高原荘で利用月の３カ月前の20日から電話などで受け付けている。

平成16年４月１日から公共施設予約システムが稼働し、インターネットを利用して抽選・空室の申し込みができるようになった。なお、予約システムについては、平成25年８月に公共施設予約システムから保養施設予約システムとして独立し、運用している。

さらに、伊豆高原荘の一層の利用促進と諸団体の活性化を図るため、平成３年度から以下の制度を設けた。

１　指定団体の優先利用受け付け

区が指定する高齢者クラブ、心身障害者団体および町会・自治会が団体で利用をする場合、利用月の６カ月前の１日から４カ月前の末日までの間、年度内３泊を限度として優先的に区で受け付ける。

ただし、区が定める休日の前日など優先利用を適用しない日がある。

２　利用料金の減免

区が指定する高齢者クラブ・心身障害者団体が利用するときは、年度内３泊を限度として宿泊料を免除する（賄料は自己負担）。

利用状況（令和７年度）

利用者数　延べ10,411人

利用室数　延べ4,696室

利用料金

⑴　**区民・在勤者の利用料金**　（単位：円）

区　分		通常利用	団体利用※１	オフシーズン利用※２	団体＋オフシーズン利用※３
大人（12歳以上）	宿泊料	3,000	2,850	2,850	2,700
	賄料	2,200	2,090	2,090	1,980
小人（３～11歳）	宿泊料	1,500	1,425	1,425	1,350
	賄料	1,500	1,425	1,425	1,350

※１　10人以上の団体利用で１人５％引き

※２　１・６・10・12月の利用で１人５％引き
ただし、12月31日～１月２日の宿泊は除く。

※３　団体利用とオフシーズン利用の併用で、１人10％引き

⑵　**区民・在勤者以外の利用料金**　（単位：円）

区　分		通常利用
大人（12歳以上）	宿泊料	3,500
	賄料	2,200
小人（３～11歳）	宿泊料	1,750
	賄料	1,500

◎利用料金には、入湯税は含まない。

◎12月31日～１月２日の賄料は800円増しとなる。

◎利用日の２日前の取り消しから賄料の60％をキャンセル料として徴収する。

区民健康村「ヴィラ本栖」

所在地　山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字上の原218－119

☎ 0555（87）2711

本栖湖の湖畔にあり、敷地内には東海自然歩道が通っている。周辺には青木ケ原の樹海と清らかな湖水があり、豊かな緑と水に恵まれた環境にある。建物は、富士箱根伊豆国立公園の豊かな自然に溶け込み、開放的で親しみの持てるものになっている。

平成４年８月開設以来、健康の増進、教養文化活動やスポーツ・レクリエーションを楽しみ、積極的にリフレッシュすることができる高級感のあるリゾート施設として、多くの人々に利用されている。

なお、平成25年３月27日にリニューアルオープンした。

直通バスの運行・送迎

利用者の利便を図るため平成５年６月から区と現地を結ぶ直行便を運行している。また、平成13年４月からは河口湖駅までの送迎および近隣での周遊観光を無料で行っている。

施設の概要

敷地面積　28,760.18㎡

建物延床面積　5,252.54㎡

構　造　鉄筋コンクリート造　地下１階地上３階建て　客室27室、コテージ２棟　定員116人

１階　客室９室、ロビー、ラウンジ、レストラン、ギャラリー、売店、管理事務室、喫煙室

２階　客室９室、トレーニング室、娯楽室、大広間、リラクゼーションルーム、オーディオルーム、研修室、図書コーナー、喫煙室

３階　客室９室、男女大浴場（サウナ、ジェットバス等付き）、小浴場

地階　ペットルーム、ランドリー、機械室など

＜附属施設＞

コテージ２棟（客室３室、居間、台所、浴室などからなるログハウス）、テニスコート２面、駐車場27台

休業日　なし（臨時休業する場合あり）

利用方法および休業日

区内在住者については、利用月の３カ月前の１日から14日（施設必着）までに専用はがきなどで申し込みを受け付け、16日に抽選により利用者を決定する。

抽選後に空室がある場合は、区内在住者以外も含めヴィラ本栖で利用月の３カ月前の20日から電話などで受け付けている。

平成16年４月１日から公共施設予約システムが稼働し、インターネットを利用して抽選・空室の申し込みができるようになった。

なお予約システムについては、平成25年８月に公共施設予約システムから保養施設予約システムとして独立し、運用している。

平成13年４月から利用促進を図るため、利用料の値下げ、利用料減免規定の新設、優先申込指定団体の対象拡大などの制度を設けた。

１　指定団体の優先利用受け付け

区が指定する町会・自治会、社会福祉事業関係団体、高齢者クラブ、社会教育団体、社会体育団体、小中学校PTA、青少年対策地区委員会、警察・消防関係団体、区内商工団体で利用申し込みする場合、利用月の６カ月前の１日から４カ月前の末日までの間、年度内３泊を限度として優先的に区で受け付ける。

ただし、区が定める繁忙期については、優先利用することができない。

２　利用料金の減免

区が指定する高齢者クラブ・心身障害者団体が利用するときは、年度内３泊を限度として、室料を５割減額する。

利用状況（令和７年度）

利用者数　延べ20,106人

利用室数　延べ7,291室

利用料金

⑴　区民・在勤者の室料

区　分		利用人員	通常期	特定日※１	土曜・休前日	閑散期※２
A	和室・和洋室	１人利用	12,000円	12,000円	12,000円	10,500円
		２人利用		16,000		
		３人利用	16,000	18,000	16,000	14,500
		４、５人利用	20,000	20,000	20,000	18,500
	洋室	１人利用	12,000	12,000	12,000	10,500
		２、３人利用		16,000		
B	和室・本栖（10畳＋８畳）	２人利用	32,000	32,000	32,000	30,500
		３人利用		36,000		
		４～10人利用		40,000		
	洋室・富士（２ベッド＋居間）	２人利用	20,000	24,000	20,000	18,500
	和洋室・さくら（８畳＋２ベッド）	２人利用	12,000	16,000	12,000	10,500
		３人利用	16,000	18,000	16,000	14,500
		４、５人利用	20,000	20,000	20,000	18,500
コテージ（１棟１泊）		２～10人利用	32,000	32,000	32,000	30,500

⑵　区民・在勤者以外の室料

区　分		利用人員	通常期	特定日※３	土曜・休前日	閑散期※２
A	和室・和洋室	１人利用	13,200円	14,400円	14,400円	11,700円
		２人利用		19,200		
		３人利用	17,600	21,600	19,100	16,100
		４、５人利用	22,000	24,000	23,500	20,500
	洋室	１人利用	13,200	14,400	14,400	11,700
		２、３人利用		19,200		
B	和室・本栖（10畳＋８畳）	２人利用	35,200	38,400	36,700	33,700
		３人利用		43,200		
		４～10人利用		48,000	37,700	
	洋室・富士（２ベッド＋居間）	２人利用	22,000	28,800	23,500	20,500
	和洋室・さくら（８畳＋２ベッド）	２人利用	13,200	19,200	14,400	11,700
		３人利用	17,600	20,000	19,100	16,100
		４、５人利用	20,000		20,000	18,500
コテージ（１棟１泊）		２～10人利用	35,200	38,400	37,700	33,700

※１　区民・在勤者の特定日　４月28日～５月４日および12月31日～１月３日の期間
※２　１月８日～２月末日の期間（土曜日、休前日を除く）
※３　区民・在勤者以外の特定日　４月28日～５月４日、７月21日～８月31日および12月31日～１月３日の期間
◎区分欄のＡは客室面積36㎡、Ｂは客室面積72㎡である。
◎Ｂタイプ和洋室（さくら）は、身体に障害のある方が利用しやすい部屋となっている。

⑶ 賄料・その他の使用料

区　　分	単　　位	料　金
賄料 （食事代）	大人　夕食・朝食 （それぞれ和食・洋食あり）	3,000円 4,000 5,000
	小人　夕食・朝食	2,000
日帰り施設使用料	大人　１人１日	1,000
研修室貸切使用料	１時間	1,500

◎日帰り施設使用料の大人とは、16歳以上の方をいい、16歳未満は無料である。
◎このほか、有料設備としてピアノ、カラオケ、麻雀がある。
◎利用日の２日前の取り消しから、賄料の60％をキャンセル料として徴収する。

区民館

会議、講習会、サークルの集いなどに利用できる集会施設として、広く区民に利用されている。

なお、京橋プラザ区民館は、スポーツ施設としての利用もできる多目的ホールを備えている。

施設数

17館（京橋地域７館、日本橋地域５館、月島地域５館）

利用時間

・午前　午前９時～正午
・午後　午後１時～５時
・夜間　午後６時～９時
・全日　午前９時～午後９時

◎利用者から申し出があった場合は、午後10時まで延長可能である。

休館日

年末年始（12月29日～１月３日）

利用方法

平成18年12月１日から区民館について公共施設予約システムの利用が可能となり、インターネットを利用して抽選・空室の申し込みができるようになった。

区民については、利用月の２カ月前（京橋プラザ区民館多目的ホールは３カ月前）の１日から15日までに窓口およびインターネットなどで申し込みを受け付け、16日に抽選により利用者を決定する。抽選後に空室がある場合は、利用月の１カ月前（京橋プラザ区民館多目的ホールは２カ月前）の１日から窓口およびインターネットなどで受け付けている。なお、抽選後の空室は区民以外も申し込みができる。

使用料

使用料の額は、午前、午後、夜間、全日の区分により定めている。午前および午後、午後および夜間と引き続いて利用する場合は、それぞれの使用料の合算額となる。

館別利用状況　（令和７年度）

区民館名	利用件数
京橋区民館	4,521件
京橋プラザ区民館	4,587
銀座区民館	2,858
新富区民館	2,588
明石町区民館	2,868
八丁堀区民館	0
新川区民館	3,679
堀留町区民館	178
人形町区民館	4,299
久松町区民館	3,676
浜町区民館	2,799
新場橋区民館	2,295
佃区民館	3,079
月島区民館	3,012
勝どき区民館	3,029
豊海区民館	965
晴海区民館	1,258
計（17館）	45,691

区民館集会室等一覧表

名称＼区分	室　名	広　さ	定　員	使用料			
				午前	午後	夜間	全日
京橋区民館 京橋２－６－７ ☎（3561）6340	１号室　洋室	74.4㎡	48人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
	２号室　洋室	43.2㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
	３号室　洋室	46.1㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
	４号室　洋室	38.7㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
	５号室　洋室	28.8㎡	18	800	1,100	1,400	3,000
	６号室　和室	21畳	30	2,300	3,000	3,800	8,200
	７号室　和室	12畳	20	1,000	1,400	1,700	3,700
京橋プラザ区民館 銀座１－25－３ ☎（3561）5163	１号室　洋室	76.7㎡	42人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
	２号室　洋室	71.2㎡	36	1,900	2,500	3,100	6,800
	３号室　洋室	42.5㎡	18	1,100	1,500	1,900	4,100
	４号室　洋室	42.5㎡	18	1,100	1,500	1,900	4,100
	５号室　和室	21畳	30	2,300	3,000	3,800	8,200
	多目的ホール（全面）	426.2㎡	240	6,300	8,400	10,800	23,000
	多目的ホール（半面）	213.1㎡	120	3,200	4,200	5,400	11,500
銀座区民館 銀座４－13－17 ☎（3542）6828	１号室　和室	21畳	30人	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円
	２号室　洋室	24.0㎡	15	700	1,000	1,200	2,600
	３号室　洋室	24.0㎡	15	700	1,000	1,200	2,600
	４号室　洋室	48.1㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
新富区民館 新富１－13－24 ☎（3297）4038	４号室　洋室	36.0㎡	24人	800円	1,100円	1,400円	3,000円
	５号室　洋室	36.4㎡	25	800	1,100	1,400	3,000
	６号室　洋室	60.8㎡	36	1,900	2,500	3,100	6,800
	７号室　洋室	61.7㎡	36	1,900	2,500	3,100	6,800
	８号室　和室	15畳	25	1,800	2,400	3,000	6,500
	９号室　和室	15畳	25	1,000	1,400	1,700	3,700
明石町区民館 明石町14－２ ☎（3546）9125	３号室　洋室	59.8㎡	36人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
	４号室　洋室	59.8㎡	36	1,900	2,500	3,100	6,800
	５号室　洋室	39.2㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
	６号室　和室	16畳	25	1,800	2,400	3,000	6,500
	７号室　和室	20畳	30	1,400	1,900	2,400	5,100
	８号室　洋室	43.9㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
八丁堀区民館 八丁堀４－13－12	４号室　和室	25畳	35人	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円
	５号室　洋室	28.8㎡	21	800	1,100	1,400	3,000
	６号室　洋室	58.1㎡	42	1,900	2,500	3,100	6,800
	７号室　洋室	36.8㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
新川区民館 新川１－26－１ ☎（3551）7000	１号室　和室	23畳	35人	1,800円	2,400円	3,000円	6,500円
	２号室　和室	21畳	30	2,300	3,000	3,800	8,200
	３号室　和室	15畳	25	1,000	1,400	1,700	3,700
	４号室　和室	25畳	35	1,800	2,400	3,000	6,500
	５号室　洋室	40.6㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
	６号室　洋室	27.9㎡	18	800	1,100	1,400	3,000
	７号室　洋室	72.0㎡	55	1,900	2,500	3,100	6,800
	８号室　洋室	22.7㎡	16	700	1,000	1,200	2,600

名称＼区分	室　　名	広　さ	定　員	使用料			
				午前	午後	夜間	全日
堀留町区民館 日本橋堀留町 1－1－1 ☎（3661）8448	1号室　洋室	44.0㎡	30人	1,100円	1,500円	1,900円	4,100円
	2号室　洋室	46.0㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
	3号室　洋室	32.0㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
	4号室　和室	10畳	15	700	900	1,100	2,400
	5号室　和室	18畳	25	1,800	2,400	3,000	6,500
人形町区民館 日本橋人形町 2－14－5 ☎（3668）5537	1号室　洋室	50.8㎡	30人	1,600円	2,100円	2,600円	5,700円
	2号室　洋室	47.7㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
	3号室　洋室	33.6㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
	4号室　洋室	41.4㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
	5号室　和室	12畳	20	1,000	1,400	1,700	3,700
	6号室　和室	12畳	20	1,000	1,400	1,700	3,700
久松町区民館 日本橋久松町1－2 ☎（5640）5606	1号室　洋室	44.0㎡	30人	1,100円	1,500円	1,900円	4,100円
	2号室　洋室	44.0㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
	3号室　洋室	18.0㎡	12	700	1,000	1,200	2,600
	4号室　洋室	20.0㎡	12	700	1,000	1,200	2,600
	5号室　洋室	32.9㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
	6号室　和室	17.5畳	24	1,800	2,400	3,000	6,500
浜町区民館 日本橋浜町 3－37－1 ☎（3668）2354	1号室　和室	27畳	40人	1,800円	2,400円	3,000円	6,500円
	2号室　和室	21畳	35	2,300	3,000	3,800	8,200
	3号室　和室	18畳	25	1,400	1,900	2,400	5,100
	4号室　洋室	57.2㎡	36	1,900	2,500	3,100	6,800
	5号室　洋室	45.7㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
	6号室　洋室	50.5㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
	7号室　洋室	136.0㎡	100	3,600	4,800	6,000	13,000
新場橋区民館 日本橋兜町11－9 ☎（3669）3699	2号室　和室	12.5畳	20人	1,800円	2,400円	3,000円	6,500円
	3号室　和室	10畳	15	700	900	1,100	2,400
	4号室　洋室	33.3㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
	5号室　洋室	19.2㎡	12	700	1,000	1,200	2,600
佃区民館 佃2－17－8 ☎（3533）6951	1号室　洋室	62.1㎡	42人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
	2号室　洋室	36.3㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
	3号室　洋室	43.3㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
	4号室　洋室	40.7㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
	5号室　和室	18畳	30	1,400	1,900	2,400	5,100
	6号室　和室	18畳	30	1,800	2,400	3,000	6,500
月島区民館 月島2－8－11 ☎（3531）6932	1号室　和室	15畳	25人	1,000円	1,400円	1,700円	3,700円
	2号室　和室	15畳	25	1,000	1,400	1,700	3,700
	3号室　洋室	41.9㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
	4号室　洋室	20.5㎡	12	700	1,000	1,200	2,600
	5号室　洋室	156.1㎡	100	3,600	4,800	6,000	13,000

名称＼区分	室　名	広　さ	定　員	使用料			
				午前	午後	夜間	全日
勝どき区民館 勝どき１－５－１ ☎（3531）0592	１号室　洋室	47.4㎡	30人	1,600円	2,100円	2,600円	5,700円
	２号室　和室	15畳	24	1,000	1,400	1,700	3,700
	３号室　和室	15畳	24	1,800	2,400	3,000	6,500
	４号室　洋室	42.1㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
	５号室　洋室	50.2㎡	24	1,600	2,100	2,600	5,700
	６号室　洋室	61.0㎡	30	1,900	2,500	3,100	6,800
豊海区民館 豊海町２－６ ☎（3536）4005	２号室　和室	24畳	35人	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円
	３号室　洋室	80.0㎡	60	2,300	3,000	3,800	8,200
	４号室　洋室	52.5㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
	５号室　洋室	28.2㎡	18	800	1,100	1,400	3,000
晴海区民館 晴海１－８－６ ☎（3531）5571	１号室　洋室	67.0㎡	36人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
	２号室　洋室	45.0㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
	３号室　洋室	47.0㎡	24	1,600	2,100	2,600	5,700

◎〔　は一室利用ができる。
◎新富区民館（１・２・３号室）、八丁堀区民館（１・２・３号室）、人形町区民館（７号室）、新場橋区民館（１号室）、豊海区民館（１号室）に談話室を設置し、区民の憩いの場として無料開放している。
◎八丁堀区民館は改築工事のため、令和６年６月23日から令和９年３月31日（予定）まで休館している。

中央会館「銀座ブロッサム」

所在地　銀座２－15－６
☎（3542）8585（代表）

地域文化の向上と区民の便宜を図る目的で昭和49年１月に開館した。各種設備を備えたホール、結婚式場、集会室は多くの人に親しまれ利用されている。なお、令和８年３月31日に婚礼機能を廃止し、６階フロアは当面の間、区役所会議室として活用する。

施設の概要

敷地面積　1,576.45㎡
建物延床面積　10,265.10㎡
構　造　鉄骨・鉄筋コンクリート造　地下２階地上７階建て

１　階　フロント、
　　（公財）中央区勤労者サービス公社
２～５階　ホール、楽屋など
６　階　区役所会議室
７　階　集会室など
地　階　駐車場、機械室など

付帯設備として、所作台、平台、音響反射板、マイクロホン、スポットライト、ピアノおよび35㎜映写機などが備えられている。午前と午後または午後と夜間を引き続いて利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金の合算額であり、付帯設備の利用料金は別料金となっている。

１　ホール　定員900人

利用区分	平日				土・日曜日、祝日			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	午前９時 ～ 正午	午後１時 ～ ４時30分	午後 ５時30分 ～ ９時30分	午前９時 ～ 午後 ９時30分	午前９時 ～ 正午	午後１時 ～ ４時30分	午後 ５時30分 ～ ９時30分	午前９時 ～ 午後 ９時30分
ホール利用料金	60,000円	100,000円	150,000円	268,000円	78,000円	120,000円	180,000円	331,000円
	3,000円以上の入場料などを徴収して利用する場合は利用料金を割り増しする（平成12年６月１日から）。 ・徴収額3,000円以上→３割増し　・徴収額5,000円以上→５割増し							

2　集会室

室　名	利用区分 / 定員	午前 午前9時〜正午	午後 午後1時〜5時	夜間 午後6時〜9時30分	全日 午前9時〜午後9時30分
	人	円	円	円	円
ジャスミン	78	9,100	13,000	15,100	32,700
ローズ	72	7,800	11,700	13,600	30,300
マーガレット	144	15,600	23,400	27,200	60,600
ミモザ	36	5,200	7,800	9,100	19,300

利用の申し込み

1　ホール

利用する日の属する月の12カ月前から

2　結婚式場・披露宴会場

利用する日の属する月の12カ月前から

3　集会室（披露宴以外）

利用する日の属する月の２カ月前から

利用料金の納入

利用料金は、利用承認の際に納入する。ただし、ホールの利用料金は利用承認の際に５割相当額以上を納入し、残額については利用日の15日前までに納入することができる。

利用料金の減免

公共団体などが利用する場合には、一定の割合で利用料金を減免することができる。

休館日

年末年始（12月29日～１月３日）および臨時休館日

利用状況（令和７年度）

1　ホール

利用件数　726件

2　結婚式場

利用件数　24件

3　集会室

⑴　披露宴会場としての利用　０件

⑵　会議室としての利用　1,472件

ホール目的別利用状況　（令和７年度）

音楽会	演劇・舞踊	映画会	大会・式典 講演会	講習会 説明会	その他	計
74	283	4	303	62	0	726件

浜町集会施設「浜町メモリアル」

所在地　日本橋浜町２－59－48

☎（5695）8051

葬儀はもとより、集会、会議など、区民の交流やコミュニティの場にも利用できる施設として平成22年４月に開設した。

施設の概要

敷地面積　966.22㎡

建物延床面積　1,925.80㎡

構　造　鉄筋コンクリート造　地下１階地上４階建て

１階　公園ギャラリー、公園ボランティア事務室、受付事務室

２階　ホール、洋室、和室

３階　ホール、洋室、和室

４階　会議室

地階　お見送りホール、駐車場

利用時間

1　葬儀利用（２階・３階）

午後４時30分～翌日午後４時

2　会議・法要利用

午前９時～午後９時

◎ただし、４階会議室は、利用者から申し出があった場合は、午後10時まで延長可能である。

休館日

１月１日・２日および臨時休館日

申し込み方法

1　２階・３階利用

葬儀・法要利用は、利用しようとする日の属する月の２カ月前の１日から、葬儀・法要利用以外の利用は、利用しようとする日に申し込みを受け付ける。

2　４階利用（会議室利用のみ）

区民は、利用しようとする日の属する月の２カ月前の１日から、区民以外は、前月の１日から申し込みを受け付ける。

使用料

1　２階の葬儀利用　51,200円（初七日法要を含む）

2　３階の葬儀利用　53,100円（初七日法要を含む）

3　４階会議室の使用料

室　名	広さ	定員	午前 午前9時～正午	午後 午後1時～5時	夜間 午後6時～9時	全日 午前9時～午後9時
第１会議室	35.6㎡	18人	800円	1,100円	1,400円	3,000円
第２会議室	36.4	18	800	1,100	1,400	3,000
第３会議室	40.9	20	1,100	1,500	1,900	4,100

令和７年度利用状況

葬儀・法要等利用	78件
会議室利用	1,292

セレモニーホール

所在地　勝どき１－13－19
☎（5560）0611

区民が斎場として利用する施設として平成７年12月に開設した。なお、法要、集会、会議などにも利用できる。

施設の概要

敷地面積　522.67㎡
建物延床面積　1,547.39㎡
構　造　鉄骨・鉄筋コンクリート造　地下１階地上４階建て
１階　エントランスホール、ラウンジ、クローク、事務室など
２階　式場（式場、ラウンジ、ホール、バルコニー）
３階　家族控室、僧侶控室、集会室（洋室）、更衣室、ホール、配膳室、バルコニー
４階　勝どきコミュニティルーム
地階　機械室、電気室、倉庫

利用時間

１　葬儀利用
午後４時30分～翌日午後４時
２　会議・法要利用
午前９時～午後４時

休館日

１月１日・２日および臨時休館日

申し込み方法

区民は、利用しようとする日の属する月の２カ月前の20日から、区民以外は、前月の１日からセレモニーホールで申し込みを受け付ける。

使用料

１　葬儀利用　63,600円（初七日法要を含む）
２　会議・法要利用
集会室（１号室）1,900円
集会室（２号室）2,600円

令和７年度利用状況

葬儀利用		104件
集会室利用	葬儀	41
	法要・会議	3

晴海地域交流センター「はるみらい」

所在地　晴海５－２－３
☎（3531）2743

さまざまな世代に対応した多目的・多機能なサービスを提供する施設として、（旧）温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」をリニューアルし、令和５年12月に開設した。地域主体の活動を生み出すコミュニティの核となる施設運営を目指し、地域住民や地元企業からなる運営協議会を設置し、意見を取り入れている。

施設の概要

敷地面積　956.24㎡
建物延床面積　4,560.7㎡（専用部分）
構　造　鉄筋コンクリート（一部鉄骨鉄筋コンクリート）造
地下１階地上４階塔屋１階建て

施設ごとの使用料

施設名 / 区分	定　員	使用料
多世代交流スタジオ	－	無料
地域活動スタジオ	－	
展示スタジオ	－	
第１集会室（60㎡）	30人	700円 / １時間
第２集会室（30.3㎡）	15人	400円 / １時間
第３集会室（30.3㎡）	15人	
第４集会室（32.3㎡）	15人	
第５集会室（35.3㎡）	15人	
料理スタジオ（92.5㎡）	40人（半面利用時20人）	900円 / １時間 （半面利用時：500円 / １時間）
学習スタジオ	－	無料
レストラン	－	－
工作スタジオ（59.6㎡）	15人	700円 / １時間
第１音楽スタジオ（29.5㎡）	13人	400円 / １時間
第２音楽スタジオ（31.8㎡）	13人	
第３音楽スタジオ（13.0㎡）	６人	200円 / １時間
第４音楽スタジオ（13.0㎡）	６人	
多目的スタジオ（77.0㎡）	30人	700円 / １時間
温暖浴スペース	－	無料
トレーニングスタジオ	－	下表の通り
キッズスペース	－	無料
屋上キッズスタジオ	－	
屋上運動スタジオ（380.8㎡）	30人	1,700円 / １時間
屋上フリースペース（電気バーベキュー・野菜スタジオ）	－	－
駐車場	21台	最初の30分無料 以後30分ごとに150円

◎第１～５集会室は連結させて利用可能。
◎営利を目的とした利用の場合、使用料が２倍となる。

トレーニングスタジオ（トレーニングルーム・フィットネスルーム・シャワーステーション）使用料

利用者区分		２時間以内	４時間以内
区内在住者	一般	350円	700円
	中学生以下	無料	
	高齢者（65歳以上）		
	障害者		
区外在住利用者	一般	500円	1,000円
	中学生以下	350円	700円

◎トレーニングルームは高校生以上から利用可能。
◎使用料ごとに、10回分の価格で11回利用できる回数券を発行している。

利用時間

午前９時～午後９時

◎ただし、３階キッズスペース・屋上キッズスタジオは午後５時まで、３階トレーニングスタジオは午前７時～午後10時まで利用可能。

休館日

年末年始（12月29日～１月３日）、毎月第３水曜日および臨時休館日

利用方法

公共施設予約システムによりインターネットを利用して抽選・空室の申し込みが可能。

区民については、利用月の３カ月前の１日から15日までに窓口およびインターネットなどで申し込みを受け付け、16日に抽選により利用者を決定する。抽選後空室のある場合、区民、区内在勤・在学者については利用月の２か月前の１日から、その他の利用者については利用月の１カ月前の１日から窓口およびインターネットなどで申し込みを受け付けている。なお、本施設は、１時間単位での利用が可能である。

令和７年度利用状況

集会室など	28,183件
トレーニングスタジオ	76,425人

日本橋公会堂（日本橋劇場）

所在地　日本橋蛎殻町１－31－１　日本橋区民センター内
☎（3666）4255

区民の文化の向上と福祉の増進を図る目的で設置され、ホール（日本橋劇場）と集会室を備えている。集会室は平成11年６月１日から、ホールは同年７月１日から供用を開始した。なお、平成19年度から指定管理者制度を導入している。

施設の概要

１　ホール（日本橋劇場）　日本橋区民センター３～５階

定　　員　440人（１階席293人、２階席147人）

舞台規模　間口12m、奥行11m、高さ6.3m～8.4mの可変式

舞台機構　花道（可動式、スッポンせり付き）、小ぜり（舞台中央）

楽　　屋　第１楽屋（洋室、５人程度）
第２楽屋（洋室、６人程度）
第３楽屋（和室、12人程度）
第４楽屋（和室、10人程度）
第５楽屋（和室、20人程度）

リハーサル室　防音タイプ、25人まで

付帯設備　音響反射板（演奏会やコーラスのときに使用）
定式道具（娘道成寺や藤娘などの公演が可能）
所作台、ピアノ、映写設備

２　集会室　日本橋区民センター２階

第１洋室（24人）・第２洋室（24人）
２室で１室として利用可能

第３洋室（60人）・第４洋室（60人）
２室で１室として利用可能

第１和室（舞台付き、24人）・第２和室（24人）
２室で１室として利用可能

利用時間および使用料

１　ホール（日本橋劇場）

施設名＼利用区分		午前 午前９時～正　午	午後 午後１時～４時30分	夜間 午後5時30分～９時30分	全日 午前９時～午後９時30分
ホール	平日	25,000円	47,000円	73,000円	130,000円
	土・日曜日、休日	34,000	65,000	90,000	170,000
	3,000円以上の入場料などを徴収して利用する場合は使用料を割り増しする。 ・徴収額3,000円以上→３割増し　・徴収額5,000円以上→５割増し				
第１楽屋		300	350	450	1,100
第２楽屋		450	550	700	1,700
第３楽屋		800	950	1,200	2,950
第４楽屋		700	850	1,050	2,600
第５楽屋		1,200	1,500	1,900	4,600
リハーサル室		2,000	3,000	4,500	9,500

２　集会室

施設名	広さ	定員	午前 午前９時～正　午	午後 午後１時～５　時	夜間 午後６時～９時30分	全日 午前９時～午後９時30分
第１洋室	43㎡	24人	1,100円	1,500円	2,200円	4,300円
第２洋室	39㎡	24	1,100	1,500	2,200	4,300
第３洋室	87㎡	60	2,300	3,000	4,400	8,700
第４洋室	89㎡	60	2,300	3,000	4,400	8,700
第１和室（舞台付き）	15畳	24	1,800	2,400	3,500	6,900
第２和室	18畳	24	1,400	1,900	2,800	5,500

◎利用者からの申し出があった場合は、午後10時まで延長可能。

利用申し込み方法

１　ホール（日本橋劇場）

区民は利用予定月の16カ月前の20日から、区民以外は利用予定月の12カ月前の１日から受け付ける。なお、同一日時に申し込みが重複したときは抽選となる。

2　集会室

区民は利用予定月の２カ月前の１日から15日まで受け付け、16日に抽選により利用者を決定する。抽選後の空室については、利用予定月の１カ月前の１日から区民および区民以外も受け付ける。

集会室はインターネットでも申し込みができる。

3　使用料の納入

ホールの使用料は利用承認のときに５割以上の額を納入し、残額は利用日の15日前までに納入しなければならない。

集会室の使用料は当日利用前までに全額を納入しなければならない。

なお、既納の使用料は原則として返還しない。

休館日

年末年始（12月29日～１月３日）および臨時休館日

令和７年度利用状況

ホール　291件

集会室　175件

令和７年度ホール目的別利用状況

音楽会	古典芸能	演劇舞踊	映画会	大会・式典 講演会	講習会 説明会	その他	計
44件	113	54	2	39	14	25	291

◎ホールは大規模改修のため令和６年６月から令和７年10月まで休館していた。

コミュニティ振興

自治振興

行政懇談会

区政の円滑な推進を図るため、区内の町会・自治会長に対し区の事務事業を周知するとともに、行政全般にわたる各種要望を受ける場として、年１回地域別に開催している。

令和８年度開催状況

区　分		京　橋	日本橋	月　島
開催月日および会場		５月13日 銀座ブロッサム	５月21日 鉄鋼会館	５月19日 ホテルマリナーズコート東京
出席者	計	60人	59人	58人
	町会長・自治会長	37	34	35
	区	18	19	19
	区内官公署	5	6	4

コミュニティ連絡相談員

町会・自治会からの各種相談・要望事項を的確に把握し、良好なコミュニティの維持形成を図るため、「コミュニティ連絡相談員」を配置している。

地域コミュニティルームの整備

町会・自治会やその他地域団体の活動を活性化するため、一定地域内の各団体が自由に利用できる自主管理型施設として整備している。

既開設施設　11施設

1　京橋プラザコミュニティルーム
（平成11年７月開設）
銀座１－25－３

2　湊コミュニティルーム
（平成10年４月開設）
湊１－１－９

3　築地あかつきコミュニティルーム
（平成７年４月開設）
築地７－９－13

4　京華コミュニティルーム
（平成13年１月開設）
八丁堀３－17－９　京華スクエア内

5　新川コミュニティルーム
（平成７年７月開設）
新川２－27－４－102　リバーシティ21新川

6　十思コミュニティルーム
（平成13年１月開設）
日本橋小伝馬町５－１　十思スクエア内

7　箱崎町コミュニティルーム
（平成６年11月開設）
日本橋箱崎町22－８

8　浜町コミュニティルーム
（平成６年12月開設）
日本橋浜町１－２－３

9　中洲コミュニティルーム
（平成７年10月開設）
日本橋中洲12－10

10　月島清澄通りコミュニティルーム
（平成６年12月開設）
月島３－13－５
11　勝どきコミュニティルーム
（平成７年12月開設）
勝どき１－13－19

コミュニティ施設の整備費等助成

コミュニティの活性化を促進するため、町会・自治会館などの新築、増改築、土地・建物購入、修繕および賃借料に対し、費用の一部を助成している。

１　助成額　所要経費の２分の１（ただし、次の表の限度額の範囲内）

種　　別	限度額
新築、増改築、土地・建物購入	1,500万円
修繕	300万円
賃借料	１年度につき30万円
土地・建物登記に関わる手続などの費用	なし

２　令和７年度の助成金交付状況
28件　4,977,000円

コミュニティふれあい銭湯

世代間の交流や在住・在勤者のふれあいを通じてコミュニティ意識を育むため、区内の全公衆浴場において開設している。

開 設 日　毎月第２・４水曜日
入浴料金　１人200円（ただし敬老入浴証持参者および小学生以下は無料）

町会・自治会活動支援

町会・自治会活動のさらなる活性化を図るため、連合町会単位で開催される会合に区職員が参加し、町会・自治会が抱える課題や悩みを共有し、課題解決に向けた意見交換を行う。

また、地域におけるつながりづくりや地域活動の「担い手」を養成するための講座を実施するとともに、宝くじの社会貢献広報事業を活用して地域コミュニティ活動の充実を図っている。

町会等活性化支援情報誌の発行

町会・自治会活動の活性化および未加入者の加入促進を図るため、町会・自治会の活動状況などを紹介する情報誌「こんにちは町会です」を年２回発行している。

令和８年度発行予定部数　各15,000部（第41号・第42号）

町会・自治会ネットワークづくり

地域コミュニティのさらなる活性化に向けて、各町会・自治会の情報発信および連携を促進し、ネットワークづくりを支援するため、町会・自治会の活動状況などを発信する「中央区町会・自治会ネットＸ（旧 Twitter）」を運用している。

社会貢献活動団体との協働の推進

子育てや介護、環境保全、安全・安心など多様な課題に対し、町会・自治会をはじめNPO、ボランティア団体、企業などと区が力を合わせて取り組んでいく協働を一層推進していくために、その基本的な考え方などをまとめた「地域との協働指針（平成18年３月策定）」や「協働推進会議からの提言（平成21年10月報告）」に基づき施策を展開している。

中央区協働推進会議

本区における地域との協働および社会貢献活動のより一層の推進を図るため、学識経験者、地域活動団体代表者などで構成する「中央区協働推進会議」を設置している。推進会議では、協働に係る事業の推進や社会貢献活動の支援策など、協働の推進に向けた具体的な方策を検証・検討する他、協働事業提案の審査や評価を併せて実施している。

協働事業提案

町会・自治会、NPO、ボランティア団体、公益活動を実践する企業と区が力を合わせて公共的な課題解決に取り組むことにより、地域活動への主体的な区民参画を促し、よりきめ細かな行政サービスの提供を図ることを目的に、協働事業を公募している。

協働ステーション中央

協働の普及・促進を図るため、区や社会貢献活動団体間のネットワーク形成やコーディネートなどを支援する拠点として、協働ステーション中央を平成22年４月から開設している。

＜施設の概要＞

所 在 地　日本橋小伝馬町５－１　十思スクエア２階
施設規模　約200㎡（会議室、事務室、サロン）
運営方法　NPO 法人への委託
主な機能
・社会貢献活動に関する相談、情報収集・提供、人材の育成
・社会貢献活動に関わる多様なネットワークの構築
・地域課題解決に向けた話し合いの場（プラットフォーム）の形成
・協働事業のプログラム開発や事業提案・報告にあたっての支援

協働ステーション中央ホームページ

NPO、ボランティア団体、町会・自治会、公益活動を実践する企業などによるさまざまな社会貢献活動への理解や意識を高めるとともに、地域での活動を希望する区民とを結ぶネットワークづくりを目的に開設している。

社会貢献活動事業補助金

地域の課題解決力の向上と地域活動への主体的な区民参画を促し、社会貢献活動団体の裾野を広げる事業に対し、経費の一部を補助している。

1　対象団体

協働ステーション中央登録団体

2　補助対象

対象団体が実施する、公共的課題の解決に資する事業

3　補助額

補助率４分の３　限度額30万円（１会計年度当たり）

4　補助期間

最長２年

5　令和７年度補助金交付状況

１件　285,000円

地域事業

中央区大江戸まつり盆おどり大会

区民のふるさと意識の高揚と地域の活性化を図るため、江戸のまちにゆかりの深い盆踊りを中心とした中央区大江戸まつり盆おどり大会を、町会など区内各団体の参加と協力を得て実施している。

中央区制施行80周年記念　中央区・東根市友好都市提携35周年記念　第36回中央区大江戸まつり盆おどり大会実施状況

開催日時　令和８年８月21日（金）・22日（土）
午後４時～９時

会　　場　浜町公園

来場者数　延べ32,000人

東京湾大華火祭

区制施行80周年記念事業として、本区の魅力を区内外に広く発信するとともに、さらなる活気や賑わいを創出することを目的に、平成27年度を最後に休止している東京湾大華火祭を実施する。

実施名称　中央区制80周年記念・港区政80周年記念東京湾大華火祭

開催日時　令和８年10月24日（土）
午後５時30分～７時00分

打上場所　東京港晴海埠頭沖海上

観覧会場　晴海埠頭およびその周辺

地域手づくりイベント推進助成

地域の活性化と発展を図るため、町会・自治会が行う「手づくりイベント」に対し、経費の一部を助成している。

1　対象

区内の町会・自治会・連合町会

2　助成額

所要経費の２分の１

（１）町会・自治会

次の限度額の範囲内

区分	世帯数	助成限度額
1	119世帯以下	180,000円
2	120世帯以上139世帯以下	220,000円
3	140世帯以上159世帯以下	250,000円
4	160世帯以上179世帯以下	290,000円
5	180世帯以上199世帯以下	320,000円
6	200世帯以上499世帯以下	360,000円
7	500世帯以上699世帯以下	400,000円
8	700世帯以上849世帯以下	430,000円
9	850世帯以上949世帯以下	470,000円
10	950世帯以上999世帯以下	500,000円
11	1,000世帯以上2,999世帯以下	540,000円
12	3,000世帯以上3,999世帯以下	780,000円
13	4,000世帯以上4,999世帯以下	900,000円
14	5,000世帯以上5,999世帯以下	1,020,000円
15	6,000世帯以上6,999世帯以下	1,140,000円

◎7,000世帯以上の町会などの助成限度額については、1,000世帯増すごとに1,140,000円に120,000円を加えた額とする。

（２）連合町会

一連合町会につき500,000円

（３）地域連携加算

区内の団体等と連携してイベントを実施する場合、一律100,000円を加算する。（イベント総経費の範囲内）

（４）子ども参加促進加算

イベントにおいて子どもの参加および体験を促進する取り組みを実施する場合、既存の助成額に10分の１を乗じて得た額を加算する。

3　令和７年度助成金交付状況

209件　39,937,000円

イベント内容　講演会、敬老会、レクリエーション大会、バスハイクなど

地域の盆おどりに対する助成

町会・自治会が地域で実施する盆踊り大会に対し、経費の一部を助成している。

１　対象

区内の町会・自治会

２　助成額

所要経費の２分の１（ただし、次の表の限度額の範囲内）

区分	世帯数	助成限度額
1	1,000世帯未満	240,000円
2	1,000世帯以上2,999世帯以下	360,000円
3	3,000世帯以上3,999世帯以下	480,000円
4	4,000世帯以上4,999世帯以下	540,000円
5	5,000世帯以上5,999世帯以下	600,000円
6	6,000世帯以上6,999世帯以下	660,000円

◎7,000世帯以上の町会などの助成限度額については、1,000世帯増すごとに、660,000円に60,000円を加えた額とする。

（１）子ども参加促進加算

盆踊り大会において子どもの参加および体験を促進する取り組みを実施する場合、既存の助成額に10分の１を乗じて得た額を加算する。

３　令和７年度助成金交付状況

85件　22,348,000円

中央区晴海まつり

区民などがつながり、交流を深め、さらなるコミュニティの醸成を図るため、連合町会・自治会、青少年対策地区委員会など地域の多くの方の協力を得て縁日コーナーやステージイベントといった、さまざまな世代が楽しめるイベントを実施している。

第２回中央区晴海まつり実施状況

開催時期　令和７年11月22日（土）

会　　場　晴海地域交流センター「はるみらい」、晴海ふ頭公園

来場者数　延べ8,300人

中央区雪まつり

自然の雪と接する機会の少ない区民が参加できる冬のイベントとして、本区の友好都市である山形県東根市から雪の提供を受け、町会、青少年対策地区委員会、PTA など地域の多くの方の協力を得て隔年で実施している。次回は令和９年２月を予定している。

令和６年度実施状況

実 施 日　令和７年２月８日（土）・９日（日）

会　　場　あかつき公園

来場者数　延べ21,000人

区民還暦祝い事業

還暦を迎える区民の人生の節目を祝福するとともに、これまで培った知識や経験・能力を地域社会で生かしたいという行動の契機とするため実施している。

令和７年度区民還暦祝い事業実施状況

還暦祝い状・祝い品の送付

対　象　令和７年度中に60歳を迎える区民

時　期　令和７年11月

都市間交流の推進

異なる歴史や風土を持つ都市の個性を尊重し、学び合いながら、それぞれの都市の発展につなげるため、友好都市である山形県東根市をはじめ、山梨県富士河口湖町、岡山県玉野市、栃木県栃木市、東京都檜原村などと交流を進めている。

東根市との交流事業の一つとして、中央区の児童が風土や文化を異にする東根市の児童との交流により互いの理解・友情を深め、豊かな心を育むための一助となるように、児童が隔年で双方の都市を訪問する「中央区・東根市児童交歓会」を実施している。

令和７年度の主な交流行事

年月日		項　　目
令和７年	５月17日	玉野市「第28回たまの・港フェスティバル」に参加（18日まで）
	６月１日	東根市「第22回さくらんぼマラソン大会」を後援
	13日	地理的表示（GI）保護制度に「東根さくらんぼ」が登録されていることをアピールするために東根市が実施した「さくらんぼ品評会」に協賛
	14日	東根市が主催した晴海地域交流センター「はるみらい」および月島西仲共栄会商店街での「さくらんぼ種飛ばし大会」に協力（15日まで）
	18日	東根市果樹研究連合会から区内幼稚園児にさくらんぼをプレゼント
	８月２日	「中央区・東根市児童交歓会」に中央区と東根市の小学生（４・５年生）およびその保護者が参加（３日まで） 中央区38人（うち児童20人）　東根市28人（うち児童14人）
	３日	富士河口湖町「第52回本栖湖神湖祭花火大会」を後援
	10日	東根市「第55回ひがしね祭」に参加（11日まで）
	16日	檜原村「第37回払沢の滝ふるさと夏まつり」に参加
	22日	「第35回中央区大江戸まつり盆おどり大会」において、東根市が友好都市コーナーに出店（23日まで）
	11月14日	東根市「令和７年度ふじりんごコンテスト」に協賛
	21日	東根市果樹研究連合会から区内幼稚園児にりんごをプレゼント

第６編　商工・観光

商・工業

本区は、23区のほぼ中央に位置し、卸・小売業、百貨店、飲食店、金融業、出版印刷業が集中した経済の中心地区である。

大企業の本社なども多い反面、大部分は中小企業によって構成され、その振興は本区の重要な施策となっている。区では各種振興事業を行い、中小企業をはじめ区内商工業の一層の発展を図っている。

区内商業の現状

区内産業分類別事業所数・従業者数など

(1) 卸売業·小売業　（令和３年６月１日現在）

産業分類	事業所数	従業者数	23区の事業所比率
		人	%
各種商品卸売業	27	619	13.6
繊維･衣服等卸売業	896	17,001	17.5
飲食料品卸売業	1,238	24,126	16.9
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	1,246	34,543	13.4
機械器具卸売業	1,154	36,400	9.3
その他の卸売業	1,314	37,607	10.4
卸売業小計	5,876	150,617	12.5
各種商品小売業	17	5,949	8.5
織物・衣服・身の回り品小売業	754	7,325	6.5
飲食料品小売業	908	10,750	4.5
機械器具小売業	119	1,703	2.1
その他の小売業	1,251	11,594	5.3
無店舗小売業	351	6,143	7.1
小売業小計	3,400	43,464	5.1
合　　計	9,276	194,081	8.2

資料　「令和３年経済センサス−活動調査」総務省統計局

◎卸売業の小計には回答不備などで各項目に分類できなかった事業所数、従業者数を含む。

(2) 飲食店　（令和３年６月１日現在）

産業分類	事業所数	従業者数	23区の事業所比率
		人	%
管理、補助的経済活動を行う事業所	78	2,054	14.4
食堂、レストラン（専門料理店を除く）	158	2,657	5.4
専門料理店	1,592	15,545	7.8
そば･うどん店	179	1,465	6.4
すし店	262	2,103	11.4
酒場、ビヤホール	711	7,693	5.9
バー、キャバレー、ナイトクラブ	788	4,589	12.3
喫茶店	313	3,059	6.3
その他の飲食店	114	2,552	5.9
合　　計	4,195	41,717	7.7

資料　「令和３年経済センサス−活動調査」総務省統計局

区内工業の現状

区内産業中分類別事業所数・従業者数など

（令和３年６月１日現在）

産業分類	事業所数	従業者数(※)送出者を除く	製造品出荷額等	23区の事業所比率
		人	万円	%
食料品製造業	29	655	1,091,013	5.2
飲料・たばこ・飼料製造業	2	4	x	6.5
繊維工業	15	63	118,138	2.8
木材・木製品製造業（家具を除く）	2	3	x	2.7
家具・装備品製造業	4	48	443,727	1.5
パルプ・紙・紙加工品製造業	9	98	114,544	2.0
印刷・同関連業	147	2,030	4,155,689	6.1
化学工業	5	18	40,677	2.5
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	6	35	82,176	0.9
ゴム製品製造業	2	4	x	1.0
窯業･土石製品製造業	1	13	x	0.6
金属製品製造業	5	25	135,777	0.3
はん用機械器具製造業	1	3	x	0.2
生産用機械器具製造業	3	17	34,817	0.3
業務用機械器具製造業	6	123	747,080	1.2
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	85	x	1.1
電気機械器具製造業	4	30	56,114	0.8
情報通信機械器具製造業	1	9	x	1.3
輸送用機械器具製造業	1	14	x	0.5
その他の製造業	18	298	374,380	2.1
総　　数	263	3,575	7,549,754	2.2

（※）送出者 … 他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人

資料　「令和３年経済センサス−活動調査報告（産業別集計　東京の製造業）」東京都総務局

◎「令和３年経済センサス−活動調査」の製造業について東京都が集計、編集したものである。

◎ｘは秘匿数値である。

従業者規模別事業所数

（令和３年６月１日現在）

従業者規模	事業所数	従業者規模	事業所数
１～３人	104	100～199人	2
４～９人	88	200～299人	—
10～19人	31	300～499人	2
20～29人	15	500～999人	—
30～49人	9	1,000人以上	—
50～99人	12	総　　数	263

資料　「令和３年経済センサス−活動調査報告（産業別集計　東京の製造業）」東京都総務局

区内事業所の現状

産業大分類別事業所数および従業者数

（令和３年６月１日現在）

区分／産業分類	事業所数													従業者数		
	従業者規模別								総数	地域別			23区比較		総数	23区比較	
	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ		京橋	日本橋	月島	23区総数	比率		23区総数	比率
														%			%
農林漁業	5	1	5	1	2	1	1	3	19	8	10	1	308	6.2	411	2,705	15.2
鉱業、採石業、砂利採取業	-	1	1	-	-	-	-	1	3	-	3	-	47	6.4	22	1,537	1.4
建設業	318	216	164	80	76	69	70	5	998	416	517	65	29,286	3.4	38,160	403,929	9.4
製造業	596	256	169	75	61	62	50	17	1,286	598	633	55	32,281	4.0	30,671	419,802	7.3
電気・ガス・熱供給・水道業	25	15	6	2	7	4	6	7	72	36	28	8	815	8.8	6,259	30,859	20.3
情報通信業	718	450	435	192	220	183	190	30	2,418	1,272	1,035	110	25,914	9.3	105,874	1,039,716	10.2
運輸業、郵便業	230	168	171	61	50	40	36	13	769	339	348	82	11,075	6.9	21,218	382,359	5.5
卸売業、小売業	3,650	2,224	1,597	551	482	369	328	75	9,276	4,324	4,530	422	113,694	8.2	194,081	1,677,392	11.6
金融業、保険業	351	187	219	142	133	93	89	130	1,344	499	812	33	10,347	13.0	54,354	401,050	13.6
不動産業、物品賃貸業	1,758	522	218	63	80	49	47	47	2,784	1,398	1,193	193	52,510	5.3	34,147	353,726	9.7
学術研究、専門・技術サービス業	2,621	792	430	152	140	106	75	44	4,360	2,274	1,901	185	44,101	9.9	48,690	563,378	8.6
宿泊業、飲食サービス業	1,961	1,249	772	279	136	47	29	24	4,497	2,744	1,400	353	61,195	7.3	48,795	594,665	8.2
生活関連サービス業、娯楽業	692	289	174	63	37	26	25	19	1,325	840	376	109	32,977	4.0	19,532	258,290	7.6
教育、学習支援業	273	84	58	16	14	10	8	7	470	234	154	82	13,998	3.4	8,795	279,620	3.1
医療、福祉	585	421	233	95	63	41	30	22	1,490	755	547	188	38,243	3.9	26,777	642,045	4.2
複合サービス事業	8	23	22	1	3	-	1	-	58	19	31	8	1,187	4.9	1,109	22,041	5.0
サービス業（他に分類されないもの）	1,291	503	376	157	146	152	204	128	2,957	1,455	1,378	124	35,721	8.3	132,244	1,041,799	12.7
合　計	15,082	7,401	5,050	1,930	1,650	1,252	1,189	572	34,126	17,211	14,896	2,018	503,699	6.8	771,139	8,114,913	9.5

資料　「令和３年経済センサス - 活動調査」総務省統計局

◎事業所総数には、回答不備などで地域を特定できない事業所数を含む。

商店街振興事業

商店街美化促進事業補助

個性と魅力を持つ活力ある地域商店街づくりを積極的に支援するため、商店街が自ら整備を行った歩道・街路灯・無料公衆無線 LAN などの維持管理に対し、その費用の一部を補助している。

商店街支援事業補助

商店街振興を図るとともに、各商店の経営の安定と地域経済の活性化に寄与することを目的として、商店街などが行う事業に対し補助を行っている。

補助対象事業

イベント事業、活性化事業、組織力強化事業、ビジョン実現事業、地域協力事業、小額支援事業

区内共通買物・食事券事業

消費を刺激し、地域経済の活性化につなげるため、大規模小売店舗を除く区内中小小売店・サービス業（区に登録した店舗）で使用できるプレミアム付区内共通買物・食事券を発行している。

令和８年度は、物価高騰の影響が長引く中、区内経済のさらなる活性化を図るため、大規模小売店舗も対象とした「区内共通買物・食事券（ハッピー買物券）」を過去最大規模で発行した令和７年度と同規模で発行した。

販売額　１冊12,500円（500円券25枚つづり）分の買物券を10,000円で販売（25％のプレミアム率）。

発行総額　30億円

また、区内共通買物・食事券を新生児誕生祝品、敬老祝品、エコ環境特典品、健康ポイント景品用および区民の生活支援などのため配布する生活応援買物券としても活用している。

産業振興事業

産業高度化支援事業

情報化の進展に対する区内中小企業の対応力を高めるため、工業団体自らが行う DTP（デスクトップ・プリプレス）をはじめとする情報技術の研修などについて、その費用の一部を助成している。

中小企業技術者高度研修助成

中小企業の技術者が、より高度な技術を習得する目的で専門機関などによる研修を受講する際、その費用の一部を助成している。

工業事業主・従業員宿泊研修

中央区工業団体連合会は、区内中小企業事業主・従業員を対象に企業経営の実情について見聞を広め、経営の参考とするため、工場見学などを行っている。

中央区産業文化展（へそ展）

本区における産業活動について、その歴史的な歩み、現状、未来への展望などを広く紹介し、区内産業の振興・発展に寄与するとともに、青少年に対する「地域産業教育」に役立てている（隔年実施）。

ランチセミナー

中央区工業団体連合会の会員などを対象に、政治・経済、歴史・文化などの講義を行うランチセミナーを支援している。

商工講座

１　決算指導講習会

中小企業の事業主を対象に記帳指導や決算書の作成指導を通じ、適正な申告を指導している。

京橋税務署管内では、令和８年２月16日～３月16日の20日間、第一京橋経理指導所で開催し、延べ320人が参加した。

２　経営セミナー

商工業経営者および幹部従業員に対し、経営管理上の専門知識と基礎的教養を高めるため、東京商工会議所中央支部・中央区商店街連合会・中央区工業団体連合会と共催で令和７年４月から令和８年２月まで10回開催し、延べ340人が参加した。

３　労働講座

中小企業経営者や労務担当者などを対象に、労働法に関する基礎的知識を高めるため、東京都労働相談情報センターと共催で令和７年11月28日および同年12月５日、区役所８階大会議室で開催し、延べ102人が参加した。

中小企業工業関係者表彰

中央区工業団体連合会との共催により、長年にわたり本区工業の振興に貢献した工業関係事業主・従業員の表彰を行っている（隔年実施）。

１　事業主表彰

区内において工業関係同一業種を20年以上経営し、本区工業の発展に貢献した事業主

２　優良従業員等表彰

区内工業関係企業および工業団体事務局に10年以上または20年以上勤務し成績優秀な従業員など

商工業振興事業ガイドブックの発行

区内中小企業の事業発展の一助として、区および都・国などにおける産業振興に関する情報を的確に提供するため、商工業振興事業ガイドブックを３年おきに発行している。

起業家塾の開催

区内在住・在勤者で起業（開業）意欲のある方および区内で創業後５年未満の方を対象に、起業に必要な基本知識または経営力を高める実践的な知識を習得するための講習を実施している。

創業支援等事業

区内で創業する事業者を支援するため、区内の創業支援事業者と連携し、創業に関連する施策を創業支援等事業計画として整理の上、創業支援に向けた取り組みを実施して

いる。

情報化支援事業

商工業の振興や経営の近代化を図るため、区内中小企業などで組織する商工団体および中小企業が行うホームページ開設など情報化事業の経費の一部を助成している。

ホームページ作成セミナー

情報技術（IT）の進展に伴い、インターネットを活用した企業PRや商取引が中小企業経営にとってますます重要となっている。そこで、ホームページを自ら作成し運用できる人材を育成するため、中小企業事業主および従業員を対象に商用Web構築の基礎知識を習得するホームページ作成セミナーを行い、中小企業の活性化を支援している。

中小企業販路拡大支援

新たな顧客の獲得により販路の拡大を目指す区内中小企業および区内中小企業などで組織する商工団体を支援するため、展示会などへの出展経費の一部を補助している。

経営セーフティ共済加入補助

社会経済状況の変動などによる不測の事態が生じた際の連鎖倒産の防止と、経営の安定化を図るため、区内中小企業が倒産防止共済契約を締結した際に納付した掛け金の一部を助成している。

求人説明会

雇用対策促進のため、区内の企業、事業所に対し、ハローワーク飯田橋と共催で求人申し込みに係る手続きなどの説明会を行っている。

若年者合同就職面接会

若年者と求人を希望する企業との合同就職面接会を開催し、若年者の就労の機会を確保するとともに、中小企業の人材確保の場を提供している。

職業相談・就職ミニ面接会

職業相談および就職ミニ面接会を開催するとともに、臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民などの就労支援と雇用の安定化を図っている。

未就職学卒者等の就労支援事業

就職氷河期世代などの正規雇用を目指す求職者（区民優先）を対象に、人材派遣会社などにおいて、セミナーやキャリアコンサルティングを通して就労支援を行っている。また、区内中小企業との合同企業説明会などを実施し、正規雇用への支援を行うとともに、区内中小企業の労働力確保を支援している。

商工業観光事業等振興補助

「中央区商工業観光事業等振興補助金交付規程」に基づき、団体の実施する事業に対して補助を行っている。

店舗・工場等小規模再開発促進

地域生活関連型商業・サービス業および地場産業などの店舗や工場を存続させ、その発展を図るため、店舗などの改築や小規模な再開発を計画している商工業者が単独または共同して一定規模以上の住宅との併設による建設を行う場合、融資あっせんおよび利子補給を行っている（融資あっせんについては、152頁商工業融資参照）。

中央区内景気動向調査

経済活動の現場で働く方を景気ウォッチャー（調査協力員）として委嘱し、それぞれの仕事を通じた景気判断を報告してもらい、この報告を基に区内の景気動向を把握している。

ビジネス交流フェア

区内中小企業の業種を超えた交流および商取引の拡大を目的に、展示会および商談会を組み合わせたビジネス交流フェアを実施している。

日本橋問屋街活性化事業支援

日本橋問屋街の再生と活性化のため、日本橋問屋街活性化委員会が行う活性化事業の経費の一部を助成している。

問屋街産業支援施設「YYパーク」

日本橋問屋街地域の産業を支援し、地域の活性化を図ることを目的に、タワー型立体駐車場を備えた問屋街産業支援施設を設置している。

所 在 地　日本橋横山町６－15
　　☎（3669）0858
施設内容　タワー型立体駐車場（収容台数32台）
　　自転車、カート、コインロッカーの貸し出し
　　待合・待機スペース
利用時間　午前７時～午後６時
利用料金　駐車場　30分250円
　　１日６時間以上の利用は一律3,000円
　　自転車、カート、コインロッカー　無料
休 業 日　日曜日、祝日、年末年始（12月30日～１月３日）

伝統工芸品産業の支援

伝統工芸品や伝統工芸に携わる職人、その技術などを紹介する記事を作成し、区公式ホームページに掲載することで本区の伝統工芸の魅力を発信している。

観光事業

観光商業まつり

歴史と伝統を誇る本区商業を広く内外に宣伝紹介するとともに、顧客サービスと商業意欲の向上を図り、併せて観光客の誘致を促進するため、商店街や百貨店等商業施設などにより観光商業まつり実行委員会を組織し実施している。

令和８年度は、中央区制施行80周年を記念したイベントを実施する。

時期　10月～11月
主な取組　統一装飾、プレゼントキャンペーン、ハロウィンイベント、味と匠の大中央区展など

観光案内標識の設置

本区を訪れる国内外の来訪者が、快適かつ安心して区内観光を楽しめるように、国や都および区の多言語表記の指針に基づき、英語、韓国語、中国語およびピクトグラムを併記した観光案内標識を設置している。

設置数　34カ所

無料公衆無線 LAN（フリーWi-Fi）サービスの提供

訪日外国人などの受け入れ環境の充実のため、他自治体が提供するサービスとの相互認証機能を持った、無料公衆無線 LAN（フリーWi-Fi）サービスを提供している。

アクセスポイント設置場所　中央区観光情報センター（地下１階、１階）
区内観光案内標識　12カ所
江戸バス　10台
おもてなしロード　３カ所

令和８年度は、おもてなしロード（銀座エリア内）のフリーWi-Fi の送波状況が弱い場所16カ所に新たに整備する。

観光拠点（観光情報センター）の運営

多言語による観光案内や地域の観光情報を集約・発信する機能を備えた、本区の観光情報提供の拠点となる施設を運営している。

所 在 地　京橋２－２－１
京橋エドグラン　地下１階・１階

主な提供サービス　多言語（日本語・英語・中国語）による対面案内、フリーWi-Fi、情報検索端末の設置、地域との連携による観光情報の集約および共有、多言語対応 Web サイトによる情報発信

利用時間　午前９時～午後９時

休 館 日　原則無休　※ビルの全館休館日などを除く

令和８年度は、観光情報センターが開設10周年を迎えるに当たり、本区の特徴・魅力の発信を充実させるため、展示物や和文化体験コーナーのリニューアルを行うとともに、江戸以来培われてきた区の魅力と未来の姿を体験できる新コンテンツを導入する。

地域観光案内施設に対する補助

本区を訪れる外国人旅行者に対し、観光情報センターで集約した情報を区内のさまざまな場所で提供するため、特に外国人旅行者が多く訪れる地域において、地域団体が多言語による観光案内を行う事業に対し補助を行っている。

対象施設　「G Info」銀座５－２－１　GinzaNovo１階
「日本橋観光案内所」日本橋１－１－１地先
「ぷらっと築地」築地 ４－16－２　千社額棟１階

舟運活性化事業

観光客が特に多く訪れる日本橋船着場の利便性の向上を図るため、デジタルサイネージを活用し、舟運情報の集約および発信を行うとともに、地域のにぎわいを維持するための観光情報を発信する。

アンテナショップ連携推進協議会

区内アンテナショップと本区が相互に連携を図り、本区から積極的に情報発信を行うことで、まちのにぎわいづくりとアンテナショップの認知度アップを含めた各県のＰＲや観光施策の充実に資することを目的に、アンテナショップ連携推進協議会を設置しており、区内アンテナショップをめぐるスタンプラリーを年１回実施している。

時期　10月

観光プロモーション映像

国内はもとより世界に向けて本区の多彩な魅力を積極的に発信し、訪問先としての本区に対する興味喚起を図るため、観光プロモーション映像を制作した。中央区公式 YouTube チャンネルで公開している他、Web サイトへの掲載、観光情報センターでの放映などを行っている。

多言語対応　４カ国語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）

観光おもてなしスタッフ

中央区観光協会では、観光客に本区の魅力を紹介し、安心・快適に回遊してもらうための取り組みとして、観光おもてなしスタッフ制度を運用している。

種　　別　日本語観光ガイド、外国語観光ガイド、外国語観光通訳サポーター

活動内容　まち歩きなどの観光ガイド、通訳サポート、観光案内所などでの観光情報の提供・案内など

観光振興戦略事業の展開

観光振興戦略のコンセプトである「ほんもの」を「楽しむ」まちづくりに向け、効果的な各種観光事業を推進するため、中央区観光協会が行う観光振興戦略事業を支援している。

中央区観光検定

中央区観光協会では、本区の魅力を区内外の方々に再認識してもらい、「中央区ファン」になってもらうことを目的に、区内の観光スポットや文化財・歴史などを題材とした「中央区観光検定」を実施している。検定に上位合格し希望された方を中央区観光協会特派員として任命する。また検定の合格者で希望する方は、講習の受講を条件に観光おもてなしスタッフに登録できる。

中央区観光協会特派員

中央区観光協会が任命する中央区観光協会特派員は、区内の歴史・文化・史跡・名所・グルメ情報などを取材し、「特派員ブログ」で広く発信するとともに、中央エフエムの観光協会特派員の「大好き中央区」にゲスト出演し、本区の魅力をアピールしている。

また、「まるごとミュージアム」の巡回バスのバスガイドとしても活躍している。

特派員ブログ　https://tokuhain.chuo-kanko.or.jp

観光情報提供事業

中央区観光協会では、区内の観光資源を紹介するためのWebサイトを開設している。区内史跡・神社・寺院・店舗・企業などを目的別に検索できる「スポット紹介ページ」、中央区観光協会特派員が区内のさまざまな情報を取材し配信する「特派員ブログ」やSNSを活用するなど、内容と発信方法を工夫しながら観光情報を提供している。

また、区内の魅力を紹介した観光プロモーション映像や観光写真コンクール入賞作品画像を中央区観光協会Webサイトで公開・貸し出しを行う他、観光情報センターのポータルサイトとも連携を図り、より深く、より的確に区内観光事業やスポットが分かるよう情報配信を行っている。

中央区観光協会ホームページアドレス

https://www.chuo-kanko.or.jp/

中央区観光ガイドマップの発行

中央区観光協会では、本区を訪れる国内外の来訪者に対し、区内の観光名所などを紹介する観光ガイドマップ（日本語版、英語版、韓国語版、中国語（簡体字・繁体字）版）を配布している。また、本区が発祥地である、ものづくり・食・歴史文化などをまとめた「はじめて物語マップ」については、Googleマイマップ機能を活用し、Web上やタブレット端末などで検索・閲覧できるようにするとともに、「エリア別ガイドマップ」にも一部スポットの紹介と二次元コードを掲載している。

わくわくツアー

中央区観光協会では、中央区文化財サポーターによる地域ごとに歴史スポットや名所・旧跡を巡る「文化コース」、中央区観光協会観光おもてなしスタッフによる区内の老舗・名店や企業などの歴史や魅力などを楽しみながら巡る「産業コース」、名所・旧跡と老舗・名店や企業などを組み合わせてまち歩きする「まち歩き産業コース」のツアーを実施し、広く中央区の観光スポットを紹介している。

また、本物を知る「江戸まち歩き」と題し新たな観光ルートを地元の団体や企業、他区と連携し、広域コースの創出や、旅行会社などに販売してもらえる観光素材を開発している。

観光写真コンクール

本区の特色ある観光資源を題材とした写真の募集を行い、区内への集客を目的として、中央区観光協会が観光写真コンクールを実施し、区の魅力を広く紹介している。また、選定された作品は画像の貸し出しおよびポストカードの作成に活用している。

オリジナルポストカード・オリジナルグッズの販売

中央区観光協会では、観光写真コンクールの入賞作品などを活用した「オリジナルポストカード」、区内の町名をデザインした「ふろしき」や「和小物」、江戸文字を用いた「ぽち袋」、江戸組紐でつないだ「東京くみひも拍子木」を販売するなど、中央区の魅力や伝統工芸をPRしている。

中央区推奨土産品

中央区観光協会では、魅力ある商品の普及や利便性の向上を図り、販売促進と新規顧客の獲得につなげ、今後中央区へ訪れる契機とするため、中央区を代表する土産品として3年ごとに中央区推奨土産品「Central Tokyo Premium Selection」を選定している。なお、認定された商品の事業者には認定証とロゴマークを交付しPRを図っている。

令和8年度は、3回目の選定を実施する。

市場橋駐車場の運営

中央区観光協会が運営し、観光バスの予約をWebサイトで24時間受け付けている。

午前9時～午後5時　区内への観光用バス専用駐車場

商工相談・診断

商工相談

中小企業の振興と経営の安定を目的として専門の相談員を配置し、金融、税務、経理など経営全般にわたる商工相談を行っている。

相談件数（令和7年度）2,164件

なお、中小企業診断士を派遣し相談に対応する出張経営相談も実施している。

他の機関の相談・指導・診断窓口

1	東京商工会議所中央支部	☎（3538）1811
2	東京商工会議所中小企業相談センター	☎（3283）7700
3	中小企業庁広報相談室	☎（3501）4667
4	(公財)東京都中小企業振興公社総合支援課	☎（3251）7881
5	中小機構　関東本部企業支援課（経営相談）	☎（5470）1620
6	東京都知的財産総合センター	☎（3832）3656

商工業融資

本区では、商工業振興施策の一つとして、経営の合理化および設備の近代化の促進を図るため、区内中小企業を対象に指定金融機関を通じて融資を行う「あっせん融資制度」を設けている。

指定金融機関（指定金融機関は155頁）は東京信用保証協会の保証を付けた上で区の定める条件で融資を行っている。

また、利子補給制度および信用保証料補助制度を設け利用者の負担軽減を図っている。

平成19年度から町会等加入事業所ならびに区、町会・自治会、防災区民組織と災害時支援協定を締結している事業所に対し負担利率の優遇制度を実施するとともに、平成20年度からは高齢者雇用の促進に貢献している事業所、さらに平成21年度からは消防団協力事業所、ワーク・ライフ・バランス認定企業、中央エコアクト取組事業所（ブロンズランク以上が付与された事業所）への優遇利率の適用も実

施し、その範囲を拡大している。

平成22年度からは、従来の生鮮三品、公害防止に加え、省エネ設備の導入や建物の緑化工事など、さまざまなエコ対策のための資金について、低利な制度を利用できるよう対象を拡大している。

新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金」を令和２年３月18日から令和５年３月31日まで実施した。また、「借換資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金）」を令和４年４月１日から令和９年３月31日まで実施している。

さらに、都制度融資（経営セーフ）を利用した小規模企業者に対して、信用保証料の補助（限度額30万円）を行っている。

その他、平成15年度から商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資する経営改善資金融資（マル経融資）の利子支払額の30％を最長３年間補助する「経営改善資金融資利子補助制度」を実施している。

商工業融資あっせんおよび貸し付け状況　（令和７年度）

金融機関数	制度名	申し込み		貸し付け		貸付比率（B／A）
		件　数	(A)金　額	件　数	(B)金　額	
件		件	千円	件	千円	%
	運転資金	248	4,113,900	219	3,469,300	84.3%
	設備資金	37	557,110	33	544,908	97.8%
	小規模企業資金	86	1,149,700	81	1,037,700	90.3%
	小口資金	471	3,891,406	387	2,754,496	70.8%
	年末特別資金	2	6,000	2	6,000	100.0%
	創造支援資金	59	581,650	49	395,100	67.9%
	店舗・工場等小規模再開発資金	0	0	0	0	-
	経営改善支援資金	206	2,659,390	193	2,331,390	87.7%
	事業承継資金	9	175,000	8	155,000	88.6%
68	災害復旧資金	0	0	0	0	-
	団体資金	0	0	0	0	-
	小規模企業特例緊急運転資金	8	23,000	6	17,000	73.9%
	区融資一本化資金	4	59,300	4	61,100	103.0%
	借換資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金）	7	43,866	6	35,057	79.9%
	小口借換資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金）	7	37,881	8	39,883	105.3%
	総計	1,144	13,298,203	996	10,846,934	81.6%

◎申し込みから貸し付けに至るまでの日数があるため、貸し付けには前年度申し込み分の一部が含まれている。

商工業融資制度一覧

制度名			限度額差額	資金使途	区分	融資限度額	返済期間	融資利率	利子補給利率（ ）内は町会等加入事業者への優遇利率	借受人負担利率	保証料補助
継続支援資金融資	運転資金融資	一般運転資金融資	○	運転資金	一般	2,500万円以内	7年以内（据置6カ月以内を含む）	年2.0%	年 1.1%（年 1.2%）	年 0.9%（年 0.8%）	2／3
					区民	2,700万円以内					
		小規模企業資金融資	×		一般	1,500万円以内			年 1.7%（年 1.8%）	年 0.3%（年 0.2%）	全額
					区民	2,000万円以内					
	設備資金融資	一般設備資金融資	○・・・限度額差額利用可（当初融資実行額と融資限度額との差額）×・・・限度額差額利用不可	設備資金	一般	2,600万円以内	9年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.1%（年 1.2%）	年 0.9%（年 0.8%）	2／3
					区民	3,000万円以内					
		生鮮三品融資			3,000万円以内				年 1.7%（年 1.8%）	年 0.3%（年 0.2%）	全額
		公害対策融資									
		省エネ対策融資									
		小規模企業資金融資	×		一般	1,500万円以内					
					区民	2,000万円以内					
	小規模企業特例緊急運転資金融資		×	運転資金	300万円以内		2年以内（据置3カ月以内を含む）		年 1.95%	年 0.05%	全額
	年末特別資金融資		×	運転資金	300万円以内		11カ月（据置1カ月以内を含む）		年 1.5%（年 1.6%）	年 0.5%（年 0.4%）	全額
創造支援資金融資	創造支援資金融資		×	運転資金および設備資金	一般	1,500万円以内	7年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.7%（年 1.8%）	年 0.3%（年 0.2%）	全額
					区民	2,000万円以内					
	店舗・工場等小規模再開発資金融資		×	設備資金	1億円以内		10年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.1%	年 0.9%	2／3
応援資金融資	経営改善支援資金融資		○	運転資金および設備資金	一般	1,500万円以内	7年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.7%（年 1.8%）	年 0.3%（年 0.2%）	一般 2／3
					区民	2,000万円以内					区民 全額
	事業承継資金		×	運転資金および設備資金	2,000万円以内		7年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.7%	年 0.3%	全額
	借換資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金）（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）		×	借換資金	申込時点における新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の残高		7年以内（据置12カ月以内を含む）		年 1.7%	年 0.3%	全額（差額分補助）
	災害復旧資金融資		×	運転資金および設備資金	一般	1,000万円以内	7年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.7%（年 1.8%）	年 0.3%（年 0.2%）	一般 2／3
					区民	1,200万円以内					区民 全額
	団体資金融資		×	共同事業資金	法人	3,000万円以内	6年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.3%	年 0.7%	全額（法人）
					任意	1,500万円以内					
				近代化設備資金	法人	5,000万円以内	10年以内（据置6カ月以内を含む）				
					任意	2,500万円以内					
	区融資一本化資金融資		×	運転資金	2,500万円以内（貸付残高＋500万円以内）		7年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.1%	年 0.9%	なし
小口資金融資	運転資金融資	一般運転資金融資	○	運転資金	一般	2,000万円以内	7年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.1%（年 1.2%）	年 0.9%（年 0.8%）	2／3
					区民						
		小規模企業資金融資	×		一般	1,500万円以内			年 1.7%（年 1.8%）	年 0.3%（年 0.2%）	全額
					区民	2,000万円以内					
	設備資金融資	一般設備資金融資	○	設備資金	一般	2,000万円以内	9年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.1%（年 1.2%）	年 0.9%（年 0.8%）	2／3
					区民						
		生鮮三品融資			2,000万円以内				年 1.7%（年 1.8%）	年 0.3%（年 0.2%）	全額
		公害対策融資									
		省エネ対策融資									
		小規模企業資金融資	×		一般	1,500万円以内					
					区民	2,000万円以内					
	経営改善支援資金融資		○	運転資金および設備資金	一般	1,500万円以内	7年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.7%（年 1.8%）	年 0.3%（年 0.2%）	一般 2／3
					区民	2,000万円以内					区民 全額
	事業承継資金		×	運転資金および設備資金	2,000万円以内		7年以内（据置6カ月以内を含む）		年 1.7%	年 0.3%	全額
	借換資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金）（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）		×	借換資金	申込時点における新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の残高		7年以内（据置12カ月以内を含む）		年 1.7%	年 0.3%	全額（差額分補助）

◎小口支援資金融資制度は、国の全国統一保証制度の適用を受けた制度である。
◎区民とは代表者が区民のことをいう。

指定金融機関名一覧

みずほ銀行	横浜銀行	朝日信用金庫	西京信用金庫	城北信用金庫
三菱ＵＦＪ銀行	北陸銀行	興産信用金庫	西武信用金庫	文化産業信用組合
三井住友銀行	東日本銀行	さわやか信用金庫	城南信用金庫	大東京信用組合
りそな銀行	千葉興業銀行	東京シティ信用金庫	昭和信用金庫	第一勧業信用組合
きらぼし銀行	商工組合中央金庫	芝信用金庫	東京信用金庫	中ノ郷信用組合

◎上記金融機関の区内全店舗が指定金融機関となっている。

産業会館

区内を中心とした企業の展示会、商談会および研修、また、区民のためのコミュニケーションセンターとして活用されている。

建物の概要

所 在 地　東日本橋２－22－４
　　☎（3864）4666
敷地面積　690.93㎡
構　　造　鉄骨・鉄筋コンクリート造地下１階地上８階建て
　　（産業会館１～４階、東日本橋住宅５～８階）
延床面積　3,120.37㎡
　　産業会館　2,306.37㎡
　　東日本橋住宅　814.00㎡

利用方法

集会室は利用日の２カ月前の１日から、展示室は利用日の12カ月前の１日から申し込みを受け付ける。

連続利用　６日間まで
休館日　年末年始（12月29日～１月３日）

施設内容および使用料

⑴　展示室

室　名	使用料（午前９時～午後５時）
２階展示室（423㎡）	42,000円
３階展示室（428㎡）	

◎展示室を午前７時～９時までおよび午後５時～10時まで延長で利用する場合の使用料は、１時間（１時間に満たない端数は、１時間とする）につき、１日の使用料の100分の13に相当する額になる。ただし、搬入などで利用する場合の使用料は、１時間（１時間に満たない端数は、１時間とする）につき、１日の使用料の100分の７に相当する額になる。

⑵　集会室

室　名	利用区分／定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時	午前９時～午後９時
	人	円	円	円	円
第１集会室（84㎡）	54	2,300	3,000	3,800	8,200
第２集会室（66㎡）	42	1,900	2,500	3,100	6,800
第３集会室（42㎡）	24	1,100	1,500	1,900	4,100
第４集会室（54㎡）	30	1,600	2,100	2,600	5,700
和室（21畳）	35	2,300	3,000	3,800	8,200

◎集会室を午後９時～10時まで延長で利用する場合の使用料は、夜間の規定使用料の100分の20に相当する額になる。

附帯設備

種　別	単位	使用料
展示台	１台	100円
商談机	１脚	100円
商談椅子	１脚	100円
16ミリ映写機	１式	3,800円
データプロジェクター	１式	2,000円
ビデオ装置	１式	2,000円

◎附帯設備の使用料は、１日を１回として計算し、集会室を午前のみ利用する場合などについても１回になる。

ハイテクセンター

区内の中小企業の情報化や人材育成、企業間交流などを促進する施設として活用されている。

所 在 地　八丁堀３－17－９　京華スクエア内

☎（3551）3200

利用方法

研修室・展示場は利用日の12カ月前の１日から、会議室は利用日の６カ月前の１日から申し込みを受け付ける。

休 館 日　年末年始（12月29日～１月４日）

施設内容および使用料

⑴ 研修室

室　名	利用時間帯	利用単位	使用料
研修室（110㎡）	午前９時 ～ 午後10時	１時間単位	3,300円／１時間 料金内訳（１時間単位） 室料・パソコン使用料（21台一括） 3,000円 インターネット使用料 300円

◎インターネットを利用しない場合の使用料は3,000円／１時間になる。

⑵ 会議室

室　名	利用区分／定員	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前９時 ～ 正午	午後１時 ～ 午後５時	午後６時 ～ 午後10時	午前９時 ～ 午後10時
	人	円	円	円	円
第１会議室（40㎡）	27	1,000	1,300	1,300	3,200
第２会議室（60㎡）	45	1,600	2,100	2,100	5,200

附帯設備

データプロジェクター使用料	１回2,000円（１日を１回とする）
インターネット使用料	１時間300円 （会議室にパソコンを持ち込んだ場合のインターネット接続料）

◎データプロジェクターは、会議室の１利用区分のみの利用についても１日の利用とみなす。

◎展示場およびロビーは令和８年４月１日から当面の間、整備などを行うため利用を一時休止している。

公益財団法人　中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」

所 在 地　銀座２－15－６　銀座ブロッサム１階
☎（3546）8610
ホームページアドレス
https://www.chuo-tokyo.com

公益財団法人中央区勤労者サービス公社は、昭和62年４月発足の中央区勤労者共済会を平成７年４月に発展的に解消し設立された財団法人中央区勤労者サービス公社が、国の公益法人制度改革のもと平成24年４月１日に公益財団法人に移行したものである。

区内の中小企業勤労者などを対象に総合的な福祉事業を行い、もって中小企業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的としている。

なお、平成15年３月28日に愛称名を「レッツ中央」とした。

会員数（令和８年４月１日現在）

・事業所数　1,691事業所
・会員数　　9,974人

入会資格

・区内の中小企業（従業員300人以下）に勤務する勤労者と事業主
・区内に居住し区外の中小企業（同上）に勤務する勤労者と事業主

会費など

入会金　200円、会費　月500円

主な事業

事業名		内　　容
１．生活安定事業		(1)　果物等産地直送の割引あっせん
		(2)　クオ・図書・ジェフグルメ・ギフトカードなどの割引販売
	○	(3)　指定店（専門店・教室）物品購入などの割引
	□	(4)　生活設計相談会・生活設計セミナーの実施
２．健康維持増進事業	○	(1)　人間ドックの割引・補助
		(2)　予防接種の費用補助
	○	(3)　温浴施設、スポーツ施設の割引・補助
		(4)　メンタルヘルスカウンセリングの実施
	□	(5)　健康セミナー、健康予防講座の実施
３．自己啓発事業	△	(1)　新規就職者講座、パソコン講座、話し方セミナー、簿記講座、料理教室など講座の実施
	△	(2)　カルチャースクールなどの割引・補助
		(3)　資格試験受験料補助
４．余暇活動事業		(1)　指定宿泊施設の割引・補助
	□	(2)　夏季宿泊施設借上
	○	(3)　バスツアーの割引・補助
		(4)　観劇、コンサート、映画、スポーツ観戦、食事券など各種チケットの割引販売
	○	(5)　遊園施設、協定レジャー施設の割引・補助
	△	(6)　バスツアー（助成）、東京湾サンセットクルーズ、ボウリング大会、ゴルフ大会などレクリエーション事業の実施
５．給付事業		(1)　給付金（祝金、弔慰金、見舞金）の支給

◎その他１～４に関わるサービスとして、会員向けに民間福利厚生サービスを提供。
◎対象者　無印：会員、○：会員・登録会員、△：会員・登録会員・一般勤労者、□：会員・登録会員・一般勤労者・区民
なお、「一般勤労者」は会員以外の区内中小企業勤労者および事業主などをいい、「登録会員」は割引利用者として登録した一般勤労者をいう。
◎表中「割引・補助」と記載されている場合の補助対象は会員のみ。

運営・機構

公社の業務執行の決定、理事の職務執行の監督をする理事会（理事長を含む17人）と、理事の職務執行の監査および監査報告を作成する監事（２人）が置かれている。また、理事・監事の選任、解任および公社の計算書類の承認などを決議する評議員会（19人）と評議員の選任、解任を行う評議員選定委員会（５人）が置かれている。

公社の職制は、次のとおりである。

（令和８年４月１日現在）

理 事 長　宮入正英
副理事長　田中智彦・森山照明
常務理事　田中　武
事務局長　清水一実

観　光

中央区は、江戸開府以来、江戸城の城下町として発達した歴史と伝統を持ち、名所、史跡がいたるところに所在する。また、現在も各種の情報・文化・物流・アミューズメント・ショッピング・ファッション・グルメなどの中枢となっている。さらに、新幹線が集中し、首都東京の表玄関である東京駅八重洲口、成田国際空港や東京（羽田）国際空港との接続点となっている日本橋箱崎町の東京シティエアターミナルなど陸と空の玄関を抱え、外国からの観光客が訪れる物理的条件を備えている。

以下、本区内の各地域の地域特性、観光資源を紹介する。

地域特性・観光資源

京橋地域

▶京橋は、日本橋と同年の慶長８年（1603）に創橋されたといわれる。昭和38年（1963）から40年（1965）にかけて京橋川の埋め立てに伴って撤去されたが、現在中央通りの歩道に昔の石造親柱が３基残されている。京橋北詰西側には江戸下りの猿若勘三郎が近くの中橋に猿若座（のちの中村座）を開設したことを記念する江戸歌舞伎発祥の碑や大根河岸青物市場跡の碑がある。東側は江戸時代に、房総、常陸方面から１日50,000本の真竹を集めた竹河岸など水運を利用した河岸地が発達していた。

▶平成28年秋には、京橋二丁目の「京橋エドグラン」内に中央区の観光情報の拠点となる「中央区観光情報センター」がオープンし、国内外問わず来街者向けサービスを提供している。令和５年３月、東京駅八重洲中央口の目の前にはバスターミナルやホテルなど、多様な用途で構成された複合施設「東京ミッドタウン八重洲」がオープンした。隔年６月中旬には山王祭の本祭が、毎年10月下旬には日本橋・京橋まつり「大江戸活粋パレード」が開催され、全国から多くの観光客が訪れにぎわいと活気にあふれる。

▶銀座の名は、慶長17年（1612）駿府にあった銀貨鋳造所を江戸の新両替町に移設したことに由来し、後年銀座役所が日本橋蛎殻町へ移った後もその名称はここに残った。現在の銀座二丁目７に銀座役所跡の碑がある。明治５年、煉瓦街建設の際、銀座通りにわが国で初めて歩車道の区別がつけられ、街路樹が植えられるとともにガス街路灯も設置された。京橋橋畔に煉瓦銀座之碑と銀座のガス灯、新橋橋畔に銀座柳の碑がある。銀座には劇場なども多い。歌舞伎座は明治22年開場、福地源一郎の命名。その名の通り歌舞伎の殿堂として多くの名優が芸を競った。また、新橋演舞場は大正14年開場。新橋芸妓連の歌舞練場でもあり、付近には料亭も多い。ほかに、「GINZA SIX」地下３階には、総檜造りの能舞台を備えた「観世能楽堂」がある。現在の銀座は、多くの百貨店や国内外の一流店が立ち並ぶ世界的なメインストリートであり、画廊・ギャラリーが多いことも特徴となっている。数寄屋橋交差点の「GinzaNovo」１階の銀座の観光案内所「G Info」では、地域の情報発信を行っている。また、銀座を囲む東京高速道路（KK 線）が令和７年４月に廃止され、歩行者中心の空中回廊への再生事業が始まり、築地川アメニティ整備構想との連携による“みどりのプロムナード”構想が計画されている。銀座一から八丁目に鎮座する十三の神社などに参拝祈願する銀座八丁神社めぐりは、路地の奥やデパートの屋上、企業ビルの一角などにあるため、ファッショナブルな銀座とはひと味違う空間を訪ね歩くことができる。

▶築地の地名は、旧日本橋橘町にあった本願寺が、明暦の大火（1657）により移転再建の際に、江戸湊を埋め立てて築いた土地であることに由来している。本願寺は、平成23年本堂および周囲の大谷石積塀が国の登録有形文化財に登録されたのを機に「築地本願寺」と改称され、平成26年に国の重要文化財に指定された。魚河岸として知られている旧東京都中央卸売市場築地市場は、関東大震災（大正12年）後、日本橋橋畔の旧魚河岸から移転した。水産物の他、青果物、鳥卵などの生鮮食料品全般を扱っており、東京都および近県の台所といわれた築地市場は、平成30年10月江東区豊洲に移転し閉場したが、旧市場に隣接した築地交差点付近には俗に場外市場と呼ばれる地区があり、平成24年夏には築地場外市場の総合案内所「ぷらっと築地」が、平成28年には小田原橋棟と海幸橋棟の２棟からなる「築地魚河岸」がオープンし現在も賑わいを見せている。築地市場跡地は、令和20年度の全面開業を目指し、５万人収容の多目的スタジアムや国際会議を想定したホール、食文化の発信施設の他、憩いの場となる水辺空間、陸海空の広域結節拠点などが整備される予定である。近くにある波除稲荷神社は、万治年間（1658～1660）当時の埋め立てをなす際、波浪が堤防を破壊し、工事の進捗を遅らせたが、海中から拾い上げた神体を祭祀し、祈願したところ波浪が静まったことに始まると伝えられる。毎年６月につきじ獅子祭が開催され、本祭りでは宮神輿と大獅子が築地を巡行する。

▶浜離宮恩賜庭園は、江戸時代、将軍鷹狩りの地であり、明治以降は皇室の宴遊地として多くの外国貴賓が招かれた。戦後東京都に移管され特別名勝および特別史跡となった。

▶明石町一帯は、神奈川条約締結（1854）の後、江戸居住を希望する外国人が多かったため、明治初年から32年まで築地外国人居留地とし交易を自由にした。以来この付近は洋風文化輸入の拠点となり、アメリカ公使館跡、電信創業の地、指紋研究発祥の地、慶應義塾発祥の地、蘭学事始の

地、聖路加国際病院など、文明開化の史跡が至るところにある。鐵砲洲稲荷神社は、江戸時代は稲荷橋近くの河岸地にあり、諸国の廻船が出入りする湊にあったことから、「みなといなり」ともいわれる。明治元年に築地外国人居留地が開設された関係で、現在地に移転した。

▶新川という地名は万治２年（1659）河村瑞賢が新しく開いた掘割の名に由来する。明暦の大火で木曾の木材を買い占めて巨利を得、霊岸島一円（現在の新川一丁目）に屋敷があったといわれ、河村瑞賢屋敷跡がある。江戸時代から海運業にゆかりの深い土地で、明治維新の後、国際的視野の中で立ち遅れの目立った海運界を充実させるため、大久保利通の意見書により、新川一丁目30番付近に東京海洋大学の遠い前身にあたる「三菱商船学校」が開設された他、船員教育発祥の地の碑がある。

▶八丁堀の地名は、寛永年間、通船の便を図った堀の長さが八丁余（約900m）あったことによる。江戸の町奉行所勤務の与力・同心の居住区となっていた。現在は、商工業と住宅の入り混じった地域となっている。

▶新川一丁目と江東区佐賀・永代二丁目に架かる永代橋は、事故や災害で何度となく架け替えが行われ、大正15年（1926）に重厚でたくましい外観の橋に架け替えが行われた。「新たな鋼材を使うことで最大支間を実現した鋼アーチ橋」などの評価により平成19年（2004）６月、国の重要文化財に指定された。また、永代橋とは対照的に、流れるような優美なデザインとして評価される橋が清洲橋（日本橋中洲～江東区清澄一丁目）である。「当時の最先端技術による昭和初期を代表する吊橋」などの評価を受け平成19年（2007）６月、国の重要文化財に指定された。

日本橋地域

▶日本橋は慶長８年（1603）初架。翌年「五街道の制」が確立されてからは、日本の中心・江戸繁栄の象徴となって今日に至っている。今のルネサンス式石橋は、長さ約49m幅約27mで、欄干の麒麟は東京の繁栄を、獅子は東京の守護を表現している。明治44年完成。８個の灯柱は青銅で、当時の東京美術学校の制作。橋名は徳川慶喜の筆である。また、平成11年５月には、使用されている道路橋として、初めて国の重要文化財に指定された。橋の中心部には、日本国道路元標が埋め込まれている。旧東京市道路元標は、昭和46年３月に橋の北詰西側に移され、記念として残されている。毎年４月には春の名橋「日本橋」まつり、７月には橋洗いが実施されている。橋畔に乙姫の記念碑がある。南詰東側の「滝の広場」には、日本橋船着場が整備され舟運観光の拠点となっている。平成29年には日本橋観光案内所がオープンした。

▶日本橋および日本橋室町一帯は、江戸の商業発祥地として早くから商店街を形成した地域であり、本区の陸の玄関東京駅にも近く、今なお三越日本橋本店、日本橋髙島屋の百貨店をはじめ、老舗やわが国の産業を代表する各方面の企業が軒を並べている。東京メトロ三越前駅の地下コンコースにある「熙代勝覧」は、文化２年（1805）頃の日本橋から今川橋までの大通り（現在の中央通り）を東側から俯瞰し、江戸時代の町人文化を克明に描いた絵巻物で、日本橋の歴史や文化を後世に伝える貴重な作品である。

▶外壁を囲む円柱など優れたデザインが光る三井本館の近く日本銀行（日本橋本石町二丁目１番１号）のあるところは、江戸時代、金座のあったところである。日本銀行前の外堀にかかる旧常磐橋は、開府当時の江戸城正門跡で、明治10年、西洋式石橋の始まりとなった。常盤橋は東日本大震災によって損傷し修復中だったが、令和３年、創建時の姿に復元された。堀向こうの石垣は慶長年間（1596～1614）の原型を今に伝え、その一角にこの保存に努力した渋沢栄一の銅像、すぐ近くの一石橋橋畔には、迷子知らせ石標がある。現在、2040年度の名橋「日本橋」上空の高架橋の撤去完了に向け工事が進んでおり、周辺の再開発と一帯となった水辺空間創出など大きな変化が見られる地域である。

▶兜町・茅場町周辺は、東京証券取引所を中心として証券会社が集中し、日本のウォール街ともいわれ、わが国の産業のバロメーターとなっている。東京証券取引所（日本橋兜町二番１号）は明治11年東京株式取引所として創立、昭和42年社団法人として改組、さらに、平成13年株式会社として改組、現在に至っている。また、平成11年に株券売買立会場は閉場、跡地は現在、「東証 Arrows」としてオープンし、新たな東京市場のシンボルとなっている。さらに、日本橋茅場町一丁目には、日枝神社日本橋摂社や俳人宝井其角の住居跡がある。

▶小伝馬町はかつて、江戸時代は伝馬町牢屋敷の所在地として知られた。吉田松陰や平賀源内らが万斛の涙をのんでたおれた地でもあるが、現在は明るい十思公園となっている。公園内にある銅鐘は、かつては本石町にあり、「石町の鐘」として江戸市民に親しまれた時報鐘である。

▶寶田恵比寿神社・椙森神社一帯では、毎年10月19日、20日にべったら市が開催される。

▶馬喰町・横山町は、日光や奥州方面に向かう日光街道とも重複していた本町通り、が将軍が日光参詣の際に用いる「御成道（おなりみち）」であり、江戸のメインストリートであったため、繊維問屋をはじめ、身辺雑貨、文房具、かばん、袋物の問屋が軒を連ねる特色ある街である。江戸開府以来続いている問屋街のルーツであり、問屋街としては全国一の規模を誇る。また、通油町界隈は、有名版元が軒を連ねる江戸随一の出版業界の中心地でもあった。

▶薬研堀不動院がある東日本橋一帯では、12月26日から３日間、正月用品を売る「歳の市」が立ち江戸の情緒を伝えている。

▶人形町の地名は比較的新しいが、「切られ与三」の芝居で有名な玄冶店跡があり、今も下町情緒があふれた活気ある商店街となっている。毎年８月上旬に、せともの市、11月には人形町まつりが開かれる。

近くの水天宮（日本橋蛎殻町二丁目４番１号）は文政元年（1818）三田の有馬邸に当時の藩主有馬頼徳が、領地久留米より水天宮の分社を建てたのが始まりで、明治５年現在の地に遷社した。安産と水難、水商売などに御利益があるという。

▶また、箱崎町には新東京国際空港との接続点である東京シティエアターミナルがある。

▶浜町は開府当時、文字通りの海浜であったが幕末は武家地となった。隅田川河畔の浜町公園は、旧熊本細川藩の庭園で清正公寺もその一隅にある。毎年８月に大江戸まつり盆踊り大会が開催される。

明治座（日本橋浜町二丁目31番１号）は、場所が何度か移り、名称も喜昇座、久松座などと変わったが、電灯を最初に使用した劇場として明治26年ここに開場した。黙阿弥の名作を多く初演した。明治座前の通りは金座通りと呼ばれ、昔の金座（今の日本銀行のところ）に運搬する材料を浜町河岸から陸揚げして運んだ道である。

▶このエリアは、日本橋地域に鎮座する七福神（８神社）を参拝しながら、下町風情を味わう日本橋七福神めぐりが楽しめる。七福神への信仰は、室町時代からはじまったといわれ、現在も盛んに行われている。七福神めぐりの途中にある人形町通りや甘酒横丁には、江戸下町の伝統を受け継ぐ老舗が立ち並ぶ。

隔年で5月に徳川将軍が上覧し天下祭と呼ばれた神田祭が盛大に開催される。

月島地域

▶日清戦争の勃発（明治27年）により、新興の町月島は、造船業、鉄工業を中心に大いに活気づいた。明治29年に開始された「月島の渡」は徹夜で渡船を行うほどだったという。明治38年旅順陥落に際し「かちどきの渡」が始められた。月島の一層の発展により勝鬨橋が架けられた（昭和８年着工、15年竣工）。全長246m、中央部約80m が約70秒で上方70度に跳ね上がるシカゴ型可動橋であるが、橋上交通量の増加および隅田川を大型船舶が通行しなくなったため、昭和45年以来開閉していない。現在の月島は、再開発により高層化され、もんじゃストリートの名で親しまれる月島西仲通り商店街は、月島名物となっているもんじゃ焼店などでにぎわっている。

▶佃島は、正保のころ（1644～47）摂津国佃村の漁民が移住以来、将軍へ日々の鮮魚などを献じた。特に白魚は将軍の食膳に不可欠なものだったといい、今も佃の漁業協同組合には葵の紋入りの白魚献上箱を伝えている。昭和41年まで白魚まつりが行われていた。佃煮も有名で、今も海の香りがあふれる場所である。佃島の盆踊は、延宝８年（1680）日本橋橘町から築地に本願寺が移った時、佃島の漁民が祖先の霊を祀るために網干場で踊った念仏踊りにはじまる全国でも珍しいものである。住吉神社は正保のころ、大阪の住吉神社の分霊を移したもので、佃から月島一帯の氏神となっている。江戸時代は廻船問屋筋の信仰を受けた。今なお多くの古文書を伝えている。今の建物は明治３年に完成したもの。３年に１度、８月上旬に４日間行われる大祭には、江戸三大ばやし（葛西ばやし、神田ばやし、佃ばやし）の一つである佃ばやしにはやされながら、約三百貫の八角みこしが繰り出し、五反のぼりや獅子がしらのもみ合いに全島沸きかえる。佃島の盆踊とともに郷土の誇りとなっている。かつて人足寄場が置かれ石川島と呼ばれていた一帯には、現在リバーシティ21という隅田川河口のウォーターフロントを象徴する高層住宅群と、石川島灯台のモニュメントを中心とした都心の憩いの場として佃公園がある。

▶佃大橋は、昭和39年架橋。長さ220m、幅25m、高さ8.35m。佃大橋架橋までは「佃の渡し」が運行されていた。正保のころの手漕渡船にはじまり、民営から東京市営、中央区営と移った。約200m の渡河に約３分を要し、28人の係員が交代で朝６時から夜10時まで平均15分おきに１日65往復し、１日１万人前後の利用者があったが、昭和39年夏、佃大橋架橋とともにその懐かしい姿を消した。中央大橋は、平成５年架橋。橋の中央にはパリ市から贈られた、帆船を抱いた女神のブロンズ像「メッセンジャー（フランス人彫刻家ザッキン作）」が飾られている。

▶晴海・勝どきは、銀座から車で５分の至近距離にあり、晴海一丁目の再開発で誕生した「晴海アイランド トリトンスクエア」はオフィスや個性的な店舗が揃うタウンスポットとして定着している。晴海埠頭の客船ターミナルは、内外の豪華客船が寄港し、陸の玄関東京駅に対し、海の玄関となっていた。令和４年２月20日に閉鎖したが、令和７年６月にリニューアルし、東京国際クルーズと晴海客船ターミナルの２拠点で再開した。

▶また、東京2020大会の選手村として使用されたエリアは、令和４年10月にカフェなどを併設した晴海ふ頭公園や晴海緑道公園が開園し、大会レガシーの銘板が設置されている。さらに、晴海区民センターでは、ビレッジプラザの木材が再利用され、休戦ムラールが展示されている。晴海地域交流センター「はるみらい」では、選手のサイン入り“折り鶴プロジェクト”のオブジェが展示されている。他にも、晴海五丁目ターミナル（通称：マルチモビリティステーション）や、船着場が整備され、交通の利便性が向上した。

中央区「おはこ十八景」・「夜景八選」

平成19年３月「中央区制60周年」に当たり、中央区観光協会が昭和57年に選定した中央区八景に、投票を参考に選定した新たな中央区十景を加え、十八景とした。

名称も新たに、江戸歌舞伎発祥の地である本区の特性を生かし、歌舞伎十八番の“十八番”にちなみ中央区「おはこ十八景」とし、併せて夜景を楽しむことができるスポット中央区「夜景八選」も同時に選定した。

中央区「おはこ十八景」

１．隅田川８橋
２．築地本願寺
３．日本銀行本館
４．聖路加国際病院聖ルカ礼拝堂とトイスラー記念館
５．日本橋・京橋・銀座中央通り
６．佃島とリバーシティ21
７．三井本館と三越日本橋本店
８．人形町通りと甘酒横丁
９．日本橋七福神
10．中央区の祭
11．安産の水天宮
12．お江戸日本橋
13．銀座
14．浜離宮庭園
15．朝の築地市場（平成30年閉場）
16．歌舞伎座
17．べったら市
18．東京港晴海埠頭

中央区「夜景八選」

１．東京湾大華火祭（中央区制施行80周年記念・港区政80周年記念で開催）
２．勝鬨橋
３．和光（セイコーハウス銀座）
４．東京湾の夜景
５．隅田川テラスと屋形船
６．晴海アイランド トリトンスクエア
７．永代橋
８．中央区の盆踊り

第７編　文化・生涯学習・スポーツ

文化・国際交流

心の豊かさを求める区民の要望や価値観の多様化などに応えるため、積極的に文化行政を進めるとともに、姉妹都市交流をはじめとする国際交流活動の推進や外国人区民への支援を行っている。

また、「中央区文化・国際交流振興協会」への助成を行い、区民が主体となった文化・国際交流活動の振興を図っていく。

文化施策の推進

平成20年３月に中央区文化振興懇談会から区に提言を受けた「中央区文化振興プラン」に基づき、区民が心豊かな生活を送るとともにコミュニティの活性化を図るための文化施策を推進している。

まるごとミュージアム

文化・芸術の秋に区内を回遊しながら、区の文化的魅力を区民などが体験できるよう中央区文化・国際交流振興協会と共催で実施している。

まるごとミュージアム2025実施状況

開催日時　令和７年11月９日(日)
　　午前10時～午後４時

実施場所　区内全域

参 加 者　延べ 51,000人

文化振興プロデュースチーム

「中央区文化振興プラン」に基づき、区民や民間事業者などが主体となって区の文化振興を進めていくため、中央区文化・国際交流振興協会に設置した。文化の専門家などで構成しており、まるごとミュージアムをはじめ、区や文化・国際交流振興協会が行う文化事業への企画・立案や助言および区民の文化活動の支援などを行っている。

まちかど展示館

地域住民自らが地域にある文化資源を発掘し、展示・公開する「まちかど展示館」の運営を支援している。また、展示館事業者などで構成する運営協議会を中心に観光・文化資源として活用していくため、展示館情報の発信やイベントの実施などの取り組みを推進している。

認定件数　29件

ホームページアドレス
　　https://www.chuoku-machikadotenjikan.jp/

東京国際合唱コンクール in HARUMI

中央区晴海において「東京国際合唱コンクール in HARUMI」を一般社団法人東京国際合唱機構と共同で開催し、区民が世界水準の合唱文化に親しむ機会を創出し、文化振興および国際交流などの一層の推進を図っている。

・コンクール
　日　程　令和８年７月24日（金）～ 26日（日）
　会　場　第一生命ホール（晴海トリトンスクエア内）
・東京国際合唱祭（オープニングコンサート）
　日　程　令和８年７月23日（木）
　会　場　月島社会教育会館ホール
・まちかどコンサート
　日　程　令和８年７月24日（金）
　会　場　京橋エドグラン
　日　程　令和８年７月23日（木）、25日（土）
　会　場　江戸桜通り地下歩道
・地域家庭教育推進協議会による親子学習会
　合唱ワークショップ
　　日　程　令和８年７月５日（日）
　　会　場　月島社会教育会館
　東京国際合唱コンクール鑑賞
　　日　程　令和８年７月26日（日）
　　会　場　第一生命ホール

国際交流

姉妹都市との交流

平成３年度に姉妹都市提携を行ったオーストラリア・サザランド市と、中学生の海外体験学習などの交流事業（毎年実施）を通じて友好を深めている（373頁参照）。

また、サザランド市との姉妹都市提携を記念して、５年ごとに交流事業を行っている。

生活ガイドブックの作成

外国人区民が増えている状況を踏まえ、日常生活に役立つ行政サービスをまとめた「生活ガイドブック」を４カ国語（日本語・英語・中国語・韓国語）で発行している。令和６年度に改訂し、3,500部を発行した。

外国人区民に対する通訳・翻訳サービスの実施

外国人区民の行政手続きが円滑に行われるよう、区役所文化・生涯学習課内に英語による通訳・翻訳窓口を週２日開設している。

また、通訳コールセンターを設置するとともに、区役所窓口でタブレットによる通訳サービスも実施している。

さらに、令和７年５月から一部窓口で二次元コードをスマートフォンなどで読み取ると、通訳者へつながる通訳サービスを開始した。

中央区文化・国際交流振興協会

所在地　新富１－13－24　新富分庁舎内
☎（3297）0251　FAX（3297）0253
ホームページアドレス　https://www.chuo-ci.jp/

中央区文化・国際交流振興協会は、中央区に住み、働き、集う人々の文化活動と国際交流活動を支援・推進する目的で平成３年５月に設立。

古典芸能鑑賞会などの開催や文化事業を行う団体に対し支援・助成をするとともに、「国際交流のつどい」や外国人を対象とする「日本語教室」などを通して、文化活動および国際交流の一層の振興を図っている。

なお、「中央区文化振興プラン」の提言に基づき、区と共催で「まるごとミュージアム」を区内全域で開催するとともに、区民の自主的な文化活動の推進・拡大を図るため文化の専門家などからなるプロデュースチームを設置している。

令和７年度　中央区文化・国際交流振興協会事業実績

区分	事業名			会場	実施日など	参加人員など
文化振興事業	古典芸能鑑賞会			日本橋劇場	令和７年11月１日	281人
	文化講座「日本の心を未来につなぐ「和服の魅力」」			本の森ちゅうおう	令和７年10月２・９・23日	延べ182人
	特別文化講演会 ・蔦屋重三郎と江戸の浮世絵　～特別展「蔦屋重三郎コンテンツビジネスの風雲児」の見どころ～ ・深宇宙展がひらく宇宙への扉「監修者とめぐる見どころと宇宙開発の未来像」 ・「ゴッホ展　家族がつないだ画家の夢」の見どころ ・「スウェーデン絵画　北欧の光、日常のかがやき」の見どころ			・日本橋社会教育会館 ・日本橋劇場	令和７年５月２日 令和７年８月６日 令和７年10月３日 令和８年２月12日	延べ837人
	コンサート「村治佳織＆村治奏一 ギター・デュオコンサート」～姉弟デュオが醸し出す　至高の響き～			中央会館	令和７年９月５日	753人
	文化推進事業助成		助成	文化創造・発信事業助成	令和６年度助成決定（７年度実施） 令和７年度　〃　（８年度実施予定）	４件 ３件
				文化団体活動助成	令和６年度助成決定（７年度実施） 令和７年度　〃　（８年度実施予定）	４件 ２件
				文化推進事業助成		２件
			後援	区内団体による文化事業		11件
	中央区まるごとミュージアム			中央区全域	令和７年11月９日	延べ51,000人
	中央区文化プロデュースチーム			３回開催（６・10・12月）		
国際交流振興事業	国際交流のつどい			築地社会教育会館	令和７年11月15日	445人（ボランティア等含）
	国際交流サロン			男女平等センターなど	11回（11月を除く毎月）	外国人　延べ97人 日本人　延べ89人 ボランティア　延べ90人
	姉妹都市親善写真展			区役所、各区民センター	令和８年１月25日～２月20日	―
	日本語教室	協会主催	水曜日教室	男女平等センター	毎月第１，２，３水曜日	外国人　延べ305人 ボランティア　延べ264人
			木曜日教室	新富区民館	毎月第１，２，３木曜日	外国人　延べ532人 ボランティア　延べ465人
			土曜日教室		毎月第２，３，４土曜日	外国人　延べ612人 ボランティア　延べ496人
		協会支援	ワールドフレンズ 日曜にほんごクラブ	日本橋社会教育会館	毎週日曜日	外国人　延べ643人 ボランティア　延べ323人
			日本語おたすけたい		月曜日	外国人　延べ294人 ボランティア　延べ271人
			月島日本語倶楽部	月島社会教育会館	毎週火曜日	外国人　延べ197人 ボランティア　延べ207人
			日本語コミュニケーション・パートナー	新富区民館	火曜日	外国人　延べ203人 ボランティア　延べ231人
			銀座日本語教室	築地社会教育会館	毎月第１，２，３水曜日	外国人　延べ320人 ボランティア　延べ344人
			にこにこ日本語	佃区民館	木曜日	外国人　延べ898人 ボランティア　延べ378人
			CNC月島	月島区民館	毎月第１，２，３金曜日	外国人　延べ655人 ボランティア　延べ297人
			にほんご生活	築地教会別棟	毎週土曜日（オンラインと対面学習を併用して実施）	外国人　延べ428人 ボランティア　延べ222人
	日本語指導者養成講座			新富区民館	令和７年５月～９月 （全44時間）	25人
	日本語ステップアップ講座			令和７年９月～令和８年３月　全５回　14時間		延べ118人
	国際交流推進事業助成			―	―	後援・助成　０件
ボランティア活動支援			ボランティア研修会 ・「もっと伝わる！やさしい日本語」実践編 ・ボランティア活動をもっと楽しむために～「聴く力」が生きるコミュニケーションを目指して～	新富区民館	令和７年11月27日 令和８年３月24日	延べ51人
			ボランティアの派遣・活動	月島保健センターなど	年間を通じて必要の都度	通訳ボランティアなど 延べ12人
機関誌の発行				―	年２回（７月、12月）発行	各回5,500部

生涯学習

生涯を通じた学習の推進

より豊かな文化の享受や積極的な社会参加を目指す区民の意欲に応えるため、平成19年度に「生涯学習の推進事務」を教育委員会から区長部局へ移行し、文化振興と一元的に展開できるよう組織を再編整備した。

区民の生涯学習が円滑かつ効果的に行われるよう、学習の場や機会の提供、社会教育関係団体の育成などに努めている。

中央区民カレッジ

区民の生涯を通じた学習活動を推進するため、各種講座を体系化し、大学や民間の生涯学習関係機関などとも連携しながら、中央区民カレッジを開設している。

中央区民カレッジには、目的に応じて「まなびのコース」、「シニアコース」、「生涯学習サポーター養成コース」の三つのコースがあり、「まなびのコース」、「シニアコース」は３学年制で、「生涯学習サポーター養成コース」は１年間で修了する。

講座は、区内在住・在勤・在学者を対象としており、区民カレッジ生にはコースに応じて優先的に申し込みができる枠を設けている。

中央区民カレッジのコース

１　まなびのコース

18歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象とし、地域の歴史や文化、現代社会をテーマとした「きほんの講座」、料理や音楽など趣味の幅を広げる「趣味の講座」および区内の生涯学習関係機関などと連携して実施する「連携講座」で構成している。

２　シニアコース

60歳以上の区内在住者を対象とし、１年生は「総合学習」、２・３年生を「クラブ学習」として構成している。

３　生涯学習サポーター養成コース

18歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象に、まち案内（文化財サポーター）、学習講座の企画運営（生涯学習コーディネーター）、メディア作品の発信（区民メディアリポーター）などの生涯学習に関するボランティアを育成することを目的として開講している。

また、外国語で区の魅力を紹介できる人材を育成するため、本コースの修了生でボランティアをしている方を対象に語学講座を実施している。

令和７年度実施状況

講座数（延べ回数）　90講座（455回）

定　員　3,900人

参加者　2,847人

区民文化祭など

俳句、謡曲、吟詠、短歌、囲碁、将棋、書道、華道、茶道、民踊、洋画美術、太鼓活動を行う各団体により構成された12の文化連盟が組織され、それぞれ情報交換や大会などを行っている。

区では、これらの団体に活動成果を発表する機会を提供するため、各文化連盟で構成される「中央区文化連盟連絡協議会」との共催により展示会や大会を社会教育会館などにおいて実施している。

令和７年度実施状況

開催日　令和７年10月９日（木）～12月７日（日）

参加者　延べ 2,576人

中央区の街並み絵画展

本区の街並みは急速に変化し、昔の面影が失われつつある。そこで、本区の景観を多くの人々の絵筆を通してもう一度見つめ直す機会とするとともに、現在の街の姿を絵画にして広く公開するため、「中央区の街並み絵画展」をアートはるみのギャラリーにおいて開催している。

また、作品の一部を区役所および日本橋・月島・晴海区民センターに通年で展示している。

令和７年度実施状況

開催日　令和７年11月５日（水）～９日（日）

会　場　アートはるみギャラリー

出展数（出展者数）　74点（51人）

観覧者　283人

中央区かえで学級

知的障害のある方が学校卒業後にも生涯学習をする場とし、社会の中で自立して生きていく力を身に付けることを目的として実施している。心身障害者教育の一つとして昭和45年より開設していた「中央区かえで青年学級」を、「青年学級振興法」が廃止されたことに伴い、平成12年度から「中央区かえで学級」と改めた。

令和７年度実施状況

学 級 生　36人

実施回数　18回（20日間）（うち２回は宿泊）

社会教育関係団体の育成・支援

社会教育活動を側面から支援するため、社会教育関係登録団体に対する指導者の派遣や学習相談、社会教育会館などの施設使用料の減額、サークル発表会・交流会などを行っている。

社会教育関係登録団体数　657団体

（令和８年６月30日現在）

文化のリレー

茶道や手話などのさまざまな文化活動を行っている社会教育関係登録団体のボランティア活動により、子どもたちへ文化的・趣味的活動の機会を提供するとともに、世代間の交流を活発にするため、各社会教育会館やプレディなどで実施している。

令和７年度実施状況

実施回数　19回

参 加 者　522人

社会教育会館

築地・日本橋・月島社会教育会館は、区民に社会教育の機会と場所を提供し、社会教育の振興を図ることを目的として設置しているもので、地域の社会教育活動の拠点として、重要な役割を果たしている。

これらの施設は、各種サークルに生涯学習や地域活動、レクリエーション活動、スポーツ活動などの場として利用されている。

なお、社会教育関係登録団体が集会室など（体育施設、ホールを除く）を利用する場合は、一般団体の使用料の３割に相当する額で利用できる。

利用時間

・午前　午前９時～正午

・午後　午後１時～５時

・夜間　午後６時～９時（延長は10時まで）

◎休館日は12月29日～１月３日

社会教育会館概要および利用状況

名　称	所在地（電話）	延床面積	令和７年度利用実績	
			利用団体数	利用者数
築地社会教育会館	築地４－15－１ ☎（3542）4801	㎡ 5,266	団体 10,149	人 130,506
日本橋社会教育会館	日本橋人形町１－１－17 ☎（3669）2102	3,274	7,674	139,325
月島社会教育会館	月島４－１－１ ☎（3531）6367	3,091	7,069	127,776
晴海分館アートはるみ	晴海１－４－１ ☎（3531）9190	1,799	3,275	44,330

築地社会教育会館

社会教育やスポーツ活動に利用できる施設として昭和55年５月に開設した。

スポーツ施設の屋内体育場は団体利用、卓球室およびトレーニング室については個人で利用できる。

＜施設の概要＞

１　社会教育施設

⑴　講習室

講演会、ダンス、コーラスなど

⑵　第１～第５洋室

学習、ダンス、コーラスなど

⑶　第１～第３和室

茶道、舞踊、学習など

⑷　料理教室

料理の実習

⑸　視聴覚室

学習、コーラスなど

⑹　音楽室

音楽練習など

１⑴～⑹の施設は、社会教育関係登録団体の利用がないとき、集会施設として一般団体も利用できる。

２　体育施設

⑴　屋内体育場

バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球などの競技

⑵　卓球室

卓球競技

⑶　トレーニング室

基礎体力養成、ストレッチトレーニング

使　用　料

（集会施設）

区分／種別	午前	午後	夜間	全日	夜間延長
講習室	6,500円	9,000円	9,000円	21,500円	1,800円
第１洋室	3,600	5,400	5,400	13,000	1,080
第２洋室	1,600	2,200	2,200	5,400	440
第３洋室	2,800	3,600	3,600	9,000	720
第４洋室	1,800	2,400	2,400	5,900	480
第５洋室	1,800	2,400	2,400	5,900	480
第１和室	1,800	2,400	2,400	5,900	480
第２和室	1,800	2,400	2,400	5,900	480
第３和室	3,500	5,400	5,400	12,900	1,080
料理教室	3,600	5,400	5,400	13,000	1,080
視聴覚室	4,900	7,200	7,200	17,400	1,440
音楽室	1,800	2,400	2,400	5,900	480

（体育施設）

種別＼区分	午前	午後	夜間	全日	夜間延長
屋内体育場	6,500円	12,900円	12,900円	29,100円	4,300円
（半面利用）	3,250	6,450	6,450	14,550	2,150
トレーニング室	午前・午後・夜間各１回につき大人250円／人、小人150円／人				大人80円 小人50円
卓球室（４台）					

◎トレーニング室利用は高校生以上

（屋内体育場付帯設備）

種目	設備	単位	金額
バスケットボール	バスケットボード	１式１回	200円
バレーボール	支柱・ネット・審判台	〃	200
バドミントン(ソフトバレー)	〃	〃	100
卓球	卓球台・ネット	〃	100

日本橋社会教育会館

昭和46年に日本橋特別出張所内に開設し、平成６年４月に日本橋小学校・日本橋図書館複合施設の改築を機に同施設へ移転した。

当館のホールは、座席を電動で出し入れできるため、多目的な利用が可能である。

＜施設の概要＞

１　社会教育施設

⑴　講習室
　講演会、ダンス、バレエなど

⑵　第１～第３洋室
　学習、ダンス、コーラスなど

⑶　第１・第２和室
　茶道、舞踊、学習など

⑷　料理教室
　料理の実習

⑸　音楽室
　音楽練習など

２　ホール
　講演会、演奏会、各種発表会など

１⑴～⑸および２の施設は、社会教育関係登録団体の利用がないとき、集会施設として一般団体も利用できる。

使　用　料

（集会施設）

種別＼区分	午前	午後	夜間	全日	夜間延長
講習室	3,600円	5,400円	5,400円	13,000円	1,080円
第１洋室	2,100	2,800	2,800	6,900	560
第２洋室	2,100	2,800	2,800	6,900	560
第３洋室	1,600	2,200	2,200	5,400	440
第１和室	2,600	3,200	3,200	8,100	640
第２和室	1,800	2,400	2,400	5,900	480
料理教室	2,800	3,600	3,600	9,000	720
音楽室	1,600	2,200	2,200	5,400	440

（ホール）

種別＼区分		午前	午後	夜間	全日	夜間延長
ホール（204席）	平日	8,700円	11,700円	14,600円	31,500円	2,920円
	土･日･祝･休	10,400	14,000	17,500	37,800	3,500
ホールフロア（186㎡）	平日	7,000	9,400	9,400	23,200	1,880
	土･日･祝･休	8,400	11,300	11,300	27,900	2,260

◎ホールの利用で、入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、本表使用料の５割増し

月島社会教育会館

月島特別出張所等複合施設（社会教育会館・特別出張所・図書館・児童館など）内に昭和63年５月に開設した。

当館のホールは、座席を電動で出し入れできるため、多目的な利用が可能である。

＜施設の概要＞

１　社会教育施設

⑴　講習室
　講演会、ダンス、バレエなど

⑵　第１～第３洋室
　学習、ダンス、コーラスなど

⑶　第１～第３和室
　茶道、舞踊、学習など

⑷　料理教室
　料理の実習

２　ホール
　講演会、演奏会、各種発表会など

１⑴～⑷および２の施設は、社会教育関係登録団体の利用がないとき、集会施設として一般団体も利用できる。

使　用　料

（集会施設）

種別＼区分	午前	午後	夜間	全日	夜間延長
講習室	3,600円	5,400円	5,400円	13,000円	1,080円
第１洋室	2,100	2,800	2,800	6,900	560
第２洋室	2,100	2,800	2,800	6,900	560
第３洋室	2,800	3,600	3,600	9,000	720
第１和室	1,800	2,400	2,400	5,900	480
第２和室	3,000	4,000	4,000	9,900	800
第３和室	1,400	1,900	1,900	4,700	380
料理教室	3,600	5,400	5,400	13,000	1,080

（ホール）

種別＼区分		午前	午後	夜間	全日	夜間延長
ホール（240席）	平日	10,900円	14,600円	18,200円	39,300円	3,640円
	土･日･祝･休	13,100	17,500	21,800	47,200	4,360
ホールフロア（214㎡）	平日	8,100	10,800	10,800	26,700	2,160
	土･日･祝･休	9,700	13,000	13,000	32,000	2,600

◎ホールの利用で、入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、本表使用料の５割増し

月島社会教育会館晴海分館〔アートはるみ〕

美術・工芸・音楽などの芸術・文化活動を主目的に、平成６年４月に月島第三小学校、晴海幼稚園、ふれあい作業所との複合施設内に開設した。

なお、当施設ギャラリー利用申し込みの抽選会は月島社会教育会館本館で行っており、絵画・写真・書道・陶芸などの展示利用を優先している。

＜施設の概要＞

社会教育施設

⑴　洋室
　学習、ダンス、コーラスなど

⑵　ギャラリー
　絵画、書道などの展示、ダンス、コーラスなど

⑶　音楽室
　音楽練習など

⑷　美術工芸室
　美術、陶芸、手工芸など

⑴～⑷の施設は、社会教育関係登録団体の利用がないとき、集会施設として一般団体も利用できる。

使　用　料

（集会施設）

種別＼区分	午前	午後	夜間	全日	夜間延長
洋室	1,800円	2,400円	2,400円	5,900円	480円
音楽室	2,800	3,600	3,600	9,000	720
美術工芸室	3,600	5,400	5,400	13,000	1,080
ギャラリー	12,900	17,500	17,500	43,100	3,500
（半面利用）	6,450	8,750	8,750	21,550	1,750

（付帯設備使用料）

種別＼区分	本焼き	素焼き
電気窯Ａ（20㎾）	2,300円	1,200円
電気窯Ｂ（10㎾）	1,200	600

家庭教育支援の推進

家庭教育の推進や親力の強化を図るため、区、学校関係者、PTA、民生・児童委員、青少年委員など地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」を設置している。学校やPTA、地域の子育て支援団体と連携し家庭教育学習会を実施するなど家庭教育を学ぶ機会を提供している。

令和７年度家庭教育学習会などの実施状況

講座数（回数）　67講座（70回）

参加者数　1,742人

青少年の健全育成

青少年問題協議会

青少年の指導・育成などに関する総合的な施策の策定と適切な実施を目的として「地方青少年問題協議会法」に基づき、区条例により区長の附属機関として設置している。協議会は会長（区長）と委員55人で構成され「中央区青少年健全育成基本方針」の決定などを行っている（委員一覧は416頁参照）。

「令和８年度中央区青少年健全育成基本方針」の重点目標は次のとおりである。

１　思いやりのある明るく温かい家庭づくりの推進
２　学校での健全育成の推進
３　地域ぐるみの健全な社会環境づくりの推進
４　青少年の社会参加活動の促進

また、薬物乱用によって起こる犯罪行為などを防止するとともに薬物乱用の根絶を目指すため、令和８年度も引き続き、薬物乱用防止運動を推進していくことが決定された。

補導連絡会

地域における青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会の組織として警察署管轄区域を単位に４団体を設置

している。各団体は、定例会・街頭補導・施設見学などを実施し、非行少年などについての情報交換や問題青少年の指導方法について学習している。

委員は、児童委員、保護司、少年補導員、青少年委員、小・中・高等学校の生活指導主任などの中から、青少年問題協議会会長が原則として任期２年で委嘱している。

補導連絡会別委員数　（令和８年７月１日現在）

	会長名	委員総数
中央補導連絡会	海老原　裕	43人
久松補導連絡会	太田　雅久	42
築地補導連絡会	鈴木　英子	42
月島補導連絡会	木切倉　朗	84
合　計		211

青少年対策地区委員会

地域社会における青少年の健全育成を図るための自主団体として、連合町会単位に19地区委員会が設置されている。

それぞれの地区委員会は、青少年問題協議会で審議決定した施策の実施に協力するとともに、地域の実情に応じた各種行事を実施している。また、各地域における青少年関係団体などの活動についての連絡調整を行っている（委員会一覧は412頁参照）。

区では、地区委員会の活動支援として事業経費に対する補助金の交付やバス借り上げ費の助成、委員研修の実施、行事に対する講師の派遣、行事参加者の事故に備え傷害保険への加入などを行っている。

青少年委員

「中央区青少年委員の設置等に関する規則」により、各青少年対策地区委員会から推薦を受けた方に教育委員会が委嘱している。

青少年委員は、青少年活動の指導・助言などの他、区が行う青少年教育事業の協力者として、少年リーダー養成研修会、子どもフェスティバルなどの運営を行っている。

青少年委員の職務は、次のとおりである。

１　青少年の余暇指導に関すること
２　青少年団体の育成に関すること
３　青少年指導者に対する助言と協力に関すること
４　官公署、学校および青少年関係団体相互の連絡に関すること
５　その他青少年教育の振興に関すること

（委員一覧は412頁参照）

少年リーダー養成研修会

小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけづくりとして、青少年委員が中心となり、野外活動、レクリエーション、集団生活などを行う研修会を実施している。

令和７年度実施状況

実施日および会場

中学生研修　令和７年７月19日（土）　中央区役所
事前研修　令和７年７月26日（土）　総合スポーツセンター
宿泊研修　令和７年８月９日（土）～12日（火）　柏学園
事後研修　令和７年８月31日（日）　築地社会教育会館
対　　象　区内在住・在学の小学校５年生から中学校３年生まで
参 加 者　96人

子どもフェスティバル

区内の子どもたちが、さまざまな児童文化活動やレクリエーションなどを通じて異なる年齢や他の地域の子どもたちと触れ合い、互いに知り合う機会を提供するため開催している。

令和７年度実施状況

実施日　令和７年10月19日（日）
会　場　浜町公園、浜町運動場、総合スポーツセンター
参加者　13,000人

新年こども羽根つき大会

子どもたちが冬季に健全な余暇を過ごすことを目的に、区立小学校全校が参加し、伝統的な遊びの羽根突きをスポーツ化し、独自のルールにより実施している。

令和７年度実施状況

実施日　令和８年１月10日（土）
会　場　総合スポーツセンター
参加者　372人

帰宅チャイム放送

子どもたちに帰宅時刻を守る習慣を身に付けてもらうことを目的に、区の防災行政無線を使用し年間を通じてチャイムを流している。

放送時刻　４月１日～９月30日の毎日午後５時
　　10月１日～３月31日の毎日午後４時30分
放送内容　ウェストミンスターの鐘（チャイム）

二十歳のつどい

本区では20歳の方の輝かしい前途を祝福するため、「成人の日」に記念式典を開催している。

令和７年度実施状況

実 施 日　令和８年１月12日（祝）
会　　場　ロイヤルパークホテル
参 加 者　639人

青年リーダーの育成

少年リーダーの経験者が、高校生・大学生・社会人などのそれぞれの年代において、活動できる場と機会の拡大を図るため、少年リーダー養成研修会 OBOG 会、二十歳の

つどい実行委員会 OBOG 会を組織している。

各 OBOG 会は、定例会や研修会で活動方針を協議しながら、地域活動への参加や区事業への協力などのボランティア活動を行っている。

青少年の現況

青少年人口

令和８年１月１日現在の本区における０歳から29歳までの青少年人口は53,083人で、本区総人口の191,015人の27.8％を占めている。

最近５年間の推移は表１に示すとおりで、青少年人口の割合は増加傾向にある。

また、この１年間に総人口は3,611人（1.9％）増加しているが、これに対して０～29歳の青少年人口は1,044人（2.0％）の増加となっている。

非行少年および不良行為少年

区内警察署管内で検挙・補導された非行少年および不良行為少年の推移をみると172頁**表２**のとおりであり、令和７年中に区内警察署管内で検挙・補導された少年の総数は208人で、前年の212人と比較すると４人（1.9％）減少している。

その内訳をみると不良行為少年が112人（53.8％）と最も多く、次いで犯罪少年51人（24.5％）、触法少年44人（21.2％）の順となっており、ぐ犯少年は１人（0.5％）であった。

１　犯罪少年

令和７年中に区内警察署管内で検挙された犯罪少年は51人で、前年の47人と比較すると４人（8.5％）増加している。

なお、警視庁管内で検挙された犯罪少年は3,467人で、前年の3,235人と比較すると232人（7.2％）増加している。

２　触法少年

令和７年中に区内警察署管内で補導された触法少年は44人で前年の33人と比較すると11人（33.3％）増加している。

なお、警視庁管内で補導された触法少年は1,527人で前年の1,547人と比較すると20人（1.3％）減少している。

３　不良行為少年

令和７年中に区内警察署管内で補導された不良行為少年は112人で、前年の131人と比較すると19人（14.5％）減少している。

なお、警視庁管内で補導された不良行為少年は29,834人で、前年の32,242人と比較すると2,408人（7.5％）減少している。

（注）「非行少年および不良行為少年」における用語の意味は、次のとおりである。

１　非行少年：犯罪少年、触法少年およびぐ犯少年をいう。

２　犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

３　触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

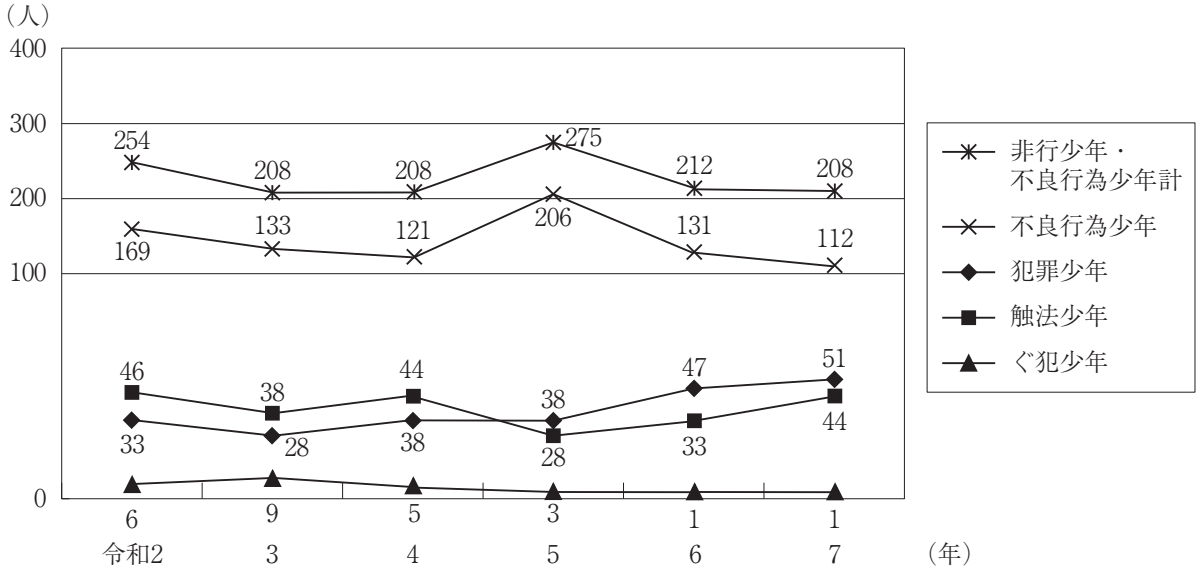
４　ぐ犯少年：性格、行状などから判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者をいう。

５　不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出などを行って警察に補導された20歳未満の者をいう。

表１　中央区の青少年人口　（各年１月１日現在）

区分／年	中央区の総人口			青少年人口（0～29歳）					
	男	女	計	男	男性総数との比	女	女性総数との比	計	人口比
	人	人	人	人	%	人	%	人	%
令和８年	91,326	99,689	191,015	26,542	29.1	26,541	26.6	53,083	27.8
令和７年	89,617	97,787	187,404	26,023	29.0	26,016	26.6	52,039	27.8
令和６年	84,212	92,623	176,835	24,270	28.8	24,148	26.1	48,418	27.4
令和５年	82,760	91,314	174,074	23,627	28.5	23,753	26.0	47,380	27.2
令和４年	81,477	89,942	171,419	22,933	28.1	23,180	25.8	46,113	26.9

表２　非行少年および不良行為少年の検挙・補導状況の推移



スポーツ

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機会を捉え、「スポーツ基本法」の基本理念などを踏まえ、本区のスポーツ推進の方向性を示す「中央区スポーツ推進ビジョン」を平成29年３月に策定した。このビジョンに基づき、スポーツ施設の整備充実や学校体育施設などの有効活用を図るとともに、競技スポーツの振興、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室の開催やスポーツ団体の育成に努める他、地域スポーツクラブの活動支援を行っている。

現行のビジョンの計画期間が令和８年度末をもって満了となることから、令和７年度に実施した区民などへの基礎調査や現行ビジョンの最終評価の内容などを踏まえて、令和８年度に「中央区スポーツ推進ビジョン」を改定する予定である。

また、区民などのスポーツ活動のさらなる推進を図るため、都内随一の水辺空間を活用し、ボートやカヌーなどの利用を想定した水上スポーツ関連施設を整備する。令和９年度の開設に向け、令和８年度は船着場等の工事を行う予定である。

さらに、スポーツ活動の担い手となるスポーツ指導者の育成と活用を図るため、スポーツ指導者養成セミナーの実施やスポーツ団体への指導者の派遣を行っている。

今後も、より一層誰もが気軽にスポーツを楽しめる機会の充実を図り、区民が健康で生涯を通じ生き生きとした生活を送れるよう、各種施策の推進に努めていく。

スポーツ推進審議会

「スポーツ基本法」および「中央区スポーツ推進審議会条例」により区長の附属機関として設置され、スポーツに関する学識経験者などに委員を委嘱している。

審議会は、区長の諮問に応じて、スポーツに関する事項について調査審議し、またこれらの事項に関して区長に建議している（委員一覧は417頁参照）。

スポーツ推進委員

「スポーツ基本法」および「中央区スポーツ推進委員に関する規則」により、スポーツに深い関心と理解を持ち、指導・調整能力のある方に委員を委嘱している。

スポーツ推進委員は、スポーツ事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技指導、その他スポーツを推進するための指導助言を行っている（委員一覧は413頁参照）。

スポーツ事業

区では、区民体育大会やスポーツ教室、障害者スポーツ体験会、「区民スポーツの日」（マラソン大会、スポーツイベント）など各種スポーツ事業を、中央区スポーツ協会、スポーツ推進委員などの協力を得て実施している。

また、スポーツ指導者の養成を図るため、スポーツ指導者養成セミナーなどを実施する他、スポーツ指導者の登録・派遣を行っている。

さらに、子どもから高齢者まで誰もが身近な施設でスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブの活動支援を行っている。

「中央区スポーツ協会」助成

中央区スポーツ協会の活動を支援するとともに、事業運営経費を助成し、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図っている。

スポーツ事業実績　（令和７年度）

区　分	事業名	種目など	会　場	日　程	参加人員
大会	東京都スポーツ大会	サッカー他18種目	駒沢オリンピック公園総合運動場体育館他	令和７年４月26日～６月14日･10月８日･令和８年３月１日	278人
	第79回区民体育大会	グラウンドゴルフ他31種目	月島運動場他	令和７年８月24日～令和８年３月15日	2,866人 359チーム
スポーツ教室	少年少女スポーツ教室	バレーボール他14教室	佃島小学校他	令和７年４月12日～令和８年２月28日	840人
	青年・成人スポーツ教室	硬式テニス他７教室	京橋築地小学校他	令和７年４月11日～令和８年２月27日	269人
	シニアスポーツ教室	水中エクササイズ	中央小学校他	令和７年４月12日～令和８年３月14日	137人
イベント	第37回「区民スポーツの日」	マラソン大会 スポーツイベント	月島運動場および周辺道路 月島運動場他	令和７年10月13日	10,500人 （うちマラソン大会1,196人）
	障害者スポーツ体験会	ラケットテニス他	総合スポーツセンター	令和７年７月５日・12月６日	65人
	障害者ボッチャ交流会	ボッチャ	総合スポーツセンター	令和８年２月14日	36人
スポーツ指導者養成・登録	スポーツ指導者養成セミナー	スポーツ指導者に必要な講義、実技	総合スポーツセンター他	令和７年５月22日～６月30日	28人
	スポーツ指導者養成セミナーフォロー研修	初心者に向けたスポーツ指導におけるコミュニケーションスキル他	区役所８階大会議室	令和７年７月30日・令和８年１月13日	62人

スポーツ施設

区民が屋外でスポーツ活動に取り組めるよう、運動場および豊海テニス場などを設置している。

各施設とも、区民が優先的に申し込める区民優先日を設けている。

利用者の利便性向上のため、令和６年10月１日から月島運動場・豊海テニス場については、キャッシュレス決済を導入した。

月島運動場

所在地　晴海１－３－29　新月島公園内
　　☎（3531）1869
面　積　18,949㎡
施　設　野球場３面（天然芝）
　　管理事務所（男女ロッカー室など）
　　夜間照明施設
使用料　昼間　１面２時間　2,000円
　　夜間　１面２時間　8,000円
　　（夜間照明施設の使用料を含む）

月島運動場利用状況　（令和７年度）

合　計	昼　間	夜　間
2,635面	2,409	226

浜町運動場

所在地　日本橋浜町２－59－１　浜町公園内
　　☎（3666）1501（総合スポーツセンター）
面　積　8,991㎡
施　設　運動場1面（軟式野球、サッカー他）（砂入り人工芝）
　　夜間照明施設
使用料　昼間　１面２時間　2,000円
　　夜間　１面２時間　8,000円
　　（夜間照明施設の使用料を含む）

浜町運動場利用状況　（令和７年度）

合　計	昼　間	夜　間
1,582面	1,436	146

月島運動場および浜町運動場の開場期間および時間

期　間	時　間
４～９月	午前６時～午後８時30分（午後６時30分～８時30分）
10月	午前６時30分～午後８時（午後６時～８時）
11～２月	午前８時～午後４時
３月	午前８時～午後６時

◎（　）は夜間利用時間
◎12月28日～１月４日は年末年始による休場
◎月島運動場は年末年始による休場に引き続き２月まで冬季および場内整備のため休場

江戸川河川敷グラウンド（野球場・サッカー場）
（一般財団法人サンケイスポーツセンター所有）

所在地　・野球場（30・31番）、サッカー場（S1）
　　埼玉県三郷市岩野木地先
　　・クラブハウス
　　埼玉県三郷市新和４－527
施　設　野球場２面（軟式野球・ソフトボール）
　　サッカー場１面（サッカーなど）
使用料　１面２時間　2,000円

江戸川河川敷グラウンド（野球場・サッカー場）利用状況
（令和７年度）

合　計	野球場	サッカー場
613面	475	138

江戸川河川敷グラウンド（野球場・サッカー場）の
利用期間および時間

・４～９月　午前６時～午後６時
・10～11月　午前６時30分～午後４時30分
◎土・日曜日、祝日・休日のみ

豊海テニス場

所在地　豊海町３－19　豊海運動公園内
　　☎（3536）4017
面　積　2,523.48㎡
施　設　テニスコート４面（砂入り人工芝）
使用料　１面２時間　昼間　700円
　　夜間　1,050円または1,400円
◎季節により利用時間・区分は異なる

豊海テニス場利用状況（令和７年度）
利用面数　7,613面

豊海テニス場開場期間および時間

・４～10月　午前７時～午後９時（午後５時～９時）
・11～３月　午前８時～午後８時（午後４時～８時）
◎（　）は夜間利用時間
◎12月28日～１月４日は年末年始による休場

スポーツの場の提供

区民の健康増進や地域のスポーツ活動の推進を図るため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設などをスポーツの場として提供している。

なお、日本橋中学校は、令和７年７月から改築工事の影響で当面の間中止している。

学校体育館施設　（令和７年度）

開放校名	開放曜日	開放時間	使用料	利用団体数
中央小学校	月・水・金	午後６時～９時	1,500円	108団体
明石小学校	日・月・木		2,000	109
京橋築地小学校	日・月・火・金・土		1,500	164
明正小学校	日・金・土		2,000	76
常盤小学校	日・火・金・土		1,500	156
日本橋小学校	日・水・木・土		1,500	153
有馬小学校	火・金		1,500	60
阪本小学校	火		1,500	36
佃島小学校	日・火・金		2,000	115
月島第一小学校	月・水・金		800	18
月島第二小学校	月・水		1,500	62
月島第三小学校	月・木		2,000	80
豊海小学校	日・火・木・金		2,000	146
晴海西小学校	日・月・火・金	午後６時30分～９時（希望により10時まで延長利用可）	1,600（480）	123
銀座中学校	日・月・火・金・土		3,000（900）	144
佃中学校	日・火・金		1,600（480）	90
晴海中学校	火・金		1,600（480）	89
日本橋中学校	月・木		800（240）	23
晴海西中学校	日・月・火・金		1,600（480）	123
利用団体数（合計）				1,875 （内延長利用団体数 410）

◎使用料欄の（　）は延長利用料金

学校校庭施設（テニスコートなど）

（令和７年度）

開放校名	開放曜日	開放時間	使用料	利用団体数
中央小学校	火・木・金	午後６時～９時（佃島小学校・晴海西小学校は午後６時30分～９時）	2,100円	266団体
京橋築地小学校	日・月・火・水・金・土		2,100	515
日本橋小学校	日・月・火・水・木・金・土		2,100	249
阪本小学校	月・火・木・金		2,100	176
佃島小学校	日・火・金・土		1,700	239
月島第三小学校	月・水・木・金		2,100	166
豊海小学校	日・月・火・水・木・金		全面（フットサルなど）4,200 １面（テニス）2,100	122
晴海西小学校	日・月・火・金		１面（フットサル）3,400 １面（テニス）1,700	180
銀座中学校	日・月・木・土	午後６時30分～９時	1,700	48
佃中学校	日・火・金・土		全面（女子ソフトボールなど）5,100 １面（フットサル）3,400	259
晴海中学校	火・木・金		1,700	13
日本橋中学校	月・水・木		1,700	28
晴海西中学校	日・月・火・金		全面（サッカーなど）6,800 １面（フットサル）3,400	243
利用団体数（合計）				2,504

スポーツひろば（個人開放）利用状況

（令和７年度）

施設名	曜日	種　　目	開放時間	開放日数	参加人数
京橋築地小学校	木	硬式テニス	午後６時30分～９時	47日	1,726人
常盤小学校	水	キンボールスポーツ（小学生以上）	午後６時30分～８時30分	43	764
日本橋小学校	火	ニュースポーツ	午後６時30分～９時	38	1,075
有馬小学校	水	健康トレーニング	午後６時30分～９時	35	596
佃島小学校	土	卓球	午後４時～６時	37	644
月島第二小学校	木	バレーボール	午後６時30分～９時	35	816
	土	キンボールスポーツ（小学生と保護者）	午後５時～７時	28	533
	土	キンボールスポーツ（中学生以上）	午後７時～８時30分	28	404
月島第三小学校	金	ニュースポーツ	午後６時30分～９時	36	889
銀座中学校	木	バスケットボール	午後６時30分～９時	33	506
晴海中学校	木	バドミントン	午後６時30分～９時	46	1,212
日本橋中学校	水	バドミントン	午後６時30分～９時	12	200
京華スクエア	木	卓球	午後６時30分～９時	50	1,375
合　　計				468	10,740

◎参加費は無料

温水プール開放校

1　中央小学校

開放曜日	開放時間
月～金	午後６時～９時
土	午後１時～９時
日・祝・休日	午前９時～午後９時

◎個人利用は、２時間単位のフリータイム制
◎貸し切り利用は２コースまで（２時間単位）。土・日曜日、祝日・休日の午後６時までは、１コース
◎貸し切り利用は、７月21日～８月31日の夏休み期間中を除く。

中央小学校温水プール開放利用状況

個人利用　（令和７年度）

大　人			小　人		合　計
区民	区外	無料	区民（無料）	区外	
8,399人	1,646	1,706	2,942	113	14,806

貸し切り利用（令和７年度）
・コース数　530
・人　　数　7,142人

2　日本橋小学校

開放曜日	開放時間
月～金	午後６時～９時
土	午後１時～９時
日・祝・休日	午前９時～午後９時

◎個人利用は、２時間単位のフリータイム制
◎貸し切り利用は２コースまで（２時間単位）。土・日曜日、祝日・休日の午後６時までは、１コース
◎貸し切り利用は、７月21日～８月31日の夏休み期間中を除く。

日本橋小学校温水プール開放利用状況

個人利用　（令和７年度）

大　人			小　人		合　計
区民	区外	無料	区民（無料）	区外	
5,723人	3,256	1,580	408	235	11,202

貸し切り利用（令和７年度）
・コース数　606
・人　　数　12,329人

3　阪本小学校

開放曜日	開放時間
月～金	午後４時～６時
土	午前９時～午後１時

◎利用の際は事前に団体登録が必要

阪本小学校温水プール登録団体への開放利用状況
（令和７年度）
・コース数　1,222
・人　　数　10,257人

4　月島第三小学校

⑴一般開放

開放曜日	開放時間
月～金	午後６時～９時
土	午後１時～９時
日・祝・休日	午前９時～午後９時

◎個人利用は、２時間単位のフリータイム制
◎貸し切り利用は２コースまで（２時間単位）。土・日曜日、祝日、休日の午後６時までは、１コース
◎貸し切り利用は、７月21日～８月31日の夏休み期間中を除く。

月島第三小学校温水プール開放利用状況

個人利用　（令和７年度）

大　人			小　人		合　計
区民	区外	無料	区民（無料）	区外	
3,750人	473	1,085	1,810	133	7,251

貸し切り利用（令和７年度）
・コース数　298
・人　　数　4,392人

⑵登録団体への開放

開放曜日	開放時間
月～金	午後３時45分～５時45分
土	午前10時～正午

◎利用の際は事前に団体登録が必要

月島第三小学校温水プール登録団体への開放利用状況
（令和７年度）
・コース数　1,487
・人　　数　17,294人

5　晴海西小学校

開放曜日	開放時間
平日	午後６時30分～９時
５月～10月　水曜日	午後１時～９時
11月～４月　月・水	午前９時～午後９時
土	午後１時～９時
日・祝・休日	午前９時～午後９時

◎個人利用は、２時間単位のフリータイム制
◎貸し切り利用は２コースまで（２時間単位）。土・日曜日、祝日、休日の午後６時までは、１コース
◎貸し切り利用は、７月21日～8月31日の夏休み期間中を除く。

晴海西小学校温水プール開放利用状況

個人利用　（令和７年度）

大　人			小　人		合　計
区民	区外	無料	区民（無料）	区外	
11,351人	600	2,567	5,707	179	20,404

貸し切り利用（令和７年度）
・コース数　651
・人　　数　8,290人

校外学園（柏学園）施設開放

所 在 地　千葉県柏市柏1236－１
　　☎ 04（7167）2270
施　　設　テニスコート２面（全天候型）
　　クラブハウス
開放曜日　土・日曜日、祝日・休日

柏学園テニスコート利用状況（令和７年度）
利用面数　228面

柏学園テニスコート開放期間および時間
・４～９月　午前８時～午後６時
・10～３月　午前８時～午後４時

柏学園テニスコート使用料
・４～９月（１面５時間）　1,750円
・10～３月（１面４時間）　1,400円

スポーツ施設などの無料利用証

地域の少年・少女のスポーツ活動の振興および健全育成を目的として、区内在住または区立の学校に在籍する中学生以下の児童・生徒が個人で区立スポーツ施設などを利用する場合の無料利用証を配布している。

また、継続的なスポーツ活動や健康づくりを支援するため、区内在住の65歳以上の高齢者および区内在住の障害者を対象として、区立スポーツ施設などの個人利用に当たり無料利用証を配布している。なお、区内在住の障害者の無料利用証については、令和３年度から高齢者と同様に全ての個人利用種目に拡大した。

無料利用（小・中学生）状況　（令和７年度）

施　　設			利用者数・件数
運動場など	月島	貸し切り	657件
	浜町		275件
	江戸川		239件
	豊海テニス場		0件
築地社会教育会館	卓球室	個　人	66人
総合スポーツセンター	競技場など	個　人	517人
		貸し切り	1,008件
	温水プール	個　人	5,862人
		貸し切り	370件
月島スポーツプラザ	温水プール	個　人	7,886人
		貸し切り	67件
中央小学校	温水プール	個　人	2,371人
		貸し切り	481件
日本橋小学校	温水プール	個　人	357人
		貸し切り	572件
阪本小学校	温水プール	貸し切り	1,222件
月島第三小学校	温水プール	個　人	1,293人
		貸し切り	1,754件
晴海西小学校	温水プール	個　人	3,721人
		貸し切り	651件
合　　計		個　人	22,073人
		貸し切り	7,296件

無料利用（高齢者・障害者）状況　（令和７年度）

施　　設		利用者数・件数
総合スポーツセンター	プール	18,196人
	トレーニング	19,350人
	ゴルフ	19,040件
	競技場など	2,350人
月島スポーツプラザ	プール	29,207人

月島スポーツプラザ

区民のスポーツ活動の促進および健康の維持増進を目的とし、温水プールと武道場を備えた施設として平成３年４月に開設した。平成18年度から指定管理者制度を導入するとともに、平成20年度から、温水プールを午前７時から利用できることとした。

また、令和元年６月から施設の老朽化に伴う大規模改修を実施し、令和２年８月３日にリニューアルオープンした。

さらに、利用者の利便性向上のため、令和５年５月８日からキャッシュレス決済を導入した。

施設の概要

所 在 地　月島１－９－２
　　☎（3534）5883
延床面積　2,700.307㎡
構造規模　鉄骨鉄筋コンクリート造
　　地下１階地上３階
　　プール部分可動屋根
　地下１階　1,586.610㎡
　　温水プール
　　・一般用プール　25m×13m　６コース
　　水深1.1～1.3m
　　・子ども用小プール　楕円形　約50㎡
　　水深0.8m
　　更衣室、シャワー室、採暖室など
　１　　階　481.767㎡
　　事務室、ロビー、観覧席など
　２　　階　315.965㎡
　　第１武道場　約13m×10m　畳敷
　　会議室　和室12畳
　３　　階　315.965㎡
　　第２武道場　約16.5m×10m　木床

休館日

１　年末年始（12月28日から１月４日まで）
２　臨時（換水や機械類の保守点検など）

利用区分

１　個人利用（温水プールのみ）
　フリータイム制（２時間単位、午前７時から９時まで１時間利用可、延長可）
　午前７時～午後９時30分
２　貸し切り利用
　⑴　温水プール
　　１～２コースまで（２時間単位）
　　平　日　午前９時～午後６時
　　日曜日、祝日・休日　午後６時30分～８時30分
　　（土曜日、７・８月は、原則として貸し切り利用はできない）
　⑵　武道場・会議室
　　午　前　午前９時～正午
　　午　後　午後１時～５時
　　夜　間　午後６時～９時
　　全　日　午前９時～午後９時
　　◎全区分とも30分延長可

月島スポーツプラザ利用状況

１　温水プール・個人利用　（令和７年度）

大　人			小　人		合　計
区民	区外	無料	区民（無料）	区外	
35,011人	13,603	29,207	10,700	512	89,033 （うち早朝利用者 23,222）

２　温水プール・貸し切り利用（令和７年度）
　・コース数　1,903
　・人　　数　24,834人

３　武道場・会議室利用　（令和７年度）

	団体数	人　数
第１武道場	956団体	12,291人
第２武道場	984	22,087
会議室	444	2,276
合計	2,384	36,654

使用料

１　個人利用（温水プール）

	２時間	１時間	延長１時間ごと
大人	500円	250円	250円
小人（小・中学生）	250	130	120
区民大人	350	180	170

２　貸し切り利用

種別＼単位別		午前 午前９時～正午	午後 午後１時～５時	夜間 午後６時～９時	全日 午前９時～午後９時
武道場	平日	1,450円	2,700円	2,700円	6,000円
	土･日･祝･休	1,600	3,250	3,250	7,200
会議室	平日	1,000	1,350	1,700	3,500
	土･日･祝･休	1,200	1,600	2,000	4,200
温水プール	平日	１コース（２時間）3,800			
	土･日･祝･休	１コース（２時間）4,500			

総合スポーツセンター

　総合スポーツ施設として平成８年９月に一部開館し、その後、平成11年１月に温水プールなどの供用を開始した。平成18年度から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行っている。
　平成20年度から個人利用種目（トレーニングルーム・温水プール・ゴルフ練習場）は午前７時から利用できること

とした。

利用者の利便性向上のため、令和５年５月８日からキャッシュレス決済を導入した。

なお、施設の老朽化による改修工事に伴い、令和10年３月まで一部施設の利用を休止する予定である。

施設別休止期間（予定）

施設	休止期間
小体育室	令和７年９月～令和８年４月
第１・２会議室	令和７年10月～令和８年４月
第３会議室	令年８月３月～令和９年1月
ゴルフ練習場	令和８年５月～同年10月※1、 令和９年７月～同年12月
弓道場・アーチェリー場	令和８年７月～令和９年３月
温水プール	令和８年６月～同年７月※2 令和８年10月～令和９年６月
第２小体育室	令和９年１月～同年４月
卓球場	令和９年５月～同年10月
第１武道場	令和９年７月～同年12月
ライフル場	令和９年７月～同年12月
第４会議室	令和９年10月～令和10年３月

※１　一部打席のみ
※２　土日・祝日を除く平日　午前８時～午後１時30分

ファミリースポーツデー

毎年５月３日（祝）に施設（トレーニングルーム・児童室・エアライフル場を除く）を無料開放している。

令和７年度実施状況

参加者　1,302人

施設の概要

所 在 地　日本橋浜町２－59－１　浜町公園内
☎（3666）1501
延床面積　19,520.77㎡
構造規模　鉄骨鉄筋コンクリート造、地下２階地上５階塔屋

地下２階　6,246.38㎡
温水プール
・一般用プール　25m×18m　８コース
水深約1.8m までの可動床
・子ども用小プール　楕円形　約65㎡
水深　約0.8m
第２競技場　35m×19m（665㎡）
駐車場、機械室など

地下１階　4,715.81㎡
第１武道場（420㎡）、第２武道場（352㎡）
卓球場（258㎡　８台）
エアライフル場（８射立）
ゴルフ練習場（14打席、バンカー１打席、シミュレーションゴルフ１打席）
第２小体育室（160㎡）、第４会議室（54㎡）

１　階　2,439.46㎡
管理事務所
トレーニングルーム（529㎡）
グリル、児童室

２　階　2,382.07㎡
主競技場　40m×33m（1,320㎡）

３　階　1,398.01㎡
小体育室（189㎡）、観覧席（578席）
第３会議室（52.4㎡）

４　階　1,061.26㎡
第１会議室（110㎡）、第２会議室（52.4㎡）、ランニングコース（１周150m）

５　階　1,015.28㎡
弓道場（６人立）、アーチェリー場（６的立）

塔　屋　67.50㎡　機械室

休館日

１　定期整備日（毎月第３月曜日、第３月曜日が祝日・休日の場合はその翌日）
２　年末年始（12月28日～１月４日）

利用時間

午前７時～午後９時30分（トレーニングルーム・温水プール・ゴルフ練習場・駐車場）
その他の施設は午前８時～午後９時30分

利用区分

トレーニングルーム・ゴルフ練習場・温水プールを除く施設利用区分は180頁**表１**のとおり

表１　施設利用区分

施設名	時間帯	日	月	火	水	木	金	土（第2・4）	土（第1・3・5）
主競技場	昼間1								
	昼間2								
	昼間3								
	夜間			バスケットボール バドミントン					
第２競技場	昼間1								
	昼間2							卓球 ニュースポーツ	
	昼間3							卓球	
	夜間			卓球			卓球		バドミントン
第１武道場	昼間1								
	昼間2								
	昼間3							柔道・合気道	
	夜間			柔道・合気道			柔道・合気道		
第２武道場	昼間1							剣道	
	昼間2							剣道	
	昼間3			拳法					
	夜間			剣道	拳法		剣道		
小体育室	昼間1								
	昼間2								
	昼間3							拳法	
	夜間							拳法	
第２小体育室	昼間1	卓球							
	昼間2	卓球							
	昼間3	卓球						卓球	
	夜間	卓球						卓球	
卓球場	昼間1			卓球			卓球		
	昼間2			卓球			卓球		
	昼間3			卓球				卓球	
	夜間			リズム体操	卓球			卓球	
エアライフル場	昼間1								
	昼間2								
	昼間3								ビームライフル
	夜間			エアライフル	ビームライフル		エアライフル		
弓道場	昼間1			弓道				弓道	
	昼間2			弓道				弓道	
	昼間3			弓道				弓道	
	夜間			弓道			弓道		
アーチェリー場	昼間1			アーチェリー			アーチェリー		
	昼間2			アーチェリー			アーチェリー		
	昼間3			アーチェリー			アーチェリー		
	夜間			アーチェリー			アーチェリー		

◎昼間１は午前８時～11時、昼間２は午前11時30分～午後２時30分、昼間３は午後３時～６時、夜間は午後６時30分～９時30分

□は団体利用　▨は個人利用

総合スポーツセンター利用状況

１　一般公開日における個人利用者数　（令和７年度）

施設名＼区分	大　人	小　人	合　計
主競技場	3,542人	138人	3,680人
第２競技場	2,870	84	2,954
第１武道場	4,228	294	4,522
第２武道場	1,572	30	1,602
小体育室	99	0	99
第２小体育室	1,147	95	1,242
卓球場	8,080	170	8,250
エアライフル場	586	19	605
弓道場	6,408	14	6,422
アーチェリー場	3,039	0	3,039
トレーニングルーム	137,453	—	137,453（うち早朝利用者 34,264）
ゴルフ練習場	36,359	—	36,359（うち早朝利用者 6,478）
合　計	205,383	844	206,227

２　貸し切り利用日における団体利用件数　（令和７年度）

施設名＼区分	件　数	人　員
主競技場	1,345団体	78,377人
第２競技場	582	28,842
第１武道場	931	22,237
第２武道場	291	6,099
小体育室	372	10,155
第２小体育室	795	14,741
卓球場	734	13,725
エアライフル場	279	2,591
弓道場	428	6,423
アーチェリー場	103	1,220
第１・２会議室	251	9,173
第３会議室	465	4,475
第４会議室	280	4,862
ゴルフ練習場	177	2,088
合　計	7,033	205,008

3　温水プール・個人利用　（令和７年度）

大　人			小　人		合　計
区民	区外	無料	区民（無料）	区外	
31,832人	41,492	18,196	9,262	2,505	103,287（うち早朝利用者 29,676）

4　温水プール・貸し切り利用（令和７年度）
・コース数　1,469
・人　　数　17,864人

使用料

1　個人利用
・トレーニングルーム　大人１回２時間400円、１時間200円（延長１時間ごと200円）
・ゴルフ練習場　50球400円　貸しクラブ１本100円
・温水プール

	２時間	１時間	延長１時間ごと
大人	500円	250円	250円
小人（小・中学生）	250	130	120
区民大人	350	180	170

・その他卓球場など　大人１回１区分300円
　小人１回１区分150円

◎無料利用証提示者は無料
◎トレーニングルーム・温水プールは、午前７時から９時まで１時間利用可

2　貸し切り利用
表２のとおり

表２　施設使用料（平日）

施設名	昼間１	昼間２	昼間３	夜　間	全　日	施設規模
	午前８時～11時	午前11時30分～午後２時30分	午後３時～６時	午後６時30分～９時30分	午前８時～午後９時30分	
主競技場	14,100円	18,700円	23,400円	28,100円	75,900円	1,320㎡（バスケットボール２面、バレーボール２面、バドミントン８面、その他）
主競技場(半面)	7,100	9,400	11,700	14,100	38,100	
第２競技場	7,100	9,400	11,700	14,100	38,000	665㎡（バスケットボール１面、バレーボール１面、バドミントン４面、その他）
第１武道場	5,100	6,400	7,800	9,400	25,800	420㎡（208畳）２面（柔道、合気道など）
第1武道場(半面)	2,600	3,200	3,900	4,700	13,000	
第２武道場	5,100	6,400	7,800	9,400	25,800	352㎡（床面）２面（剣道、空手道など）
第2武道場(半面)	2,600	3,200	3,900	4,700	13,000	
弓道場	5,200	6,600	8,100	9,800	26,700	６人立・28m
弓道場(半面)	2,600	3,300	4,100	4,900	13,400	
アーチェリー場	5,200	6,600	8,100	9,800	26,700	６的立・50m
ｱｰﾁｪﾘｰ場(半面)	2,600	3,300	4,100	4,900	13,400	
卓球場	2,900	3,700	4,500	5,400	14,900	258㎡・卓球台８台
卓球場（半面）	1,500	1,900	2,300	2,700	7,600	
エアライフル場	1,400	1,800	2,200	2,600	7,200	８射立
小体育室	2,000	2,700	3,400	4,100	11,000	189㎡（バドミントン１面、卓球台５台、その他）
第２小体育室	1,500	1,800	2,300	2,700	7,500	160㎡（リズム体操、拳法、卓球台４台、その他）
第１会議室	1,700	2,600	3,300	4,000	10,400	110㎡（48席）
第2･3･4会議室	900	1,200	1,500	1,800	4,900	52.4㎡（24席）（第４会議室は54㎡）
第1･2会議室（併用使用）	2,100	2,900	3,600	4,300	11,600	162.4㎡（72席）

◎土・日曜日、祝日・休日の使用料は平日料金の２割増し
◎各施設とも付帯設備使用は別料金
◎施設使用において入場料を徴収する場合の使用料は５割増し
◎温水プールは２コースまで団体利用可（２時間単位）
◎ゴルフ練習場（２～５人）１打席　１時間　800円

中央区スポーツ協会

事務局所在地　築地１－１－１　中央区役所スポーツ課内
☎（3546）5729
ホームページアドレス　https://www.chuo-taikyo.jp/

中央区スポーツ協会は、区民の体位向上ならびにスポーツ精神の涵養（養成・育成）に努め、併せて体育運動に関する諸団体相互の連絡融和を図るために、昭和22年に設立された。

会　　長　細田　安兵衛
副 会 長　木本　慎一、織田　堅
理 事 長　木本　慎一
副理事長　近藤　幸雄、福島　秀夫
事務局長　大髙　良浩

主な事業
・区民体育大会など大会開催事業
・加盟団体活動助成事業
・スポーツ少年団育成など少年スポーツ振興事業
・研修・普及啓発など助成事業
・スポーツレクリエーション振興事業
・東京都スポーツ大会など選手派遣事業
・ジュニア育成地域推進事業
・表彰者推薦事業

スポーツレクリエーション活動をより身近に感じてもらうため、現在の活動実態に照らし合わせ、競技だけでなく趣味や気分転換で体を動かす意味も含む「スポーツ」という言葉を用いることがふさわしいことから、令和６年度より中央区体育協会の名称を「中央区スポーツ協会」に変更した。

スポーツ事業実績　（令和７年度）

区　分	事業名	種目など	会　　場	実施期間	参加人員
大会	春季区民体育大会	アーチェリー他24種目	総合スポーツセンター他	令和７年３月23日 ～７月19日	1,936人 346チーム
	少年少女 スポーツ大会	バドミントン	総合スポーツセンター	令和７年９月20日	96人
スポーツ教室	少年少女 スポーツ教室	合気道 トランポリン	総合スポーツセンター	令和７年11月８日 ～令和８年１月24日	83人
	青年･成人 スポーツ教室	太極拳	京橋プラザ	令和８年１月14日 ～２月４日	20人
	シニア スポーツ教室	ニュースポーツ 太極拳	シニアセンター	令和７年４月３日 ～令和８年３月26日	1,559人
レクリエーション振興	トレッキング	トレッキング	静岡県裾野市「越前岳」	令和７年５月25日	13人
	つり	親子つり	神奈川県狩川渓谷ます釣り場	令和７年８月17日	64人
イベント	少年少女スポーツ フェスティバル	スポーツイベント	総合スポーツセンター他	令和７年４月13日	1,298人
体操	ラジオ体操	指導者講習会 夏期ラジオ体操	総合スポーツセンター 区内小・中学校など24会場	令和７年７月３日・ ７月19日～８月31日	37,570人

第８編　福　　祉

児童福祉

保育所

保護者の就労・疾病・求職などの理由で保育の必要性が認められた家庭の乳幼児を預かり、保護者に代わって保育を行うため、令和８年４月時点で区立16園、私立69園（分園を除く）の認可保育所（幼保連携型・保育所型認定こども園含む）が設置されている。

令和８年４月の新規入所申込受付件数は、1,611件であった。

１　０歳児保育

認可保育所・認定こども園（保育所部分）85園中53園で実施しており、原則として７カ月以上児からの受け入れを行っている。うち、区立５園（桜川・八丁堀・浜町・月島・かちどき西保育園）および私立24園においては、生後57日以上児からの産休明け保育を実施している。

２　発達促進保育

心身障害児およびこれに準ずる園児の健やかな発達を促進するため、子ども発達支援センターなどと連携し、発達などの課題を早期に発見・支援するとともに、適切に集団保育を行っている。

３　延長保育

１歳児クラス以上を対象に、午後６時30分から７時30分まで（一部を除く）、月極延長保育を実施している。

また、保護者の急な残業などに対応できるよう区内全認可保育施設において１日単位で利用できる「延長保育のスポット利用制度」を実施している。

医療的ケア児専用保育室の設置

日常的に医療的ケアが必要な乳幼児のうち、人工呼吸器による呼吸管理を要するなど、他の区内認可保育施設での保育が困難な乳幼児に保育を提供するため、区立明石町保育園において医療的ケア児専用保育室を設置している。

定　　員　３人
対　　象　２歳児から５歳児まで
保育時間　月～金曜日の午前９時から午後５時まで

認可保育所所在地および定員など

	名称	所在地・電話	延べ面積	定員	入所園児数（単位：人）						
					計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
				6,691	5,692	414	1,084	1,153	1,040	1,030	971
区立	桜川保育園	入船１－１－13 ☎（3553）0020	1,510.15㎡	139	132	11	20	19	28	29	25
	明石町保育園	明石町12－１ ☎（3542）0020	1306.89	128	125	11	18	23	24	25	24
	築地保育園	築地４－15－１ ☎（3543）3156	1045.90	111	94	8	18	19	16	18	15
	八丁堀保育園	八丁堀４－５－10 ☎（3537）6551	798.34	79	74	6	9	16	14	16	13
	十思保育園	日本橋小伝馬町５－１　３階 ☎（5651）3915	1065.95	94	91	12	12	15	17	18	17
	堀留町保育園	日本橋堀留町１－１－１　２階 ☎（5641）0125	852.15	81	77	9	12	11	13	16	16
	人形町保育園	日本橋人形町２－14－５ ☎（3669）3450	1316.01	104	93	12	15	17	15	15	19
	日本橋保育園	日本橋蛎殻町１－１－２ ☎（3666）9584	950.32	90	67	6	12	15	14	9	11
	浜町保育園	日本橋浜町３－37－１ ☎（3668）2353	1021.40	123	113	12	17	19	18	23	24
	つくだ保育園	佃２－２－２ ☎（3531）3595	1516.29	131	127	9	19	24	25	25	25
	月島保育園	月島２－10－３ ☎（3531）6933	1304.50	127	120	12	18	21	23	21	25
	かちどき西保育園	勝どき１－８－１　３階 ☎（3534）7681	1470.69	117	110	12	16	18	21	19	24
	勝どき保育園	勝どき１－４－１ ☎（3531）5901	1479.49	142	128	13	19	23	23	24	26
	晴海保育園	晴海１－５－15 ☎（3533）1463	951.93	107	81	8	16	19	15	10	13
	京橋こども園	京橋２－17－７ ☎（3564）5531	1377.90	60	56	6	10	11	8	11	10
	晴海こども園	晴海２－４－31 ☎（3534）3551	1654.46	120	119	12	15	17	25	25	25
	（小計）			1,753	1,607	159	246	287	299	304	312

	名称	所在地・電話	延べ面積	定員	入所園児数（単位：人）						
					計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
私立	まなびの森保育園銀座	銀座１－12－６ ☎（6264）4645	1075.71	90	90	6	15	16	17	18	18
	ブライト保育園東京入船	入船３－５－10　２階 ☎（5540）0190	259.32	36	32	－	8	8	6	7	3
	TK チルドレンズファーム湊校	湊１－２－９　１～４階 ☎（6222）9440	544.71	60	58	6	11	11	10	11	9
	ぽけっとランド明石町保育園	明石町７－15　２・３階 ☎（5148）1102	719.10	91	85	－	16	19	19	16	15
	さくらさくみらい　新富町	築地３－１－12　１～３階 ☎（6260）4838	470.38	50	31	－	5	10	9	4	3
	さくらさくみらい　築地	築地３－10－７ ☎（6264）1439	380.79	48	35	－	6	9	6	10	4
	太陽の子新川保育園	新川１－24－１　２階 ☎（6222）6611	523.60	66	61	7	12	12	12	12	6
	アイグラン保育園新川	新川１－26－９　１・２階 ☎（5542）0848	510.51	70	60	6	12	13	7	10	12
	ミアヘルサ保育園ひびき八丁堀	新川２－30－３　１～４階 ☎（6262）8715	666.64	70	49	5	11	11	11	8	3
	にじいろ保育園小伝馬町	日本橋小伝馬町13－７　１～４階 ☎（3527）2484	837.90	72	50	4	10	12	7	11	6
	ほっぺるランド日本橋堀留町	日本橋堀留町２－８－４　１階 ☎（6661）7579	424.02	70	58	7	11	10	12	7	11
	さくらさくみらい　人形町	日本橋富沢町２－６ ☎（6231）0597	779.27	70	59	6	12	14	7	11	9
	まちのてらこや保育園	日本橋富沢町４－１　１・２階 ☎（6661）2216	214.14	30	27	－	6	6	4	5	6
	アイグラン保育園日本橋	日本橋富沢町９－10　１階 ☎（6264）9465	431.98	60	54	9	10	10	10	8	7

	名称	所在地・電話	延べ面積	定員	入所園児数（単位：人）						
					計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
私立	かふう保育園日本橋	日本橋富沢町10－18　2階 ☎（6661）7087	403.61	62	40	3	11	9	2	7	8
	モニカ人形町園	日本橋人形町３－４－８　１～４階 ☎（6264）9244	560.36	60	51	－	12	11	9	11	8
	グローバルキッズ かきがら園	日本橋蛎殻町１－16－11　１・２階 ☎（3666）5411	258.94	45	37	－	9	9	3	7	9
	アイグラン保育園水天宮	日本橋蛎殻町１－29－９　１・２階 ☎（6264）9202	745.25	80	69	9	15	14	16	6	9
	キッズラボ水天宮前園 本園	日本橋蛎殻町１－35－５　１・２階 ☎（5643）8484	272.39	53	34	－	8	7	7	5	7
	キッズラボ水天宮前園 分園	日本橋蛎殻町１－25－７　１階 ☎（5643）8484	65.76								
	THREE STAR NURSERY 蛎殻町園	日本橋蛎殻町２－15－５　１～４階 ☎（6661）7945	995.92	110	100	9	20	21	13	20	17
	コビープリスクール はこざき	日本橋箱崎町17－９　１・２階 ☎（6661）7046	494.38	70	71	8	12	10	13	14	14
	テンダーラビング保育園 東日本橋	東日本橋１－４－６　１・２階 ☎（5825）4324	459.55	70	52	－	13	12	10	10	7
	ミアヘルサ保育園ひびき 東日本橋	東日本橋１－５－13　１～４階 ☎（5829）8581	520.58	60	32	－	3	12	1	5	11
	ほっぺるランド東日本橋	東日本橋３－３－３　１～３階 ☎（5962）3841	502.29	72	54	6	12	9	10	9	8
	さくらさくみらい 東日本橋	東日本橋３－６－15 ☎（6661）9939	491.41	60	58	6	10	10	10	11	11
	ナーサリールーム ベリーベアー日本橋	日本橋久松町９－４ ☎（5847）4067	508.66	70	62	－	12	13	13	14	10
	AIAI NURSERY 日本橋浜町	日本橋浜町１－９－12　２階 ☎（5829）5815	383.48	40	33	4	8	7	4	5	5
	キッズハウス浜町公園 本園	日本橋浜町２－44－４　１・２階 ☎（6264）9870	177.61	48	32	3	7	7	6	8	1
	キッズハウス浜町公園 分園	日本橋浜町２－29－６　１階 ☎（6264）9177	218.74								
	グローバルキッズ浜町園	日本橋浜町３－40－３　１・２階 ☎（6661）7287	450.55	45	33	－	5	6	5	9	8
	EDO 日本橋保育園	日本橋３－15－10 ☎（6262）5971	603.03	60	52	3	11	11	7	11	9
	ほっぺるランド茅場町	日本橋茅場町２－16－６ ☎（6810）7630	467.01	45	27	－	6	9	5	5	2
	さくらさくみらい　佃	佃１－４－８ ☎（5547）4139	444.08	30	19	－	7	6	4	0	2
	さくらさくみらい つくだ大通り	佃１－10－７　１～３階 ☎（5859）5139	519.02	40	20	－	6	9	2	3	0
	ほっぺるランド佃	佃１－11－８　２階 ☎（3532）5230	683.88	90	54	2	12	9	11	12	8
	インターナショナル保育所まぁむ 月島駅前園本園	佃２－10－９　１階 ☎（3520）8600	170.02	69	60	6	13	13	11	12	5
	インターナショナル保育所まぁむ 月島駅前園分園	月島１－３－14　１階 ☎（5166）7541	156.85								
	みちてる保育園	佃２－22－２ ☎（3531）8809	821.22	64	58	2	9	11	12	12	12
	ほっぺるランド 相生橋つくだ	佃３－２－11　１～３階 ☎（3520）9301	628.68	40	25	－	8	10	3	3	1
	ほっぺるランド 佃大橋	月島１－１－13　１・２階 ☎（5859）0571	491.56	40	17	－	1	6	3	4	3
	太陽の子月島保育園	月島１－５－２　２階 ☎（5547）8343	540.91	95	83	8	16	16	15	17	11
	インターナショナル アンジェリカ月島保育園	月島２－13－５　１～３階 ☎（6204）9344	609.89	100	80	－	20	20	16	12	12
	クオリスキッズ月島保育園	月島３－16－１　１～３階 ☎（6910）1417	565.52	70	35	－	13	14	8	0	0
	月島雲母保育園	月島３－26－11　１階 ☎（6864）9810	393.77	60	51	4	11	9	9	9	9
	さくらさくみらい 東仲通り	月島４－３－14 ☎（5534）9439	524.89	60	42	－	11	13	6	6	6
	さくらさくみらい月の岬	月島４－４－11 ☎（3520）9833	416.12	60	38	－	6	10	7	10	5
	月島聖ルカ保育園	月島４－５－８ ☎（3533）6231	729.70	97	93	9	18	18	16	16	16
	勝どきちとせ保育園	勝どき２－16－３ ☎（3536）1233	524.58	70	60	6	12	11	9	12	10

	名称	所在地・電話	延べ面積	定員	入所園児数（単位：人）						
					計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
私立	まなびの森保育園勝どき	勝どき３－３－７　２階 ☎（6220）8786	379.93	70	67	6	13	10	12	12	14
	ほっぺるランド勝どき	勝どき３－４－４ ☎（5859）0450	897.73	130	111	9	23	21	22	17	19
	ほっぺるランド 清澄通り勝どき	勝どき３－７－２ ☎（6910）1640	668.53	90	64	－	16	18	11	10	9
	さくらさくみらい パークタワー勝どき	勝どき４－６－２　２階 ☎（6204）2039	302.82	50	43	－	10	11	7	9	6
	さくらさくみらい　勝どき	勝どき４－８－４ ☎（6910）1039	548.71	60	49	－	12	11	8	8	10
	アスク勝どき保育園	勝どき４－８－14 ☎（3536）7402	461.89	74	61	9	13	13	10	8	8
	ベネッセ勝どき保育園	勝どき５－１－17　２階 ☎（3534）7661	275.01	45	32	－	9	8	5	4	6
	ほっぺるランド 新島橋かちどき	勝どき５－２－15　１・２階 ☎（6228）2250	790.38	114	95	11	17	18	14	13	22
	インターナショナル勝どき えほん保育園	勝どき６－１－９ ☎（6204）2401	672.00	90	83	－	15	17	19	14	18
	ニチイキッズさわやか 勝どき６丁目保育園本園	勝どき６－３－１　３階 ☎（3531）8854	575.01	105	86	11	18	18	16	10	13
	ニチイキッズさわやか 勝どき６丁目保育園分園	勝どき４－13－８ ☎（6219）6461	423.92								
	太陽の子 晴海トリトン保育園	晴海１－８－２　３階 ☎（6228）2085	377.36	49	39	－	9	9	8	10	3
	ピノキオ幼児舎 HARUMI 保育園	晴海２－１－40　１階 ☎（6225）0232	324.49	50	23	－	10	9	4	0	0
	ポピンズナーサリー スクール晴海本園	晴海２－１－40　２階 ☎（5547）8487	290.96	96	85	7	18	16	17	15	12
	ポピンズナーサリー スクール晴海分園	晴海２－３－２　１階 ☎（6204）2384	186.37								
	さくらさくみらい　晴海	晴海２－５－24　１階 ☎（3520）9811	345.74	62	23	5	10	8	0	0	0
	小学館アカデミー 晴海保育園本園	晴海３－６－８　２階 ☎（5547）5717	298.20	80	65	9	12	11	12	6	15
	小学館アカデミー 晴海保育園分園	晴海２－２－42　１階 ☎（5547）0127	201.06								
	アスク晴海３丁目保育園	晴海３－10－１　１階 ☎（5547）8019	263.89	45	43	4	7	8	8	8	8
	ポピンズナーサリースクール ららテラス HARUMI FLAG	晴海５－２－31　３階 ☎（5534）9516	1001.22	153	154	10	27	27	30	30	30
	ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE 本園	晴海５－３－２　１階 ☎（6204）2027	987.98	204	203	15	36	35	37	40	40
	ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE 分園	晴海５－３－１　１階 ☎（6228）2005	336.16								
	にじいろ保育園 HARUMI FLAG	晴海５－５－７ ☎（6204）2435	298.21	45	42	－	9	9	7	8	9
	昭和こども園	八重洲２－１－４　２・３階 ☎（5542）1731	904.19	66	61	－	12	12	14	14	9
	阪本こども園	日本橋兜町15－18　１階 ☎（6661）1176	831.56	66	66	－	12	12	12	15	15
	小学館アカデミー 勝どきこども園	勝どき１－３－１　２階 ☎（5547）8550	969.28	105	101	15	18	17	16	18	17
	渋谷教育学園 晴海西こども園	晴海４－８－１　１・２階 ☎（6204）2620	3390.34	171	168	－	30	35	49	34	20
	（小計）			4,938	4,085	255	838	866	741	726	659

◎認定こども園の定員および入所園児数は長時間・保育所部分のみ記載。

認定こども園（短時間・幼稚園部分）園児数

名称		定員	入所園児数（単位：人）			
			計	3歳児	4歳児	5歳児
区立	京橋こども園	9	5	3	1	1
	晴海こども園	30	26	10	9	7
私立	昭和こども園	15	6	2	3	1
	阪本こども園	44	44	14	15	15
	小学館アカデミー勝どきこども園	6	5	1	2	2
	渋谷教育学園晴海西こども園	150	147	48	48	51
合計		254	233	78	78	77

私立認可保育所への助成など

区内の私立認可保育所の運営事業者に対して委託費を支払う他、運営費および家賃の助成に加え、保育ニーズの増加に対応するため、区内に認可保育所を開設する事業者に対してその開設準備経費の一部助成を行う。また、区有地の貸し出しを行っている。

認証保育所への助成

多様化する保育ニーズに対応するため、認証保育所を運営する事業者に対して運営費助成および家賃助成を行っている。

認定こども園への助成など

保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもに対して教育と保育を一体的に提供することを目的として、私立認定こども園を運営する事業者に対し施設型給付費を支払うとともに運営費助成および家賃助成を行っている。

また、区有地の貸し出しを行っている。

認証保育所所在地および定員など

名称	所在地	定員	開設日
ポピンズナーサリースクール京橋	銀座１－25－３ ☎（3538）2101	40人	平成19年９月１日
グローバルキッズ新川園	新川２－16－10 ☎（3553）4141	40	平成22年６月１日
アスクバイリンガル保育園人形町駅前	日本橋人形町３－４－14 ☎（5649）8019	40	平成18年10月１日
ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園	日本橋浜町３－３－１ ☎（3249）7141	25	平成17年10月１日
マミーズエンジェル月島保育園	月島１－２－13 ☎（3534）8288	30	平成17年12月１日
ちゃいれっく月島駅前保育園	月島１－３－２ ☎（5548）2308	50	平成16年８月１日
さくらさくみらい月島	月島２－18－２ ☎（6225）0239	27	平成23年３月１日
アスク晴海保育園	晴海１－８－16 ☎（5546）1325	50	平成17年10月１日

認証保育所保育料の補助

月の初日現在に東京都認証保育所に乳幼児を預け、月極契約を結んでいる保護者（仕事や病気などの理由により保育が必要な方に限る）に対し、経済的負担を軽減するため、対象施設に支払っている月額保育料の全額または一部を補助している。

補助金額（月額）

・０歳児から２歳児クラスまでの世帯

補助上限額　月額　80,000円

・３歳児から５歳児クラスまでの世帯

【令和８年９月まで】

認証保育所の保育料	補助金額（月額）	
	第１子	第２子以降
1円以上37,000円未満	認証保育所保育料の額	
37,000円以上40,000円未満	37,000円	
40,000円以上45,000円未満	40,000円	40,000円
45,000円以上50,000円未満		45,000円
50,000円以上	50,000円	

【令和８年10月から】

認証保育所の保育料	補助金額（月額）	
	第１子	第２子以降
1円以上40,300円未満	認証保育所保育料の額	
40,300円以上45,000円未満	40,300円	40,300円
45,000円以上50,000円未満		45,000円
50,000円以上	50,000円	

なお、０歳児から２歳児クラスまでの非課税世帯および３歳児から５歳児クラスまでの世帯は子育てのための施設等利用給付認定を受けた場合に限る。

３歳児から５歳児クラスについては、令和８年度まで現行の制度とし、令和９年度からは子育てのための施設等利用給付分（上限40,300円）のみ支給する。

子育てのための施設等利用給付

無償化の確認を受けた認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、居宅訪問型保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する乳幼児のうち、施設等利用給付２・３号認定（保育の必要性の認定）を受けた保護者に対して、利用料の一部を給付し経済的負担の軽減を図っている。

給付上限額　０~２歳児クラス（非課税世帯）
月額42,000円（令和８年10月以降45,700円）
３~５歳児クラス　月額37,000円
（令和８年10月以降40,300円）

認可外保育施設保育料補助

国が定める基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設に乳幼児を預けている保護者に対して、その経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助する。

対象者　月の初日現在に対象となる認可外保育施設の０歳児から２歳児クラスまでに在籍する乳幼児の保護者であって、子育てのための施設等利用給付を受けていない者（仕事や病気などの理由により保育が必要な方に限る）

補助上限額　月額　42,000円（令和８年10月以降45,700円）

保育所等副食費の無償化

保育所等における副食費の徴収などに係る事務負担の軽減を図ることを目的に、副食費の無償化を実施している。

無償化の対象範囲　認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育（地域枠のみ））、認証保育所

小規模保育事業

少人数（定員６～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下保育を行う事業であり、区が認可した地域型保育事業である。

運営事業者に対し地域型保育給付費の支払いを行っている。

小規模保育事業所所在地および定員

名称	所在地	定員	開設日
キャリー保育園八丁堀	湊１－２－２　１階 ☎（6228）3426	18人	平成27年 ４月１日

事業所内保育事業

会社の従業員用の保育施設で、地域の子どもを受け入れる地域枠を設け一緒に保育する事業であり、区が認可した地域型保育事業である。

運営事業者に対し地域型保育給付費の支払いを行っている。

事業所内保育事業所所在地および定員

名称	所在地	定員 （　）内は地域枠の定員数	開設日
Kuukids （クーキッズ）	銀座１－19－７ １階 ☎（5524）2867	37(12)人	平成27年 ４月１日

期間限定型保育事業

１歳児クラスから２歳児クラスまでの認可保育所の入所を希望して保留（見込みを含む。）となった方を対象に、５歳児クラスなどの空いているスペースを活用し、期間を限定して保育を行う。

名称	所在地	定員
ピノキオ幼児舎 HARUMI 保育園	晴海２－１－40 晴海プライムスクエア　1階	１歳児クラス：12人
さくらさくみらい晴海	晴海２－５－24 晴海センタービル　1階	１歳児クラス：５人
ニチイキッズさわやか勝どき6丁目保育園	勝どき６－３－１ ザ・トーキョータワーズ シータワー3階	１歳児クラス：６人 ２歳児クラス：６人

◎さくらさくみらい晴海は令和８年５月から実施

居宅訪問型保育事業

認可保育所の入園が待機となっている乳幼児や、医療的ケアが必要であり、集団保育が困難と認められる乳幼児に対して、利用者の居宅などにおいて保育者による１対１の保育を行う事業である。

運営事業者に対し地域型保育給付費の支払いを行っている。

運営事業者	所在地	定員（利用者数）	事業実施日
㈱ポピンズファミリーケア	渋谷区広尾５－６－６　５階	35人	平成31年４月１日
認定ＮＰＯ法人フローレンス	千代田区神田神保町1−14−1　4階	（２人）	平成29年７月１日

保育所等巡回指導・指導検査の実施

認可・認証保育所および地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）において、保育士による巡回指導を実施するとともに、子ども・子育て支援法に基づく指導検査を実施している。また、認可外保育施設等に対しては巡回指導を実施している。

巡回指導　（令和７年度）

名称＼区分		園数 事業者数	実施回数
認可保育施設	私立認可保育所	66	547
	公立認可保育所	16	84
	小規模・事業所内保育所	2	16
認可外保育施設	認証保育所	9	73
	その他	31	134
計		124	854

指導検査　（令和７年度）

名称＼区分		件数
認可保育施設	私立認可保育所	65
	公立認可保育所	6
	小規模・事業所内保育所	2
認可外保育施設	認証保育所	4
計		77

保育活動推進事業

保育における安全対策、保育環境や質の向上のため、私立認可・認証保育所および地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）へのＡＥＤの設置や遊び場の確保を図るとともに、私立認可保育所などの園児がのびのびと外遊びができるよう、近隣の比較的広い公園までのバス送迎を実施している。また、令和８年度から夏の時期に安全に体を動かすことができるよう民間の屋内スポーツクラブ施設借上げを実施している。

こども誰でも通園制度

月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わず、時間単位で保育所等を定期的に利用できるこども誰でも通園制度を実施している。

利用対象　認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設等に通園していない、０歳６か月から２歳児クラス相当の子ども
利用時間　子ども一人当たり月20時間、１日当たり８時間まで
利用方法　複数月の定期利用（曜日や時間帯固定）
利用料金　原則無償

体験保育

保育所に入所していない未就学児と保護者を対象に、保育園児と一緒に遊び、子どもの成長を確認するとともに、育児について相談ができる体験保育を全区立認可保育施設で行っている。

児童手当

家庭などにおける生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給している。

児童手当支給月額一覧

区分		支給月額
３歳未満	第１子・第２子	15,000円
	第３子以降	30,000
３歳～高校生年代	第１子・第２子	10,000
	第３子以降	30,000

児童手当受給世帯数および児童数

（令和８年３月31日現在）
・受給世帯数　　18,530世帯
・受給対象児童数　30,484人

児童育成手当

次代の社会を担う児童の健全な育成を図るため、「中央区児童育成手当条例」に基づき、児童育成手当（育成手当・障害手当）を支給している。

児童育成手当の内容

手当の種類	受給資格者	手当額（１人につき）
育成手当	18歳になった年度の末日までの児童を扶養するひとり親家庭等の父または母もしくは養育者	月額　13,500円
障害手当	20歳未満の障害児（おおむね身体障害者手帳１・２級程度または愛の手帳１～３度程度、あるいは脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童）を扶養する父または母もしくは養育者	月額　15,500円

◎各手当は、それぞれの受給資格に該当する場合に併給される。

児童育成手当受給世帯数および児童数

（令和８年３月31日現在）

受給世帯数		826世帯
受給対象児童数		1,071人
手当の種類	育成手当	1,058
	障害手当	6
	育成・障害手当併給	7

児童扶養手当

児童福祉の増進を目的として「児童扶養手当法」に基づき、ひとり親家庭または配偶者に重度の障害がある場合で、18歳になった年度の末日までの児童（政令で定める程度の障害のある場合は20歳未満）を扶養する父または母もしくは養育者に、児童扶養手当を支給している。

令和８年３月31日現在　受給世帯数　568世帯

子ども医療費助成

子どもの健やかな成長と子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、18歳になった年度の末日までの児童について、通院・入院に係る保険診療の自己負担分と入院時食事療養標準負担額を助成している。

医療証交付状況　（令和８年３月31日現在）

区分	人数
乳幼児医療証（０～６歳）	12,727人
子ども医療証（小・中学生）	15,519人
高校生等医療証	3,495人

出産支援

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、出産支援事業を実施している。

妊娠中の方に対し、病院の通院などに必要な交通費として出産支援祝品（タクシー利用券12,000円分）を贈呈している。また、母体への負担が特に大きく、単胎児を妊娠した場合と比べると通院回数が多い傾向にある多胎児を妊娠した方に対し、12,000円分を追加し、24,000円分を贈呈している。

新生児の誕生に際しては、新生児誕生祝品（区内共通買物・食事券30,000円分）を贈呈している。

なお、物価高騰における家計の負担の軽減を図るため、20,000円分を追加し、50,000円分を贈呈している。

贈呈者数（令和７年度）

タクシー利用券　2,334人

区内共通買物・食事券　1,940人

親子で親しむ浜離宮事業

１年を通じて季節ごとの花が咲き、緑あふれる浜離宮恩賜公園で自然に親しみ、親子でゆったりとした時間を満喫してもらうために「浜離宮花と緑の集い」最終日の翌日から、「乳幼児医療証」または「子ども医療証」の提示により、中学生以下の子ども１人につき同伴者２人までの入園料が無料となる。

入園者数（令和７年度）　子ども　1,262人　同伴者　1,574人

こども計画の推進

令和７年３月に策定した「中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、需要に見合った教育・保育施設の利用定員確保および地域子ども・子育て支援事業の取り組みを進めるとともに、区の附属機関である「中央区子ども・子育て会議」（委員一覧は417頁参照）において、実施状況の点検・評価を行っていく。

子ども子育て施策推進本部

中央区らしい子どもまんなかまちづくりの推進に当たり、区における子ども・子育て支援および若者に対する支援に係る施策の一層の充実及び質の向上について、全庁を挙げて取り組む。

・設置年月日　令和７年12月１日

構成

区長を本部長、副区長（統括）および教育長を副本部長、各部長、各担当部長、中央区保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、監査事務局長を本部員とする。

幹事会

本部の下に幹事会を設け、本部の円滑な運営を図るため、必要な調査、調整等を行う。

所掌事項

１　子育てに係る環境の整備および質の向上に関すること

2　子ども、若者等の成長並びに地域社会で活躍できる環境づくりに関すること
3　子ども、若者等の意見の尊重および区の施策に対する当該意見の反映に関すること
4　その他、本部長が必要と認める事項

ひとり親家庭・女性

ひとり親家庭（父子および母子家庭）や女性の福祉の増進を図るため、次の事業を実施している。

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の父または母等および児童（18歳になった年度の３月31日まで。「児童扶養手当法施行令」で定める程度の障害のある場合は20歳未満）に、保険診療の自己負担分（住民税課税世帯はその一部）を助成し、その自立と家庭生活の安定を支援することを目的とするものである。

令和８年３月31日現在　医療証交付世帯数　556世帯、対象者数　563人

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

義務教育修了前の児童を有するひとり親家庭において、就職活動などのため一時的に家事などの日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣している。

令和７年度　派遣世帯数　17世帯、派遣回数　779回

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の休養とレクリエーションのため、区民施設の伊豆高原荘および区民健康村「ヴィラ本栖」の他、民間の宿泊施設を指定し、年度内１泊の宿泊費を補助している。

また、日帰り施設として東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、東京ドームシティ、東京サマーランド、キッザニア東京を指定し、年度内１回の利用料を補助するとともに、観劇やスポーツ観戦に係る興行入場券の購入費用を補助している。

ひとり親家庭休養ホーム利用状況　（令和７年度）

種別	宿泊施設	日帰り施設	興行入場券	計
世帯数	50世帯	214	39	303
人数	111人	462	80	653

ひとり親家庭相談

母子・父子自立支援員を置き、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言・指導を行っている。

相談日時　毎日（土・日曜日、祝日および年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時
☎（6278）8421

ひとり親家庭相談状況　（令和７年度）

種別	件数
休養ホーム	306件
母子及び父子福祉資金	46
生活一般	68
生活援護	21
児童・その他	9
計	450

母子生活支援施設

生活上の問題を抱えている母子家庭について、家庭の状況を調査した上、児童の健全育成のために必要と認められるときには、母子ともに母子生活支援施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行っている。

令和８年３月31日現在　入所世帯数　１世帯

母子父子寡婦団体への助成

母子家庭、父子家庭および女性の経済的、社会的地位の向上ならびに福祉の増進を図るため、中央区ひとり親家庭福祉協議会に補助金を交付するとともに、団体の育成を行っている。

入院助産

入院して分娩（ぶんべん）する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、助産施設への入所を行い、出産費用を助成している。

令和７年度　入所者数　３人

女性相談

女性相談支援員を置き、保護を要する女性の発見に努め、各種相談および指導を行い、必要に応じて東京都女性相談支援センターに一時保護を依頼するなど適切な支援を行っている。

相談日時　毎日（土・日曜日、祝日および年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時
☎（6278）8421

令和７年度　275件

家庭相談

家庭相談員を置き、家庭生活における人間関係などの諸問題について相談に応じている。

相談日時　毎日(土・日曜日、祝日および年末年始を除く)
午前８時30分～午後５時
☎（6278）8421

家庭相談状況　（令和７年度）

相談事項＼件数		男	女	合計
人間関係	夫婦	23件	4	27
	親子	2	6	8
	嫁しゅうと	0	0	0
	親族	0	1	1
	その他	3	4	7
法律関係	養育	0	0	0
	扶養	0	0	0
	離婚	0	0	0
	住宅	0	1	1
	相続	0	0	0
	その他	3	5	8
合計		31	21	52

中央区配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、ＤＶ相談専用ダイヤルの設置やＤＶ被害者の相談事実証明書の発行のほか、保護命令関係業務やＤＶ被害者に関する通報受理など、ＤＶ被害者に対する支援を行っている。

相談日時　毎日（土・日曜日、祝日および年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時
☎（6264)7412

母子及び父子福祉資金貸付

「東京都母子及び父子福祉資金貸付条例」に基づき、母子家庭および父子家庭の経済的な自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸し付けを行っている。

令和７年度　母子　39件　24,697,675円
父子　５件　2,538,000円

ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の父または母の就業を支援するため、指定の教育訓練講座を修了した場合は、その経費の一部を自立支援教育訓練給付金として支給している。

また、看護師、調理師や介護福祉士などの資格取得のため６カ月以上養成機関で修業する場合には、高等職業訓練促進給付金を支給している。

令和７年度　自立支援教育訓練給付金支給者数　４人
高等職業訓練促進給付金支給者数　５人

子どもの学習・生活支援事業

児童扶養手当・就学援助・生活保護受給世帯の小学校４年生から高校生世代までの子どもを対象とした「子どもの学習・生活支援事業」を実施している。（事業内容および令和７年度実績は224頁参照）

養育費確保支援事業

母子・父子家庭の生活の安定と児童の福祉増進を図るため、養育費の確保に向けた支援として、養育費の取り決めに関する公正証書などの作成、ADR の利用および養育費保証契約の締結に係る費用を補助している。

また、養育費請求調停および強制執行申立てに係る弁護士費用の一部を補助している。

令和７年度　公正証書等作成費補助　10件
ADR 利用料補助　２件
養育費保証料補助　０件
弁護士費用補助　０件

母子及び父子福祉資金の種類と貸付限度額

資金の種類	貸付限度額		利子
事業開始資金		3,720,000円	無利子（※）
事業継続資金		1,860,000	〃　（〃）
技能習得資金		月額　68,000	〃　（〃）
	（運転免許）	460,000	〃　（〃）
修業資金		月額　68,000	〃　（〃）
	（運転免許）	460,000	〃　（〃）
就職支度資金		110,000	〃　（〃）
住宅資金		1,500,000	〃　（〃）
転宅資金		260,000	〃　（〃）
医療介護資金	医療	340,000	〃　（〃）
	介護	500,000	〃　（〃）
生活資金	医療介護・生活安定・失業期間中	月額　118,000	〃　（〃）
	技能習得期間中	〃　141,000	〃　（〃）
	家計急変	児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内	〃　（〃）
結婚資金		340,000	〃　（〃）
修学資金		月額　27,000	無利子
		～183,000	〃
就学支度資金	小学校	91,600	〃
	中学校	101,000	〃
	高校以上	160,000	〃
		～590,000	〃

◎（※）は、原則、連帯保証人を立てると無利子、連帯保証人を立てないと年1.0％の利子

子ども家庭支援センター「きらら中央」

所在地　明石町12－1
　　☎（3542）6321　FAX（3542）6329
構　造　地上６階地下１階建て（中央区保健所等複合施設）の４階部分
開館日　毎日（祝日、年末年始を除く）

子ども家庭支援センターは、平成19年９月３日に開設し、子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談への対応や、必要により専門機関やサービスの紹介、調整を行う他、子育て交流サロン「あかちゃん天国」、トワイライトステイ、一時預かり保育などのサービス提供、子育てに関する情報提供などの事業を実施している。令和６年７月に中央区保健所等複合施設４階に移転し、相談機能を強化するとともに、勝どき分室、日本橋分室および十思分室にて子育て支援サービスを実施している。

子どもと子育て家庭の総合相談

養護相談、育成相談、虐待相談、非行相談など、子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じながらサービスの調整を行い、必要により関係機関への連絡、紹介を行う。

相談時間　午前９時～午後５時　☎（3542）6322

中央区要保護児童対策地域協議会

要保護児童などの早期発見と迅速かつ的確な対応および継続的な支援を行うため平成19年12月１日から中央区要保護児童対策地域協議会を設置している。子ども家庭支援センターが地域における支援の中核として調整機関となり、

子どもと子育て家庭の総合相談件数（実数）　（令和７年度）

種別	養護(虐待含む)	保健	障害	非行	育成	その他	計
件数	1,023件	3	8	21	123	50	1,228

関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに個別ケース検討会議や実務者会議などを開催している。

さらに児童虐待についての情報を集約するため、センターに児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」を設置している。

受付時間　月～金曜日　午前９時～午後５時

☎（3542）6328

こども家庭ネットワーク事業

児童福祉法の改正を受けて、妊娠期から子育て期にある妊産婦及び子育て家庭を切れ目なく支援できるよう既存の支援体制を見直し、「こども家庭ネットワーク」として母子保健分野と児童福祉分野の一体的・包括的な相談支援機能の強化を図っている。

なお、このネットワークは、国が定めるこども家庭センターの機能を担っている。

一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭などの理由により一時的に乳幼児（生後57日～未就学児）を預かる「一時保育」と、保護者の出産や入院などの緊急の理由により原則30日を限度に乳幼児を預かる「緊急保育」の２つの事業がある。

利用時間　午前９時～午後５時

実施場所　子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室
子ども家庭支援センター「きらら中央」日本橋分室
子ども家庭支援センター「きらら中央」十思分室

利用料金　一時保育　１時間　800円
緊急保育　１日　2,000円（減免あり）

令和７年度　一時保育　11,759件
緊急保育　145件

トワイライトステイ

保護者が仕事などの理由により帰宅が夜間になる場合に、児童（２歳～小学校６年生）を預かる。

利用時間　午後５時～10時

実施場所　子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室

利用料金　１回2,000円（減免あり）

食 事 代　１食400円（持ち込みも可）

令和７年度　372件

子どもショートステイ

保護者が疾病などにより養育に困難が生じた場合に、区が委託した乳児院や児童養護施設または協力家庭で児童を預かる。

	対象	利用期間	利用料金	定員
乳児院	生後57日目～３歳未満	原則７日（６泊７日）以内	１泊２日6,000円（以降１日増えるごとに3,000円加算）※減免あり	各１人
児童養護施設	２歳～中学校３年生			
協力家庭	２歳～小学校６年生	原則３日（２泊３日）以内		

令和７年度　51件

緊急一時保育援助事業

保護者の入院などの理由により、家庭での保育が一時的に困難になったときに、区と契約した事業者から保育員（ベビーシッター）の派遣を行う。

対象児童　区内在住の生後０カ月から就学前までの乳幼児

利 用 日　月～土曜日（祝日、年末年始を除く）

利用期間　原則として１カ月以内

利用時間　午前８時～午後６時の間で２時間以上９時間以内

令和７年度　利用実績なし

病児・病後児保育

入院加療の必要のない病中または病気回復期で児童を保護者が家庭で看護することができないとき、区が委託する医療機関または認証保育所による病児・病後児保育室で預かる事業を実施している。

利 用 日　月～金曜日（祝日、年末年始、入室前診断実施医療機関の臨時休業日を除く）

利用時間　午前９時～午後５時30分

対象児童　区内在住の生後７カ月～小学校３年生

委 託 先　（病児・病後児保育）
聖路加国際病院附属保育所　聖路加ナーサリー
利用定員　１日６人
病児・病後児保育室　ゆめみらい
利用定員　１日６人
（病後児保育）
ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園
利用定員　１日４人
勝どき小児クリニック
利用定員　１日６人

利用料金　１日2,000円（助成制度あり）

令和７年度　1,609人

育児支援ヘルパー

妊娠中または出産後で育児や家事の支援を必要としている家庭に対し、区と契約した事業者からヘルパーを派遣することにより、母親の負担を軽減し、家庭における安定した子育てを支援する。

対象家庭　区内在住で、育児や家事の支援を必要とする出産前(母子健康手帳交付時)から出産後６カ月に達するまでの乳児がいる家庭

派遣日数　１回の妊娠につき15日（日曜日、祝日、年末年始を除く)、別途、出産後の多胎児対応あり

派遣時間　１日につき午前８時～午後６時の間で２時間または３時間

令和７年度　186人　1,021日

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援および緊急対応枠）

１　一時預かり利用支援

一時的な保育が必要な保護者や共同保育（ベビーシッターと家庭内で一緒に保育を行うこと）を必要とする保護者に対し、東京都が認定しているベビーシッターによる居宅訪問型の一時預かり保育の利用料を１時間当たり2,500円を上限に、児童一人当たり年144時間かつ月20時間まで（多胎児、障害児、ひとり親家庭の児童の場合は児童一人当たり年288時間かつ月40時間まで）を上限に助成している。

２　緊急対応枠

一時預かり保育（緊急保育）や緊急一時保育援助事業などを利用するまでの繋ぎの期間における支援として、東京都が認定しているベビーシッターを利用する場合の利用料を１時間当たり2,500円を上限に、児童一人当たり１回60時間かつ一会計年度2回まで助成している。(利用にあたっては、子ども家庭支援センターへの事前相談・利用承認が必要)

対象児童　満６歳に達する年度の末日までの児童、満12歳に達する年度の末日までの障害児

利用日時　毎日　午前７時～午後10時

令和７年度　一時預かり利用支援　3,498件
緊急対応枠　１件

ファミリー・サポート・センター事業

子育て家庭の支援を図るため、「ファミリー・サポート・センター事業」を中央区社会福祉協議会に委託して実施している。

育児の援助を受けたい者（依頼会員）と行いたい者（提供会員）による会員組織を設置し、保育園への送迎や一時的な保育などを地域において会員同士が子育てを相互に援助する体制を整えている。

令和７年度　2,126回

依頼会員　1,516人　　提供会員　278人

両方会員　68人（令和８年３月31日現在）

親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方などの知識と方法を身につけるため、講義、グループワーク、個別のロールプレイなどを内容としたペアレント・トレーニングなどを実施する。

対 象 者　２歳～小学校卒業程度の子を持つ家庭のうち、親子間における関係性の構築が必要な家庭の保護者

開催期間　年間２クール、１クール計４回の連続講座

地域活動室の貸し出し

子育て支援に関する活動を行っている人やグループ、団体などを支援するため、無料で貸し出している。

貸出時間　午前９時～午後10時

実施場所　子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室

令和７年度　６件　61人

情報交流室の設置

パンフレットや雑誌、掲示物などで子育てに関するさまざまな情報を発信している。また、事故予防に関するパネルやグッズを展示し、安全な育児に関する意識啓発を行っている。

設置場所　子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室

未就学児の遊び場「すきっぷ」

「あかちゃん天国」を卒業した３～５歳児と、保護者の方が遊んで過ごせる場所を提供している。

対 象 者　３歳になった最初の４月１日から就学前までの幼児とその保護者
対象児童の弟妹も一緒に利用可能。

利用時間　午前９時～午後４時（祝日および年末年始を除く）

実施場所　子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室

令和７年度　2,420人

放課後対策

学童クラブ

放課後帰宅しても、保護者の仕事や疾病などの理由により、家庭で適切な保護育成を受けられない児童を、危険のないように保護し、生活指導などを行っている。

１　児童館学童クラブ

実施場所　区立児童館（８館）

利用対象　区立小学校に在籍している児童または区内に居住し、区の区域外の小学校に在籍している児童

学童クラブ名	定員（クラブ数）	利用可能人数
築地学童クラブ	40人（１）	40人
新川学童クラブ	80（２）	100
堀留町学童クラブ	45（１）	55
浜町学童クラブ	40（１）	50
佃学童クラブ	100（２）	125
月島学童クラブ	90（２）	110
勝どき学童クラブ	100（２）	125
晴海学童クラブ	120（３）	140

◎定員を超える利用可能人数については、臨時的な措置によるものである。

◎晴海学童クラブについては、臨時的に３クラブで実施する。

２　学校内学童クラブ

実施場所　中央小学校、明石小学校、京橋築地小学校、明正小学校、日本橋小学校、有馬小学校、久松小学校、佃島小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、月島第三小学校、豊海小学校、晴海西小学校

利用対象　当該小学校に在籍している児童または当該小学校学区域に居住する児童

学童クラブ名	定員（クラブ数）	利用可能人数
中央小学童クラブ	40人（１）	40人
明石小学童クラブ	60（２）	60
京橋築地小学童クラブ	65（２）	65
明正小学童クラブ	40（１）	40
日本橋小学童クラブ	65（２）	65
有馬小学童クラブ	60（２）	60
久松小学童クラブ	40（１）	40
佃島小学童クラブ	60（２）	60
月島第一小学童クラブ	60（２）	60
月島第二小学童クラブ	40（１）	40
月島第三小学童クラブ	65（２）	65
豊海小学童クラブ	85（２）	85
晴海西小学童クラブ	180（４）	180

子どもの居場所「プレディ」

放課後の児童の健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせるよう、小学校の施設を活用した「プレディ」を開設している。

実施場所　区立小学校（泰明を除く）

利用対象　区立小学校に在籍または区内に居住し、区の区域外の小学校に在籍している児童

プレディ名	登録人数
プレディ城東	44人
プレディ中央	136
プレディ明石	224
プレディ京築	119
プレディ明正	106
プレディ常盤	55
プレディ日本橋	185
プレディ有馬	279
プレディ久松	301
プレディ阪本	56
プレディ佃島	178
プレディ月一	103
プレディ月二	187
プレディ月三	191
プレディ豊海	163
プレディ晴海西	460
合計	2,787

プレディプラス事業

放課後に使用できる教室を活用し、学校内学童クラブ所属児童とプレディ所属児童が、職員の見守りのもと放課後を安全に安心して一緒に過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができる環境を整えている。

実施校　中央小学校、明石小学校、京橋築地小学校、明正小学校、日本橋小学校、有馬小学校、久松小学校、佃島小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、月島第三小学校、豊海小学校、晴海西小学校

民設民営学童クラブへの補助等

待機児童が多く発生している日本橋地域、今後も人口増加による待機児童の発生が見込まれる月島地域の状況を踏まえ、民設民営の学童クラブを区に誘致するため、区内に民設民営学童クラブを開設する事業者に対して、開設および運営に要する経費の一部補助を行っている。

（令和８年７月１日現在）

名　称	所在地	定　員
ベネッセ 学童クラブ月島	月島３-７-12 THE CITY 月島２Ｆ	１クラブ 40人
ベネッセ 学童クラブ晴海	晴海４-６-５ ３Ｆ	２クラブ 88人
キッズクラブ・ 日本橋	日本橋人形町 ３-５-１　１Ｆ	１クラブ 40人
ベネッセ 学童クラブ人形町	日本橋人形町２-35-12 人形町アムフラット １Ｆ・２Ｆ	１クラブ 40人

朝の子どもの居場所づくり事業

保育所などから小学校への進学に伴い、保護者が子どもの登校時間より早く出勤することで、登校時間前の子どもが居場所を必要とする「朝の小１の壁」に対応するため、小学校内のプレディプラスルームなどを活用し、見守り員が児童を見守る朝の子どもの居場所づくり事業を実施している。

実施場所　区立小学校
（城東、泰明、常盤、阪本を除く）

実施日時　学校登校日（土曜・日曜・祝日を除く）の午前７時30分～各学校の登校時間まで

利用対象　実施校に通学しており、保護者の就労により、自宅で保護を受けられない小学校１年生

なお、学校休業日（土曜・日曜・祝日を除く）については、児童館およびプレディプラスで児童の見守りを実施している。

児童館

区内の18歳までの児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として８カ所の児童館を設置している。

各児童館では、子ども家庭支援センターのサテライトとして子育て相談を行うほか、工作教室やスポーツ教室、夏まつり、児童館まつりなどの行事を開催し、地域ぐるみで児童の健全育成を図っている。

利用時間　築地・浜町・月島児童館
午前９時～午後５時
新川・堀留町・佃・勝どき・晴海児童館
午前９時～午後８時（ただし、小学生以下は午後５時まで）

休 館 日　祝日（こどもの日を除く）、年末年始

１　乳幼児クラブ

さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事を通して、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深めることを目的に、全館で実施している。

対　　象　区内在住で、保育園、幼稚園に入園していない乳幼児（０歳児から未就学児）とその保護者

２　子育て交流サロン「あかちゃん天国」

親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関するさまざまな情報提供や育児に必要な助言を行っている。

区内児童館のうち、築地児童館・新川児童館・堀留町児童館・浜町児童館・月島児童館・晴海児童館の６カ所に設置しているほか、子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室にも設置している。

児童館に設置している「あかちゃん天国」では、小学生が乳幼児との交流を通し、生命の大切さを学ぶ「キッズボランティア」を実施している。

利用時間　午前９時～午後５時

対　　象　区内在住の乳幼児（０歳から３歳になった最初の３月31日まで）とその保護者、妊娠中の方

令和７年度　148,314人、相談件数　1,214件

児童館所在地および施設

名　称	施　設
築地児童館 築地７－９－17 ☎（3544）0127	１階　ホール（117.3㎡）、図書室（46.8㎡） ２階　音楽遊戯室（82.5㎡）、学童クラブ室（46.8㎡）、子育て交流サロン（124.0㎡）その他（376.52㎡） 計　793.92㎡
新川児童館 新川２－13－４ ☎（3553）2084	５階　多目的ホール（178.81㎡）、遊戯室・集会室（142.20㎡）、図書・自習コーナー（178.67㎡）、工作室（46.98㎡）、子育て交流サロン（129.70㎡）、幼児室（51.77㎡）、情報交流室（51.89㎡） ６階　学童クラブ室（122.96㎡） その他（936.08㎡） 計　1,839.06㎡
堀留町児童館 日本橋堀留町１－１－１ ☎（3661）8937	６階　工作・サークル室（69.2㎡）、音楽スタジオ（28.9㎡）、図書室（52.5㎡）、学童クラブ室（68.0㎡）、子育て交流サロン（160.6㎡） ７階　児童多目的ホール（153.0㎡） その他（451.2㎡） 計　983.4㎡
浜町児童館 日本橋浜町３－37－１ ☎（3669）3386	３階　ホール（126.4㎡）、音楽遊戯室（76.7㎡）、図書室（19.0㎡）、学童クラブ室（50.3㎡）、子育て交流サロン（150.8㎡） その他（300.6㎡） 計　723.8㎡ 屋上運動場（288.0㎡）
佃児童館 佃１－11－１ ☎（3531）7811	２階　音楽スタジオ（26.0㎡）、図書室（31.0㎡）、幼児室（46.0㎡） ３階　音楽遊戯室（73.0㎡）、工作室（40.0㎡）、学童クラブ室２室（138.0㎡） ４階　ホール（324.0㎡） その他（672.78㎡） 計　1,350.78㎡
月島児童館 月島４－１－１ ☎（3533）0885	２階　児童多目的ホール（192.2㎡）、音楽遊戯室（119.8㎡）、音楽室（50.5㎡）、図書室（36.9㎡）、サークル室（37.6㎡）、学童クラブ室２室（165.7㎡）、工作室（33.55㎡）、幼児コーナー（37.15㎡）、子育て交流サロン（１階94.0㎡・２階73.7㎡）　その他（1,028.5㎡） 計　1,869.6㎡
勝どき児童館 勝どき１－８－１ ☎（3531）3250	３階　多目的ホール（343.3㎡） ４階　スタジオ２室（111.8㎡）、遊戯室２室（147.4㎡）、工作室（58.3㎡）、陶芸コーナー（21.7㎡）、図書コーナー（71.1㎡）、談話コーナー（62.2㎡）、幼児室（62.0㎡）、学童クラブ室２室（141.8㎡） その他（1,077.0㎡） 計　2,096.6㎡
晴海児童館 晴海２－４－31 ☎（3534）3021	１階　ホール（198.97㎡） ２階　子育て交流サロン（146.7㎡）、幼児室（63.73㎡）、交流室（33.76㎡） ３階　集会室（49.77㎡）、多目的室（99.98㎡）、学童クラブ室２室（109.31㎡）、体育室（480.79㎡） ４階　図書室（52.44㎡）、パソコン室（32.92㎡）、工作展示室（71.95㎡）、スタジオ３室（120.38㎡） その他（1,460.24㎡） 計　2,920.94㎡

児童館利用状況

（令和７年度）

館名	乳幼児	小学生	中学生	高校生	保護者	計
築地児童館	14,522人	23,487人	238人	38人	20,105人	58,390人
新川児童館	19,325	33,823	3,579	826	23,448	81,001
堀留町児童館	18,807	16,616	1,416	241	19,968	57,048
浜町児童館	16,599	17,004	469	17	21,641	55,730
佃児童館	10,521	32,288	3,214	500	14,998	61,521
月島児童館	19,653	37,104	883	69	27,220	84,929
勝どき児童館	18,139	52,591	7,546	1,734	28,951	108,961
晴海児童館	18,307	36,537	9,512	1,023	19,347	84,726
計	135,873	249,450	26,857	4,448	175,678	592,306

◎開館日数　345日（築地児童館・堀留町児童館・月島児童館開館日　344日）

障害者福祉

障害者(児)福祉事業

障害のある方が安心して暮らせる社会を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）などに基づき、さまざまな事業を実施している。

障害者手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付申請などの受理・進達を行っている。知的障害に関しては、「東京都愛の手帳交付要綱」に基づき、東京都が手帳の交付申請などを受理・交付している。

身体障害者手帳交付者数

程度別／年齢	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳以上	242人	191	36	1,187	1,217	2,873
18歳未満	6	12	1	49	23	91
計	248	203	37	1,236	1,240	2,964

東京都愛の手帳交付者数

程度別／年齢	1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）	計
18歳以上	17人	92	93	171	373
18歳未満	3	60	59	85	207
計	20	152	152	256	580

精神障害者保健福祉手帳交付者数

程度別／年齢	1級	2級	3級	計
18歳以上	49人	546	703	1,298
18歳未満	0	15	25	40
計	49	561	728	1,338

障害者総合支援法に基づくサービスの提供

障害種別に関わりなく共通の制度の下で、福祉サービスや自立支援医療費、補装具などの「自立支援給付」と、障害のある方の能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の実情に応じた「地域生活支援事業」により、サービスを提供している。法改正により平成25年度からは、障害者の範囲に難病などが加わり、障害福祉サービスなどを受けることができるようになった。

中央区障害者計画・中央区障害福祉計画・中央区障害児福祉計画

障害者施策を推進するため、施策の方向性を掲げるとともに、成果目標・活動指標およびサービスの見込量とその確保の方策などをまとめた「中央区障害者計画・第７期中央区障害福祉計画・第３期中央区障害児福祉計画」を学識経験者、民生・児童委員、医療福祉関係団体や支援機関の代表者などで構成する中央区自立支援協議会に意見聴取を行い策定している。現行計画の計画期間は、障害者計画が令和３年度から令和８年度までの６年間、第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画が、令和６年度から令和８年度までの３年間であることから令和８年度に策定作業を行う。

自立支援給付

自立支援医療費

「障害者総合支援法」の自立支援給付に位置付けられている自立支援医療費のうち、身体障害のある方に対する更生医療費の給付を行うとともに、精神障害のある方の通院医療費に関する給付の申請などの受理・進達も行っている。

令和７年度　更生医療交付決定者数　205人

補装具

「障害者総合支援法」の自立支援給付に位置付けられている補装具については、身体障害のある方の職業その他日常生活を容易にするため、補装具費および修理費の支給を行っている。

令和７年度　児童72件　成人127件

障害者介護給付費等の支給に関する審査会

障害福祉サービスの給付をより公正・客観的に行うため、区長の附属機関として障害者介護給付費等の支給に関する審査会を設置し、障害支援区分（区分１～６）の審査判定を行っている。

審査会は、保健・医療・福祉に関する学識経験を有する10人以内の委員から構成されている。

（委員一覧418頁参照）

令和７年度　認定者数　277人

令和７年度　福祉サービス決定者数

福祉サービス		身体障害者	知的障害者	児童	精神障害者	難病など	計
介護給付	居宅介護	100人	28	43	117	6	294
	重度訪問介護	19	0	0	0	1	20
	同行援護	31	0	0	0	0	31
	行動援護	0	1	2	0	0	3
	短期入所	31	73	71	31	1	207
	療養介護	12	6	0	0	0	18
	生活介護	27	96	0	0	0	123
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	施設入所支援	9	61	0	0	0	70
	計	229	265	116	148	8	766
訓練等給付	自立生活援助	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（機能訓練）	3	0	0	0	0	3
	自立訓練（生活訓練）	0	2	0	10	0	12
	就労移行支援	3	9	0	15	0	27
	就労定着支援	1	2	0	17	0	20
	就労選択支援	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援Ａ	2	9	0	7	0	18
	就労継続支援Ｂ	12	59	0	75	1	147
	共同生活援助	5	50	0	43	0	98
	計	26	131	0	167	1	325
地域相談支援	地域移行支援	0	0	0	2	0	2
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	0	2
計画相談支援	サービス利用支援	124	212	0	308	6	650
	計	124	212	0	308	6	650
地域生活支援事業	移動支援	75	81	112	46	1	315
	地域活動支援センター	30	3	0	45	0	78
	日中一時支援	19	40	28	2	0	89
	計	124	124	140	93	1	482
児童	児童発達支援	0	0	472	0	0	472
	保育所等訪問支援	0	0	255	0	0	255
	放課後等デイサービス	0	0	510	0	0	510
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	9	0	0	9
	計	0	0	1,246	0	0	1,246
障害児相談支援	障害児支援利用援助	0	0	381	0	0	381
	計	0	0	381	0	0	381
合計		503	732	1,883	718	16	3,852

地域生活支援事業

相談支援

障害のある方やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供やサービスの利用に関する支援を行っている。

成年後見制度の利用については、中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」と連携を図りながら対応するとともに、制度の活用について情報提供などを行っている。

意思疎通支援（コミュニケーション支援）

聴覚障害のある方などの社会生活の円滑化と社会参加の拡大を図るため、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行っている。

派遣時間　手話、要約筆記それぞれ月20時間以内

令和７年度　利用登録者数　28人

日常生活用具購入費給付等

在宅の重度の障害のある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具の購入費および住宅設備改善費の給付を行っている。

令和７年度　日常生活用具　426件
　　住宅設備改善費　０件

移動支援

１　個別移動支援

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など、社会参加のための外出時に個別の支援を利用する場合の費用を支給している。

令和７年度　延べ2,073人

２　移動支援事業者への助成

障害福祉サービス等事業所において移動支援などに従事する人材の不足を解消し、増加する区民の利用ニーズに応えるため、移動支援従業者の賃金向上など処遇改善を実施した事業所に対して報酬を加算して給付するほか、移動支援・同行援護・行動援護それぞれの従業者養成研修に係る受講費用の助成を行っている。

３　車両の巡回による送迎支援

福祉センターで利用者の利便を図るためのリフト付きバスおよびリフト付きワゴン車を運行している。

令和７年度　リフト付きバス　5,820人
　　リフト付きワゴン　8,680人
　　延べ利用者数　14,500人

日中一時支援

日常的に家族などの介護支援が受けられない場合に、日中、日帰りによる活動の場を提供している。

令和７年度　延べ953人

訪問入浴サービス

身体障害者手帳（１・２級）または、愛の手帳（１・２度）を所持し、独力で入浴することが困難な65歳未満の重度心身障害のある方に対し、巡回入浴車による入浴サービスを週１回（年51回）実施している。

令和７年度　６人

自動車運転免許取得・改造助成

歩行困難な身体障害のある方の日常生活の利便を図り社会復帰を促進するため、18歳以上の重度の上肢・下肢または体幹機能障害のある方に対し、自ら所有し運転する自動車の改造などの費用を助成している。また、心身障害のある方が自動車運転教習所などに入校する場合の教習費などの助成を行っている。

令和７年度　改造等助成　０人、運転教習費助成　０人

就職支度金給付

地域生活への移行や就労を支援するため、施設サービスなどを利用している障害のある方に対し、就職支度金の支給を行っている。

令和７年度　就職支度金　14人

重度障害者等就労支援

令和８年度から、重度障害者などの就労機会の拡大を図るため、通勤や職場などにおいて、通勤支援や助成金の対象外である就労の継続に必要な支援を行っている。

中央区自立支援協議会

地域の障害のある方などへの支援体制を充実・強化していくため、「障害者総合支援法」に基づく自立支援協議会を設置し、今後の障害者施策に向けた社会資源の充実、地域の連携・協力および相談支援体制の強化などについて協議をしている。

（委員一覧は409頁参照）

その他の障害者(児)福祉事業

心身障害者福祉手当

心身障害のある方の生活の安定を図るため、「中央区心身障害者福祉手当条例」に基づき、身体障害者手帳所持者（３級以上）、愛の手帳所持者（４度以上）、精神障害者保健福祉手帳所持者（１級）、脳性まひまたは進行性筋萎縮症を有する方に対して手当を支給している。

手当額は、身体障害者手帳所持者（２級以上）、愛の手帳所持者（３度以上）、脳性まひまたは進行性筋萎縮症を有する方については、月額15,500円（ただし、おとしより介護応援手当受給者は10,200円）、身体障害者手帳所持者（３級）、愛の手帳所持者（４度）、精神障害者保健福祉手帳所持者（１級）については、月額10,200円である。

心身障害者福祉手当受給者数　（令和７年度）

区分	２級・３度以上	３級・４度 精神１級	計
受給者数	749人	316	1,065

特別障害者手当など

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神または身体に重度の障害を有し、常時介護を必要とする20歳以上の方に特別障害者手当として月額30,450円、20歳未満の方に障害児福祉手当として月額16,560円を支給している。

なお、従来の福祉手当受給者で、障害基礎年金および特別障害者手当のいずれも支給されない方には経過措置として、経過的福祉手当を月額16,560円支給している。

特別障害者手当など受給者数　（令和７年度）

区分	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
受給者数	84人	34	0	118

特別児童扶養手当

心身の障害のため、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童（20歳未満）を監護している父母または養育者に対し、特別児童扶養手当（障害の程度により月額58,450円または38,930円）を支給するため、認定申請などの受理、進達などを行っている。

令和７年度　受給者数　111人

重度心身障害者手当

心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする方に対し、重度心身障害者手当（月額60,000円）を支給するため、認定申請などの受理、進達を行っている。

令和７年度　受給者数　34人

心身障害者扶養共済制度

障害のある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、保護者が障害者の将来に抱く不安の軽減を図るため「東京都心身障害者扶養共済制度条例」に基づき、障害のある方を扶養する保護者が死亡または重度の障害を負った場合に、障害のある方に終身年金（月額20,000円（１口））を支給している。区では加入申請などの受理、進達を行っている。

心身障害者医療費助成制度

都の「心身障害者の医療費の助成に関する条例」に基づき、重度の心身障害者に対し、各種医療保険の自己負担分から一部負担金を差し引いた額を助成している。（ただし、入院時食事療養、生活療養標準負担額は除く）

令和８年３月31日現在　㊞受給者証交付　752人

障害者団体への助成

中央区身体障害者福祉団体連合会、中央区肢体不自由児者父母の会、中央区視覚障害者福祉協会、中央区聴覚障害者協会、中央区精神障害者家族会、中央区心身障害児・者の進路と生活を考える会にそれぞれ補助金を交付するとともに、団体の育成指導を行っている。

障害者（児）団体バス借上費の助成

障害のある方または、障害のある方の父母で組織する団体が、バスを借り上げてレクリエーションなどの行事を行う場合に、１回につき１台180,000円（リフト付きバスは240,000円）以内で６台を限度として助成している。また、浜離宮恩賜庭園の区民開放期間にレクリエーションを行う場合にも１団体１回限り95,000円を限度として助成している。

令和７年度　９台

障害者相談員

障害のある方やその保護者からの各種相談に応じ、助言や指導などを行っている。

身体障害者相談員４人、知的障害者相談員２人、精神障害者相談員２人

「障害者福祉のしおり」の発行

障害のある方への福祉サービスなどの情報を、より新しく、分かりやすく提供するため、ガイドブック「障害者福祉のしおり」を発行している。

手話通訳者設置事業

区役所における聴覚・音声・言語機能障害者の円滑なコミュニケーションを図るため、手話通訳者を配置して、区役所での手続きや相談の際の手助けをすることで障害のある方の地域生活を支援している。

設置日時　毎週水曜日（閉庁日を除く）
午後３時～７時

生活支援ノート

障害のある方が、乳幼児期から学齢期、成人までの途切れのない一貫した支援を受けるために、また緊急時や災害時、医療機関の受診などでも利用できるように、ライフサイクルを通して医療、教育、福祉サービスなどの情報を記入できる「生活支援ノート」を作成し、区のホームページに公開している。

ヘルプマーク・ヘルプカードなどの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう身に付ける「ヘルプマーク」を配布している。また、日常生活や緊急時などに周囲に手助けを求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載された「ヘルプカード」などを配布している。

レインボーハウス明石の運営

18歳以上の知的障害のある方を対象に、地域の中で自立した生活ができるよう居住の場を提供するとともに、日常生活における支援や就労に向けた訓練などを行うことにより本人の自立促進を図るため、生活支援施設「レインボーハウス明石」を運営している。本施設は、さまざまな活動

を通じて、地域やボランティアとの交流ができる場所となっている。併せて、知的・身体障害のある方、または障害のある児童（小学生から18歳未満）を対象とした短期入所（緊急一時保護・自立生活体験）および日中一時支援を行っている。

なお、施設の管理運営については、「地方自治法」に基づく指定管理者制度により行っている。

施設入所　定員30人

短期入所　定員６人

通　　所　定員56人

「喫茶アラジン」の地下鉄駅構内への出店

「レインボーハウス明石」が就労継続支援などの場として運営している「喫茶アラジン」の地下鉄駅構内への出店（ワゴン）により、障害のある方の就労の場の確保と拡大を図っている。

フレンドハウス京橋の運営

就労している知的障害のある方に対し、生活の場を提供し、日常生活に必要な援助指導を行うことにより、地域社会での自立生活を支援することを目的としてグループホーム「フレンドハウス京橋」を運営している。

なお、施設の管理運営については、「地方自治法」に基づく指定管理者制度により行っている。

入所定員６人

障害者就労支援センター事業

「さわやかワーク中央」に併設して障害者就労支援センターを設け、コーディネーターなどによる就職の支援を行っている。

事業は中央区社会福祉協議会に委託している。

令和７年度　就職者　30人

緊急通報システム

１人暮らしなどの重度の身体障害のある方や難病患者の生活の安全を確保するため、緊急通報用の機器を貸与している。

家庭内で急病などの緊急事態が生じたとき、発報器のボタンを押すと直ちに東京消防庁に通報され、地域の協力（協力員）による救助などを受ける消防方式による緊急通報システムの他に、民間事業者が緊急通報システム機器を貸与し、緊急時には民間事業者の受信センターに通報され、警備会社の出動員が救助活動を行う民間方式を導入している。

登録者数　消防方式２人、民間方式11人

障害者に対する家具類転倒防止器具の取り付け

地震による家具類の転倒を未然に防ぎ、緊急時の対応が困難な心身障害のある方、または重度の精神障害のある方の生活と財産を守るため、１世帯４個まで家具類転倒防止器具を取り付けている。

令和７年度　実績なし

重度障害者ふとん乾燥・丸洗いサービス

寝たきりで65歳未満の重度の心身障害のある方、または重度の精神障害のある方の快適な就床を確保するため、布団乾燥（年10回）、布団丸洗い・水洗い（年１回）を実施している。

令和７年度　１人

重度障害者理美容サービス

65歳未満の重度の心身障害により理容所や美容所の利用が困難な障害のある方、または重度の精神障害のある方に対し、居宅において、理容師・美容師の出張サービスが受けられる理美容サービス券を年６枚を限度として交付している。

令和７年度　89人

重度障害者紙おむつ等の支給

３歳以上65歳未満の寝たきりで失禁状態にある重度の心身障害のある方、または重度の精神障害のある方に対し紙おむつを支給することにより、障害のある方とその家族の保健衛生の向上と経済的負担の軽減を図っている。また、入院時に病院指定のおむつ以外使用できない対象者に対して、月額7,000円を限度として、おむつ代を助成している。

令和７年度　紙おむつ支給　93人、おむつ代助成　４人
計97人

重度脳性まひ者介護事業

重度脳性まひ者の外出時の介護の支援を行うことで、社会参加の拡大を図っている。

令和７年度　144回

身体障害者福祉電話電話料助成

下肢、体幹または内部障害が２級以上、視覚障害１級または聴覚もしくは音声・言語障害３級以上のいずれかに該当する方で、非課税の方に対し、経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、電話とファクシミリの基本料および通話料を毎月2,500円を限度に助成している。

令和７年度　33台

重度障害者の介護者慰労

在宅で重度の障害のある方の介護者を慰労するため、旅行券、食事・マッサージ共通券の中から希望により10,000円を単位として組み合わせ、合計30,000円分を給付している。

令和７年度　受給者数　48人

点字図書給付事業

視覚障害のある方が点字図書により情報の収集を容易にできるよう、視覚障害のある方に対し、点字図書の給付を行っている。

令和７年度　０件

知的障害者位置情報サービス費用助成

外出時に迷子になる恐れのある在宅の知的障害のある方の保護者に対し、精神的、経済的負担の軽減を図るため、位置情報サービスの利用料の一部を助成している。

令和７年度　受給者数　24人

障害者福祉タクシー利用券の給付など

下肢・体幹３級以上、内部・視覚２級以上、脳性まひ、進行性筋萎縮症の身体障害者手帳所持者、愛の手帳２度以上の所持者および精神障害者保健福祉手帳１級の所持者に対して、社会生活の利便と社会参加の拡大を図るため、福祉タクシー利用券（四半期12,000円～年間48,000円相当）を給付している。

また、福祉タクシー利用券との選択給付として自動車燃料費を助成している。

令和７年度　福祉タクシー利用券給付　1,680人
　　燃料費助成　135人

リフト付ハイヤーの運行

日常外出時に車いすを利用しているか、寝たきりの重度の心身障害のある方または高齢者を対象に、車いすなどに乗ったまま乗降できるリフト付ハイヤーを運行し、その運賃（原則として月４回以内）を助成している。

令和７年度　113人

中等度難聴児発達支援事業

コミュニケーション能力などの向上を促進し、難聴児の健全な発達を支援するため、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成している。

令和７年度　４人

障害者（児）日帰りレクリエーション

日頃からレクリエーションの機会が少ない障害のある方の社会参加の拡大と慰安激励を目的として日帰り旅行を実施している。

令和７年度　対象者および参加人数

＜身体障害者・精神障害者レクリエーション＞

身体障害者手帳（３級以上）および精神障害者保健福祉手帳（２級以上）を所持する20歳以上65歳未満の方とその付添人　68人

＜知的障害児（者）・身体・精神障害児レクリエーション＞

身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳を所持する20歳未満の方および愛の手帳を所持する65歳未満の方などとその付添人　105人

10区共同地域福祉有償運送運営協議会

社会福祉法人やNPOなどの非営利法人が、自家用自動車により移動困難な障害のある方や高齢者を有償でボランティア輸送する福祉有償運送を行う場合の安全の確保および旅客の利便に係る方策などを協議するため、近隣10区で運営協議会を共同設置している。

障害者グループホームに対する助成

障害のある方の社会生活を支援するため、民間グループホームを運営している事業者に対し運営費などの助成を行っているほか、医療的ケアを必要とする障害のある方を受け入れ、支援している医療連携型グループホームの運営事業者に対し、人件費の一部を補助している。

令和７年度実績　４事業所

障害者日中活動系サービス施設運営費助成

障害のある方の自立および社会参加の促進を図るため、就労支援事業などの日中活動系の障害福祉サービスを実施している事業所を対象として施設運営費の一部を助成している。

令和７年度　８事業所

重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児（者）または医療的ケア児の居宅または通学する特別支援学校に訪問看護師を派遣し、一定時間医療的ケアなどを代替することにより、当該障害児（者）とその家族の健康の保持を図るとともに、家族の介護負担を軽減している。

令和７年度　延べ631件

障害者差別解消のための普及啓発

障害者差別解消法を踏まえ、区の事務事業における合理的配慮の提供や差別の解消に取り組むとともに、区民・事業者への普及・啓発を図るために区独自のリーフレット「理解を深めよう障害者差別解消法」を配布している。

放課後等デイサービス事業補助

在学中の重症心身障害児（医療的ケア児を含む）を対象に、授業の終了後または学校の休業日に生活能力の向上に必要な訓練を提供するとともに、社会の交流を支援するため、対象となる児童・生徒を受け入れる放課後等デイサービス事業を運営する区の選定委員会で選定された事業者に対し運営費の一部を補助している。

また、利用ニーズや月島地域における人口の増加を踏まえ、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）以外も対象とする放課後等デイサービス事業所の開設を促進するため、新たに開設する事業所へ補助している。

令和７年度実績

重症心身障害児放課後等デイサービス事業費補助金
１事業所

放課後等デイサービス事業補助金　５事業所

多機能拠点整備型地域生活支援拠点に対する助成

障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域における安定的な生活の維持および継続を図るため、多機能拠点整備型地域生活支援拠点の機能を担う事業所を開設・運営する事業者に対し、開設準備経費および運営費の一部を補助している。

また、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場の提供」など地域生活支援拠点の機能強化を図るため、「拠点コーディネーター」を配置した場合に人件費の一部を補助している。

令和７年度　１事業所

障害児相談支援事業所運営費補助

障害児相談支援事業所の新規開設などにより障害児相談支援件数の増加を促し、区民のセルフプラン率の減少を図るため、事業所が区民のサービス等利用計画作成やモニタリングを行った場合、件数に応じて運営費の一部を補助している。

令和７年度　６事業所

障害者機械入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な重度の障害者または障害児に対し、機械浴槽による入浴のサービスを提供している。

令和７年度　２人

高齢者福祉

高齢者福祉事業

「老人福祉法」の基本理念に基づき高齢者福祉の増進を図るため、次の事業を実施している。

高齢者保健福祉計画等の推進

令和６年３月に、「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念に、区が取り組むべき高齢者施策を示す計画として、「高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」を策定した。高齢者保健福祉計画は「老人福祉法」に規定する「市町村老人福祉計画」であり、第９期介護保険事業計画は「介護保険法」に規定する「市町村介護保険事業計画」である。

計画期間は令和６年度から令和８年度までの３年間であり、本計画に基づき、高齢者の健康づくり（介護予防）、生活支援、認知症ケア、医療、介護、住まいに関する各種取り組みを推進する。

元気高齢者人材バンク

元気高齢者の社会参加活動を支援するため「元気高齢者人材バンク」を開設し、ボランティアなどの活動を必要とする団体や個人と登録者とのコーディネートを行うとともに、技能お披露目会やPR会の実施、ホームページによる情報発信などを行っている。

生きがい活動支援室

中高年齢者の生きがい、社会参加活動を支援するため、活動に関する知識や情報、機会および場所などを提供するとともに、生きがい活動リーダーとして生きがいづくりを支援する人材の育成を行い、相談や支援活動に対応している。

高齢者雇用促進支援事業

働く意欲のある高齢者が、年齢にとらわれず培った知識や経験を生かして、いつまでも働ける就労環境の向上を図るため、高齢者雇用を積極的に行う事業主に対して、奨励金を交付している。

交付対象要件

65歳以上の区民をハローワークまたは無料職業紹介所シルバーワーク中央の紹介により６カ月以上雇い入れた（１週間の所定労働時間が20時間以上のものに限る）事業主

交付額

・１週間の所定労働時間を20時間以上30時間未満とする雇用契約を結び、実際に労働させた場合
　高齢者１人につき　20,000円
　（同一人をさらに６カ月以上雇用した場合　30,000円）
・１週間の所定労働時間を30時間以上とする雇用契約を結び、実際に労働させた場合（週労働時間20時間以上30時間未満の雇用契約でも労働実績が30時間以上の場合を含む）
　高齢者１人につき　40,000円
　（同一人をさらに６カ月以上雇用した場合　60,000円）

令和７年度　奨励金交付事業主延べ数　10社

また、中央区と社会福祉協議会主催の高年齢者就職面接会を年２回、中央区地域雇用問題連絡会議主催のシニア合同就職面接会を年１回実施している。

地域見守り事業支援

１人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、おとしより相談センターを中心として地域全体でその生活を支えていく地域見守りネットワークを、より実効性のある充実したものとするため、声掛けや見守り活動を行う地域団体への支援を行っている。

また、１人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対しては、郵送または民生委員による訪問調査を行い、支援が必要な高齢者を把握することで、必要な福祉サービスにつなげている。

さらに、高齢者が病気や災害時に迅速に救急医療活動を受けられる態勢を整えるため、「救急医療情報キット」の配布を行っている。

見守りキーホルダー登録システム

65歳以上（要介護・要支援認定者は40歳以上）の区民が外出中に倒れ救急搬送された場合や、徘徊で警察に保護された場合などに、あらかじめ登録された番号をおとしより相談センターに問い合わせることで、迅速に身元確認ができるキーホルダーを配布している。

また、キーホルダーを携帯することが困難な場合、アイロンで衣類などに接着できる布製ラベル「見守りアイロンラベル」も併せて希望者に配布している。

おかえり PASS（パス）（行方不明高齢者情報提供シート）

地域で見守る高齢者が認知症などで行方不明になった場合に、家族の方が慌てることなく捜索に役立つ情報を警察などに提供できるよう、事前に情報をまとめておくためのシート「おかえり PASS（パス）」（行方不明高齢者情報提供シート）を配布している。

避難行動要支援者対策

災害時に自力で避難することが困難で特に支援を必要とする方を災害時地域たすけあい名簿に登録し、本人の同意がある方の名簿情報を地域の支援者へあらかじめ提供することにより、各地域での支援体制づくりを推進している。

また、災害時地域たすけあい名簿登録者の災害時の避難支援を確実かつ迅速に行うため、登録者一人一人の個別避難計画の作成も進めている。

オートコールシステム

発災時の避難行動要支援者の安否確認について、オートコールシステムにより対象者に一斉架電し、受電した応答内容を自動でテキスト化し情報を集約することで、安否確認体制を強化する。

令和８年度　システム構築等準備

９年度　本格稼働

高齢者クラブの育成

地域の高齢者がクラブ活動を通じて明るく生きがいのある老後を築くため、高齢者クラブの育成指導を行うとともに高齢者クラブに対して、その会員数の規模により、月額25,000～43,000円（限度額）、高齢者クラブ連合会には、年額790,000円の助成金を交付している。（高齢者クラブ一覧は407頁参照）

また、高齢者クラブの日常活動のため、区民館などの集会室を提供するとともに、高齢者クラブ連合会主催の中央区高齢者クラブ連合会慰安大会を後援している。

高齢者団体バス借上費助成

高齢者団体（30人以上）がバスを借り上げて、社会福祉施設などの見学、奉仕活動を行う場合、バス借上費について１件150,000円を限度額として助成している。また、浜離宮恩賜庭園の区民開放期間において、高齢者クラブがレクリエーションなどを行う場合、１件50,000円を限度額として交通費を助成している。ただし、高齢者クラブが両方の助成を受ける場合は、合算して150,000円を限度額としている。

令和７年度　件数　26件

シルバー人材センターの運営支援

働く意欲のある高齢者にその機会を提供し生きがいづくりや社会参加につなげるため、「（公社）中央区シルバー人材センター」に対し、基礎的運営費の補助などを行っている。

無料職業紹介所シルバーワーク中央の運営支援

おおむね55歳以上の方を対象に職業紹介や就業相談、求人の開拓、求人情報の提供、就職面接会および再就職支援セミナーの開催などを行う「無料職業紹介所シルバーワーク中央」に対して、運営費の補助などを行っている。

敬老買物券の贈呈

「敬老の日」にちなみ、75歳以上の高齢者に対して敬老買物券（区内共通買物・食事券）などを贈呈している。

令和７年度　贈呈者数　15,810人

敬老大会

「敬老の日」にちなみ、70歳以上の高齢者を劇場に招待して敬老大会を実施している。

敬老大会実施状況　（令和７年度）

実施日	参加者	会場	内容
９月４・５日、８日、10・11日	8,030人	歌舞伎座	式典・観劇

敬老入浴事業

65歳以上の高齢者の健康の維持増進と地域の方々との交流の機会に役立てていただくため、区内および千代田・台東区の一部の公衆浴場を１回100円で利用できる敬老入浴証（カード）を希望する方へ交付している。（特別養護老人ホーム入所者を除く）

令和７年度　延べ利用回数　201,563回

緊急通報システム

65歳以上の１人暮らし、高齢者のみの世帯または日中独居高齢者などの安全を確保するため、自宅に緊急通報機器を設置している。緊急時に本機器の緊急ボタンを押すと、事業者の受信センターに通報され、警備会社の現場派遣員が救助活動を行うとともに、必要に応じて消防への救急要請を行う。また、受信センターでは健康に関する相談にも24時間365日体制で対応している。

なお、緊急通報機器は、利用者の自宅の固定電話回線を使用する固定電話回線型式と LTE 回線を内蔵している無線型式から選択ができる。

費用負担

機器本体

	固定電話回線型式	無線型式
課税世帯	600円	900円
非課税世帯	無料	450円
生活保護受給者など	無料	無料

火災センサー・見守りセンサー（希望者のみ）

課税世帯　各50円

非課税世帯、生活保護受給者など　無料

令和８年３月31日現在　受給者数　443人

高齢者住宅住み替え支援

65歳以上で自ら住宅を確保することが困難な高齢者に対して、（公社）東京都宅地建物取引業協会第一ブロックの協力を得て、民間賃貸住宅への住み替え支援を行うことにより、高齢者の住まいを確保し、地域での生活の安定を図っている。

令和７年度　相談　28件

家具類転倒防止器具の取付

65歳以上で要介護２以上の寝たきり、１人暮らし、65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成されている世帯または日中独居高齢者など（同居人の就労などで高齢者のみとなる世帯）を対象に、地震による家具類の転倒を防止し、生命の安全と財産の保全を図ることを目的として、家具類転倒防止器具の取り付けを行う。

世帯の所得に応じて費用負担がある。

令和７年度　取り付け世帯数　22世帯

補聴器購入費用助成

65歳以上で、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用を必要と認め、過去５年間助成を受けていない方を対象に、補聴器の購入費用の助成を行っている（聴覚障害の身体障害者手帳所持者を除く）。

区分	助成限度額
住民税非課税者	72,000円
住民税課税者	35,000円

令和７年度　助成件数　187件

歩行補助杖の給付

65歳以上で、歩行の補助につえを必要とする高齢者に１人１本に限り、つえの給付を無料で行っている。

令和７年度　給付件数　390件

在宅高齢者一般寝台の貸与

在宅高齢者のうち、要支援または要介護１かつ要介護認定調査で立ち上がりが「できない」、「つかまれば可」と判定された方で、住民税が非課税世帯の方を対象に、安全で自立した日常生活を支援するため、高さ調節機能付き一般寝台の貸与を行っている。

令和８年３月31日現在　貸与者数　７人

高齢者ふとん乾燥・丸洗いサービス

65歳以上の１人暮らし、高齢者のみの世帯または要介護２以上の寝たきりの高齢者に対し、快適な就床を確保するため、布団の乾燥を行っている。また、要介護２以上の寝たきり高齢者については希望により水洗い、丸洗いを行っている。

費用負担（１回につき）

課税世帯　　乾燥440円　丸洗い620円　水洗い1,070円

非課税世帯　乾燥130円　丸洗い180円　水洗い320円

生活保護受給者など　無料

令和８年３月31日現在　受給者数　302人

生計困難者に対する利用者負担の軽減

介護保険のサービス利用者のうち、生計が困難である者の利用者負担額（介護サービス費の１割負担や食費・居住費負担など）の一部を助成し、負担を軽減している（軽減額：利用者負担額を４分の１または２分の１（老齢福祉年金受給者）軽減）。

令和７年度　認定者数　２人

高齢者住宅設備改善給付

要介護認定により「非該当（自立）」と認定された高齢者で、身体機能の低下により日常生活動作に支障がある方の利便性と介護予防に資するため、また、「要介護・要支援」と認定された高齢者の在宅生活を支援するため、浴槽・流しの取り替え、便器の洋式化および階段昇降機の設置などの住宅設備改善の給付を行っている。

利用に当たり事前に高齢者住宅設備改善アドバイザーを派遣している。

費用負担10%、20%または30%（階段昇降機は10～100%）

令和７年度　支給件数　12件

緊急生活支援宿泊サービス

おおむね65歳以上で要介護認定により「要介護・要支援」と認定された高齢者で、介護者の急病・心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な方を対象に、短期間の入所サービス（緊急ショートステイ）を行っている。

令和７年度　利用件数　５件

また、特別養護老人ホームの入所申込者で要介護４または５の高齢者を対象に、３カ月まで利用できるミドルステイを実施している。

令和７年度　利用件数　１件

高齢者紙おむつなどの支給

要介護２以上の寝たきりまたは認知症で失禁状態にある高齢者とその家族の経済的・精神的負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。

支給内容は、区が作成したカタログから月4,000円から7,000円相当で利用者が選択する。

費用負担

課税世帯　　450円・550円・650円

非課税世帯　120円・150円・180円

生活保護受給者など　無料

また、入院中で、病院などが指定するおむつ以外を使用することができない方に対し、月額7,000円を限度として、おむつ代を助成している。

令和８年３月31日現在　紙おむつ受給者数　1,038人

おむつ代受給者数　66人

高齢者在宅支援入浴サービス（訪問入浴サービス）

要介護５で入浴に関して全介助の状態にあり、家族などの介助のみでは入浴できない方が、介護保険のサービスを支給限度額まで利用してもなお不足する場合、週１回の入浴の機会を提供している。

費用負担10%、20%または30%

令和８年３月31日現在　認定者数　10人

高齢者理美容サービス

要介護２以上の寝たきりまたは認知症で理容所・美容所の利用が困難な高齢者に対し、居宅において理容師・美容師の出張サービスが受けられる理美容サービス券を年６枚を限度に交付している。

費用負担（１回につき）

課税世帯　　770円

非課税世帯　230円

生活保護受給者など　無料

令和７年度　受給者数　503人

高齢者介護者慰労事業

高齢者を介護する家族の慰労を図るため、要介護２以上の寝たきりまたは認知症の高齢者を日常的に在宅で介護している介護者に対し、食事・マッサージ共通券および旅行券の中から希望により10,000円分を単位として合計30,000円分を限度に年１回支給している。

令和７年度　受給者数　1,023人

高齢者食事サービス

食事の買い物や調理が困難な１人暮らし・高齢者のみの世帯・日中独居の高齢者のいずれかに該当する70歳以上の方（要介護・要支援に認定された方は65歳以上の方）に対し、食生活の向上および安否確認のため、昼食・夕食の配食を行っている（中央区社会福祉協議会に委託）。なお、食事は一般食と特別食（エネルギー調整食、たんぱく質調整食）から選択できる。

（サービス内容および令和７年度実績は232頁参照）

入退院時サポート

65歳以上の１人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方が病院などへ入退院する際、洗濯や買い物、話し相手、入退院時の付き添いなどの家事援助サービスを提供している。

令和７年度　受給者数　４人

高齢者暮らしの困りごとサポート

65歳以上の１人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、電球の取り替えなど、日常生活上における専門的な技術を要しない困りごとを解消するため、出張サービスを実施している。

令和７年度　受給者数　75人

おとしより介護応援手当

65歳以上で要介護３以上の寝たきりまたは認知症の高齢者に対し、本人や介護している家族の精神的・経済的負担の軽減を図り、在宅での生活を支援するため、月額20,000円（重度心身障害者手当受給者は月額10,000円）の手当を支給している。

おとしより介護応援手当支給状況（令和８年３月）

区分	支給額	受給者数
一般	月額　20,000円	744人
重度心身障害者手当受給者	〃　10,000円	１人
計		745人

徘徊（はいかい）高齢者探索システム費用助成

「要介護・要支援」と認定された認知症による徘徊があるまたは徘徊のおそれがある高齢者を在宅で介護している介護者に対して、探索システム利用料の一部を助成している。

令和８年３月31日現在　受給者数　３人

高齢者巡回型ホームヘルプサービスの実施

区が介護保険の訪問介護事業所として指定を受け、要介護高齢者などのいる家庭に対して24時間巡回型ホームヘルパーを派遣している。

また、夜間対応型訪問介護事業所として指定を受け、要介護高齢者などの家庭を対象に24時間通報対応や夜間における定期巡回、緊急の要請に応じ相談・アドバイスを行い、必要に応じて介護福祉士などを自宅へ派遣している。

高齢者巡回型ホームヘルプサービス実施状況（令和７年度）

区分	24時間巡回型	夜間対応型
派遣世帯数（年延べ）	300世帯	506世帯
派遣回数（年延べ）	6,615回	190回

訪問リハビリテーション

病気・けがや加齢などにより生活機能が低下し、施設などの通所サービスを受けることが困難な要介護・要支援認定者の家庭に理学療法士などを派遣し、リハビリテーションを実施している。

ふれあいケア

特別養護老人ホームにセラピードッグを派遣して、入所者との触れ合いや交流を行っている。

高齢者福祉相談

高齢者に関する多様な福祉・保健サービスについての案内や介護サービスの利用方法など総合的に情報を提供するとともに、介護保険に関する相談・苦情に対応するため、介護支援専門員などの専門的知識を有する相談員を介護保険課の窓口に配置している。

高齢者福祉相談状況　（令和７年度）

相談取扱実人員	内容								計
	介護保険	施設入所	在宅福祉サービス	経済的事項	家庭的事項	医療保健	住宅	その他	
人	件								
6,573	6,546	566	346	116	42	181	52	521	8,370

在宅介護支援薬局

在宅の要介護高齢者とその家族に対し、介護についての情報提供・公的サービスの紹介、おとしより相談センターへの取り次ぎなどを行うため、区内の薬局・薬店を「在宅介護支援薬局（店）」として委嘱している。

令和７年度　委嘱74件

介護相談員の派遣

介護サービスに関する疑問や不満・不安を解消するため、介護サービス利用者に身近な相談相手となる介護相談員を養成・登録し、施設などに派遣している。

特別養護老人ホーム入所調整会議

区内特別養護老人ホームなどの入所を適正かつ公平に行うため、入所調整会議を設置し、入所調整基準に基づく順位付けを年３回行っている。

養護老人ホームなどへの入所措置

おおむね65歳以上で経済的理由や環境上の理由などにより居宅での生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホームなどへの入所の要否判定および入所措置を行っている。

令和８年３月31日現在　施設数　12カ所、入所人員　45人

中央区在宅療養支援協議会

要介護認定を受けた高齢者のうち、医療ニーズが高い方の在宅療養生活を支援するため、学識経験者、医療関係団体、訪問看護師、主任介護支援専門員などで構成する中央区在宅療養支援協議会を設置し、医療機関や介護サービス事業者などが連携した多職種ネットワークの効果的な運用、在宅療養に係る区民への啓発などについて協議を行っている。

在宅療養支援病床の確保

要介護高齢者などが地域で安心して在宅療養を続けられるよう、病状の急変時などに速やかな受け入れが可能な在宅療養支援病床を確保している。

病床数　　３床（３カ所）

入院期間　14日以内

在宅療養支援訪問看護

要介護者などが在宅で療養中の場合や、病院などを退院・退所する場合に、看護師などが居宅を訪問して、療養上の相談や医療的ケアの指導などを行う訪問看護を行っている。

令和７年度　利用回数　延べ９回

在宅療養支援研修

区民や医療機関・介護サービス事業者を対象として、在宅療養に必要な知識の向上を図るため、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと連携のもと研修を実施している。

医療機関・介護サービス事業者向け研修

令和７年度　７回開催

区民向け研修　令和７年度　２回開催

医療および介護関係者の情報共有の支援

医療と介護関係者の連携を一層強化し、在宅療養者に対するケアの質の向上を図るため、ICT（情報通信技術）を活用した多職種連携体制の構築（情報共有ツールの導入）を支援している。

介護サービス事業所向け研修

介護サービス従事者のスキルアップを図るため、介護サービスについての知識や技術の習得を目的とした研修会を実施している。

介護職合同就職相談・面接会

ハローワーク飯田橋および東京都福祉人材センターの協力により、相談・面接会に参加する区内介護サービス事業所の企業 PR と就職相談および採用面接を同日に行う合同就職相談・面接会を開催している。

介護人材確保支援事業

介護職への就労希望者に対し、介護職初任者研修およびキャリアカウンセリングなどの就職対策研修を実施するとともに、区内介護サービス事業所に対しても、就労希望者の受け入れをサポートしている。その上で両者をマッチングさせることで、事業所が介護職への就労希望者を雇用できるよう支援している。

地域密着型サービス事業所等介護職員等宿舎借上支援事業

区内の地域密着型サービス事業所等が介護職員などのために借り上げた民間賃貸住宅の賃料等の一部を補助する。

対象戸数　12戸

補助内容　１戸当たり補助基準額（月82,000円）の７／８（上限）

健康づくり・フレイル予防・介護予防

さわやか健康教室

生活機能に低下が見られず、要介護・要支援認定を受けていない60歳以上の元気な高齢者を対象に、身体機能の維持・向上を目的としたトレーニング教室をいきいき桜川（桜川敬老館）、浜町高齢者トレーニングルーム、ケアプラザあいおいにおいて実施している。

さわやか体操リーダーの活動支援および元気応援サポーターの育成

元気な高齢者を対象とし、いきいき館（敬老館）などで体操教室の運営などを行うさわやか体操リーダーの活動を支援している。また、簡単な体操や脳トレなど地域の身近な場所で行う元気応援サポーターを育成し、高齢者の健康づくりにつなげている。

ゆうゆう講座

要介護・要支援認定を受けていない60歳以上の元気な高齢者を対象に、楽しみながら健康づくりにつながる１回完結型の講座を社会教育会館で実施している。

粋なまち健康プロジェクト

ＫＤＢ（国保データベース）の医療・健診・介護データを活用して、栄養・口腔・身体フレイルおよび生活習慣病重症化のリスクが高い高齢者に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が個別訪問などにより健康相談・指導を実施し、健康状態の把握、生活習慣の改善および必要なサービスにつなげている。

また、高齢者通いの場（219頁参照）などでは健康講座や相談を行い、フレイル予防の普及啓発に取り組んでいる。さらに、健診・医療未受診で要介護認定を受けていない健康状態が不明な高齢者に対し、健康状態の把握を行い、必要な健康支援につなげている。

もの忘れ予防検診

認知症の早期診断・対応を促進するため、65歳・70歳・75歳の区民を対象にもの忘れ予防検診を実施し、認知機能低下の疑いがあると判定された方に対し、専門医療機関の紹介、保健師などの専門職による個別相談や情報提供を行い、必要な医療・介護サービスなどの支援につなげている。

令和７年度　受診者数　324人

高齢者福祉施設

いきいき館（敬老館）

区内に居住する60歳以上の高齢者の憩いの場としての役割とともに、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの推進を図っている。

入館者および入浴者　（令和７年度）

館別＼区分	入館者数			入浴者数		
	男	女	計	男	女	計
	人					
いきいき桜川（桜川敬老館）	9,171	28,648	37,819	3,381	5,537	8,918
いきいき浜町（浜町敬老館）	12,670	25,698	38,368	4,550	5,307	9,857
いきいき勝どき（勝どき敬老館）	11,597	33,206	44,803	4,872	6,204	11,076

◎開館日数　全館359日
　入浴日数　いきいき桜川　283日、いきいき浜町　283日、
　　いきいき勝どき　283日

名称および所在地	施設	設備
いきいき桜川 （桜川敬老館） 入船１－１－13 ☎（3553）0030	鉄骨コンクリート造り６階建て３階部分（保育園・地域密着型特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム併設）1,039.84㎡ 舞台付き大広間68.20㎡・洋室49.39㎡・浴室・ロビー・図書室・医務室・カラオケルーム・パソコンスペース・トレーニングルーム	テレビ・カラオケ装置・マッサージ機・給茶器・碁盤・将棋盤・体重計・自動血圧計・図書・新聞他
いきいき浜町 （浜町敬老館） 日本橋浜町３－37－１ ☎（3669）3385	鉄骨・鉄筋コンクリート造り５階建て２階部分（保育園・児童館・区民館併設）1,150.31㎡ 舞台付き大広間（52畳）・和室（20畳・12畳）・浴室・ロビー・図書室・医務室・教養室・庭園・パソコンスペース	
いきいき勝どき （勝どき敬老館） 勝どき１－５－１ ☎（3531）3258	鉄筋コンクリート造り19階建て２階部分（区民館・デイルーム併設）820.0㎡ 舞台付き大広間（63畳）・和室（24畳）・浴室・ロビー・医務室・カラオケルーム・パソコンスペース	

◎開館時間　午前９時～午後５時
　休館日　年末年始（12月29日～１月３日）

シニアセンター

所在地　佃１－11－１
☎（3531）7813

延べ床面積など
地上４階地下１階建て１・２階部分（佃児童館等複合施設）
延べ面積　848.6㎡

中高年齢の区民（在勤者を含む）が主体的かつ積極的に高齢者の生きがいづくりにつながる学習・文化・レクリエーション・ボランティア活動などができる拠点としてシニアセンターを設置し、パソコン教室などの各種講座、施設提供などを行っている。

また、「生きがい活動支援室」を開設し、生きがい活動や社会参加活動への積極的な支援を行っている。

開館時間・休館日など

１　開館時間
午前９時～午後９時

２　休館日
年末年始（12月29日～１月３日）、館の管理上必要な日

３　利用対象
区内在住・在勤の中高年齢者

４　セミナー室を集会施設として利用
⑴　対象
ア　高齢者クラブその他中高年齢者で構成する団体
イ　区内在住・在勤者（以下「区民など」という）

⑵　利用手続き
ア　高齢者クラブ
利用日の属する月の２カ月前の１日から
イ　中高年齢者団体
利用日の属する月の１カ月前の１日から
ウ　区民など
利用日の属する月の１カ月前の16日から

⑶　利用区分
午前　午前９時～正午
午後　午後１時～５時
夜間　午後６時～９時
全日　午前９時～午後９時

⑷　使用料
ア　高齢者クラブその他中高年齢者で構成する団体（登録が必要）無料
イ　区民など　**別表**のとおり

別表　　**シニアセンター使用料**

施設	利用区分／定員	午前 午前９時～正午	午後 午後１時～５時	夜間 午後６時～９時	全日 午前９時～午後９時
セミナー室Ａ	21人	1,600円	2,200円	2,200円	5,400円
セミナー室Ｂ	21	1,600	2,200	2,200	5,400

利用状況　　（令和７年度）

利用内容	利用者数	備考
情報コーナー	9,993人	―
セミナー室	5,181	―
多目的フロア	7,259	―
相談コーナー	61	いきいき館出張相談人数含む
２階音楽室	26	児童館の休館日 午前９時～午後９時 その他の日 午後８時～午後９時
４階ホール	1,762	
合計	24,282	―

特別養護老人ホーム

介護保険の介護老人福祉施設および短期入所生活介護事業所として、家庭での介護を受けることが困難な要介護高齢者などに、日常生活上の支援や介護を提供している。

１　特別養護老人ホーム

名称	所在地・電話番号	実施事業・定員
マイホーム新川	新川２－27－３ ☎（3552）5670	介護老人福祉施設 80人 短期入所生活介護 8
マイホームはるみ	晴海１－５－１ ☎（3531）7635	介護老人福祉施設 106人 短期入所生活介護 11
新とみ	新富１－４－６ ☎（3553）5228	介護老人福祉施設 40人 短期入所生活介護 6
晴海苑	晴海１－１－26 ☎（3533）7148	介護老人福祉施設 54人 短期入所生活介護 9

２　地域密着型特別養護老人ホーム

名称	所在地・電話番号	実施事業・定員
わとなーる桜川	入船１－１－13 桜川敬老館等 複合施設４～６階 ☎（6275）2714	介護老人福祉施設　29人 短期入所生活介護　8 （併設） 認知症高齢者グループホーム （グループホームロンジェ）　18
ケアサポートセンター十思	日本橋小伝馬町５－19 十思スクエア別館 ３～５階 ☎（6264）9981	介護老人福祉施設　29人 短期入所生活介護　8 （併設） 小規模多機能型居宅介護　25（泊9人）
ケアサポートセンターつきしま	月島１－５－２ キャピタルゲートプレイスザ・モール３･４階 ☎（6204）9905	介護老人福祉施設　29人 短期入所生活介護　6

介護老人保健施設

要介護高齢者などに対して、入所により看護、医学的管理の下に介護および機能訓練などを行うとともに、住み慣れた家庭や地域での生活に戻れるよう心身諸機能の改善や食事、排せつなど日常生活における自立に向けて支援している。併せて、居宅介護を支援するため、短期入所療養介護および通所リハビリテーションを行っている。

名称	所在地・電話番号	実施事業・定員
リハポート明石	明石町１－６ ☎（3545）9911	介護保健施設サービス　80人 短期入所療養介護　20 通所リハビリテーション　30

高齢者在宅サービスセンター

介護保険の通所介護事業所として、虚弱や寝たきりなどで介護を必要とする在宅の高齢者などに、機能訓練・食事・入浴などの各種サービスを提供している。

名称	所在地・電話番号	一日定員	
		一般型	認知症型
マイホーム新川	新川２－27－３ ☎（3552）5683	40人	12人
日本橋	日本橋堀留町１－１－１ ☎（3661）8452	30	―
マイホームはるみ	晴海１－５－１ ☎（3531）7635	40	12

その他の高齢者施設

認知症高齢者グループホームなどの高齢者施設を整備し、高齢者福祉の増進を図っている。

名称	所在地・電話番号	実施事業・定員など
優っくり村中央湊	湊２－16－23 パークシティ中央湊ザレジデンス1～4階 ☎（6280）4663	認知症高齢者グループホーム　18人 小規模多機能型居宅介護　25（泊7人）
グループホーム人形町（※）	日本橋人形町２－14－５ 人形町保育園等 複合施設７～９階 ☎（6661）6500	認知症高齢者グループホーム　18人
相生の里（※）	佃３－１－15 ☎（5548）2490	認知症高齢者グループホーム　18人 ケアハウス　80 デイサービス　35 ヘルパーステーション、ケアプラザ
小規模多機能型居宅介護事業所ココファン勝どき	勝どき５－３－２ 勝どき　ザ･タワー2階 ☎（6228）2857	小規模多機能型居宅介護　29人（泊7人）

（※）PFI の手法により、整備した。

介護保険

介護保険制度

介護保険は、国において高齢者の介護を社会全体で支えることを目的として創設された制度であり、介護保険事業計画の策定、要介護認定などの実施準備を経て開始した事業である。

区は、保険者として、介護保険事業計画を策定するとともに、要介護認定に関する事務処理や介護認定審査会の運営、各種の保険給付および財源となる保険料の賦課・徴収などの事業運営に当たっている。

被保険者

区内に住所を有する65歳以上の者および区外の特別養護老人ホームなどに入所し、その施設の所在地に住所を移した者（第１号被保険者）ならびに40～64歳で医療保険に加入している者（第２号被保険者）が被保険者となる。ただし、身体障害者療護施設などの適用除外施設入所者を除く。

第１号被保険者数　（令和８年３月31日現在）

区分		人数
第１号被保険者		27,551人
内訳	区内居住者（外国人含む）	27,064
	住所地特例（区外特養など入所者）	487

費用の負担

保険給付に必要な費用は、利用者負担分を除いて50％を公費で賄い、その内訳は、国が25％、都が12.5％、区が12.5％（施設サービスは、国が20％、都が17.5％、区が12.5％）となっている。残りの50％は第１号被保険者が23％と第２号被保険者が27％の割合で保険料で負担する。

介護保険事業計画

各年度の対象サービス水準を見込むとともに、そのサービス量の確保と円滑な提供を図るため、令和６年３月に「中央区高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」を策定した。

事業計画は、３年を１期として策定することになっており、現行計画の期間は、令和６年度から令和８年度までである。

要介護・要支援認定

介護保険の給付を受けるためには、要介護者または要支援者の認定を受ける必要がある。

認定の手順

①被保険者の申請を受けて②区の職員などが認定調査を行い③調査結果（一次判定）と主治医意見書を介護認定審査会に示し、審査判定を依頼④介護認定審査会は審査判定（二次判定）を行い⑤区は、その審査判定に基づき認定を行う。

要介護認定などの有効期間

申請区分	認定期間	
	原則	延長・短縮の範囲
新規	６カ月間	３～12カ月間
更新	12カ月間	３～48カ月間
区分変更	６カ月間	３～12カ月間

介護認定審査会

介護認定審査会は、区長の附属機関として、被保険者の要介護度の審査および判定を行うために設置している。

その構成は、保健・医療・福祉に関する学識経験を有する60人以内の委員からなっている（委員一覧418頁参照）。

認定の状況　（令和８年３月31日現在）

要介護度	認定者数	構成比	うち第２号被保険者
要支援１	921人	15.5%	14人
要支援２	765	12.8	15
要介護１	1,205	20.2	34
要介護２	1,026	17.2	54
要介護３	880	14.8	34
要介護４	692	11.6	18
要介護５	471	7.9	14
計	5,960	100.0	183

◎構成比については、合計の値と一致しない場合がある。

保険給付

介護保険のサービスには、在宅の要介護者などが受ける「居宅介護サービス」と施設に入所して受ける「施設介護サービス」がある。

サービスを利用した場合、原則として費用の９割、８割または７割を保険で給付し、１割、２割または３割が自己負担となる。

居宅介護サービス費

要介護・要支援認定者が在宅において受けるサービスで、原則として現物給付となる。

・訪問介護（ホームヘルプ）

　ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の生活全般にわたる援助を行うサービス

・訪問入浴介護（巡回入浴）

　居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス

・介護予防訪問入浴介護
　介護予防を目的として、居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス
・訪問看護
　看護師、准看護師、保健師、理学療法士および作業療法士などが居宅を訪問して行う療養上の世話、または必要な診療の補助を行うサービス
・介護予防訪問看護
　介護予防を目的として、看護師などが居宅を訪問して行う、療養上のサービスまたは必要な診療の補助を行うサービス
・訪問リハビリテーション
　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス
・介護予防訪問リハビリテーション
　介護予防を目的として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して心身機能の維持回復などを図るサービス
・居宅療養管理指導
　病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理および指導を行うサービス
・介護予防居宅療養管理指導
　介護予防を目的として、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理および指導を行うサービス
・通所介護（デイサービス）
　通所介護施設で入浴・排せつ・食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練やレクリエーションを行うサービス
・通所リハビリテーション（デイケア）
　介護老人保健施設、病院や診療所などで提供する、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス
・介護予防通所リハビリテーション
　介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院、診療所などで提供する理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションサービス
・短期入所生活介護（ショートステイ）
　特別養護老人ホームなどの施設で短期間入所している利用者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の機能回復のための訓練などを行うサービス
・介護予防短期入所生活介護
　特別養護老人ホームなどで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の機能回復のための訓練などを行うサービス
・短期入所療養介護
　介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、看護、医学的な管理が必要となる介護や機能訓練、その他必要となる医療、日常生活上の世話を行うサービス
・介護予防短期入所療養介護
　介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、看護、医学的な管理が必要となる介護や機能訓練、その他必要となる医療、日常生活上の支援を行うサービス
・特定施設入居者生活介護
　有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、その施設が提供するサービス内容などを定めた特定施設サービス計画に基づいて行う入浴・排せつ・食事などの介護、洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談および助言、機能回復のための訓練などを行うサービス
・介護予防特定施設入居者生活介護
　有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、介護予防を目的として、その施設が提供するサービス内容などを定めた介護予防特定施設サービス計画に基づいて行う入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の支援、機能回復および維持のための訓練などを行うサービス
・福祉用具貸与
　利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえた上で、適切な福祉用具を選定するための情報提供や、その取り付けや調整などを行い、車いす・特殊寝台などの福祉用具を貸与するサービス
・介護予防福祉用具貸与
　介護予防を目的として、利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえた上で、適切な福祉用具を選定するための情報提供や、その取り付けや調整などを行い、手すりなどの福祉用具を貸与するサービス

特定福祉用具購入費の支給

福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられ、貸与にはなじまないものなどを購入した費用を支給するサービス（対象額100,000円まで）

特定介護予防福祉用具購入費の支給

福祉用具のうち、介護予防に効果があるものであって、入浴や排せつの際に用いられる、貸与にはなじまないものなどを購入した費用を支給するサービス（対象額100,000円まで）

住宅改修費の支給

自宅でできる限り自立した生活を続けるために、手すりの取り付けや段差の解消など、身体機能に合わせた改修の費用を支給するサービス（対象額200,000円まで）

介護予防住宅改修費の支給

自宅でできる限り自立した生活を続けるために、介護予防を目的とする手すりの取り付けや段差の解消など、身体機能に合わせた改修の費用を支給するサービス（対象額200,000円まで）

居宅介護支援

居宅サービスなど利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療・福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、心身の状況、置かれている環境などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めたケアプランの作成、居宅サービス事業者との連絡・調整、介護保険施設などの紹介を行うサービス

介護予防支援

介護予防サービスなど介護予防に効果のある保健医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めた介護予防ケアプランの作成、介護予防サービス事業者などとの連絡・調整を行うサービス

施設介護サービス費

要介護者が介護保険施設に入所して受けるサービスで、原則として現物給付となる。

・介護老人福祉施設

入浴・排せつ・食事などの介護、その他の機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス

・介護老人保健施設

看護、医学的な管理が必要となる介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うサービス

・介護医療院

長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行うサービス

地域密着型介護サービス費

要介護者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域に密着したサービスで、原則として現物給付となる。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的に居宅を訪問して行う入浴・排せつ・食事などの介護や療養生活を支援するための看護、また利用者からの連絡によって日常生活上の緊急時対応などを行うサービス

・夜間対応型訪問介護

夜間、定期的に利用者の居宅を訪問して行う入浴・排せつ・食事などの介護、また利用者からの連絡によって日常生活上の緊急時対応などを行うサービス

・認知症対応型通所介護

認知症の人に対して、通所介護施設で入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援や機能訓練を行うサービス

・小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス

・認知症対応型共同生活介護

認知症の人に対し、共同生活を通して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービス

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が30人未満）に入所している利用者を対象として、提供するサービスの内容などを定めた地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス

・地域密着型通所介護サービス

通所介護施設（小規模）で入浴、排せつ、食事などの介護、その他の機能回復のための訓練やレクリエーションを行うサービス

高額介護サービス費

同じ月に同じ世帯の者が支払った自己負担額が負担上限額を超えたときに、その超えた額を高額介護サービス費として支給する。ただし、施設利用者の食費や居住費（滞在費）など、保険給付の対象とならないものを除く。

高額医療合算介護サービス費

１年間の医療と介護の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に、医療と介護の負担割合に応じた額を高額医療合算介護サービス費として支給する。

特定入所者介護サービス費

利用者負担限度額の認定を受けている者が、入所や短期入所などの施設サービスを利用したとき、食費と居住費（滞在費）の負担限度額までを自己負担として支払い、残りの差額分を特定入所者介護サービス費として給付する。

施設介護サービス費の利用者負担段階と利用者負担限度額（１日当たり）

利用者負担段階	所得の状況		預貯金などの資産の状況	居住費（滞在費）				食費	
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設サービス	短期入所サービス
第１段階	生活保護受給者の方など		要件なし	550円（380円）	0円	880円	550円	300円	300円
	世帯全員が区民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下						
第２段階	世帯全員が区民税非課税	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万９千円※1以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円（480円）	430円	880円	550円	390円	600円
第３段階①	世帯全員が区民税非課税	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万９千円※1超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円（880円）	430円	1,370円	1,370円	650円【680円】	1,000円【1,030円】
第３段階②	世帯全員が区民税非課税	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円【1,470円】（880円）【980円】	430円【530円】※2	1,370円【1,470円】	1,370円【1,470円】	1,360円【1,420円】	1,300円【1,360円】

◎介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（　）内の金額となる。
◎令和８年８月からは一部の居住費、食費が、【　】内の金額となる。
※１　令和８年８月からは82万6,500円
※２　令和８年８月からは介護老人福祉施設、その他型・療養型の介護老人保健施設、Ⅱ型の介護医療院の場合は、530円となる。

高額介護サービス費支給要件

区分	負担の上限（月額）
年収約1,160万円以上の方	世帯　140,100円
年収約770万円以上約1,160万円未満の方	世帯　93,000円
年収約383万円以上約770万円未満の方	世帯　44,400円
上記以外の区民税世帯課税の方	世帯　44,400円
区民税世帯非課税の方	世帯　24,600円
・合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万９千円※以下の方 ・老齢福祉年金を受給している方	世帯　24,600円 個人　15,000円
生活保護を受給している方など	個人　15,000円

※令和８年８月からは82万6,500千円

保険給付状況　（令和７年度）

給付の種類	件数	金額
居宅介護サービス等給付費	123,725件	5,232,988,548円
福祉用具購入費	413	15,400,686
住宅改修費	176	12,201,985
介護サービス計画等給付費	35,916	533,270,659
施設介護サービス等給付費	5,899	1,704,161,916
高額介護等サービス費	15,309	263,917,921
特定入所者介護サービス等給付費	2,774	74,655,615
地域密着型介護サービス等給付費	8,914	1,088,701,010
高額医療合算介護等サービス費	996	43,971,832

地域支援事業

おとしより相談センター（地域包括支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、公正・中立な立場から第１号介護予防支援、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を担う中核機関として、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師および認知症地域支援推進員などを配置している。

相談日時

月～土曜日　午前９時～午後６時

（祝日、休日および年末年始を除く。ただし、緊急の場合は相談日時にかかわらず受け付け可能）

中央区おとしより相談センター運営協議会

おとしより相談センターの中立性・公正性を確保し、適正な運営を行うため、学識経験者、医療関係団体、介護サービス事業者、福祉関係団体、被保険者の代表などで構成する運営協議会を開催している。

（令和７年度）

名称	所在地	担当地域	相談件数	介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成数
京橋おとしより相談センター	明石町１－６　リハポート明石等複合施設１階 ☎（3545）1107	京橋地域	3,077件	2,320件
日本橋おとしより相談センター	日本橋小伝馬町５－１　十思スクエア１階 ☎（3665）3547	日本橋地域	2,617	2,206
人形町おとしより相談センター	日本橋人形町２－32－４　日本橋医師会人形町ビル１階 ☎（5847）5580		3,340	
月島おとしより相談センター	月島４－１－１　月島区民センター１階 ☎（3531）1005	月島地域	7,083	5,051
勝どきおとしより相談センター	勝どき５－１－17　勝どき ザ・リバーフロント１階 ☎（6228）2205		4,505	
晴海おとしより相談センター	晴海４－８－１　晴海区民センター１階 ☎（5547）4871		3,174	

地域ケア会議

おとしより相談センターが中心となり、地域住民や医療・福祉・介護関係者などの参加のもと、普及啓発型、問題解決型及び資質向上型の地域ケア会議を開催している。関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及啓発、介護関係者の資質の一層の向上を図るとともに、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげている。

高齢者虐待防止事業

虐待を受けている、またはその恐れのある高齢者や養護者が抱える問題の解決に向けて支援を行っている。

また、緊急時は、高齢者を施設に保護している。

認知症サポート電話

認知症に関する心配や不安、介護方法などについて専門相談員がアドバイスしている。

令和７年度　相談件数　79件

認知症サポーター養成講座

区内在住・在勤・在学者を対象として、認知症について正しい理解を持ち、認知症のある方の応援者として本人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を育成するため、おとしより相談センターなどによる講座を開催している。

令和７年度　開催回数　30回

認知症初期集中支援チームの運営

認知症に関する専門的な知識・技能を持つ医師と複数の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症と疑われる人やその家族を対象に、訪問、観察・評価などの初期支援を包括的・集中的に行うことで、自立生活のサポートを行っている。

認知症カフェの運営支援

認知症のある方やその家族が身近な場所で安心して交流し、気軽に相談できる場「認知症カフェ」を立ち上げる、または拡充する団体に対し、運営費の一部補助などの支援を行っている。

行方不明高齢者等捜索ネットワーク

行方不明となった認知症高齢者などを早期に発見し、事故を未然に防止するため、行方不明者の情報を「ちゅうおう安全・安心メール」および中央区公式 LINE により配信する。併せて協力者に対して、認知症に関する知識や情報をメール配信し、地域全体で認知症のある方やその家族を支えるネットワークを構築している。

生活支援体制整備事業

高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、地域における住民などの支え合いの体制づくりを推進している。

介護予防・日常生活支援総合事業

１　サービス・活動事業

⑴　訪問型サービス

・予防訪問サービス（ホームヘルプサービス）

　ホームヘルパーが訪問して食事・入浴などの身体介護や掃除・洗濯・調理などにより日常生活の支援を行うサービス

・予防生活援助サービス

　事業者が訪問して掃除・洗濯・調理などの生活援助を行うサービス（身体介護は行わない）

⑵　通所型サービス

・予防通所サービス（デイサービス）

　日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス

・はつらつ健康教室

　生活機能に低下がみられ、短期集中型トレーニングにより改善が見込まれる65歳以上の高齢者（要介護１～５の方を除く）を対象に、生活機能の改善に向けた運動や自宅でもできる簡単な体操の指導と、栄養改善、口腔機能向上のための講習を、区内４カ所で実施している（一部マシントレーニングを含む）。

２　一般介護予防事業

・高齢者通いの場

　区内に住む１人暮らしや閉じこもりがちな65歳以上の高齢者などが身近な地域で交流できるサロンを「高齢者通いの場」として運営している。この高齢者通いの場を立ち上げ、または、既存の団体を拡充して高齢者通いの場を運営する団体に対し、運営費の一部補助などの支援を行っている。

・中央粋なまちトレーニング

　多くの高齢者が身近な場所で健康づくりに取り組めるよう、転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる区独自のフレイル・介護予防体操「中央粋なまちトレーニング（略称「粋トレ」）」を、区民ボランティアを活用しながら広く普及している。

・社会参加・生きがいづくり支援事業

　中高年齢者に対し、退職後の生きがいとなる活動を行うきっかけづくりを目的とした「退職後の生き方塾」を開催している。

保険料

第１号被保険者

　保険料は、介護保険事業計画で見込んだ３年間のサービス量に基づいて基準額を算定し、所得段階別に設定する。

　令和６～８年度の保険料の基準額は、年額75,600円である。

　賦課期日　４月１日

保険料の減免

　次のいずれかに該当する者は保険料の減免を申請することができる。

⑴　災害や事業の休廃止などにより収入が著しく減少した世帯の被保険者

　令和７年度　０人

⑵　保険料段階が第２・第３段階で、生活に困窮し保険料の納付が困難な被保険者

　令和７年度　０人

第２号被保険者

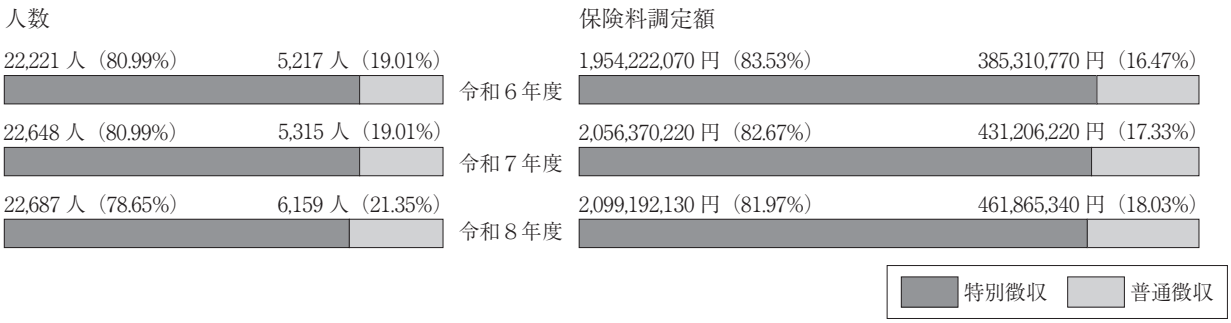
　国が定めた全国平均の１人当たり保険料額に基づき、各医療保険者が医療保険料として徴収し、一括して社会保険診療報酬支払基金に納付する。

第１号被保険者の所得段階別保険料および被保険者数・保険料調定額の推移　（毎年度６月決定）

保険料段階	対象者	保険料率	年間保険料額	被保険者数（割合）		保険料調定額（割合）	
				令和８年度	令和７年度	令和８年度	令和７年度
第１段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で特別区民税世帯非課税の方 特別区民税世帯非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の方	基準額×0.25	18,840円	4,467人（15.49%）	4,922人（17.6%）	70,510,910円（2.75%）	74,818,900円（3.01%）
第２段階	特別区民税世帯非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が120万円以下の方	基準額×0.45	33,960円	2,063人（7.15%）	1,987人（7.11%）	54,924,460円（2.14%）	59,139,220円（2.38%）
第３段階	特別区民税世帯非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が120万円を超える方	基準額×0.65	49,080円	1,993人（6.91%）	1,870人（6.69%）	76,515,390円（2.99%）	79,592,610円（3.20%）
第４段階	特別区民税本人非課税の方（世帯員に課税の方がいる場合）で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が82万6,500円以下の方	基準額×0.90	68,040円	2,188人（7.59%）	2,158人（7.72%）	148,266,730円（5.79%）	149,807,290円（6.02%）
第５段階	特別区民税本人非課税の方（世帯員に課税の方がいる場合）で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が82万6,500円を超える方	基準額（1.00）	75,600円	2,331人（8.08%）	2,263人（8.09%）	165,955,550円（6.48%）	161,199,110円（6.48%）
第６段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	87,000円	2,768人（9.6%）	2,685人（9.60%）	230,160,310円（8.99%）	232,281,490円（9.34%）
第７段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.22	92,280円	3,678人（12.75%）	3,551人（12.7%）	312,060,730円（12.18%）	312,401,050円（12.56%）
第８段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.45	109,680円	2,701人（9.36%）	2,488人（8.9%）	275,184,360円（10.74%）	259,860,040円（10.45%）
第９段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	基準額×1.60	120,960円	840人（2.91%）	785人（2.81%）	96,343,980円（3.76%）	96,325,170円（3.87%）
第10段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が370万円以上500万円未満の方	基準額×1.80	136,080円	1,589人（5.51%）	1,406人（5.03%）	200,537,220円（7.83%）	188,633,380円（7.58%）
第11段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が500万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	158,760円	760人（2.63%）	718人（2.57%）	118,406,880円（4.62%）	111,619,720円（4.49%）
第12段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が620万円以上750万円未満の方	基準額×2.30	173,880円	534人（1.85%）	454人（1.62%）	86,694,710円（3.39%）	80,992,580円（3.26%）
第13段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.60	196,560円	653人（2.26%）	614人（2.2%）	126,579,650円（4.94%）	124,837,260円（5.02%）
第14段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.90	219,240円	737人（2.55%）	695人（2.49%）	162,829,010円（6.36%）	155,935,260円（6.27%）
第15段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×3.20	241,920円	401人（1.39%）	330人（1.18%）	91,602,580円（3.58%）	85,227,610円（3.43%）
第16段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	基準額×3.60	272,160円	244人（0.85%）	260人（0.93%）	69,252,630円（2.70%）	68,469,130円（2.75%）
第17段階	特別区民税本人課税で合計所得金額が2,500万円以上の方	基準額×4.00	302,400円	899人（3.12%）	776人（2.78%）	275,232,370円（10.75%）	246,436,620円（9.91%）

◎令和８年４月から介護保険料の第１段階と第２段階、第４段階と第５段階を分ける基準となる金額が、80万９千円から82万6,500円に変更になった。

保険料徴収方法別人数などの推移　（毎年度６月決定）



保険料調定および収入状況　（令和７年度）

区分／種類	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入割合	還付未済額
現年分	2,565,214,450円	2,552,847,490円	0円	20,929,890円	99.52％	8,562,930円
滞納繰越分	41,709,044	10,114,404	13,944,920	18,241,050	24.25	591,330
計	2,606,923,494	2,562,961,894	13,944,920	39,170,940	98.31	9,154,260

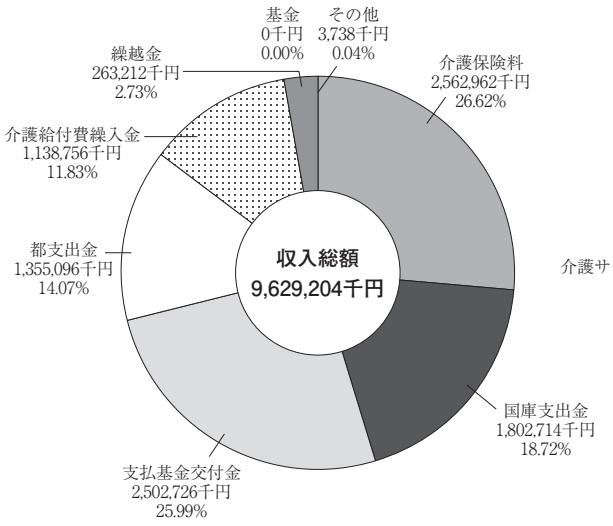
制度の安定的な運営

財政安定化基金拠出金

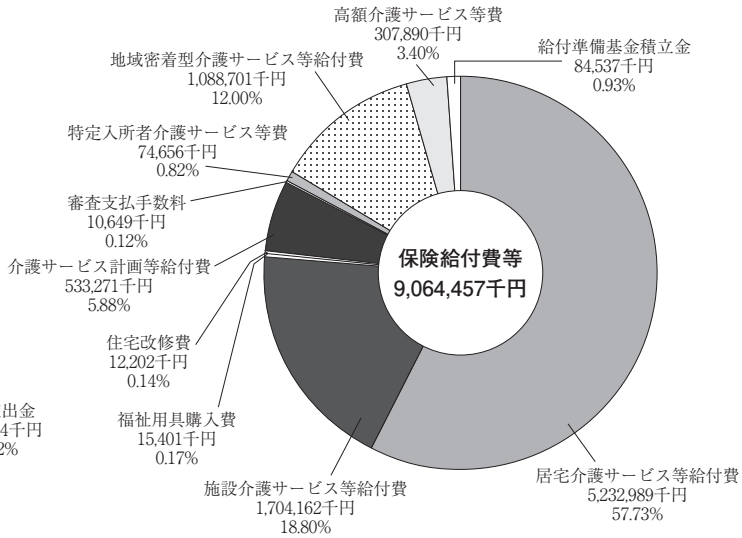
介護保険財政を安定的に運営するために都が設置した「財政安定化基金」に対し、「東京都介護保険財政安定化基金条例」の規定を基に算出された拠出金を拠出している。

ただし、第４期～第９期（平成21年度～令和８年度）については、都が定める拠出率が０％のため、拠出はない。

保険給付費等対象経費の収入状況（令和７年度）



保険給付費等対象経費の支出状況（令和７年度）



生活保護関係

区内で生活に困窮している要保護者の相談を受け、申請によってその世帯の実情を調査の上、当該世帯について収入を認定し、その収入が厚生労働大臣の定めた保護の基準に不足する分について扶助（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業および葬祭の各扶助）を行い、場合によっては保護施設に案内するなど、その世帯が自立できるよう必要な指導助言を行っている。

本区における保護の動向を生活保護世帯数、人員の推移でみると、平成31年以降は保護世帯数・人員とも増加傾向にあったが、令和６年は保護世帯数が減少し、令和７年以降は保護世帯数・人員とも減少傾向にある。

令和７年度中の生活保護の新規申請は131件で、そのうち住所不定者などは45件（医療費のみの給付14件を含む）である。

生活保護世帯の内訳をみると、傷病・障害者世帯が21.6%、高齢者世帯が58.1%、母子世帯1.8%となっており、いわゆる社会的ハンディキャップのある世帯が81.5%を占めている（世帯類型別に見た保護世帯の割合参照）。

生活相談

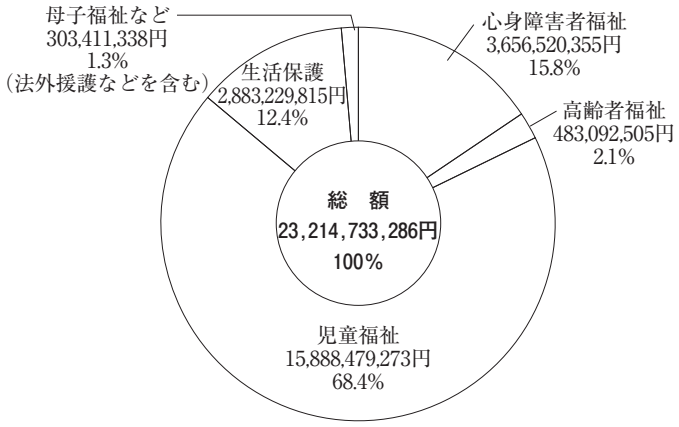
生活に困っている方の来所や電話などによる問い合わせに対し、サービスの提供や助言、指導のため、対象者の状況とニーズの把握を行い、必要に応じて自立助長、援護の実施を目的に生活保護の地区担当員や専門部署への引き継ぎ、関係機関との連絡調整に当たっている。

令和７年度相談件数

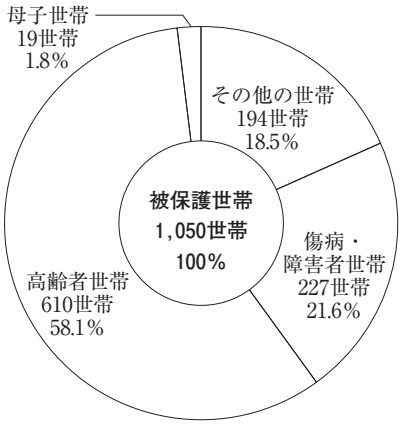
生活保護相談　　1,151件

住所不定者相談　1,568件

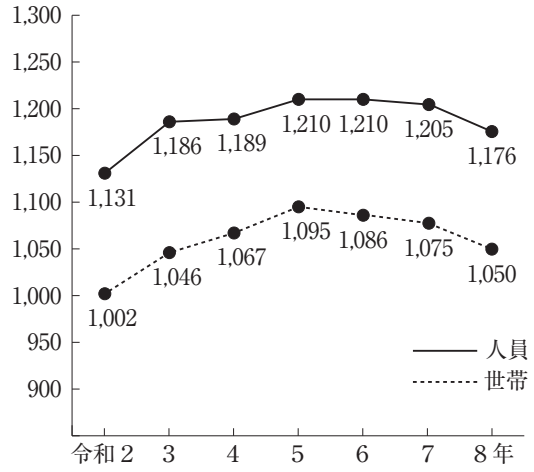
扶助費別内訳（令和７年度）



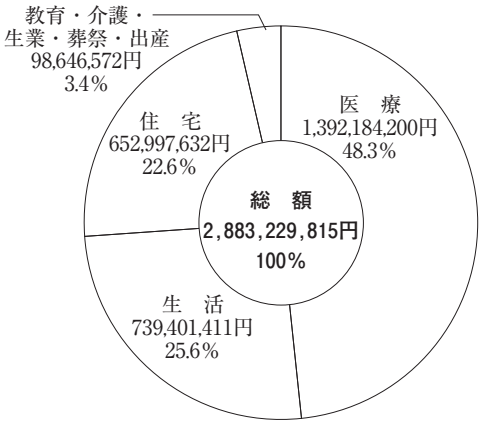
世帯類型別に見た保護世帯の割合（令和８年４月）



生活保護世帯・人員推移　（各年４月）

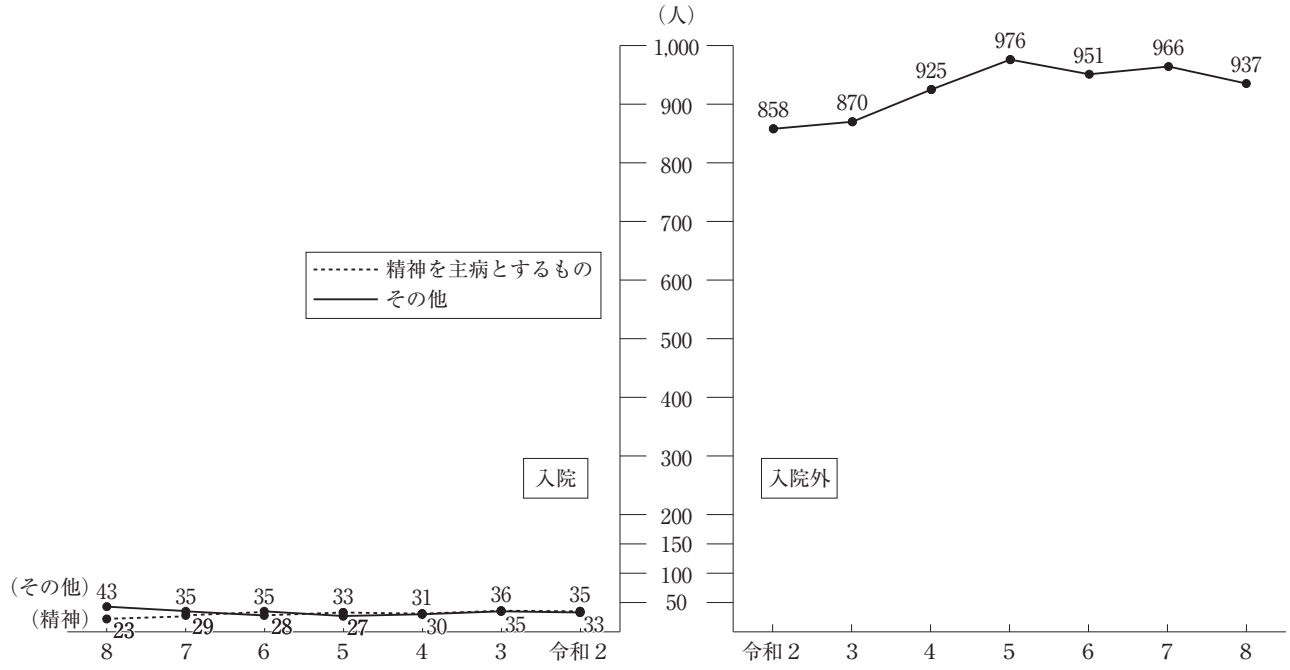


生活保護扶助費別内訳　（令和７年度）



◎計数については、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合がある。

医療扶助受給人員の推移　　（各年４月１日）



学童服・運動衣の支給

被保護世帯の新入学の小・中学生に対しては､「生活保護法」により、学童服などの購入費として入学準備金が支給されるが、区では、在学中の小・中学生に対しても学童服の購入費を、また運動衣購入費については被保護世帯の全ての小・中学生を対象に支給し、その世帯の自立更生の支援と就学助成を行っている。

令和７年度支給状況

学童服　13人（１人　11,400円）

運動衣　16人（１人　 4,100円）

入浴券の支給

公衆浴場の入浴料金が家計に及ぼす経済的負担を軽減するため、風呂のない世帯に対して入浴券を支給している。

令和７年度支給状況　14世帯　15人

（大人15人、中人０人、小人０人）

被保護者自立促進事業

被保護者の就労・社会参加活動・健康増進など、自立に必要な経費の一部を支給している。

令和７年度支給状況　73件　1,437,447円

自立援助金の支給

被保護世帯の生徒が中学校を卒業し、高等学校などに進学または就職する場合、その保護者および生徒に対して、入学支度金または就職支度金を支給している。

令和７年度支給状況　３人（１人　51,500円）

修学旅行支度金の支給

被保護世帯の小学校６年生または中学校３年生が修学旅行に参加する際に、参加支度費を支給している。

令和７年度支給状況

小学校６年生　２人（１人　4,300円）

中学校３年生　３人（１人　8,500円）

就労相談支援事業

生活保護世帯などの自立助長に資するため、就労相談員を配置し、週２日就労相談などの就労支援を行っている。

生活困窮者自立支援制度

「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立相談支援機関として生活困窮者に対する自立支援を行っている。相談者の住まいや仕事など生活の状況と課題を分析するとともに、専門の相談員が本人の意思を尊重し、寄り添いながら支援を行う。相談者と自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、自立支援プランを作成し、ハローワークと連携した就労相談や以下の各事業に加え、さまざまな行政サービスなどの利用を通じて、生活困窮者の早期自立に向けた支援を行っている。

令和７年度　相談件数　4,896件

※ふくしの総合相談窓口の相談件数を含む。

（ふくしの総合相談窓口は224頁参照）

住居確保給付金

1　家賃補助

離職・廃業後原則２年以内である場合、または個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会などの減少により経済的に困窮している場合であって、就労能力および就労意欲のある方に対して家賃相当額の補助を行っている。

支給月額　住宅扶助に基づく額を上限とした家賃額

支給期間　原則３カ月間（最長９カ月間）

令和７年度　支給決定者数　14人

2　転居費用補助

２年以内に同一世帯に属する者の死亡、または離職・休業などにより収入が著しく減少し、経済的に困窮している場合であって、家計の改善のために転居が必要であり、その費用の捻出が困難な方に対して転居費用の補助を行っている。

令和７年度　支給決定者数　２人

家計改善支援事業

家計状況の見える化と根本的課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるよう関係機関へのつなぎ、貸し付けのあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援している。

令和７年度　支援決定者数　12人

子どもの学習・生活支援事業

生活保護受給世帯および児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯の小学生、中学生、高校生世代を対象に、学習習慣を定着させ、家庭での生活・育成環境の改善を継続的に行えるよう支援を行っている。

小学生・中学生に対しては少人数制指導の学習会を実施し、高校生世代に対しては開室時間内に自由に勉強・相談ができる学習スペースを提供している。

令和７年度参加状況（人数は延べ）

小学校４～６年生　　957人（参加率76％）

中学生　　1,421人（参加率70％）

高校生世代　　1,556人（週１回以上来室率65％）

居住支援事業

住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所の供与、食事の提供、衣類その他の日常生活を営む上で必要となる物資の供与などを行い、安定した生活が営めるよう、就労支援などを行う。また、自立支援センターの利用を中心に、区が委託した宿泊所を提供し、自立に向けた支援を行っている。

令和７年度　支援決定者数　38人

就労準備支援事業

社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由で就労に向けた準備が整っていない方に対して、就労に向けた基礎能力の形成を計画的に支援している。

令和７年度　支援決定者数　１人

ひきこもり支援推進事業

ひきこもり当事者や家族の悩みを受け止め、当事者の社会参加を促進するため、義務教育課程修了後の当事者や家族を対象に、専門家（臨床心理士等）への相談、当事者同士や支援者と交流ができる居場所の提供、座談会を実施するほか、一般の方も参加可能な講演会を行っている。

地域福祉

中央区保健医療福祉計画

令和２年３月に、社会福祉法改正の趣旨などを踏まえて、本区における地域共生社会の実現を目指し、子ども、障害者、高齢者、保健医療などの諸計画・施策の総合化を図る観点から、分野別の計画を横につなぎ、総合的かつ包括的に推進していく計画として、「中央区保健医療福祉計画2020」を策定した。本計画は「社会福祉法」に規定する「市町村地域福祉計画」であり、社会福祉法人中央区社会福祉協議会が策定する「中央区地域福祉活動計画」と相互に連携・協働し、一体的に地域福祉施策を推進している。

令和６年３月に、計画前期に対する中間評価を実施し、その結果と社会情勢の変化などを踏まえ計画の見直しを行った。

重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施していくため、「ふくしの総合相談窓口」などの各相談支援機関や相談支援包括化推進員、各地域に配置している地域福祉コーディネーターなどが連携し、地域の中で課題を解決するための包括的な支援体制の構築を推進している。

ふくしの総合相談窓口

年齢や障害の有無、属性などを問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談を受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるとともに、課題解決に向けた継続的な支援を行っている。

令和７年度　相談件数　4,574件

民生・児童委員

1　民生・児童委員、主任児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づき、中央区議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見ともに高く、かつ、

民生・児童委員の活動（令和７年度）

区分	相談・支援	調査・証明事務	地域福祉活動・自主活動	諸会合、行事への参加	訪問
件数・回数	1,238件	970件	2,245件	3,676件	3,930回

社会福祉の増進に熱意のある者が、東京都知事の推薦を得て厚生労働大臣から委嘱される。任期は３年で、その職務は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立ち種々の相談と保護を要する者の相談援助にあたること、および社会福祉事業施設、関係行政機関、社会福祉協議会などと密接な連絡をとり、その機能を助け、社会福祉の増進に努めることとされている。

民生委員は、「児童福祉法」に基づき、児童委員を兼ねている。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置している。

なお、民生・児童委員の活動を補佐し、地域福祉の充実を図ることを目的とし、民生・児童委員協力員が東京都知事から委嘱されている。

（委員一覧は410頁参照）

２　民生委員推薦会

民生委員推薦会は、「民生委員法」に基づき、適格な民生委員を推薦するために設けられている。

15人以内の委員をもって構成し、任期は3年で区長が委嘱する。

（委員一覧は418頁参照）

福祉のまちづくりの推進

「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設など届け出の対象となる施設について、高齢者や障害のある方を含めた全ての人が円滑に利用できるよう指導している。（令和７年度 建築物届け出件数 78件、適合証交付件数 ０件）

また、「中央区福祉のまちづくり実施方針」において、公共的施設のバリアフリー化や関連諸施策を総合的に進める上での基本的な考え方および具体的な整備方針などを定め、総合的な福祉のまちづくりの推進を図っている。

バリアフリーマップ

区内のバリアフリーに関する情報を集約したバリアフリーマップを作成している。

中央区福祉サービス苦情対応委員会

本区が提供する福祉サービスの利用者などからの苦情相談に公正かつ中立な立場で適切に対応するため、弁護士・学識経験者など３人の委員で構成する福祉サービス苦情対応委員会と専門相談員による苦情相談窓口を運営している。

団体助成事業

民間における自主的福祉活動を推進し、区民の福祉増進を図るため、助成金を交付している。地域における社会福祉事業の推進を図るために設立され、社会福祉の実態の調査研究、関係行政機関、社会福祉団体との連絡調整、福祉思想の普及啓発など民間社会福祉活動の中心的役割を果たしている中央区社会福祉協議会に対し、その活動をより一層充実させるため、「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」により、人件費、事業費を助成している。

また、中央区保護司会、中央区遺族会に補助金を交付するとともに、団体の育成指導を行っている。

成年後見制度

１　成年後見制度の利用促進

平成28年５月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」および令和４年３月に閣議決定された国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の内容を踏まえ、令和６年３月に「第２期中央区成年後見制度利用促進計画」を策定し、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で、家族や地域の方に支えられながら、安心して生活できるよう、成年後見制度利用促進事業を実施している。

また、成年後見制度の利用に関する相談や支援を行う中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」は、「中核機関」として区とともに成年後見制度の利用促進のための中心的な役割を担っている。

２　成年後見制度における区長申立事務

判断能力が不十分な高齢者などで、配偶者および４親等内の親族がいない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行う。また、区長が審判請求を行う場合に、成年後見人などに対する後見報酬などの費用を負担することが困難な者に対して、その経費を助成している。

令和７年度　区長申立件数　５件、報酬等助成件数　３件

３　権利擁護支援事業

社会福祉法人中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」が実施する権利擁護支援事業に対し、人件費、事業費を助成している。

その他の福祉事業

中国残留邦人等に対する支援

中国残留邦人等の置かれている特別の事情に鑑み、その生活の安定を図るため、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行っている。

また、上記支援給付事務に際し、中国残留邦人等に理解が深く、中国語などが堪能な支援・相談員を１人(月８日)配置し、中国残留邦人等の日常生活上の相談・支援を行っている。

住民税非課税世帯等エアコン購入費助成事業

区内在住の世帯員全員が住民税非課税世帯、生活保護受給世帯または中国残留邦人等支援給付受給世帯で、自宅に冷房機能を使用できるエアコンが一台もない世帯を対象に、夏季の熱中症による健康被害を予防することを目的に、エアコンの購入・設置費用を助成している。

対象経費および助成限度額

本体購入費と設置工事費あわせて100,000円

応急小口資金貸付

区内に３カ月以上住所を有する世帯で、災害・疾病・冠婚葬祭などのため、緊急かつ一時的に必要とする費用の調達が困難な場合、資金の貸し付けを行っている。

貸付限度額　１世帯300,000円以内

利　　子　無利子

返 還 方 法　貸し付けの翌月から30カ月以内均等月賦償還

令和７年度貸し付け状況　２件　400,000円

受験生チャレンジ支援貸付

一定所得以下の世帯に対し、中学校３年生および高校３年生またはこれに準ずる方の学習塾などの受講費用ならびに高校・大学などの受験料の無利子での貸し付けを社会福祉法人東京都社会福祉協議会が実施しており、区は相談窓口の運営を社会福祉法人中央区社会福祉協議会へ委託している（236頁参照）。貸付金については、高校・大学などへ入学した場合、返済が免除される。

都営交通機関無料乗車券の発行

生活保護世帯、身体障害のある方、知的障害のある方、児童扶養手当受給世帯、戦傷病者および原爆被爆者、中国残留邦人等支援給付受給世帯に対して、都電・都バス・都営地下鉄、日暮里舎人ライナーの無料乗車券を発行している。

令和７年度発行数　1,448件

路上生活者対策事業

特別区と都の共同事業として、定期的に路上生活者の生活の場に出向いて面接相談を行う「巡回相談事業」を実施し、就労、生活、医療などに関する支援を必要に応じて行う。また、区民などからの情報提供に対しては、職員が随時出向いて状況を把握し、必要な支援を行っている。

行旅病人および行旅死亡人取扱

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」などに基づき、日本国籍を有しない行旅病人の救護と、本籍、氏名などが不明の遺体や引き取り者のいない遺体について、本人の認識に必要な事項を記録し、火葬を行い、その遺骨や遺留品などを保管する事務を行っている。また、工事現場などで発見される人骨についても、行旅死亡人に準じて取り扱っている。

令和７年度における取扱件数は、行旅死亡人など19件であった。なお、行旅病人の取り扱いはなかった。

福祉サービス第三者評価受審費用の助成

福祉サービス利用者に対するサービス選択のための情報提供、およびサービスの質の確保と向上を図るため、サービス提供事業者が東京都福祉サービス評価推進機構が認証した福祉サービス第三者評価機関による評価を受けた場合に、費用の一部を助成している。

令和７年度助成件数　42件

社会を明るくする運動

この運動は、昭和24年に犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して、東京・銀座の商店街が自主的に行った「銀座フェアー」が始まりである。現在では全国的運動に発展し、毎年７月を強調月間として、各種の行事が行われる。

本区においては、保護司会および更生保護女性会が中心となり、街頭広報活動などを実施している。

戦傷病者・戦没者遺族の援護など

戦傷病者・戦没者遺族などの遺族年金、遺族給与金、弔慰金、特別給付金などの請求の受け付け進達事務を行っている。

また、戦没者遺族・引揚者などの国債を担保とした事業資金貸し付けの内申および国債の特別買上償還に必要な困窮状況の確認証明事務を行うとともに、旧軍人・軍属などの戦没者ならびに定例未伝達生存者に対する叙位叙勲の伝達事務を行っている。

原爆被爆者見舞金支給

原子爆弾の被爆により負傷・疾病に罹患(りかん)し苦労している被爆者（被爆者健康手帳所持者）に対し、見舞金（10,000円）を支給し、慰労かつ激励している。

令和７年度　33人

水難・海難救護

「水難救護法」に基づき、遭難船舶の救護および漂流物ならびに沈没品の届け出などに関する事務を行っている。

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸し付け

暴風、豪雨などの自然災害（災害救助法が適用された場合など）により死亡した区民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金の支給を行う。

また、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、

災害援護資金の貸し付けを行っている。

社会福祉法人の設立認可など

主たる事務所が区内にあり、事業を区内でのみ実施する社会福祉法人の設立認可および運営状況の指導・検査を行っている。

令和７年度末現在、本区は４法人を所轄している。

福祉センター

所 在 地　明石町12－１
☎（3545）9311　FAX（3544）0888

構　　造　地上６階地下１階建て（中央区保健所等複合施設）の２～５階部分

延べ面積　3,573.05㎡

福祉センターは、障害のある方が地域社会で自立した生活が営めるよう、相談、生活介護、就労継続支援（B 型）、地域活動支援センター、基幹相談支援センター、特定相談支援などを計画的かつ継続的に行うとともに、講習・講座の実施および施設（会議室など）の提供などを行うことにより、障害のある方の福祉の増進を図っている。

また、就職することが困難な方の生きがいづくりと生活の安定を図るため、仕事の提供および内職のあっせんを行っている。

入所相談、健康管理

通所を希望する心身に障害のある方やその家族の方からの相談を受け、必要かつ適切な助言・指導を行うとともに、通所者の保健指導、健康相談、健康管理などを行う。

高次脳機能障害者支援事業

交通事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶・注意・遂行機能・社会的行動といった認知機能が低下した状態にある高次脳機能障害者に対する理解や支援などを行うため、各種事業を実施している。

令和７年度　講演会　２回（参加者38人）、相談会および交流会　６回（参加者延べ88人）、関係機関連絡会　２回（参加者31人　事業所25カ所）

入所相談、健康管理利用状況（令和７年度）

相談内容	健康相談	生活進路	医師相談	療法士相談	カンファレンス	合計
件数	1,350件（※）	0	1,099	9	307	2,765

（※）うち高次脳機能障害者に対する相談　496件

生活介護

常時介護を要する主に身体に障害のある方および知的障害のある方に対して、自立と生活の質の向上が図れるよう、食事や排泄などの介護を行うとともに、生産活動、創作活動などの支援を行っている。

令和７年度利用者　延べ7,975人

生活介護（成人室）利用状況

区分／性別	身体障害	知的障害	重複障害	その他	合計
男	0人	16	11	0	27
女	3	6	10	0	19
計	3	22	21	0	46

就労継続支援（B 型）明石町作業室

一般企業などに就職することが困難な知的障害のある方に、作業の場を提供するとともに、地域での社会的自立を目指し、就労・生活・健康・余暇活動などの支援を行っている。

令和６年度に明石町作業室として明石町住宅等複合施設に移転した。

所 在 地　明石町14－１
☎（6260）6233　FAX（6260）6232

令和７年度利用者　延べ3,930人

就労継続支援（B 型）（明石町作業室）利用状況

区分／性別	最重度（１度）	重度（２度）	中度（３度）	軽度（４度）	合計
男	0人	2	5	4	11
女	0	2	6	0	8
計	0	4	11	4	19

地域活動支援センター

１　機能訓練フォローアップ事業

脳血管疾患の後遺症などにより身体障害が生じた方に、身体機能の維持・回復を図るとともに、家庭や地域社会の中で自立した生活を送れるよう理学・作業療法、言語療法（音楽療法を含む）などの支援を行っている。

令和７年度利用者　延べ845人

機能訓練フォローアップ事業利用状況

区分／性別	身体障害	その他	合計
男	17人	0	17
女	11	0	11
計	28	0	28

施設利用状況　（令和７年度）

平日		土曜日		日曜日	合計
午前・午後	夜間	午前・午後	夜間	午前・午後	
170回	43	46	0	89	348
1,534人	799	395	0	831	3,559

２　障害者地域活動支援センター「ポケット中央」

精神障害のある方を対象とした地域活動支援センターを平成25年10月に中央区保健所内に開設した。地域において自立した生活を営むことができるよう、相談・日中の居場所の提供・創作活動・デイケアなどのサービスを行っている。

☎（3541）1021　FAX（3541）1022

令和７年度利用者　延べ9,524人

基幹相談支援センター

区内の障害者（児）とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担い、障害の種別や年齢にかかわらず、さまざまな相談に対応するとともに、相談支援事業所との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図っている。

相談時間　午前９時～午後６時

☎（6264）3957

令和７年度相談件数　1,576件、相談支援事業所との連携強化と相談機能充実のための相談支援事業所連絡会　４回、事例検討会　３回、研修会　３回、講演会　１回、区分認定調査　145件

特定相談支援

障害福祉サービスなどを利用しようとする障害のある方に対して、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、情報提供や各機関との連絡調整などの相談支援を行っている。

令和７年度利用者　新規延べ509人（更新含む）、モニタリング延べ1,203人

講習・講座

障害のある方の趣味と相互の交流を図るため、陶芸などの講習・講座を行っている。

また、障害のある方への理解を深め、ボランティアを養成するため、手話講習会などを行っている。

令和７年度参加者　延べ1,744人

施設提供

障害のある方およびその関係者の学習・活動・交流の場として、会議室・団体ボランティア室・録音室を提供している。

浴室の提供

家庭または公衆浴場での入浴が困難な障害のある方のために、家族などの介助により入浴できる浴室を提供している。

令和７年度利用者　延べ176人

リフト付き送迎車両

福祉センターで行う生活介護などに通所する方のためにリフト付きバスおよびリフト付きワゴン車などを運行している。

令和７年度

リフト付きバス	5,820人
リフト付きワゴン車など	8,680人
延べ利用者数	14,500人

内職のあっせん

家庭外で就業することが困難な方に、内職のあっせん（適切な工賃で、自宅で行うことのできる仕事を仲介する）を行っている。

令和７年度求職登録者数　15人、あっせん者数　１人

健康福祉まつり

福祉と健康のまちを目指し、中央区健康福祉まつり実行委員会、区および社会福祉協議会の共催により、地域で生活する障害のある方、高齢の方、ボランティアなど全ての方々が参加することで、相互の理解と親睦を深めることを目的に、健康福祉まつりを実施している。

ふれあい作業所

所 在 地　晴海１－４－１

☎（3532）1577　FAX（3532）1568

構　　造　地上５階地下２階建て（月島第三小学校等複合施設）の地下１階部分

延べ面積　965.95㎡

働く意思と能力がありながら、一般企業などに就職することが困難な高齢者や障害のある方に仕事を提供している。

仕事の内容は、タオルの袋詰め・箱詰めおよび包装などの簡易な仕事を施設内で行う場内作業と、仕事を自宅に持ち帰って行う場外作業がある。

令和７年度利用者数　月平均延べ227人、工賃収入　１人当たり月額26,921円

利用者対象別人員

区分	高齢者	心身障害者	生活保護受給者	低所得者	その他	合計
場内作業	13人	2	2	1	0	18
場外作業	1	0	0	5	0	6
合計	14	2	2	6	0	24

利用者年齢別人員

区分	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
場内作業	0人	0	0	2	1	9	6	0	18
場外作業	0	1	0	3	1	1	0	0	6
合計	0	1	0	5	2	10	6	0	24

子ども発達支援センター ゆりのき

所在地　　明石町12－1
☎（3545）9844　FAX（3545）9660
構　造　　地上６階地下１階建て（中央区保健所等複合施設）の３・４階部分
延べ面積　1723.14㎡

子ども発達支援センター ゆりのきは、発達障害のあるなしにかかわらず、子どもの発達や育ちの相談ができ、必要な支援につなげるとともに、適切な療育を実施する拠点として、こどもの発達相談ならびに「児童福祉法」に定める児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援および障害児相談支援を実施している。また、「中央区育ちのサポートシステム」の推進などを行うことにより、子どもと保護者の福祉の増進を図っている。

こどもの発達相談

１　相談・療育

原則として０歳から５歳児まで（一部の理学療法は高校生まで）の発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長に合わせ、適切な支援・療育を行っている。

相談・療育利用状況　（令和７年度）

内容	件数
理学療法	772
作業療法	1,067
言語療法	1,175
心理面接	2,292
カンファレンス	2,148
区単独親子支援事業	61
保健相談	32
生活進路	2,393
専門医相談	71
合計	10,011

２　通所児訪問

心理士などが、子ども発達支援センターに通所している児童の在籍する区内保育所などを巡回し、保育士などに対して発達に関する相談・支援を行っている。

通所児訪問利用状況　（令和７年度）

	区立保育所・認定こども園	私立保育所・認定こども園	認証保育所	合計
訪問回数	42回	58	2	102
相談件数	48件	66	2	116

障害児通所支援

１　児童発達支援

発達遅滞などの障害のある児童、またはこうした障害があると思われる児童に、小グループでの遊びや課題を通して、基本的生活習慣・運動機能や人との関わる力を育てるための支援を行っている。

令和７年度利用者　延べ998人

児童発達支援（幼児室）利用状況
（令和７年度）

	発達遅滞	知的障害（※1）	身体障害（※1）	重複障害（※2）	その他	合計
男	18人	3	1	0	0	22
女	11	1	1	0	0	13
計	29	4	2	0	0	35

（※1）障害者手帳を保持している方
（※2）知的障害者手帳・身体障害者手帳を保持している方

・給食提供

児童の健全な発育や健康な生活の基本としての食を営む力の育成を目的とし、食事の提供を行っている。

令和７年度提供実績　　462食

2　放課後等デイサービス

6歳から18歳（高校生、専修学校等に就学している障害児も含む）までの医療的ケアが必要でない障害のある児童に対し、放課後や夏休みなどに居場所づくりの支援を行っている。令和8年度からは、自力で歩行ができる医療的ケアが必要な児童の受け入れを行っている。

放課後等デイサービス利用状況

（令和7年度）

	小学生	中学生	高校生等	合計
登録者数	54人	24	18	96
利用件数	2,244件	587	138	2,969

3　保育所等訪問支援

相談員が保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などを訪問し、児童が集団生活に適応することができるよう職員などに対し専門的な支援を行っている。

令和7年度利用者数　102人、延べ訪問回数　154回

障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害児や保護者に対し、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、支援計画を作成し、情報提供や各機関との連絡調整などの相談支援を行っている。

令和7年度利用者　新規延べ276人、モニタリング延べ800人

送迎ワゴン車の運行

児童発達支援および放課後等デイサービスを利用している児童に、送迎ワゴン車（車いす乗車用スロープ付き）を運行している。

令和7年度利用実績　4,095件

きょうだい児一時預かり

こどもの発達相談または児童発達支援を利用している児童のきょうだい児（生後7カ月から就学前まで）の一時預かりを実施している。

令和7年度利用者　延べ61人

「中央区育ちのサポートシステム」の推進

「育ちに支援を必要とする子ども」に対して、必要な支援につなげ適切な療育を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うための体制（中央区育ちのサポートシステム）づくりを推進している。

1　子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立

障害児支援に係る経験や知識のある福祉・保健・教育の人材をコーディネーターとして配置し、相談支援や調整、連携体制づくりを推進するなど、子ども発達支援センターが拠点・中心となり関係機関と連携を図っている。

コーディネーター業務　（令和7年度）

内容	所内会議	相談業務	関係機関連絡	地域支援	合計
件数	92件	486	967	14	1,559

2　「育ちのサポートカルテ」の運用

発達の特性に応じた支援を提供するため、各関係機関が支援情報を記入した「育ちのサポートカルテ」を作成し、子ども発達支援センターが管理することで、就学などのライフステージの切り替え時に、支援の一貫性が途切れないようにしている。

令和7年度運用実績　205人

3　早期発見・早期支援の充実

⑴　ゆりのき連携発達相談

保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、心理士およびコーディネーターを派遣し、子どもの支援の必要性を直接把握している。

令和7年度実績　相談24件、紹介22件

⑵　保育園巡回相談

心理士などが区内保育所などを巡回し、保育士などに対し在園児の発達に関する相談・支援を行っている。

保育園巡回相談利用状況　（令和7年度）

	区立保育所・こども園	私立保育所・こども園	認証保育所	合計
訪問回数	106回	339	27	472回
相談件数	193件	604	49	846件

4　発達障害に対する理解の促進

発達障害に関する正しい知識を普及するため、講演会やリーフレットの配布などを行っている。

令和7年度講演会参加人数　29人

社会福祉法人　中央区社会福祉協議会

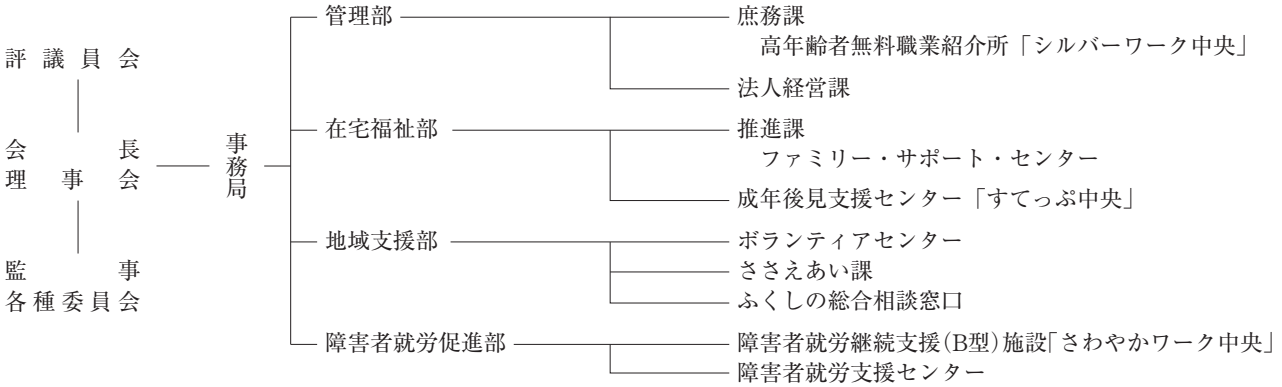
所在地　八丁堀４－１－５（令和８年９月18日まで）
仮移転　令和８年９月24日から令和９年９月下旬頃
八丁堀３－17－９　京華スクエア２階・３階
☎（3206）0506　FAX（3206）0601
ホームページアドレス　https://www.shakyo-chuo-city.jp/

中央区社会福祉協議会は、昭和28年５月９日任意団体として設立され、昭和37年９月４日社会福祉法人の認可を得た。

地域福祉の推進を図ることを目的として、地域住民や町会・自治会、行政、企業などさまざまな方の参加により福祉サービス事業の企画および実施、各種生活支援、ボランティア活動の振興などを行っている。

会員の状況（会費の額）（令和８年３月31日現在）

個人会員（年額1,000円以上）	918人
団体会員（年額3,000円以上）	147団体
法人会員（年額10,000円以上）	33法人
賛助会員（年額5,000円以上）	9人
会員合計	1,107



会　　長　松岡 誠一郎
副 会 長　角山 良敬、後藤 公夫
副会長兼常務理事　黒川 眞

管理部

庶務課・法人経営課

☎（3206）0506　FAX（3206）0601

１　広報事業

⑴　広報紙「中央区社協だより」の発行

本会の活動内容を広く周知し、より多くの方の理解と協力を得るために広報紙による情報提供を行っている。

発行　年５回（４・６・９・11・１月）

⑵　ホームページ・SNS の運営

ホームページ、Facebook（フェイスブック）、インスタグラム、LINE の運営により迅速な情報提供を行っている。

２　イメージキャラクター「ニジノコ」の活用

イメージキャラクター「ニジノコ」を広く周知し、本会への親近感を深めるため、着ぐるみキャラクターの地域イベントへの参加やキャラクターグッズの作成などを行っている。

３　福祉関係物故者・戦争殉難者盂蘭盆法要

区内の福祉関係物故者ならびに戦没者・戦争殉難者の法要を中央区遺族会との共催により、築地本願寺の後援を得て実施している。

令和７年度開催日　７月４日　参列者134人

４　各種助成および贈呈

福祉団体・福祉施設などに対し事業費などを助成している。また、低所得世帯の中学校入学・生徒へ商品券を贈呈している。

５　高齢者クラブ連合会慰安大会の後援

中央区高齢者クラブ連合会が実施している慰安大会を後援している。

６　自動販売機の設置

区施設等に自動販売機を設置し、その収益を本会の地域福祉事業の財源としている。

設置台数　59台

７　駐車場の運営

駐車場を１カ所運営し、その収益を本会の地域福祉事業の財源としている。

所在地　日本橋浜町３－29－５

8　共同募金事業の実施

⑴　歳末たすけあい募金

共同募金の一環として、町会・自治会、民生・児童委員協議会などの協賛団体や法人・団体および個人の協力を得て、歳末たすけあい（中央区地域福祉推進）募金を実施している。

募金は、在宅の寝たきり高齢者を介護している方や心身障害児の保護者、交通遺児などへの見舞金の他、福祉団体・施設などへの助成や地域の支え合い活動の支援など、地域福祉推進のための活動費として活用している。

募金運動期間　12月１日～31日

令和７年度募金額　9,939,226円

⑵　赤い羽根共同募金

相互扶助の精神を基調とする民間運動で、区内地域団体（町会・自治会）の代表者が協力員となって共同募金中央地区協力会を組織し、運営しており、本会は事務局としてこの運動に協力している。

募金は、区内の民間福祉施設（団体）などに配分される。

募金運動期間　10月１日～12月31日

令和７年度募金額　2,878,209円

⑶　配分推せん委員会

「歳末たすけあい募金」と「赤い羽根共同募金」の配分について地域福祉のニーズを反映するため、「配分推せん委員会」を設置し、両募金の配分について調整、審査、東京都共同募金会への推薦などの業務を行っている。

本会では事務局として委員会の業務に協力し、共同募金運動を一体的に実施している。

高年齢者無料職業紹介所「シルバーワーク中央」

所在地　八丁堀３－17－９　京華スクエア１階

☎（3551）9200　FAX（3553）5531

仕事を探すおおむね55歳以上の方を対象とした高年齢者向け無料職業紹介所。就職・転職に関する各種相談にきめ細かく応じ、フルタイムからパートタイムまでさまざまな職種の求人情報を提供し採用までのサポートを行う。窓口相談や応募時のアドバイスに加え、セミナーや面接会などイベントも適宜実施している。

令和７年度実績

求職者			就職者	就職率	求人開拓	
新規	再来	合計			件数	延べ人数
798人	1,124	1,922	145人	18.2%	1,924件	4,082人

◎就職率＝就職者／新規求職者

在宅福祉部

推進課

☎（3206）0603　FAX（3523）6386

1　虹のサービス（区民どうしのたすけあい家事サポート）

区民どうしの助け合いを基盤とした会員制のサービス。高齢・障害・産前産後の方などで家事のサポートなどを必要としている利用会員と、18歳以上でサポートが可能な協力会員のコーディネート（調整）を行っている。

⑴　サービスの内容

協力会員が利用会員の自宅や病院、施設で掃除、洗濯、買い物、食事の支度、外出の付き添い、見守り、話し相手、車いすでの移動介助などのサポートを行っている。

⑵　会費・利用料金・謝礼金

利用会員年度会費　年度額　2,400円

利用会員が負担する利用料金　１時間　800円

協力会員に支払われる謝礼金　１時間　800円

⑶　会員の状況（令和８年３月31日現在）

利用会員　82人

協力会員　153人

2　高齢者食事サービス

食事の買い物や調理が困難な１人暮らし・高齢者のみの世帯・日中独居のいずれかに該当する70歳以上の方（要介護・要支援に認定された方は65歳以上の方）に対し、食生活の向上および安否確認のため、昼食・夕食の配食を行っている。業者による一般食、特別食（エネルギー調整食、たんぱく質調整食）配食の他、一部の地域では食事サービス協力員による配食も行っている。

利用者の状況（令和８年３月31日現在）

利用者数　407人

令和７年度総配食数　88,811食

3　会食と交流事業「ほがらかサロン」

外出の機会や地域の方との交流が少ない高齢者を対象に、家庭的な雰囲気の中で手作りの食事の提供や歓談、健康体操、レクリエーションなどを実施している。

⑴　対　　象　70歳以上で原則デイサービスなどを利用していない方

⑵　定　　員　１カ所15人

⑶　実 施 日　各開催場所で毎月１回

⑷　場　　所　日本橋社会教育会館（第２木曜日）
　　男女平等センター「ブーケ21」（第３木曜日）
　　シニアセンター（第４木曜日）
　　月島社会教育会館（第４木曜日）
⑸　令和７年度参加者数　延べ584人
⑹　参 加 費（食事代）　800円

４　ひとり親家庭日帰りバス研修

ひとり親家庭を対象に、相互の交流やレクリエーションを兼ねた研修を中央区ひとり親家庭福祉協議会との共催により実施している。

令和７年度実施日　７月27日（日）
　場　所　栃木県宇都宮市、益子町
　　（益子焼絵付体験、大谷資料館見学）
　参加者　31世帯69人

５　車いす・シルバーカーの貸し出し

歩行が不自由な高齢者や障害のある方に対し、車いすやシルバーカーの一時的な貸し出しを行っている。また、来所が困難な方には、タクシー会社と提携し車いす・シルバーカーの搬送サービスも行っている。

令和７年度実績

	保有台数	貸出件数	搬送サービス
車いす	174台	585件	27件
シルバーカー	25	7	3

６　ハンディキャブの貸し出し

車いす利用者などを対象にハンディキャブ（車いすに乗ったままで乗降できるリフト付き自動車）の貸し出しや運転ボランティアの紹介を行っている。

令和７年度貸出件数　187件

７　手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障害のある方などに、登録手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っている。

また、必要に応じ東京手話通訳等派遣センターの登録手話通訳者・要約筆記者の派遣も行っている。

利用登録者28人（令和８年３月31日現在）

令和７年度実績

		派遣延べ件数	延べ利用時間
本会からの派遣	手話通訳者　23人	229件	728時間
	要約筆記者　3	17	35
東京手話通訳等派遣センターへの委託による派遣	手話通訳者	8	22
	要約筆記者	40	118

移動介護サービスセンター

☎（3206）0508　FAX（3523）6386

外出時に介護者を必要とする視覚障害のある方および知的障害のある方で、区から障害福祉・地域生活支援サービス受給者証の交付を受けた方のうち、本センターと利用契約を締結した方に対して、移動介護サービスを提供していたが、令和８年３月末で閉所（事業廃止）した。

令和７年度　利用件数　185件（669.5時間）

ファミリー・サポート・センター

☎（3206）0120　FAX（3523）6386

子育ての手助けを必要とする方と子育ての手助けができる方が会員となり、保育施設の送り迎えや一時的な保育など手助けが必要となった場合に、会員相互で支え合う地域での子育て支援を行っている。

１　会員の状況（令和８年３月31日現在）
　依頼会員　1,516人
　提供会員　　278人
　両方会員　　68人

２　提供会員の謝礼金
　平日の午前７時～午後８時　　１時間　800円
　平日の上記以外の時間および土・日曜日、祝日、年末年始　　１時間　1,000円

成年後見支援センター「すてっぷ中央」

☎（3206）0567　FAX（3523）6386

高齢者や障害のある方の自立生活を支援するため、成年後見制度の利用支援、福祉サービスの利用援助や利用料の支払い、日常的な金銭管理、重要書類の預かりなどの支援を行っている。

１　成年後見支援事業

判断能力が不十分な高齢者・障害のある方などが、地域で安心して暮らせるよう、後見人などが財産管理や身上保護を行う成年後見制度の利用を支援している。

⑴　一般相談・福祉法律相談

成年後見制度に関する相談をはじめ、高齢者や障害のある方の福祉サービス利用などに関する相談への対応を行っている。

また、成年後見制度や遺言・相続に関するトラブル、高齢者や障害のある方の権利侵害に関する相談などに専門の弁護士が対応している。

令和７年度　一般相談　3,240件
　　福祉法律相談（弁護士）　11件

⑵　成年後見申し立ての支援

成年後見制度の申し立てが必要な方に対し、適切な後見人等候補者の紹介、申し立て同行や書類作成などの支援を行っている。

令和７年度　候補者等紹介件数　　34件
　　申し立て手続き支援件数　18件　合計52件

⑶　費用等助成

所得や資産が少ない方でも成年後見制度を利用できるよう、後見報酬費用などの助成を行っている。

令和７年度　後見報酬助成　　８件　2,500,648円
申し立て費用助成　　６件　　69,920円
申し立て書類作成費用助成　７件　　849,998円

⑷　普及啓発

成年後見制度について幅広く周知し、理解を深めるため、相談会や講座、講演会などを開催している。

令和７年度　講座など　12回開催　参加者　延べ174人、出前講座　５回開催　参加者　延べ61人

⑸　区民後見人（社会貢献型後見人）の養成・支援

・養成研修の実施

親族や専門職（弁護士など）以外の区民で後見人を目指す方を対象とした講習会を実施している。

令和７年度　修了者数２人

・区民後見人に対する後見監督

区民後見人の活動に対して本会が後見等監督人を受任している。

令和８年３月31日現在　監督人受任件数
３件（後見　２件・保佐　１件）

⑹　権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会

成年後見制度利用促進事業の理解促進を図るとともに、専門職団体や地域の関係者との連携を強化し、権利擁護が必要な方を早期に発見して適切な支援につなげる体制を強化するため、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催している。

令和７年度　開催回数　２回
参加者　延べ58団体　延べ83人

２　権利擁護支援事業

高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービス利用手続きの支援や財産の保全、金銭管理などのサービスを実施している。

⑴　一般相談

権利擁護に関わる相談を中心に、福祉サービスの情報提供や日常的な相談業務を行っている。

令和７年度　相談等件数　676件

⑵　財産保全・管理サービス

意思能力のある高齢者および障害のある方を対象として、次のサービスを行っている。

・財産保全サービス

利用者の定期預金通帳、不動産権利証などの重要な書類を本会が契約している金融機関の貸金庫に保管している。

利 用 料　月額1,000円
契約者数　２人（令和８年３月31日現在）

・財産管理サービス

預貯金の出し入れや公共料金、福祉サービス利用料などの支払い手続きなどを行っている。

利 用 料　１回１時間まで1,000円
契約者数　20人（令和８年３月31日現在）

⑶　福祉サービス利用援助事業

軽度の認知症高齢者、知的障害のある方および精神障害のある方を対象に、福祉サービス利用援助や金銭管理、書類等預かりサービスを行っている。

利 用 料　１回１時間まで1,000円
書類等預かりサービスは月額1,000円
契約者数　41人（令和８年３月31日現在）

なお、相談以外のサービスにかかる利用料について、住民税非課税者は500円を減額し、生活保護受給者・準ずる方は全額免除している。

地域支援部

ボランティアセンター

☎（3206）0560　FAX（3206）0601

ボランティアセンターは、各種ボランティア活動がスムーズに行われるよう、ボランティアや地域福祉活動に関する相談、情報提供、ボランティアの登録およびコーディネートなどを行っている。

１　ボランティア活動（令和８年３月31日現在）

個人ボランティア登録数　74人
ボランティア団体登録数　44グループ　928人
コーディネート人数　延べ264人

２　ボランティア・地域活動情報の発信

ボランティア活動やさまざまな地域の活動を発信するため、ボランティア情報紙「キャッチボール」を毎月発行している。

３　ボランティア講座

ボランティア活動に関心のある方に対し、講座を実施している。

令和７年度　２講座
参加者数　延べ68人

４　福祉体験講座

福祉講座、車いす・アイマスク・シニア・手話・点字体験などを、希望する団体などを対象に福祉体験講座を実施している。

令和７年度　学校　18回（31講座）、その他　４回（６講座）

５　夏休み福祉・ボランティア体験講座「イナっこ教室」

区内小・中学校の児童・生徒などを対象に、福祉やボランティア活動への理解と関心を高めることを目的として、夏休み福祉・ボランティア体験講座を実施している。

令和７年度　61活動（活動延人数　385人）

６　社会貢献企業・NPO 法人などとの協働促進

中央ぷらねっと（中央区社会貢献企業連絡会）をはじめとした区内企業やNPO 法人などとの協働を促進し、社会貢献活動やボランティアの普及活動などに取り組んでいる。

中央ぷらねっと参加企業　３社

７　ボランティア団体などへの助成

ボランティア活動の推進を図るため、登録ボランティア団体などに活動費を助成している。

令和７年度助成件数　19団体

８　災害ボランティア支援事業

区との協定に基づき、災害時などに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れを円滑に行うため、災害ボランティア講座や災害ボランティアセンター運営訓練の実施、ボランティア用資器材の整備など、災害応急支援態勢の強化を図っている。

また、被災地でのボランティア活動を行う区民などに対し、ボランティア活動を安心して行ってもらえるよう、ボランティア保険の保険料を全額助成している。

９　いきいき地域サロン

高齢者や障害のある方、子育て中の方などが、住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、自主的・自発的に地域でサロン活動を行う団体を支援している。

登録団体数　21団体

10　ふれあい福祉委員会

高齢者や障害のある方をはじめ、誰もが地域の中で孤立することなく自立した生活を送ることができるよう、町会などの近隣住民が支え合い、助け合う、小地域福祉活動を支援している。

設置数　16委員会

ささえあい課

☎（3523）9295　FAX（3206）0601

地域で発見された生活課題の解決に向けて、地域の社会資源（情報・人・場所）の開発やさまざまな主体のネットワークづくりを行うためのコーディネーターを設置している。

１　地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター

地域福祉コーディネーターは社会的孤立の解消に向けた地域づくり、複合的な生活課題を抱えた世帯に対する居住地域での支援などを行っている。生活支援コーディネーターは高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの創出、関係者間の協働を促進する仕組みづくり、ボランティアの養成などを行っている。

令和７年度　個別支援ケース数　48件
　　支援回数　1,293回
　　地域支援ケース数　71件
　　支援回数　1,939回

２　おとなりカフェ・ちょこっと相談会

誰でも気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら交流できる地域の居場所「おとなりカフェ」と、個人の困りごとから地域の課題まで、社会福祉協議会の職員が相談に応じる「ちょこっと相談会」を同時開催している。

令和７年度おとなりカフェ・ちょこっと相談会実績

⑴　開催回数　134回
⑵　来場者数　1,455人
⑶　相談件数　267件
⑷　会　　場　聖路加健康ナビスポット：るかなび、築地交流スペース「ツキチカ!」、多世代交流スペース「はまるーむ」、勝どきデイルーム
⑸　参 加 費　カフェ利用料として100円（相談料は無料）

３　場づくり入門講座

地域に必要な居場所づくりのノウハウを学び、具体的な取り組みについて企画・立案を行う連続講座を実施している。

令和７年度　受講者数15人　延べ参加者数33人

４　ささえあいサポーター養成講座

地域で不安や悩みを抱えた人たちに気づき、必要な支援へとつなぐ担い手を養成する講座を実施している。

令和７年度　延べ参加者数48人

５　グリーフサポート入門講座

地域で孤立しがちな方の背景にあるグリーフ（身近な人を亡くした悲しみや喪失感）について学び、区民同士の支え合い活動へと生かすための講座を実施している。

令和７年度　延べ参加者数26人

６　中央区地域支えあいづくり協議体

高齢者の介護予防・孤立防止のためのネットワーク構築に取り組む協議体を運営している。

⑴　委員構成　行政、おとしより相談センター、民生・児童委員、生活支援コーディネーターなど15人
⑵　開催回数　令和７年度　２回

７　支えあいのまちづくり協議体

身近な地域で高齢者の介護予防・孤立防止のための支えあいの仕組みづくりに取り組む協議体を、京橋・日本橋・月島の３地域に設置・運営している。

開催回数
・京橋地域　　４回
・日本橋地域　４回
・月島地域　　４回

８　地域生活一時資金貸付事業

住居などが管理不全な状態にあり、生活の質が著しく低下している方に対し、生活環境の改善に必要な費用の一部貸し付けを行っている。

・貸付内容　⑴　ゴミ処分費（１件につき上限200,000円）
　　⑵　その他生活環境改善に必要な費用（上限30,000円）

9　地域の居場所づくり助成

地域住民のための居場所づくりを目的とした取り組みに対し、必要な費用の助成をしている。

令和７年度　助成件数　５件

10　生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金の貸し付け

金融機関や公的貸付制度からの借り入れが困難な世帯に対して、経済的自立と生活の安定を図ることを目的に資金の貸し付けを行っている。

資金の種類

⑴　生活福祉資金

①福祉資金

療養費、転居費用、緊急時の小口資金などの貸し付け

令和７年度貸し付け決定　４件

②教育支援資金

高校・専門学校・大学などの入学費用や授業料の貸し付け

令和７年度貸し付け決定　２件

③総合支援資金

失業や減収により生活に困窮した世帯に対する生活費、転居費用などの貸し付け

④不動産担保型生活資金

自己所有の不動産に住み続けることを希望する高齢者世帯に対する、不動産を担保とした生活資金の貸し付け

⑵　臨時特例つなぎ資金

住居を喪失した離職者が公的給付などを受けるまでの生活費の貸し付け

11　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭の親の就職を促進し自立を図ることを目的に、就職に有利な資格が取得できる養成機関の入学準備金や取得した資格を生かした就職時の準備金および住宅の家賃の貸し付けを行っている。

令和７年度貸し付け決定　住宅支援資金　２件　939,600円
　　就職準備金　１件　200,000円

12　受験生チャレンジ支援貸付

一定所得以下の世帯の子どもの進学を支援するため、中学校３年生および高校３年生またはこれに準ずる方の学習塾などの受講費用、高校・大学などの受験料の貸し付けを無利子で行っている。貸付金は、高校・大学などへ入学した場合、返済が免除される。

貸付限度額　学習塾等受講料　300,000円
　　大学等受験料　120,000円
　　高校受験料　27,400円

令和７年度貸し付け決定　83件　13,430,879円

障害者就労促進部

所在地　東日本橋２－27－12

障害者就労継続支援（Ｂ型）施設「さわやかワーク中央」

☎（3865）3661　FAX（3865）3662

「障害者総合支援法」で定められた通所型福祉サービスの一つで、働く意欲がある障害のある方に対し、就労機会を提供するとともに、一般企業などへの就労や生活を豊かにするために必要なスキルや社会性の習得を支援している。

1　サービス内容

⑴　施設内での軽作業、公園清掃や企業清掃、区役所での封入等作業（施設外就労）などの福祉的な就労機会の提供および事業収入に基づく工賃の支給

⑵　就労に向けた作業、実習などの機会提供

⑶　個別支援計画に基づく就労および生活の質の向上に必要な知識や能力を身につけるための支援

2　利用者

原則として、自力通所が可能な障害のある方で、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方

3　利用定員

20人

4　利用状況（令和８年３月31日現在）

知的障害のある方　15人
身体障害のある方　１人
精神障害のある方　１人

障害者就労支援センター

☎（3865）3889　FAX（3865）3662

障害のある方（身体・知的・精神など）の一般企業などへの就労の機会を広げるとともに、就職後も安心して働き続けられるよう、専任のコーディネーターが各種相談に応じ、就労面と生活面の一体的な支援を行っている。

また、地域開拓促進コーディネーターを配置し、障害者雇用の拡大を図っている。

1　利用状況　（令和７年度）

区分	人数	内訳
登録者数	306人	身体障害40人、知的障害者113人、精神障害者153人
就職者数	30人	身体障害者３人、知的障害者６人、精神障害者21人 〔就職先〕 一般企業25人、特例子会社３人、就労継続支援Ａ型２人

２　相談・支援件数　　（令和７年度）

区分	件数	内容
就労支援	延べ5,926件	職業相談5,338件、就職準備支援106件、職場開拓86件、実習・訓練支援19件、職場定着支援356件、離職調整・離職後支援21件
生活支援	延べ1,847件	日常生活支援481件、不安・悩みの解消874件、社会生活支援431件、将来設計支援61件
地域開拓	延べ151件	既存企業21件、新規企業60件、関係機関68件、当事者など２件

３　地域開拓促進

障害者雇用への理解と啓発を図るため、本人・家族、企業向けの講演会を開催している。なお、令和７年度はWEB配信および上映会・相談会・体験会を実施した。

障害者雇用セミナー2025「働く・雇用する・支える」

WEB配信

令和７年10月11日（土）から10月31日（金）まで

再生回数496回

上映会・相談会・体験会

令和７年10月11日（土）

場　所　本の森ちゅうおう１階　多目的ホール

参加者　上映会14名　相談会３名　体験会34名

４　余暇支援事業

障害のある方が終業後に自由に集える場（愛称　ニコニコドットコム）を提供するとともに、就職後の生活面・精神面の支援を継続して行い、障害のある方の職場定着と地域生活の充実を図っている。併せて、生活面のスキル向上を目的とした講座を開催している。また、勤続年数に応じた表彰と交流の場として、アラジンドットコムを開催している。

令和７年度　ニコニコドットコム　開催回数　12回

参加者　延べ267人

スキルアップ講座　開催回数　２回

参加者　延べ42人

アラジンドットコム　開催回数　１回

参加者　33人

５　中央区就労支援事業所ネットワーク会議

区内の就労支援施設（Ａ型・Ｂ型・就労移行支援事業所など）の担当者とネットワークを組み、障害者就労促進を目的に相互の情報交換などを行っている。

令和７年度　開催回数４回

６　指定特定相談支援（障害福祉サービス等利用計画の作成）

主に就労を目指すために障害福祉サービスを利用しようとする方に対し、利用計画を作成するとともに、相談や福祉サービス情報の提供を行っている。また、事業者などと連携し、サービスが円滑に提供されるように連絡や調整を行っている。

令和７年度　契約者数　89人　相談支援など件数　4,905件

公益社団法人　中央区シルバー人材センター

所在地　八丁堀３－17－９　京華スクエア内

☎（3551）2700　FAX（5542）2100

ホームページアドレス　https://webc.sjc.ne.jp/chuo

中央区シルバー人材センターは、昭和56年２月18日任意団体のシルバー人材センター中央区高齢者事業団として発足し、同年９月１日、社団法人の認可を得た。

昭和61年10月１日、シルバー人材センターが「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により法制化され、定年退職者などの高年齢者に就業の機会を確保し、組織的に提供する業務を行う指定法人とされたことに伴い、都知事の指定を受けた。

平成２年７月２日、名称を社団法人中央区シルバー人材センターと変更した。

平成20年12月１日、国の公益法人制度改革により、公益法人制度改革関連３法案が施行され、社団法人中央区シルバー人材センターは特例民法法人となったが、将来にわたりシルバー人材センター事業を公益事業として実施・推進していくために、公益社団法人への移行申請を行った。平成22年12月16日に都知事の認可がおり、平成23年度から公益社団法人となった。また、平成29年度から労働者派遣事業所の登録を行っている。

本格的な高齢社会を迎える中で、シルバー人材センター事業は、健康で働く意欲のある高齢者などの経験、能力、希望などに応じた多様な就業を援助し、高齢者の福祉の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的としている。

センターの会員は、経験と能力を生かして働く機会を求め、任意的な就業を志向していることから、会員相互の連携を図りつつ、地域社会とのつながりを保つ必要がある。

このような状況にあって、都や区などの指導援助を受けながら、地域の関係団体などと緊密な連携のもと運営されている。

会　員

区内在住で60歳以上の健康で働くことや社会奉仕活動への意欲をもち、センターの目的に賛同し、その事業を理解している方なら誰でも入会できる。

会員は、自主・自立、共働・共助の理念のもとに、経験、体力、能力に応じて働くとともに、運営にも参画する。

就業のシステム

センターは、事業所、家庭、公共団体などからさまざまな仕事を受注し、会員の希望と経験、体力、能力などを考慮して仕事を提供する。

会員は、主に請負または委任の形式により仕事を引き受け、働いた内容と実績に応じてセンターから配分金の支払いを受ける。

平成30年度からは、労働者派遣事業の受注を開始している。

事　業

1　臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務（雇用によるものを除く）を希望する会員に、就業の機会を確保し、提供すること。

2　高齢者に対する簡易な仕事などに関する知識・技能の付与を目的とした講習などを実施すること。

3　社会奉仕活動などを通じて、会員の生きがいの充実および社会参加を推進するための事業を行うこと。

4　高齢者の就業に関する情報の収集・提供・調査研究、相談など、就業に必要な業務を行うこと。

組　織

センターは会員の総意で運営され、決定機関として総会があり、事業報告・収支決算報告の承認など、重要な事項は総会の決議による。

また、理事会を構成し、業務の執行を決定する理事は、総会で選任され、そのうち会長・副会長・常務理事は理事会の互選によって決定する。

会長は、センターを代表するとともに業務を統括し、副会長は会長を補佐し、常務理事はセンターの常務を処理する。

名誉会長	山本泰人
会長	渥美哲夫
副会長	橋谷正雪
常務理事兼事務局長	遠藤龍雄

会員異動状況

区分	正会員	特別会員	賛助会員	合計
令和６年度末	773人	2	24	799
入会	138	0	1	139
退会	91	1	3	95
令和７年度末	820	1	22	843

正会員年齢別登録状況　（令和８年３月31日現在）

年齢	男	女	計
60未満	0人	0	0
60～64	18	31	49
65～69	43	108	151
70～74	76	111	187
75～79	141	134	275
80以上	81	77	158
平均年齢	75.7	73.9	74.7
最高年齢	89	93	—
計	359	461	820

正会員年齢別就業実績　（令和７年度）

年齢	男	女	計
60未満	0人	0	0
60～64	13	21	34
65～69	30	87	117
70～74	59	86	145
75～79	98	105	203
80以上	66	69	135
平均年齢	76.9	75	75.8
最高年齢	89	93	—
計	266	368	634

年間就業率（77.3％）

事業実績（請負・委任）　　（令和７年度）

区分／発注者		受託延べ件数	就業人員		契約金			
			延べ実人員	延べ日人員	配分金	材料費	事務費	計
公共事業		件 562	人 3,695	人 23,923	円 147,879,871	円 3,232,784	円 17,129,206	円 168,241,861
民間	企業など	2,380	4,201	29,936	114,533,946	80,397	9,600,301	124,214,644
	家庭	1,036	1,082	3,005	7,461,089	54,039	730,851	8,245,979
	計	3,416	5,283	32,941	121,995,035	134,436	10,331,152	132,460,623
独自事業		35	50	155	696,056	72,070	※ -95,746	672,380
総計		4,013	9,028	57,019	270,570,962	3,439,290	27,364,612	301,374,864

※各種講座の受講生が予定よりも少なく、講師に支払う配分金が受講料を上回ったため。

事業実績（労働者派遣）　　（令和７年度）

区分／発注者	契約件数	受託件数	就業人員		契約金額		
			延べ実人員	延べ日人員	賃　金	事務費 （内センター分）	計
民間企業	件 40	件 93	人 55	人 1,564	円 8,206,960	円 2,481,359 （1,217,446）	円 10,688,319

第９編　国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

国民健康保険

本区国民健康保険事業は、国の国民皆保険政策の一つとして、昭和34年12月１日から開始された医療保険である。

本事業は、相互扶助の精神に基づき、被保険者の病気、けが、出産および死亡などに際しての給付を内容とし、社会保障の充実と国民保健の向上を図る施策の一端を担っている。

区は、「保険者」として事業の運営に当たっている。平成30年４月から都が財政運営の責任主体として運営に加わり、安定的な財政運営など国保運営の中心的役割を担っている。

被保険者

中央区内に住所を有する者で、次の１～５のいずれにも該当しない者であること

1　職場の健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者および被扶養者
2　生活保護世帯に属する者
3　国民健康保険組合の被保険者
4　後期高齢者医療制度の対象である者
5　その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

被保険者数

区分	被保険者数（人）	加入世帯	加入率（%）	
			被保険者	世帯
令和8年4月1日現在	26,272	20,784	13.7	19.0
令和7年4月1日現在	26,589	20,830	14.1	19.4
差引増減	△ 317	△ 46		

被保険者異動状況　（令和７年度）

取得	転入	社保離脱	出生	生保廃止	後期高齢者非該当	その他	増計
	3,649	4,574	111	22	0	262	8,618
喪失	転出	社保加入	死亡	生保開始	後期高齢者加入	その他	減計
	3,042	4,267	133	55	766	672	8,935

保険給付

診察、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院などへの入院について療養の給付を行う。

療養費などの支給

やむを得ない理由によりマイナ保険証や資格確認書を提示しないで診療などを受けた場合や、海外旅行中などに医療機関で診療を受けたとき、補装具代などを支払ったとき、接骨院などで施術を受けたとき、また移送費について、療養費などとして支給する。

これらの費用のうち、区が負担する保険対象医療費の割合は**別表**とおり。

別表　年齢別給付割合一覧

年齢別	給付割合
義務教育就学前まで（※）	８割
義務教育就学後～69歳	７割
70～74歳	８割（一定以上所得者７割）

（※）６歳に達する日以後最初の３月31日まで

◎一定以上所得者世帯

同一世帯に属する国民健康保険被保険者のうち、課税所得（各種控除後）が年額145万円以上で70～74歳の者が１人以上いる世帯。

ただし、その世帯の該当者の年収が合計520万円未満（該当者が１人の世帯では年収383万円未満）の場合は、申請により８割給付とする。

また、同一世帯の70～74歳の国民健康保険被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合は、８割給付とする。

入院時食事療養費

被保険者が入院したとき、食事に要する費用のうち標準負担額を除いた額を区が負担する。

食事療養標準負担額（１食当たり）

（令和８年６月１日～）

区分		負担額
一般（下記以外）		550円※
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ	90日以内の入院（過去12カ月の入院日数）	270
	90日を超える入院（過去12カ月の入院日数）	220
低所得者Ⅰ		130

◎低所得者Ⅱ　世帯主および世帯全員が住民税非課税である者

◎低所得者Ⅰ　世帯主および世帯全員が住民税非課税かつ、所得（給与所得がある場合は、給与所得からさらに10万円を控除した額）が０円で年金収入が80万以下の者

（※）指定難病患者は１食330円とする。

年齢・所得区分別自己負担限度額一覧

年齢区分	所得区分		自己負担限度額	多数回	年間上限
70歳未満	ア	基礎控除後の世帯所得が901万円超の世帯	270,300円＋総医療費が901,000円を超えた場合は、超えた分の１％を加算	140,100円	168万円
	イ	基礎控除後の世帯所得が600万円超～901万円以下の世帯	179,100円＋総医療費が597,000円を超えた場合は、超えた分の１％を加算	93,000	111
	ウ	基礎控除後の世帯所得が210万円超～600万円以下の世帯	85,800円＋総医療費が286,000円を超えた場合は、超えた分の１％を加算	44,400	53
	エ	基礎控除後の世帯所得が210万円以下の世帯	61,500円	44,400	53
	オ	住民税非課税世帯	36,900	24,600	29

年齢区分	所得区分		自己負担限度額		多数回	年間上限
			外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）		
70～74歳	現役並み所得Ⅲ	住民税課税所得（課税標準額）690万円以上	270,300円＋総医療費が901,000円を超えた場合は、超えた分の１％を加算		140,100円（※１）	168万円
	現役並み所得Ⅱ	住民税課税所得（課税標準額）380万円以上	179,100円＋総医療費が597,000円を超えた場合は、超えた分の１％を加算		93,000（※１）	111
	現役並み所得Ⅰ	住民税課税所得（課税標準額）145万円以上	85,800円＋総医療費が286,000円を超えた場合は、超えた分の１％を加算		44,400（※１）	53
	一般	住民税課税世帯	22,000円（年間限度額は216,000円）	61,500円	44,400（※２）	53
	低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯	11,000（年間限度額は96,000円）	25,700	24,600（※２）	29
	低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯かつ所得（給与所得がある場合は、給与所得からさらに10万円を控除して計算）が０円で年金収入が80万円以下の方	8,000	15,700		18

◎金額は１カ月当たりの自己負担限度額である。
◎（※１）過去12カ月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が４回以上あった場合の自己負担限度額である。
◎（※２）過去12カ月以内に「外来＋入院（世帯単位）」の限度額を超えた高額療養費の支給が４回以上あった場合の自己負担限度額である。
◎高額長期特定疾病（人工透析、血友病など）の診療の自己負担限度額は１万円である。ただし、70歳未満で世帯所得が600万円を超える者の人工透析についての自己負担限度額は２万円となる。

高額療養費の支給

被保険者が診療および入院などにより一部負担金を支払った場合に、年齢・所得区分別に定める自己負担限度額を超える部分を申請に基づき支給する。

高額介護合算療養費

国民健康保険と介護保険の両方のサービスを利用し、どちらにも負担のある世帯で、１年間でかかった医療費と介護サービス費の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合に高額介護合算療養費を支給する。

傷病手当金の支給

令和５年５月７日までに新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、その療養のために出勤することができなかった期間について一定の要件を満たした場合に傷病手当金を支給する。

その他の給付

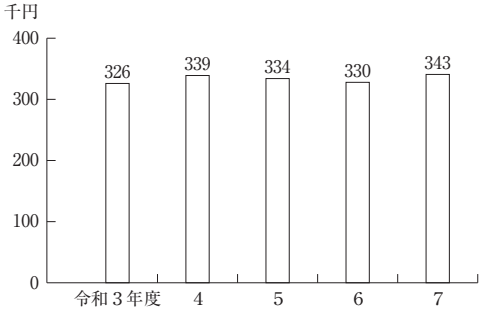
出産育児一時金　　１件　500,000円

葬祭費　　１件　70,000円

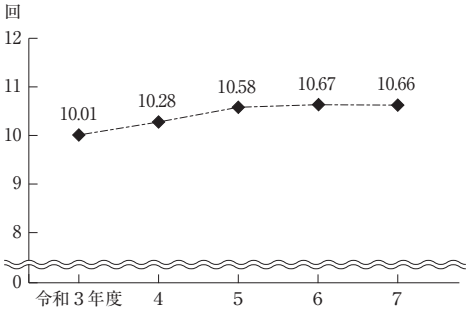
保険給付状況　（令和７年度）

給付の種類	件　数	金　額
療養の給付	436,651件	6,463,008,437円
療養費の支給	9,005	72,605,161
高額医療費の支給	13,034	920,782,525
高額介護合算療養費	19	472,005
移送費	0	0
結核・精神医療給付費	8,387	8,991,872
出産育児一時金の支給	130	64,683,636
葬祭費の支給	103	7,210,000
傷病手当金の支給	0	0
計	467,329	7,537,753,636

被保険者１人当たりの医療費の推移



被保険者１人当たりの年間受診件数



保険料

保険料の賦課

世帯に属する者のうち、被保険者である者の「保険料計算のもととなる金額」の合算額をもとに算定した基礎分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分（令和８年度から導入）を合算した額（均等割額、所得割額の合算額）とする。介護保険第２号被保険者（40～64歳）のいる世帯では介護納付金分も含める。（賦課限度額：基礎分が670,000円、後期高齢者支援金分が260,000円、介護納付金分が170,000円、子ども・子育て支援金分が30,000円）

＜保険料の賦課額算定方法＞

以下の均等割額と所得割額の合計額が年間保険料となる。

・基礎分（加入者全員が納める保険料）

均等割額　被保険者１人につき47,600円

所得割額　加入者全員の令和７年中の保険料計算のもととなる所得×0.0751

・後期高齢者支援金分（加入者全員が納める保険料）

以下の均等割額と所得割額の合計額が年間保険料となる。

均等割額　被保険者１人につき17,600円

所得割額　加入者全員の令和７年中の保険料計算のもととなる所得×0.0280

・介護納付金分（加入者のうち40～64歳の者が納める保険料）

以下の均等割額と所得割額の合計額が年間保険料となる。

均等割額　第２号被保険者１人につき17,800円

所得割額　第２号被保険者全員の令和７年中の保険料計算のもととなる所得×0.0243

・子ども・子育て支援金分（加入者全員が納める保険料）

以下の均等割額と所得割額の合計額が年間保険料となる。

均等割額　被保険者１人につき1,873円
（18歳以上均等割額（73円）を含む）

所得割額　加入者全員の令和７年中の保険料計算のもととなる所得×0.0027

・賦課期日　令和８年４月１日

◎保険料計算のもととなる所得とは、前年の総所得および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から住民税基礎控除額を控除した額（雑損失の繰越控除は適用しない）

保険料の軽減・減免

１　低所得者世帯の減額

一定の所得以下の世帯に対し、被保険者均等割額の７割、５割または２割を減額する。

２　未就学児の減額

国保に加入している未就学児に対し、被保険者均等割額の５割を減額する。

３　18歳未満被保険者の減額

国保に加入している18歳未満の被保険者について、子ども・子育て支援金の被保険者均等割額の全額を減額する。

４　出産被保険者への軽減（産前産後期間相当分の軽減）

出産予定、または出産した被保険者について、産前産後期間相当分の保険料（出産被保険者分の保険料に限る）を免除する。

単胎妊娠の場合：出産予定日または出産日が属する月の前月から４カ月

多胎妊娠の場合：出産予定日または出産日が属する月の３カ月前から６カ月

５　非自発的失業者への軽減

倒産・解雇、雇い止めなどによる退職に伴い、国民健康保険に加入した被保険者の保険料を軽減する。

軽減内容：前年の給与所得を100分の30として保険料を算定する。

軽減期間：離職日の翌日の属する年度およびその翌年度

６　減免

次のいずれかに該当する者は保険料の減免を申請することができる。

⑴災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった者のうち必要と認められる者

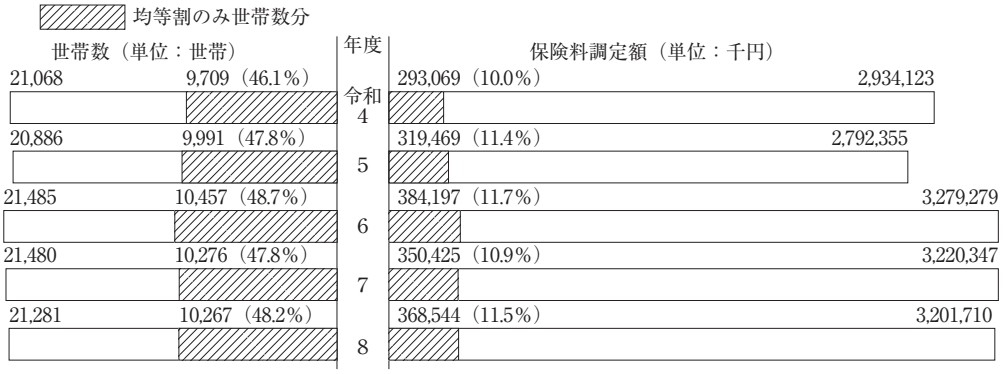
⑵75歳に到達する者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者になった者のうち、65歳以上の者

（減免額は、所得割額は全額、均等割額は加入から２年を経過する月まで半額）

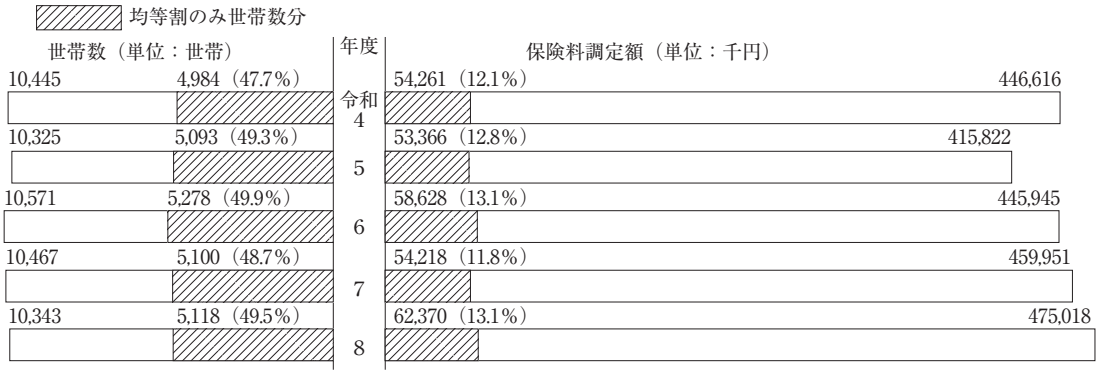
保険料軽減・減免実施状況　（令和７年度）

軽減・減免の種類		世　帯	人　数	金　額
低所得者世帯の減額	７割減額	7,791世帯	9,311人	463,915,970円
	５割減額	1,434	2,109	74,038,550
	２割減額	1,075	1,612	22,813,880
未就学児の減額		642	744	15,118,185
産前産後期間相当分の軽減		101	101	5,336,470
非自発的失業者軽減		564	－	139,112,254
その他の減免		93	93	6,363,328
計		11,700	13,970	726,698,637

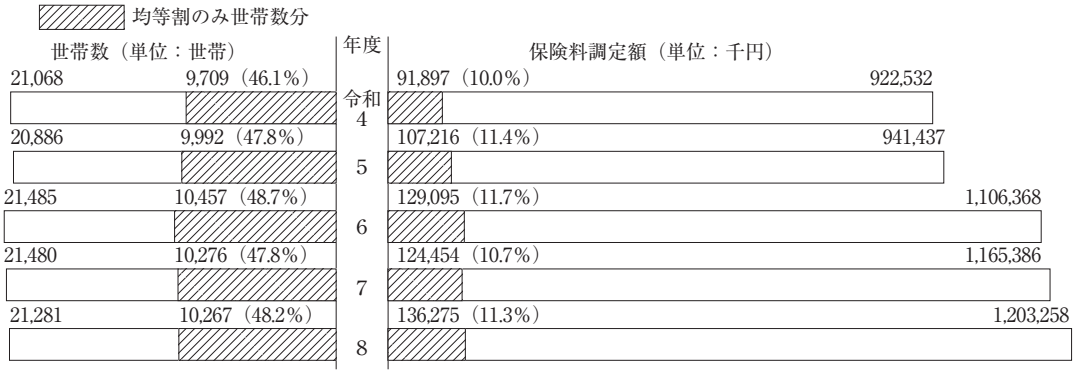
基礎分年度別保険料調定額・世帯数の推移　（毎年度６月決定）



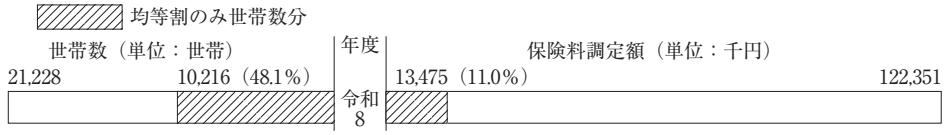
介護納付金分年度別保険料調定額・世帯数の推移　（毎年度６月決定）



後期高齢者支援金分年度別保険料調定額・世帯数の推移　（毎年度６月決定）



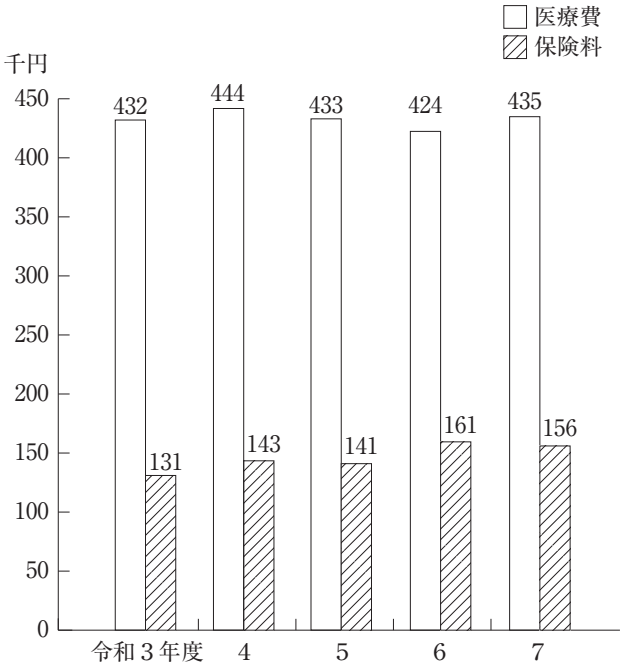
子ども・子育て支援金分年度別保険料調定額・世帯数の推移　（毎年度６月決定）



保険料調定および収入状況　（令和７年度）

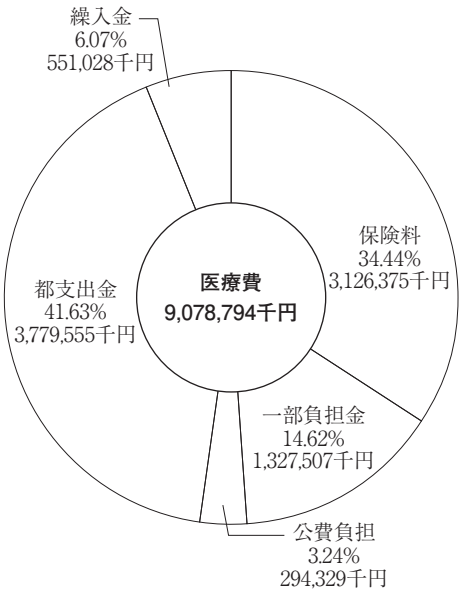
区分／種別	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入割合	還付未済額
現　年　分	4,883,201,972円	4,483,332,690円	2,892,700円	430,812,074円	91.81％	33,835,492円
滞納繰越分	659,370,740	260,129,409	113,127,562	288,594,404	39.45	2,480,635
計	5,542,572,712	4,743,462,099	116,020,262	719,406,478	85.58	36,316,127

年度別１世帯当たり医療費と保険料の対比



◎保険料は基礎賦課額分のみ

医療費負担状況　（令和７年度）



保健事業

夏季施設の開設

被保険者の健康の保持、増進とレクリエーションを目的とし、夏季施設として「海の家」および「山の家」を開設している（後期高齢者医療制度と共同実施）。

１　実施期間

令和７年７月19日～８月17日

２　海の家

静岡県　伊東温泉　ホテル暖香園

・部屋数　90部屋（１部屋定員４人）

・利用料金　大人7,000円　子ども4,900円
幼児3,500円
幼児（食事なし）2,500円（２～３歳）
1,760円（１歳）

・利用者数　108人

３　山の家

神奈川県　箱根湯本温泉　ホテル南風荘

・部屋数　90部屋（１部屋定員５人）

・利用料金　大人9,000円　子ども6,500円
幼児（食事なし）1,650円
幼児6,500円（４～６歳）
5,000円（１～３歳）

・利用者数　139人

保養施設

被保険者の健康の保持、増進を図るため、近県の温泉旅館と施設利用料などに係る協定を取り交わしている。

６県８地区10施設（令和７年度実績）

高額療養資金貸付

高額な医療費の支払いに困難を来している世帯の生活の安定に寄与するため、療養資金の貸し付けを行っている。

貸し付け対象者は、区の国民健康保険から高額療養費の支給を受ける見込みのある者で、高額療養費として見込まれる額の９割以内で貸し付けを行う。貸付金は無利子で、保証人は必要としない。

令和７年度貸し付け状況

０件　　０円

国民健康保険事業費納付金

区は、都が区市町村ごとに医療費水準や所得水準などを考慮して決定した額を都に納付する。

令和７年度国民健康保険事業費納付金

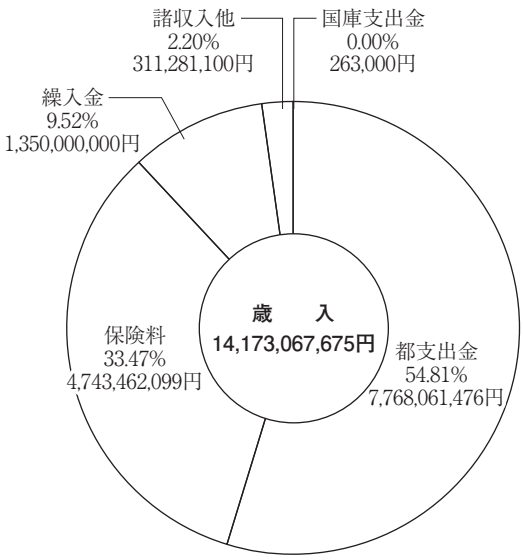
区　分	金　額
医療分	3,737,498,400円
後期高齢者支援金等分	1,359,059,969
介護納付金分	550,572,495

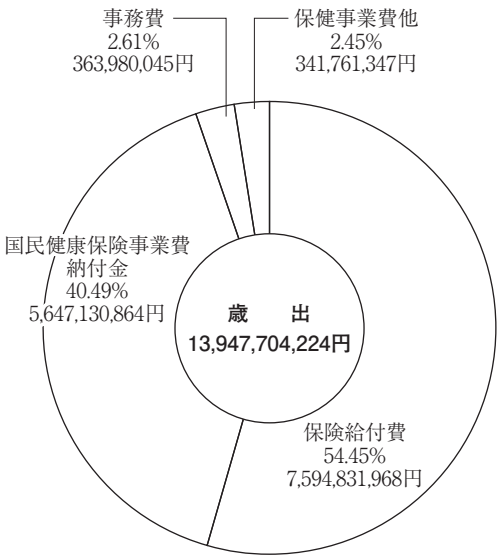
国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会は、区長の附属機関として、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置している。

その構成は、被保険者、保険医または保険薬剤師、公益を代表する者おのおの８人以内および被用者保険など保険者を代表する者３人以内の委員からなっている（委員一覧は409頁参照）。

国民健康保険事業会計執行状況　（令和７年度）





後期高齢者医療制度

高齢者の医療費に係る高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、75歳以上の後期高齢者の心身の特性などを踏まえた公平で分かりやすい医療制度として、老人保健制度に代わり平成20年度から開始された。

制度の運営

都道府県ごとの広域連合で運営することとされている。東京都では、都内の全区市町村が加入し設立した「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営主体（保険者）となり、保険料の決定・資格の認定・医療費給付の審査支払いなどを行い、区市町村は保険料の徴収・資格の取得喪失の受け付け・資格確認書等交付などを担当する。

東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者

都内に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者

・75歳以上の者

・65歳以上で一定の障害のある者

中央区の被保険者数（令和８年３月31日現在）

区内に住所を有する者　15,029人

保険給付

診療、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院などへの入院について療養の給付を行う。

医療費の払い戻し

次のような場合で、かかった医療費の全額を被保険者が支払ったときには、広域連合で認められた部分について払い戻しを行う。

1　やむを得ない理由によりマイナ保険証や資格確認書を提示できずに診療などを受けたり、保険診療を扱っていない医療機関で診療を受けた場合
2　医師が必要と認めた、あん摩・はり・きゅう・マッサージなどを受けた場合
3　骨折・脱臼などで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けた場合
4　海外旅行中に診療を受けた場合
5　医師が必要と認めた、ギプス・コルセットなどの医療用装具を購入したときや輸血の生血代など

自己負担割合

医療機関での自己負担割合は、一般の方は１割、一定以上の所得者は２割、現役並み所得者は３割の３区分である。資格確認書には自己負担割合「１割」「２割」または「３割」の記載がされている。

＜現役並み所得者＞

住民税課税所得が145万円以上ある者およびその被保険者と同じ世帯にいる被保険者。

ただし、住民税課税所得が145万円以上でも被保険者の収入合計金額が一定金額に満たない者は、区市町村の担当窓口へ申請することにより１割または２割負担となる。

入院時食事療養費

被保険者が入院したとき、食事に要する費用のうち標準負担額を除いた額を広域連合が負担する。

食事療養標準負担額（１食当たり）（令和８年６月１日～）

区分			負担額
①	一般（②、③以外）		550円（※）
②	低所得Ⅱ	90日以内の入院（過去12カ月の入院日数）	270
		90日を超える入院（過去12カ月の入院日数）	220
③	低所得Ⅰ		130

◎低所得Ⅱ　世帯全員が住民税非課税である者
◎低所得Ⅰ　世帯全員が住民税非課税である者のうち、世帯全員が損益通算、純損失・雑損失の繰越控除適用後の各所得金額が全て０円の者（令和８年８月から公的年金の場合は82.65万円以下）または老齢福祉年金受給者

（※）指定難病患者は１食330円とする。
（※）精神病床へ平成27年４月１日以前から継続して入院した患者は、当分の間１食260円に据え置かれる。

入院時生活療養費

被保険者が療養病床に入院したとき、食費と居住費にかかる費用のうち標準負担額を除いた額を広域連合が負担する。

ただし、入院医療の必要性が高い者（人工呼吸器、静脈栄養などが必要な者や難病の者など）は食事代のみとなる。

生活療養標準負担額

入院医療の必要性の高い者以外の場合

所得区分		１食当たりの食費	１日当たりの居住費
一般（下記以外）		550円（※）	430円
低所得Ⅱ		270	430
低所得Ⅰ		160	430
	老齢福祉年金受給者	130	0

入院医療の必要性の高い者の場合

所得区分		１食当たりの食費	１日当たりの居住費
一般（下記以外）		550円（※）	430円
低所得Ⅱ	90日以内の入院（過去12カ月の入院日数）	270	430
	90日を超える入院（過去12カ月の入院日数）	220	430
低所得Ⅰ		130	430
	老齢福祉年金受給者	130	0

（※）保険医療機関の施設基準などにより510円の場合もある。

移送費の支給

移動が困難な重病人が緊急的にやむを得ず医師の指示により転院するなど、移送に費用がかかったとき、広域連合が必要と認めた場合に支給する。

高額療養費の支給

１カ月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた部分が支給される。

自己負担限度額一覧　（令和８年８月～）

負担割合	所得区分		自己負担限度額	
			外来（個人ごと）の限度額	外来＋入院（世帯ごと）の限度額
３割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690万円以上		270,300円＋総医療費が901,000円を超えた場合は、超えた分の１％を加算 ◎４回目以降は140,100円（多数該当）（※１） （年間上限1,680,000円）（※３）	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380万円以上		179,100円＋総医療費が597,000円を超えた場合は、超えた分の１％を加算 ◎４回目以降は93,000円（多数該当）（※１） （年間上限1,110,000円）（※３）	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145万円以上		85,800円＋総医療費が286,000円を超えた場合は、超えた分の１％を加算 ◎４回目以降は44,000円（多数該当）（※１） （年間上限530,000円）（※３）	
２割	一般Ⅱ		22,000円（※２） （年間上限216,000円）	61,500円 ◎４回目以降は44,400円（多数該当）（※１） （年間上限530,000円）（※３）（※４）
１割	一般Ⅰ			
	住民税 非課税等	低所得Ⅱ	11,000円（※２） （年間上限96,000円）	25,700円 ◎４回目以降は24,600円（多数該当）（※１） （年間上限290,000円）（※３）
		低所得Ⅰ	8,000円	15,700円 （年間上限180,000円）（※３）

◎金額は、１カ月当たりの自己負担限度額である。
◎入院時の食事代や保険が利かない差額ベッド料などは支給の対象外となる。
◎低所得Ⅰ・Ⅱと現役並みⅠ・Ⅱの者は、マイナ保険証を利用するか、限度区分が記載された「資格確認書」を提示することが必要となる。
◎血友病、人工透析を必要とする慢性じん不全および輸血製剤に起因するHIV感染者などの自己負担限度額は10,000円となる。
（※１）過去12カ月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が４回以上あった場合の自己負担限度額である。
（※２）年間（８月～翌年７月）の限度額は144,000円（基準日時点で自己負担割合が一般、低所得Ⅱの外来の合計）である。
（※３）過去12カ月以内に「外来＋入院（世帯単位）」の年間上限額超えた高額療養費の支給が４回以上あった場合の自己負担限度額である。
（※４）一部41万円の場合がある

高額介護合算療養費

後期高齢者医療制度と介護保険の両方のサービスを利用し、どちらにも負担のある世帯で、１年間でかかった医療費と介護サービス費の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合に高額介護合算療養費を支給する。

葬祭費

広域連合支給額　50,000円
中央区追加支給額　20,000円

保険料

保険料の賦課

被保険者一人一人について保険料の納付が必要である。

保険料額は、加入者全員が負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額を合計した額である。

なお、従来の医療分に加え、令和８年度より子ども・子育て支援金分が追加された。

賦課限度額は医療分が850,000円、子ども・子育て支援金分が21,000円である。

＜保険料の算定方法＞

以下の均等割額と所得割額の合計額が年間保険料となる。

・医療分
　均等割額　被保険者１人につき53,300円
　所得割額　保険料計算のもととなる所得×0.0988
・子ども・子育て支援金分
　均等割額　被保険者１人につき1,300円
　所得割額　保険料計算のもととなる所得×0.0026
・賦課期日　令和８年４月１日

◎保険料計算のもととなる所得とは、前年の総所得および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から住民税基礎控除額を控除した額（雑損失の繰越控除は適用しない）

保険料の減免

１　減額

一定の所得以下の世帯に対し、被保険者均等割額の７割

（ただし令和８年度および令和９年度の医療分は7.2割）、５割または２割を減額する。

また、加入前日まで被用者保険の被扶養者だった者は、均等割額の５割（加入から２年を経過する月まで）と所得割額の全額を軽減する。

さらに、一定の所得以下の世帯に対し、被保険者所得割額の５割または2.5割を軽減する（東京都後期高齢者医療広域連合による独自軽減）。

２　減免

災害などにより生活が一時的に著しく困難になり、保険料が納められなくなった場合には、保険料の減免を申請することができる。

保険料調定および収入状況　（令和７年度）

種別＼区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入割合	還付未済額
現年分	2,425,333,200円	2,417,213,400円	0円	16,344,400円	99.67％	8,224,600円
滞納繰越分	37,235,656	13,275,676	10,416,100	13,771,380	35.65	227,500
計	2,462,568,856	2,430,489,076	10,416,100	30,115,780	98.70	8,452,100

国民年金

国民年金制度は、全ての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持および向上に寄与することを目的としている。

昭和34年に公布・施行された「国民年金法」は自営業者など被用者年金制度に加入していない者を対象としてきたが、昭和61年以降は、対象者を全ての国民に拡大した新年金制度となった。また平成９年１月には基礎年金番号が導入され、被保険者および受給者の利便が図られた。

国民年金事業は国（日本年金機構）が運営しているが、事務の一部（第１号被保険者および任意加入者の資格の取得・変更、免除、給付請求書の受理・審査、年金相談など）については区が実施している。

被保険者

１　第１号被保険者

国内に住所がある20歳以上60歳未満の者で、次の２、３の該当者を除く。

２　第２号被保険者

厚生年金保険の被保険者（65歳以上の者を除く）

３　第３号被保険者

第２号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

なお、次に該当する場合は希望により任意加入できる。

・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者（※１）
・日本国籍を有し、海外に居住する20歳以上65歳未満の者
・日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の者（※２）
・日本国籍を有し、海外に居住する65歳以上70歳未満の者（※２）

（※１）年金の受給資格期間を満たしていない者または年金額の増額を希望する者（480月限度）に限る。

（※２）年金の受給資格期間を満たしていない昭和50年４月１日以前生まれの者に限る。

被保険者数

被保険者	令和8年3月末日	令和7年3月末日	増減
第１号	21,153人	21,125人	28人
第３号	9,889	10,067	△178
任意加入	762	717	45
計	31,804	31,909	△105

保険料

１　保険料額（第１号被保険者および任意加入被保険者）

定額保険料　　月額　17,920円
付加保険料　　月額　　400円

保険料は定額制である。また、定額保険料に上乗せして付加保険料を納付することにより、より高い老齢基礎年金を受給することができる。

なお、第２号被保険者の国民年金保険料は加入している年金制度から拠出され、第３号被保険者の国民年金保険料は配偶者が加入している年金制度から拠出される。

２　免除・納付猶予

保険料の納付が困難な場合には、免除制度や納付猶予制度がある。

・免除制度

法律で定められた要件に該当した場合に、届け出により保険料の全額が免除される法定免除と、被保険者本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、申請して承認を受けることにより保険料の全額または一部が免除される申請免除がある。

申請免除は所得水準に応じた全額免除、４分の３免除、半額免除、４分の１免除の４段階の免除制度である。

免除承認期間は、年金を受けるための資格期間に算入され、老齢基礎年金額にも一部反映される。

免除区分および年金額

区分	納付額	年金額
全額免除	なし	１／２（平成21年３月分までは１／３）
４分の３免除	4,480円	５／８（平成21年３月分までは１／２）
半額免除	8,960	６／８（平成21年３月分までは２／３）
４分の１免除	13,440	７／８（平成21年３月分までは５／６）

◎一部免除の場合の年金額は、一部納付額を納付していることが必要

・納付猶予制度

被保険者本人（50歳未満）および配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請して承認を受けることにより保険料の納付が猶予される。

納付猶予承認期間は、年金を受けるための資格期間に算入されるが、老齢基礎年金額には反映されない。

免除・納付猶予承認期間の保険料は、10年以内であれば、一定額を加算して納めること（追納）ができる。

免除件数　（令和８年３月31日現在）

区分		件数
法定免除		662件
申請免除	（全額）	3,522
	（４分の３）	117
	（半額）	97
	（４分の１）	52
納付猶予		472

３　学生納付特例

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合は、申請して承認を受けることにより保険料の納付が猶予される学生納付特例制度がある。学生納付特例承認期間は、年金を受けるための資格期間に算入されるが、老齢基礎年金額には反映されない。また、10年以内であれば、学生納付特例承認期間の保険料に一定額を加算し、追納することができる。

学生納付特例件数（令和８年３月31日現在）　1,622件

４　産前産後免除

対象者は、国民年金第１号被保険者で出産日が平成31年２月１日以降の方（ただし、任意加入者は除く）。

単胎妊娠の場合：出産予定日または出産日が属する月の前月から４カ月

多胎妊娠の場合：出産予定日または出産日が属する月の３カ月前から６カ月

免除承認期間は、年金を受けるための資格期間に算入され、老齢基礎年金額にも反映される。

産前産後免除件数（令和８年３月31日現在）　134件

給付

年金額は、物価および現役世代の賃金水準に連動して改定することになっている。令和８年度の改定は、名目手取り賃金変動率が2.1％のプラス、物価変動率が3.2％のプラスのため、名目手取り賃金変動率によって改定される。また、（令和８年度の）マクロ経済スライドによる調整（△0.2％）が行われるため、令和８年度の年金額の改定率は、プラス1.9％となる。

なお、年金は、受給権の発生した翌月から支給され、権利が消滅した月で終わる。支払いは年６回、２・４・６・８・10・12月にそれぞれ前２カ月分が支給される。

給付の請求については以下のとおり。

・第１号被保険者のみで支給要件を満たしている者は区に請求する。
・第２号、第３号被保険者の期間がある者は、年金事務所および各共済組合に請求する。

年金受給者数　（令和８年３月31日現在）

区分		人数
老齢	老齢基礎	24,781人
	老齢	339
	通算老齢	68
障害	障害基礎	1,123
	障害	14
遺族	遺族基礎	28
	母子	0
	寡婦	13
計		26,366

老齢福祉年金

国民年金が発足した時、すでに高齢で加入できなかった者には、経過的、補完的な給付としての無拠出制の老齢福祉年金が支給される。

給付に要する費用は、全額国庫負担であるため、本人、配偶者、扶養義務者の所得により支給制限がある。また、本人が他の公的年金を受けているときは、年金額の全部または一部が支給停止される。

支給要件

原則として明治44年４月１日以前に生まれた者

特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害のある方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度がある。

国民年金基金

国民年金基金とは、第１号被保険者がより豊かな生活を過ごせるよう、基礎年金に上乗せの年金を支給する制度である。各都道府県単位で加入できる地域型国民年金基金と、全国単位で組織され同じ職種などの人が加入できる職能型国民年金基金があり、いずれか一つに加入できる。平成３年に地域型国民年金基金として東京都国民年金基金が設立された。

国民年金給付の種類

種類	主な支給要件	年金額
老齢基礎年金	保険料納付月数および免除期間などの資格期間が10年以上ある者が、65歳になったとき支給 なお、生年月日に応じて資格期間の短縮措置があり、加入可能年数が異なる。 60歳から繰り上げ請求、75歳まで繰り下げ請求ができる。	加入可能年数全てを納付した場合 昭和31年４月２日以後生まれの方 年額　847,300円 月額　70,608円 昭和31年４月１日以前生まれの方 年額　844,900円 月額　70,408円 未納や免除に応じ減額される。
障害基礎年金	国民年金の加入期間中に初診日がある病気・けがで著しい障害の状態となったとき支給（保険料の納付要件あり） また、20歳前に初診日がある障害の場合は、納付要件がない代わりに所得制限がある。	１級障害 昭和31年４月２日以後生まれの方 1,059,125円＋子の加算額（※） 昭和31年４月１日以前生まれの方 1,056,125円＋子の加算額（※） ２級障害 昭和31年４月２日以後生まれの方 847,300円＋子の加算額（※） 昭和31年４月１日以前生まれの方 844,900円＋子の加算額（※）
遺族基礎年金	被保険者または受給権者が死亡したとき、18歳までの子（障害のある子は20歳未満）のいる配偶者または子に支給（被保険者が死亡した場合は保険料の納付要件あり）	昭和31年４月２日以後生まれの方 847,300円＋子の加算額（※） 昭和31年４月１日以前生まれの方 844,900円＋子の加算額（※） （子が受給する場合の加算は第２子以降について行い、子１人当たりの年金額は、受給総額を子の数で除した額）
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格のある夫が死亡したとき、婚姻期間が10年以上あり、生計を維持されていた妻に60歳から65歳まで支給	夫の老齢基礎年金の３／４
死亡一時金	保険料を３年以上納めた者が、年金を受けずに死亡したとき、遺族に支給	保険料納付月数により 120,000～320,000円
脱退一時金	保険料を６カ月以上納めた外国人が、年金を受けずに帰国したとき支給	保険料納付月数により 53,760～537,600円
付加年金	付加保険料（月額400円）を納めたとき、老齢基礎年金に加算して支給	200円×付加保険料納付月数

◎国民年金法改正による昭和61年４月以降の適用者（大正15年４月２日以降に生まれた者）に対する給付
◎年金額は、令和８年度分を記載
（※）子の加算額は、第１子・第２子各243,800円、第３子以降各81,300円（令和８年度）
（※）加算対象となる子とは18歳到達年度末日までの子または20歳未満で一定の障害の状態にある子
＜旧国民年金法による給付＞
大正15年４月１日以前に生まれた者、昭和61年３月末日までに年金を受給している者は、「旧国民年金法」による老齢年金または通算老齢年金、障害年金などが給付されている。

年金事務所

中央年金事務所（旧中央社会保険事務所）

所在地　明石町８－１　聖路加タワー１階・16階
☎（3543）1411代表
年金相談予約　☎ 0570（05）4890
〃　（050電話を利用の場合）☎（6631）7521
年金相談（ねんきんダイヤル）　☎ 0570（05）1165
〃　（050電話を利用の場合）☎（6700）1165
ねんきん定期便、ねんきんネットの問い合わせ
☎ 0570（05）8555
〃　（050電話を利用の場合）☎（6700）1144
ねんきん加入者ダイヤル
（国民年金加入者向け）　☎0570（00）3004
〃　（050電話を利用の場合）☎（6630）2525
（事業所、厚生年金加入者向け）　☎ 0570（00）7123
〃　（050電話を利用の場合）☎（6837）2913

年金事務所

年金事務所は、昭和37年に発足した社会保険庁が廃止され、新たに公的年金に係る一連の業務運営（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など）を担う非公務員型の公法人「日本年金機構」として平成22年１月１日に発足した。

中央年金事務所は、わが国の社会保険制度の中核を成す健康保険（資格確認書の発行および保険給付業務は全国健康保険協会）、厚生年金保険および国民年金（福祉年金を除く）の業務を国からの委託を受けて行っている。

年金・保険の適用対象

健康保険および厚生年金保険の加入は、事業所単位とされており、法人の事業所で働く人（事業主１人の場合も含む）と、個人事業で５人以上を雇用する事業所（一部事業を除く）は、全て強制加入（強制適用事務所）、それ以外の事業所は任意加入（任意適用事務所―従業員の半数以上の同意が必要）とされている。

従ってこれらの事業所に常時勤務する従業員は、全員被保険者とされている。

また、平成28年10月から常時501人以上の企業の短時間労働者については、「特定適用事業所」の被保険者となった。「特定適用事業所」については、企業規模に応じて対象となるものであり、その規模は段階的に変更される。令和６年10月には常時51人以上の企業が対象となった。

なお、健康保険の適用事業所に使用されている日雇い労働者は健康保険の日雇特例被保険者とされている。

制度の概要

厚生年金保険は、老齢、障害または死亡について給付を行い、被保険者およびその遺族の生活の安定を図っている。

国民年金は、被用者年金制度から除外される自営業者などを対象に発足した年金制度である。昭和60年の法律改正により、全国民に共通の基礎年金を支給することとなったため昭和61年度より従来の被保険者を第１号被保険者、厚生年金保険等被用者年金の被保険者を第２号被保険者、第２号被保険者に扶養される配偶者を第３号被保険者として、国民年金に加入する取り扱いとなっている。

年金制度改革の経緯

平成12年「地方分権一括法」の施行に伴い、第１号被保険者および国民年金任意加入被保険者の諸手続きは区市町村、第２号・第３号被保険者受給権者の諸手続きは社会保険事務所となるとともに、これを受けて、平成14年４月から第３号被保険者の受け付けが区市町村から事業所管轄の社会保険事務所へ変更となった。

なお、平成18年に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成20年10月１日から健康保険の健康・医療保険給付を国から切り離し、新たに設立された全国健康保険協会が行うこととなった。これに伴い、健康保険の加入・喪失手続き、保険料徴収業務および厚生年金保険・国民年金については、社会保険事務所が行うこととなった。さらに、「日本年金機構法」の成立（平成19年）を受け、平成22年から社会保険事務所の業務は年金事務所に引き継がれた。

保険料徴収決定済額・収納済額調　（令和７年度）
（令和８年３月31日現在）

種　別	徴収決定額	収納済額
健康勘定	円 177,608,162,133	円 175,288,067,688
年金勘定	1,362,452,159,456	1,358,363,415,715
業務勘定	27,361,421,049	26,997,031,339
計	1,567,421,742,638	1,560,648,514,742

厚生年金保険給付受付状況　（令和７年度）
（令和８年３月31日現在）

種　別	件　数
老齢厚生年金（含通算老齢年金）	2,255件
障害年金	299
遺族年金（含通算遺族年金）	495
脱退手当金	0
再裁定	86
計	3,135

健康保険適用事業所および被保険者数（令和７年度）
（令和８年３月31日現在）

事業所数（件）			被保険者数（人）				平均標準報酬月額(円)
強制	任意	計		強制	任意	計	
36,321	706	37,027	男	183,019	313	183,332	417,974
			女	168,471	1,191	169,662	293,852
			計	351,490	1,504	352,994	358,316

厚生年金保険適用事業所および被保険者数（令和７年度）
（令和８年３月31日現在）

事業所数（件）			被保険者数（人）				平均標準報酬月額(円)
強制	任意	計		強制	任意	計	
42,138	811	42,949	男	814,628	452	815,080	442,767
			女	515,906	1,424	517,330	316,840
			計	1,330,534	1,876	1,332,410	393,874

第10編　保健衛生

保健所・保健センター

中央区保健所

所在地　明石町12－１
中央区保健所等複合施設１～４階
☎（3541）5936

日本橋保健センター

所在地　日本橋堀留町１－１－１
日本橋保健センター等複合施設４・５階
☎（3661）3515

月島保健センター

所在地　月島２－10－３　３階　☎（5560）0765

晴海保健センター

所在地　晴海４－８－１　晴海区民センター５階
☎（6381）2972

衛生総務

衛生統計

人口動態などの衛生統計調査を実施し、保健衛生行政を推進するための基礎資料としている。

主要死因死亡

主要死因のうち第１位は悪性新生物、第２位は老衰、第３位は心疾患で、三大死因が死亡数の約57％となっている。

人口動態統計の年次推移

年　次	性別	出生	死亡	死産	婚姻	離婚
令和５年	男	898人	508人	—	—	—
	女	853	556	—	—	—
	計	1,751	1,064	29人	1,544件	372件
令和６年	男	925	507	—	—	—
	女	949	568	—	—	—
	計	1,874	1,075	30	1,813	400
令和７年	男	987	517	—	—	—
	女	880	566	—	—	—
	計	1,867	1,083	47	1,864	395

◎死産の男女は計上しない。
令和７年は概数

主要死因別死亡数　（令和７年・概数）

主　要　死　因		人　数	主　要　死　因		人　数
敗血症		9	心疾患（高血圧性を除く）		130
結核		0	（主な内訳）	急性心筋梗塞	11
悪性新生物		310		その他の虚血性心疾患	54
（主な内訳）	口唇・口腔および咽頭	10		不整脈および伝導障害	16
	食道	13		心不全	36
	胃	19	脳血管疾患		64
	結腸	32	（主な内訳）	くも膜下出血	11
	直腸Ｓ状結腸移行部および直腸	7		脳内出血	23
	肝および肝内胆管	10		脳梗塞	29
	胆のうおよびその他の胆道	12	大動脈瘤および解離		15
	膵	46	肺炎		50
	気管、気管支および肺	55	慢性閉塞性肺疾患		7
	乳房	25	ぜん息		0
	子宮	7	その他の呼吸器系の疾患		65
	前立腺	8	肝疾患		15
	悪性リンパ腫	14	腎不全		14
糖尿病		10	老衰		177
神経系の疾患		31	不慮の事故		35
高血圧性疾患		6	自殺		24
			新型コロナウイルス感染症		10
			その他の全死因		111
			総　数		1,083人

主要死因順位の年次推移

順位／年次	1位	2位	3位	4位	5位
令和5年	悪性新生物 29.7%	老衰 14.6	心疾患 11.9	その他の呼吸器系の疾患 6.0	脳血管疾患 5.4
令和6年	悪性新生物 26.3%	老衰 15.2	心疾患 13.4	その他の呼吸器系の疾患 6.4	脳血管疾患 4.8
令和7年	悪性新生物 28.6%	老衰 16.3	心疾患 12.0	その他の呼吸器系の疾患 6.0	脳血管疾患 5.9

◎「%」は死因別死亡数の割合。令和7年は概数

救急

1　休日応急診療、休日応急歯科診療、休日応急調剤

日曜日、祝日、年末年始における急病患者に対する診療事業（内科・小児科・歯科）および調剤事業を、区内地区医師会、歯科医師会および薬剤師会に委託して実施している。なお、内科・小児科および調剤については、土曜日の夜間診療も実施している。

また、入院施設を確保し、休日応急診療所からの転送に対応している。

休日診療実施体制

診療科目	診療場所	区分	診療時間	担当
内科 小児科	京橋休日応急診療所 （銀座1－25－3京橋プラザ内） ☎（3561）5171	休日	午前9時～午後5時	中央区医師会
	中央区休日応急診療所 （佃2－17－8） ☎（3533）3136	休日	午前9時～午後10時	
		土曜日	午後5時～10時	
	中央区医師会が指定する医療機関	入院	―	
	日本橋休日応急診療所 （日本橋久松町1－2） ☎（5640）2570	休日	午前9時～午後10時	日本橋医師会
		土曜日	午後5時～10時	
歯科	中央区休日応急歯科診療所 （明石町12－1中央区保健所内） ☎（3541）5420	休日	午前9時～午後5時	東京都中央区 京橋歯科医師会
	日本橋休日応急歯科診療所 （日本橋久松町1－2） ☎（5640）5256			お江戸日本橋 歯科医師会
調剤	中央区休日応急薬局 （佃2－17－8） ☎（3533）5170	休日	午前9時～午後10時	京橋薬剤師会
		土曜日	午後5時～10時	
	日本橋休日応急薬局 （日本橋久松町1－2） ☎（5640）9856	休日	午前9時～午後10時	日本橋薬剤師会
		土曜日	午後5時～10時	

◎区分の「休日」とは、日曜日、祝日、年末年始のこと

◎中央区休日応急診療所及び中央区休日応急薬局については、大規模改修工事に伴い令和8年4月から11月まで休止。同期間中は、京橋休日応急診療所の土曜診療を午後5時から10時まで、休日診療を午後10時まで拡大し、院内調剤も実施。

2　平日準夜間小児初期救急診療

小児の緊急診療体制を確保するため、中学生まで（15歳以下）の急病患者に対する小児科診療事業を学校法人聖路加国際大学に委託して実施している。

診療科目	診療場所	区分	受付時間
小児科	中央区平日準夜間小児初期救急診療所 （明石町９－１ 聖路加国際病院本館１階 救急外来） ☎（3541）5151	月～金曜日 （祝日、年末年始は除く）	午後６時45分～９時45分 （診療は午後７時から10時まで）

3　こどもの症状受診の目安ナビ

子どもを病院に連れていくかどうか判断を迷った際に、ケガの状況や病気の症状について回答するだけで、受診の目安を４段階でお知らせするWEBサービスを提供している。

また、不安が残る場合には、看護師や小児科医に直接電話で相談もできる。

災害医療

応急救護連携会議

災害時の医療救護を迅速に行うため、災害時の参集方法や応急救護体制などの強化に向けた検討を行っている。

実施回数　年４回

災害時医療救護活動従事スタッフの登録

災害時の被害の状況によっては医療従事スタッフが不足することが予想されるため、区内医療関係団体の会員以外の方をあらかじめ登録することにより、人員を確保し、医療救護所の円滑な運営を図る。

登録人数21人

内訳　医師５人、歯科医師３人、薬剤師８人

保健師２人、看護師３人

歯科保健

1　母子歯科健康診査

むし歯（う蝕）予防と健全な口腔機能の育成を目的に、乳児歯科相談・幼児歯科経過観察・幼児歯科相談（すくすく歯科相談）などの歯科健診および歯科相談を行っている。さらに、必要に応じ２歳７カ月未満の幼児にむし歯予防処置を実施している。

また、歯周疾患が発生しやすくなる妊産婦を対象に産前・産後歯科健診を実施している。

2　歯と口の健康づくりの推進

成人歯科健康相談をはじめ、講習会、よい歯の表彰など、歯科保健知識の普及啓発と歯科疾患の予防に努めている。

3　区民歯科健康診査

歯周病の早期発見と予防のため、20歳以上70歳以下の偶数歳（令和８年度に限り25歳を含む）および前年度の受診対象者のうち未受診の方を対象に成人歯科健康診査を実施している。また、口腔機能低下の予防、窒息や誤嚥性肺炎の予防を図るため、72歳、74歳以上の方および73歳で前年度未受診の方を対象に高齢者歯科健康診査を実施している。

令和７年度実施人数

成人歯科健康診査　6,687人

高齢者歯科健康診査　3,580人

栄養指導

・「中央区健康・食育プラン2024」に基づき、妊婦・乳幼児から高齢者までを対象に、疾病予防と健康増進を目的とした栄養相談や食生活に関する知識の普及、実践を促す講習会などを開催している。
・区内給食施設における給食の質の向上を図るために指導助言・巡回・講習会を実施している。
・栄養成分表示などの相談・指導を行っている。

栄養指導実施状況　（令和７年度）

区分	健康推進課	日本橋保健センター	月島保健センター	晴海保健センター	総数
個別栄養相談	2,187人	1,032	554	1,458	5,231
講習会など集団指導	73回	60	49	78	260
生活習慣病栄養相談	41人	1	9	14	65
生活習慣病予防教室	25人	20	30	25	100
食品表示など相談・指導	109件	—	—	—	109
健康づくり協力店登録件数	72件	—	—	—	72

精神保健福祉

こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援するため、精神科専門医や保健師による相談を行っている。（**別表１・２**参照）

自殺総合対策

自殺の実態について正しく理解し、自殺防止のため専門の相談窓口につなぐなど適切に対応できる人を養成するゲートキーパー養成講座の他、東京都自殺予防月間の街頭キャンペーンや区内施設でのパネル展示、健康福祉まつりなどのイベントにおける普及啓発事業を実施している。

また、国の「自殺総合対策大綱」や東京都の「東京都自殺総合対策計画」および区の実情などを踏まえ、令和６年３月に「中央区自殺対策計画（第二次）」を策定し、自殺対策の取り組みを総合的に推進している。

別表１　専門医による精神保健福祉相談　（令和７年度）

区　分		健康推進課	日本橋保健センター	月島保健センター	晴海保健センター	総数
開設回数		36回	24	24	12	96
実人数		17人	35	22	16	90
延べ人数		17	36	22	16	91
内容	認知症	0	0	0	0	0
	アルコール	0	3	6	2	11
	薬物	0	0	0	0	0
	児童･思春期	1	0	1	1	3
	健康づくり	12	3	0	6	21
	統合失調症	2	0	0	0	2
	そううつ病	1	7	8	1	17
	神経症	1	0	0	5	6
	その他	0	23	7	0	30
	社会復帰	0	0	0	1	1

別表２　保健師による精神保健福祉相談（面接・訪問・電話・関係機関連絡）（令和７年度）

区　分		健康推進課	日本橋保健センター	月島保健センター	晴海保健センター	総数
延べ人数		2,325人	1,866	2,137	2,594	8,922
内訳	社会復帰	0	0	0	20	20
	高齢者	10	4	53	13	80
	アルコール	236	81	16	63	396
	薬物	4	0	0	85	89
	児童･思春期	6	6	2	44	58
	健康づくり	117	58	81	598	854
	うつ･うつ状態	485	565	205	514	1,769
	一般精神	1,113	1,033	1,759	1,237	5,142
	その他	354	119	21	20	514

保健福祉の相談

保健福祉の連携したサービスを提供するため、各種相談および申請手続きの支援、情報提供を行っている。

保健福祉相談件数　（令和７年度）

区　分	相談件数
健康推進課	1,202件
日本橋保健センター	2,965
月島保健センター	2,980
晴海保健センター	2,178

難病患者福祉手当

「中央区難病患者福祉手当条例」に基づき、昭和51年４月から、難病患者の経済的負担を軽減するため、手当（月額15,500円）を支給している。

令和７年度　対象疾病　362　受給者数　1,022人

要介護者歯科保健医療推進事業

障害者および在宅要介護者などが身近な地域で、必要な歯科医療サービスの提供が受けられるように「かかりつけ歯科医」の紹介・相談窓口を設置している。

また、誤嚥性肺炎の予防、摂食・嚥下機能の回復、口臭の予防に効果がある口腔ケアの普及啓発を図っている。

令和７年度　紹介・相談件数　99件
（うち訪問診療　83件）

中央区保健所運営協議会

「地域保健法」に基づき、区内の地域保健および保健所の運営に関する事項を審議するために設置している。

なお、委員は30人以内をもって構成し、任期は２年である。（委員一覧は419頁参照）

小児がん等患児・家族宿泊施設の貸し付け

区内の医療機関に入院・通院し治療を受ける小児がんおよび難病の患児とその家族を支援するため、区立築地あかつき住宅（築地７－９－13）の一部を宿泊施設として、公益財団法人「がんの子どもを守る会」および特定非営利活動法人「ファミリーハウス」に１戸ずつ貸し付けている。

母子保健

母子健康手帳などの交付

妊娠の届け出があった者に対し、母子健康手帳を交付し、その際、妊婦健康診査受診票や赤ちゃん訪問連絡はがきなどを同封した「母と子の保健バッグ」を交付している。

妊娠届け出数（転入者除く）（令和７年度）

区　　分	届け出数
健康推進課	516人
日本橋保健センター	724
月島保健センター	293
晴海保健センター	885
総　　数	2,418

母子健康診査

妊産婦健康診査

母体や胎児の健康を守るために妊婦健康診査を医療機関に委託し、母子感染予防のためのＢ型肝炎・HTLV－１の検査を含む14回（多胎児の場合は19回）の健康診査費用の一部助成を行うとともに、超音波検査を実施している。

また、令和８年10月受診分から産婦健康診査（産後２週間ごろ及び産後１カ月ごろの２回まで）についても医療機関に委託して実施する。

乳幼児健康診査

乳幼児の心身の成長過程において、特に重要な時期に健康診査を実施するとともに、健康相談・栄養相談など育児に関する相談も行っている。

３～４カ月児と３歳児の健康診査（内科）は保健所・保健センターで行い、新生児聴覚検査、６～７カ月児と９～10カ月児の健康診査（内科）および１歳６カ月児の健康診査（内科）は医療機関に委託して行っている。

なお、１歳６カ月児、３歳児は歯科健康診査と必要に応じ心理相談を行い、３歳児については視力検査、聴覚検査も実施している。

令和８年10月受診分から１カ月児健康診査についても医療機関に委託して実施する。

また、子どもの発達の遅れや発達障害の特性などを早期に発見し、医療や療育につなげるため、令和８年度から３歳児発達検査を実施するとともに、５歳児健康診査についても実施に向けた検討を行う。

里帰り出産等に伴う妊産婦健康診査等の費用助成

里帰り出産等の事情により、妊婦健康診査・新生児聴覚診査を自費で受診した方に、その費用の一部を助成している。

また、令和８年10月受診分から産婦健康診査・１カ月児健康診査の費用についても助成する。

母子健康診査受診者数　（令和７年度）

種別＼区分		健康推進課	日本橋保健センター	月島保健センター	晴海保健センター	総数
妊婦健康診査		—	—	—	—	24,714
妊婦超音波検査		—	—	—	—	8,104
子宮頸がん検診		—	—	—	—	2,072
乳児健康診査	３～４カ月	330	519	193	682	1,724(37)
	６～７カ月	—	—	—	—	1,704
	９～10カ月	—	—	—	—	1,648
１歳６カ月児健康診査		—	—	—	—	1,721
３歳児健康診査		327	406	209	700	1,642(177)

◎(　) は精密健康診査受診者数の内数である。

母子保健指導

新生児等訪問指導

出生通知の届け出があった全新生児を対象に、保健師などが訪問し、発育・授乳・病気の予防などの育児について相談を行っている。

プレママ教室（母親学級）など

⑴　プレママ教室（母親学級）

母親の出産準備への不安を取り除くため、３日間にわたり妊娠、出産、育児に関する情報提供と相談対応を医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが行っている。

また、就業している妊婦を対象に土曜日（１日制）も行っている。

⑵　パパママ教室（両親学級）

はじめての出産を迎える妊婦（安定期に入った20週から36週未満）とそのパートナーを対象に、出産の不安を和らげるための情報提供や、リラクゼーション法・沐浴などの講習を行っている。

プレコンセプションケア事業（妊娠前からの健康づくり）

思春期における悩み、結婚、妊娠、出産、子育てなど、ライフステージごとに生じる身体、心の変化や健康課題について、専門家による相談事業を行っている。またプレコンセプションケアに関する正しい知識の提供と普及啓発を図るため、年１回セミナーを開催する。

ママとベビーのはじめて教室

産後２～３カ月の母親で、新生児訪問で未訪問の方などを対象に、育児に関する不安や悩みを取り除くために講習を行うとともに、臨床心理士・助産師・保健師がさまざまな相談に応じている。

ママとベビーのはじめて教室実施状況　（令和７年度）

区　分	回数	参加人数
健康推進課	7回	33人
日本橋保健センター	12	63
月島保健センター	12	36
晴海保健センター	12	69
総　数	43	201

乳幼児健康相談

乳幼児を対象として、子どもの成長・発達・育児の不安や子育てに関する相談に、小児科医・保健師・管理栄養士・心理職などが応じている。

アレルギー専門相談

日本橋・月島・晴海保健センターで、アレルギー性疾患に悩む就学前の乳幼児および保護者に対し、専門医による療養相談および保健師による保健指導を行っている。

また、日本橋保健センターでアレルギー性疾患の現状と最新の治療状況などについての講演会を行っている。

アレルギー専門相談実施状況　（令和７年度）

区　分	回数	相談人数
日本橋保健センター	2回	5人
月島保健センター	2	4
晴海保健センター	2	5

子どもの事故防止対策

各種健康診査時などにおいて、発達段階に応じた事故防止の啓発活動を行い、事故を未然に防ぎ、子どもの健全育成を推進している。

産後ケア事業

産後の母親とその子に対し、母親の休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うため、産後ケア事業を実施している。

妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付

妊娠期から出産･子育てまで一貫して相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援を一体的に実施している。

バースデーサポート

２歳を迎える子どもがいる世帯にWebカタログギフトを支給するとともに、必要な子育て支援の情報提供や状況把握などを実施している。

特定不妊治療費（先進医療）助成

保険適用された特定不妊治療（体外受精および顕微授精）と併せて行った先進医療費について、経済的負担の軽減を図るために費用の一部を助成している。

医療給付

母子の健康増進のため、未熟児養育医療費および妊娠高血圧症候群等医療費の医療給付を行っている。

生活衛生

環境衛生

環境衛生関係施設の営業許可および監視指導

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館・ホテル、興行場、プールなど多人数が利用する環境衛生関係施設の申請および届け出の受理、許可や確認を行っている。

また、住民の生活に密接な関係のある環境衛生関係施設は、衛生水準の確保が特に重要なため、日常的に監視指導を実施し、衛生的な環境の確保を図っている。

特定建築物の監視指導

建築物の延べ面積が3,000㎡以上10,000㎡以下で多数の者が利用する特定建築物について、施設検査（立ち入り検査および書類審査）などを実施し、衛生上の正しい知識の啓発、相談および必要な助言・指導を行うことにより、衛生的な環境の確保を図っている。

なお、10,000㎡を超えるものについては、都が監視指導を実施している。

飲料水の水質検査

ビル、マンションなどの飲料水の安全性を確保し、水質の異常や汚染事故を未然に防ぐために11項目の水質検査を行っている。

平成８年度から、小規模ビルを対象に、毎年期間を設け、採水の出張サービスや割引料金による水質検査勧奨事業を実施している。

住宅宿泊事業の届け出受理

「住宅宿泊事業法」に基づき、区内で住宅宿泊事業を実施しようとする事業者からの届け出の受理を行っている。

環境衛生関係施設などの業態別監視指導状況

（令和７年度）

業態別		施設数	監視指導件数
理容所		172件	23件
美容所		1,211	139
クリーニング所		310	24
コインオペレーションクリーニング営業施設		42	5
興行場		39	7
旅館	旅館・ホテル	228	115
	簡易宿所	18	14
公衆浴場	普通（銭湯など）	7	8
	その他（サウナなど）	59	16
プール	許可（営業）	15	16
	届け出（学校）	24	26
水道施設	専用水道	1	0
	簡易専用水道	1,586	11
	小規模給水施設	4,950	5
温泉利用施設		4	4
墓地・納骨堂		9	1
特定建築物	3,000～10,000㎡	724	13
	10,000㎡を超えるもの	274	1

特定建築物の監視指導状況（延べ床面積10,000㎡以下）

（令和７年度）

施設数	監視指導件数	内訳	
		立ち入り検査数	書類審査数
724件	13件	13	0

飲料水の水質検査（簡易検査）の実施状況

（令和７年度）

受付数	水質基準に適合	水質基準に不適合
116件	106	10

住宅宿泊事業の届け出受理数（令和７年度）

区分	新規 届け出数	廃止 届け出数	届け出 住宅数
住宅宿泊事業 届け出受理件数	10件	2	107

食品衛生

営業許可

「食品衛生法」に基づく飲食店営業などについて、申請受付後実地検査を実施し、営業の許可業務を行っている。

監視指導

飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、安全で安心できる食品を提供するため、毎年度、「食品衛生法」に基づき、区民の意見を反映した「食品衛生監視指導計画」を策定し、公表している。この計画に基づき食品関連施設に立ち入り、食品の衛生的な取り扱い、設備の清潔保持などについて監視指導を行っている。

特に、夏期には過去に食中毒の発生が多かった業態を中心に、歳末には正月用品の製造業・販売業を対象に監視指導を強化している。

また、食品関連事業者や従事者などに対して食品衛生講習会を行い、知識の向上を図るとともに、区内食品関連事業者に対してＨＡＣＣＰ（※）の考え方を取り入れた衛生管理の導入に係る支援、指導を行っている。

さらに、食品関連事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、飲食店営業者などに「食品衛生推進員」を委嘱し、衛生の向上と食生活の一層の安全確保に努めている（推進員一覧は409頁参照）。

※ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因（ハザード）を科学的根拠に基づき管理する方法である。

業態別食品関連施設数および監視指導状況
（令和７年度）

業態別	施設数	監視指導件数
飲食店営業 （喫茶店営業含む）	10,936件	3,004件
菓子製造業	735	162
食肉販売業	289	94
魚介類販売業	259	503
その他の販売・製造業	915	188
集団給食施設	316	142
ふぐ取扱所など	322	179
食鳥処理業	21	24
営業届出	5,071	605
総　　数	18,864	4,901

食品衛生啓発事業実施状況　（令和７年度）

食品衛生講習会		出前講座		リスクコミュニケーション※	
68回	2,153人	1回	150人	1回	93人

※区民、食品関連事業者および行政の担当者による意見交換

食品などの検査

適正かつ安全な食品の流通を確保するため、「食品衛生法」や「食品表示法」に基づき、区内における食品の調理業・製造業および販売業で取り扱っている食品などを収去し、細菌検査および食品添加物などの化学検査を実施している。

食品などの検査状況　（令和７年度）

検査項目	検体数	備考	
		違反数※	中央区指導基準不適合数
細菌検査	311件	0件	37件
化学検査	64	1	―
総　　数	375	1	37

※「食品衛生法」または「食品表示法」に違反した数

食中毒発生状況　（令和７年度）

発生月	原因食品	原因物質	患者数
12月	会食料理	ノロウイルス	7人
1月	会食料理	ノロウイルス	12

ねずみ・衛生害虫の防除および駆除

衛生的で住みよい住環境をつくるため、年間を通して感染症を媒介するねずみ・蚊などの防除に関する相談および駆除を実施している。

ねずみ駆除

通年で、公共の道路の植え込みなどの巣穴に殺そ剤を投入するとともに、毒餌ボックスを設置して、駆除作業を実施している。また、11～３月に公共の汚水ますなどに捕そ器を設置して駆除作業を実施している。

ねずみ駆除作業実施状況　（令和７年度）

実施期間	捕そ器設置数	死そ数
11～３月	5,220台	58匹

地域ねずみ防除促進事業

地域に生息するねずみ防除の促進を図るため、町会・自治会・商店街および地域団体に対し、ねずみ防除に係る経費の一部を補助するとともに、ねずみが生息しにくい環境整備の取り組みを支援している。

衛生害虫防除

４～10月に公共の道路などの雨水ますに薬剤を投入して定期的に蚊の駆除作業を実施している。

ハチに係る相談など

ハチに係る相談対応を行っている。ハチの巣の場所が、目視で確認でき、除去が困難な場所でない場合は、巣の除去を実施している。

出張講習会・個別相談会

ねずみや蚊の発生源の除去や被害防止の工夫、効果的な粘着シート、殺そ剤、殺虫剤の使い方などの講習会を出張方式により実施している。また、ねずみが生息しにくい環境づくりを支援するため、ねずみ個別相談会も開催している。

動物愛護

狂犬病予防

「狂犬病予防法」に基づく飼い犬の登録および年１回の狂犬病予防注射の周知徹底を図っている。また、犬の登録と注射済票交付の管理を行うとともに、獣医師会の協力のもと、毎年４月に狂犬病予防注射と注射済票交付をあわせて行う集合注射を実施している。

飼い犬の登録頭数など　（令和７年度）

登録頭数	注射済票交付数		こう傷事故数
	新　規	再交付	
8,003頭	5,587件	27件	8件

動物との共生推進員制度

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、地域における協力体制のもと動物愛護管理の取り組みを推進するため、区民や獣医師、動物愛護団体構成員などに「動物との共生推進員」（45人）を委嘱している。

飼い主の遵守事項などの普及啓発

犬のしつけ方教室、動物愛護講演会、ペット同行避難訓練の実施や巡回パトロールによる飼い主のマナー啓発、各種リーフレットの配布などを通じ、ペットの適正飼養や飼い主としての災害への備えについて普及啓発を行っている。

令和７年度　犬のしつけ方教室

開催回数５回　参加者数　延べ55人

地域における動物の相談支援

動物に関する問題について、区民が身近な地域で相談でき、支援を受けられるようにするため、区と連携して動物愛護管理に関する施策を推進しているボランティア団体「動物と暮らしやすいまちづくり会」を窓口として相談を受け付けている。

飼い主のいない猫に関する助成

区内に生息している飼い主のいない猫の保護活動の促進と公衆衛生環境の維持・向上を図るため、飼い主のいない猫に関する各種費用の助成を行っている。

ア　去勢・不妊手術費

飼い主のいない猫に行う去勢・不妊手術の費用

令和７年度助成頭数　オス２頭　メス２頭

イ　負傷した猫の治療費など

動物との共生推進員が保護した飼い主のいない猫が負傷していた場合の治療などに要する費用

令和７年度助成頭数　０頭

ウ　健康診断・予防接種費

飼い主のいない猫を譲渡につなげるためにシェルターで保護した際に行った健康診断および予防接種に要する費用（保護の期間が１年以上経過している猫が対象）

令和７年度助成頭数　６頭

エ　動物病院における隔離費

飼い主のいない猫を譲渡につなげるためにシェルターで保護する際に必要な動物病院での隔離に要する費用

令和７年度助成頭数　８頭

オ　保護シェルターの運営費など

飼い主のいない猫を譲渡につなげるためにシェルターで保護する際のシェルターの運営、開設及び移設に必要な費用

令和７年度助成件数

運営費　２カ所（延べ24月）

移設費　１カ所

晴海臨海公園内の猫の保護施設

保護シェルターで飼い主のいない猫を保護できない場合に、受け入れ可能になるまでの一時的な保護を行う施設を設置している。

医事・薬事

医　事

「医療法」などに基づく医療関係施設の開設・廃止・各種届け出の受理および許可事務の他、施設の管理状況などについての監視指導を行っている。また、医療相談窓口を開設し、相談員が対応している。

医療関係施設数　（令和８年３月31日現在）

病院	4件
診療所	864
歯科診療所	469
助産所	13
施術所	448
歯科技工所	29
衛生検査所	8
合計	1,835

医療相談窓口の相談件数　（令和７年度）

	相　談	苦　情	合　計
診療所	146件	63	209
歯科診療所	36	25	61
病院	25	4	29
その他の施設	252	5	257
合計	459	97	556

薬　事

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」などに基づき、薬局・店舗販売業・麻薬小売業・医療機器の販売業・貸与業の許可・届け出などの受理および監視指導を行っている。また、医薬品などの収去検査も行っている。

施設数および監視指導状況

（令和８年３月31日現在）

業　種		施設数	監視件数
薬局		151件	84件
店舗販売業		107	55
麻薬小売業		127	77
薬局製造販売医薬品	製造業	14	3
	製造販売業	14	3
高度管理医療機器等	販売業	547	149
	貸与業	431	117
管理医療機器	販売業	1,907	73
	貸与業	1,077	73

毒物・劇物

「毒物及び劇物取締法」に基づき、毒物劇物販売業の登録および監視指導、ならびに業務上取扱者の監視指導を行っている。

施設数および監視指導状況

（令和８年３月31日現在）

業　種	施設数	監視件数
一般販売業	769件	188件
農業用品目販売業	3	0
特定品目販売業	2	0
業務上取扱者	43	2

有害物質を含有する家庭用品の規制

繊維製品、エアゾール製品や洗浄剤などに含まれるホルムアルデヒドなどの化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく規制対象品を区内の販売店から購入し、有害物質の検査などを行っている。

受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策

「健康増進法」および「東京都受動喫煙防止条例」に基づき、飲食店などの多数の人が利用する施設の管理者が受動喫煙防止対策を適切に講じることができるよう、指導・監督を行っている。

専門アドバイザーの派遣

受動喫煙に関する専門的な知識経験のある労働衛生コンサルタントを専門アドバイザーと位置づけ、必要に応じて現地に派遣し施設の管理者に対する助言・指導を行っている。

屋外喫煙対策の推進

「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」および「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」に基づき、喫煙者や施設の管理者に対し、歩きたばこや公共の場所での喫煙の原則禁止、受動喫煙の防止への配慮などの中央区たばこルールの遵守を徹底することを目的に、区内全域を対象に巡回パトロールを実施するとともに、同ルールを周知するため、立看板の設置・路面シートの貼付などを行っている。

また、定期的に関係機関などと連携した合同パトロールを実施し、受動喫煙による健康リスクについての理解促進や中央区たばこルールの普及啓発を図っている。

指定喫煙場所の整備

区による新設や事業者による設置・維持管理に係る経費の助成を行うことにより、指定喫煙場所の整備を進め、分煙環境の確保を図っている。

指定喫煙場所　74カ所（令和８年３月31日現在）
区営　21カ所（うちコンテナ型８カ所）
民間　53カ所

公衆喫煙場所設置等助成金

区　分	助成対象経費	限度額
設置経費	工事費、備品購入費等	1,000万円
維持管理経費	清掃、ごみ処理委託費等	年180万円

予防衛生

感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の的確な対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図っている。

感染症発生届け出状況　（令和７年度）

分　　類	件　数
一類感染症（エボラ出血熱など）	0件
二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）など）	0
三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症など）	5
四類感染症（レジオネラ症など）	2
五類感染症（アメーバ赤痢、梅毒など）	277
総　　数	284

◎「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく分類
◎中央区保健所が医療機関から届け出を受理した件数
◎二類感染症件数は結核を除く。

予防接種

「予防接種法」などに基づく小児への定期予防接種として、B 型肝炎、ロタウイルス感染症、小児の肺炎球菌感染症、ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、Hib 感染症、結核（BCG）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の接種を実施している。また、平成28年度から里帰り先などで接種した小児の定期予防接種費用の全額または一部を助成している。

妊婦に対しては、令和８年度から RS ウイルス感染症の定期予防接種を実施している。

65歳以上の高齢者などに対しては、季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症および新型コロナウイルス感染症の定期予防接種を実施しており、令和７年度からは帯状疱疹の定期予防接種も実施している。

また、平成24年度に満１歳から小学校就学前年度までの幼児を対象におたふくかぜワクチンの任意予防接種に係る費用の一部助成を開始し、平成27年度から助成回数を２回に拡充している。

先天性風しん症候群対策として、平成25年度から風しん含有ワクチンの任意予防接種費用の助成を実施している。平成26年度からは、抗体検査の費用助成を19歳以上の妊娠を希望している女性とその同居者、妊婦の同居者を対象に実施するとともに、抗体価が十分でなかった方へのワクチン接種費用の助成を実施している。

令和５年度および令和６年度に、50歳以上の区民を対象に帯状疱疹の任意予防接種費用の一部助成を実施するとともに、令和７年度には帯状疱疹の定期予防接種化に伴い、本事業の対象者を、定期予防接種の対象者を除く50歳以上65歳未満の区民に変更し、実施した。

また、令和６年度からは、10月１日から１月31日までの期間で、生後６カ月から高校３年生相当までの区民を対象にインフルエンザワクチンの任意予防接種費用の一部助成を実施している。

さらに、令和７年度からは、小学校６年生から高校１年生相当までの男性を対象にヒトパピローマウイルス感染症ワクチンの任意予防接種費用の助成を実施している。

ちゅうおう子育てナビアプリ等による予防接種等の情報提供

乳幼児の保護者の負担軽減および接種漏れの防止を図るため、スマートフォンなどを利用して予防接種スケジュールの自動生成および接種時期の勧奨、区が発信する母子保健や感染症流行などの情報をメールで配信するサービスなどを実施している。

新型インフルエンザ等への対策

「中央区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、平常時には区職員に対する訓練の実施などを通じた体制の整備や関係機関との調整などの対策を推進するとともに、感染症発生動向調査などにより発生動向の監視を行う。

新型コロナウイルス感染症については、令和２年２月に指定感染症として定められ、届出対象の感染症に該当するとともに、積極的疫学調査、就業制限、入院の勧告・措置、搬送等の対象となり、令和３年２月からの新型インフルエ

ンザ等感染症への指定を経て、５類感染症の定点報告対象となる令和５年５月８日までの間、継続して患者対応にあたった。

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新たに「中央区感染症予防計画」を策定し、デジタル技術の活用促進や人材育成による平時からの保健所体制の強化を図ることのほか、新型インフルエンザなどを含む新興感染症発生時に備え、区の職員に対する研修および訓練の回数や、感染症対応を行う人員体制についての数値目標などを設定した。また、区の新型コロナウイルス感染症対応のこれまでの取組をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の記録」を作成した。

「中央区新型インフルエンザ等対策行動計画」、「中央区感染症予防計画」、「新型コロナウイルス感染症対策の記録」を基に、新型インフルエンザなどを含む新たな感染症が発生した場合においても、東京都をはじめとする関係機関と連携しながら、区民一人一人への感染症対策を適切に講じていく。

主な定期予防接種の種類、接種対象者および接種回数

根拠	種　類	接種対象者		接種回数
予防接種法	B型肝炎	1歳未満の方（標準は生後2カ月以上9カ月未満）		3回
	ロタウイルス感染症	⑴経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス） 生後6週0日後から24週0日後までの方		2回
		⑵5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック） 生後6週0日後から32週0日後までの方		3回
	小児の肺炎球菌感染症	生後2カ月以上5歳未満の方（接種開始月齢により接種回数が異なる）	初回接種　27日以上の間隔をおいて接種 （標準は接種開始月齢が生後2カ月以上7カ月未満）	3回 （標準）
			追加接種　初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12カ月以降に接種 （標準は生後12カ月以上15カ月未満）	1回 （標準）
	五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・Hib感染症/DPT−IPV−Hib）	1期　生後2カ月以上90カ月（7歳6カ月）未満の方	初回接種　20日以上の間隔をおいて接種 （標準は生後2カ月以上7カ月未満）	3回
			追加接種　初回接種終了後6カ月以上の間隔をおいて接種 （標準は初回接種終了後6カ月以上18カ月未満の間隔をおいて接種）	1回
	結核（BCG）	1歳未満の方（標準は生後5カ月以上8カ月未満）		1回
	※1 ※2 MR （麻しん・風しん混合）	1期　生後12カ月以上24カ月未満の方　※1		1回
		2期　5歳以上7歳未満であって、小学校就学前年度の方　※1		1回
	水痘	生後12カ月以上3歳未満の方（標準は接種開始月齢が生後12カ月以上15カ月未満）		2回
	※3 日本脳炎	1期　生後6カ月以上90カ月（7歳6カ月）未満の方	初回接種　6日以上の間隔をおいて接種（標準は3歳）	2回
			追加接種　初回接種終了後6カ月以上の間隔をおいて接種 （標準は4歳）	1回
		2期　9歳以上13歳未満の方（標準は9歳）		1回
	二種混合（ジフテリア・破傷風/DT）	2期　11歳以上13歳未満の方（標準は11歳）		1回
	※4 ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症	小学校6年生から高校1年生相当までの年齢の女性 （標準は中学校1年生の間に接種） ◎接種開始年齢によって接種間隔や接種回数が異なる。		2回または3回
	※5 RSウイルス感染症	妊娠28週0日から36週6日までの妊婦		1回
	高齢者のインフルエンザ	⑴65歳以上の方 ⑵60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、身体障害者手帳1級の方		年1回
	高齢者の肺炎球菌感染症	⑴65歳の方 ⑵60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、身体障害者手帳1級の方		1回
	新型コロナウイルス感染症	⑴65歳以上の方 ⑵60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、身体障害者手帳1級の方		年1回
	※6 帯状疱疹	⑴65歳の方 ⑵60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、身体障害者手帳1級の方		1回または2回

※1　麻しんおよび風しんについては、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった第1期対象者（令和6年度中に生後24月に達した者に限る。）および第2期対象者（令和6年度における第2期の対象者に限る。）は、2年間接種期間が延長され、令和9年3月31日まで接種することができる。

※2　風しん第5期については、令和7年3月31日で終了したものの、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、令和6年度末までに実施した抗体検査の結果において風しんの抗体が不十分であるとされた者は、2年間接種期間が延長され、令和9年3月31日まで接種をすることができる。

※3　日本脳炎については、厚生労働省の通知を受け、平成17年5月30日から積極的勧奨を差し控えていたが、平成22年度から積極的勧奨を再開した。なお、平成21年度まで実施された積極的勧奨の差し控えにより接種不足分がある者は、特例対象として接種期間が緩和されている。平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの者は1期・2期の接種不足分を20歳未満まで接種状況に応じて規定の回数を接種することができる。

※4　平成25年6月14日に発出された厚生労働省の通知を受け、接種の勧奨を差し控えていたが、その後、最新の知見を踏まえ、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが改めて確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることなどが認められたため、令和3年11月26日に発出された厚生労働省の通知を受け、令和4年4月から積極的勧奨を再開した。

※5　過去の妊娠時に組換えRSウイルスワクチンを接種している者は、定期予防接種の対象となるが、今回の妊娠時に組換えRSウイルスワクチンを接種している者は、定期予防接種の対象外となる。

※6　帯状疱疹の対象者については、令和11年度まで経過措置があり、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者が対象となる。なお、過去に帯状疱疹の予防接種を完了している者は、定期予防接種の対象外となる。

任意予防接種の種類と接種対象者・実施状況　（令和７年度）

予防接種名など	接　種　対　象　者	実施状況
小児のインフルエンザ　一部助成	生後６カ月から高校３年生相当までの中央区に住民登録がある者	延べ 20,987人
おたふくかぜ（２回） 一部助成	１回目　満１歳から小学校就学前年度までの区内在住者 ２回目　小学校就学前年度の区内在住者	延べ 3,270人
風しん抗体検査　全額助成	風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンの予防接種の記録が２回未満の者であって、抗体検査の結果を持たない次のいずれかに該当する19歳以上の区内在住者 （１）妊娠を希望している女性およびその同居者 （２）妊婦の同居者	594人
風しん予防接種　全額助成	風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンの予防接種の記録が２回未満の者であって風しんの抗体価が低い次のいずれかに該当する19歳以上の区内在住者 （１）妊娠を希望している女性およびその同居者 （２）妊婦の同居者	484人
帯状疱疹（ほうしん）　一部助成 ※令和７年度まで実施	50歳以上65歳未満で、帯状疱疹定期予防接種の対象者でない区内在住者	延べ 3,303人
男性へのHPVワクチン　全額助成	小学校６年生から高校１年生相当までの区内在住の男性	194人

予防接種実施状況　（令和７年度）

種別＼区分		区民 区内接種	区民 区外接種	計
B型肝炎		5,036人	391	5,427
ロタウイルス感染症		3,819	339	4,158
小児の肺炎球菌感染症		6,943	469	7,412
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ Hib感染症	第１期	6,918	461	7,379
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ	第１期	339	10	349
ジフテリア 百日せき 破傷風	第１期	27	0	27
不活化ポリオ		25	0	25
Hib感染症		105	1	106
結核（BCG）		1,705	77	1,782
MR （麻しん・風しん）	第１期	1,771	50	1,821
	第２期	1,641	19	1,660
麻しん	第１期	0	0	0
	第２期	0	0	0
風しん	第１期	0	0	0
	第２期	0	0	0
水痘		3,427	74	3,501
日本脳炎	第１期	4,688	89	4,777
	第２期	1,615	28	1,643
ジフテリア 破傷風	第２期	1,189	18	1,207
ヒトパピローマウイルス （HPV）感染症		1,790	59	1,849
高齢者のインフルエンザ		13,546	937	14,483
高齢者の肺炎球菌感染症		469	9	478
新型コロナウイルス感染症		7,031	474	7,505
高齢者の帯状疱疹感染症		2,973	106	3,079
MR（任意）	第１期	5	0	5
麻しん（任意）		0	0	0
MR（任意）	第２期	12	0	12
麻しん（任意）		0	0	0
MR（任意）	第３期	2	0	2
麻しん（任意）		0	0	0
MR（任意）	第４期	0	0	0
麻しん（任意）		0	0	0

◎「区民区内接種」は、中央区内の医療機関で中央区民が接種した件数
「区民区外接種」は、中央区外の医療機関で中央区民が接種した件数

エイズ・性感染症

匿名・無料によるHIV抗体検査と梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌（りんきん）感染症の検査および相談や感染予防のための普及啓発を行っている。

エイズ相談および血液検査実施状況　（令和７年度）

区　分	計	健康推進課	日本橋保健センター	月島保健センター	晴海保健センター
相談件数	９件	9	0	0	0
採血件数	316	316	—	—	—

結核予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核患者の早期発見と感染拡大防止、発病防止のため、結核患者家族および患者と接触のある方に対する健康診断、結核登録患者の管理検診を行っている。結核患者に対しては、登録管理、適切な治療のための指導および申請に基づく医療費公費負担を行っている。

また、「予防接種法」に基づき、BCGの接種を行っている。

新登録結核患者の登録時活動性分類
（令和７年１月１日～12月31日）

総数	肺結核活動性						肺外結核活動性	潜在性結核感染症（別掲）
	活動性肺結核総数	喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性	菌陰性その他		
		総数	初回治療	再治療				
6人	5	3	3	0	2	0	1	8

年末時結核登録者の活動性分類　（令和７年12月31日現在）

活動性結核								不活動性結核	活動性不明	総数	潜在性結核感染症（別掲）	
肺結核活動性						肺外結核活動性	総数					
登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性その他	総数							
総数	初回治療	再治療									治療中	観察中
2人	2	0	1	0	3	1	4	12	2	18	6	3

結核健康診断実施状況　（令和７年度）

区　分		エックス線検査（直接）	ＩＧＲＡ	ツベルクリン反応検査	発見された患者数	発見された無症状病原体保有者	（別掲）区外保健所からの健診依頼件数
感染症法による健康診断	患者家族健診	5人	1人	0人	0人	0人	
	接触者健診	28	451	2	0	3	
	管理検診	3	0	0	0	0	
計		36	452	2	0	3	36件

中央区感染症の診査に関する協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき設置している。本協議会では、感染症患者に対する就業制限、入院勧告および入院期間の延長、結核患者の医療費公費負担の申請に関して医療内容の適否を審議する。

なお、委員は４人以上をもって構成し、任期は２年である（委員一覧は420頁参照）。

生活習慣病予防

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧などいわゆる生活習慣病による死亡は、近年死因順位の高位を占め、しかも家庭や、社会の中核を成す年齢層に多発している。

区では、従来から生活習慣病予防対策を積極的に推進しているが、特に「健康増進法」による健康手帳の交付、健康教育、健康相談、「高齢者の医療の確保に関する法律」による健康診査などを実施し、壮年期からの健康保持のための一貫した対策をとっている。

健康手帳の交付

健康診査の記録、その他壮年期からの健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を図るため、健康手帳の利用を促し、希望者に交付している。

令和７年度交付数　39人

健康教育

生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守り、つくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に役立てることを目的に、各種講習会などを開催している。

健康づくりの推進

若年者から高齢者までの幅広い年齢層の区民の日常生活における運動量を増やし、生活習慣を改善するきっかけづくりとすることを目的として中央区ウォーキングマップを作成している。

また、中央区ウォーキングマップを反映した健康管理機能を搭載する中央区健康アプリ「ちゅうおうヘルス＆ウォーク」では、アプリ上で歩数などに応じた健康ポイントを付与し、一定のポイント数に達した区民に景品を贈呈することにより、日常的な健康づくりの意識定着を図っている。

健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に役立てるため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士がさまざまな機会を捉えて健康相談を実施している。

また、歯周疾患の予防など成人歯科保健に関する健康教育・相談を実施している。

健康教育および健康相談事業実施状況　（令和７年度）

区　分 / 事業別	健康推進課	日本橋保健センター	月島保健センター	晴海保健センター	総数
生活習慣病予防講演会	1	1	1	1	4回
歯の健康教育	1	3	2	0	6
歯の健康相談	5	0	1	0	6

健康診査

生活習慣病の予防や早期発見、健康管理に関する知識の普及による健康意識の向上を目的として実施している。

１　健康診査

40歳以上の中央区国民健康保険に加入している方を対象

に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施している。75歳以上の方には高齢者健康診査を実施している。

また、65歳以上の方を対象にフレイル予防健診を実施し、介護予防事業につなげている。

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方に対しては、栄養や運動などに関する特定保健指導を実施している。

健康診査実施状況　（令和７年度）

実施人数	異常なし	要指導	要医療
11,650人	1,235	3,532	6,883

特定保健指導実施状況（令和７年度）

動機づけ支援　31人

積極的支援　11人

２　がん検診

がんの早期発見・早期治療を目的として、各種がん検診を実施している。

⑴　胃がん検診

35歳以上の区民を対象に胃がん検診を実施している。

なお、50歳以上偶数歳の方についてはエックス線検査または内視鏡検査のいずれかを選択できる。

胃がん検診実施状況　（令和７年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
10,579人	8,956	1,623

⑵　子宮がん検診

20歳以上で、偶数歳および前年度受診していない奇数歳の女性区民を対象に、子宮がん検診を実施している。また、子宮頸がん検診受診者のうち、医師が必要と認めた方に対し、子宮体がん検診を実施している。

子宮頸がんおよび子宮体がん検診実施状況　（令和７年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
9,264人 （578）	8,979 （551）	285 （27）

◎（　）内は子宮頸がん検診受診者のうち、子宮体がん検診受診者数である。

⑶　肺疾患（肺がん等）検診

40歳以上の区民を対象に胸部エックス線撮影を行い、ハイリスクの方に対し、喀たん細胞診検査を実施している。

肺がん検診実施状況　（令和７年度）

区　分	実施人数	異常なし	要精密検査など
胸部X線撮影	16,856人	12,858	3,998
喀たん細胞診	47	42	5

⑷　大腸がん検診

40歳以上の区民を対象に大腸がん検診を実施している。

大腸がん検診実施状況　（令和７年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
15,666人	14,602	1,064

⑸　乳がん検診

36歳以上で、偶数歳および前年度受診していない奇数歳の女性区民を対象に、マンモグラフィ検査による乳がん検診を実施している。

乳がん検診実施状況　（令和７年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
6,472人	6,030	442

⑹　前立腺がん検診

55歳以上の男性区民を対象に、前立腺がん検診を実施している。

前立腺がん検診実施状況　（令和７年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
5,429人	4,154	1,275

３　肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルスを早期発見し、肝炎などによる健康障害を防止することを目的として、40歳以上で区の健（検）診で肝炎ウイルス検査未受診の区民に肝炎ウイルス検査を実施している。

なお、区の検診の対象ではない16歳以上40歳未満の区民については、保健所において検査を実施している。

肝炎ウイルス検査実施状況　（令和７年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
2,325人	2,312	13

16歳以上40歳未満の区民を対象にした肝炎ウイルス検査実施状況　（令和７年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
35人	35	0

4　30・35健康チェック、ママの健康チェック

30歳と35歳の区民を対象に、健康教育と健康診断を実施し、生活習慣改善の支援を行っている。

また、産後の母親を対象に、健康教育と健康診断を実施し、家族の健康づくりや健康維持の支援を行っている。

令和７年度受診者数

30・35健康チェック　196人（内有所見者　48人）

ママの健康チェック　185人（内有所見者　48人）

訪問指導

40歳以上65歳未満の区民で、療養上の保健指導が必要と認められる人およびその家族に対し、保健師などが訪問して健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導または支援を行っている。

訪問指導実施状況　（令和７年度）

区　分	訪問件数（延べ数）			
	保健師	栄養士	歯科衛生士	計
健康推進課	件 1	0	0	1
日本橋保健センター	11	0	0	11
月島保健センター	0	0	0	0
晴海保健センター	2	0	0	2
総　　数	14	0	0	14

たばこと健康対策

喫煙による健康への悪影響を減らすための取り組みを行っている。

1　喫煙および受動喫煙による健康被害の啓発

健康増進フェアや健康福祉まつりなどのイベントを活用して、喫煙に関する正しい知識の普及を図っている他、未成年者への喫煙防止教育としてポスターを作成し配布している。

また、プレママ教室（母親学級）やパパママ教室（両親学級）において、喫煙の母体への影響や胎児の発育へのリスクを周知するとともに、妊婦や同居家族に対して禁煙の勧奨を行っている。

2　禁煙したい人への支援

禁煙支援のためのちらし・リーフレットを作成し配布している。また、禁煙を希望する方に対し、禁煙外来治療に係る費用の一部を助成することにより、禁煙を支援し、喫煙者の減少および受動喫煙による健康被害の軽減を図っている。

アピアランスケア費用

がんその他の疾病および治療の影響や外傷に伴う外見の変化が生じた方の就労などの社会参加を支援するため、ウィッグ（かつら）や補整具などの購入またはレンタル費用の一部を助成している。

公害保健

公害健康被害補償制度

公害による健康被害者を救済するため、昭和48年に「公害健康被害補償法」が制定され、本区は昭和50年12月19日に第１種地域（大気汚染地域）として指定された。

大気汚染の影響によるぜんそくなど呼吸器系疾患については、個々の因果関係を明らかにして民事上の解決を図ることが不可能であるため、本制度は汚染原因者の共同責任により被害者を救済しようとするもので、医療補償、生活補償および公害保健福祉に必要な事業を行うことによって健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としていた。その後、大気汚染の態様の変化により、昭和62年「公害健康被害補償法」が、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められるとともに昭和63年３月１日をもって第１種地域の指定解除がなされ、本区も地域指定を解除された。

一方、既被認定者に対する補償は継続され、総合的な環境保健に関する施策の推進など、大気汚染による健康被害の予防に重点を置いた対策の実施が図られることになった。

補償給付などの種類

1　療養の給付および医療費

医療機関に公害医療手帳を提示すると、自己負担なしで指定疾病の診療が受けられる。

また、公害医療手帳を提示できなかった場合などに、本人が支払った費用の範囲内で療養費が支給される。

2　障害補償費

被認定者が指定疾病にかかり、これに起因して労働や日常生活に支障を来したことにより生じた損害の補償として、障害の程度により、15歳以上の方に支給される。

3　遺族補償費

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合、遺族の生活の安定を確保するために、当該被認定者によって生計を維持されていた遺族に支給される。

4　遺族補償一時金

遺族補償費を受けられる遺族がいない場合、規定された範囲の遺族に対し一時金が支給される。

5　療養手当

指定疾病の治療のため一定期間以上通院・入院した場合

に、それらに要する諸雑費に充てるため日数に応じて療養手当が支給される。

6　葬祭料

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合、その葬祭を行う方に支給される。

公害健康被害補償認定状況（令和８年３月31日現在）

区　分	指定疾病				計
	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気腫	
特級	0人	0	0	0	0
１級	0	1	0	0	1
２級	0	24	0	0	24
３級	2	58	0	0	60
等級外	0	58	0	0	58
計	2	141	0	0	143

◎被認定者１人につき複数の疾病を認定している場合もあるが、指定疾病の疾病欄の人数は１人１疾病としている。

公害保健福祉事業

被認定者の福祉の向上を図ることを目的として、健康の回復、保持および増進のための各種保健福祉事業を行っている。

1　リハビリテーション

被認定者を対象に呼吸筋ストレッチ体操などの実技指導を行っている。

令和７年度　実施回数　１回　参加人数　９人

2　家庭療養指導

被認定者のうち区内在宅療養者を対象として、病状回復の促進を図るため保健師による日常生活の指導、保健指導などを行っている。

令和７年度　指導件数　109件

3　空気清浄機および加湿器貸与

被認定者のうち在宅患者であって、障害等級が特級、１級の方を対象に空気清浄機および加湿器の貸与を行っている。

令和７年度　貸与件数　０件

4　インフルエンザ予防接種費用助成

被認定者を対象に、疾病予防および健康増進に寄与することを目的として、インフルエンザ予防接種にかかる自己負担金を助成している。

令和７年度　支給件数　47件

公害健康被害予防事業

地域住民を対象として、気管支ぜんそくなどに関する相談・指導を行うことにより、その疾患の予防ならびにその疾患に関する患者の健康の回復、保持および増進を図っている。

1　吸入薬指導相談会

呼吸器疾患で使用する吸入薬の正しい吸入方法について、薬剤師による吸入薬指導相談会を実施している。また、希望者には保健師による保健指導などを行っている。

令和７年度　吸入薬指導相談会　実施回数　１回
参加人数　３人

2　ぜん息児水泳教室

５歳児～小学生で、軽症ぜんそく児の希望者を対象に区施設を利用して、水泳教室を行っている。

令和７年度　実施回数　５回、参加人数　延べ17人

3　ぜん息児運動教室

令和６年度から小学生・中学生で軽症ぜんそく児の希望者に対し、健康回復および体力の向上を図り、また自己管理方法の習得を目的として、運動教室を行っている。

令和７年度　参加人数　５人

中央区公害健康被害認定審査会

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、大気汚染に関する被害者の認定および補償給付に必要な審査を行い、答申することとしている。

なお、委員は15人以内をもって構成し、任期は２年である（委員一覧は417頁参照）。

中央区公害健康被害補償診療報酬等審査会

公害健康被害補償の診療報酬等の請求に関する診療内容および診療報酬の額などを審査し、答申することとしている。

なお、委員は６人以内をもって構成し、任期は２年である（委員一覧は417頁参照）。

大気汚染健康障害者に対する医療費助成

昭和47年から「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」（都条例）が施行され、気管支ぜんそくなどの疾病に罹患（りかん）し、かつ一定の要件を備えた方に対して医療費の助成を行っている。

令和７年度末　区内被認定者数　395人

中央区大気汚染障害者認定審査会

「中央区大気汚染障害者認定審査会条例」に基づき、大気汚染障害者の認定に関し必要な事項の調査、審議を行い、答申することとしている。

なお、委員は10人以内をもって構成し、任期は２年である（委員一覧は417頁参照）。

第11編　環境保全・清掃

環境保全・公害防止

環境は地球上の全ての生物にとっての生存基盤そのものであり、地球環境を保全し、次の世代に引き継ぐことは、私たちに課せられた大きな責務である。

21世紀は「環境の世紀」ともいわれ、地球温暖化による気候変動をはじめ、生物多様性の保全、森林減少など地球規模での環境改善への取り組みが喫緊の課題となっている。

平成27年12月にフランスで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）では、2020年以降の法的枠組みとして、世界各国が参加する公平で実効的な「パリ協定」が採択された。

国は、令和２年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、「パリ協定」の目標などを踏まえつつ、2050年までに脱炭素社会を目指すこととしている。

本区においても、令和３年３月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を行った。

この宣言に基づき、ゼロカーボンシティ達成とともに、令和５年３月に策定した「中央区環境行動計画2023」に掲げる望ましい環境像「水とみどりにかこまれ　地球にやさしく　未来につなぐまち　ゼロカーボンシティ　中央区」の実現に向け、さらなる施策の推進を図っていく。

環境美化など

平成10年12月１日に「クリーン・リサイクル中央区宣言」を行い、区民・事業者の協力を得て、クリーン活動を推進している。また、平成16年３月には「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」を制定（平成16年６月１日施行）し、より一層清潔な地域環境や快適な歩行空間の確保を図っている。

クリーンデーの実施

地域美化意識の高揚を図るとともに、たばこの吸い殻や空き缶などのごみの散乱を防止するため、５月30日（ごみゼロの日）を「環境美化の日」と定めた11都県の統一行動に合わせ、５月30日に近い日曜日に、町会・自治会、ボランティア、企業などによりまちの一斉清掃を行うクリーンデーを実施している。

令和８年度は５月31日（日）に実施した。また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校や区内企業などもごみゼロの日を中心に清掃活動を行い、地域の環境美化活動に取り組んだ。

クリーンデー実施実績

		令和７年度	令和８年度
実施団体	町会・自治会など	141団体	141団体
	幼稚園	12園	12園
	小・中学校	16校	13校
	高等学校	１校	１校
	交通機関	22駅	22駅
	官公署	２署	１署
	企業・団体	157社22団体	140社20団体
回収量総計		3,260kg	3,110kg
燃やすごみ		2,540kg	2,430kg
燃やさないごみ		600kg	420kg
資源物（びん・缶・ペットボトル）		120kg	260kg

まちかどクリーンデーの実施

家庭や事業所などの自主的な清掃活動の輪を広げ、清潔で快適なまちを実現するために、毎月10日を「まちかどクリーンデー」とし、清掃活動の促進を図っている。参加団体には、希望により啓発用のたすきを貸与するとともに、区のホームページで事業所名や活動などを紹介している。

令和７年度末時点の登録団体は、町会・自治会、事業所、商店会、各種団体、個人などを合わせ407件であった。

インバウンド需要の増加に係るまちの美化対策支援事業

インバウンド需要が増加している地域において、商店街などがまちの美化対策として実施するごみの発生抑制やポイ捨て防止などの取り組みを支援するため、その経費の補助を行っている。

１　補助率　６分の５

２　限度額　400万円

令和７年度支援団体　２団体

※令和７年度から９年度までの３カ年実施

工場などの規制指導

平成12年12月に都は「東京都公害防止条例」を全面改正し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という）を制定した。

この条例は、従来の産業型公害対策の他、新たに都市・生活型公害および地球環境問題に対処し、将来にわたって都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的としている。

条例改正に伴い、平成13年４月から、地下水の揚水規制、

小型焼却炉の使用制限、深夜営業騒音の規制に関する事務など、また、平成14年４月からは工場・指定作業場に係る化学物質の適正管理や土壌汚染対策が区の事務となった。

また、平成15年度からは、都知事の権限であった「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」の地域の指定、規制基準の設定などが区長に移譲され、地域に密着した法律の施行が可能となった。

工　場

「環境確保条例」では、定格出力の合計が2.2㎾以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場、同出力の合計が0.75㎾以上の原動機を使用する印刷機械、断裁機、金属切断機などを使用する工場、および金属の溶接、塗料の吹き付け、写真の現像などを行う工場を条例上の「工場」と定め、これらの工場を設置、変更しようとするときには、あらかじめ認可を受けることを義務付け、必要に応じ指導を行い地域の環境保全に努めている。

令和７年度における工場の設置・変更認可申請数は２件、廃止届け出数は12件、令和８年４月１日現在の認可工場件数は571件である。

業種別認可工場数

業種		工場数
製造業	食料品	71件
	飲料・たばこ・飼料	1
	衣服・その他の繊維製品	3
	木材・木製品	9
	家具・装備品	4
	パルプ・紙・紙加工品	18
	出版・印刷同関連産業	349
	化学工業	2
	プラスチック製品	1
	ゴム製品	2
	なめし革・同製品・毛皮	1
	鉄鋼業	1
	金属製品	15
	一般機械器具	13
	電気機械器具	1
	運送用機械器具	2
	精密機械器具	1
	その他	3
	小計	497
熱供給業		4
卸売・小売業・飲食店		2
運輸・通信業		1
サービス業		67
合計		571

指定作業場

「環境確保条例」の「工場」には該当しないが、公害発生の要因が多い事業場（20台以上収容能力のある自動車駐車場、ガソリンスタンド、クリーニング店、ボイラーを有する事業所など32種類）を「指定作業場」と定めている。これらの事業所を設置、変更しようとするときは、工事着工30日前までに届け出ることを義務付け、必要に応じ指導を行い地域の環境保全に努めている。

令和７年度における指定作業場の設置・変更届け出件数は15件で、廃止届け出数は11件、令和８年４月１日現在の指定作業場の種類別合計数は1,326件である。

指定作業場数

指定作業場の種類	指定作業場数
自動車駐車場	903件
自動車ターミナル	2
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンドおよび天然ガススタンド	15
自動車洗車場	12
廃棄物の積替え場所または保管場所	2
青写真の作成の用に供する施設を有する作業場	6
有毒ガスを使用する食物の燻蒸場	1
めん類製造場	10
豆腐または煮豆製造場	18
洗濯施設を有する事業場	36
工場、指定作業場などから排出される汚水の処理施設を有する事業場	38
暖房用熱風炉を有する事業場	2
ボイラーを有する事業場	241
ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関またはガソリン機関を有する事業場	9
焼却炉を有する事業場	2
地下水を揚水するための施設を有する事業場	9
病院	2
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	18
合計	1,326

アスベスト（石綿）対策

「大気汚染防止法」では、一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事について、石綿含有の有無に関する事前調査結果などを電子システムで報告することが義務付けられている。

また、「大気汚染防止法」や「環境確保条例」では、飛散性アスベストを使用している建物について解体などの工事を実施するときには、14日前までの届け出、作業基準の遵守、測定などを義務付けている。区では、解体工事の事

前周知の届け出や「建設リサイクル法」および「騒音・振動規制法」に基づく届け出の際、各窓口において指導を強化し、アスベスト飛散防止を図っている。

令和７年度における事前調査結果の報告数は5,270件、工事施工計画届け出件数は119件であった。

特定施設

「騒音規制法」および「振動規制法」では、工場や事業所に設置する施設のうち金属加工機械、印刷機械、圧縮機、送風機などの近隣に影響のある騒音や振動を発生させるものを「特定施設」と定め、これらを有する工場、事業所を「特定工場等」と定義し、これらの施設を設置または変更するときは30日前までに届け出ることを義務付けている。

令和７年度における特定施設の設置等届け出件数は、「騒音規制法」に基づくものが16件、「振動規制法」に基づくものが１件、令和８年４月１日現在の特定施設の総台数は、「騒音規制法」に基づく施設が7,961台、「振動規制法」に基づく施設が383台である。

「騒音規制法」による特定施設の台数

特定施設の種類	台数
金属加工機械	6台
空気圧縮機および送風機	7,321
木材加工機	3
印刷機械	624
合成樹脂用射出成形機	7
合計	7,961

「振動規制法」による特定施設の台数

特定施設の種類	台数
金属加工機械	22台
圧縮機	42
印刷機械	312
合成樹脂用射出成形機	7
合計	383

特定建設作業

「騒音規制法」や「振動規制法」では、建築工事や土木工事において近隣に影響のある騒音や振動を発生する建設機械を使用する作業を「特定建設作業」と定め、工事着工の７日前までに届け出ることを義務付けている。区ではこれに基づき、音量や作業時間などの基準を守るよう指導し、快適なまちづくりに努めている。

令和７年度の届け出件数は、「騒音規制法」に基づくものが494件、「振動規制法」に基づくものが340件であった。

「騒音規制法」による特定建設作業届け出数

特定建設作業の種類	件数
くい打機・くい抜機を使用する作業	41件
さく岩機を使用する作業	443
その他の特定建設作業	10
合計	494

「振動規制法」による特定建設作業届け出数

特定建設作業の種類	件数
くい打機・くい抜機を使用する作業	43件
さく岩機を使用する作業	296
その他の特定建設作業	1
合計	340

土壌汚染対策

「環境確保条例」に基づき、有害物質取扱事業者が工場もしくは指定作業場を廃止または除却する際や、それらの用途の敷地であった土地の取得者が土壌汚染調査などの届け出をする際、指導、助言を行い、土壌汚染の拡散防止を図っている。

令和７年度における土壌汚染の調査結果の届け出件数は９件であった。

公害防止の融資あっせん

中央区商工業融資制度の一つとして公害防止の設備に要する資金の融資をあっせんしている。本融資は、利子の全部または一部や信用保証協会の信用保証料を補助することにより、事業者などの負担の軽減を図っている。

なお、この制度は区民部商工観光課で取り扱っており、平成13年度から低公害車の購入に要する資金についても融資の対象としている。

苦情・相談

公害の苦情

公害に関する苦情は、区民の身近な問題であり、区では早期解決に努めている。

令和７年度の苦情受付件数は176件であり、現象別内訳では、騒音127件、悪臭33件、振動21件、粉じん14件などとなっている。

公害の現象別苦情件数

発生源	公害種別	件数
工場・指定作業場	粉じん・ばい煙	0件
	悪臭	0
	騒音	0
	振動	0
	その他	0
建設作業	粉じん・ばい煙	14
	悪臭	2
	騒音	90
	振動	21
	その他	2
一般	粉じん・ばい煙	0
	悪臭	31
	騒音	37
	振動	0
	その他	5
現象別合計		202
受付件数		176

◎受付件数は176件であるが、１件の受け付けで複数の苦情内容（現象）を含むものもある。

環境調査

大気汚染常時監視

本区の大気汚染の実態を把握するため、区役所本庁舎別館に設けた環境測定室において常時監視を行っている。

測定項目は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化窒素の６大気質と風向、風速、温度、湿度の気象項目である。

令和７年度の測定データによると、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質および二酸化窒素については、環境基準を達成した（280頁参照）。

また、日射量など気象条件に影響を受ける光化学オキシダント濃度については、令和７年度に環境基準を超える時間数は228時間で、環境基準を達成できなかった。

区のホームページで測定データの速報値を公表している。

河川水質調査

１　河川および運河

区内の河川および運河の水質は、高度経済成長期に著しく汚濁したが、排水規制や下水道の整備などによって、大幅に改善した。しかし、強雨時における汚水混じりの雨水の流出による水質悪化などの課題がある。

区では、これら河川などの水質を把握するため定期的に調査を行っている。

令和７年度は、隅田川（中央大橋）、神田川（浅草橋）、日本橋川（鎧橋）、亀島川（新亀島橋）、築地川（大手門橋）、朝潮運河（黎明橋）の５河川・１運河について、年４回（５、８、11、１月）調査を実施した（281頁**別表**参照）。

このうち、神田川と日本橋川については、神田川水系流域６区（杉並、中野、新宿、文京、千代田、中央）で組織する「神田川水系水質監視連絡協議会」の調査として位置付けている。

また、隅田川については、９月（増水期）と２月（渇水期）に隅田川水系流域８区（板橋、北、足立、荒川、台東、墨田、江東、中央）で組織する「隅田川水系浄化対策連絡協議会」の調査として位置づけている。

協議会では、これらの調査結果をもとに国や都などに対し、河川環境の向上や水質浄化について要請を行っている。

令和７年度の調査によって、水の基本的な性質を示す指標である水素イオン濃度（pH）は、朝潮運河では５月に環境基準を満たさなかった。河川の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は隅田川、神田川、日本橋川の全てで環境基準を満たしていた。海（運河）の汚濁に係る代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）は、朝潮運河では全て環境基準を満たしていた。また、魚などの生息に必要な溶存酸素量（DO）は、隅田川では５月、11月に、日本橋川では５月、８月、11月に環境基準を満たさなかった。

なお、亀島川、築地川においては、環境基準が定められていないが、夏になると水質汚濁が生じやすい傾向にある。

２　東京湾

東京湾の水質は、工場などの排水規制や下水道の整備などにより改善しているが、依然として水質汚濁の生じやすい海域となっている。特に、窒素やリンなどが原因である赤潮が春から夏に度々発生するとともに、秋には底層に蓄積した大規模な貧酸素水塊が湧昇する青潮が発生している。

本区をはじめ、東京湾に面する26自治体で組織する「東京湾岸自治体環境保全会議」では東京湾の水質浄化を図るため、合同水質調査や水質浄化の啓発イベントの実施、国に対する要請などを行っている。

３　水生生物調査

区内の河川および運河には、さまざまな生物が生息しているが、これらの生物の種類や量は、水の汚れにより変化する。総合的に水辺の環境を捉えるため、区では５年ごとに水生生物調査を行っており、直近では令和５年度に実施した。

▶用語解説

・水素イオン濃度（pH）

水の基本的な性質であるアルカリ性・酸性を示す指標であり、pHが７のとき中性で、それより大きいときはアルカリ性、小さいときは酸性である。通常、淡水はpH７付近を示し、海水はpH８付近を示す。また、汚濁状況により変化するため、環境の良否を判定することができる。

大気汚染物質基準達成状況

（令和７年度）

二酸化硫黄（SO_2） 年平均値0.001ppm

評価項目		測定値	達成状況（達成○、非達成×）	環境基準
短期的評価	１日平均値の最高値	0.006ppm	○	〈１時間値の１日平均値が0.04ppm 以下〉であり、かつ、〈１時間値が0.1ppm 以下〉であること
	１時間値の最高値	0.026ppm		
長期的評価	１日平均値の２％除外値	0.003ppm	○	
	１日平均値＞0.04ppm２日以上連続の有無	無		

一酸化炭素（CO） 年平均値0.2ppm

評価項目		測定値	達成状況（達成○、非達成×）	環境基準
短期的評価	１日平均値の最高値	0.6ppm	○	〈１時間値の１日平均値が10ppm 以下〉であり、かつ、〈１時間値の８時間平均値が20ppm 以下〉であること
	８時間平均値の最高値	0.9ppm		
長期的評価	１日平均値の２％除外値	0.4ppm	○	
	１日平均値＞10ppm２日以上連続の有無	無		

浮遊粒子状物質（SPM） 年平均値0.015mg/㎥

評価項目		測定値	達成状況（達成○、非達成×）	環境基準
短期的評価	１日平均値の最高値	0.067mg/㎥	○	〈１時間値の１日平均値が0.10㎎／㎥以下〉であり、かつ、〈１時間値が0.20㎎／㎥以下〉であること
	１時間値の最高値	0.095mg/㎥		
長期的評価	１日平均値の２％除外値	0.036mg/㎥	○	
	１日平均値＞0.1㎎／㎥２日以上連続の有無	無		

二酸化窒素（NO_2） 年平均値0.016ppm

評価項目		測定値	達成状況（達成○、非達成×）	環境基準
長期的評価	１日平均値の98％値	0.038ppm	○	〈１時間値の１日平均値が0.04ppm～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下〉であること

光化学オキシダント（Ox） 年平均値0.031ppm

評価項目		測定値	達成状況（達成○、非達成×）	環境基準
短期的評価	１時間値の最高値（基準を超えた時間数）	0.13ppm（228時間）	×	〈１時間値が0.06ppm 以下〉であること

一酸化窒素（NO） 年平均値0.003ppm　◎環境基準は定められていない。

１　短期的評価

測定を行った日についての１日平均値、８時間平均値、または各１時間値を環境基準と比較して評価する。

２　長期的評価

⑴　二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合、年間の１日平均値のうち、高い方から２％の範囲内にあるものを除外した後の最高値（２％除外値）を環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準値を超える日が２日以上連続した場合には、非達成と評価する。

⑵　二酸化窒素の場合、年間の１日平均値のうち、低い方から98％に相当するもの（98％値）を、環境基準と比較して評価する。

別表　河川水質調査結果　（令和７年度）

No.	河川名（調査地点）	水域類型	調査月日	水素イオン濃度（pH）		溶存酸素量（DO）mg／L		生物化学的酸素要求量（BOD）mg／L		化学的酸素要求量（COD）mg／L		浮遊物質量（SS）mg／L	
				測定値	環境基準	測定値	環境基準	測定値	環境基準	測定値	環境基準	測定値	環境基準
1	隅田川（中央大橋）	河川C類型	R7.5.14	7.0	6.5～8.5	4.9	5以上	1.4	5以下	5.4	—	6	50以下
			R7.8.28	7.9		6.2		3.2		5.4		8	
			R7.11.5	7.3		4.8		0.9		4.1		3	
			R8.1.21	8.1		8.6		1.7		3.5		3	
2	神田川（浅草橋）		R7.5.14	6.9		5.3		1.1		5.7		3	
			R7.8.28	7.8		5.9		1.7		5.7		2	
			R7.11.5	7.2		6.7		1.1		4.9		<1	
			R8.1.21	7.4		8.3		1.9		6.5		2	
3	日本橋川（鎧橋）		R7.5.14	6.8		3.7		1.2		5.6		2	
			R7.8.28	7.8		4.6		1.7		5.6		3	
			R7.11.5	7.1		4.7		1.2		4.2		<1	
			R8.1.21	7.6		7.1		1.6		5.1		5	
4	亀島川（新亀島橋）	類型指定なし	R7.5.14	6.8	環境基準指定なし	3.2	環境基準指定なし	1.6	環境基準指定なし	5.5	環境基準指定なし	4	環境基準指定なし
			R7.8.28	7.9		4.9		1.8		5.5		5	
			R7.11.5	7.1		4.7		1.0		4.2		<1	
			R8.1.21	7.8		8.1		1.4		4.3		4	
5	築地川（大手門橋）		R7.5.14	6.5		5.5		1.8		4.9		2	
			R7.8.28	7.1		5.4		3.0		5.3		4	
			R7.11.5	7.4		5.1		1.0		3.1		<1	
			R8.1.21	7.8		8.6		1.3		3.2		3	
6	朝潮運河（黎明橋）	海域C類型	R7.5.14	6.9	7.0～8.3	5.8	2以上	1.6	—	4.4	8以下	4	—
			R7.8.28	8.0		8.2		3.0		4.4		9	
			R7.11.5	7.6		5.4		0.7		2.9		1	
			R8.1.21	8.0		8.6		1.4		3.3		4	

◎□は環境基準を満たしていないものを示す。
◎調査結果は浮遊物質量のみ小数点以下を四捨五入、その他は小数点以下第二位を四捨五入している。

・溶存酸素量（DO）

水中に含まれる酸素（O_2）量を示す。水中の生物はこの酸素を呼吸して生活しているが、おおよそ３㎎／Ｌを下回ると酸素欠乏で死亡する。水中の酸素は主に水の表面からの溶け込みと植物プランクトンの光合成により供給される。

・生物化学的酸素要求量（BOD）

好気的微生物が水中の有機物を二酸化炭素や水に分解するため必要とする酸素の量。河川の汚れの度合いを示す代表的な指標である。この数値が大きいほど汚れていることとなり、５㎎／Ｌ以下が望ましい。ちなみに魚類の致死濃度はおおよそ以下のとおりである。

ヤマメ・イワナ　２㎎／Ｌ
アユ　５㎎／Ｌ
コイ・フナ　10㎎／Ｌ

・化学的酸素要求量（COD）

過マンガン酸カリウムなどの酸化物が、水中の有機物を、二酸化炭素や水などに分解するために必要な酸素の量。海中や湖沼の汚れの度合いを示す数値で、値が大きいほど汚れていることになる。

・浮遊物質量（SS）

粒径２㎜未満の水に溶けないけんだく性の物質の総称である。河川水にSSが多くなると、光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼす。また、沈降堆積すると水底の生物にも悪影響を及ぼす。

・汽水域

淡水と海水が混ざりあった塩分の少ない水がある区域。一般には川が海に淡水を注ぎ入れている河口部がこれに当たる。

自動車騒音調査

区内主要道路11地点で、自動車騒音の測定を行った。令和７年度の調査結果では、全地点が要請限度以下の数値となった。この調査結果は都に報告し、他の区市とも協力して都内の自動車騒音の現況の把握とその対策に役立てている（283頁**別表**参照）。

道路交通振動調査

区内主要道路11地点で、自動車騒音調査に併せて測定を行った。令和７年度の調査結果では、全地点が要請限度を下回っていた（283頁**別表**参照）。

自動車騒音の環境基準適合状況調査

区内の２車線以上の車線を有する道路（区道にあっては４車線以上）を監視対象道路とし、道路に面して住居などが存在する地域における環境基準達成状況を面的評価（道路端より50m の範囲内にある住宅への影響調査）により把握するため調査を実施した。

なお、調査頻度は首都高速道路を10年間隔、その他の道路を５年間隔で実施する。

基準点騒音調査結果では、特別区道中京第402号線（鍛冶橋通り）で夜に環境基準を超えた。

面的評価結果では、全体的な傾向として、昼の達成率が高く、夜の達成率が低い傾向にあった。

この調査結果は環境省に報告し、国の自動車騒音の現況の把握とその対策の資料となる（284頁**別表**参照）。

環境影響評価

都は、道路の新設、高層建築物の建設など大規模な事業の実施に伴う周辺環境の悪化を未然に防止するため、「東京都環境影響評価条例」（昭和56年10月１日施行）を制定し、環境影響評価制度を実施している。

同条例では、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測および評価（アセスメント）を行うとともに、工事中および工事完了後に事後調査を行うことが義務付けられている。

同条例が施行されてから、本区に関係した対象事業は、令和８年４月１日現在、手続き中のものは18件となっている（285頁**別表**参照）。

別表　自動車騒音調査結果（令和７年度）

No.	調査道路（調査地点）	調査期間	測定値（dB）		要請限度（dB）		交通量（台／日）（内大型車）
			昼	夜	昼	夜	
1	清澄通り（月島四丁目）	令和７年９月２日～５日	64	62	75	70	16,668（1,956）
2	江戸通り（日本橋小伝馬町）	令和７年９月２日～５日	67	65			22,518（2,058）
3	昭和通り（日本橋本町四丁目）	令和８年１月６日～９日	70	68			40,662（5,622）
4	晴海通り（築地六丁目）	令和７年11月11日～14日	67	65			38,856（5,424）
5	昭和通り（京橋三丁目）	令和７年10月７日～10日	67	66			78,522（8,544）
6	新大橋通り（日本橋人形町二丁目）	令和７年10月21日～24日	68	65			29,922（2,190）
7	中央通り（京橋三丁目）	令和７年10月７日～10日	65	63			16,344（1,206）
8	新大橋通り（新富二丁目）	令和７年11月11日～14日	64	60			26,064（2,814）
9	晴海通り（晴海三丁目）	令和７年12月２日～５日	64	61			28,818（5,502）
10	新大橋通り（日本橋茅場町一丁目）	令和８年１月６日～９日	66	64			23,982（2,436）
11	環二通り（晴海五丁目）	令和７年12月２日～５日	63	62			39,150（8,430）

◎測定値は、等価騒音レベル値（LAeq）である。
◎昼は午前６時～午後10時、夜は午後10時～翌日午前６時である。

別表　道路交通振動調査結果（令和７年度）　（単位：dB）

No.	調査道路（調査地点）	調査期間	測定値（dB）		要請限度（dB）	
			昼	夜	昼	夜
1	清澄通り（月島四丁目）	令和７年９月２日～３日	35	29	70	65
2	江戸通り（日本橋小伝馬町）	令和７年９月２日～３日	46	41		
3	昭和通り（日本橋本町四丁目）	令和８年１月６日～７日	46	44		
4	晴海通り（築地六丁目）	令和７年11月11日～12日	40	36		
5	昭和通り（京橋三丁目）	令和７年10月７日～８日	45	41		
6	新大橋通り（日本橋人形町二丁目）	令和７年10月21日～22日	37	32		
7	中央通り（京橋三丁目）	令和７年10月７日～８日	39	33		
8	新大橋通り（新富二丁目）	令和７年11月11日～12日	35	30		
9	晴海通り（晴海三丁目）	令和７年12月２日～３日	44	40		
10	新大橋通り（日本橋茅場町一丁目）	令和８年１月６日～７日	43	44		
11	環二通り（晴海五丁目）	令和７年12月２日～３日	47	42		

◎測定値は、振動レベル80％レンジの上端値（L10）の時間区分の平均値である。
◎昼とは午前８時～午後８時、夜とは午後８時～翌日午前８時である。

別表　基準点騒音調査および面的評価結果（令和７年度）
（調査日：令和７年11月18日～11月19日）

No.	路線名 評価区間延長	起点 ～終点	基準点	測定値（dB）		総戸数	環境基準達成戸数	
				昼	夜		昼	夜
1	高速都心環状線　0.6km	日本橋本石町4丁目1 ～日本橋本石町1丁目1	—	—	—	0	0	0
2	高速都心環状線　0.2km	日本橋室町1丁目1 ～日本橋室町1丁目8	—	—	—	1	1	1
3	高速都心環状線　0.1km	日本橋室町1丁目8 ～日本橋室町1丁目8	—	—	—	0	0	0
4	一般国道6号　1.0km	日本橋本町4丁目9 ～日本橋馬喰町1丁目13	日本橋馬喰町1丁目10	67	65	1,581	1,581	1,574
5	一般国道6号　0.1km	日本橋馬喰町2丁目1 ～日本橋馬喰町2丁目7	—	—	—	82	82	81
6	特例都道405号　0.6km	日本橋本石町4丁目2 ～八重洲1丁目2	—	—	—	1	1	1
7	特例都道405号　2.0km	八重洲1丁目3 ～銀座8丁目4	銀座3丁目2	64	61	3	3	3
8	特例都道473号　0.4km	入船3丁目2 ～明石町6	—	—	—	1,153	920	948
9	特例都道473号　0.9km	明石町6 ～佃3丁目12	佃2丁目9	62	56	1,817	1,483	1,496
10	特例都道473号　0.5km	佃3丁目12 ～晴海1丁目3	—	—	—	5	2	3
11	特例都道484号（豊洲有明線） 0.5km	晴海5丁目3 ～晴海5丁目4	晴海5丁目4	57	53	334	294	294
12	特別区道中日第1号線　1.1km	日本橋小伝馬町7 ～日本橋人形町2丁目1	日本橋人形町1丁目16	63	58	1,729	1,729	1,729
13	特別区道中日第3号線 （清杉通り）　0.6km	東日本橋1丁目1 ～日本橋浜町2丁目24	日本橋浜町2丁目26	62	57	1,365	1,365	1,365
14	特別区道中京第402号線 （鍛冶橋通り）　0.6km	八重洲2丁目7 ～京橋2丁目12	京橋3丁目7	65	62	26	26	26
15	特別区道中京第402号線 （鍛冶橋通り）　1.3km	京橋2丁目13 ～新川1丁目24	新川1丁目27	69	67	3,522	3,476	3,399
				合計		11,619	10,963	10,920

◎ □ は環境基準を超えているものを示す。（環境基準…昼：70dB、夜：65dB）
◎測定値は、等価騒音レベル値（LAeq）である。
◎昼は午前６時～午後10時、夜は午後10時～翌日午前６時である。
◎ No.1から3については、道路交通騒音の予測モデルにより面的評価（環境基準の超過戸数）を行っている。
◎ No.5, 6, 8, 10については、他の評価区間における騒音測定結果を準用し、面的評価を行っている。

別表　環境影響評価手続の経過

No.	事業の名称	調査計画書の公示	評価書案の公示	見解書の公示	評価書の公示	着工日（予定）	工事完了日（予定）
1	東京都市計画道路環状第2号線（中央区晴海四丁目から銀座八丁目間）建設事業	平成16年2月18日	平成18年10月11日	平成19年2月2日	平成19年10月4日	平成22年9月22日	令和6年9月12日
2	豊洲新市場建設事業（平成21年3月事業計画の変更届）	平成18年11月15日	平成19年2月2日	―	―	―	―
2-1	豊洲新市場建設事業（再実施）	平成21年5月20日	平成22年11月29日	平成23年2月25日	平成23年8月19日	平成23年8月30日	（令和8年度以降）
3	浜松町駅西口周辺開発計画	なし	平成24年9月21日	平成25年2月12日	平成25年8月1日	平成25年10月1日	（令和7年5月9日）
4	勝どき東地区第一種市街地再開発事業	なし	平成25年10月16日	平成26年3月3日	平成26年7月22日	平成29年7月1日	（令和11年度以降）
5	（仮称）ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業	平成26年7月7日	―	―	―	―	―
6	（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業	なし	平成27年2月9日	平成27年7月6日	平成27年12月21日	平成28年4月27日	（令和7年度）
7	東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業	なし	平成27年6月5日	平成27年10月5日	平成28年7月21日	令和2年4月1日	（令和8年度）
8	大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業	なし	平成27年10月2日	平成28年2月5日	平成28年8月22日	平成29年4月1日	（令和9年度）
9	豊海地区第一種市街地再開発事業	なし	平成29年1月11日	平成29年4月26日	平成29年10月17日	令和3年9月15日	（令和9年度）
10	八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業	なし	平成29年2月6日	平成29年9月20日	平成30年4月20日	令和5年4月26日	（令和10年度）
11	（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画	なし	平成29年8月16日	平成30年1月15日	平成30年7月31日	令和2年10月1日	（令和7年度）
12	八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業	なし	令和元年5月20日	令和元年10月11日	令和2年4月20日	令和5年5月8日	（令和14年度）
13	（仮称）内幸町一丁目街区開発計画（北地区）	なし	令和3年6月8日	令和3年11月10日	令和4年6月6日	（令和6年度）	（令和18年度）
14	（仮称）内幸町一丁目街区開発計画（中地区）	なし	令和3年6月8日	令和3年11月10日	令和4年6月6日	令和4年8月22日	（令和19年度）
15	内幸町一丁目街区南地区第一種市街地再開発事業	なし	令和3年6月8日	令和3年11月10日	令和4年6月6日	令和4年9月12日	（令和19年度）
16	日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業	なし	令和3年9月15日	令和4年2月8日	令和4年9月6日	（令和7年度）	（令和20年度）
17	東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業	令和4年3月4日	令和4年12月14日	令和5年5月1日	令和5年12月18日	令和6年9月30日	令和18年3月31日
18	築地地区まちづくり事業	令和7年5月19日	―	―	―	（令和8年度）	（令和20年度）

※豊洲新市場建設事業は、平成21年３月に事業者から「事業計画の変更届」が提出されたため、平成21年５月20日調査計画書から再度実施されている。

◎No. 3、No. 4 および No. 6から No. 17は規則第51条第２号により指定する地域内のため、調査計画書の手続きは不要となる。

環境対策

光化学スモッグ対策

都は41カ所の基準測定点において大気の状態を常時測定し、光化学スモッグ発生などの緊急時に備えている。高濃度のオキシダント汚染が発生した場合、光化学スモッグ注意報などの発令を行う。

1　発令地域

本区は、都内を８地域に分けた発令地域のうち、区東部地域に属している。光化学スモッグ緊急時の発令には、予報、注意報、警報、重大緊急報があり各地域別に発令される。注意報以上は、各地域内に設置された基準測定点で光化学オキシダント濃度が発令基準を超えたとき、当該地域に対して発令する。

2　連絡体制

本区では「中央区光化学スモッグ緊急時の措置要領」を制定し、光化学スモッグが発生したときの対応を定めている。

都環境局から光化学スモッグ注意報、警報などが発令されると区では区立小中学校、保育園、児童館、保健所などに対し、注意を喚起するための掲示板の掲出を依頼するとともに、平日は防災行政無線（屋外スピーカー）、区のホームページ、中央エフエムにより広報を行い、被害の防止に努めている。

令和７年度には、本区の属する区東部地域における光化学スモッグ注意報は３回あったが、被害届け出はなかった。

光化学スモッグ注意報などの発令状況（区東部地域）

（令和７年度）

発令区分	発令基準	発令回数（回）
予報	気象条件からオキシダント濃度の高濃度汚染が予想されるとき	0
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上	3
警報	オキシダント濃度 0.24ppm 以上	0
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上	0

◎この他、予報が出ていない場合でも、オキシダント濃度が0.10ppm 以上になった時は、学校に注意を呼び掛けている。

微小粒子状物質（PM2.5）対策

本区では、国の指針を参考として「中央区微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起情報提供基準」を定め、都が区内に設置している一般環境大気汚染測定局（中央区晴海局）および自動車排出ガス測定局（永代通り新川局）における PM2.5測定値を基に、注意喚起のための暫定的な基準を超える恐れがある場合には、保育園、学校や高齢者施設などの関係部署に通知するとともに、区のホームページで区民に注意喚起を行い、被害の防止に努めている。

低公害・低燃費車の普及促進

区では、大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減に向け、低公害・低燃費車の普及を促進するため、低公害・低燃費車利用者に対する区営駐車場使用料の優遇制度や区が定める低公害車を購入する事業者へのあっせん融資制度（区商工業融資制度）を設けている。また、中央区役所附属駐車場、区営浜町公園地下駐車場および区営月島駐車場の３カ所に電気エコ（急速充電）スタンドを設置し、区民などの利用に供している（有料）。

なお、区では庁有車として電気自動車２台、燃料電池自動車１台、ハイブリッド車５台、圧縮天然ガス（CNG）自動車２台および九都県市指定低公害車32台を導入している。

エコドライブの推進

「区のおしらせ　ちゅうおう」や懸垂幕の掲出により、アイドリング・ストップなどのエコドライブを推進している。

地球温暖化対策

世界共通の緊急課題である地球温暖化を防止するため、温室効果ガス削減に向けた各種事業を実施している。

また、各種行政サービスの担い手である区は、区内における大規模事業者として、率先して温室効果ガスの排出抑制に努めている。

中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）の普及

日常生活や事業活動に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、家庭や事業所で容易に取り組める中央エコアクトの普及を図っている。

1　取り組みの流れ

（1）家庭用

専用 WEB サイトやアプリケーションから参加登録をした後、家庭でできる省エネ活動に取り組むことでポイントを獲得する。

（2）事業所用

専用 WEB サイトから参加登録をした後、事業所でできる省エネ活動に取り組むことでポイントを獲得しランクを上げる。なお、獲得したポイントに応じて、ホワイト・ブロンズ・シルバー・ゴールドの４段階にランク分けする。

2　取り組み特典

（1）家庭

獲得したポイントに応じて区内共通買物・食事券やエコグッズなどの特典と交換できる他、毎年度50ポイントを獲得した参加者に対しては、省エネ機器等導入助成制度の上乗せ助成や檜原村自然体験ツアー優先などの継続特典を与える。

（2）事業所

ランク	特典
ブロンズ	省エネ機器等導入助成制度の上乗せ助成や商工業融資における優遇利率の適用など
シルバー	エコアクトホームページ内に事業所紹介ページの作成
ゴールド	ホームページへのバナー広告掲載料金１カ月免除

※ゴールドはシルバーとブロンズ、シルバーはブロンズの事業所の特典も受けることができる。

ゼロカーボン機運醸成事業

区内における脱炭素化に向けた機運の醸成を図るため、若い世代が脱炭素に向けた取り組みを自ら考えて実践・発信するチームプロジェクト「Team Carbon Zero」を実施している。

令和７年度から、新たなメンバーで２期目の活動を開始した。

令和８年度はメンバーが複数のグループに分かれ、令和７年度の活動で培った知識を活かして、脱炭素化に向けた取り組みを実践する。

１　参加者

区内に在住・在学・在勤の中学生から29歳以下の方

２　活動内容

（1）グループワーク

グループごとに決定した目標の実現に向け、企業や学校などと連携しながら、脱炭素化に向けた取り組みを行う。

（2）進捗状況や取組結果の報告

グループワークの進捗状況を報告し、外部講師からフィードバックを受ける。また、グループワーク期間の終了後にはグループワークの取り組み結果の報告を行う。

（3）福島県大熊町環境学習ツアーへの参加

エネルギーの生産地である大熊町の取組を現地で学び、エネルギー問題や持続可能エネルギーの重要性への理解を深める。

（4）最終報告

２年間の活動内容（1）、（2）、（3）を報告し、区長から講評を受ける。

自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成

地球温暖化対策として、自然エネルギー・省エネルギー機器などの普及を促進するため、区内の住宅・共同住宅および事業所に対して助成を行っている。

対象機器、助成の上限額

１　太陽光発電システム

35万円（住宅）、100万円（共同住宅共用部・事業所）

２　蓄電システム

10万円（住宅・事業所）

３　家庭用燃料電池システム

25万円（住宅）、20万円（事業所）

４　エアコンディショナー

20万円（事業所）

５　ＬＥＤランプ

30万円（共同住宅共用部）、20万円（事業所）

６　高反射率塗料等（屋上・屋根用高反射率塗料・窓用日射調整フィルムおよびコーティング材）

10万円（住宅）、35万円（共同住宅共用部）、20万円（事業所）

７　その他の省エネルギー機器

20万円（事業所）

なお、中央エコアクトの取り組み特典を受けることができる者に対し、上乗せ助成を行っている。

令和７年度助成実績

住宅・共同住宅用

機器	件数
ＬＥＤランプ	32件
高反射率塗料等	11
蓄電システム＋太陽光発電システム	4
太陽光発電システム	1
家庭用燃料電池システム	2
合計	50

事業所用

機器	件数
ＬＥＤランプ	55件
高反射率塗料等	2
エアコンディショナー	33
蓄電システム＋太陽光発電システム	1
合計	91

リバースオークションによる再生可能エネルギー電力（再エネ電力）の共同調達

区内事業者に対する再エネ電力の普及促進に向け、株式会社エナーバンクとの連携協定に基づき、複数自治体と共同で、同社が主催する電力のリバースオークション（競り下げ方式による入札制度）を活用し、再エネ電力を安価で調達できる仕組みを提供している。

中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画

区の事務および事業に係る温室効果ガスの排出抑制を図る「（第６次）中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」を令和６年３月に策定し、令和６年度から７カ年の計画として、目標達成に向けた取り組みを推進している。

本計画では、中央区環境マネジメントシステムの運用に加え、「中央区施設管理マニュアル」を活用した設備の適正運用や計画的な省エネルギー型の施設整備を進めるなど、ソフト・ハードの両面からの取り組みに加え、再エネ電力の導入・調達により、令和12（2030）年度までの７カ年で温室効果ガス総排出量を平成25（2013）年度比55％削減することを目標としている。

中央区環境マネジメントシステムの取組

区の事務および事業に伴う環境負荷の低減を図るため、独自の環境マネジメントシステムを構築し、運用している。

福島県大熊町との脱炭素を軸とした連携

二酸化炭素排出量の約７割を占める電力の脱炭素に向け、再生可能エネルギーの確保が課題の区とゼロカーボン推進による復興まちづくりを進める大熊町が脱炭素を軸に連携し、ゼロカーボンシティの実現および相互の地域課題の解決を目指すため、令和６年１月18日に協定を締結した。

令和８年度は中央区「エコまつり」における大熊町の参加、大熊町交流体験ツアーの実施、大熊町「復興交流イベントおおくま学園祭 2027（ゼロカーボンフェスティバル同時開催）」への参加を交流事業として実施する。

また、令和７年度から再生可能エネルギーの創出および利用拡大に係る取り組みとして、阿武隈風力発電所由来を含む大熊町の再生可能エネルギー電力を購入し、区施設で利用している。

主な連携事項

１　再生可能エネルギー電源の整備
２　人材交流および環境教育の推進
３　森林整備および木材活用
４　産業振興

太陽光発電所の整備

再生可能エネルギーにより発電した電力を長期的かつ安定的に区施設へ調達することを目的に実施した検討調査の結果を踏まえ、区が所有する区外の未利用地を活用して太陽光発電所を整備する。

１　活用予定地
（１）住所　千葉県館山市大賀字西浦70番１
（２）面積　8,092.37㎡
（３）所有　中央区（旧館山臨海学園敷地の一部）
２　年間発電電力量
約799,000kWh
３　運用手法
オフサイトＰＰＡ

発電事業者が旧館山臨海学園敷地の一部に発電所を整備し、発電された電気と環境価値を組み合わせた再エネ電力を、小売電気事業者を介して区施設へ供給する。

４　電力受電施設

区役所本庁舎、中央会館「銀座ブロッサム」、区民健康村「ヴィラ本栖」、勝どき児童館

５　発電開始時期
令和９年度（予定）

地球温暖化対策推進事業「中央区の森」

行政区域を越えた広域的視点から地球温暖化防止に寄与する事業として、区と区民・事業者が連携して二酸化炭素の吸収源となる森林を荒廃から守り、育てるため「中央区の森」事業を実施している。

１　森林保全活動

檜原村数馬地区約37.4ha において森林保全活動を支援するとともに、南郷地区約10.0ha、矢沢地区約4.4ha、本宿地区約4.6ha において森林保全活動を実施している。

２　区内団体・事業者の森林保全活動の支援

「中央区の森」における森林保全活動の協力を希望する区内団体・事業者に対し、バスの借り入れ費用および森林保全活動の指導に係る費用の一部を助成している。

３　間伐材の活用

事業によって間伐した木材を公園のベンチ、炭、ノベルティグッズの他、本の森ちゅうおうおよび晴海西小・中学校などの公共施設の内装材や什器（じゅうき）として活用している。

４　「中央区森とみどりの基金」および「中央区の森寄附金」

事業を安定的に運営するために「中央区森とみどりの基金」を設置するとともに、寄付制度「中央区の森寄附金」を設け、区民・事業者などの賛同・協力を呼び掛けている。

５　中央区の森事業推進協議会

森林保全や木材活用などについて区民や檜原村と連携し、「中央区の森」事業の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的に、「中央区の森事業推進協議会」を設置している。

都内連携による森林保全活動の推進

森林保全活動の推進による、広域的かつ持続可能な森林循環の確立を目指し、特別区・多摩地域市町村・東京都で構成される「「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会」に参画している（協定締結：令和５年７月31日）。

令和７年度は、日の出町において約20.85ha の間伐等森林整備を実施した。あわせて、東京都の「とうきょう森づくり貢献認証制度」に申請し、二酸化炭素吸収量の認定を受けた。また、奥多摩町・檜原村・町田市にて現場体験事業を実施した他、協議会事業の PR を目的として「とうきょうの木」を活用したノベルティを製作した。

令和８年度は、青梅市・八王子市の森林（約17.97ha）を整備し、二酸化炭素吸収量の認証を受ける予定である。

主な連携事業

１　森林整備
２　カーボンオフセット
３　現場体験
４　木材活用

ZEB・ZEH 化の推進

１　区有施設

施設を新築・改築する場合は、原則、ZEB Ready 水準の整備を目指す。また、既存施設を改修する場合においても、可能な範囲で建物における消費エネルギーの削減を図る。

２　民間建物

事業者が新築などの手続きを行う際に ZEB・ZEH 化の支援に係る情報を広く周知するとともに、まちづくり基本条例や市街地開発事業指導要綱に基づく協議・指導を行い、ZEB・ZEH 化の推進を図る。

普及・啓発など

中央区環境情報紙「かんきょう あくしょん」の発行

子どもに対する環境教育の充実を図るため、区立小学校の全児童を対象に、環境情報や区の環境施策を掲載した情報紙を配布している。

環境作品コンクール

区立小中学校の児童・生徒を対象に地球温暖化や省エネルギー、環境美化など環境に関する標語およびポスターを募集し、優秀作品を区施設に展示するとともに、カレンダーやポスターなどに活用している。

なお、作成したカレンダーやポスターは、区立小中学校、町会などへ配布している。

環境講演会

区内在住・在勤・在学者を対象に、時機に応じた環境問題をテーマに講演会を年１回開催している。

総合環境講座

18歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象に環境学習講座を開催し、環境に関する知識を高めるとともに、地域において環境問題に取り組む人材の育成を図っている。

環境学習事業「檜原村自然体験ツアー」

森林保全活動や動植物の観察などの自然体験を通し、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などについて楽しみながら学習する環境学習事業「檜原村自然体験ツアー」を実施している。

令和７年度

日帰り13回、宿泊２回の計15回

参加者　延べ405人

エコまつりの開催

環境問題について、子どもから大人まで楽しみながら学べる「エコまつり」を環境団体などの協力の下開催している。

令和８年度は、中央区制施行80周年記念事業として実施した。

会　場　あかつき公園

令和７年度実施状況

開催日時　令和７年６月１日（日）

参加者　　約2,200人

令和８年度実施状況

開催日時　令和８年６月７日（日）

参加者　　約2,500人

こどもエコクラブの支援

地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動の支援のために、公益財団法人日本環境協会では、幼児（３歳）から高校生を対象に「こどもエコクラブ」事業を実施している。区はこのクラブの地方事務局として、子どもたちの環境学習や地域での活動を支援している。

標準服等リユース事業「りゆぽ～と」

環境に対する意識啓発および再使用の促進を図るため、卒業や成長に伴い着用しなくなった区立学校・幼稚園の標準服・園服の寄付を募り、クリーニング、ボタンの付け直しなどの補修を行った上で、必要とする人に有償（クリーニングなど実費相当額）で譲渡している。

令和７年度実施状況

回収数　1,235点

譲渡数　　596点

中央区環境行動計画推進委員会

令和５年３月に策定された「中央区環境行動計画2023」の進捗状況の報告を受け、評価・分析を行うとともに、進捗管理手法など施策の提案を行うために、中央区環境行動計画推進委員会を設置している。

委員は、学識経験者・区民・事業者・区職員など13人以内で組織している。

環境情報センター「エコノバ」

環境情報の提供・発信および区民や事業者、環境活動団体の交流、環境活動拠点として、平成25年６月２日に開設した。令和５年度には10周年を記念し、公募と投票により愛称を「エコノバ」とした。本センターでは、環境問題への関心や環境活動の輪を広げていくため、環境保全に関する講演会・講座や展示などを開催している。

環境情報紙「かんきょう あくしょん」を活用し、こども達に環境保全や区の取り組みについて啓発を行う出張講座を開始した（令和７年度は児童館とプレディプラスの計８カ所で実施）。

所在地　京橋３－１－１　東京スクエアガーデン６階
京橋環境ステーション内
☎（6225）2433

床面積　410.55㎡

１　施設内容

展示情報コーナー、研修室１、研修室２、交流室

２　利用時間

午前９時～午後９時

３　休館日

年末年始（12月29日～１月３日）

4　使用料

(1)　展示情報コーナー、交流室（無料）

(2)　研修室（一般利用）

施設	時間区分／定員	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～9時	午前9時～午後9時
研修室1	45人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
研修室2	45	1,900	2,500	3,100	6,800

◎登録団体は、7割減額で利用可能

◎令和7年度　講演会・講座などの開催状況

講演会・講座（出張講座含む）　22回

展示　13回

ワークショップ・その他　83回

コミュニティサイクル事業

自動車使用の抑制による環境負荷の低減や放置自転車の削減や観光利用などにより、まちの魅力向上を図るため、コミュニティサイクル事業を実施している（平成27年10月から令和2年3月までは実証実験）。

また、平成28年2月から千代田区、港区、江東区および都と連携し、区境を越えた広域的な相互利用の実現に向けた「広域実験」を開始した。現在、本区を含めた16区（新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区および練馬区）において、広域相互利用を実施している。

1　対象地域

区内全域

2　規模（区内（令和8年4月1日現在））

サイクルポート　121カ所　　自転車　1,100台

3　料金（令和8年4月1日現在）

対象	プラン	基本料（税込）	延長料金（税込）
個人向け	月額会員	3,300円／月	1回の利用が30分を超過した場合30分ごと：165円
	1回会員	165円／回	
	1日パス	1,650円／日	なし
法人向け	法人月額会員	2,200円／月	1回の利用が30分を超過した場合30分ごと：165円
	法人プレミア会員	4,400円／月	1回の利用が4時間を超過した場合30分ごと：165円

清掃リサイクル

戦後の高度経済成長を経て人々の暮らしは豊かで便利になったが、大量生産・大量消費・大量廃棄は天然資源の枯渇、最終処分場の逼迫（ひっぱく）など、さまざまな問題を生じさせた。

これらの問題を解決するには、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築に向け、ごみの減量やリサイクルなどの取り組みを積極的に行う必要がある。

国においては、ごみの発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3R（スリーアール）を推進する「循環型社会形成推進基本法」をはじめとして、「容器包装リサイクル法」など関係法令を制定・改正し、法制度を整備した。

本区においても「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ペットボトルやプラスチック製容器包装の集積所回収、小型家電の拠点回収などを実施するとともに、燃やさないごみの資源化、粗大ごみの一部資源化を始めるなど、ごみの減量やリサイクルを推進している。

ごみ減量の推進

一般廃棄物処理基本計画

本区では、区民・事業者・区がそれぞれの役割を認識しながら、ごみ減量を積極的に推進するため、令和3年3月に「中央区一般廃棄物処理基本計画2021」を策定した。計画は、「地球への思いやりを未来に紡（つむ）ぐまち　中央区」を基本理念とし、次の三つの基本方針のもとに循環型社会の構築を目指している。

＜基本方針＞

1　環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進

2　多様なリサイクルによる資源循環の推進

3　人の環（わ）で築く清潔で快適なまち

中央区清掃・リサイクル推進協議会

資源の有効活用とごみの発生抑制・減量・適正処理およびリサイクル事業の円滑な推進を図るため、学識経験者、区民、事業者、リサイクル活動団体代表者などで構成する協議会を開催している。

ごみ減量の普及・啓発

清掃リサイクル事業に対する区民の理解およびごみの発生抑制、リサイクルへの取り組みを促すため、家庭向けの冊子「ごみと資源の分け方・出し方」の作成、清掃車へのポスター掲出など、さまざまな広報活動を展開している。

子どもに対しては、年代別ハンドブックの作成、小学校などで開催する「清掃リサイクル学習」などを通じて、ごみの減量および適正処理についての普及・啓発を図っている。

また、区民・事業者・区が循環型社会の実現に向け、共に考える場として「清掃リサイクル講演会」を開催している。

さらに、町会・自治会、マンションや区内事業者などを対象に「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」を派遣し、ごみに関するさまざまな問題を共に考え、相談・指導を行うことにより、ごみ出しルールの徹底やごみ減量・リサイクル意識の向上を図っている。

フードドライブ受付窓口の設置

食品ロスの削減および未使用食品類の有効利用を図るため、家庭で余っている食品を持ち寄り、区内の子ども食堂やフードバンクへの提供を行っている。

令和８年３月31日付けで株式会社マルエツと合意書を取り交わしたことで、区内のマルエツにおいて食品の受け付けを行っている。

現在、常設の受付窓口は区役所本庁舎、日本橋・月島・晴海特別出張所、中央清掃事務所、環境情報センター「エコノバ」、リサイクルハウスかざぐるま八丁堀・箱崎町、ダイエー月島店、無印良品 銀座および区内ファミリーマート５店舗、区内マルエツ３店舗の18カ所となっている。

令和７年度は、年間5,032品、約1,110kgの食品の寄付があった。

食べきり協力店の登録

食品ロスの削減の推進および消費者・事業者の意識啓発を図るため、食品ロスの削減に取り組む飲食店などを「ちゅうおう食べきり協力店」として登録し、登録店舗でのポスター・ステッカーの掲示や区のホームページでの紹介などを行っている。

事業用建築物所有者などへの排出指導

区内のごみの約80％を占める事業系廃棄物の減量を図るため、事業用大規模建築物（延べ床面積3,000㎡以上）の所有者には条例で再利用計画書を、事業用建築物（延べ床面積1,000㎡以上3,000㎡未満）の所有者には要綱で再利用実績表の提出を義務付けている。また、これらの建築物の廃棄物管理責任者に対し、新任講習会を実施するとともに立ち入り検査の実施により、事業者にごみの減量、適正処理を指導している。

なお、立ち入り検査を行った事業所のうち、ごみ減量・リサイクルおよび適正処理に積極的に取り組んでいる建築物の所有者などに区長感謝状を贈呈している。

廃棄物保管場所、再利用対象物保管場所および資源保管場所の設置

１　廃棄物保管場所などの設置

廃棄物の適正な処理および衛生環境の向上を図るため、大規模建築物（①延べ床面積3,000㎡以上②住宅の用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上③30戸以上の集合住宅）を建設する場合は、建築確認申請を行う前に廃棄物の保管場所および保管設備の設置届の提出を建築主に義務付けている。

２　再利用対象物保管場所の設置

事業系廃棄物の減量および再利用を進めるため、事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上）を建設する場合は、建築確認申請を行う前に再利用対象物の保管場所の設置届の提出を建築主に義務付けている。

３　資源保管場所の設置

資源のリサイクルを推進するため、大規模な集合住宅（①延べ床面積3,000㎡以上②住宅の用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上③30戸以上）を建設する場合は、資源保管場所の設置を建築主に求めている。

一般廃棄物処理業者への指導

一般廃棄物処理業者（収集運搬業および処分業）に対して、指導などを行っている。

業者数　298業者

浄化槽清掃業者への指導

浄化槽清掃業者に対して、指導などを行っている。

業者数　44業者

なお、一般廃棄物処理業許可事務および浄化槽清掃業許可事務については、許可業者の指導などを除き、東京二十三区清掃協議会で23区共同処理を行っている。

空き地に放置されたごみの相談・指導

空き地の放置は、ごみの散乱、雑草の繁茂、蚊やその他の害虫の発生原因となっている。空き地に放置されたごみについては、土地の管理者を調査し適正に処理するように指導している。

リサイクルの推進

区では、清掃事業と一体となったリサイクル事業を積極的に実施している。

集団回収の支援

紙類、金属類などの資源を回収するリサイクル活動団体（町会・自治会、婦人会、PTA、管理組合または10世帯以上の区民から構成される住民団体）を登録し、ごみ減量・リサイクル意識の啓発と円滑な運営を支援するため、助成を行っている。

１　助成金の交付

回収実績のある登録団体に対し、回収量１kgにつき７円と半期ごとに12,000円を交付している。

２　用具類の支給・貸し出しなど

集団回収に必要な軍手、紙ひもおよびエプロンを新規の登録団体に支給している。また、台車や回収ボックスなどを貸し出す他、回収した資源の一時保管場所としてミニ・ストックヤードを２カ所貸し付けている。

３　登録団体数　364団体

集団回収実績　（令和７年度）

品目	回収量
紙類	3,555,675kg
金属類	136,214
布類	13,013
びん	12,630
ペットボトル	5,510
合計	3,723,042

資源（分別）回収

紙類、びん、缶、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ、ペットボトル、金属製のなべ・やかん・フライパンおよびプラスチック製容器包装を集積所で回収して資源化することにより、ごみの減量とリサイクルを推進している。

資源（分別）回収実績　（令和７年度）

品目	回収量
紙類	3,450,090kg
びん	3,532,570
缶、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ	319,790
ペットボトル	1,055,530
金属製のなべ・やかん・フライパン	9,760
プラスチック製容器包装	611,780
合計	8,979,520

拠点回収

公共施設や小学校などを拠点として、一人でも多くの区民がリサイクルに参加できる機会を設けている。

１　公共施設での回収

飲料用紙パックおよび食品用発泡スチロールトレイについては37カ所に、電池類については10カ所（令和８年６月から中央清掃事務所を追加）に回収箱を設置し回収している。布類については、リサイクルハウスかざぐるま八丁堀・箱崎町で、小型家電については、リサイクルハウスかざぐるま八丁堀・箱崎町、区役所本庁舎、中央清掃事務所および日本橋・月島・晴海特別出張所で回収している。また、使用済みインクカートリッジについては、区役所本庁舎、日本橋・月島・晴海特別出張所およびリサイクルハウスかざぐるま八丁堀・箱崎町で回収している。

２　小学校などでの回収

飲料用紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、廃食用油、布類、蛍光管、体温計・血圧計・温度計（水銀式のもの）、電池類および小型家電（15cm×26cm 以内）の回収を毎週土曜日に区内全小学校（城東小学校の代替で中央清掃事務所）および銀座中学校・日本橋中学校（令和７年７月から代替で産業会館）で行っている。

拠点回収実績　（令和７年度）

品目	回収量
飲料用紙パック	9,430kg
食品用発泡スチロールトレイ	1,730
廃食用油	1,584
布類	58,560
蛍光管	780
体温計・血圧計・温度計（水銀式のもの）	15
電池類	9,190
小型家電	10,874
合計	92,163

ピックアップ回収

指定された排出場所に出された粗大ごみから、電子レンジや DVD プレーヤーを選別し、リサイクルを行っている。

ピックアップ回収実績（令和７年度）　9,480kg

燃やさないごみ・粗大ごみの資源化

リサイクルの推進とごみの減量を図るため、収集した燃やさないごみ・一部の粗大ごみのうち、蛍光管および金属類は原料として回収するとともに、それ以外は固形燃料化し、熱エネルギーとして利用している。

燃やさないごみ資源化実績（令和７年度）1,391,708kg

粗大ごみ資源化実績（令和７年度）　561,990kg

土のリサイクル

家庭で園芸用に向かなくなった土を、資源の回収場所となっている区内全小学校（城東小学校については代替で中央清掃事務所）および銀座中学校・日本橋中学校（令和７年７月から代替で産業会館）で毎週土曜日に回収し、再生処理を行った後、花と苗木の即売会などで配布している。

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」の活動支援

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」(平成８年６月発足)は、中小事業所から出される古紙を資源としてリサイクルするための効率的な回収システムである。

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」では、参加する事業所に対して、古紙の回収ボックスの貸与などを行っている。

加入事業所数　320事業所

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」回収実績

（令和７年度）

品目	回収量
上質コピー用紙	0kg
再生コピー用紙	15,300
新聞	25,580
雑誌その他の紙	139,700
合計	180,580

自動販売機へのびん・缶などの回収箱の設置

自動販売機管理者などに回収箱の設置を義務付け、びん・缶などの散乱を防止するとともに、リサイクルを推進している。

なお、届け出があった自動販売機については審査の上、確認済証を交付している。

確認済証交付台数　3,665台

リユース活動の推進に向けた連携

ごみの減量や資源の再使用により循環型社会の形成に資することを目的として、株式会社ジモティーおよび株式会社マーケットエンタープライズと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、それぞれの事業者のリユースシステム（地域情報サイト「ジモティー」、リユースプラットフォーム「おいくら」）を活用したリユース活動の広報啓発を行っている。

リサイクルハウスかざぐるま

ごみの減量や資源の再使用を促進するため、区内在住・在勤・在学者が日常的にリサイクル活動に取り組める場所として「リサイクルハウスかざぐるま」を区内２カ所に設置している。

リサイクルハウスかざぐるまでは、不用品販売、不用品交換情報の掲示などを行っている。

また、「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」に基づき、地域情報サイト「ジモティー」を不用品交換情報の掲載およびリサイクルハウスかざぐるまの不用品販売などに活用している。

施設の概要

概要＼名称	八丁堀	箱崎町
所在地	八丁堀３－17－９（京華スクエア３階）	日本橋箱崎町36－15
開設年月日	令和５年９月15日	平成16年４月21日
電話番号	☎（6275）2961	☎（3668）5037
敷地面積	3,394.97㎡	997.99㎡
延べ床面積	437.92㎡	614.92㎡
構造規模	鉄筋コンクリート造地下１階地上３階のうち１階および３階の一部	鉄骨鉄筋コンクリート造地上４階のうち２～３階部分
開館時間	午前９時～午後５時	
休館日	月曜日、祝日、年末年始（12月28日～１月４日）および月末の館内整理日	

令和７年度利用状況

区分＼名称		八丁堀	箱崎町
来館者数		27,940人	31,253人
不用品販売状況	出品者数	8,047人	7,558人
	展示数	38,181点	50,690点
	販売点数	22,867点	31,284点

ごみの収集・運搬

燃やすごみ・燃やさないごみの収集および資源の回収

１　分別

ごみは、燃やすごみおよび燃やさないごみに分別して収集している。

また、資源については、紙類、びん、缶、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ、ペットボトル、金属製のなべ・やかん・フライパン、プラスチック製容器包装を集積所で回収している。

２　排出

燃やすごみおよび燃やさないごみは容器による排出を原則とするが、単身者、共働き世帯などで容器を使用した排出が困難な場合は、中身の見える袋での排出を認めている。

資源のうち紙類については、新聞、雑誌、段ボールの別にひもなどで束ね、雑紙（ざつがみ）については紙袋に入れて排出する。

また、びん、缶、金属製のなべ・やかん・フライパンについては、家庭から出す場合は回収コンテナに、事業所から出す場合は分別して中身の見える袋に入れて排出する。

スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベについては、家庭から出す場合は中身の見える袋に入れて缶用の回収コンテナに排出する。事業所から出す場合は中身の見える袋

に入れて排出する。ただし、他の缶類と一緒に出すときは、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベをいったん一つの袋に入れてから他の缶類と一緒に排出用の袋にまとめて排出する。

ペットボトルとプラスチック製容器包装については、家庭・事業系共に中身の見える袋に入れて排出する。なお、集合住宅に対しては希望により「回収用ネット」を貸し出している。

3　収集・回収回数

燃やすごみは週2回、燃やさないごみは週1回収集している。ただし、京橋、銀座、八重洲、日本橋、人形町の一部地域では、毎日多量のごみが排出されるため、例外的に燃やすごみの収集回数を増やして対応している。

資源は週1回回収している。なお、プラスチック製容器包装については、他の資源とは別に回収曜日（プラマークの日）を設けている。

なお、ごみの運搬については、中央清掃事務所晴海事業所から配車する区所有の車両（直営車）と、民間が所有する車両（雇上車）で対応している。

廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施

資源の有効利用と最終処分場の延命を図るため、平成20年度からプラスチックごみなどを清掃工場で焼却し、熱エネルギーとして回収するサーマルリサイクルを実施しており、回収した熱エネルギーは発電に利用されている。

プラスチック製容器包装の資源回収の実施

資源の有効利用を図るため、「容器包装リサイクル法」に基づくプラスチック製容器包装の集積所回収を実施している。

回収したプラスチック製容器包装は、熱や圧力を加えて基礎化学原料化するケミカルリサイクルやフレーク状に加工し製品化するマテリアルリサイクルにより再生されている。

粗大ごみの収集

家庭から排出される不要となった家具、寝具、自転車などは、電話やインターネットによる粗大ごみ受付センターへの事前申し込みに基づき、粗大ごみとして戸別に収集している。

なお、収集に当たっては処理手数料（有料粗大ごみ処理券）を徴収している。

家電リサイクル法対象品目のリサイクル

家庭生活から排出される不要となったエアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL）、洗濯機、冷蔵庫（冷凍庫）、衣類乾燥機は、「家電リサイクル法」に基づき、製造業者などに再商品化が義務付けられており、回収は排出者が購入した小売店または買い替える小売店に依頼する。

なお、引っ越しなどで家電小売店に引き渡せない場合は、家電リサイクル受付センターで回収の申し込みを受け付けている。

パソコンのリサイクル

不要となったパソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、製造業者などに再資源化および回収が義務付けられており、回収は排出者がメーカーに依頼する。

なお、自作や廃業したメーカーのパソコンについては、一般社団法人パソコン3R推進協会で回収の申し込みを受け付けている。

また、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と連携したパソコンおよび小型家電の宅配回収を実施している。

ふれあい収集

障害のある方や65歳以上の高齢者などの世帯の方で、身近な人の協力を得ることができず、集積所までごみや資源を自ら運び出すことが困難な場合、安否の確認も含めて職員が玄関先まで訪問して収集（回収）を行っている。

ふれあい収集世帯数　104世帯

事業系ごみ・資源の収集（回収）

事業活動から生じるごみは、資源も含めて事業者が自らの責任において適正に処理することが原則であるが、小規模事業者対策として家庭から排出されるごみなどの収集（回収）に支障のない範囲において区が有料（事業系有料ごみ処理券）で収集（回収）している。ごみ・資源の分別・排出については前述「燃やすごみ・燃やさないごみの収集および資源の回収」のとおりである。

廃棄物処理手数料

家庭から出る1日平均10kgを超えるごみ、粗大ごみおよび引っ越しなどにより臨時に排出したごみ、ならびに区が収集・運搬している事業系一般廃棄物については、条例および規則に定める処理手数料を徴収している。なお、生活保護受給者や罹災（りさい）した区民などに対しては、条例および規則に基づき手数料を減額・免除している。

また、町会などが主催する無償奉仕活動や道路・公園などの清掃により一時的に出るごみを排出する場合は、事前の申請によりボランティアシール（ごみ処理券）を交付し、手数料を免除している。

ごみの搬入先

燃やすごみは中央清掃工場などに、粗大ごみは輸送効率の向上を図るため、月島粗大中継所を経由して粗大ごみ破砕処理施設にそれぞれ搬入している。

燃やさないごみ、一部の粗大ごみおよび資源は民間施設に搬入し、再利用および再生ルートに乗せている。

動物死体処理

犬や猫などの動物死体は、飼い主や土地建物の占有者が自らの責任で処理することが原則であるが、自ら処理することが困難な場合は処理手数料（1頭につき3,000円）を徴収して区が引き取り、処理業者に火葬処分を委託している。

動物死体処理作業状況　（令和７年度）

犬	猫	その他	合計
11頭	17	102	130

ふれあい指導

区民および事業者に対して、ごみの減量や排出方法、手数料制度やリサイクルなどについて対話によるきめ細かな説明や指導を行い、清掃事業への一層の理解と協力を得ることを目的に「ふれあい指導」を行っている。また、問題のある集積所などへは、「ふれあい指導班」が訪問し、指導を行っている。

資源持ち去り防止対策

区内の集積所における新聞、雑誌・雑紙、段ボール、びん、缶などの資源物を第三者が持ち去る行為を防止するため、「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を改正し、資源物の持ち去り行為を禁止した。

持ち去り行為防止対策として、集積所のびん・缶用コンテナへの警告文の表示や、持ち去り禁止表示のある新聞回収袋を区役所、中央清掃事務所、日本橋・月島・晴海特別出張所、京橋・日本橋・月島・晴海図書館で配布している。また、区内の集積所を車でパトロールし、集積所で資源の持ち去りを発見した場合は口頭注意を行い、「資源物の持ち去り行為現場確認書」を交付したうえで、その場所で積んだ資源物を降ろすよう指導している。さらに、古紙の持ち去り行為撲滅に向けては、区域を越えた広域での対策が有効なことから、本区を含む18区がそれぞれ古紙問屋組合などと覚書を締結し、GPS端末器による持ち去り行為の追跡調査を必要に応じて行っている。

清掃（事業）協力会

京橋清掃協力会および日本橋清掃事業協力会は、昭和30年代にごみの排出量が急増したことを契機に、清潔な生活環境の保持と公衆衛生の向上を図るため、住民の自主的な組織として結成された。住民が主体となってごみの減量やリサイクルの推進など、清掃・環境保全事業の普及に努めている。

施設の概要

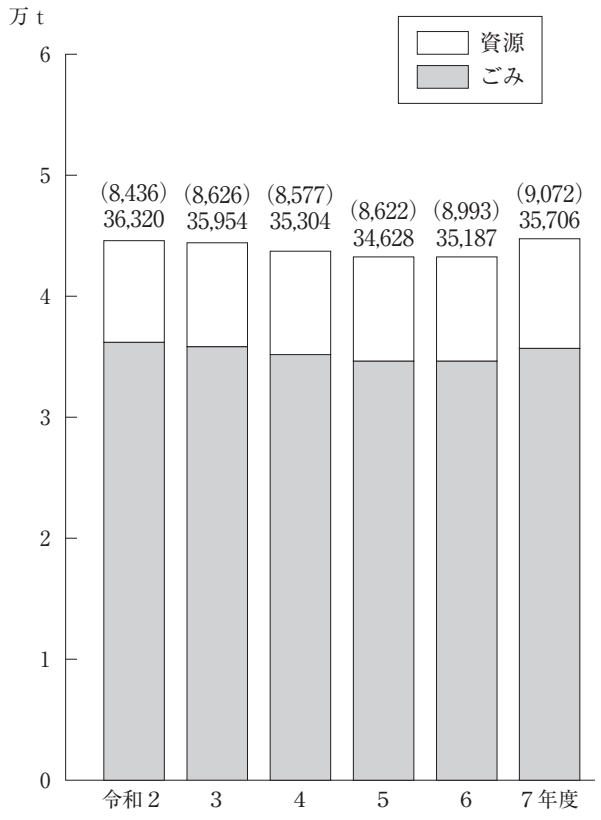
1　中央清掃事務所
　所在地　京橋１－19－６
　　☎（3562）1521
　清掃車両　軽貨物車６台
2　晴海事業所
　所在地　晴海５－２－２
　　晴海地域交流センター「はるみらい」１階の一部および地下１階
　　☎（3531）3053
　清掃車両　大型清掃車３台、小型清掃車２台、軽貨物車４台
3　日本橋待機所
　所在地　日本橋箱崎町36－15
4　月島粗大中継所・月島待機所
　所在地　月島４－21－１

中央区収集ごみ量・資源量　（令和７年度）

品目	回収量
燃やすごみ	32,235t
燃やさないごみ	1,443
粗大ごみ	2,028
資源	9,072
合計	44,778
１日平均	144

◎管内集積所数　5,577カ所　作業日数310日

中央区収集ごみ量・資源量の推移



◎資源、ごみ量は端数を四捨五入して算出している。
◎（　）内は資源で、外数である。資源回収量は、資源（分別）回収・拠点回収の合計数値である。

清掃車の稼働状況　（令和７年度）

車種	台数
大型清掃車	6（1）台
中型清掃車	1
小型清掃車	14（1）
小型ダンプ車	4
資源回収車	26
軽貨物車	3（3）
合計	54（5）

◎（　）内は予備車を除く区所有の車両を内書

ごみの中間処理

平成15年７月、区長会で「23区は、工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として、特別区の区域から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保すること」が確認され、平成17年度末までの共同処理とされていた特別区における燃やすごみの中間処理は、平成18年度以降も当分の間、23区が共同で設立した東京二十三区清掃一部事務組合（平成12年４月１日設立）による共同処理を行うこととなった。また、燃やさないごみ、粗大ごみの中間処理、し尿の処理についても東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理を行っている。

なお、区では燃やさないごみおよび一部の粗大ごみについて、資源化を行っている。

中央清掃工場

中央清掃工場（平成13年８月本稼働）の管理運営は、東京二十三区清掃一部事務組合により行われている。日量600ｔ（300ｔ炉×２）の焼却能力を有し、最新設備の導入により公害防止対策に万全を期している。また、「運営への区民参加」「徹底した情報公開」「地域への貢献」の三原則のもとに、住民と行政で構成する中央清掃工場運営協議会を設置し、中央区にふさわしい開かれた清掃工場の運営を行っている。

所 在 地　晴海５－２－１
　　☎（3532）5341
敷地面積　約29,700㎡（清掃関連施設を含む）

ごみの最終処分

東京23区において多量のごみを処分できる大規模な埋め立て処分場を内陸部に確保することが難しいことから、ごみの最終処分を都に委託し、都が東京港内に設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場を使用して埋め立て処分を行っている。新海面処分場は、東京港内における最後の処分場とされており、この貴重な最終処分場をできる限り長期間使用していくため、平成20年４月から、プラスチックごみ、ゴム・皮革製品の分別区分を燃やさないごみから燃やすごみに変更した。

災害廃棄物処理計画

大規模災害が発生した場合、区民の生活環境の保全、早期の復旧・復興を図り、都市の持続性を確保するため、令和４年３月に「中央区災害廃棄物処理計画」を策定した。

災害によって発生する廃棄物および被災者や避難者の生活などに伴い発生する廃棄物を、次の七つの基本方針を基に処理する。

＜基本方針＞

1　安全の確保
2　計画的な対応・処理
3　リサイクルの推進
4　衛生的な処理
5　経済性に配慮した処理
6　区民や事業者への分かりやすい排出指導
7　共同処理及び関係機関との連携

第12編　土　　木

土木事業の概要

安全で快適な生活を送る上で、都市施設は重要な役割を果たしている。

都市の道路は、人や車の交通機能だけでなく、日照・通風など生活環境機能、電気・通信・ガス・上下水道など各種ライフラインの収容機能、災害時の救助や物資輸送のための緊急輸送道路および延焼を遮断する防災機能などを有する、都市の諸活動を支える重要な基盤である。これらの道路を常に良好な状態に維持するため「中央区道路維持管理計画」（令和３年３月）に基づき、日々管理を行っている。

区では、地域の魅力を高める街路環境（シンボルロード）の整備や、人にやさしい歩行環境の整備によるバリアフリー化、低騒音舗装や遮熱性舗装などによる環境にやさしい道路の整備などを推進している。

また、防災性の向上を図るため「中央区無電柱化推進計画2024」（令和６年12月）や「中央区橋梁長寿命化修繕計画」（令和７年３月）に基づき、電線類の地中化や橋りょうの長寿命化を積極的に進めている。

さらに、公共事業の用地取得や民間による開発・土地売買などの基礎資料に資するとともに、災害時における復旧の迅速化を図るため、国土調査法に基づく地籍調査を段階的に実施している。

区内の交通機関はJRや地下鉄が高密度に整備されている他、バス路線網も都営バスの運行に加えて、中央区コミュニティバス「江戸バス」を運行するなど、公共交通の利便性を高めている。

また、都心部と臨海部を結ぶ基幹的交通システム東京ＢＲＴは、令和２年10月にプレ運行が開始されて以来、段階的に路線を拡大し、令和６年２月から、新たに選手村跡地である晴海五丁目と港区新橋を結ぶ「選手村ルート」の運行を開始した。加えて、さらなる交通需要に対応するため、東京BRTの東京駅方面延伸ルートについては、令和８年秋頃の運行開始に向け、都や運行事業者と連携を図っていくとともに、「都心部・臨海地域地下鉄」の事業化に向けては、引き続き国や都に働きかけていく。

こうした中、臨海部における交通需要の増加への対応や、より一層のバリアフリー化の推進などを図るため、交通のあるべき姿や方向性、実施すべき施策などを示した「中央区総合交通計画2022」を令和４年３月に策定した。

交通事故防止に向けては「中央区交通安全計画」（令和３年９月）に基づく各種の取り組みに加え、違法駐車の防止を図るため、重点地域に指定されている銀座地区で指導・啓発活動を行っている。また、平成29年の自転車活用推進法の施行を受け、適正な自転車利用や自転車利用環境の整備などを推進していくため、「中央区自転車活用推進計画」を令和６年３月に策定した。さらに、自動二輪車の違法駐車対策として、自動二輪車用の駐車場の整備を推進するなど、良好な道路交通環境の改善に努めている。

公園・緑地は、区民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場、大気汚染の改善やヒートアイランド現象の緩和、都市環境の向上、災害時の避難場所など、健康で安全な区民生活を営む上で重要な機能を有している。区では「中央区緑の基本計画」（平成31年３月）に基づき、大規模開発や公共用地などの活用による公園・児童遊園の確保や「中央区公園施設長寿命化計画」（令和４年１月）に基づき、老朽化が進んだ公園について地域のニーズに配慮しながら改修を行っている。さらには、公共施設の緑化や民間施設に対する緑化指導および緑化助成など積極的な緑化の推進に取り組んでいる。平成29年度に調査した区の緑被率は10.7％で、平成16年度の調査値9.1％に比べ1.6ポイント増加している。

また、令和３年７月に「銀座・築地周辺みどりのプロムナード構想」を策定し、都や関係機関との連携により、銀座・築地周辺を結ぶみどりのプロムナードの創出を図るとともに、築地市場跡地の再開発、浜離宮恩賜庭園、隅田川に続く広域的な歩行者中心の水とみどりのネットワーク形成を推進している。こうした中、令和６年10月に中央区、首都高速道路（株）および（独法）日本高速道路保有・債務返済機構で基本協定を締結し、首都高速都心環状線の三吉橋から万年橋区間の蓋掛けに向け、三者で連携して進めている。

水辺については、都と連携したスーパー堤防など水辺空間の整備や、舟運などによるにぎわい創出としての日本橋船着場の運用など「水の都中央区」の復活に向けた取り組みを推進している。

令和５年７月には「中央区水辺環境の活用構想」を策定し、水辺に恵まれている本区の特徴を踏まえ、アクセスしやすい水辺、散策しやすい水辺、舟運により楽しめる水辺など、区民生活にゆとりと豊かさを加える水辺利用を積極的に推し進めている。

道路管理

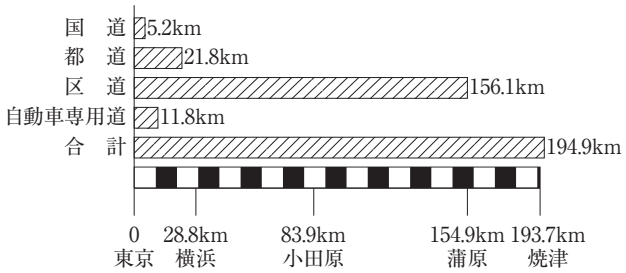
道路には、国や地方公共団体などが管理する公道と、私人が管理する私道とがあり、区が管理する公道は区道である。令和８年４月現在区内の自動車専用道路を含む道路延長は約194.9㎞、うち区道は約156.1㎞で約80.1％を占める。また、区の道路率（区の全面積に対する道路面積の割合）は約30％で、これは23区の中で最も高い率となっている。なお、区の公道の舗装率は100％である。

道路所管別現況（令和８年４月1日現在）

地域別＼種別			国道	都道	区道	計
京橋地域	延長	m	1,602	9,720	62,729	74,051
	面積	㎡	46,622	360,675	676,268	1,083,565
日本橋地域	延長	m	3,549	6,381	65,781	75,711
	面積	㎡	117,923	241,449	679,760	1,039,132
月島地域	延長	m	0	5,721	27,613	33,334
	面積	㎡	0	239,517	359,430	598,947
計	延長	m	5,151	21,822	156,123	183,096
	面積	㎡	164,545	841,641	1,715,458	2,721,644

（参考）自動車専用道路は、延長11,841m、面積325,910㎡
（令和７年度　特別区土木関係現況調書）

中央区における道路の所管別延長



◎内訳を四捨五入しているため、合計の値と一致しない。

区道愛称名の設定

区内の道路をより親しまれ、分かりやすくするため、区道に愛称名を設定し、併せて案内標識を設置している。

京橋地域　44路線

愛称名	設定年度	備考
柳通り	昭和63年度	延長平成２年度
鈴らん通り	〃	
鍛冶橋通り	〃	
銀座桜通り	〃	
銀座柳通り	〃	
松屋通り	〃	
みゆき通り	〃	延長平成４年度
交詢社通り	〃	
花椿通り	〃	延長平成４年度
御門通り	〃	
銀座コリドー通り	〃	
数寄屋通り	〃	
ソニー通り	〃	
並木通り	〃	
西五番街通り	〃	
銀座鈴らん通り	〃	延長平成７年度･平成14年度
金春通り	〃	
あづま通り	〃	延長平成25年度
銀座マロニエ通り	平成元年度	
銀座三原通り	〃	
木挽町仲通り	〃	
演舞場通り	〃	
二八通り	〃	
平成通り	〃	
鉄砲洲通り	〃	
リバー通り	〃	
木挽町通り	〃	
信楽通り	平成２年度	
銀中通り	平成３年度	
中央市場通り	〃	
明正通り	〃	
銀座ガス灯通り	平成５年度	延長･変更平成15年度
泰明通り	平成11年度	
八重洲通り	平成14年度	
京橋宝通り	平成15年度	
聖ルカ通り	平成18年度	
波除通り	平成21年度	
銀座レンガ通り	〃	
見番通り	〃	
京橋大根河岸通り	平成24年度	
京橋竹河岸通り	〃	
居留地通り	平成25年度	
居留地中央通り	〃	
中橋狩野新道	令和６年度	

日本橋地域　48路線

愛称名	設定年度	備考
日銀通り	昭和63年度	
八重洲仲通り	〃	
さくら通り	〃	
人形町通り	〃	
水天宮通り	〃	
大門通り	〃	
みどり通り	〃	
馬喰町横山町西通り	〃	
馬喰町横山町仲通り	〃	
馬喰町横山町東通り	〃	
横山町大通り	〃	
共栄会通り	〃	
東日本橋三丁目中央通り	〃	
織物中央通り	〃	
甘酒横丁	〃	
清杉通り	〃	
仲通り	〃	
柳橋通り	〃	
産業会館通り	〃	
すずらん通り	〃	
御幸通り	〃	
不動院通り	〃	
清洲橋通り	〃	
むろまち小路	平成元年度	延長・変更平成18年度
按針通り	〃	
八重洲北口通り	〃	延長平成４年度
とうかん堀通り	〃	
横山町馬喰町新道通り	〃	
両国郵便局通り	〃	
浜町河岸通り	〃	
浜町公園通り	〃	
明治座通り	〃	
えびす通り	平成３年度	
箱崎湊橋通り	平成４年度	
大伝馬本町通り	平成５年度	
金座通り	〃	
左衛門橋通り	平成７年度	
柳原通り	〃	
馬二仲通り	〃	
時の鐘通り	平成13年度	
江戸・もみじ通り	平成15年度	
養珠院通り	平成16年度	
江戸桜通り	平成17年度	
八日通り	平成23年度	
本銀通り	平成27年度	
本町通り	令和元年度	
箱崎北新堀通り	令和５年度	
末廣通り	〃	

月島地域　10路線

愛称名	設定年度	備考
西仲通り	昭和63年度	延長平成元年度
東仲通り	〃	延長平成元年度･変更平成14年度
西河岸通り	平成元年度	
東河岸通り	〃	
佃仲通り	〃	
佃大通り	〃	
れいめい橋公園通り	平成２年度	
桜の散歩道	平成12年度	
さざなみ通り	〃	
トリトンブリッジ	〃	
合計	102路線	

道路台帳

公共用物としての道路の戸籍に相当する道路台帳は、道路の現況を容易に把握し、日常の管理事務を円滑に遂行するために基本となるものである。

そのため、道路の管理・整備などの基礎資料として道路台帳の整備を行うとともに、沿道の土地所有者をはじめ利害関係者など、広く一般の閲覧に供している。

また、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に伴う道路の改廃および道路占用工事時における事故防止などに対処する必要から、継続して台帳の追加・修正を行っている。

地籍調査

公共事業などの用地取得や民間による開発、土地売買などの基礎資料に資するとともに、災害時における復旧の迅速化に資するため平成21年度から段階的に実施している。

道路占用

道路の占用は主として、電気・ガス・上下水道・電話・地下鉄などの施設であるが、これらは道路と一体となって都市の発展に寄与し、日常生活に欠くことのできないものである。

このため、その許可に当たっては、道路本来の機能を妨げないよう合理的に調整を行っている。

また、路上の各種工作物・看板などは一般交通の支障にならない条件の下に占用を認めている。

なお、道路掘削を必要とする工事などについては、道路の保全および安全性を確保するために技術的審査を行っている。

道路占用許可状況　（令和７年度）

種別	件数
公益事業（電柱・ガス管・変圧塔など）	1,420件
広告（袖看板・電柱広告など）	1,533
工事（足場・仮囲・構台など）	1,099
営業（日除・地下管路など）	181
露店（しめ飾りなど）	13
計	4,246

地域別道路掘削状況　（令和７年度）

京橋地域	件数	件	819
	面積	㎡	9,251.61
日本橋地域	件数	件	853
	面積	㎡	10,917.99
月島地域	件数	件	295
	面積	㎡	7,417.37
計	件数	件	1,967
	面積	㎡	27,586.97

道路占用工事の調整

道路占用工事（公益事業者が実施する埋設工事）を計画的かつ合理的に行い、道路の保全および円滑な交通の確保ならびに事故を防止するため「中央区道路工事調整協議会」を設置し、工事の時期および順序などについて定期的に調整を行っている。

なお、道路の掘り返しを防止するため、路線整備後の一定期間内は掘削工事の抑制を指導している。

道路占用工事調整状況　（令和７年度）

地下占用物件名	件数
下水道	460件
水道	354
通信	209
電気	657
ガス	106
地下鉄	144
その他	343
計	2,273

道路の監察

道路は、人や車の通行だけでなく、災害時の避難や緊急車両の通行などとしての役割を果たしている。

このため、道路管理者は、常に道路を良好な状態に保持し、安全で円滑な交通を確保する義務がある。

こうした観点から区内を巡回し、道路を損傷または汚損しているもの、道路上に看板や荷物などの物件を放置しているもの、許可なくまたは許可条件に違反して道路占用しているものなどに対し、交通に危険を及ぼす恐れがあることから、指導・取り締まりを実施している。

この他、区内警察署と合同で定期的にパトロールを実施し、道路使用の適正化にも努めている。

放置自転車対策

交通の安全および円滑な通行、災害時の防災活動の場を確保するため「中央区自転車の放置防止に関する条例」に基づき、放置禁止区域の指定や放置自転車の撤去、さらに放置防止の PR 活動など各種の対策事業を行っている。

１　駐輪場

交通の安全や利用者の利便を図るため、銀座駅、東銀座駅、新富町駅、築地駅、築地市場駅、八丁堀駅、東京駅、水天宮前駅、浜町駅、茅場町駅、人形町駅、東日本橋駅、馬喰町駅、馬喰横山駅、日本橋駅、月島駅および勝どき駅周辺に23カ所5,688台の駐輪場を設置し、受益者負担に基づき定期利用および一部駐輪場での一時利用を有料で実施している。

また、東京駅周辺の放置自転車対策として、駅周辺の広幅員の歩道上に民設民営の一時利用駐輪場を整備している。

さらに、交通結節機能の強化を図るため、晴海五丁目ターミナルに民設民営の一時利用駐輪場を設置している。

利用料金

定期利用

		１カ月	３カ月	６カ月	12カ月
区民	一般	1,500円	4,000円	8,000円	16,000円
	学生	1,000	2,500	5,000	10,000
区民以外		2,000	5,500	11,000	22,000

一時利用

・最初の２時間は無料、以降８時間ごとに100円

・利用時間は72時間まで

区立駐輪場一覧

駐輪場名	所在地	収容台数	
		定期利用	一時利用
八重洲二丁目地下	八重洲２－１－４先	－台	290台
銀座六丁目地下	銀座６－10－１先	300	100
入船橋	明石町１－34	134	50
築地市場駅地下	築地５－１－１先	466	50
備前橋第一	築地７－１－15	62	－
備前橋第二	築地７－５－14	84	－
備前橋第三	築地７－５－16	30	50
八丁堀第一	八丁堀４－５－14	90	70
八丁堀第二	八丁堀４－11－24	101	－
人形町一丁目	日本橋人形町１－12－11先	93	32
人形町通り	日本橋人形町１－14－８先他	137	－
人形町二丁目地下	日本橋人形町２－12－１	204	－
人形町三丁目	日本橋人形町３－８－１先	52	－
蛎殻町	日本橋蛎殻町２－１－１先	78	48
箱崎町	日本橋箱崎町24－２	80	－
清杉通り	東日本橋２－１－３先他	111	48
浜町公園地下	日本橋浜町２－59－４	212	50
八重洲一丁目地下	八重洲１－６－１	300	－
日本橋二丁目地下	日本橋２－10－８先	86	48
茅場町	日本橋茅場町２－17－13	46	54
月島駅前第一	月島２－１－１先	392	108
月島駅地下	月島２－10－３先	677	100
勝どき駅地下	勝どき１－９－４先	643	212
計	23カ所	4,378	1,310

２　放置自転車の撤去など

新富町駅、築地駅、築地市場駅、八丁堀駅、東京駅、浜町駅、人形町駅、月島駅および勝どき駅周辺を放置禁止区域に指定し、禁止区域内の放置自転車の即日撤去を行っている。また、放置禁止区域外の道路などに長期間（５日間以上）放置されている自転車については、注意・警告を行い随時撤去している。なお、撤去した自転車については、撤去・保管手数料（１台3,000円）の徴収を行っている。

放置自転車が多い駅周辺では（公社）中央区シルバー人材センターに委託し、放置自転車の整理などを行っている。実施駅は、銀座駅、東銀座駅、新富町駅、築地駅、京橋駅、宝町駅、築地市場駅、八丁堀駅、水天宮前駅、浜町駅、茅場町駅、人形町駅、東日本橋駅、馬喰横山駅、小伝馬町駅、日本橋駅、月島駅および勝どき駅の18駅である。

3　放置自転車リサイクル事業

区が撤去し一定期間保管後、引き取り手のない放置自転車を中央区放置自転車リサイクル事業協力組合の協力により再生し、各協力店で販売している。

令和７年度　リサイクル実績　449台

屋外広告物

人の集まる市街地にはさまざまな屋外広告物が掲出されている。

こうした広告物は都市の活力・象徴ともいわれているが、その反面、都市の美観を損ねている場合も少なくない。

区では「東京都屋外広告物条例」に基づき、都市の美観と風致を維持するとともに、公衆に対する危険を防止するため、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき屋外広告物の表示場所・方法および物件の設置、維持などに係る許可事務を取り扱っている。

屋外広告物許可状況　（令和７年度）

種別	件数
広告塔	55件
広告板	737
広告幕	436
電柱･標識利用広告	21
車体利用広告	56
その他	4
計	1,309

区営駐車場

違法路上駐車は、交通渋滞や交通事故の原因となるとともにまちの景観を悪化させるなど、さまざまな問題を引き起こしている。

このため、区では区営駐車場を設置しており、都市計画駐車場２場を含む８場合計740台を整備している。また、二輪車駐車場については、５場181台を整備している（区営二輪車駐車場現況については303頁参照）。

区営駐車場現況

駐車場名		京橋プラザ駐車場	銀座地下駐車場（都市計画）	築地川第二駐車場	築地川第三駐車場	人形町駐車場	浜町公園地下駐車場（都市計画）	月島駐車場	晴海一丁目駐車場
所在地		銀座一丁目25番３号	銀座七丁目17番12号先	築地七丁目５番15号	明石町１番32号	日本橋人形町一丁目１番17号	日本橋浜町二丁目59番４号	月島四丁目１番１号	晴海一丁目７番３号
供用開始日		平成11年７月１日	平成11年６月１日	平成元年４月１日	平成元年４月１日	平成８年５月１日	平成８年６月１日	昭和63年６月１日	平成13年６月１日
駐車可能台数		125台	104台	108台	62台	47台	185台	73台	36台
（時間制）		（39台）	（51台）	（54台）	（31台）	（17台）	（93台）	（37台）	—
（定期制）		（86台）	（53台）	（54台）	（31台）	（30台）	（92台）	（36台）	（36台）
使用料	時間制30分ごと	200円	200円	200円	200円	200円	200円	150円	—
	１泊駐車	1,400円	1,500円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,200円	—
	定期制１カ月	機械式40,000円	機械式45,000円 自走式50,000円	自走式40,000円	自走式40,000円	自走式40,000円	自走式40,000円	自走式35,000円	自走式33,000円

区営二輪車駐車場現況

駐車場名		京橋プラザ 駐車場内	銀座地下 駐車場内	浜町公園地下 駐車場内	備前橋 二輪車駐車場	月島駅前 二輪車駐車場
所在地		銀座一丁目 25番３号	銀座七丁目 17番12号先	日本橋浜町二丁目 59番４号	築地七丁目 １番15号	月島二丁目 １番１号先
供用開始日		平成18年7月1日		平成19年8月1日		
駐車可能台数		44台	30台	61台	20台	26台
（時間制）		（10台）	（９台）	（８台）	—	—
（定期制）		（34台）	（21台）	（53台）	（20台）	（26台）
使用料	時間制 １時間ごと	100円	100円	100円	—	—
	１泊駐車	300円	400円	300円	—	—
	定期制 １カ月	8,000円	10,000円	8,000円	8,000円	7,000円

届出駐車場

都市計画区域内において、一般公共の用に供する部分が500㎡以上の路外駐車場（時間貸駐車場）を設置する場合は「駐車場法」に基づく届け出が、また、その駐車場が他の施設の付属物や、建築物でない場合は「バリアフリー新法」に基づく特定路外駐車場としての届け出が必要となる。平成24年４月の法改正により、これらの届け出先が中央区長となっている。

駐車場の設置は出入り口付近の道路交通や住民の住環境などに大きな影響を及ぼすため、届け出基準に該当する駐車場を設置する者は、駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項について届け出を行い、事前に審査を受けることが「駐車場法」で定められている。

令和７年度の受理件数は、設置届０件、設置変更届０件、管理規程届０件、管理規程一部変更届７件、休止届０件、廃止届０件、再開届０件で、区内の届出駐車場は113カ所である。

観光バス乗降所

区内を訪れる観光客の増加に伴い、観光バスの路上駐車が増え、観光客の乗降による歩道の混雑や交通渋滞、騒音などが問題となっている。

このため、観光バスの乗降所を整備し、交通の円滑化を図っている。

観光バス乗降所現況

乗降所名	所在地	停車台数
銀座六丁目バス乗降所	銀座六丁目10番１号先	４台
月島観光バス乗降所	月島一丁目３番１号先	２台

コミュニティバス

地域内・地域間を結ぶ公共交通を補完し、区内交通不便エリアの解消および公共施設の利便性向上を図るため、平成21年12月からコミュニティバス（江戸バス）を運行している。

平成23年１月には、人形町周辺へのアクセス改善などを図るため、北循環の一部ルート変更を実施した。

また、平成24年７月に湊・入船を運行ルートに加え、新富二丁目で南北の乗り継ぎを可能にするとともに、土・日曜日、祝日・休日の銀座方面へのルート延伸を実施した。

さらに、令和６年４月に晴海地区の交通利便性の向上を図るためのルート拡大を実施した他、新川二丁目のバス停間の距離短縮による南北循環の乗り継ぎ利便性の向上と日本橋本石町周辺のバス停の位置変更とこれに伴う交差点付近の安全性改善を図るルート変更を実施した。

１　運賃

大人・子ども各100円

運賃無償対象者

未就学児

区内在住で、次のいずれかに該当する方

・65歳以上の方

・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

・妊産婦などの方

◎乗車券１枚につき、妊婦の方または対象乳幼児（２歳到達月の末日までの子）の保護者の方１人に限り利用可能。

２　運行ルート（主な停留所）

⑴　北循環ルート

中央区役所～八丁堀駅～東京駅八重洲北口～新日本橋駅～日本橋保健センター～日本橋区民センター～新川二丁目～中央区役所

⑵　南循環ルート

中央区役所（～三原橋～築地場外市場前）～聖路加国際病院～マイホーム新川～佃二丁目～月島区民センター～晴海区民センター～晴海五丁目ターミナル～勝どき駅～豊海町～勝どき橋西～入船三丁目～中央区役所

◎（　）内は土・日曜日、祝日・休日のみ運行

３　運行時間（令和８年４月１日現在）

⑴　北循環

平日　午前７時５分～午後７時55分

土･日曜日、祝日・休日　午前８時10分～午後７時23分

⑵　南循環

平日　午前６時54分～午後８時８分

土･日曜日、祝日・休日　午前８時～午後８時３分

４　運行本数

平日　各ルート37本（20分間隔）

土･日曜日、祝日・休日　各ルート22本（30分間隔）

道路の整備

道路を常に良好な状態に維持し、道路環境を保全するため、直営および請負の方式により道路の整備を行っている。

直営方式では、路面の破損や路面排水などの不良箇所の維持補修を職員により日常的に行っている。

請負方式では、路面の損傷の著しい路線から計画的に舗装などの改修工事を行うとともに、うるおいのあるまちづくりの一環として景観面にも配慮し、安全で快適な道路整備を進めている。

また、道路占用している各種ライフラインの更新などに伴い掘削された道路の復旧工事を行っている。

さらに道路および雨水ますの清掃を定期的に行っている。

道路整備実施状況　（令和７年度）

種別＼地域別		京橋地域	日本橋地域	月島地域	計
道路維持	直営施行	72㎡	81	27	180
	請負施行	1,546㎡	610	82	2,238
改修工事など	車道舗装	1,250㎡	2,181	1,554	4,985
	歩道舗装	0㎡	1,055	1,220	2,275
清掃	一日当たりの延長	23.7km	20.0	9.9	53.6
	年間の延長	4,096km	3,594	1,776	9,466

私道整備の助成

一般交通の用に供されている私道を対象に生活環境の向上と一般交通の安全および円滑化を図ることを目的として、路面舗装、路面排水施設などの整備に対する助成を行っている。

助成対象

１　幅員1.2m以上で、公道と公道を連絡している私道（助成は100%）

２　幅員1.8m以上、延長20m以上の行き止まりで、一方を公道に連絡している私道（助成は90%）

3　助成を受けて整備した私道で、経年のため破損が著しく、一般交通の支障となっている私道（助成は100%）

私道整備助成の実施状況　（令和７年度）

種別＼地域別	京橋地域	日本橋地域	日本橋地域	計
延長	0m	68	0	68
面積	0㎡	213	0	213

電線共同溝の整備

災害に強い都市基盤の整備と安全で円滑な道路交通の確保、都市景観の向上のため、電線類を地中化する電線共同溝の整備を行っている。令和８年４月１日現在の区内における無電柱化率は47.3%（国道100%、都道100%、区道38.2%）で、23区の中で最も高い率となっている。

令和８年度は日本橋人形町二丁目において整備を予定している。

電線共同溝整備現況　（令和７年度）

地域別	京橋地域	日本橋地域	月島地域	計
整備延長	3,410m	4,950	2,200	10,560

橋りょうの整備

区が管理する橋りょうは、関東大震災からの復興や1964年の東京オリンピックを契機として整備されたものが多く、長期にわたる供用により、老朽化が進行し、耐荷力の低下などが懸念されている。

このため、随時目視による点検や定期的な健全度調査を実施するとともに「中央区橋梁（きょうりょう）長寿命化修繕計画」（平成22年３月策定、令和７年３月第３回改定）に基づき、橋面舗装や塗装など予防保全的な修繕や計画的な架け替えを実施している。

橋りょう現況（全数）　（令和７年度）

種別＼地域別	京橋地域	日本橋地域	月島地域	計
国道	0橋	3	0	3
都道	9	11	16	36
区道	16	7	10（4）	33（4）
その他の区道	0	3（1）	0	3（1）
計	25	24（1）	26（4）	75（5）

◎その他の区道とは、区境にある千代田区管理橋りょうを指す。
◎区境にある都建設局千代田工区・港工区、都市整備局の管理橋りょうを含む。
◎（　）内は歩行者専用橋の数（内数）

主要橋りょう現況

橋名		架設河川名	路線名	橋種	橋長	有効幅員	橋面積	竣工(しゅんこう)年月	備考
京橋地域	永代橋	隅田川	都道（主要地方道10号）	鋼橋	184.7m	25.0m	4,729.3㎡	大15. 1	
	勝鬨橋	〃	〃（〃 304号）	〃	246.0	22.0	6,469.8	昭15. 6	
	佃大橋	〃	〃（特例都道473号）	〃	220.0	25.4	5,720.0	昭39. 8	本橋
	〃	〃	〃（〃）	〃	256.3	30.1	7,443.8	昭39. 4	取付
	中央大橋	〃	〃（〃 463号）	〃	210.7	24.0	5,267.5	平6. 1	
	三吉橋	（旧築地川）	特別区道中京第404号	〃	82.6	15.0	1,366.0	昭4.12	
	南高橋	亀島川	〃 中京第416号	〃	63.1	11.0	694.1	昭7. 3	
日本橋地域	日本橋	日本橋川	国道 1 号	石橋	49.1	27.3	1,338.9	明44. 3	
	両国橋	隅田川	〃 14 号	鋼橋	165.5	23.9	3,957.8	昭7.11	
	浅草橋	神田川	〃 6 号	〃	35.8	33.0	1,181.9	昭5. 1	
	新大橋	隅田川	都道（主要地方道50号）	〃	170.0	24.0	5,185.0	昭51.11	
	清洲橋	〃	〃（特例都道474号）	〃	186.2	22.0	4,824.6	昭3. 3	
	隅田川大橋	〃	〃（〃 475号）	〃	210.3	27.5	6,309.0	昭54.11	本橋
	〃	〃	〃（〃）	混合橋	181.4	14.0	2,902.7	昭51. 3	取付
	一石橋（上・下）	日本橋川	〃（〃 405号）	鋼橋	50.2～60.8	14.0～16.5	1,779.3	平13. 7 昭48. 3	上り 下り
	柳橋	神田川	特別区道中台第1号	〃	38.0	11.0	433.2	昭4. 7	
	鎧橋	日本橋川	〃 中日第7号	〃	56.7	19.0	1,077.3	昭32. 7	
	豊海橋	〃	〃 中日第58号	〃	46.3	8.0	373.0	昭2. 9	
月島地域	相生橋	隅田川	都道（特例都道463号）	〃	149.1	31.0	5,486.9	平12. 3	
	黎明橋	朝潮運河	〃（主要地方道304号）	〃	88.2	35.0	3,245.8	昭54. 3	
	晴海大橋（上・下）	春海運河	〃（〃）	〃	580.0	15.0	19,059.0	平19. 3	
	朝潮橋	朝潮運河	特別区道中月第803号	〃	86.0	12.3	1,057.8	昭54.11	
	朝潮大橋	〃	都道（特例都道473号）	〃	240.0	30.0	8,472.0	平元.11	
	春海橋（上・下）	春海運河	〃（主要地方道304号）	〃	172.8	16.75 9.75	3,049.9 1,857.6	昭60. 3 昭48. 3	上段（上り） 下段（下り）
	〃（下り高架）	〃	〃（〃）	〃	453.9	7.0	3,858.2	昭49. 3	

交通安全

交通安全対策

令和７年中の区内の交通事故発生件数は729件であった。

交通事故を減少させ、安全で快適な交通社会を実現するため、区では交通安全対策を重点施策の一つに取り上げ、区内各警察署をはじめ、関係機関・団体との積極的な協力の下、交通安全意識の普及・啓発に重点を置いた参加・体験型の交通安全活動を展開するとともに、交通安全施設の充実を図っている。

また、交通渋滞および交通事故の原因となっている違法駐車対策については、「中央区違法駐車等の防止に関する条例」を施行し、違法駐車防止の指導・啓発活動に取り組んでおり、違法駐車等防止重点地域に定めた銀座地区では、指導員による指導を実施した（令和７年度は34回）。

中央区交通安全対策協議会

区内行政機関および団体が協力体制を確立し、強力かつ効果的な区民運動を推進するために設置された協議会で、区長を会長とし、区議会議員・交通安全協会・町会・PTA の代表者および国・都・区・警察署・消防署などの交通安全対策に関係する行政機関の職員によって構成されている。

中央区交通安全計画

令和８年度は、「第12次中央区交通安全計画」（令和８年度～令和12年度）の策定を予定しており、関係機関などとの協力のもと、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図っていく。

また、交通安全意識の普及・啓発を図り、正しい交通秩序を確立するため「中央区交通安全運動基本要綱」に基づき、春・秋の交通安全運動をはじめ、各種運動を展開している。

１　春・秋・年末の運動

「春の中央区交通安全運動」

「秋の中央区交通安全運動」

「TOKYO 交通安全キャンペーン」

２　月例運動

「中央区交通安全日」

３　特別運動

対象および時期などを特定して行う運動とし、名称はその都度定める。

交通事故発生状況

地域別＼区分		発生件数	死者数	負傷者数
全国	令和７年	287,023件	2,547人	338,508人
	令和６年	290,895	2,663	344,395
	増減数	△3,872	△116	△5,887
	増減率	△1.3%	△4.4%	△1.7%
東京都	令和７年	30,176	134	33,401
	令和６年	30,103	146	33,251
	増減数	73	△12	150
	増減率	0.2%	△8.2%	0.45%
中央区	令和７年	729	3	821
	令和６年	697	2	782
	増減数	32	1	39
	増減率	4.6%	50%	5.0%

［各年１月～12月］

交通安全施設

令和７年中の区内における交通事故は、件数が729件、死者が３人、負傷者が821人となっており、交通規制、交通安全教育、交通安全施設の整備などの交通安全対策を推進することが重要である。

このため、事故が多発している路線や通学路を点検し、交通管理者である警察署と十分な協議を行い、交通安全施設の整備を積極的に推進するなど、交通事故防止に努めている。

TS マーク取得費用助成

TS マークは自転車安全整備士が点検・整備を行い、安全な自転車であることを確認した証しとして貼付されるマークで、１年間有効な賠償責任保険・傷害保険が付帯される。

区では、自転車利用における安全意識の向上および交通事故の防止を図るため、TS マーク取得に係る経費の助成を行っている。

助成内容

区民が区内の自転車安全整備店において TS マークを取得した場合、加入者本人に一律1,000円を助成する。

歩道の新設・拡幅

歩車道が分離されていない道路では、人と車が混在して交通事故の危険性があるため、歩道の設置を推進しており、幅員11ｍ以上の道路は、ほとんどの路線が設置済みである。また、幅員11ｍ未満の道路においても、通学路をはじめ必要性の高い路線は、警察署や関係機関と調整の上、歩道の新設を行っていく他、歩道幅員が狭い路線については、歩行者、自転車利用者などの利便と安全を確保するため、交通量などを勘案しながら、歩道の拡幅を計画的に実施している。

歩道設置現況（令和７年４月１日現在）

区分＼道路部幅員	道路延長	歩道設置済み道路延長		
		両側	片側	計
11ｍ以上	66,784m	62,885m	3,306	66,191
11ｍ未満	89,341	3,117	8,948	12,065
計	156,125	66,002	12,254	78,256

◎内訳を四捨五入しているため、合計の値と一致しない。

歩道新設・拡幅実施状況　（令和７年度）

地域別	京橋地域	日本橋地域	月島地域	計
整備延長	0m	125	130	255

街路照明の整備

夜間における交通の安全を確保するとともに、防犯を目的に、都市景観の調和に配慮しながら街路照明の整備を行っている。

街路灯整備現況

種別＼地域別	京橋地域	日本橋地域	月島地域	計
LED灯	2,176基	2,537基	1,153基	5,866基
水銀灯	143	91	64	298
ナトリウム灯	0	0	9	9
メタルハライド灯	289	174	14	477
蛍光灯	8	0	0	8
計	2,616	2,802	1,240	6,658

安全施設の設置

歩行者の安全確保や車両の路外逸脱などの発生を防止するため、道路に防護柵などを設置している。また、安全かつ円滑な交通の確保を図るため、区画線・車道外側線・中

央分離帯を設置するとともに、生活道路の交通事故防止対策として道路反射鏡・ストップマーク・滑り止め舗装などを設置している。

さらに、児童生徒の通学時における交通の安全を確保するため通学路標識およびスクールゾーン標示を、また視覚障害者の歩行の安全を確保するため視覚障害者誘導用ブロックなどを設置している。

防犯灯整備の助成

安全で快適な私道を確保することにより、住民の生活環境の向上に寄与することを目的に防犯灯の整備助成を行っている。助成方法は、区が防犯灯の整備工事を受託し施工する。

助成対象

1　幅員1.2m 以上で、公道と公道を連絡している私道（助成は100％）

2　幅員1.8m 以上、延長20m 以上の行き止まりで、一方を公道に連絡している私道および区長が特に必要と認める私道（助成は90％）

防犯灯助成状況　（令和７年度）

地域別	京橋地域	日本橋地域	月島地域	計
助成基数	6基（LED）	6	13	25

安全施設の設置状況　（令和７年度）

種別＼地域別	京橋地域	日本橋地域	月島地域	計
防護柵	13,137m	10,321	12,838	36,296
ボラード※	1,492本	1,737	648	3,877
道路反射鏡	126基	122	69	317
通学路標識	177基	115	104	396
視覚障害者誘導用ブロック	1,410カ所	1,541	483	3,434

※歩道に設置している車止め

横断歩道橋現況　（階段部除く）

	橋　名	路線名	位　置	橋長	有効幅員	橋面積
京橋地域	宝町歩道橋	都道（主要地方道316号）	京橋２－９～２－16	39.6m	3.0m	134.7㎡
	銀東一歩道橋	〃	銀座１－14～１－20	37.2	3.0	126.6
	昭和通り銀座歩道橋	〃	銀座７－14～８－13	147.1	4.0	682.7
	銀座東八丁目歩道橋	〃	銀座８－13～８－15	112.1	1.5	190.5
	区立二中前歩道橋	〃（特例都道473号）	入船３－10～明石町１	30.0	1.5	57.0
	築地歩道橋	〃（主要地方道50号）	築地２－13～３－15	27.4	1.5	52.0
	新川一丁目歩道橋	〃（　〃　10号）	新川１－17～１－16	26.4	1.5	50.1
日本橋地域	本町歩道橋	国　道　４号	日本橋本町４－５～４－12	43.5	2.3	97.9
	日本橋中学校前歩道橋	特別区道中日第６号	東日本橋１－10先	25.4	2.0	50.8
	久松歩道橋	〃　第３号	日本橋久松町12～東日本橋１－１	26.4	1.5	39.6
	江戸橋南詰歩道橋	都道（主要地方道316号）	日本橋１－10～１－18	41.6	1.5	83.2
	江戸橋歩道橋	〃	日本橋２－11～２－12	36.9	3.0	125.3
	蛎殻町歩道橋	特別区道中日第251号	日本橋蛎殻町２－１～日本橋箱崎町42	21.5	2.3	49.4
月島地域	晴海一丁目歩道橋	都道（主要地方道304号）	晴海１－４～２－１	72.4	1.5	144.5
	なかよし歩道橋	特別区道中月第807号	晴海１－７～１－６	21.9	3.0	83.2
	ふれあい歩道橋	〃　第810号	晴海１－８～１－７	26.4	3.0	100.3
	さざなみ歩道橋	〃	晴海１－８～１－６	26.3	3.1	92.0
	晴海歩道橋	都道（主要地方道304号）	晴海１－８～３－２	42.3	1.5	80.5
	晴海三丁目歩道橋	〃	〃	50.0	2.0	130.0

地下横断歩道などの現況

	名　称	路線名	位　置	延長	有効幅員	面積
京橋地域	銀座地下歩道	都道（主要地方道304号）	銀座四丁目地内	165.0m	9.0m	1,485.0㎡
日本橋地域	本　町地下道	都道（主要地方道316号）	日本橋本町二丁目地内	74.7m	3.0m	224.1㎡
	あやめ　〃	〃（特例都道474号）	日本橋浜町三丁目中洲地内	43.2	3.1	133.9
	浅草橋地下横断歩道	国　道　６号	日本橋馬喰町一・二丁目横山町地内	273.2	4.0	1,092.8
	日本橋室町二丁目地下歩道	国　道　４号	日本橋室町二丁目地内	107.5	5.2	559.4
	日本橋室町一丁目地下歩道	〃	日本橋室町一丁目地内	198.0	7.3	1,445.3
	日本橋地下歩道	〃	日本橋室町二丁目地内	97.0	5.0～6.2	497.0
	日本橋室町一・二丁目地下歩道	〃	日本橋室町一・二丁目地内	90.0	4.9～10.7	738.9
	日本橋室町三丁目地下歩道	〃	日本橋室町三丁目地内	68.6	7.0～9.0	569.5
	〃	〃	〃	33.6	4.5	151.2
	〃	〃	〃	21.8	6.3	98.1

公園・緑地

公園や緑地は人々に安らぎを与えるとともに、児童の遊びや青少年の運動、情操教育の場である。また、都市環境の改善や生き物の生息環境、火災・地震などの災害時の避難場所としての機能も有している。このように、公園や緑地は人々が健康で安全な生活を営む上で、欠くことのできない重要な施設である。

区では、花と緑に囲まれた美しいまちづくりを目指し「花の都中央区宣言」（平成元年）や「中央区緑の基本計画」（平成31年３月）に基づき、区民と行政が一丸となって積極的な緑化推進に取り組んでいる。平成29年度に調査した区の緑被率は10.7％で、平成16年度の調査値9.1％に比べ1.6ポイント増加している。

公園の整備については、開発事業や都によるスーパー堤防事業および朝潮運河の護岸整備事業などと連携して新設整備を進めている。あわせて、老朽化が進んだ公園は地域特性やニーズに配慮した改修や、「中央区公園の魅力向上に向けた官民連携方針」（令和４年）に基づく、官民連携事業（P-PFI）を行うなど、機能の更新を図っている。また、公園などのまとまった緑の拠点と街路樹や河川・運河沿いの緑を結ぶことで、水とみどりのネットワークを形成している。都市機能が集中し、土地の確保が難しい本区では、建物の屋上や壁面の緑化整備・拡充も積極的に進めており、民間施設については「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」（平成24年）に基づき緑化の指導を行うとともに、整備に対する助成により支援を行っている。また、「中央区グリーンインフラガイドライン」（令和４年３月）を策定し、区のみならずさまざまな立場の方々が、緑地や水辺の創出・維持管理において、水と緑が持つ多様な機能を活用することを推進している。公園や花壇の維持管理については、区民・事業者・地域と区のパートナーシップの構築も不可欠である。「中央区緑のアダプト活動実施要綱」（平成22年）により、区民や事業者などボランティアによる花壇の維持管理などの緑化活動、地域による公園清掃や見守りなど自主管理活動を促進している。

区立公園現況

区分／公園名	所在地	面積
楓川久安橋公園	京橋１－19－13先	1,530.45
水谷橋公園	銀座１－12－６	612.72
京橋公園	銀座１－25－２	2,193.68
数寄屋橋公園	銀座 4－1－2 / 5－1－1	4,363.31
築地川采女橋公園	銀座６－18－１	816.95
楓川新富橋公園	新富２－１－14先	581.81
桜川公園	入船１－１－１	5,113.54
桜川屋上公園	湊１－１－２	2,702.80
鉄砲洲児童公園	湊１－５－１	2,963.53
湊公園	湊２－16－21	1,600.98
明石児童公園	明石町６－５	1,185.12
明石町河岸公園	明石町８先	4,071.43
築地川亀井橋公園	築地１－６－１先	1,768.59
築地川祝橋公園	築地１－11－13先	1,441.32
築地川銀座公園	築地１－13－20先	2,301.45
築地川公園	明石町10－２	14,066.58
市場橋公園	築地４－15－２	1,854.48
築地川千代橋公園	築地５－１－１先	1,915.91
はとば公園	築地６－19－24	1,966.78
あかつき公園	築地７－19－１	12,174.07
楓川宝橋公園	八丁堀 2－1－12 / 3－1－20先	960.56
楓川弾正橋公園	八丁堀 3－2 / 4－1－12先	990.57
越前堀児童公園	新川１－12－１	3,060.23
新川公園	新川１－31－１	7,536.41
京橋地域	計　24カ所	77,773.27㎡
常盤公園	日本橋本石町４－４－３	1,420.35
地蔵橋公園	日本橋本町４－５－11	414.24
十思公園	日本橋小伝馬町５－２	2,084.26
堀留児童公園	日本橋堀留町１－１－16	4,096.59
久松児童公園	日本橋富沢町16－６	3,617.54
蛎殻町公園	日本橋蛎殻町２－10－６	5,902.88
箱崎川第一公園	日本橋箱崎町２－１	1,483.90
箱崎川第二公園	日本橋箱崎町３－１	3,169.02
箱崎公園	日本橋箱崎町18－18	2,435.50
千代田公園	東日本橋１－10－２	2,182.90
浜町公園	日本橋浜町２－59－１	47,452.83
あやめ第二公園	日本橋中洲13－１	3,512.15
中洲公園	日本橋中洲13－13先	2,494.25
あやめ第一公園	日本橋中洲14－１	2,443.00
楓川新場橋公園	日本橋兜町 11－15 / 18－14先	132.23
坂本町公園	日本橋兜町15－３	5,192.46
日本橋地域	計　16カ所	88,034.10㎡
佃公園	佃１－11－４	24,366.43
石川島公園	佃２－１－５	32,700.20
わたし公園	月島３－24－11	350.06
月島第一児童公園	月島４－２－１	3,768.59
月島第二児童公園	勝どき１－９－８	5,189.30
勝どき五丁目親水公園	勝どき５－２－19先	2,126.34
勝どき見晴らし公園	勝どき５－７先	1,774.22
勝どき六丁目親水公園	勝どき６－２先	669.75
豊海児童公園	勝どき６－６－６	1,133.19
豊海運動公園	豊海町３－19	15,804.55
新月島公園	晴海１－３－29	18,949.13
晴海第二公園	晴海１－６－３	3,105.71
晴海第一公園	晴海１－７－３	4,117.73
晴海第三公園	晴海１－８－14	1,200.02
黎明橋公園	晴海３－１－６	7,103.16
佃三丁目公園	佃３－11－４先	1,876.59
朝潮運河親水公園	晴海３－６－７先	19,185.04
晴海臨海公園	晴海２－４－27	38,544.66
月島地域	計　18カ所	181,964.67㎡
合計	58カ所	347,772.04㎡

区立児童遊園現況

区分／児童遊園名	所在地	面積
紺屋橋児童遊園	八重洲２－11－９	110.62
弾正橋北西児童遊園	京橋２－18－１先	132.00
新金橋児童遊園	新富１－１－９	336.90
桜橋南西児童遊園	新富１－２－９	80.00
桜橋南東児童遊園	新富１－13－27	90.67
南高橋南西児童遊園	湊１－14－２	99.50
湊町第一児童遊園	湊２－16－16	156.00
湊町第二児童遊園	湊３－18－18	185.04
西八丁堀児童遊園	八丁堀３－１－４	271.30
弾正橋北東児童遊園	八丁堀３－２－４	83.00
中ノ橋北東児童遊園	八丁堀４－11－24	388.00
霊岸橋児童遊園	新川１－１－９	194.55
高橋北東児童遊園	新川２－９－13	223.00
高橋南東児童遊園	新川２－20－１	193.84
京橋地域	計　14カ所	2,544.42㎡
地蔵橋南東児童遊園	日本橋本町４－12－20	236.10
龍閑児童遊園	日本橋小伝馬町19－４	162.14
茅場橋北児童遊園	日本橋小網町 1－1／8－5 先	652.25

区分／児童遊園名	所在地	面積
小網町児童遊園	日本橋小網町９－１先	1,065.02
左衛門橋南東児童遊園	日本橋馬喰町２－７－16	113.00
両国橋際児童遊園	東日本橋２－25－８先	505.37
初音森児童遊園	東日本橋２－27－９	195.43
東日本橋児童遊園	東日本橋３－11－３	112.72
茅場橋南児童遊園	日本橋茅場町 1－1－1／1－14－14	642.41
新亀島橋北西児童遊園	日本橋茅場町２－17－１	80.47
新亀島橋南西児童遊園	日本橋茅場町３－13－８	107.00
日本橋地域	計　11カ所	3,871.91㎡
佃三丁目児童遊園	佃３－６－８	581.27
月島一丁目児童遊園	月島１－15－１先	289.30
月島二丁目児童遊園	月島２－１－９先	558.74
月島駅前児童遊園	月島２－８－11	942.12
月島三丁目児童遊園	月島３－１－１先	1,710.41
勝どき二丁目児童遊園	勝どき２－１－８先	346.00
月島地域	計　６カ所	4,427.84㎡
合計	31カ所	10,844.17㎡

緑地帯現況

地域別	京橋地域		日本橋地域		月島地域		計	
	設置数	面積	設置数	面積	設置数	面積	設置数	面積
緑地帯	107カ所	28,265.2㎡	66カ所	24,403.3㎡	44カ所	24,949.0㎡	217カ所	77,617.5㎡

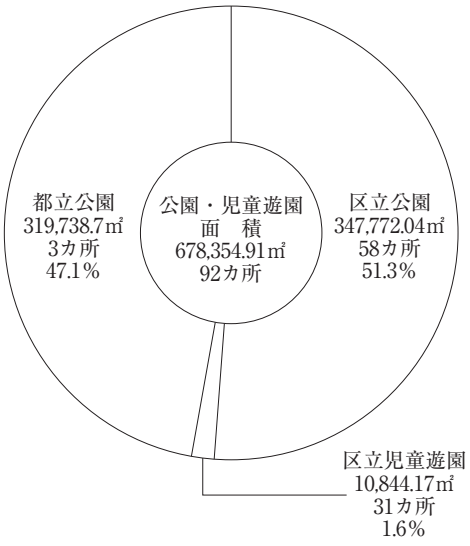
◎浜町川緑道4,584.9㎡、月島川みどりの散歩道4,681.0㎡、箱崎河岸緑道4,389.0㎡、隅田川月島緑道2,163.0㎡、浜町河岸緑道2,991.6㎡を含む。

区民１人当たり公園面積　（児童遊園を含む）

中央区	3.53㎡
東京23区	4.39㎡

令和８年４月１日現在人口191,846人
◎東京23区は、令和７年４月１日現在

公園、児童遊園の施設数と面積の割合



街路樹植栽箇所数の現況（令和８年４月１日）

種別	京橋地域	日本橋地域	月島地域	計
サクラ	116本	520本	226本	862本
イチョウ	382	238	66	686
スズカケノキ	245	352	0	597
ヤナギ	369	182	50	601
ハナミズキ	287	178	48	513
トウカエデ	253	127	102	482
サルスベリ	293	148	40	481
クスノキ	0	21	319	340
ヤマボウシ	66	230	51	347
シナノキ	233	0	0	233
アオギリ	210	15	0	225
ユリノキ	121	101	0	222
タブノキ	1	0	194	195
モミジバフウ	27	149	0	176
ケヤキ	0	100	74	174
コブシ	105	17	13	135
モミジ	85	46	0	131
シラカシ	30	23	55	108
カツラ	17	90	0	107
シデコブシ	106	0	0	106
ナンキンハゼ	0	97	0	97
ヒトツバタゴ	85	0	0	85
トチノキ	76	0	0	76
ソヨゴ	8	0	44	52
エンジュ	36	1	0	37
ヤマモモ	0	21	16	37
ハナモモ	35	0	0	35
クロガネモチ	0	0	27	27
ホルトノキ	0	0	25	25
シマトネリコ	0	0	18	18
アラカシ	0	14	0	14
シャラノキ	0	9	0	9
イズモツバキ	8	0	0	8
ポプラ	5	0	1	6
モチノキ	0	2	0	2
モッコク	0	1	0	1
計	3,199	2,682	1,369	7,250

誕生記念植樹

21世紀を担う新生児誕生のお祝いと緑化意識の高揚のため、公園などに記念植樹を実施している。令和７年度の対象となる新生児1,868人のうち、応募者は1,216人であった。

花と苗木の即売会

緑の普及、啓発を図るため、草花や苗木の即売会を実施している。即売会では、堆肥の無料配布の他、緑の相談コーナーを開設し、園芸相談に応じている。また、区民から回収した園芸用土を再生した土も配布している。即売会は年間２回（５月、10月）、各２会場で実施している。

民間施設の緑化促進

区内の緑を増やすため、民間施設における接道部や屋上・壁面などの緑化および既存樹木の保護育成に対し、費用の一部を助成している。

民間緑化助成一覧

<table>
<tr><th colspan="3">助成区分</th><th>助成金額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">緑化事業</td><td colspan="2">接道部緑化</td><td>20,000円/㎡を限度として、住宅系建築物は要した経費の２/３、非住宅系建築物は１/２</td><td rowspan="4">緑化事業全体の限度額は200万円※</td></tr>
<tr><td colspan="2">接道部以外の地上部緑化</td><td>10,000円/㎡を限度として、住宅系建築物は要した経費の２/３、非住宅系建築物は１/２</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋上等緑化</td><td>屋上・ベランダ</td><td>30,000円/㎡を限度として、住宅系建築物は要した経費の２/３、非住宅系建築物は１/２</td></tr>
<tr><td>壁面</td><td>5,000円/㎡を限度として、住宅系建築物は要した経費の２/３、非住宅系建築物は１/２</td></tr>
<tr><td>保護育成</td><td colspan="2">樹木</td><td colspan="2">10,000円/本、年間100,000円を限度</td></tr>
</table>

※中央区二酸化炭素排出抑制システム実施要綱に定める取り組みを行っている者は、助成金額に５％を上乗せする。

中央区立桜川公園官民連携事業

再整備時期を迎えた桜川公園を対象として、魅力のある公園の整備と継続的な公園の魅力向上に繋がる管理運営を行うため、Park-PFI を活用した官民連携事業を実施しており、令和６年度は、事業者選定委員会の設置、公募設置等指針の公表や事業者の公募を行い、令和７年度は、公募設置等計画の認定（事業者の決定）、事業実施に関する協定締結や工事着工に向けた計画調整を行うなど、令和９年度の供用開始に向けて事業の推進を図っている。

公衆便所

公衆便所は１日２回（銀座地区など８カ所については３回）清掃を行い、清潔な状態を保つよう努めている。

また、高齢者や障害者などへの配慮や周辺環境との調和も踏まえ、老朽化の著しい箇所から順次改築し、バリアフリー化するとともに、災害時にも使用できるようピットの設置を進めている。

公衆便所の現況

京橋地域（28カ所）

名称	場所
新京橋際	京　橋３－11－８
京橋際	銀　座１－２－４
水谷橋公園内	〃　１－12－６
元豊玉橋際	〃　２－９－10
亀井橋際	〃　２－16－８先
数寄屋橋公園内	〃　５－１－１
元木挽橋際	〃　６－13－２
出雲橋際	〃　７－12－９
元八通八橋際	〃　８－11－８先
桜川公園内	入　船１－１－１
鉄砲洲児童公園内	湊　１－５－１
佃大橋西詰	明石町６－９先
築地川公園内	〃　10－２
築地二丁目	築　地２－13－７
中央市場脇	〃　５－２－１
門跡橋東	〃　６－１－11
はとば公園内	〃　６－19－24
勝鬨橋西詰	〃　６－20－10
元備前橋際	〃　７－５－16
元南明橋際	〃　７－19－１
久安橋際	八丁堀２－１－１
湊橋際	新　川１－１－１
霊岸橋際	〃　１－３－１
越前堀児童公園内	〃　１－12－１
東新川橋際	〃　１－25－９
新川公園内	〃　１－31－１
亀島橋際	〃　２－９－１
高橋際	〃　２－９－13

日本橋地域（25カ所）

名称	場所
常盤公園内	日本橋本石町４－４－３
江戸桜通り地下	〃　室　町１－５－７
日本橋際	〃　〃　１－８－１先
江戸橋際	〃　本　町１－10－１先
堀留児童公園内	〃　堀留町１－１－16
十思公園内	〃　小伝馬町５－２
鎧橋際	〃　小網町８－１先
小網町二丁目	日本橋小網町９－１先
蛎殻町公園内	〃　蛎殻町２－10－６
箱崎川第二公園内	〃　箱崎町３－１
箱崎公園内	〃　〃　18－18
隅田川大橋際	〃　〃　19－35先
箱崎町	〃　〃　22－７
左衛門橋際	〃　馬喰町２－７－17
千代田公園内	東日本橋１－10－２
久松児童公園内	日本橋久松町１－１
浜町公園内西側	〃　浜　町２－59－１
浜町公園内南側	〃　〃　２－59－１
菖蒲橋際	〃　〃　３－17－９
あやめ第一公園内	〃　中　洲14－１
西河岸橋際	八重洲１－１－１先
茅場橋際	日本橋茅場町１－14－15
新亀島橋際	〃　〃　２－17－１
坂本町公園内	〃　兜　町15－２
新場橋際	〃　〃　18－１

月島地域（18カ所）

名称	場所
佃渡跡	佃　１－３－14先
佃小橋際	〃　１－10－11
佃公園内	〃　１－11－４
石川島公園内	〃　２－１－５
相生橋際	〃　２－２－１
元新月橋際	月　島１－２－９
わたし公園内	〃　３－24－11
西仲橋際	〃　３－31－１
月島第一児童公園内	〃　４－２－１
月島第二児童公園内	勝どき１－９－８
勝どき四丁目	〃　４－13－９
豊海児童公園内	〃　６－６－６
豊海運動公園内	豊海町３－19
新月島公園内	晴　海１－３－29
晴海第一公園内	〃　１－７－３
晴海臨海公園内	〃　２－４－27
黎明橋公園内	〃　３－１－６
晴海五丁目ターミナル内	〃　５－１－30

設置箇所合計　71カ所

◎この他に簡易便所13カ所

区内の都立公園

浜離宮恩賜庭園

潮入の池と二つの鴨場を持つ代表的な江戸時代の大名庭園である。ここは寛永年代（1624～1644）までは将軍家の鷹狩場で一面芦原で、ここに初めて屋敷を建てたのは、４代将軍家綱の弟で甲府宰相の綱重である。承応３年（1654）綱重は将軍からこの場を賜り、海を埋め立てて、甲府浜屋敷と呼ばれる別邸を建て、その後綱重の子、家宣が６代将軍になったのを契機に、この屋敷は将軍家のものとなり、名称も浜御殿と改められた。以来幾度かの改修工事が行われ11代将軍家斉の時にほぼ現在の庭園の姿が完成した。

明治維新により皇室の離宮となり名前も浜離宮となった。その後関東大震災や戦災によって、御茶屋など数々の建造物や樹木が損傷し、往時の面影はなくなったが、昭和20年11月３日、都に下賜され整備の上、有料公開した。なお、昭和27年11月には「文化財保護法」に基づいて、国の特別名勝、特別史跡に指定された。総面積は250,215.72㎡である。

晴海ふ頭公園・晴海緑道公園（海上公園）

東京の南東部に位置し、区部のほぼ３分の１の面積を有する葛西沖から羽田沖までの海域を都民の自然との触れ合いの場として保全し利用するために、従来の埋め立て地に計画されていた近隣公園の他に、海上公園を体系的に整備しようとする都の基本構想に基づき昭和47年を初年度として、昭和55年を完成目標に海上公園計画が決定された。

晴海ふ頭公園は都において、晴海地区の環境整備計画の一環として、従来の古いふ頭の合理化を図り、都民が港に親しみ、また浜離宮の森と景観的に一体となった緑豊かなふ頭公園として、昭和50年12月１日から一般に開放された。平成29年10月から公園改修工事のため休園していたが、令和４年10月に供用を開始した。面積は35,501.81㎡である。また、晴海ふ頭公園と晴海臨海公園を結ぶ位置にある全長約１kmの晴海緑道公園も、令和４年10月に供用を開始した。面積は34,021.17㎡である。

河　　川

区内における一級河川は荒川水系の隅田川があり、神田川・日本橋川および亀島川が合流しながら、また月島川は隅田川から分派し、いずれも東京湾に注いでいる。二級河川は築地川・汐留川が指定されている。

河川の管理は都の所管となっているが、区は、その一部を「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」の範囲内において河川の維持管理および河川の占用・使用の許認可事務を行っている。

都では、治水上はもちろん、船の安全な航行のため、川底の堆積土砂やヘドロのしゅんせつを実施している。また、令和３年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、耐震・耐水対策を実施している。

さらに、都は隅田川の水辺環境の創出と、洪水や高潮および大地震などに対する安全性の向上を目指し、スーパー堤防などの整備を進めている。この堤防整備に先行して実施しているテラス整備を含めると、区内での完成率は約９割に達している。

船着場

船着場は、快適で潤いのある水辺空間やにぎわいを創出する舟運の拠点となるとともに、災害時における物資の円滑な水上輸送など防災機能の向上に資する施設であり、区では現在、３カ所の船着場を管理している。

・日本橋川常盤橋防災船着場
　供用開始　平成12年度
　場所　日本橋本石町二丁目１番先
　形状　長さ43.1m　幅2.85m（２段構造）
・日本橋船着場
　供用開始　平成23年度
　場所　日本橋一丁目９番先
　形状　浮桟橋（長さ20m　幅６m　バリアフリー対応）
・朝潮運河船着場
　供用開始　平成22年度
　場所　勝どき四丁目６番先
　形状　浮桟橋（長さ60m　幅4.7m　バリアフリー対応）
　※令和５年５月15日移転

河川占用許可状況　（令和７年度）

地域別	京橋地域	日本橋地域	月島地域	計
河川占用	66件	131	27	224

◎定期更新分を含む。

一級河川荒川水系

河川名		区間		延長（中央区管内）
		上流端	下流端	
京橋地域	隅田川	左岸：北区志茂五丁目地先（荒川からの分派点岩淵水門） 右岸：〃	東京湾	2,580m
	亀島川	左岸：中央区新川一丁目地先（日本橋川からの分派点） 右岸：〃　日本橋茅場町一丁目地先	隅田川への合流点	730
	計			3,310
日本橋地域	隅田川	左岸：北区志茂五丁目地先（荒川からの分派点岩淵水門） 右岸：〃	東京湾	2,180
	神田川	左岸：三鷹市井の頭三丁目地先（井の頭水門） 右岸：〃	隅田川への合流点	510
	日本橋川	左岸：千代田区三崎町三丁目地先（神田川からの分派点） 右岸：〃　飯田橋三丁目地先	〃	2,300
	亀島川	左岸：中央区新川一丁目地先（日本橋川からの分派点） 右岸：〃　日本橋茅場町一丁目地先	〃	460
	計			5,450
月島地域	隅田川	左岸：北区志茂五丁目地先（荒川からの分派点岩淵水門） 右岸：〃	東京湾	830
	月島川	左岸：中央区月島三丁目地先（隅田川からの分派点） 右岸：〃　勝どき一丁目地先	〃	530
	計			1,360
合計				10,120

二級河川単独水系

河川名		区間		延長（中央区管内）
		上流端	下流端	
京橋地域	築地川	左岸：中央区銀座八丁目地先 右岸：〃　築地五丁目地先（汐留川分派点）	東京湾	750m
	汐留川	左岸：中央区銀座八丁目地先 右岸：港区汐留無番地先　（汐留橋下流10m 先）	〃	900
計				1,650

東京港の高潮対策

低地対策事業の一環として、地盤沈下の著しい地域（江東地区、城北地区）および東京港に接する城南地区など周辺の低地域を高潮の災害から守るため、都は昭和９年に「総合高潮防御計画」を策定し、以後護岸かさ上げなどの護岸改修事業、恒久的な高潮対策としての外郭堤防修築事業などを実施してきた。

しかし、昭和34年９月名古屋地方に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風を契機として、東京港における従来の水害対策と高潮対策を再検討し、昭和35年に新たに10カ年計画の「東京港特別高潮対策事業計画」を策定し、対象区域も江東デルタ地帯中心から東京港全域に広げることとなった。

ところが、昭和36年の第２室戸台風による被害が甚大であり、早急な整備が必要とされたため、東京港臨海部、特に江東、月島、晴海、港南の低地帯に対する高潮対策事業を10カ年計画の枠内で、昭和38年度を初年度として緊急３カ年計画をもって整備した結果、昭和40年度に最も危険度

の高い地域の一部について整備が完了した。その後、港南地区の一部と港地区外郭施設も完成した。

なお、月島・晴海両地区は昭和40年度に整備が完了している。

都は規則に基づき定期的な水門の点検を実施しており、地震時の震度が４の場合は状況に応じて、震度５弱以上または津波警報が発令された場合は直ちに全水門を閉鎖することになっている。

東京港ではこれまで、平成24年12月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、大規模地震を対象として、防潮堤・内部護岸などの耐震性を強化するとともに、水門や排水機場の耐震・耐水対策に取り組んできた。

こうした中、国が令和２年11月に「海岸保全基本方針」を変更したことや、令和４年12月に策定した「TOKYO 強靭化プロジェクト」における今後の方向性で示した、気候変動がもたらす影響への対応方針に基づき、令和５年３月に「東京港沿岸海岸保全基本計画［東京都区間］」を改定するとともに、同基本計画に基づき、令和４年度を初年度とした10カ年計画の「東京港海岸保全施設整備計画」を策定した。

外郭施設状況　　令和７年４月１日現在（港湾局管内）

地区名	江東				中央		港			港南	計
保守担当名	東部						南部				
施設名　区域名	砂町	辰巳	豊洲	豊洲六	晴海	月島	竹芝	芝浦	品川	呑川	
水門	1	2	2	—	1	2	2	2	3	—	15カ所
排水機場	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	2
陸こう	—	1	—	—	1	—	5	13	—	—	20
逆流防止扉	—	—	2	—	1	3	1	4	15	—	26
防潮堤	2,453	2,999	2,391	2,757	3,882	1,260	1,372	3,336	8,272	8,579	37,301m

土木関連事業

駐車場

都心部では、自動車交通による道路の混雑や渋滞、買い物や荷さばき車の路上駐車により交通障害が生じている。

このため、道路交通の円滑化を図り、交通の利便と都市機能の維持や向上を目的として、駐車場の整備を図ってきた。

また、平成16年の「道路交通法」および平成18年の「駐車場法」の各法律の改正により、違法駐車の取り締まりが強化されるとともに、自動二輪車駐車場の整備が求められている。

路外駐車場

比較的長時間の駐車需要に対応するため設置され「都市計画法」に基づく都市計画駐車場、「駐車場法」に基づく大規模建築物の付置義務駐車場ならびに届出駐車場がある（届出駐車場については303頁参照）。

パーキング・メーター

道路上における無秩序な駐車を規制するとともに、地域の実情に応じた短時間駐車の需要に対応するため、道路幅員や交通量などを考慮して設置されている。

中央区警察署別パーキング・メーター駐車枠設置状況

署別	台数
中央	859台
久松	528
築地	913
月島	94
計	2,394

都市計画自動車駐車場現況

区分／名称	位置	面積	収容台数	構造
八重洲（ヤエチカパーキング西）	八重洲一・二丁目、千代田区丸の内一丁目各地内	1.62ha	290台	地下１層
八重洲第１（八重洲）	日本橋三丁目、京橋一丁目各地内	0.71	265	地下２層
八重洲第２（ヤエチカパーキング東）	八重洲一・二丁目、日本橋三丁目、京橋一丁目各地内	1.2	269	地下２層
汐留	銀座八丁目、港区東新橋一丁目各地内	1.13	455	地下２層
京橋（銀座）	京橋三丁目、銀座一丁目、八重洲二丁目、千代田区丸の内三丁目各地内	0.92	247	地上１層地下１層
江戸橋（日本橋兜町）	日本橋一・二丁目、日本橋兜町各地内	1.16	939	地上２層地下２層
西銀座	銀座五～八丁目各地内	1.96	688	地下２層
昭和通り第１（日本橋）	日本橋一～三丁目各地内	0.85	190	地下１層
昭和通り第２（宝町）	日本橋三丁目、京橋一～三丁目各地内	0.79	190	
昭和通り第３（新京橋）	京橋三丁目、銀座一～三丁目各地内	0.90	220	
昭和通り第４（東銀座）	銀座五～八丁目各地内	0.80	180	
本町（日本橋本町）	日本橋本町一・二丁目各地内	1.0	306	
白魚橋（銀座一丁目）	京橋三丁目、銀座一丁目各地内	0.28	226	地上２層地下２層
東銀座（銀座東）	銀座六丁目地内	0.47	70	地下１層
箱崎（TCAT）	日本橋箱崎町、日本橋中洲各地内	1.2	404	地上２層地下１層
築地（築地川第一）	築地四～六丁目各地内	0.3	231	地表式
蛎殻町（ロイヤルパークホテル）	日本橋蛎殻町二丁目地内	0.43	186	地下２層
浜町公園（浜町公園地下）	日本橋浜町二丁目地内	0.96	185	地下１層
銀座八丁目（銀座地下）	銀座七・八丁目各地内	0.47	104	地下１層
銀座四丁目（銀座四丁目公共）	銀座四丁目地内	0.29	96	地下２層
計		17.44	5,741	

◎（　）内は営業上の名称、収容台数は令和７年３月末時点

公有水面埋立事業

昭和30年代から40年代の著しい経済成長は、一面において工場排水、家庭雑廃水などの流入による都市河川の水質悪化をもたらした。また高速道路の建設などにより、河川としての機能が低下した水域がごみの不法投棄の場所となり、美観が損なわれていた。このため、道路、公園、駐車場などの都市施設を整備するとともに、美観の向上を目的として、公有水面埋立事業が行われてきた（317頁参照）。

また、晴海二丁目、四丁目および五丁目各地先においては、晴海地区の開発整備に伴い、高潮、津波など水害から市街地を守るため、親水性を備えた防潮堤と緑地の確保を目的として、面積約51,566㎡の公有水面埋立事業が、都により行われてきた。背後地の開発などに併せ順次整備が進められ、平成26年３月までに、全て竣工（しゅんこう）した。

埋立箇所

埋立箇所	位置	埋立免許取得年月日	工事着工年月	完成年月	工事主体	埋立面積	用途
築地川	明石町11番先（堺橋上流端） 築地七丁目18番先（明石橋下流端）　間	昭和42年 7月14日	昭和42年 11月	昭和46年 10月	中央区	㎡ 15,028.02	公園敷地 道路敷地
桜川	八丁堀四丁目５番先（中ノ橋上流端） 湊一丁目１番先（八丁堀橋下流端）　間	昭和44年 1月30日	昭和44年 3月	昭和47年 2月	中央区	9,025.24	公園敷地 敬老館敷地
公有水面（郵船堀）	日本橋箱崎町36番先	昭和47年 8月14日	昭和47年 12月	昭和48年 12月	中央区	914.5	―
箱崎川 浜町川	日本橋箱崎町２番先～日本橋中洲６番先 日本橋中洲２番先～日本橋箱崎町44番先 日本橋浜町二丁目11番先 日本橋蛎殻町二丁目10番先間	昭和43年 4月22日	昭和43年 8月	昭和49年 5月	首都高速道路公団	52,845.70	道路敷地
築地川 東支川	築地四丁目１番先（北門橋上流） 築地五丁目１番先（市場橋上流端）　間	昭和52年 6月3日	昭和52年 8月	昭和53年 3月	中央区	5,422.25	公園敷地 社会教育会館敷地
桜川	八丁堀四丁目12番先 湊一丁目８番先　間	昭和53年 6月20日	昭和53年 9月	昭和61年 1月	東京都	6,428.87	下水道敷地 道路敷地
築地川 東支川	築地四丁目６番先（市場橋上流端） 築地五丁目２番先（小田原橋際）　間	昭和57年 11月25日	昭和58年 2月	昭和60年 2月	中央区	5,347.62	道路敷地 駐車場敷地
佃川	佃三丁目６番先 月島二丁目２番先	昭和58年 8月25日	昭和58年 11月	昭和62年 4月	東京都	8,051.38	道路敷地
築地川 南支川 築地川 東支川	築地七丁目１番先（備前橋下流端） 築地四丁目14番先（小田原橋下流端）　間 築地四丁目14番先（小田原橋際） 築地五丁目２番先　間	昭和59年 12月19日	昭和60年 3月	昭和62年 4月	中央区	9,600.09	道路敷地 駐車場敷地
朝潮運河 豊海入江	豊海町２番先 ３番先	昭和59年 3月15日	昭和59年 5月	昭和62年 6月	中央区	18,001.16	緑地
築地川 東支川	築地六丁目27番先（小田原橋際） 築地五丁目２番先（海幸橋下流端）　間	平成３年 10月25日	平成３年 11月	平成10年 5月	中央区	2,709.05	住宅敷地 駐車場敷地 道路敷地
築地川 東支川	築地五丁目２番先（海幸橋際） 築地六丁目20番先（築地川東支川水門際）　間	平成４年 9月29日	平成４年 12月	平成６年 11月	東京都	5,397.81	卸売市場用地
豊洲・晴海水際線	晴海二丁目３番先 晴海四丁目３番先　間	平成11年 5月21日	平成11年 8月	平成18年 9月	東京都	21,265.12	緑地
豊洲・晴海水際線	晴海二丁目３番先 晴海二丁目１番先　間	平成11年 5月21日	平成11年 8月	平成19年 9月	東京都	8,530.01	緑地 ふ頭用地
豊洲・晴海水際線	晴海四丁目１番先 晴海五丁目13番先　間	平成11年 5月21日	平成11年 8月	平成26年 3月	東京都	21,771.44	緑地

公有水面の活用

都市の中の貴重な自然である運河・河川を活用し、親水性や水辺の回遊性に配慮した安全・快適な水辺環境の整備・充実を図っている。

令和５年７月に策定した「中央区水辺環境の活用構想」を実現するために、水辺を中心とした自然や憩いの場の確保、にぎわいのある空間の創出など、水辺環境のさらなる整備に向けた検討を実施している。

朝潮運河

誰もが快適に水辺の散策を楽しめる環境を整備するため、都の耐震護岸工事と連携しながら親水公園の整備を進めている。平成21年12月以降、晴海三丁目前、月島二丁目前、晴海五丁目（東側）前、晴海一丁目前、令和５年８月には、勝どき四丁目前、令和６年２月には晴海五丁目（西側）前で整備し、供用を開始している。

また、地域住民、NPO などの民間団体により「朝潮地区運河ルネサンス協議会」が設立され、運河の魅力やにぎわいの創出を目的とした取り組みが進められており、区もこれらの活動に対して支援を行っている。

区内主要事業

都市高速道路

人口・産業・経済の集中や生活圏の広域化などに伴い、東京圏の自動車交通量は高い水準で推移し、特に交差点の交通渋滞は広域的に悪化している。

このような交通状況の改善対策として、交差点の立体化や交通規制などがなされてきたが、深刻化する交通渋滞を大幅に緩和し、広域的な都市活動を支える交通網を形成するため、一般街路と分離した平面交差のない高架または地下の自動車専用道路が計画された。

当初は８路線２分岐線、延長約71㎞に及ぶ都市高速道路網が昭和34年８月18日に都市計画決定された。その後新路線の追加、既定路線の延伸などの計画変更があり、令和８年４月現在、都市計画決定されている路線は18路線３分岐線、延長は約222㎞である。

１　１号線

羽田空港から日本橋本町間は昭和39年８月に開通しており、本町二・四丁目地先の高架橋460ｍも同44年５月31日に完成し、これにより羽田三丁目神奈川県境から上野駅付近まで全線開通となった。

２　４号線

東京駅八重洲口広場下の駐車場建設と同時に施工し、450ｍについて昭和42年２月１日に着手し、同44年３月31日に竣工（しゅんこう）した。

なお、中央区八重洲二丁目付近から千代田区大手町付近間は、昭和48年２月15日開通し、これで全線開通となった。

３　４号線分岐線

日本橋本石町一丁目付近から同兜町付近まで全線開通している。

４　６号線

日本橋小網町から同蛎殻町一・二丁目を経て、同浜町一～三丁目地先の高架橋2,874ｍを昭和41年12月16日着手、同46年３月21日をもって全線開通している。

５　９号線

日本橋箱崎町から湾岸線取付部分間約5.8㎞について、昭和40年３月に計画決定がなされ、同46年３月に事業決定を行うとともに事業に着手し、同55年２月５日全線開通した。

６　晴海線

湾岸線江東区有明付近から江東区豊洲、晴海、勝どきを経て１号線の築地付近まで約5.1㎞について、平成５年７月に計画決定がなされた。そのうち、有明付近から晴海付近間約2.7㎞については同14年２月に事業決定され、有明から豊洲間が同21年２月11日に、豊洲から晴海間が同30年３月10日に開通した。その後、令和５年12月18日に一部区間を廃止する都市計画変更がなされた。

７　首都高速道路日本橋区間地下化

日本橋上空の首都高速道路は、1963年の開通から半世紀以上が経過し、老朽化による更新が必要とされてきたことから地下化の検討が行われてきた。構造物の長期的な安全性や車道空間の確保による走行性の向上、江戸橋ジャンクション周辺の交通状況の改善、さらに歴史や文化を踏まえた日本橋の顔づくりに向け、令和元年10月11日に都市計画が決定された。

その後、令和２年４月30日に事業認可がされ、11月から各地下埋設企業者による移設工事に着手し、令和６年３月に呉服橋出入口と江戸橋出入口の撤去が完了し、令和７年４月５日に高速八重洲線の長期通行止めを実施した。現在、地下ルートと干渉する高速都心環状線の既設橋脚を事前に撤去するため、既設上部工を受替える仮受橋脚の設置工事などが行われている。

事業区間：千代田区内神田二丁目～中央区日本橋小網町
延　　長：約1.8㎞

８　新京橋連結路（地下）の新設

首都高速道路日本橋区間地下化に伴い、江戸橋ジャンクションの都心環状線連結路を廃止し、都心環状線を利用する車を八重洲線に転換することとした。八重洲線と接続する東京高速道路（KK 線）は、大型車の通行に対応していないことから、「首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会」において、新たな都心環状ルートとなる新京橋連結路（地下）の整備案が示され、令和５年12月18日に都市計画決定、令和６年６月18日に事業が認可された。

現在、八重洲において、本体工事の支障となる下水道設備の移設工事などが行われている。

事業区間：中央区新富二丁目～八重洲二丁目
延　　長：約1.1km

９　首都高速都心環状線（築地川区間）の大規模更新事業

築地川区間は、建設後60年以上が経過し擁壁に多数の損傷が生じているとともに、古い基準で建設されていることから、現行基準を適用した耐久性の高い擁壁への更新（造り替え）を行う。

亀井橋から新金橋付近は新京橋連結路と一体区間として令和５年12月18日に都市計画決定、令和６年６月18日に事業が認可され、万年橋から亀井橋付近は令和７年６月16日に都市計画決定、令和７年８月26日に事業が認可された。

擁壁更新にあわせて、橋りょうの架け替えを伴う走行安全性の向上、新京橋連結路や高速晴海線との接続を見据えた付加車線の設置、高速道路の上部空間の活用（蓋掛け等）を図っていく。

事業区間：中央区築地五丁目～八丁堀三丁目
延　　長：約1.5km
※現在、築地一丁目から新富一丁目まで（万年橋～新金橋付近）事業着手

10　箱崎バスターミナル（シティエアターミナル）

都市間高速道路および幹線道路網の整備の進展に伴い、長距離バス路線の運行や空港～都心間の連絡路線など旅客輸送体系の転換が生じている。こうした中、都市交通の円滑化と都市生活環境保全、大型車乗り入れ規制やバス発着場の集約化を行うための都市計画施設がバスターミナル施設である。

区における施設としては、都市高速道路６号線と９号線を結ぶインターチェンジ部分を活用して、箱崎バスターミナルが昭和53年５月の成田空港の開港と同時に本格開業した。

都市鉄道

東京圏においては、公共交通、自動車交通の混雑が著しく、特に都心部においては、中枢管理機能をはじめ各種の業務機能の集中により慢性的な交通混雑を呈している。

また、郊外と都市部を結ぶ放射状の交通機関の混雑も激しく、これらの抜本的解決を図るためには、安全、確実、迅速かつ大量輸送のできる都市鉄道の一層の整備が求められている。

このため運輸政策審議会は、昭和60年および平成12年に「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画」を運輸大臣に答申し、計画に基づく整備が行われてきた（都市高速鉄道の現況については320頁参照）。

その後、平成28年４月に交通政策審議会は、令和12年ごろを念頭に置いた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」を国土交通大臣に答申し、東京圏の都市鉄道が目指すべき姿およびその姿を実現する上で意義のあるプロジェクトを示した。

なお、区では、鉄道駅のバリアフリー経路について、駅を利用する全ての人の利便性と安全性の向上のため、ホームから地上までのエレベーター設置を事業者に働きかけており、令和８年４月現在、27駅（JR を含む）において、確保されている。

１　地下鉄12号線（大江戸線）

大江戸線は、新宿副都心を起点として春日、上野御徒町、蔵前、森下、月島、大門、青山一丁目、新宿に戻る環状部とこれより東中野、練馬を経て光が丘に至る放射部からなる延長約41㎞の路線である。

このうち、放射部（約13㎞）については、昭和59年８月に都市計画決定され、練馬～光が丘間が平成３年12月10日に開通し、続いて新宿～練馬間が、同９年12月19日に開通した。

また、環状部（約28㎞）については、平成３年５月13日に都市計画決定され、同12年12月12日に全線開通した。区内には、月島・勝どき・築地市場駅の３駅が設置された。

開通後、周辺開発などにより乗降客数が大幅に増加した勝どき駅については、混雑緩和と利便性の向上を図るためホームの新設やコンコースの一体化、出入り口の増設が行われ、平成31年２月に供用開始された。

２　都心部・臨海地域地下鉄（臨海部～銀座～東京）

平成26年度から区が調査・検討を進めてきた都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線が、同28年４月に公表された交通政策審議会答申において「都心部・臨海地域地下鉄構想」として位置付けられた。

答申以降、本路線の早期実現を目指し、区内沿線地域の町会などの地元団体、区、中央区議会都心・臨海地下鉄新線整備促進議員連盟は、地域の方々が一致団結し、共に行動し、機運を高めるために、令和７年11月に８回目となる「都心・臨海地下鉄新線推進大会2025」を開催した。

区では、令和２・３年度に近年の開発動向や平成26・27年度の調査を踏まえた最新の輸送需要を推計し、収支採算性の検討および費用便益の分析を行い、検討の深度化を図った。

こうした中、令和３年７月の交通政策審議会答申において、同構想が「事業化に向けて関係者による検討の深度化を図るべきである」と示された。さらに、答申を踏まえ、事業計画の検討を行うため、同年９月に都は「都心部･臨海地域地下鉄構想　事業計画検討会」を設置し、令和４年11月に「都心部･臨海地域地下鉄構想　事業計画案」を公表した。その後、令和６年２月に都は、「事業化に向けた事業計画の検討に係る合意」について公表した。

都による事業計画の検討が進むなか、地域の実情に即した利便性の高い地下鉄となるよう、引き続き、国や都に働きかけていく。

また、令和６年12月に設立された「つくばエクスプレスと都心部・臨海地域地下鉄の接続事業化促進期成同盟会」への参加により、両路線の接続事業化の検討を加速させ、都心部・臨海地域地下鉄のさらなる早期実現を目指していく。

下水道事業

下水道は、日々の暮らしや経済活動によって汚れた水を浄化し、川や海に戻すことで、快適な生活環境と都市の水循環を支えている。また、宅地や道路などに降った雨水を速やかに排除して、市街地を浸水から守る役割を担っており、都市の活動やそこに暮らす人々の生活になくてはならない重要なインフラである。

東京都下水道局では、下水道の基本的な役割を担い続けるとともに、長期的な視点に立って下水道サービスのさらなる向上を図るため、令和８年度から５年間の事業運営の指針となる「経営計画2026」を策定した。

この計画は、「強靭な下水道の構築」「脱炭素・良好な水環境への貢献」「持続可能な経営基盤の確立」の３つの柱により各施策を体系立てて、取り組みを推進している。

都下水道局は、この経営計画の下、老朽化施設の再構築

や浸水対策、震災対策、公共用水域の水質向上への貢献、高度処理、エネルギー・地球温暖化対策などに必要な施設の整備を確実に進めるとともに、維持管理の充実に努めている。

区内の下水道は大正末期から敷設が始まり、特に日本橋、京橋地域については、早い時期から普及が進んだ。

近年、激甚化・頻発化する豪雨に対する取り組みの強化が必要とされる一方で、水辺環境への関心の高まりや地球環境保全への貢献が強く求められている。

このため、区内においては、老朽化対策や雨水排除能力の増強を図る管きょの再構築をはじめ、雨天時の河川や海に放出される汚濁負荷量の削減を図る公共用水域の水質向上への貢献、浸水に対する安全性を向上させるための地下街対策や浸水対策幹線の整備が行われている。

また、震災時の避難所における下水道機能の確保や緊急輸送道路を確保するため、マンホールと下水管の接続部の耐震化（非開削工法）やマンホールの浮上抑制対策（非開削工法）を実施している。

都市高速鉄道（地下鉄）現況

都市計画決定内容				区内の駅（鉄道名）
路線名	起点	終点	主な経過地域	
第１号線本線	大田区西馬込２	墨田区押上１	大田区西馬込２、品川区東五反田１、港区高輪２、新橋２、中央区日本橋１、台東区浅草橋１、駒形１、墨田区押上１	東日本橋駅、人形町駅、日本橋駅、宝町駅、東銀座駅（都営浅草線）
第２号線	目黒区上目黒２	足立区日ノ出町	渋谷区恵比寿南１、港区六本木６、虎ノ門５、千代田区霞が関２、中央区銀座４、日本橋茅場町１、千代田区神田佐久間町１、台東区東上野３、荒川区南千住４	小伝馬町駅、人形町駅、茅場町駅、八丁堀駅、築地駅、東銀座駅、銀座駅（東京メトロ日比谷線）
第３号線	渋谷区道玄坂１	台東区三ノ輪１	港区北青山２、赤坂３、新橋２、中央区銀座４、日本橋１、千代田区神田須田町１、台東区東上野５、浅草１	日本橋駅、三越前駅、京橋駅、銀座駅（東京メトロ銀座線）
第４号線本線	豊島区西池袋１	杉並区荻窪３	文京区小日向４、湯島１、千代田区大手町２、霞が関１、中央区銀座４、港区赤坂３、新宿区麹町６、新宿３、中野区本町４、杉並区成田東１	銀座駅（東京メトロ丸の内線）
第５号線	中野区中野３	千葉県船橋市山野町	新宿区高田馬場１、西早稲田１、千代田区飯田橋４、大手町２、中央区日本橋１、日本橋茅場町１、江東区門前仲町１、東陽４、江戸川区中葛西５、千葉県浦安市北栄１、市川市富浜１	日本橋駅、茅場町駅（東京メトロ東西線）
第８号線本線	練馬区練馬１	江東区新木場１	練馬区小竹町２、豊島区西池袋１、文京区大塚５、新宿区神楽坂１、千代田区九段北４、永田町１、有楽町１、中央区銀座１、新富２、江東区豊洲２	銀座一丁目駅、新富町駅、月島駅（東京メトロ有楽町線）
第10号線	世田谷区給田３	江戸川区篠崎町１	世田谷区南烏山３、松原１、渋谷区笹塚１、代々木２、新宿区市谷本村町、千代田区九段北２、岩本町３、中央区日本橋浜町２、江東区森下１、墨田区菊川３、江東区住吉１、江戸川区小松川１、西瑞江３	馬喰横山駅、浜町駅（都営新宿線）
第11号線	世田谷区玉川１	墨田区押上１	世田谷区用賀４、桜新町２、上馬４、太子堂２、池尻３、渋谷区道玄坂２、港区南青山５、南青山１、千代田区永田町２、麹町２、九段北１、神田神保町２、大手町１、中央区日本橋室町１、日本橋蛎殻町２、江東区白河１、住吉２、墨田区錦糸１、業平３	三越前駅、水天宮前駅（東京メトロ半蔵門線）
第12号線	新宿区西新宿２	練馬区光が丘７	新宿区西新宿１、新宿７、若松町、原町１、箪笥町、文京区後楽２、小石川１、本郷４、台東区上野４、元浅草１、寿３、墨田区横網１、江東区森下１、白河１、門前仲町２、中央区月島１、勝どき２、築地５、港区東新橋１、浜松町２、東麻布１、麻布十番１、六本木４、元赤坂２、新宿区霞ヶ丘町、渋谷区代々木１、代々木２、中野区中央２、新宿区上落合２、西落合３、中野区江原町３、練馬区練馬４、春日町３	築地市場駅、月島駅、勝どき駅（都営大江戸線）

東京都第一建設事務所

所在地　明石町２－４

庶　務　課　☎（3542）0682
管　理　課　☎（3542）1472
用　地　課　☎（3542）0152
工　事　課　☎（3542）1292
補　修　課　☎（3542）3722

東京都第一建設事務所は、千代田・中央・港の都心３区の都道と河川の整備、維持管理を所掌している。

中央区において、令和７年度の各事業は次のとおりである。

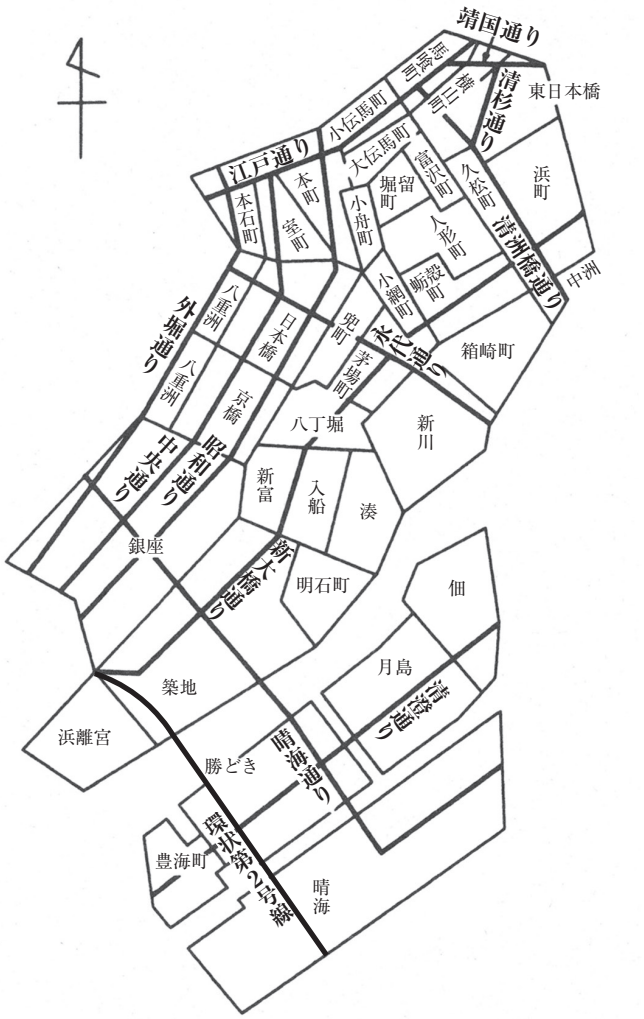
道路整備では、臨海部と都心部との交通ネットワークの強化、地域交通の円滑化を図るとともに、地域の防災性の向上に寄与する環状第２号線の整備を進め、令和４年12月に全線開通した。

道路維持管理では、道路を常に良好な状態に保ち、安全で快適な通行を確保するため、新大橋通りなどで路面補修工事を実施する。

また、橋りょうでは、勝鬨橋の長寿命化工事などを実施する。

河川の維持管理では、良好な河川環境の維持・確保のため、前年度同様、隅田川、日本橋川、亀島川など水面清掃を実施する。なお、隅田川テラスについては、関係機関と連携し整備を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

道路名称図



中央区管内都道延長・面積現況　　令和７年４月１現在

	路線名	起点	終点	延長	面積
				m	㎡
主要地方道　10	東京浦安	日本橋一丁目	江東区永代一丁目	1,514	54,139
〃　50	東京市川	銀座八丁目	江東区新大橋一丁目	4,004	143,186
〃　302	新宿両国	新宿区市谷田町一丁目	日本橋馬喰町一丁目	153	5,449
〃　304	日比谷豊洲埠頭東雲町	千代田区有楽町一丁目	江東区豊洲二丁目	4,126	182,395
〃　316	日本橋芝浦大森	日本橋本町三丁目	品川区東品川二丁目	3,240	143,068
主要地方道　計	５路線			13,037	528,237
特例都道　405	外濠環状	港区新橋一丁目	港区新橋二丁目	2,585	91,534
〃　407	丸の内室町	千代田区丸の内二丁目	日本橋室町三丁目	247	6,739
〃　408	八重洲宝町	八重洲一丁目	京橋一丁目	366	16,203
〃　463	上野月島	江東区越中島一丁目	勝どき一丁目	2,394	77,421
〃　473	新富晴海	新富二丁目	晴海一丁目	2,012	84,775
〃　474	浜町北砂町	日本橋浜町三丁目	江東区清澄一丁目	567	14,896
〃　475	永代葛西橋	江東区佐賀一丁目	日本橋箱崎町	614	21,836
特例都道　計	７路線			8,785	313,404
合　計	12路線			21,822	841,641

地下自動車道の現況（都道）

地域	名称	路線名	位置	延長	有効幅員	高さ
				m	m	m
京橋	東銀座地下自動車道	主要地方道　316	銀座一丁目～六丁目	702.2	13.00	4.7
京橋	宝　町　〃	〃　316	京橋二丁目～銀座一丁目	329.2	13.00	4.7
日本橋	八重洲　〃	〃　316	日本橋三丁目～京橋一丁目	322.0	13.00	4.7
日本橋	江戸橋　〃	〃　316	日本橋一丁目・二丁目	323.9	13.00	4.7

地下歩道の現況（都道）

地域	名称	路線名	位置	延長	有効幅員	高さ
				m	m	m
京橋	銀座地下歩道	主要地方道　304	銀座四丁目・五丁目	165.0	9.00	2.1～2.4

地下横断歩道の現況（都道）

地域	名称	路線名	位置	延長	有効幅員	高さ
				m	m	m
日本橋	本町地下横断歩道	主要地方道　316	日本橋本町二丁目	74.7	1.5～3.0	2.5
日本橋	あやめ橋　〃	特例都道　474	日本橋浜町三丁目～日本橋中洲	43.2	3.1	2.5

都道の街路樹現況

街路樹計	5,862本

都道の中央分離帯・歩道緑地帯現況

施設名	面積
中央分離帯	10,625㎡
歩道緑地帯	20,612
その他	10,018
計	41,255

取り締まり状況　（令和７年度）

取り締まり物件	撤去件数
立看板	０枚
ポスター	８枚
その他（自転車など）	21台
取り締まり回数	222回

道路占用種別許可状況　（令和７年度）

種　別	件数
広告（看板など）	1,947件
工事（足場・仮囲・材料置き場など）	543
露店（靴磨き・宝くじ売場など）	19
公益事業（電柱・ガス管・変圧など）	1,110
その他	1,176
計	4,795

隅田川河川占用許可・承認処理状況　（令和７年度）

許可承認内容	新規	継続	計
自費工事（20条）	1件	0	1
土地占用（24条）	2	17	19
工作物設置（24・26条）	8	0	8
土地形状変更（27条）	0	0	0
権　利　譲　渡（34条）	0	0	0
保全区域内行為（55条）	2	0	2
国の特例（95条）	0	0	0
計	13	17	30

第13編　都 市 整 備

都市計画

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画である。

本区では、都の用途地域や区独自の建築ルールである地区計画をはじめとするさまざまな都市計画が定まっており、社会情勢や地域特性などを踏まえた都市計画の決定・変更など適切な運用が求められる。

このため、都市計画行政の適正かつ円滑な運営を図るための「都市計画審議会」、建築関係の許可・処分についての同意・裁決を行う「建築審査会」を設けている。

都市計画事務など

都市が適正な機能および環境を維持できるように、土地利用に関する検討や調整を行っている。

市街化区域・市街化調整区域

市街化区域は、土地利用に関する都市計画（地域地区）などにより、健全で秩序ある市街化を図り、市街化調整区域は、原則的には土地利用に関する都市計画を定めず、開発行為、建築行為は禁止されている。

本区のほとんどは市街化区域であり、市街化調整区域は河川などの水面部分に限られている。

地域地区など

1　用途地域

市街地の土地利用に計画性を与え、各種用途の混在を防止するために、建築物の用途を地域別に規制するものである。

本区の用途地域は商業地域が約８割を占め、準工業地域を勝どき、豊海町および晴海の一部に、第一種住居地域および第二種住居地域を明石町や月島などの一部に指定している。

中央区用途地域面積表

用途地域／容積率%	第一種住居地域	第二種住居地域	商業地域	準工業地域	計
200	26.5ha	—	—	—	26.5（3.0%）
400	32.4	70.8	—	61.3	164.5（18.8%）
500	—	—	238.4	—	238.4（27.2%）
600	—	—	147.7	—	147.7（16.9%）
700	—	—	176.9	—	176.9（20.2%）
800	—	—	111.5	—	111.5（12.7%）
900	—	—	10.1	—	10.1（1.2%）
1300	—	—	0.4	—	0.4（0.0%）
計	58.9（6.7%）	70.8（8.1%）	685.0（78.2%）	61.3（7.0%）	876.0（100.0%）

2　市街地再開発促進区域

再開発への機運は高まっているが、直ちに事業に着手するに至らない地域を定め、再開発に対する助成、指導などを行い、再開発事業を促進するものである。

本区では、新川二丁目の一部、勝どき一丁目の一部および勝どき六丁目の一部を指定し、その後再開発が行われている。

3　高度利用地区

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率・建ぺい率および壁面の位置などを定めるものである。

本区では、湊二丁目の一部、築地二丁目の一部、新川二丁目の一部、日本橋人形町一丁目の一部、日本橋箱崎町の一部、月島一丁目の一部、月島三丁目の一部、勝どき一丁目の一部、および晴海一丁目の一部を指定している。

また、都心地域での商業機能の円滑な更新を目的とした機能更新型高度利用地区を八重洲、京橋、銀座および日本橋などの一部に指定している。

4　防火地域・準防火地域

都市の火災の延焼を防止するため、建築物の構造を規制するものである。

本区では、浜離宮庭園の準防火地域を除き、すべて防火地域に指定している。

5　特別工業地区

工業施設などの地場産業の発展および工業系の計画的な土地利用を図るために定めるものである。

本区では、住環境を保護しつつ住居系用途地域内の工場の規模などを緩和するため、第三種特別工業地区を月島などの一部に指定している。

6　駐車場整備地区

自動車交通が著しい地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するために定めるものである。

本区では、明石町、浜離宮庭園を除く京橋・日本橋地域のほぼ全域に駐車場整備地区を指定し、その他の地域についても「東京都駐車場条例」に基づき、周辺地区などに位置付けられ、一定規模を超える建築物は、同条例に基づき駐車施設の附置が必要となる。

『地域ルール』

「東京都駐車場条例」では、駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、都条例で定める一律の駐車施設の整備基準によらず、地区特性に応じた基準を定めることができるものとしている。

区では、駐車施設の適切な確保と運用を図り、もって良好な交通環境の形成を図るため、銀座地区および東京駅前

地区において地域ルールを策定し運用している。

・銀座地区（平成15年12月施行）

銀座一丁目から八丁目までの区域内において、建築物の新築などを対象として、駐車場出入口などによる店舗やにぎわいの連続性の分断を回避するなど、「歩いて楽しい銀座のまちづくり」にふさわしい交通環境を実現するため、銀座地区独自の附置義務台数の基準などを定めている。

・東京駅前地区（平成30年７月施行）

日本橋一丁目から三丁目まで、八重洲一丁目から二丁目までおよび京橋一丁目から三丁目までの区域内において、乗用車の駐車施設の供給量と需要量の乖離（かいり）や貨物車の駐車施設の不足などの地域課題に対応するため、東京駅前地区独自の附置義務台数の基準などを定めている。

7　臨港地区

臨港地区は、「港湾法」などに基づき港湾機能の確保とその増進を目的として港湾隣接地に指定するものである。

この地区内では、「港湾法」により商港区、特殊物資港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区、修景厚生港区の７種類の分区から、目的に適した分区を指定することができ、分区の目的に著しく異なる構築物については、「東京都臨港地区内の分圧における構築物に関する条例」で建設を制限している。

本区では、商港区、漁港区および修景厚生港区の３分区を豊海町の一部、勝どき五丁目の一部および晴海五丁目の一部に指定している。

8　特定街区

特定街区は、良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保することなどにより都市機能に適応した街区を形成することにより、市街地の整備改善を図るために定める地域地区である。

特定街区内の建築物については、「建築基準法」で定められている容積率および高さ制限の緩和が認められる（326頁**別表**参照）。

9　地区計画

本区では、地区の特性を踏まえつつ個別建て替えの促進を図るため、独自の建て替えルールとして地区計画を区内の約８割に指定するとともに、地域課題や社会情勢の変化などに対応するため適宜見直しを行っている。

下表の地区計画一覧に示すとおり第Ⅱゾーン、月島地区、銀座地区および日本橋・東京駅前地区においては、既存建築物の建て替えをしやすくすることによって建築物の不燃化を促進するため、また、定住人口の維持回復を目的として住宅の立地誘導を図るため、平成５年７月に「用途別容積型地区計画」、平成９年７月に「街並み誘導型地区計画」を導入した。導入から20年以上が経過する中で定住人口は回復し、当初の目的の一つが達成されたことから、住宅に対する容積率を緩和する「用途別容積型地区計画」を廃止し、より良い都市居住に向けた生活環境の充実や一定規模以上の客室やまちににぎわいをもたらす施設などを設けた良質なホテル計画の誘導などを図るため「高度利用型地区計画」を導入し、令和元年７月から施行している。

地区計画一覧

地区名	指定区域	区域面積	告示年月日（当初）	備考
第Ⅱゾーン	おおむね首都高速１号線から東側かつ隅田川から西側の区域	ha 379.1	平成５年７月16日	街並み誘導型地区計画 高度利用型地区計画
月島地区	佃二・三丁目、月島一～四丁目、勝どき一～四丁目　各地内	64.6	平成９年11月11日	街並み誘導型地区計画 高度利用型地区計画
銀座地区	銀座一～八丁目　各地内	82.4	平成10年11月25日	街並み誘導型地区計画 高度利用型地区計画
日本橋・東京駅前地区	八重洲、京橋、日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町、日本橋小網町、日本橋　各地内	91.6	平成12年６月15日	街並み誘導型地区計画 高度利用型地区計画

◎告示年月日は、当初指定した年月日である。

別表　中央区内特定街区指定概要

項目 / 街区名	決定年月日	所在地	街区面積	建築物の高さの最高限度	容積率
			ha	m	%
築地一丁目特定街区	昭和39年８月26日 変更 昭和57年12月２日	１街区　築地１－11	0.33	68.0	770
		２街区　築地１－８	0.14	53.0	600
日本橋三丁目特定街区	昭和40年２月６日 変更 平成25年５月15日	日本橋３－７	0.26	56.0	890
銀座東六丁目特定街区	昭和40年２月６日	銀座６－17	0.60	60.0	780
日本橋蛎殻町二丁目特定街区	昭和54年11月10日 変更 昭和60年11月12日	日本橋蛎殻町２－１，９	0.70	78.0	650
明石町特定街区	平成元年２月７日	１街区　明石町10	1.30	53.0	180
		２街区　明石町９	1.30	53.0	420
		３街区　明石町８	1.30	213.0	1,170
日本橋室町二丁目特定街区	平成11年８月27日	日本橋室町２－１	1.40	195.0	1,218
銀座八丁目特定街区	平成14年11月７日	銀座８－13	0.41	128.0	1,100
江戸橋特定街区	平成21年４月21日	日本橋１－19	0.29	90.0	956
日本橋本町二丁目特定街区	平成25年12月３日	北街区　日本橋本町２－１	0.28	125.0	1,372
		南街区　日本橋室町２－５	0.12	15.0	143
八重洲二丁目南特定街区	令和５年10月27日	八重洲２－８，９	0.90	230.0	1,300

都市計画施設

都市において、住民が日常生活を送る上で必要不可欠な基本的施設を都市計画に定めたものである。都市全体の骨格を形成し、円滑な都市活動を支えるため、道路、公園、駐車場、供給処理施設（下水道ポンプ場、地域冷暖房施設）などの施設を定めている。

このうち、本区内で環境改善を目的に都市計画施設として定める地域冷暖房施設は、下表のとおりである。

地域冷暖房施設

名　称	決定年月日	供給区域	主熱源	熱発生所面積
		ha		㎡
東銀座地区 地域冷暖房施設	昭和56年１月23日	1.8	ガス	1,100
銀座二・三丁目地区 地域冷暖房施設	昭和58年８月22日 （変更：平成17年３月８日）	2.6	電気	1,680
銀座五・六丁目地区 地域冷暖房施設	昭和62年１月23日 （変更：平成25年10月３日）	7.4	電気	3,370
新川地区 地域冷暖房施設	昭和62年１月23日	6.2	電気	2,220 （４カ所）
八重洲日本橋地区 地域冷暖房施設	昭和62年８月13日 （変更：令和３年８月11日）	9.0	ガス	4,180 （２カ所）
箱崎地区 地域冷暖房施設	昭和63年３月10日	22.7	電気	1,770
明石町地区 地域冷暖房施設	平成２年１月26日	14.3	ガス	2,200
銀座四丁目地区 地域冷暖房施設	平成２年７月６日	4.3	ガス	1,520
京橋二丁目地区 地域冷暖房施設	平成４年７月13日	4.8	電気	1,100
日本橋室町西地区 地域冷暖房施設	平成28年２月９日 （変更：平成30年５月９日）	5.6	ガス	2,300
八重洲二丁目地区 地域冷暖房施設	令和２年２月20日 （変更：令和６年12月10日）	4.6	ガス	7,400
日本橋一丁目地区 地域冷暖房施設	令和５年２月３日	3.8	ガス	8,000

開発許可制度

都市の合理的かつ効果的な土地利用を図ることにより、快適かつ機能的な都市環境を確保することを目的として、規模が500㎡以上の開発行為（建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を許可制とし、公共施設などの整備を義務付けている。

令和７年度の開発行為による許可件数は、１件である。

「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく規制

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）は、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途（宅地、森林、農地等）やその目的にかかわらず、危険な盛土などを全国一律の基準で包括的に規制する法律である。

本区のほぼ全域が「盛土規制法」に基づく宅地造成等工事規制区域に指定されており、基準を超える土地の形質の変更や一時的な土砂の堆積を行う場合は、あらかじめ許可が必要となる。

令和７年度の「盛土規制法」に基づく許可件数は０件である。

「国土利用計画法」などに基づく土地取引

「国土利用計画法」（国土法）は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引について届け出制を定めている。また、「公有地の拡大の推進に関する法律」（公拡法）では、地方公共団体などが公共の目的のために必要な土地を少しでも取得しやすくするため、届け出制・申し出制を設けている。

「国土法」に基づく土地取引の届け出

市街化区域内で2,000㎡以上の大規模な土地を取得した者は、契約締結の日から２週間以内に土地が所在する区を経由して知事に届け出なければならない。

知事は、届け出に係る土地取引について、利用目的が土地の利用に関する計画に適合しない場合は、必要な助言または利用目的の変更を勧告し、その是正を求めることができる。勧告に従わないときは、その内容を公表することができる。

令和７年度の「国土法」に基づく届け出は６件である。

「公拡法」に基づく届け出

都市計画施設の区域内に所在する土地を含む200㎡以上の面積の土地、あるいは市街化区域内で5,000㎡以上の面積の土地などを有償で譲渡しようとするときは、「国土法」に基づく届け出とは別に、契約締結前（土地を譲渡しようとする日の３週間前）に「公拡法」に基づき、区長に届け出なければならない。

令和７年度の「公拡法」に基づく届け出は０件である。

建築関係総合窓口

都市計画（用途地域など）や建築物を建てる際に必要となる基礎的な情報を提供するとともに、建築関係の各種証明書発行や総合案内を行う建築関係総合窓口を設置し、建築・不動産調査関連の情報提供におけるワンストップ化を図っている。

中央区都市計画審議会

本区における都市計画行政の適正・円滑な運営を図るため、区長の附属機関として設置している。

審議会の所掌事項は次のとおりである。

⑴　法によりその権限に属する事項を調査審議すること

⑵　区長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること

⑶　都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること

審議会は、学識経験を有する者および関係行政機関の職員・区議会議員・住民の代表により組織され、会長は委員の互選により定める（委員一覧は420頁参照）。

令和７年度　都市計画審議会開催内容

	開催日	審議会案件
第１回審議会	令和７年４月21日	東京都市計画道路都市高速道路第１号線の変更について 東京都市計画地区計画の変更について（日本橋兜町・茅場町一丁目地区地区計画）

中央区建築審査会

建築審査会は、「建築基準法」に基づき特定行政庁が行う許可および建築主事などが行った処分についての審査請求に対する審議・裁決を行い、建築行政の公正な執行を図る区長の附属機関である。

建築審査会は５人の委員で組織され、委員は法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生または行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断ができる者のうちから区長が委嘱し、任期は２年である。会長は委員の互選により定める（委員一覧は420頁参照）。

建築審査会の権限に属する事務は、次のとおりである。

⑴「建築基準法」（他の法令において準用する場合を含む）に規定する同意

⑵「建築基準法」（他の法令において準用する場合を含む）の規定による特定行政庁、建築主事もしくは建築監視員または指定確認検査機関の処分またはこれにかかる不作為についての審査請求に対する裁決

⑶　特定行政庁の諮問に応じて、「建築基準法」の施行に関する重要事項の調査審議

令和７年度においては、３回開催し、「建築基準法」に基づく道路内の建築物の許可に係る同意など３件の審議を行った。

地域整備

都心地域として発展を続けてきた本区では、高度経済成長期における定住人口減少からの回復を経て、今後は、より良い都心居住に向けた区民の生活環境の充実や、増加する国内外の旅行者等来街者に対応した、快適性とにぎわいの創出を目指したまちづくりを地域整備の目標にしている。具体的には、個々の開発事業に対する指導を行うとともに、区内13地区に設置している「まちづくり協議会」を活用して、各地区の特色や課題に応じた再開発の推進などにより、良好なまちづくりに取り組んでいる。

開発事業の指導

個々の開発事業については、市街地開発事業指導要綱に基づき、地域との調和を図るための配慮事項や防災対策および環境対策の充実などを指導している。

また、大規模な面的整備を行う開発事業については、まちづくりを進めていく上で重要な役割を果たすことを踏まえ、地域課題の改善を図るため、まちづくり基本条例に基づきあらかじめ開発計画に求める反映事項を示して調整を行った後、地域との協議を行っている。

これらの指導により、地域社会の発展および生活環境の向上ならびに快適な都心居住推進に資するまちづくりを行っている。

まちづくり協議会の運営

まちづくり協議会は、区と地域住民などが各地区のまちづくりについて協議を行い、その方向性について合意形成を図ることにより、良好なまちづくりの実現および各地区の発展に寄与することを目的に運営している。協議会の区域として、331頁に示すとおり、区内全域を13地区に区分している。

さらに、協議会がより効果的に機能するための工夫として、協議会の下に特定地域の課題を検討するために分会を、また、特定分野の課題を検討するために分科会を設置するなど、きめ細かなまちづくり協議会活動を目指して運営している。

このまちづくり協議会の活動を通じて、地域のまちづくりの意見・意向などを整理し、本区のまちづくり施策に反映させることに努めている（332頁**別表**参照）。

日本橋問屋街地区

当地区は、横山町、馬喰町、堀留町などを中心に古くから問屋街として発展してきた。

昭和62年12月、住宅・商業などの調和の取れたまちづくりを進めるために「日本橋問屋街地区まちづくり協議会」を設置し、まちづくりの方向性について協議、検討を重ね、快適な都心居住の推進と地域産業の振興・活性化を図ってきている。

さらに、地元組織である「日本橋問屋街デザイン協議会」の設置により、協議型まちづくりを推進している。

日本橋本石町・室町・本町地区

当地区は江戸時代から交通・商業・文化の要地としての伝統を持ち、日本銀行や三井本館といった重要文化財を有するとともに、中央通りなどに面して商業・業務の高層ビルが建ち並んでいる。

昭和63年11月に「日本橋金融・商業街地区まちづくり協議会」を設置し、まちづくりについての調査・検討を重ねてきたが、まちの地域特性に応じたきめ細かなまちづくりを検討していくため、平成29年11月に当該協議会を２つに分割し、「日本橋本石町・室町・本町地区まちづくり協議会」を設置した。

令和３年６月に「日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン2021」を策定し、首都高速道路地下化を契機とした日本橋川を生かした新たなにぎわいの形成など、日本橋川の再生に向けた取り組みを推進している。

さらに、地元組織である「日本橋一の部デザイン協議会」の設置により、協議型まちづくりを推進している。

日本橋兜町・茅場町地区

当地区は、東京証券取引所が立地し、古くからの証券業をはじめとする金融関連業の集積地であるが、近年、マンションの増加傾向が見られる地区である。

平成29年11月に「日本橋金融・商業街地区まちづくり協議会」を２つに分割し、兜町と茅場町を区域とした「日本橋兜町・茅場町地区まちづくり協議会」を設置した。

令和４年９月に「日本橋七の部地域の核となる新たな兜町金融拠点の形成、まち全体のにぎわいと回遊性の創出」を目標とした「日本橋七の部地域まちづくりビジョン2022」を策定し、新たな金融拠点や地域コミュニティの形成を目的としたまちづくりを推進している。

東京駅前地区

当地区は、江戸以来代表的な商店街として発展してきた。外堀通りや永代通りなど広幅員道路に面して、商業・業務系の高層ビルが建ち並んでいる。

昭和63年７月に「東京駅前地区まちづくり協議会」を設置し、まちづくりの方向性などについて地域と共に検討を重ねてきている。

平成30年４月に「東京駅前地域のまちづくりガイドライン2018」を策定し、まちの将来像「安全で快適な回遊性の高い国際都市東京の玄関口」の形成に向けて、日本の鉄道の表玄関としての東京駅前にふさわしい風格ある都市景観の形成、バスターミナル整備など交通結節点の機能強化、東京駅・地下街を含めた交通ネットワークの充実・強化、国際観光都市としての魅力的な商業・文化・観光機能の充実などを目指したまちづくりを推進している。

銀座地区

当地区は、日本を代表する商業・業務地あるいは繁華街として永く人々に親しまれてきた地区である。

昭和63年３月に「銀座地区まちづくり協議会」を設置し、独自の高さ基準を設けるなどまちづくりについて調査・検討を重ねてきている。

さらに、地元組織である「銀座デザイン協議会」の設置により、協議型まちづくりを推進している。

日本橋人形町・浜町河岸地区

当地区は、古くから商店街や卸売業を中心とした産業と居住の場が共存した地区である。昭和63年９月に「日本橋人形町・浜町河岸地区まちづくり協議会」を設置し、同年10月には浜三西部分会を設立し、協議会と共にまちづくりの方向性などについて、協議・検討を重ねてきている。

新川地区

当地区は、地場産業である印刷・製本業を中心とした住・商・工が混在した地区である。一方で、隅田川沿いの倉庫跡地などでは業務ビル化が進み、機能転換が図られた。平成元年３月に「新川地区まちづくり協議会」を設置し、まちづくりについて協議・検討を重ねてきている。

京橋地区

当地区は、地場産業である印刷・製本業を中心とした住・商・工が混在した地区である。

平成元年３月に「京橋地区まちづくり協議会」を設置し、用途混在地域の秩序化を図りながら、定住人口の維持・回復、地場産業の振興などを目指したまちづくりについて協議・検討を重ねてきている。

築地地区

当地区は、旧中央卸売市場を核として、食品卸売業や食品加工業が集積してきた住・商・工の混在した地区である。

平成元年１月に「築地地区まちづくり協議会」を設置し、中央卸売市場や場外市場の再整備、都心から臨海部へアク

セスする環状第２号線などの交通基盤の整備などについて、協議・検討を重ねてきた。

また、中央卸売市場跡地の再開発の具体化を見据え、令和３年10月に「中央区築地まちづくりの考え方」を策定し、首都東京の発展に不可欠な交通結節機能の整備、周辺地域とのつながりや歴史性に十分配慮した世界中の人々が交流できるまちづくりの実現と築地の活気とにぎわいの継承・発展に向け、地元と共に協議・検討を行っている。

さらに、地元組織である「築地場外市場デザイン協議会」を令和６年４月１日に設置し、協議型まちづくりを推進している。

佃地区

当地区は、リバーシティ21の開発によって人口が増加し、複数の団地自治会などが新たに設置された。一方、江戸・明治時代からの街並みを残す街区のまち割りは、細街路によって形成されており、円滑な建物更新が今後のまちづくりの課題となっている。

当初、当地区では、昭和62年10月に月島地区、勝どき・豊海地区を含む３地区で「月島地区まちづくり協議会」を設置し、まちづくりの方向や手法について検討を進めてきたが、よりきめ細かい協議会運営を目指して、平成10年３月に地区を３つに分割し、「佃地区まちづくり協議会」を設置し、協議・検討を重ねてきている。

月島地区

当地区は、関東大震災直後に建てられた10坪前後の建築物が密集している。また、西仲通り商店街などの生活利便施設もあり、月島地域の都市機能上の中心地といえる地区である。これらの機能を有効に更新することにより、より安全で快適なまちづくりが求められている。

当地区では、佃地区と同経緯により、平成10年３月に「月島地区まちづくり協議会」を設置し、まちづくりの方向性について協議・検討を重ねてきている。

併せて、平成28年９月に当地区の特性や課題を踏まえ、将来像「コミュニティでつながるまち・月島」の実現に向けた５つのまちづくり指針を示す「月島地区まちづくりガイドライン」を策定し、秩序あるまちづくりを推進している。

勝どき・豊海地区

当地区は、古くからの住民が居住している区域と海運関係の倉庫などの建築物が混在しており、佃・月島地区よりも大規模な敷地が多い区域である。今般、倉庫業が撤退した大規模敷地における住宅への土地利用転換が進んでおり、今後は大幅な人口増加に対応できる計画的なまちづくりが求められている。

当地区では、佃地区と同経緯により、平成10年３月に「勝どき・豊海地区まちづくり協議会」を設置した。また、平成21年10月に「勝どき五・六丁目、豊海分会」を設置し、地域の特性に応じた、まちづくりの方向性について協議・検討を重ねてきている。

さらに、平成28年９月には、当地区の特性や課題を踏まえ、将来像「新しい都心ライフスタイルを育むまち　勝どき・豊海」とその実現に向けた５つのまちづくりの指針を示す「勝どき・豊海地区まちづくりガイドライン」を策定し、秩序あるまちづくりを推進している。

晴海地区

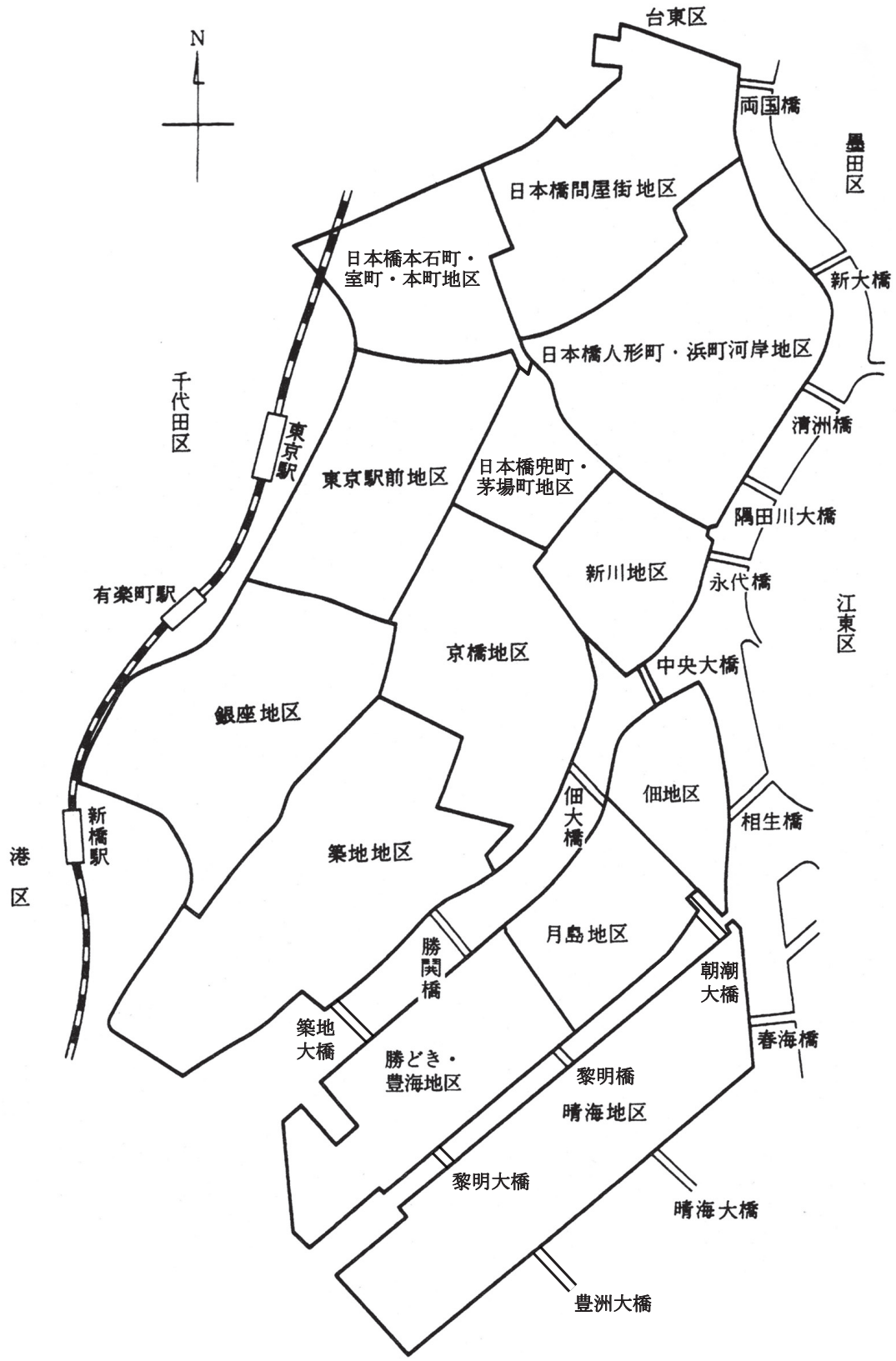
当地区は、港湾施設の設置場所として埋め立てにより造成され、公有地などの大規模な敷地が多い地区である。

昭和62年10月に「晴海地区まちづくり協議会」を設置し、まちづくりの方向性などについて、検討を重ねてきている。

さらに、地元組織である「晴海デザイン協議会」を設置し、協議型まちづくりを推進している。

東京2020大会の開催決定に伴い、晴海地区に選手村が整備され、大会終了後、大会レガシーとして住宅への転用が計画されていたことから、平成26年２月に「晴海地区将来ビジョン検討委員会」を設置し、将来の人口増加を見据えたまちづくりを進めていくため、平成26年12月に「晴海地区将来ビジョン」を策定した。ビジョンでは「つながる・暮らす・交わる・憩う・支える」をキーワードに、「先端技術を生かした知的創造性を育む居住・滞在・憩い空間」の実現を目指している。

まちづくり協議会地区別一覧



別表　中央区まちづくり協議会活動状況

協議会名	地区範囲	地区面積	設置年月日	昭和62年度～令和７年度実績	
				分会等設置年月日	開催回数
日本橋 問屋街地区	小舟町、馬喰町、小伝馬町、 大伝馬町、横山町、富沢町、久松町、 堀留町、人形町三丁目、東日本橋	74.9ha	昭和62年12月19日	ファッションプロムナード横山町・馬喰町地区分会 （昭和63年１月20日）	協議会　19回 分会　２回
日本橋金融・ 商業街地区	本石町、室町、本町、兜町、茅場町	66.6ha	昭和63年11月29日 ～平成29年10月31日	兜町地区分会 （昭和63年11月29日～ 平成29年10月31日）	協議会　18回 分会　4回
日本橋本石町・ 室町・本町地区	本石町、室町、本町	42.9ha	平成29年11月1日	—	協議会　3回
日本橋兜町・ 茅場町地区	兜町、茅場町	23.7ha		—	協議会　４回
東京駅前 地区	八重洲、日本橋、京橋	66.4ha	昭和63年７月22日	—	協議会　24回
銀座地区	銀座	86.0ha	昭和63年３月２日	銀座東地区分会 （昭和63年10月26日） 銀座西地区分会 （昭和63年10月28日）	協議会　36回 分会　２回
日本橋人形町・ 浜町河岸地区	人形町一・二丁目、小網町、蛎殻町、 浜町、箱崎町、中洲	94.3ha	昭和63年９月14日	浜三西部分会 （昭和63年10月21日） 小網町（旧三丁目）分会 （昭和63年12月９日）	協議会　21回 分会　10回
新川地区	新川	32.4ha	平成元年３月27日	—	協議会　17回
京橋地区	八丁堀、新富、入船、湊、明石町	75.3ha	平成元年３月24日	—	協議会　17回
築地地区	築地、浜離宮庭園	94.7ha	平成元年１月27日	—	協議会　50回
佃地区	佃	27.2ha	平成10年３月15日	—	協議会　29回
月島地区	月島	36.4ha	平成10年３月15日 （昭和62年10月６日）	—	協議会　63回
勝どき・ 豊海地区	勝どき・豊海町	62.1ha	平成10年３月15日	勝どき五・六丁目、 豊海分会 （平成21年10月16日）	協議会　54回 分会　19回
晴海地区	晴海	100.3ha	昭和62年10月６日	一丁目分会 （昭和62年10月６日） 二～三丁目分会 （昭和63年11月28日） 四丁目分会 （昭和63年12月１日） 広域基盤施設整備分科会 （昭和63年10月６日） 広域基盤施設整備 分科会二丁目検討会 （平成11年３月30日） 晴海地区将来ビジョン推進会議 （平成27年４月５日～ 令和２年３月14日）	協議会　118回 分会　38回 分科会　54回

市街地開発事業指導要綱

建築計画に当たっての住宅併設や計画上の配慮など行政施策に関わる事項について規定した「中央区市街地開発事業指導要綱」を昭和60年6月に制定し、開発事業者と住民との紛争の防止、人口回復につながる住宅の附置および住環境の改善を図るための空地と緑の確保などを図ってきた。

その後、社会状況の変化に対応するため、住宅の量の確保から質の向上への転換や建築物における防災および環境対策の充実を図るなど、本要綱の一部改正を行ってきた。

今後も「活力ある地域社会の健全な発展および生活環境の向上ならびに快適な都心居住の促進に資するまちづくりの推進」の実現を目指して、必要な要請・指導を行っていく。

開発事業届け出件数（工作物を除く）

（昭和60年６月１日～令和８年３月末日）

規模＼地域	京橋	日本橋	月島	合計
100㎡以上　300㎡未満	621件	716	169	1,506
300㎡以上　500㎡未満	369	412	89	870
500㎡以上　1,000㎡未満	303	293	71	667
1,000㎡以上　2,000㎡未満	110	99	38	247
2,000㎡以上	58	45	79	182
合計	1,461	1,565	446	3,472

◎住宅建設届け出戸数　110,378戸

市街地再開発事業などの面的整備

安全で快適なまちに必要な公共公益施設や広場の整備など個別建て替えでは対応が困難な地域課題に対応するため、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、都市再生特別地区などの都市計画手法を用いた面的整備を必要に応じて適切に推進している。

開発計画をより適切に誘導していくため、平成22年10月に「中央区まちづくり基本条例」を施行した。この条例では、開発事業がまちづくりを進めていく上で重要な役割を果たすことを踏まえ、開発事業者に求める開発計画への反映事項を定めており、その内容について、区と地域住民との協議を行うとともに、開発事業者に対して住民への説明を義務付け、その理解を得るように求めている。

面的整備を行う際に、地権者が主体となって共同事業を推進する手法の一つとして都市再開発法に基づく「市街地再開発事業」がある。市街地再開発事業では、地域に必要な公共施設などの整備を行うことなどから、事業に要する費用の一部を国・地方公共団体が助成している。

今後も、これらの制度を必要に応じて活用しながら、地域課題の改善、公共公益施設の整備、快適な都心居住のまちづくりの実現に努める。

事業期間中の市街地再開発事業の概要は、334頁**別表**のとおりである。

密集街区環境改善まちづくり事業

災害時における倒壊や延焼火災などの危険を最小に抑え、地域の環境改善につなげるため、再建築に困難がある無接道敷地などのうち、老朽空き家がある利用されていない土地を区が買い取り活用するなど、総合的に取り組む「密集街区環境改善まちづくり事業」を令和７年度から開始した。

買い取った土地については、無電柱化促進のための地上機器置場や防災倉庫・消火器の設置場所として活用することにより、安全・安心な市街地の形成を図っていく。

まちづくり支援事業制度（コミュニティ・ファンド制度）の運用

再開発を通じ、旺盛な民間のエネルギーを活用して、区民の居住継続やまちづくり活動への支援を行うことにより、地域の個性を生かしたまちづくりの実現と、定住人口の維持・回復に寄与することを目的とした「まちづくり支援事業制度」を、平成２年度に創設した。

この制度は、「中央区市街地開発事業指導要綱」に基づき、原則として事業区域3,000㎡以上の開発事業者等および世帯用共同住宅の事業者の理解と協力の下、開発協力金を負担いただき、これを原資とすることで、市街地再開発事業区域内の従前居住者に対する居住継続援助事業や店舗営業者に対する営業継続援助事業などを実施している。なお、開発協力金は教育施設整備、密集街区環境改善、文化振興および環境整備活動支援にも活用されている。

まちづくり支援用施設（従前居住者住宅・仮店舗）

定住の促進および生活環境の整備と改善を図ることを目的として、土地の有効活用および高度利用を図る市街地再開発事業や個別の建て替え事業などに対して、開発区域内借家人のための従前居住者住宅や建設工事中に必要となる一時移転のための仮店舗をまちづくり支援用施設として提供している。具体的には、従前居住者住宅を月島二丁目、勝どき駅前、晴海三丁目、月島一丁目に、仮店舗を月島西仲、月島清澄通りにそれぞれ設置している。

また、築地場外市場地区における、地域商業または地域活動の活性化および建て替えによる再整備を促進することにより、同地区の良好なまちづくりを支援することを目的として、まちづくり支援施設店舗施設（A 棟）および駐車場施設を設置している。

平成18年度に、佃・月島地区における住民参加によるまちづくりを推進するため、佃・月島地区まちづくり支援用施設を設置した。

一般財団法人　中央区都市整備公社との連携

中央区都市整備公社は、昭和60年度に区のまちづくりの推進に協力し、住民福祉の増進と地域社会の発展に寄与することを目的とする財団法人として設立され、平成23年４月１日に、新しい公益法人制度の下「一般財団法人」の認可を受けた。

公社は、築地地区を中心として地域整備の推進に努めており、特に、場外市場の築地共栄会では共同化事業が具体化し、公社があっせんした土地での仮設店舗の営業を続けながら、再開発ビルの建設が行われた（昭和63年７月 竣工）。

また、平成５年度からの築地場外市場地区まちづくり支援施設店舗施設の管理、平成18年度からの同地区の駐車場管理に加え、平成28年度からは築地市場移転後の食のまち「築地」のにぎわいの拠点となる施設「築地魚河岸」の管理・運営を行い、地元と連携し、まちの活性化に取り組んでいる。

区は今後も、公社との緊密な連携を図りながら、地域整備の推進に努めていく。

別表　市街地再開発事業　（令和７年度）

地区名	関連する都市計画	都市計画決定年月 ※１	施行認可年月および施行者		権利変換計画認可年月	事業期間（予定）
勝どき東地区	第一種市街地再開発事業 勝どき東地区地区計画	平成26年６月	平成27年11月 市街地再開発組合		平成30年２月	平成27年11月～令和11年10月
東京駅前八重洲一丁目東地区	第一種市街地再開発事業 日本橋・東京駅前地区地区計画 都市再生特別地区 自動車ターミナル	平成27年９月	Ａ地区	令和４年２月 市街地再開発組合	令和５年１月	令和４年２月～令和９年８月
			Ｂ地区	平成31年１月 市街地再開発組合	令和２年６月	平成31年１月～令和10年３月
八重洲二丁目北地区	第一種市街地再開発事業 日本橋・東京駅前地区地区計画 都市再生特別地区 自動車ターミナル	平成27年９月	平成29年４月 市街地再開発組合		平成30年１月	平成29年４月～令和８年９月 ※２
豊海地区	第一種市街地再開発事業 豊海地区地区計画	平成29年８月	令和２年６月 市街地再開発組合		令和３年５月	令和２年６月～令和10年３月
八重洲二丁目中地区	第一種市街地再開発事業 日本橋・東京駅前地区地区計画 都市再生特別地区 自動車ターミナル	平成29年９月	令和３年10月 市街地再開発組合		令和５年３月	令和３年10月～令和12年１月
月島三丁目南地区	第一種市街地再開発事業 月島三丁目地区地区計画 高度利用地区	平成30年２月	令和２年11月 市街地再開発組合		令和４年11月	令和２年11月～令和12年３月
日本橋一丁目中地区	第一種市街地再開発事業 日本橋・東京駅前地区地区計画 都市再生特別地区	平成30年３月	平成30年12月 市街地再開発組合		令和２年５月	平成30年12月～令和９年３月
月島三丁目北地区	第一種市街地再開発事業 月島三丁目北地区地区計画	平成30年12月	令和２年８月 市街地再開発組合		令和４年１月	令和２年８月～令和11年３月
八重洲一丁目北地区	第一種市街地再開発事業 日本橋・東京駅前地区地区計画 都市再生特別地区	令和元年10月	令和３年11月 市街地再開発組合		令和５年９月	令和３年11月～令和15年12月
日本橋室町一丁目地区	第一種市街地再開発事業 日本橋・東京駅前地区地区計画 都市再生特別地区	令和元年10月	令和４年６月 市街地再開発組合		令和８年１月	令和４年６月～令和17年３月
日本橋一丁目東地区	第一種市街地再開発事業 日本橋・東京駅前地区地区計画 都市再生特別地区	令和４年３月	令和６年４月 市街地再開発組合		―	令和６年４月～令和22年３月
日本橋一丁目１・２番地区	第一種市街地再開発事業 日本橋・東京駅前地区地区計画 都市再生特別地区	令和４年11月	令和６年10月 市街地再開発組合		令和８年３月	令和６年10月～令和18年３月
京橋三丁目東地区	第一種市街地再開発事業 有楽町・銀座・新橋周辺地区地区計画 都市再生特別地区	令和５年１月	令和６年４月 市街地再開発組合		令和８年３月	令和６年４月～令和15年３月
築地二丁目地区	築地地区地区計画 高度利用地区	令和５年８月	令和６年７月 個人		―	令和６年７月～令和14年３月

※１　当該再開発事業に関連する最初の決定・変更日を記載

※２　令和４年８月に工事完了済

住　宅

本区はこれまで、良質な住宅の供給促進を行いながら、定住性の高い住環境の創出に継続的に取り組んできた。

その取り組みが実を結び、令和９年内には20万人を突破すると想定されている。こうした中、本区の中心的な居住形態であるマンションを主とした住宅ストックの維持管理の支援をさらに強化するとともに、高齢者の増加を見据えて、誰もが安心して住み続けられる魅力的な都心居住環境の整備を推進している。

また、子どもや高齢者、若い世代や子育て世代など、さまざまなライフステージやライフスタイルを持つ住民同士が、日々の暮らしの中で関わり合い、触れ合い、多様性と価値観を認め合う関係性を育めるような住環境づくりを目指すとともに、多様な暮らしを支える住環境の創出に向けた積極的な取り組みを展開していくため「中央区住宅マスタープラン」（令和元年10月）を策定し、令和10年までの住宅・住環境施策の基本的方向として、以下のとおり位置づけている。

・基本理念

「子どもや高齢者など、多様な世代のふれあいが生まれる住環境づくり」

・基本目標

１　建築物の耐震化の推進
２　防災・防犯性に配慮した住まいやまちづくりの推進
３　分譲マンション支援など、住宅の長寿命化
４　多様なニーズへの対応による定住性の向上
５　快適で魅力的な都心生活地のさらなる向上
６　ふれあいや交流が活発に行われるまちづくり

区民住宅など

区立住宅

住宅に困窮している中堅所得層のファミリー世帯を対象に、区民生活の安定と定住の促進に寄与することを目的に設置している（338頁**表１**参照）。

区立ひとり親世帯住宅

住宅に困窮しているひとり親世帯を対象に、区民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に設置している（340頁**表２**参照）。

区立高齢者住宅

住宅に困窮している高齢者を対象に、地域で自立した生活が送れるように、高齢者の特性に配慮した住宅を提供することにより、高齢者の生活の安全と福祉の向上を図ることを目的に設置している。また、安全で利便性の高い構造・設備を備えるとともに、居住者の自立した生活の援助と緊急時の対応を行う生活協力員を配置している（340頁**表３**参照）。

区営住宅

「公営住宅法」に基づき、住宅に困窮する低所得層の世帯を対象に、区民生活の安定と定住の促進および福祉の増進に寄与することを目的に設置している（340頁**表４**参照）。

借上住宅

民間の良質な賃貸住宅を借り上げ、住宅に困窮する中堅所得層のファミリー世帯（一般型）や中小企業（社宅利用型）を対象に、区民生活の安定と定住の促進に寄与することを目的に設置している（341頁**表５−１**、**表５−２**参照）。借上住宅の当初の目的であった定住人口が回復し、住宅供給においても、現在民間住宅で充足していることから、空室が発生した段階で、順次、空室の部分解約を行うこととした。そのため、借上住宅の新規入居者募集は行っていない。

都営住宅募集事務

都営住宅には入居申込者の世帯構成などに応じて一般世帯向け、ひとり親世帯向け、高齢者世帯向け、心身障害者世帯向け、単身者向けなどの住宅がある（343頁参照）。

募集は通常年４回行っている。申し込みは郵送またはオンラインで、区窓口では用紙の配布を行っている。この他、地元割り当てがある場合、区で募集を行っている。

居住継続支援

居住継続援助事業

大規模開発事業（敷地面積3,000㎡以上）区域内の従前借家人に対し、開発後の新しい賃貸住宅に引き続き居住できるよう、区が家賃の一部を補助する。

本事業は、開発事業者の協力による開発協力金を活用して運営するものであり、借家人のまちづくりへの積極的な参加を促すとともに、既存コミュニティの保護・育成と地域の個性を生かしたまちづくりの推進、定住人口の維持・回復に寄与することを目的としている。

１　対象事業

晴海一丁目地区第一種市街地再開発事業
（補助対象世帯119世帯）
月島駅前地区第一種市街地再開発事業
（補助対象世帯22世帯）
晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業
（補助対象世帯158世帯）
勝どき駅前地区第一種市街地再開発事業
（補助対象世帯９世帯）
月島一丁目３、４、５番地区第一種市街地再開発事業
（補助対象世帯１世帯）

２　補助内容

世帯の収入に応じて区が定める本人負担額と、開発後の住宅の家賃との差額相当分について補助する。

まちづくり支援用施設（住宅）

定住の促進および生活環境の整備と改善を図ることを目的として、土地の有効活用および高度利用を図る再開発事業や建て替え・修繕・模様替えに対して、工事期間中に必要となる一時移転のための住宅や居住継続援助事業の対象となる住宅を提供している。

平成３年度に区立月島西仲まちづくり支援用施設を建設し、その後、区立月島清澄通り、区立中洲の各まちづくり支援用施設を設置した。さらに、賃貸住宅を借り上げ、勝どき、月島二丁目、勝どき駅前、晴海三丁目、月島一丁目の各まちづくり支援用施設を設置している。

・区立まちづくり支援用施設状況（令和７年度）
住宅戸数22戸

・借り上げまちづくり支援用施設状況（令和７年度）
住宅戸数311戸

住宅の修繕等資金融資あっせん

住宅の改修など住宅の修繕において、その資金を調達することが困難である区民に対して、必要な資金の融資をあっせんすることにより、住宅の安全確保と改善を図る。

１　融資の対象
⑴　区内に所在するもの
⑵　建築基準法上適法のもの
⑶　居住部分の床面積が240㎡以下であるもの
⑷　融資の対象となる修繕の範囲は、住宅の安全性、耐久性、居住性を高める工事（増築または改築工事で建築確認申請を必要とする工事を除く）であること
◎分譲マンションの共用部分も含む。

２　申し込み資格
⑴　耐震補強などをする住宅に居住していることまたは居住しようとしていること
⑵　耐震補強工事など、高齢者や心身障害者の使用に利便を与える工事、アスベスト除去工事については、23区内に１年以上居住する１親等の親族であれば申込者となれる。
⑶　返済完了時の年齢が80歳未満であること
⑷　住民税を滞納していないこと
⑸　融資返還金および利子の支払い能力があること

３　融資限度額　700万円
４　償還期間　10年以内（元金均等または元利均等払い）ただし、融資額が200万円以下の場合は５年以内
５　融資利率　年２％（保証料別途）
６　資金の預託　600万円
７　融資枠　年間6,000万円

住宅相談

住み替えなどが困難な高齢者や一般世帯を対象に「住宅住み替え相談」を行っている。

１　相談日時　毎月第１月曜日（一般相談）
毎月第２・４火曜日（高齢者相談）
午後１時～４時
２　相談場所　区民相談室
３　相談員　（公社）東京都宅地建物取引業協会第一ブロックの相談員
区職員（高齢者相談のみ　住宅課、高齢者福祉課）

高齢者などの居住支援

高齢者などへの住み替え支援

１　あんしん居住制度利用助成
⑴　あんしん居住制度とは
（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している制度であり、見守りなどのサービスを提供することで高齢者および障害のある方の急病・孤独死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるよう支援している。
⑵　助成内容
区内に居住する高齢者および障害のある方の住み替えを支援するため、区内の賃貸住宅へ転居する際に、「あんしん居住制度」を利用した場合、利用費用の一部を助成する。
ア　助成対象者　60歳以上の高齢者
障害のある方（身体障害１～４級、精神障害１級または２級、知的障害１度または２度）
イ　助成額　利用費用の２分の１または事務手数料

２　家賃債務保証制度利用助成
⑴　家賃債務保証制度とは
（一財）高齢者住宅財団が実施している制度であり、住宅の賃貸借契約の際に必要となる連帯保証人が見つからない高齢者、障害者および子育て世帯に対し、スムーズに入居できるよう家賃債務を保証することで、家主が安心して住宅を貸すことができるよう支援している。
⑵　助成内容
区内に居住する高齢者世帯、障害者世帯および子育て世帯の住み替えを支援するため、区内の賃貸住宅に転居する際に、「家賃債務保証制度」を利用する場合、保証料の一部を助成する。
ア　助成対象者　60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方

（同居者は配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族などに限る）
障害者世帯（身体障害１～６級、精神障害１～３級、知的障害１～３度）
子育て世帯（扶養義務のある18歳以下の者が同居）

イ　助成額　保証料の２分の１

高齢者向け住宅などの供給促進（家賃低廉化事業など）

高齢者の居住安定の確保を図るため、民間事業者などによるサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の整備や高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）などの家賃の減額に要する費用の一部を助成し、質の高い良好な高齢者向け住宅の供給を促進する。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（専用住宅）および居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）への家賃低廉化事業に係る運営事業者の募集や家賃の減額に要する費用の一部を助成している。

１　助成の対象住宅

⑴　サ高住および高優賃

区の選定した事業適用者が都知事から供給計画の認定を受け、その計画に基づいて整備する住宅

⑵　専用住宅

東京都セーフティネット住宅登録制度により専用住宅として登録している住宅

⑶　居住サポート住宅

区から居住サポート住宅認定制度の認定を受けた住宅

２　主な要件

⑴　サ高住および高優賃の認定要件

ア　戸数　30戸程度
イ　面積　25㎡以上
ウ　設備　手すり設置などバリアフリー化に対応していること
エ　緊急通報装置による緊急時対応サービスの提供
オ　入居者資格　区内に居住する60歳以上の高齢者世帯（配偶者は60歳未満でも可）
カ　入居者の募集・選定　公募、抽選により決定する。
キ　家賃　近傍同種の住宅家賃（市場家賃）と均衡を失わない額とする。

⑵　専用住宅の登録要件、居住サポート住宅の認定基準

ア　構造　消防法、建築基準法などに違反しないものであり、耐震性があること
イ　設備　各住戸が台所、便所、収納設備、浴室などが備えてあること
ウ　規模　床面積が一定規模以上あること
エ　賃貸条件　入居を不当に制限しないこと
オ　居住サポート　入居者に対する安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎ（居住サポート住宅のみ）

３　助成額など

⑴　計画・整備助成

住宅	助成対象		助成額	助成限度額
サ高住	供給計画策定費		建築計画費などの３分の２	200万円
	整備費	新築	住宅建設費などの５分の１	120万円／戸
		改修	共用部分、加齢対応構造等工事費の３分の２	―

⑵　家賃減額助成

住宅	助成対象	助成限度額
サ高住・高優賃	月額所得21万4千円以下の入居者に対する家賃減額に要する費用	４万円／月・戸
専用住宅	月額所得15万8千円以下の入居者に対する家賃減額に要する費用	
居住サポート住宅		７万円／月・戸

４　助成実績（令和７年度）

供給計画策定費　０円（０件）
建設費　０円（０件）
家賃減額費　49,524,000円

分譲マンションの維持管理支援

区内の持ち家の中心を占める分譲マンションを適正かつ良好に維持管理し、定住の促進と住環境および地域環境の向上を図るため、中央区都市整備公社と連携し管理組合に対して各種支援を行っている。

平成21年に中央区マンションの適正な管理の推進に関する条例が制定され、マンションの管理に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成および地域社会の健全な発展を促進し、安全で快適なまちづくりを推進している。

また、都が平成31年３月に制定した条例に基づき、分譲マンションの管理主体である管理組合などから管理状況の届け出を受け、行政がマンション管理に積極的に関わることで管理不全を予防するとともにマンション周辺における良好な居住環境の形成を目指すマンション管理状況届出制度により、都と区が連携し、届け出の内容を踏まえた助言や支援などを実施している。

さらに、令和２年６月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正されたことを受け、区では、令和５年７月にマンション管理適正化推進計画を策定し、マンション管理計画認定制度を運用するとともに管理不全の防止または是正に向けた助言・指導などを行っている。

令和７年度　認定件数　18件

表１　区立住宅概要

名称（所在地）	構造	建築年月	間取り	面積（㎡）	使用料（円）	戸数（戸）	備考
晴海住宅（晴海３－11－10）	SRC 造 地上９階建	昭和42年１月	２DK	38.8	28,700	17	４～９階：職員住宅
築地住宅（築地７－９－18）	SRC 造 地下１階 地上５階建	昭和60年１月	３DK	58.7	94,100	3	１～２階：児童館
			３DK	59.1	94,800	1	
			３LDK	64.4	103,300	6	
			４DK	71.1	114,000	2	
	計					12	
八丁堀住宅（八丁堀４－５－５）	SRC 造 地下１階 地上９階建	昭和60年４月	３DK	60.7	98,700	6	１～７階：事務所
			３DK	63.4	103,100	4	
	計					10	
東日本橋住宅（東日本橋２－22－７）	SRC 造 地下１階 地上８階建	昭和61年２月	２DK	50.1	80,300	1	１～４階：産業会館
			２DK	54.7	87,700	1	
			２LDK	62.8	100,700	1	
			２LDK	67.5	108,200	1	
			３LDK	73.0	117,100	1	
			３LDK	77.6	124,500	1	
			３LDK	85.0	136,400	1	
	計					7	
八丁堀かえで川住宅（八丁堀４－１－４）	SRC 造 地下１階 地上９階建	平成３年２月	３DK	74.1	140,300	6	１～３階：社会福祉協議会
			３LDK	92.2	166,360	6	
	計					12	
月島西仲住宅（月島１－９－15）	SRC 造 地下１階 地上７階建	平成３年２月	２LDK	59.2	118,840	5	１～２階：まちづくり支援用仮店舗・仮住宅６戸
			３LDK	68.5	132,240	35	
	計					40	
箱崎町住宅（日本橋箱崎町22－10）	SRC 造 地下１階 地上９階建	平成６年９月	２DK	55.4	120,460	24	１階：コミュニティルーム
			２LDK	65.7	136,220	8	
	計					32	
明石町住宅（明石町14－２）	SRC 造 地下１階 地上８階建	平成６年10月	２DK	53.7	117,860	15	１～３階：リサイクルハウス・明石町区民館４～７階の一部：職員住宅
築地あかつき住宅（築地７－９－13）	SRC 造 地上９階建	平成７年３月	２LDK	61.7	130,100	1	１階：コミュニティルーム
			２LDK	63.2	132,390	7	
			２LDK	67.6	139,120	2	
	計					10	

名称（所在地）	構造	建築年月	間取り	面積（㎡）	使用料（円）	戸数（戸）	備考
勝どきサンスクェア（勝どき１－７－２）	SRC 造 地下２階 地上16階建	平成８年２月	２LDK	56.0	121,380	2	地下２階：駐車場 地下１階：店舗 １～２階：店舗 ３～９階：事務所 10～15階：公社住宅
			２LDK	62.6	131,470	2	
			２LDK	64.5	134,380	2	
			２LDK	66.8	137,900	2	
			３LDK	83.2	167,030	1	
	計					9	
晴海ガーデンコート（晴海１－７－１）	SRC 造 地上16階建	平成９年３月	２DK	56.6	122,430	14	
			３DK	68.0	139,810	72	
			３DK	74.7	154,590	2	
			３LDK	74.7	154,590	2	
			３DK	74.9	154,810	10	
			３LDK	74.9	154,810	10	
	計					110	
銀座ファースト（銀座１－10－16）	SRC 造 地下３階 地上11階建	平成10年８月	２DK	55.0	126,500	1	地下３階～地上９階：銀座ファーストビル
			２LDK	55.8	128,300	1	
			２DK	56.0	128,800	4	
			２LDK	59.3	136,500	1	
			２LDK	61.4	141,200	1	
			２LDK	63.0	144,900	1	
			３LDK	71.8	165,100	1	
			３LDK	72.0	165,600	3	
	計					13	
京橋プラザ住宅（銀座１－25－１）	RC 造 地下２階 地上19階建	平成11年６月	２DK	50.3	109,900	32	地下１階：駐車場 １階：コミュニティルーム ２階：区民館 ３階：事務所
			２LDK	61.1	140,600	32	
			２LDK	61.4	139,900	32	
			２LDK	66.1	150,500	16	
			２LDK	66.4	145,100	32	
			２LDK	72.3	158,100	32	
			３LDK	78.4	174,900	32	
	計					208	
晴海アーバンプラザ（晴海１－８－７）	RC 造 地下１階 地上15階建	平成13年４月	２DK	55.6	123,200	7	地下１階：駐車場 10～15階：一般賃貸住宅
			２DK	56.2	124,100	16	
			２LDK	66.1	139,500	14	
			２LDK	68.8	143,800	30	
			２LDK	70.6	146,700	25	
			３DK	75.0	155,000	9	
	計					101	
合計						596戸	

◎平成３年度以前に建築された区立住宅（晴海住宅、築地住宅、八丁堀住宅、東日本橋住宅）は、定額家賃制度を適用する。
◎平成３年度以降に建築された区立住宅（八丁堀かえで川住宅など）から、世帯の所得に応じた応能家賃制度を適用する。
◎SRC…鉄骨鉄筋コンクリート　RC…鉄筋コンクリート

表２　区立ひとり親世帯住宅概要

名称（所在地）	構造	建築年月	間取り	面積（㎡）	使用料（円）	戸数（戸）	備考
晴海ガーデンコート（晴海１－７－１）	SRC 造 地上16階建の２～４階の一部	平成９年３月	２DK	52.0	34,000	6	
晴海アーバンプラザ（晴海１－８－７）	RC 造地下１階 地上15階建の２～６階の一部	平成13年４月	２DK	55.6	36,000	9	地下１階：駐車場 10～15階：一般賃貸住宅
合計						15戸	

◎使用料は、入居者の収入に応じて減額する。

表３　区立高齢者住宅概要

名称（所在地）	構造	建築年月	間取り	面積（㎡）	使用料（円）	戸数（戸）	備考
堀留町高齢者住宅（日本橋堀留町１－１－１）	SRC 造 地下２階 地上12階建の８～12階	平成６年12月	１DK	34.9	75,000	24	２階：児童館 ３階：区民館 ４～７階：保健センター ７階：在宅サービスセンター
			１DK	41.7	89,000	2	
			１DK	42.1	90,000	4	
	計					30	
築地あかつき高齢者住宅（築地７－９－13）	SRC 造 地上９階建の２～７階の一部	平成７年３月	１DK	31.6	68,000	18	１階：コミュニティルーム
			１DK	39.2	84,000	5	
	計					23	
高齢者住宅晴海ガーデンコート（晴海１－７－１）	SRC 造 地上16階建の２～４階の一部	平成９年３月	１DK	41.7	89,000	6	
			１DK	43.3	93,000	6	
			１DK	44.3	95,000	12	
			１DK	47.2	101,000	5	
	計					29	
合計						82戸	

◎使用料は、入居者の収入に応じて減額する。
◎各高齢者住宅に配置している生活協力員用の住戸３戸を除く。

表４　区営住宅概要

名称（所在地）	構造	建築年月	間取り	面積（㎡）	使用料（円）	戸数（戸）	備考
月島四丁目アパート（月島４－19－13）	SRC 造 地上12階建	昭和47年４月	２DK	34.3	21,000～48,400	60	
勝どき住宅（勝どき１－４－２）	RC 造 地下１階 地上13階建	平成19年７月	１DK（洋室）	32.6	22,800～97,800	11	１～２階：保育園 ３階：子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室
			１DK（和室）	32.6	22,800～97,800	11	
			２DK	53.8	37,700～163,200	38	
			３DK	59.3	41,600～183,400	10	
	計					70	
合計						130戸	

◎使用料は、入居者の収入に応じて減額または免除する。

表５－１　借上住宅概要

名称（所在地）	構造	建築年月	間取り	面積（㎡）	使用料（円）	戸数（戸）	備考
グリーンホームズⅠ（勝どき３－14－10）	RC 造 地上７階建	平成６年４月	３LDK	93.14	191,700～314,800	5	
グリーンホームズⅡ（勝どき３－13－２）	SRC 造 地下１階 地上14階建	平成６年４月	１LDK	55.39	114,000～187,200	27	
			１LDK	55.97	115,100～189,100	9	
			１LDK	61.74	127,000～208,600	10	
			２LDK	84.58	174,000～285,800	4	
			３LDK	97.45	200,500～329,300	5	
			３LDK	97.46	200,600～329,400	3	
	計					63	
銀座アイタワー（銀座２－９－７）	SRC 造 地下３階 地上14階建	平成８年２月	２LDK	62.49	128,600～231,200	4	地下３階～地下１階：駐車場 １～12階：事務所・店舗
			２LDK	66.36	136,600～245,500	1	
			２LDK	67.76	139,500～250,700	1	
	計					6	
銀座ウォールビル（銀座６－13－16）	SRC 造 地上12階 地下４階建	平成元年５月	１LDK	51.59	106,200～190,800	1	
	計					1	
合計						70戸	

◎使用料は、傾斜家賃方式を取り入れている。

表５−２　社宅利用型借上住宅概要

名称 （所在地）	構造	建築年月	間取り	面積 （㎡）	使用者 負担額 （円）	戸数 （戸）	備考
グリーンホームズⅡ （勝どき３−13−２）	SRC 造 地下１階 地上14階建の一部	平成６年４月	１LDK	55.39	143,700	2	
			２LDK	84.58	219,400	1	
			３LDK	97.45	252,800	2	
			３LDK	97.46	252,900	4	
	計					9	
銀座アイタワー （銀座２−９−７）	SRC 造 地下３階 地上14階建	平成８年２月	２LDK	72.01	186,800	1	地下３階～地下１階：駐車場 １～12階：事務所・店舗
			２LDK	80.59	209,100	1	
			３LDK	93.85	243,500	1	
	計					3	
銀座ウォールビル （銀座６−13−16）	SRC 造 地上12階 地下４階建	平成元年５月	２LDK	70.85	183,800	1	
			２LDK +WIC	70.85	183,800	1	
	計					2	
合計						14戸	

区内公的賃貸住宅一覧表

都営住宅

名称（所在地）	間取り	戸数（戸）
勝どき一丁目アパート（勝どき１－２）	１DK	64
	２DK	171
	３DK	47
	計	282
勝どき二丁目アパート（勝どき２－９）	３DK	104
勝どき五丁目アパート（勝どき５－８）	２DK	238
勝どき五丁目第２アパート（勝どき５－９）	１DK	123
	２K	67
	２DK	28
	３DK	13
	計	231
勝どき六丁目アパート（勝どき６－６）	３DK	194
佃二丁目アパート（佃２－２）	３DK	280
明石町アパート（明石町２－４）	２DK	82
明石町第２アパート（明石町13）	３DK	42
合計		1,453戸

公社住宅

名称（所在地）	間取り	戸数（戸）
勝どきサンスクェア（勝どき１－７）	２DK	16
	２DK＋S	12
	２LDK	20
	３LDK	6
	計	54
コーシャタワー佃（佃２－２）	１LDK	43
	２DK	64
	２LDK	73
	３DK	102
	３LDK	67
	４DK	27
	４LDK	49
	計	425
合計		479戸

UR賃貸住宅

名称（所在地）	間取り	戸数（戸）
晴海四丁目（晴海４－１）	１DK	4
	２DK	69
	２LDK	17
	計	90
月島一丁目（月島１－27）	１DK	86
	１LDK	8
	２DK	18
	２LDK	6
	３LDK	2
	計	120
晴海アイランドトリトンスクエアビュープラザ（晴海１－６）	１K	56
	１DK	4
	１LDK+S	17
	２DK	47
	２LDK+S	47
	３LDK	54
	計	225
晴海アイランドトリトンスクエアガーデンプラザ（晴海１－７）	１DK	18
	1LDK	66
	２DK・２DK＋S	42
	２LDK	106
	３DK	41
	３LDK	17
	計	290
アーバンライフ月島駅前イースト（月島２－１）	１K	13
	１DK	13
	１LDK	39
	２LDK	73
	計	138
晴海アイランドトリトンスクエアアーバンタワー（晴海１－８）	１K	33
	１LDK	72
	２LDK	117
	３DK	37
	３LDK	55
	計	314
ムーンアイランドタワー（月島２－10）	１K	26
	１DK	38
	１LDK	92
	２DK	110
	２LDK	84
	計	350

名称（所在地）	間取り	戸数（戸）
ラ・ヴェール明石町 （明石町１）	１K	14
	１DK	20
	１LDK	47
	２LDK	98
	３LDK	20
	計	199
トルナーレ日本橋浜町 （日本橋浜町３－３）	１K	34
	１LDK	201
	２LDK	86
	３LDK	48
	計	369
リガーレ日本橋人形町 （日本橋人形町１－12）	１K	25
	１LDK	114
	２LDK	89
	３LDK	19
	計	247
ベイシティ晴海スカイリンクタワー （晴海３－６）	１K	47
	１LDK	177
	２LDK	117
	３DK	1
	３LDK	24
	計	366
勝どきビュータワー （勝どき１－８）	１K	49
	１DK	9
	１LDK	90
	２LDK	51
	３LDK	5
	計	204
合計		2,912戸

建　　築

本区では、業務商業機能の更新と都心居住の推進を中心に据えたまちづくりを行ってきたところであり、土地の有効利用や高度利用が進められた結果、中高層建築物の占める割合が高くなっている。

このような本区の特性を踏まえ、建築物に対して「都市計画法」および「建築基準法」などに基づき、良好な都市環境の形成、防災性の向上などの見地で、敷地・用途・構造・建築設備などに関する規制・誘導を行っている。

さらに、地区計画制度を用いた区独自のまちづくりを広く行っており、同制度により、地域にふさわしい建築物となるよう誘導している。また、既存建築物に対する安全性も求められる中、本区では、旧耐震基準で設計された建築物の耐震補強の助成などを行い、安全性の向上に努めている。

さらに、建物の防火・避難対策として、不特定多数の人々が利用する建築物などに維持・管理状況を定期的に報告させるとともに立ち入り検査を実施し、所轄消防署との連携も強化しながら防災対策の推進に取り組んでいる。

また、建築関係相隣環境問題の調整を行う「調整員制度」を設けている他、「住居表示制度」に基づく住居番号付定や住居表示板の維持管理事務などを行っている。

建築行政

建築行政事務を大別すると、区長が行う許可事務などと、建築主事が技術的審査を主として行う確認事務がある。

区長が行う事務

＜許可事務＞

1　都市計画施設などの区域内の建築許可

都市計画道路などの区域内に建築物を建築する場合、「都市計画法」に基づきその構造が、移転・除却が容易であるものなどの場合に行う許可である。

令和７年度の許可件数は、10件である。

2　仮設建築物の建築許可

仮設の店舗、事務所などで、存続期間が短く当該建築物の敷地、周囲の状況などにより、区長が防火上など支障がないと認めた場合に行う許可である。

令和７年度の許可件数は、４件である。

3　道路内の建築制限の許可

建築物は、道路内または道路に突き出して建築することができないが、公衆便所や公共用歩廊など、区長が支障がないと認めた場合の例外的な許可である。

令和７年度の許可件数は、９件である。

4　総合設計による建築制限の許可

土地の有効利用を図り、併せて敷地内の公開空地を確保することにより、市街地環境の整備改善を図る制度で、「建築基準法」の容積率制限、高さ制限および斜線制限を緩和する例外的な許可である。本区においても、「中央区総合設計許可要綱」を制定し活用している。

現在区内では、都所管101件と区所管13件の合計114件がこの許可を受けている。（346頁**表２－１**、347頁**表２－２**参照）。なお、令和７年度の許可はなかった。

5　その他の許可

建築審査会の同意を得て行う建築基準法や建築物の制限に関する条例、土地区画整理法などの特例の許可である。令和７年度の許可はなかった。

＜その他の事務＞

1　違反建築物の調査および是正指導

建築物、工作物、建築設備の違反防止および早期発見と是正指導のため、常時パトロールをしている。

令和７年度の違反摘発件数は25件で、その内容は、防火区画の規定違反などである（**表１**参照）。

表１　違反摘発事項別件数

（令和７年度・中央区扱い）

事項	件数
防火区画の規定違反	7件
避難施設などの規定違反	4
防火地域、準防火地域内の構造制限違反	7
その他	7
合計	25

2　定期報告

不特定多数の人々が利用する映画館・ホテル・共同住宅・飲食店・病院・事務所などの特定建築物は、適切に維持管理されていないと、災害発生時に多数の死傷者を出す恐れがあることから、「建築基準法」により、その所有者（管理者）に対し、建築士または国土交通大臣の定める資格を有する者に依頼して、建築物の維持管理状態を調査させ、結果を報告することを義務付けている。

この報告を基に、建築物の維持管理状態を把握し、必要に応じて改善などの指導を行っている。

なお、定期報告を必要とする特定建築物等の用途、規模および提出の時期などは、348頁**表３**のとおりである。

表２－１　総合設計概要（区所管）

（昭和60年12月１日～令和８年３月31日許可分）

項目／名称	住所	敷地面積（㎡）	延べ面積（㎡）	容積率（％）	高さ（m）	階数 地上／地下	公開空地率（％）	完成年月
日経茅場町別館	日本橋茅場町２－６	781	4,238	538.44	30.6	７／１	33.61	昭和63年９月
兼入船三丁目ビル	入船３－６	778	4,609	546.61	32.4	７／１	25.69	平成２年６月
八丁堀Ｓビル	八丁堀３－19	708	4,967	647.33	45.0	13／２	51.10	許可済
京橋日殖ビル	京橋１－８	610	3,745	587.95	36.3	10／２	34.98	平成３年１月
ニューリバーレジデンス ニューリバータワー	新川１－６	689	4,986	656.80	46.1	12／２	58.76	平成３年12月
千代田ビル	築地７－５	521	3,726	624.68	44.7	12／１	47.29	許可済
エンブレムコート 明石町	明石町６	1,358	8,350	478.72	58.7	18／１	32.54	平成14年11月
住友不動産 日本橋ビル	日本橋本町１－５	1,210	9,770	763.85	51.5	11／１	35.73	平成15年９月
国際紙パルプ商事 本社ビル	明石町６	1,682	7,455	399.99	44.1	９／２	27.30	平成15年10月
クレストフォルム月島 サウススクエア	佃２－９	1,393	9,989	584.59	50.3	15／１	61.28	平成16年６月
新川二丁目地区市街地再開発事業計画	新川２－３	977	9,956	799.93	73.10	21／１	67.39	許可済
Ｓタワー・内田洋行 新川第２オフィス	新川２－３	978	9,694	797.21	81.25	20／１	67.34	平成23年11月
東山ビルディング	日本橋本町４－４	1,078	9,962	850.32	59.75	13／１	55.75	平成30年２月

表２－２　参考　総合設計概要（都所管）

（平成13年４月１日～令和８年３月31日許可分）

名称＼項目	住所	敷地面積（㎡）	延べ面積（㎡）	容積率（％）	高さ（m）	階数 地上／地下	公開空地率（％）	完成年月
リハポート明石ほか	明石町１	4,874	29,996	507.02	75.55	22／１	39.14	平成16年２月
時事通信ビル	銀座５－15	3,158	28,268	824.44	80.00	14／２	48.91	平成15年11月
ザ・クレストタワー月島	佃２－11	3,814	39,838	780.00	106.94	33／２	80.20	平成16年９月
東京ダイヤビル	新川１－28	20,611	139,866	592.66	75.60 77.10	16／２ 22／２	50.38	平成16年１月
ライオンズタワー月島	佃２－10	4,742	39,575	607.62	109.10	32／２	76.02	平成17年10月
銀座イースト	月島３－27	4,714	39,835	652.52	119.00	32／１	77.73	平成18年８月
リエトコート アルクスタワー	湊３－８	2,669	29,836	799.98	96.4	27／１	76.41	平成19年２月
八重洲一丁目計画	八重洲１－３	3,750	45,418	1,073.79	103.60	20／３	75.78	平成19年９月
汐留浜離宮計画	銀座８－21	4,413	48,259	935.77	120.00	21／２	71.93	平成21年９月
勝どき一丁目地区 プロジェクト	勝どき１－３	5,034	54,464	776.96	154.30	45／２	51.42	平成23年１月
Brillia WELLITH 月島	月島１－15	2,710	21,682	583.06	44.98	14／２	49.97	平成25年１月
日本橋本町 MK-SQUARE	日本橋本町３－５	1,348	13,516	913.83	76.8	15／２	52.96	平成23年９月
浜離宮三井ビルディング	築地５－６	4,752	31,639	612.72	59.92	13／１	58.09	平成23年10月
日本橋アステラス 三井ビルディング	日本橋本町２－５	2,365	27,465	1,033.50	83.00	17／２	66.19	平成24年12月
京橋トラストタワー	京橋２－１	4,403	51,998	999.98	108.7	21／３	83.66	平成26年２月
オンワードパークビルディング	日本橋３－10	1,765	18,632	964.83	73.7	17／２	33.21	平成26年10月
Brillia THE TOWER TOKYO YAESU AVENUE	新川２－10	3,011	38,452	973.27	99.985	30／１	52.72	平成29年９月
日鉄日本橋ビル	日本橋１－13	2,055	27,370	1,098.87	83.925	18／３	52.71	平成31年３月
築地セントラル スクエア	築地３－５	1,672	11,415	607.85	54.00	14／１	38.79	平成30年10月
日本橋本町 三井ビルディング &forest	日本橋本町１－３	2,502	27,793	977.40	84.00	18／１	51.92	工事中
長瀬産業㈱東京本社ビル	日本橋小舟町５	3,164	26,331	733.73	62.95	14／２	39.23	工事中

表３　定期報告が必要な特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等および報告時期一覧

	用　　途	用途に供する階または規模	用途コード	提出の時期
特定建築物	劇場、映画館、演芸場	・地階 もしくは F≧３階 ・A≧200㎡ ・主階が１階にないものでA＞100㎡	11	毎年報告
	観覧場（屋外観覧席のものを除く）、公会堂または集会場	・地階 もしくは F≧３階 ・A≧200㎡ （平屋建て、かつ、客席および集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く）	12	
	旅館、ホテル	・F≧３階 かつ A＞2000㎡	13	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗	・F≧３階 かつ A＞3000㎡	14	
	児童福祉施設等（注意４に掲げるものを除く）	・F≧３階 ・A＞300㎡ （平屋建て、かつ、床面積の合計が500㎡未満のものを除く）	21	３年ごとの報告 （令和10年報告）
	病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る）、児童福祉施設等（注意４に掲げるものに限る）	・地階 もしくは F≧３階 ・A≧300㎡ （平屋建て、かつ、床面積の合計が500㎡未満のものを除く）	21	
	旅館、ホテル（用途コード13のものを除く）		22	
	学校、学校に付属する体育館	・F≧３階 ・A＞2000㎡	23	
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館（いずれも学校に付属するものを除く）	・F≧３階 ・A≧2000㎡	24	
	下宿、共同住宅または寄宿舎の用途とこの表（用途コード34を除く）に掲げられている用途の複合建築物	・F≧５階 かつ A＞1000㎡	28	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗（用途コード14のものを除く）	・地階 もしくは F≧３階 ・A≧500㎡	31	３年ごとの報告 （令和８年報告）
	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店		32	
	複合用途建築物（用途コード28および34のものを除く）	・F≧３階 ・A＞500㎡	33	
	事務所その他これに類するもの	・A＞1000㎡ （５階建て以上、かつ、延べ面積が2000㎡を超える建築物のうち、F≧３階のものに限る）	34	
	下宿、共同住宅、寄宿舎（注意４に掲げるものを除く）	・F≧５階 かつ A＞1000㎡	40	３年ごとの報告 （令和９年報告）
	高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅または寄宿舎（注意４に掲げるものに限る）	・地階 もしくは F≧３階 ・A≧300㎡（２階部分）	41	
防火設備	防火扉 防火シャッター 耐火クロススクリーン ドレンチャーその他水膜を形成する防火設備	・上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの ・以下に掲げる用途A≧200㎡の建築物に設けるもの ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る） ・高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（注意４）		毎年報告 （遊戯施設等は６カ月ごとに報告）
建築設備	換気設備（自然換気設備を除く） 排煙設備（排煙機または送風機を有するもの） 非常用の照明装置 給水設備および排水設備（給水タンク等を設けるもの）	上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの		
昇降機等	エレベーター（労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く）、エスカレーター、小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く）、遊戯施設等（乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のものを含む）			

（注意）

1　F≧３階、F≧５階、地階もしくはF≧３階とは、それぞれ３階以上の階、５階以上の階、地階もしくは３階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいう。

2　Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。

3　共同住宅（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く）の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除く。

4　高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅および寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）ならびに児童福祉施設等（助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これらに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホームおよび障害者福祉サービスを行う事業所に限る）をいう。

5　報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室または集会場等の居室に設けられた機械換気設備に限る。

6　昇降機のうち、一戸建て、長屋または共同住宅等の住戸内に設けられたホームエレベーター等は報告対象から除く。

7　新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期についての報告は不要。

⑴　特定建築物の定期報告

特定建築物の定期報告は、建築物の用途、規模により報告時期が毎年と３年ごとのものに分けられている。

令和７年度は、劇場、ホテル、物販店舗などの毎年報告のものおよび病院、児童福祉施設などの３年ごとの報告のものについて報告を求め、令和８年３月31日現在で、毎年報告のものについては110件、３年ごとの報告のものについては318件の報告があった。令和８年度は、毎年報告のものおよび３年ごとの報告となる飲食店、事務所などの建築物が報告対象となっている。

⑵　特定建築設備などの定期報告

特定建築設備などの定期報告については、特定建築物に付帯する防火設備（防火扉・シャッターなど）、建築設備（排煙・換気設備など）および昇降機等（特定建築物を含む中高層建築物に設置されるものなど）に分け毎年報告を義務付けており、令和７年度は、防火設備1,478件、建築設備2,592件、昇降機等7,672件の報告があった。

３　完成前の建築物の部分使用に係る仮使用認定

原則として、建築物は完了検査を受け、検査済証の交付を受けた後でなければ、使用することはできない。ただし、工事中の建築物については、使用部分と工事部分の区画（安全区画）などが明確であり、安全上、防火上および避難上支障がないと区長が認めた場合は部分的先行使用が可能である。

令和７年度の認定はなかった。

４　地区計画区域内における建築物の届け出・認定

区内には第Ⅱゾーン、月島地区、銀座地区および日本橋・東京駅前地区にそれぞれ高度利用型地区計画および街並み誘導型地区計画が指定されている。また、晴海地区などに再開発等促進区を定める地区計画が指定されている。

これらの地区計画の区域内において、建築物の建築や工作物の建設などを行おうとするものは、当該行為に着手する30日前までに区長へ届け出を要する。

令和７年度の届け出件数は153件であった。

また、街並み誘導型地区計画区域内で、道路幅員による容積率制限の緩和を受けるもの、または、道路斜線制限などの緩和を受けるものは、区長の認定を要する。

認定に当たっては、建築計画が当該地区計画の内容に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないことが要件となっている。

令和７年度の認定件数は、89件である。

５　総合的設計による一団地の建築物の認定

建築物を計画する際には、一敷地一建物が原則となっているが、一団地内に２以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築する場合において、区長が、その各建築物の位置および構造が、安全上、防火上および衛生上支障がないものと認めるものについては、これらの建築物は、同一の敷地内にあると見なす制度である。

令和７年度の認定はなかった。

６　道路の指定および変更・廃止

⑴　計画道路の指定

「道路法」・「都市計画法」などによる事業計画により２年以内に事業が行われる予定の道路で、区長から計画道路の指定を受けたものは、「建築基準法」の道路として認められる。

令和７年度の計画道路指定件数は、１件であった。

⑵　道路位置の指定

「道路法」・「都市計画法」などによらずに一定の基準に適合させて新たに築造する一般の私道は、これを築造しようとする者が、区長から道路位置の指定を受けることによって、「建築基準法」の道路として認められる。

また、私道は、道路としての位置指定を受けることにより、強い私権の制限を受けるので、土地の所有者など関係権利者の承諾を位置指定の要件としている。

令和７年度の道路位置指定はなかった。

⑶　私道の変更・廃止

私道とは、一般私人が築造し維持管理するもので、私道のうち一定の要件に該当するものが「建築基準法」上の道路となっている。これらの私道を変更または廃止する場合は、道路の位置指定に準じた手続きが必要である。

令和７年度の道路廃止件数は１件であった。

７　「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）に基づく認定

地震による建築物の倒壊などの被害から生命と財産を保護するため施行された「耐震改修促進法」に基づき、建築物の耐震改修計画などに対して認定を行っている。

令和７年度は、建築物の地震に対する安全性に係る認定はなかった。

８　すべての人が利用しやすい建築物の認定

不特定多数の人が利用する建築物を高齢者や身体障害者などが円滑に利用できるように「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）および「高齢者、障害者が利用しやすい建築物の整備に関する条例」が施行されている。

区では、対象建築物の審査、容積率の特例の認定を行っている。

令和７年度の認定はなかった。

９　長期優良住宅の認定

平成21年６月４日に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行され、構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、適切な維持保全計画が作成された優良な住宅に対して認定を行っている。

令和７年度の認定件数は３件（３戸）であった。

10　低炭素建築物の認定

平成24年12月４日に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に関する先導的な基準に適合する建築物に対して認定を行っている。

令和７年度の認定件数は２件（63戸）であった。

11　マンションの再生等の円滑化に関する法律による除却の必要性に係る認定

「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に基づき、耐震性が不足しているなどのマンションについて、除却等の必要性に係る認定（要除却等認定）を行っている。認定を受けたマンションは、法律に基づくマンション敷地売却事業の認可や容積率の特例許可を申請できる他、除却などへ向けた指導・助言を受ける対象となる。

令和７年度の認定はなかった。

12　解体工事および建設工事などに伴う届け出

平成14年から「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（建設リサイクル法）が施行され、解体工事および建設工事などを行う際には、建設廃棄物の分別・リサイクルが義務付けられ、工事着手の７日前までに区長への届け出が必要となった。

⑴　届け出の対象となる工事

表４に掲げる工事が届け出の対象となっている。

表４　届け出の対象となる工事

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計　80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計　500㎡以上
建築物の修繕・模様替え（リフォームなど）	請負代金の額　１億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事など）	請負代金の額　500万円以上

⑵　分別・リサイクルの対象となる建設廃棄物

「コンクリート」、「コンクリートおよび鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート板など）」、「木材」および「アスファルト・コンクリート」を含む建設廃棄物は、分別を行い、再資源化などをするための施設において、適正に処理しなければならない。

⑶　発注者（建築主など）の義務

発注者（建築主など）は、対象となる建設工事などを行う場合には、必要な事項を届け出なければならない。

令和７年度における届け出件数は、届け出388件、通知114件、変更１件であった。

13　風俗営業の許可申請に係る意見回答事務

公安委員会が「風俗営業の規制および業務の適正化等に関する法律」の適用を受ける遊技場・料理店・キャバレー・バーなどの営業許可をするに当たり、同委員会から「建築基準法」上の支障の有無についての照会がある。

令和７年度の意見回答は、57件であった。

建築主事が行う事務

＜建築確認事務＞

建築主が建築物などを新築・増築または改築する場合は、確認申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならない。建築主事は、確認申請書の形式が法および規則による要件に適合していれば申請書を受理し、その計画が建築関係法令に基づく敷地・構造・建築設備および都市計画上の制限規定などに適合していることを確認したときは、その旨を申請者に通知することになっている。

また、区内に定められた各地区計画の地区整備計画を基に「建築条例」を定めており、この条例の規定も確認審査の対象となる。

令和７年度の建築物は、19件（確認申請７件、計画通知12件）であり、昇降機の申請はなかった。（**表５～**351頁**表７**参照）

表５　構造別確認申請件数

（令和７年度・中央区扱い）

構造	件数
木造	1件
鉄骨造	16
鉄筋コンクリート造	1
その他	1
合計	19

表６　階数別確認申請件数

（令和７年度・中央区扱い）

階数	件数
１～２階	18件
３～５階	0
６～９階	0
10階以上	1
合計	19

表７　用途別確認申請件数

（令和７年度・中央区扱い）

用途	件数
バス停留所上家	9件
倉庫業を営まない倉庫	4
公衆便所	1
その他	5
合計	19

＜建築確認事務の範囲＞

⑴　建築物の延べ面積が、10,000㎡までのもの

⑵　⑴の建築物に設ける工作物および建築設備で、確認申請を必要とするもの

⑶　確認申請を必要とする工作物（ウォーターシュート・コースターなどの遊戯施設を含む）

建築関連事務

１　建築物防災週間における防災対策の推進

建築物に関連する防災知識の普及や、防災関連法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、毎年２回実施している。

対象建築物は、定期報告を要する特殊建築物で、不特定多数の人々が利用する建築物の避難施設等については主に実査などを行っている。

令和７年度は、令和７年９月および令和８年３月に、定期報告において避難施設等で防災上危険と思われる建築物について実査を行った。

２　民間建築物の耐震対策

⑴　民間建築物の耐震改修などに要する費用の助成

建築物の耐震性の向上を図るため、耐震補強工事などに助成を行っている。

助成の内容については、352頁**表８－１**から353頁**表８－４**のとおりである。

令和７年度の助成実績は、354頁**表９**のとおりである。

⑵　住宅耐震併行工事費用助成

住宅耐震補強工事等と併せて実施する耐震補強以外の工事費に対して助成することで、住宅の耐震化率の向上を図っている。

①　助成金の限度額等　工事費用の全額（限度額50万円）

②　建築物の居住者で高齢者などがいる世帯

令和７年度の助成実績はなかった。

⑶　木造建築物の簡易耐震診断の実施

既存の木造建築物については、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、自己による簡易診断の必要性などについて、区民への啓発および普及に努めている。

表８－１　木造建築物に対する助成（平成12年以前の建築物）

用途	項目	助成金の限度額など
住宅	耐震診断・補強計画	診断・補強計画費用の全額（限度額なし）
	耐震補強工事	工事費用の１／２（限度額330万円）
		高齢者（65歳以上）または障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯 工事費用の全額（限度額330万円）
	簡易補強工事 （一部屋補強など）	工事費用の１／２（限度額165万円）
		高齢者（65歳以上）または障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯 工事費用の全額（限度額165万円）
業務商業建築物	耐震診断・補強計画	診断・補強計画費用の２／３（限度額50万円） （所有者が個人または中小企業のみ）

表８－２　木造以外の建築物に対する助成（昭和56年以前の建築物）

用途	項目		助成金の限度額など
住宅	耐震診断		診断費用の全額（限度額50万円）
	補強設計		設計費用の全額（限度額50万円）
	耐震補強工事		工事費用の１／２（限度額330万円）
			高齢者（65歳以上）または障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯 工事費用の全額（限度額330万円）
業務商業建築物	耐震診断		診断費用の２／３（限度額50万円）（所有者が個人または中小企業のみ）
分譲マンション	耐震診断		診断費用の２／３（限度額200万円）（管理組合が申請者であることなど）
	補強設計		設計費用の２／３（限度額200万円）（管理組合が申請者であることなど）
	耐震補強工事		工事費用の１／２（限度額3,300万円）（管理組合が申請者であることなど）
	段階的 耐震補強工事	第１段階	工事費用の１／２（限度額1,650万円）（管理組合が申請者であることなど）
		第２段階	工事費用の１／２（限度額3,300万円－第１段階の助成額）（管理組合が申請者であることなど）
賃貸マンション	耐震診断		診断費用の２／３（限度額200万円）（所有者が個人または中小企業のみ）
	補強設計		設計費用の２／３（限度額100万円）（所有者が個人または中小企業のみ）
	耐震補強工事		工事費用の１／２（限度額1,650万円）（所有者が個人または中小企業のみ）

表８－３　緊急輸送道路沿道等建築物に対する助成

用途	項目	助成金の限度額など
住宅	耐震診断	診断費用の全額（限度額100万円）
	補強設計	設計費用の全額（限度額50万円）
	耐震補強工事	工事費用の２／３（限度額330万円）
		高齢者（65歳以上）または障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯 工事費用の全額（限度額330万円）
業務商業建築物	耐震診断	診断費用の２／３（限度額100万円）
分譲マンション	耐震診断	診断費用の２／３（限度額400万円）（管理組合が申請者であることなど）
	補強設計	設計費用の２／３（限度額200万円）（管理組合が申請者であることなど）
	耐震補強工事	工事費用の２／３（限度額3,300万円）（管理組合が申請者であることなど）
	段階的 耐震補強工事	第１段階　工事費用の２／３（限度額1,650万円）（管理組合が申請者であることなど）
		第２段階　工事費用の２／３（限度額3,300万円－第１段階の助成額）（管理組合が申請者であることなど）
賃貸マンション	耐震診断	診断費用の２／３（限度額200万円）
	補強設計	設計費用の２／３（限度額100万円）
	耐震補強工事	工事費用の２／３（限度額1,650万円）

表８－４　特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成

項目	用途	助成金の限度額など	適用期間
補強設計	住宅	設計費用の５／12（※１）または 設計費用の全額（限度額50万円）	令和12年度まで
	分譲マンション	設計費用の５／12（※１）または 設計費用の２／３（限度額200万円）	
	賃貸マンション	設計費用の５／12（※１）または 設計費用の２／３（限度額100万円）	
	その他の建築物	設計費用の５／12（※１）	
耐震補強工事	住宅	工事費用の11／30から11／60（※１）（※２）または 工事費用の２／３から全額（限度額330万円）（※３）	
	分譲マンション	工事費用の11／30から11／60（※１）（※２）または 工事費用の２／３（限度額3,300万円）	
	賃貸マンション	工事費用の11／30から11／60（※１）（※２）または 工事費用の２／３（限度額1,650万円）	
	その他の建築物	工事費用の11／30から11／60（※１）（※２）	
建て替え	全ての建築物	工事費用の11／30から11／60（※１）（※２）	
除却	全ての建築物	工事費用の11／30から11／60（※１）（※２）	

（※１）　床面積、基準単価による制限がある。
（※２）　床面積が5,000㎡を超える部分は助成率が11／60となる。
（※３）　高齢者（65歳以上）または障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯

表９　耐震改修等に要する費用の助成に関する実績件数　（令和７年度）

	用途	項目	件数
木造建築物	住宅	耐震診断・補強計画	8件
		耐震補強工事	3
		簡易補強工事	3
非木造建築物	分譲マンション	耐震診断	1
	業務商業建築物	耐震診断	2
緊急輸送道路沿道等建築物	分譲マンション	耐震診断	1
	業務商業建築物	耐震診断	1
特定緊急輸送道路沿道建築物	建て替え		1
	除却		4

また、自己診断は区民にとって難しい面もあるため、希望者については、区の職員が簡易診断を実施している。

平成７年度から令和７年度までの実績は**表10**のとおりである。

表10　木造簡易耐震診断の実績件数
（令和８年３月31日現在）

地域	京橋	日本橋	月島	計
件数	385件 (7)	407 (4)	548 (2)	1,340 (13)

◎平成７年度から令和７年度までの実績
◎（　）は内数で令和７年度実績

⑷　耐震促進協議会の運営

東京に大地震が発生した際に建物被害を防ぐためには、どのように建物の耐震化をすればよいのかという区民の疑問に答え、耐震化を促進していくため、（一社）東京都建築士事務所協会中央支部・（公社）東京中小建築業協会中央支部・NPO 法人地域の防災と町づくりを研究する会と中央区で耐震促進協議会を運営している。

耐震促進協議会では次の活動を行っている。

①　旧耐震建築物所有者への個別訪問
②　耐震化相談窓口の開設
③　耐震化に関するセミナーなどの開催

⑸　耐震化アドバイザーの派遣

区民のニーズに沿って相談を受けられるよう、耐震化相談窓口を設けるとともに、専門的な相談にも対応するため、耐震の専門家をアドバイザーとして無料で派遣している。

平成29年度から令和７年度までの実績は**表11**のとおりである。

表11　耐震化アドバイザーの派遣実績件数
（令和８年３月31日現在）

地域	京橋	日本橋	月島	計
件数	18件 (2)	27 (4)	10 (0)	55 (6)

◎平成29年度から令和７年度までの実績
◎（　）は内数で令和７年度実績

⑹　防災ボランティアの登録

地震により被災した建築物は、その後発生する余震などで倒壊したり、物が落下し、人命に危険を及ぼす恐れがある。そのため、建築技術者が応急危険度判定員（防災ボランティア）として現地調査し、被災建築物が当面使用可能かどうかを判定し、その結果を分かりやすく表示することにより、建築物の所有者などに使用する上での注意を促している。

令和７年度に防災ボランティアとして登録している建築技術者は128人である。

住居表示の事務

１　維持管理

本区の住居表示は、昭和62年１月１日までに区内全域で段階的に実施しており、現在は住居表示制度の維持管理事務として、届け出のあった新築・改築建物について住居番号の付定・変更を行うとともに、住居表示実施時の新旧住所の証明書を交付している。

（令和７年度実施）

住居表示実施証明書交付枚数　94枚

また、年次計画に基づき実態調査を行い、未届けの新築・改築・取り壊し建物に対する住居番号の付定・変更・廃止を行うとともに、各種表示板の経年による破損・滅失分について補完・取り替えを行っている。

令和７年度は、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、豊海町、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目について実態調査を行った。

（令和７年度実施）

調査建物数　1,751戸

各種表示板取り替え数　1,422枚

２　住居表示案内板（総合案内板）

住民や通行者向けに、公共施設など表示した総合案内板を設置している。平成30年度から、多言語およびユニバーサルデザインに対応したものに更新している。

設置数　123基

（内訳）　大型90基（全て多言語対応）

小型33基

建築関係相隣環境問題調整制度

建築関係相隣環境問題においては、近隣住民と建築主双方がよく話し合い、自主的に解決できるよう側面から行政指導をしている。

しかし、問題解決のための一般的な基準がないことや紛争調整には法律的、専門的な知識が要求されることなどから、行政指導には限界があり、昭和47年10月１日から「建築関係相隣環境問題調整員設置運営要綱」に基づく調整員制度を発足させ、調整を行っている。

調整員は、弁護士、建築行政経験者、学識経験者からそれぞれ１人を区長が任命している。

中央区建築関係相隣環境問題調整員

区分	氏名	役職
首席調整員	岩島秀樹	大地法律事務所
調整員	青柳恵美子	消費生活アドバイザー

調整員が処理する事項は、次のとおりである。

⑴　近隣住民からの申し出による日照阻害、電波障害、プライバシーの侵害など建築に起因する相隣環境問題の申し出について、当事者間の合意を図るための調整

⑵　関係諸法令、諸判例および解決事例を教示し、合意を図るために必要な指導および助言

苦情・陳情など受け付けおよび処理件数

（令和７年度）

地域	京橋	日本橋	月島	計
件数	16件	19	15	50

建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱による届け出

解体工事を行う際には、解体予定建築物に解体工事のお知らせ看板を設置し区に届け出するとともに、説明会を開催し近隣住民に工事内容の周知を図るよう発注者に対して指導している。

また、解体建築物にアスベストなどの有害物質が使用されている場合がある。これらの建築物の事前把握に努め、安全で適正な処理の徹底を図るため、解体建築物内の有害物質の有無、有害物質がある場合の処理計画、処理方法などの表示および説明を行うことも指導している。

令和７年度の届け出件数は、179件である。

中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱による届け出

建築物の計画や工事によって生じる相隣問題を未然に防止するため、高さ10m を超える建築物を対象に、建築確認申請などの法定手続を行う前に建築計画の概要を記したお知らせ看板を設置し区に届け出するとともに、説明会を開催し近隣住民に計画内容の周知を図るよう建築主に対して指導している。

令和７年度の届け出件数は、109件である。

都市活性プロジェクト推進

区内では現在、首都高速道路日本橋区間における地下化工事や東京高速道路の再生、築地市場跡地開発など、本区の持続可能性を高める都市基盤の取り組みが着実に進展している。

こうした各取り組みの進捗管理に加え、都市基盤の整備とまちづくりとが連携するプロジェクト（以下「都市活性プロジェクト」という。）については、ソフト・ハード両面から総合調整することにより、地域の商工観光の振興、防災力の強化、地域コミュニティの醸成をはじめとしたさまざまな施策の推進につなげていく。

1　都心再生の推進

都市活性プロジェクトにおける都心再生に資する総合調整および施策の企画立案を行っている。

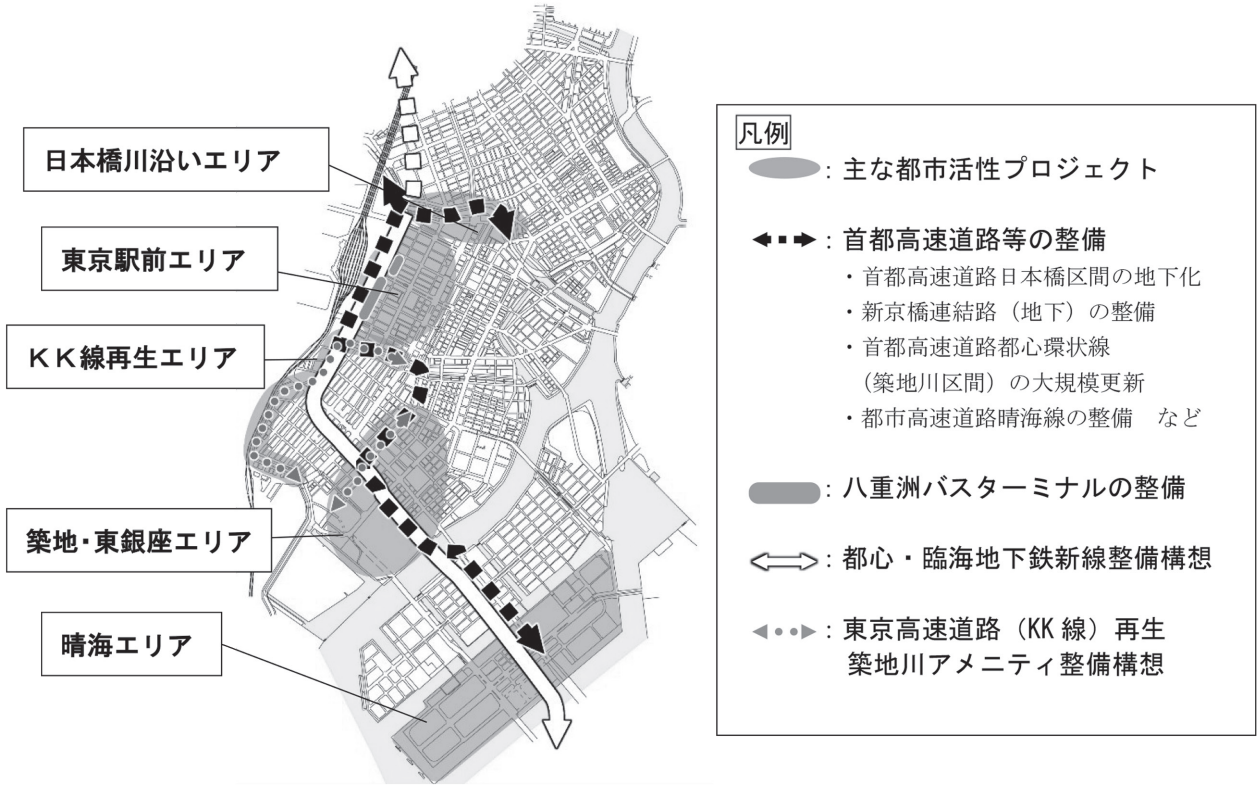
地域コミュニティやエリアマネジメントに係る機運醸成や体制の立ち上げ支援など、ソフト面に関する官民関係者間の調整を図っていく。

2　基盤事業の調整

都市活性プロジェクトにおける基盤事業に係る総合調整および施策の企画立案を行っている。

基盤事業の進捗管理を行うとともに、ハード面に関する官民関係者間の調整を図っていく。

主な都市活性プロジェクト



主な都市活性プロジェクトにおける取組内容

主な都市活性プロジェクト	取り組み内容
日本橋川沿いエリア	５地区の市街地再開発事業や首都高速道路日本橋区間地下化事業などが具体化し、さまざまな事業が連続的かつ長期的に進行している。こうした中、日本橋川沿いエリアなどにおける魅力的で一体的な水辺空間の整備を推進するため、令和４年５月に住民代表、地域団体、関係事業者、河川管理者等関係行政機関および区で構成する「日本橋川水辺空間の整備推進に関する連絡会」を設置し、各事業の進捗状況をはじめ、水辺空間などの段階的な整備イメージや各事業完了後における将来のイメージなどを共有するとともに、工事期間中も含めたにぎわい創出に向けた検討を進めている。
東京駅前エリア	３地区の市街地再開発事業による地下バスターミナル整備をはじめ、日本橋川沿いエリアなどにおいても、区の将来を支える都市基盤の整備や検討が進んでいる。こうした中、安全で回遊性の高い国際都市東京の玄関口の形成に向けて、周辺地域へとつながる歩行者ネットワークを強化するための、道路の利活用や道路空間の再構築に関する社会実験など、交通環境改善の取り組みに対して支援を行っている。
KK 線再生エリア	東京都が令和５年３月に策定した「東京高速道路（KK 線）再生の事業化に向けた方針」を受け、築地川アメニティ整備構想との連携によるみどりのプロムナードの創出に向けて取り組んでいる。令和７年４月に廃止された東京高速道路（KK 線）については、同月に策定された「東京高速道路（KK 線）再生に向けた利活用方針」も踏まえ、歩行者ネットワークの強化やにぎわい創出に向けて、周辺のまちとの連携が図られるよう、関係者との協議・調整を行っていく。
築地・東銀座エリア	都心・臨海地下鉄新線、都市高速道路晴海線や築地川アメニティ整備構想など、複数の都市基盤整備の検討や築地市場跡地開発をはじめとした開発事業等が進行しており、都市基盤整備や開発事業を踏まえた魅力あるまちづくりを検討していく必要がある。 こうした中、魅力ある都市空間の創出と更なる回遊性の向上に向けて、築地および東銀座における広域かつ中長期的なまちづくりの検討を行っている。 さらに、築地の活気とにぎわいの継承・発展に向け、築地市場跡地と場外市場のまちづくりや交通基盤整備に関する検討に取り組んでいるとともに、これらの検討内容や地元の意見を踏まえ、築地市場跡地開発の事業者との協議・調整を進めていく。
晴海エリア	令和７年９月に、晴海五丁目西地区（晴海フラッグ）の住宅棟（タワー）の入居が開始され、東京2020大会選手村跡地の整備は、区切りを迎えた。 晴海地区全体においては、引き続き、都心・臨海地下鉄新線の事業化を見据えた、都有地も活用したまちづくりを検討していくなど、関係者との協議・調整を進めていく。

一般財団法人　中央区都市整備公社

所在地　銀座１－25－３
　　京橋プラザ２階
　　☎（3561）5191

中央区都市整備公社は、昭和60年６月１日中央区が基本財産を全額出捐（しゅつえん）して公益法人として設立され、平成23年４月１日公益法人制度改革関連法令に基づき一般財団法人に移行した。

公社は、区のまちづくりの推進に協力し住民福祉の増進および地域社会の発展に寄与することを目的とし、地域の活性化および住居環境の向上に資する事業を実施している。

事業概要

１　まちづくりの推進に関する調査研究および意識啓発

⑴　都市開発動向に関する情報の収集

市街地再開発に関する情報誌などを通じ、区および他の自治体における都市再開発の動向に関する情報を収集している。

⑵　まちづくりに対する指導・助言

築地場外市場地区の振興と活性化を図るため、「特定非営利活動法人　築地食のまちづくり協議会」および「築地魚河岸事業協議会」に対して、必要に応じて指導・助言を行っている。

⑶　まちづくり推進のための意識啓発

まちづくりの推進に関する意識啓発を図るため、講演会の開催や築地場外市場地区のまちづくりに関する情報提供などを行っている。

２　活性化の推進が必要な地域に対する支援、地域の活性化に資する施設の管理運営

築地場外市場地区の活気とにぎわいの向上に資するため、同地区にある「まちづくり支援施設（駐車場および店舗）」を区から借り受け、地域の実情を踏まえた有効活用を図っている。店舗施設運営については「特定非営利活動法人　築地食のまちづくり協議会」の協力を得て管理運営を行っ

ている。

また、食のまち「築地」のにぎわいの拠点となる施設として区が整備した「築地魚河岸」の管理運営を行うとともに「築地魚河岸事業協議会」の活動を支援している。

さらに、場外市場地区で不足する機能を補完するため、区が借り受けた築地市場跡地（一部）を買出人や一般来街者用の駐車場および荷下ろし場として管理運営している。

加えて、地域・産業の活性化およびさらなるにぎわいや新たな価値の創出に向けた地域団体の取り組みを支援している。

⑴　まちづくり支援施設の概要

①　駐車場施設（築地川第一駐車場）

所在地　築地４－16－１

自動車　　231台（うち55台定期利用）

二輪車など　　７台（定期利用）

②　店舗施設（Ａ棟）

所在地　築地４－16－２　（65区画）

⑵　築地魚河岸の概要

所在地　築地６－26－１（小田原橋棟）

築地６－27－１（海幸橋棟）

１階　　店舗（93区画）、氷販売所

２階　　事務所、倉庫

３階／屋上　フードコート、キッチンスタジオ、バーベキュー場、広場

⑶　場外臨時駐車場および荷下ろし場の概要

所在地　築地６－20－43

自動車　　39台

荷下ろし場

⑷　支援事業

「特定非営利活動法人　築地食のまちづくり協議会」の運営や事業を補佐し、団体としての活動が円滑に行えるよう支援することにより、築地場外市場地区の良好なまちづくりを推進している。

また、地域・産業の活性化およびさらなるにぎわいや新たな価値の創出に向けて取り組む地域団体に対し、その費用の一部を助成し支援している。

３　再開発事業に伴う環境整備などに関する支援

⑴　営業継続援助および居住継続援助

区の再開発に係る区域内の住民などを対象とした各種援助に関する業務を行っている。

①　営業継続援助の対象区域

勝どき駅前地区の再開発区域

②　居住継続援助の対象区域

月島駅前地区、勝どき駅前地区、晴海一丁目地区、晴海三丁目西地区および月島一丁目３、４、５番地区の再開発区域

⑵　地域活性化活動援助

大規模再開発事業の周辺区域における地域のにぎわいづくり、文化などの維持継承、コミュニティの形成など地域の活性化に向けた活動援助に関する業務を行っている。

４　分譲マンションなどの維持管理に関する支援

マンション居住者が多いという本区の特性を踏まえ、住環境の改善のため、マンションの適正な維持管理や良好な地域コミュニティ形成に係る支援・相談事業を区と連携し実施している。

また、管理組合の運営や居住者間の交流を支援するため、インターネットを利用した分譲マンション管理組合支援システム「すまいるコミュニティ」を提供している。

⑴　分譲マンション計画修繕調査費助成

分譲マンションの管理組合が、将来予測される大規模修繕に計画的に取り組む目的で、建物および給排水管について調査診断を実施する場合に、限度額の範囲内で費用の一部を助成している。

＜助成対象者＞

分譲マンション管理組合

＜助成対象マンション＞

①　中央区内の分譲マンションであること

②　建築時において、「建築基準法」その他の関連法令に適合し、違法建築物でないこと

③　現に住宅として使用されていること

④　建築後、８年以上経過していること

＜対象となる調査項目＞

①　建物の防水・壁面・鉄部などの調査

②　給排水管の調査

＜助成額＞

調査費の３分の１（1,000円未満切り捨て）または助成限度額のいずれか少ない額

＜助成限度額＞

①　建物の防水・壁面・鉄部などの調査については、住宅として使用している戸数に応じ次のとおり

・60戸以下　　250,000円

・61戸以上120戸以下　　360,000円

・121戸以上　　470,000円

②　給排水管の調査

建物の規模に関わりなく　　160,000円

①②とも助成は10年間で１回限りとする。

＜助成実績＞

令和７年度　4,775,000円　24件

⑵　分譲マンション共用部分改修費用助成

分譲マンションの管理組合が、共用部分の修繕工事や防災対策工事を行う場合に、限度額の範囲内で設計および工事費用の一部を助成している。

＜助成対象者＞
分譲マンション管理組合
＜助成対象マンション＞
① 中央区内の分譲マンションであること
② 建築時において、「建築基準法」その他の関連法令に適合し、違法建築物でないこと
③ 現に住宅として使用されていること
④ 建築後、20年以上経過していること
＜助成対象工事＞
① 修繕工事
・壁面の改修
・鉄部の塗装・取り替え
・屋上・バルコニー・外部共用廊下の防水
・給排水管の更生・取り替え
② 防災対策工事
・受水槽・高架水槽の耐震型への取り替え
・受水槽・高架水槽への感震器連動型止水弁の設置
・エレベーターへの地震時管制運転装置の設置
・昇降機耐震設計・施工指針（2014年版）に基づくエレベーターへの耐震改修工事
・エレベーターへの戸開走行保護装置の設置工事
・遮煙性能を有したエレベーター出入口扉への改修工事
・防災備蓄倉庫の設置
・防火水槽の設置
・電気設備への浸水対策工事
＜助成額＞
① 設計費用（設計事務所が行ったもの）
助成対象工事に係る設計費（住宅部分に限る）の３分の２
② 工事費用
助成対象工事費（住宅部分に限る）の10％の３分の２
＜助成限度額＞
① 設計費用
10年間で100万円（申請は２回まで）
② 工事費用
10年間で1,000万円（申請は２回まで）
①②とも同一年度の申請は１回限り
＜助成実績＞
令和７年度　85,915,000円　30件

⑶ 分譲マンションアドバイザー制度利用助成

区内に所在する分譲マンション管理組合が、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「マンション建替え・改修アドバイザー制度」および「マンション管理アドバイザー制度」を利用する場合の料金を全額助成している。

（令和７年度実績　１件）

⑷ 分譲マンション共用部分リフォームローン保証料助成

分譲マンションの管理組合が、マンション共用部分の修繕工事を行うための資金について、住宅金融支援機構の融資を受ける場合の保証料相当額を助成限度額の範囲内で助成している。

＜助成対象マンション＞
① 中央区内の分譲マンションであること
② 建築時において、「建築基準法」その他の関連法令に適合し、違法建築物でないこと
③ 住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を受けるための要件を備えていること
④ 現に住宅として使用されていること
＜申し込み資格＞
① 修繕工事を行う分譲マンションの管理組合であること
② 住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」の承認を受けている管理組合であること
③ マンション管理センターまたは住宅改良開発公社に債務保証を委託するものであること
＜助成額＞
① 債務保証に要する保証料の額
② 当該建物の住宅戸数に10,500円を乗じて得た額
①②または助成限度額の、いずれか少ない額
＜助成限度額＞
700,000円　　（令和７年度実績　７件）

⑸ 分譲マンションの相談

＜分譲マンション管理相談＞
分譲マンションの適切な維持管理を促進するため、建物の修繕計画や管理などに関する相談を行っている。
相談日時　原則毎月第２・４月曜日
午後１時～４時（予約制）
相談場所　京橋プラザ区民館（２階）
相 談 員　・東京都建築士事務所協会中央支部の相談員
・東京都マンション管理士会都心区支部の相談員
（令和７年度実績　27件）
＜東京都の専門相談＞
東京都の分譲マンション専門相談の申し込みを受け付けている。
・弁護士、建築士相談　　（令和７年度実績　０件）

⑹ マンション管理士の派遣

分譲マンション管理組合の理事会、専門部会、勉強会などにおいて建物の維持管理や大規模修繕などについて

助言などを行うマンション管理士を派遣している。

＜派遣対象＞

区内にある分譲マンションの管理組合で同一年度内５回まで

＜相談内容＞

① 管理組合の運営に関すること

② 居住者の日常生活（住まい方のルール）に関すること

③ 財務に関すること

④ 建築・設備に関すること

⑤ 委託契約などに関すること 他

（令和７年度実績 18件）

⑺ マンション管理セミナーの開催

マンションの適正な維持管理を実現するため、マンションに関するさまざまな専門家を講師に迎え、区分所有者および管理組合の役員を対象にセミナーを開催している。（令和７年度実績 ３回）

⑻ マンション情報誌の発行

分譲マンションの住まい方や良好な維持管理のために必要な情報などを提供する情報誌を発行している。

（令和７年度実績 ３回）

⑼ 分譲マンション管理組合支援システム「すまいるコミュニティ」の運用

インターネット上の分譲マンション管理組合支援システムを無料で提供し、当システムに加入した管理組合の運営および居住者間の交流を支援している。

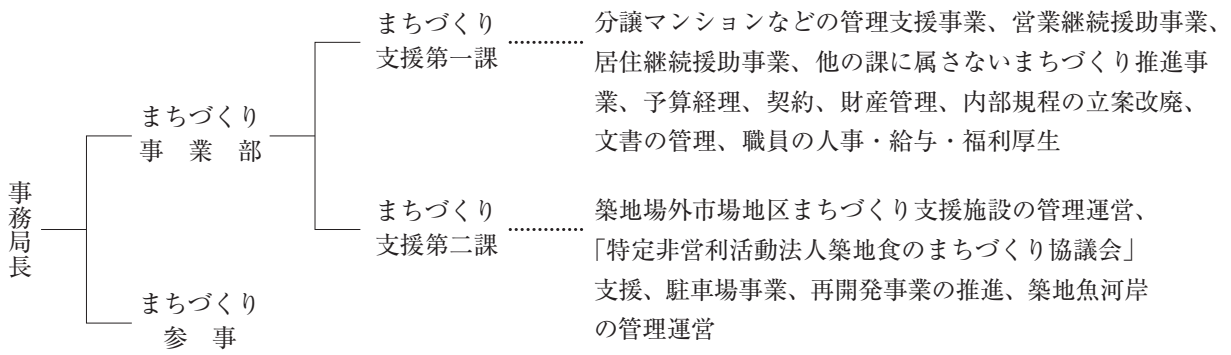
⑽ 中央区分譲マンション管理組合交流会への支援

管理組合の運営に係る知識や情報交換の場として、区内の分譲マンション管理組合などが自主的に運営する「分譲マンション管理組合交流会」に対し、活動の場の提供や広報活動などの支援を行っている。

（会員数 87人）

組織および分掌事務

理事長（酒井英彦） 副理事長（望月秀彦）



第14編　教　　育

教育委員会

「中央区の教育環境に関する基本条例」

教育委員会は、子どもたちが人間尊重の精神に基づき、心身ともに健康で、自主性と創造性に富み、人間性豊かに成長することを願って、「教育の中央区」にふさわしい学校施設・設備の整備充実、教員の資質向上、家庭教育の支援などさまざまな施策を実施してきた。

しかし、都心であるが故に商業・経済活動の活発化に伴い、日照阻害、大気汚染、交通禍などさまざまな環境上の問題が生じている。また、不健全な図書やビデオの販売、風俗営業など青少年の好奇心を刺激するような商業活動も営まれている。

このような状況を踏まえ、中央区における教育環境の維持向上に関する基本方針を定めるとともに、大人の責務を明確にし、教育環境の維持向上を図るため「中央区の教育環境に関する基本条例（平成11年４月１日公布）」を定めている。

「中央区の教育環境に関する基本条例」（前文）

一人ひとりの子どもが、その人権を等しく尊重され、心身ともに健康で、自主性と創造性に富み、人間性豊かに育つことは、私たち区民すべての願いである。

この願いを実現するためには、子どもが自ら学ぶ意欲を持ち、その能力に応じた教育の機会を得るとともに、良好な生活環境はもとより、人や自然との様々なふれあいを通して、人権を尊重する心、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などを培うことのできる環境が必要である。

すべての大人は、家庭、地域社会、学校、文化、風俗、自然など子どもを取り巻くあらゆる環境が、子どもの心身の健全な成長にとって極めて重要なものであることを認識し、教育的な見地からその維持向上に努めなければならない。

中央区、区民及び事業者が相互に協力しながらそれぞれの役割を果たし、より良い教育環境を実現するため、この条例を制定する。

中央区教育委員会の教育目標

中央区教育委員会は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、勤労と責任を重んじ、広く国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな人として成長することを目指します。

また、区民の生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を支援します。

そのため「教育目標」を次のとおり定めます。

○　子どもたちが希望に満ち、自らの未来を切り拓いていけるように

・思いやりの心、健康な体、強い意志をもつ人
・すすんで学び、考え、行動する人
・人の役に立つことを積極的に行う人

の育成に向けた教育を推進します。

○　子どものころから生涯を通じて、文化やスポーツなどの活動に親しむことができるよう、関係機関等と連携して生涯学習を推進します。

中央区教育振興基本計画2025の推進

令和２年度から令和11年度を計画期間とした「中央区教育振興基本計画2020」が半期を経過するに当たり、各施策の取り組み状況や社会情勢の変化などを踏まえ、令和７年度からの計画後半期における教育施策の着実な前進を図るため、「中央区教育振興基本計画2025」として必要な見直しを行った。

教育振興基本計画2025の基本方針

１　個性や能力を伸ばす教育の推進
２　豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進
３　健康な体づくりの推進
４　文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

教育委員会の制度と組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置された合議制の執行機関として、教育長と４人の委員で組織されるもので、その権限に属する教育に関する事務を管理執行する。

教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する教育長は、教育行政に関し識見を有する者のうちから、区長が区議会の同意を得て任命するもので、任期は３年である。

委員は、教育、学術および文化に関し識見を有する者のうちから、区長が区議会の同意を得て任命するもので、任期は４年である。

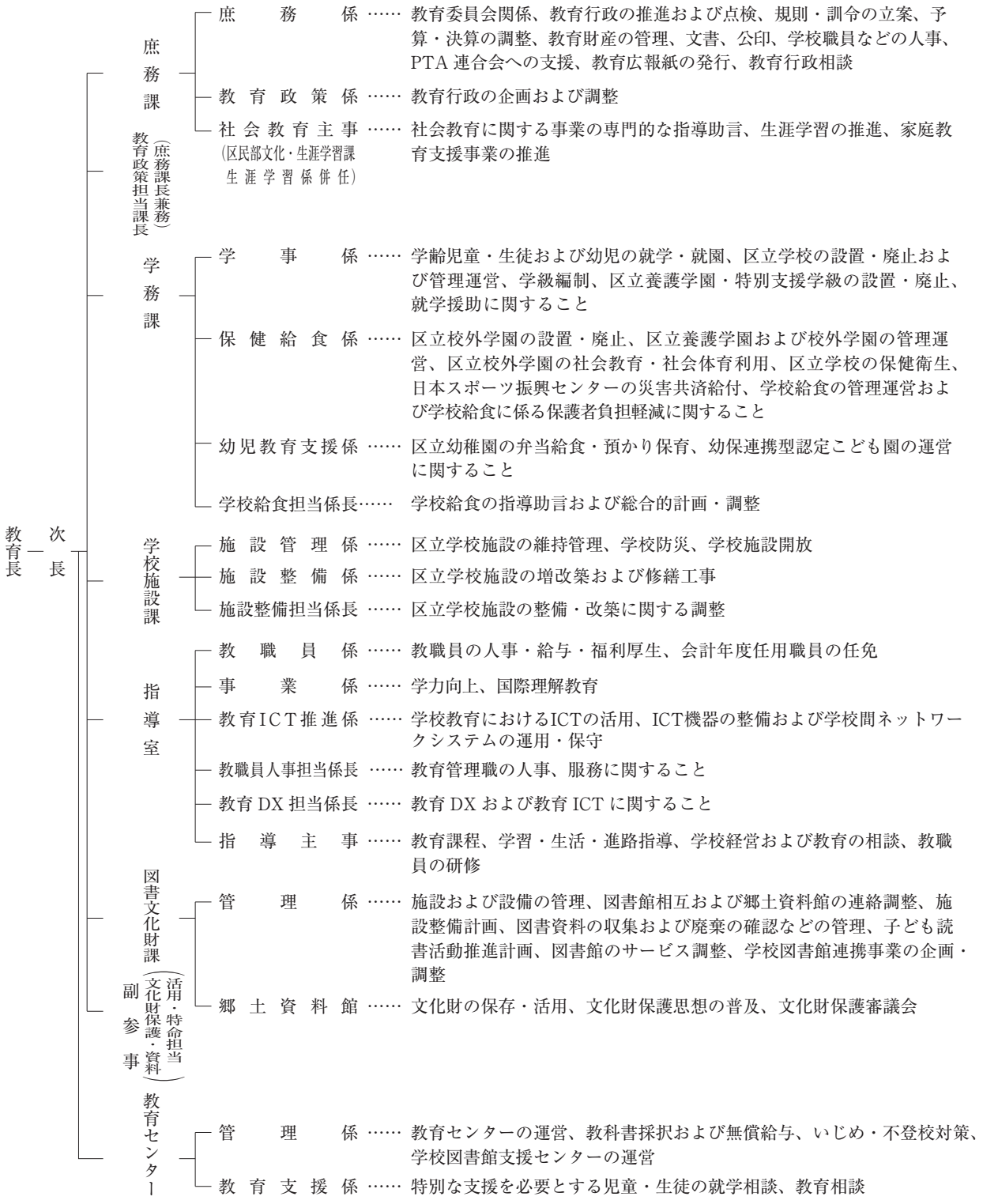
教育長および委員

（令和８年７月１日現在）

職　名	氏　　名	就　　任
教育長	平林　治樹	令和６年７月１日
教育長 職務代理者	伊東　佳子	令和６年４月１日
委員	北澤　　武	令和６年12月１日
委員	坂本　順子	令和７年12月１日
委員	小川　　将	令和４年10月６日

令和７年　教育委員会の開会回数および審議事項

	開会回数	主な審議事項
教育委員会	20回	1　教育予算および条例についての区長への意見に関すること
		2　教育委員会規則の制定改廃に関すること
		3　教育委員会の教育目標に関すること
		4　区立学校において令和８年度に使用する教科書の採択に関すること
		5　区民文化財の登録および指定に関すること
		6　教育委員会の権限に属する事務の管理および執行状況の点検ならびに評価に関すること
		7　教育委員会幹部職員などの人事に関すること



教育委員会事務局職員配置表　（単位：人）

職別／課別	参事	副参事	主事	指導主事など	合計
次長	1	—	—	—	1
庶務課	—	1	11(2)	—	12(2)
学務課	—	1	28	—	29
学校施設課	—	1	14	—	15
指導室	—	1	17	8	26
図書文化財課	—	2	11	—	13
教育センター	—	1	11	—	12
合計	1	7	92(2)	8	108(2)

◎再任用短時間職員を除く。
◎（　）は社会教育主事（区民部文化・生涯学習課生涯学習係併任）、外書き。再任用短時間職員を除く。
◎副参事（文化財保護・資料活用・特命担当）は図書文化財課に含む。
◎教育政策担当課長は庶務課長が兼務するため本表には記載しない。
◎指導主事などには、幼児教育担当専門幹（長期教育行政研修）１人を含む。

小中学校・幼稚園、宇佐美学園職員配置表
（単位：人）

階層別		幼稚園教諭	主事	合計
小学校（幼稚園含む）	城東（昭和）	—	1	1
	泰明	4	2	6
	中央	4	2	6
	明石	7	0	7
	京橋築地（京橋朝海）	5	1	6
	明正	6	1	7
	常盤	—	2	2
	日本橋	6	2	8
	有馬	8	3	11
	久松	9	6	15
	阪本	—	1	1
	佃島	—	2	2
	月島第一	8	1	9
	月島第二	7	2	9
	月島第三（晴海）	6	4	10
	豊海	12	4	16
	晴海西	—	2	2
	月島幼稚園	6	1	7
	小学校計（幼稚園含む）	88	37	125
中学校	銀座	—	1	1
	佃	—	3	3
	晴海	—	2	2
	日本橋	—	2	2
	晴海西	—	2	2
	中学校計	—	10	10
小中学校･幼稚園計		88	47	135
宇佐美学園		—	11	11
合計		88	58	146

◎幼児教育担当専門幹（長期教育行政研修）１人は月島第一幼稚園に含む。

教育広報紙「かがやき」の発行

教育行政に関する施策内容の他、学校の現状や教育委員会の考え方などについて、区民や保護者に周知し、理解の促進を図ることを目的として発行している。

また、子どもたちの活躍や保護者の意見、生涯学習・スポーツ団体の活動状況などを積極的に取り上げ、教育委員会と保護者・地域・関係団体とを結ぶコミュニケーション手段としても活用している。

教育に関する事務の点検および評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和６年度の教育委員会の権限に属する事務の管理および執行の状況について、点検および評価を行い、その結果に

関する報告書を作成し、これを区議会に提出するとともに教育委員会事務局庶務課や各学校の窓口での閲覧、区ホームページなどで公表した。

晴海西小学校第二校舎の整備

晴海地区における児童数の増加に対応するため、晴海四丁目に晴海西小学校の第二校舎を整備する。令和11年度の開設に向けて、令和８年度は建設工事に着手する。

晴海中学校新校舎の整備

月島地域における生徒数の増加に対応するため、晴海二丁目に新校舎を整備し、月島第一小学校および月島第一幼稚園の改築のための仮校舎および仮園舎として使用した後、内部改修を経て、晴海中学校の新校舎として使用する。

令和14年度の月島第一小学校および月島第一幼稚園の仮校舎・仮園舎使用開始に向けて、令和８年度は基本設計を行う。

日本橋中学校の改築

生徒数の増加に対応できるよう、日本橋中学校の改築を行い、良好な教育環境の維持・向上を図る。令和12年度の開設に向けて、令和８年度は校舎解体工事および新校舎建設工事を行う。

学校教育

学校教育においては、各幼稚園・学校がそれぞれの教育目標に基づき、創意工夫ある教育課程を編成し、生涯にわたる学習の基礎を培う観点に立ち、一人一人の幼児・児童・生徒の良さや可能性を十分に伸ばすとともに、社会の形成者としての望ましい資質を備えた、心豊かでたくましく生きる人間の育成を目指し、区民の信頼と期待に応える調和と統一のある教育を推進している。

これからの教育においては、一人一人の幼児・児童・生徒に、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力」「自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」を育むことが重要な課題となっている。

区立小学校一覧　　（令和８年４月８日現在）

校名	所在地（電話番号）	校長名	通学区域	教員数		１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
城東（宇佐美学園）	八重洲２－２－１ ☎（3272）1611	平山　尚彦	八重洲、京橋、日本橋	人 17	学級数	学級 2	2	2	2	1	1	10 4
				6	児童数	55	49	57 6	57 8	28 2	30 6	276 22
泰明	銀座５－１－13 ☎（3571）1765	岡部　君夫	銀座一丁目〔２～10番、11番（１、２号）〕、銀座二丁目〔２～９番〕、銀座三丁目〔２～８番〕、銀座四丁目〔１～８番〕、銀座五丁目～八丁目	18	学級数	2	2	2	2	2	2	12
					児童数	46	41	44	40	43	53	267
中央	湊１－４－１ ☎（3551）0565	荒川比呂美	入船一丁目、入船二丁目、湊一丁目、湊二丁目、八丁堀	19	学級数	2	2	2	2	2	2	12
					児童数	61	52	55	49	69	60	346
明石（特別支援学級）	明石町１－15 ☎（3541）8335	荒川　弘樹	入船三丁目、湊三丁目、明石町、築地七丁目	24	学級数	2	3	2	3	3	3	16 4
				5	児童数	68 4	84 7	68 5	81 4	98 4	97 3	496 27
京橋築地	築地２－13－１ ☎（3541）0642	内山　　宝	銀座一丁目〔11番（３号）、12～28番〕、銀座二丁目〔10～16番〕、銀座三丁目〔９～15番〕、銀座四丁目〔９～14番〕、新富、築地一丁目～六丁目、浜離宮庭園	29	学級数	2	3	2	3	3	2	15
					児童数	65	80	63	74	74	61	417

◎１　宇佐美学園には通学区域を適用しない。
　２　各欄下段は、宇佐美学園および特別支援学級

区立小学校一覧

（令和８年４月８日現在）

校名	所在地（電話番号）	校長名	通学区域	教員数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
明正（通級指導学級・難聴通級指導学級・言語）	新川２－13－４ ☎（3551）5812	永木　一郎	新川	22	学級数	3	2	3	2	2	3	15 2 1
				5	児童数	73 (7) (1)	57 (5) (1)	76 (7) (2)	57 (9) (1)	52 (1) (3)	80 (2) (2)	395 (31) (10)
常盤	日本橋本石町４－４－26 ☎（3241）1910	浮津　健史	本石町、室町、本町	19	学級数	2	2	2	2	2	2	12
					児童数	47	43	47	55	54	54	300
日本橋	日本橋人形町１－１－17 ☎（3668）2361	深井　俊哉	小伝馬町、大伝馬町、堀留町一丁目、堀留町二丁目、小舟町、富沢町、人形町一丁目、人形町二丁目、人形町三丁目、小網町〔７～19番〕、蛎殻町一丁目〔７～16番〕	24	学級数	3	3	3	2	3	3	17
					児童数	80	80	96	68	89	76	489
有馬	日本橋蛎殻町２－10－23 ☎（3666）5702	小林　一輝	小網町〔１～６番〕、蛎殻町一丁目〔１～６番、17～39番〕、蛎殻町二丁目、箱崎町、浜町三丁目、中洲	39	学級数	3	4	4	4	4	4	23
					児童数	103	121	113	110	117	122	686
久松	日本橋久松町７－２ ☎（3661）6016	細山　貴信	馬喰町、横山町、東日本橋、久松町、浜町一丁目、浜町二丁目	41	学級数	5	5	5	5	5	5	30
					児童数	157	149	174	171	167	160	978
阪本	日本橋兜町15－18 ☎（3666）0044	髙松　由貴	茅場町、兜町	24	学級数	2	2	2	2	2	1	11
					児童数	37	45	43	45	41	29	240
佃島	佃２－３－１ ☎（3531）7208	上田　敏廣	佃一丁目～三丁目、月島一丁目	39	学級数	4	4	4	3	4	4	23
					児童数	115	129	129	104	123	139	739
月島第一	月島４－15－１ ☎（3531）7285	藤山　由仁	月島三丁目、月島四丁目	32	学級数	2	2	3	4	3	3	17
					児童数	45	63	80	113	84	104	489
月島第二（特別支援学級）	勝どき１－12－２ ☎（3531）7268	伊藤　真吾	勝どき一丁目、勝どき二丁目〔１～17番〕、勝どき三丁目、勝どき四丁目〔１～４番、８～13番〕	29	学級数	4	3	2	4	3	4	20 3
				4	児童数	112 2	90 0	69 2	109 4	98 7	119 7	597 22
月島第三（特別支援学級）	晴海１－４－１ ☎（3531）7225	鈴木　　潤	月島二丁目、晴海一丁目、晴海二丁目	35	学級数	4	4	4	5	4	5	26 3
				4	児童数	130 7	108 6	109 3	159 1	120 6	142 0	768 23

◎１　各欄中段と下段は、通級指導学級（中段：言語、下段：難聴）および特別支援学級
２　（　）内の通級指導学級児童数は内数
３　＿＿＿を付した通学区域は、調整学区を含む。

区立小学校一覧

（令和８年４月８日現在）

校名	所在地（電話番号）	校長名	通学区域	教員数		１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
豊海	豊海町３－１ ☎（3534）1251	芳賀　幸生	勝どき五丁目、勝どき六丁目、豊海町	39	学級数	3	3	4	4	5	4	23
					児童数	104	80	117	126	160	128	715
晴海西	晴海５－３－５ ☎（5560）1640	鴛海　晴彦	勝どき二丁目〔18番〕、勝どき四丁目〔６番〕、晴海三丁目～五丁目	56	学級数	9	9	8	6	6	5	43
					児童数	281	285	261	191	196	152	1,366
総数　（17校）				530	学級数	54	55	54	55	54	53	325 17
					児童数	1,592	1,569	1,617	1,626	1,632	1,622	9,658

区立中学校一覧

（令和８年４月８日現在）

校名	所在地（電話番号）	校長名	通学区域	教員数	１年		２年		３年		計	
					学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
銀座（特別支援学級）	銀座８－19－15 ☎（3545）8011	平松　功治	八重洲二丁目、京橋、銀座、新富、入船、湊、明石町、築地、浜離宮庭園、八丁堀、新川	人 24 4	学級 5	人 143 7	学級 4	人 137 10	学級 4	人 125 4	学級 13 3	人 405 21
佃	佃２－３－２ ☎（3531）7214	平野　雅仁	佃、月島一丁目、月島三丁目、月島四丁目	25	4	131	4	146	4	136	12	413
晴海	晴海１－５－３ ☎（3531）6308	藤江　敏郎	月島二丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁目〔１～17番〕、勝どき三丁目、勝どき四丁目〔１～４番、８～13番〕、晴海一丁目、晴海二丁目	26	5	151	4	125	3	92	12	368
日本橋	（仮移転先［浜町校舎］）日本橋浜町２－59－１（浜町公園内） ☎（3663）4411	平野　　収	本石町、室町、本町、小舟町、小伝馬町、大伝馬町、堀留町、富沢町、人形町、小網町、蛎殻町、箱崎町、馬喰町、横山町、東日本橋、久松町、浜町、中洲、八重洲一丁目、日本橋、茅場町、兜町	24	4	135	4	149	4	143	12	427
晴海西	晴海５－３－５ ☎（5560）1270	齊藤　光司	勝どき二丁目〔18番〕、勝どき四丁目〔６番〕、勝どき五丁目、勝どき六丁目、豊海町、晴海三丁目～五丁目	25	5	153	4	144	4	153	13	450
総数　（5校）				128	23	720	20	711	19	653	62 3	2,084

◎１　各欄下段は、特別支援学級
　２　日本橋中学校は、令和７年９月１日に東日本橋１－10－１から浜町校舎へ移転

学校選択制の実施

1　小学校特認校制度

保護者の学校選択の幅を拡大するとともに、児童数が増加する地域における学校施設の狭あい化を抑制し、全ての小学校でより良い教育環境を確保していくため、従来の通学区域は残したまま、特定の学校（以下「特認校」という）について通学区域に関係なく中央区内のどこからでも就学を認める特認校制度を実施している。

特認校制度による入学者数　117人（令和８年度）

2　中学校自由選択制

特色ある教育を展開し、開かれた学校や子どもたちにとって魅力ある学校づくりを促進するため、各学校の受け入れ可能な人数を上限に通学区域外の学校へ入学することができる「中学校自由選択制」を実施している。

自由選択制による入学者数　89人（令和８年度）

特認校へのスクールバスの運行

就学人口の多い月島地域から比較的離れている特認校（城東小学校・常盤小学校・阪本小学校）への交通手段として、スクールバスを登下校時に運行している。

なお、都営バス利用者の増加を踏まえ、児童の安全な通学環境を確保するため、令和８年９月１日から新たに泰明小学校への運行を開始する。

通園バスの運行

久松幼稚園の常盤園舎への移転に伴い、通園バスを運行している。

幼稚園弁当給食の提供

区立幼稚園全園で、希望者に対して無償で弁当給食を提供している。

なお、夏休みなどの長期休業日（預かり保育利用時）は有料としている。

幼稚園における預かり保育の実施

幼稚園教育時間の終了後や夏休みなど長期休業日において、保育を希望する保護者のニーズに応えられるよう、区立幼稚園全園で預かり保育を実施している。

実　施　日　　幼稚園開園日および夏季・冬季・春季休業日（土・日曜日、祝日を除く）

定　　員　　各園　１日当たり20人から50人（園によって異なる）

区立幼稚園一覧　　（令和８年４月９日現在）

幼稚園名	所　在　地 （電話番号）	園長名	教員数	３歳児		４歳児		５歳児		計	
				学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数
泰明	銀座５－１－13 ☎（3571）5395	岡部　君夫	人 4	学級 1	人 6	学級 1	人 4	学級 ※	人 4	学級 2	人 14
中央	湊１－４－１ ☎（3551）4498	荒川比呂美	4	1	8	1	13	1	14	3	35
明石	明石町１－15 ☎（3541）9522	山口　晃司	7	2	21	1	22	1	26	4	69
京橋朝海	築地２－13－１ ☎（3541）6280	中島由美子	5	1	12	1	11	1	11	3	34
明正	新川２－13－４ ☎（3551）4864	永木　一郎	6	1	17	1	19	1	27	3	63
常盤	日本橋本石町４－４－26	浮津　健史	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本橋	日本橋人形町１－１－17 ☎（3668）2362	深井　俊哉	6	1	14	1	23	1	15	3	52
有馬	日本橋蛎殻町２－10－23 ☎（3666）7998	髙橋　育子	8	2	23	1	22	2	32	5	77
久松	日本橋本石町４－４－26 ☎（3277）9071	川越　裕子	9	2	28	2	35	2	33	6	96
月島	月島１－９－７ ☎（3531）1573	田原　雅代	6	2	16	1	25	1	25	4	66
月島第一	月島４－15－１ ☎（3532）2921	眞家　順子	8	1	7	1	16	2	26	4	49
月島第二	勝どき１－12－２ ☎（3532）2922	竹谷　直史	7	2	25	2	29	1	23	5	77
晴海	晴海１－４－１ ☎（3532）2923	上竹　陽子	6	2	19	1	23	1	18	4	60
豊海	豊海町３－１ ☎（3533）0725	佐藤　　恵	12	3	43	3	59	2	51	8	153
総数　　14園			88	21	239	17	301	16	305	54	845

◎各幼稚園の通園区域は、小学校（365～367頁参照）の通学区域に準じ定めている。なお、月島幼稚園の通園区域は、佃島小学校の通学区域としている。
◎（※）泰明幼稚園の4・５歳児は複式学校のため、学級数は４歳児に計上。
◎常盤幼稚園は休園中。
◎幼児教育担当専門幹（長期教育行政研修生）１人は、月島第一幼稚園に含む。

特別支援学級

障害のある児童・生徒に対して、一人一人の能力に応じた小中学校教育を行うため、特別支援学級（知的障害）を設けている。

特別支援学級設置校

・明石小学校　・月島第二小学校　・月島第三小学校
・銀座中学校

特別支援教室・通級指導学級

発達障害や情緒障害などがある児童・生徒に対して、１週間に１～２時間程度個別の状況に合わせた適切な指導を行うため、全小中学校に特別支援教室を設けている。巡回拠点校の教員が担当巡回校を巡回し、各校で個別指導を実施している。

また、明正小学校の通級指導学級（言語障害・難聴）については、通級の形態で実施している。

特別支援教室（情緒障害など）

巡回拠点校	担当巡回校
京橋築地小学校	泰明小学校、月島第二小学校
有馬小学校	常盤小学校、久松小学校
阪本小学校	城東小学校、明正小学校、 日本橋小学校
佃島小学校	中央小学校、明石小学校
月島第一小学校	月島第三小学校
豊海小学校	晴海西小学校
晴海中学校	銀座中学校、佃中学校、 日本橋中学校、晴海西中学校

通級指導学級（言語障害・難聴）

名称	所在地
明正小学校通級指導学級	明正小学校内

令和７年度区立中学校生徒卒業後の進路状況（令和８年５月１日現在）（単位：人）

項目／校名	男	女	総計	進学者						専修学校・就職・その他	
				男			女				
				国立・私立・他県	都立	計	国立・私立・他県	都立	計	男	女
銀座中学校	66	80	146	44	20	64	44	32	76	2	4
佃中学校	67	64	131	48	18	66	32	30	62	1	2
晴海中学校	73	69	142	49	21	70	49	19	68	3	1
日本橋中学校	60	58	118	41	16	57	36	20	56	3	2
晴海西中学校	42	34	76	35	6	41	21	13	34	1	0
計	308	305	613	217	81	298	182	114	296	10	9

（注）その他は海外転出者など

教育指導

教員の指導研究

1　教科書・指導書・副読本の配布（全小中学校教員対象）
2　教員研究委員会・連絡会・協議会（令和８年度）
ア　人権教育推進委員会（６回程度）
イ　保幼小連携推進委員会（６回程度）
ウ　ＩＣＴ教育推進委員会（３回程度）
エ　副校園長連絡会（８回）
オ　教務主任連絡会（５回）
カ　生活指導主任連絡会（７回）
キ　幼稚園主任連絡会（６回）
ク　巡回指導教員連絡会（２回）
ケ　保幼小連絡会（２回）
コ　ＩＣＴ教育連絡会（４回）
サ　不登校対策連絡会（３回）
シ　研究主任連絡会（２回）
ス　キャリア教育連絡会（２回）
セ　特別支援教育コーディネーター連絡会（４回）
ソ　特別支援教室専門員連絡会（２回）
タ　特別支援教室実施協議会（２回程度）
チ　不登校対応連絡協議会（２回程度）

教育研究奨励

1　校内研修（習熟度別・個別指導の充実）
2　研究指定校・園（令和８年度　幼稚園２園、小学校４校、中学校２校）
3　授業力向上支援

優れた指導力を有する教員を「メンタティーチャー」として認定し、若手教員などへの指導・助言などを通して、さらなるメンタティーチャーの育成を含め、教員の授業力向上を図っている。

また、小・中学校においては、メンタティーチャーの活動を支援するため、その教員の在籍校にメンタティーチャー補佐員を配置している。

・メンタティーチャーの認定
　小学校４人、中学校２人、幼稚園２人
・メンタティーチャー補佐員の配置
　小学校４人、中学校２人

小学校の学力向上対策

1　習熟度別・個別指導の充実

学習力サポートテストなどの分析から、各小学校では、学力向上プランなどを作成し学習指導の工夫に努めている。また、基礎的・基本的な学習内容の積み重ねが必要とされる算数について、全小学校に区独自の小学校算数講師を配置し、習熟度別指導・個別指導の充実を図っている。

・小学校算数講師の配置　小学校17校　各１人配置（有馬・佃島・月島第二・月島第三小学校は各２人）
・小学校その他教科における講師の配置
　音楽・図工科（久松小学校）
　社会科（月島第一小学校）
　家庭科（豊海・晴海西小学校）

2　理科教育の充実

理科授業の充実および活性化を図るため、区独自に小学校全校の第５・６学年の全学級に理科支援員（１学級当たり150時間）を配置し、実験・観察などの補助を行っている。

3　個別指導補習

放課後や夏季休業期間などにおいて、各小学校の実態に応じた効果的な補習を行い、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図っている。

中学校の学力向上対策

1　中学校講師の配置

区独自の中学校講師を配置し全中学校において、「国語・数学・英語」の３教科における習熟度別指導や個別指導などを実施している。また、各校の実情に応じて社会科または理科に教科を拡大している。

・中学校５校　中学校講師各６人配置

2　個別指導補習

各中学校の希望者を対象に、中学校講師を活用し、個別指導補習を実施することで、基礎的・基本的な学力の定着を図っている。

確かな学力の定着・向上

1　学習力サポートテスト

小学校第４～６学年と中学校全学年において実施する「学習力サポートテスト」の結果を分析するとともに、経年変化を追うことで、学習指導に生かしている。

なお、小学校第５・６学年において英語が教科化されたことを受けて、令和３年度から小学校第６学年および中学校第１学年の実施教科に英語を追加している。

また、「学習力サポートテスト」と同時に「意識調査」を実施し、「生活・学習習慣」「学級環境」などの視点から、多面的に児童・生徒、クラスの状況を分析している。

2　基礎基本の定着

「学習力サポートテスト」の結果を基に、個人票（学習診断カルテ）を作成・配布し、学習の振り返りや面談などに活用している。また、各学校で学力向上プランを作成するとともに、「フォローアップドリル」、「東京ベーシック・ドリル（東京都教育委員会）」、「ドリルソフト」などを活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着・向上と家庭での学習習慣の定着を図っている。

3　探究学習の推進

全小中学校において、自ら課題を見つけ、解決策を模索するといった探究的な学習を全教科において推進する。特に、学習用タブレットや学校図書館を活用して情報収集し、協働的に話し合い、考察するといった探究的な学習プロセスを重視した学習を行っている。

また、全幼稚園においては、「すくわくプログラム」を通して各園の特徴を生かした環境をさらに充実させ、子どもたちの興味・関心に応じた探究活動を推進し、自己肯定感や思いやりなど非認知能力の育成に努めていく。

4　学校図書館支援センター

子どもの読書活動を推進し、「豊かな心」や「自ら学ぶ力」の他、思考力・判断力・表現力などを育めるよう、令和７年度から学校図書館支援センターを教育センター内に設置している。同センターでは学校司書の配置や読書活動推進に関する年間計画の作成・事業の企画などを通じて、学校図書館の適切な蔵書管理を行うとともに、機能を強化することで探究的な学習や読書活動の充実を図っている。

5　学校図書館指導員の配置

児童・生徒の読書活動を推進し、学校図書館を活用した学習活動の充実を図るため、学校図書館指導員を全小中学校に年間各350時間配置している。

6　土曜授業

児童・生徒の基礎学力の向上に資するため、小中学校において年３回以上実施している。

7　セカンドスクール

日常の学校生活を離れて、豊かな自然や地域の特性を生かした学習活動を実施することにより、学習意欲を喚起し、児童一人一人の主体的な学習を推進することを目的に、小学校第４学年を対象に実施している。

8　保育所、幼稚園と小学校の連携強化

ほとんどの幼稚園が小学校に併設されている利点を生かし、小学校行事への園児参加などの相互交流を推進している。また、保育所、幼稚園と小学校の教員が協働して取り組む「保育園・幼稚園・小学校連絡会」において合同研修会などを実施するとともに、小学校区に基づいたグループ分けを行い、年２回の「保幼小連携日」を設定し、学びや活動の連続性を重視する取り組みを推進している。

幼児教育から小学校教育への接続を円滑にするため、保幼小連携推進委員会において保幼小接続における指導資料などの作成を行い、幼児教育から小学校教育への学びの連続性を踏まえた教育の展開を進めている。

9　小学校と中学校の連携強化

小中学校の学びの連続性を踏まえ、いわゆる「中１ギャップ」へ対応するとともに確かな学力の向上を目指し、小中学校が共通理解により取り組むべき指導内容や指導方法、授業展開など、小学校の高学年から中学校への移行期における学習の接続について、教員や児童・生徒の交流による連携強化に取り組んでいる。

特別支援教育の推進

1　個々の能力を伸長する就学相談

本人の障害の状態や保護者の意見を十分に聴取して、児童・生徒一人一人が健やかな成長と社会的自立を目指した育ちと学びができる教育環境を提案している。

2　個に応じた指導の充実

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級に対し、きめ細かい支援を行うことで学習指導を円滑にすることを目的として、学習指導補助員を配置している。

3　切れ目のない障害特性などに応じた適切な支援

児童・生徒数の増加に伴い、医療的ケアも含め特別な支援や配慮が必要な子どもも増えることが想定されるため、特別支援学級の新設をはじめ、障害特性などに応じた適切な学習の場が提供できるよう環境整備の充実を図っていく。

また、特別な支援や配慮が必要な幼児・児童・生徒が、

自立した生活を継続できるよう、保護者や関係機関が互いに連携を図りながら個別の教育支援計画・中央区育ちのサポートカルテ・個別指導計画を作成・活用し、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援体制を構築している。

人権教育の推進

1　人権教育全体計画および年間指導計画の作成・実施

人権教育全体計画および年間指導計画に基づき、偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちがお互いの多様性を認め合う教育を推進している。

2　いじめを生まない学校づくり

いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許さないとの認識に立って行動できる力を子どもたちが身に付ける教育を推進している。とりわけ、各学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」に基づき、道徳教育や体験活動の一層の充実を図るとともに、児童会や生徒会における活動など、いじめ防止のための子どもたちの主体的な取り組みを推進する。

道徳教育の推進

1　道徳授業地区公開講座の実施

全小中学校において「特別の教科　道徳」の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進するとともに、道徳教育の現状や課題について保護者・地域と共に考える「道徳授業地区公開講座」を年１回開催し、講師を招いての講演会、親子ディスカッション、意見交換会などを行っている。

2　命と心の授業の実施

生命に関わる重大な事故やいじめ問題などを未然に防止するため、外部講師などを招へいし、児童・生徒・保護者を対象に命の尊さや友情といった心に訴える「命と心の授業」を全小中学校で実施している。

健康教育の推進

子どもの体力向上を目的として、幼稚園の運動遊びや小中学校の体育・保健体育授業の充実を図っている。

また、栄養や睡眠に関する理解を深め、自ら規則正しい生活を送ることができるよう、食育をはじめとした健康教育の充実を図っている。

1　小学校の体育指導

教員の指導力向上はもとより、児童の関心・意欲や技能を踏まえた安全かつ運動量を確保した体育指導を行えるよう、全小学校に体育指導補助員を配置し、学習および実技指導の補助を行っている。

また、特色あるスポーツ活動「マイスクールスポーツ（１校１運動）」への継続的な取り組みを図っている。

2　中学校の体育指導

安全で効果的な指導により中学生の体力向上を図るとともに、武道・ダンスをはじめ運動種目ごとの専門的技能や指導能力を有する種目別の指導員を配置し、体育指導の充実を図っている。

3　小中学校の食育指導

大学教授やプロの料理人といった「食」の専門家などを招き、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育の授業を実施している。また、親子クッキングや食育クッキングなどを開催し、家庭での食育の充実を図っている。

4　中学校の部活動指導

中学校における部活動は、個性を伸長し、豊かな人間関係を学ぶ機会であり、生徒の健全育成や生涯学習の基礎づくりの場となっている。

本区では、部活動のさらなる活性化を図るため、専門的な知識・技術や指導力を有する外部指導員を全中学校に配置している。

また、「中央区立中学校に係る運動部活動の方針」（中央区教育委員会平成31年１月）に基づき、運動部活動の改善状況について、定期的にフォローアップしている。

5　幼児期における運動遊びの充実

「幼児期運動指針」（文部科学省）に基づき、幼児期からの運動能力の向上を意識した運動遊びを実践している。

また、幼稚園全園を「運動遊び推進園」に指定し、各園の課題解決に向けた取り組みを進めている。

6　薬物乱用防止教室

児童・生徒の健全な成長を図るため、各学校において児童・生徒の発達の段階を捉え、薬物乱用防止に関する指導を計画的・系統的に進めている。警察職員、学校薬剤師、保健所職員などを講師に招き、教育課程に位置付けて「薬物乱用防止教室」を実施している。

安全教育の推進

1　学校安全計画の全体計画および年間指導計画の作成・実施

安全教育の３領域（生活安全、交通安全、災害安全）の全体計画および年間指導計画を作成し、計画的・系統的に取り組んでいる。

特に東日本大震災を踏まえ、「防災ノート～災害と安全～」などを活用し、子どもたちに災害時における危険について理解させるとともに、全小学校・幼稚園において地震や防災をはじめ、不審者対応も意識した避難訓練を実施している。

2　セーフティ教室

学校・家庭・地域の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進し、児童・生徒の健全育成の活性化および充実を図るとともに、携帯電話・スマートフォンの使い方、不審者への対応やネット犯罪への対応などのセーフティ教室を全小中学校で実施している。

情報教育の推進

1　ＩＣＴを活用した教育の推進

各学習の時間や家庭学習において、学習用タブレットを積極的に活用し、発達段階に応じた機器操作や情報活用の実践力を育成している。

2　教員の研修

教員の情報活用能力の向上を図るため、ＩＣＴ教育研修をＩＣＴ教育連絡会において実施している。

また、教員がＩＣＴを活用した授業を円滑に進められるよう、ICT 支援員を配置し、授業支援、校務支援、環境整備、教員研修を充実させＩＣＴ活用の向上を図っている。

幼稚園ＩＣＴ環境の整備

保育の質の向上や家庭との連携強化、保護者の利便性向上などを図るため、動画や写真などの活用による教育活動の充実に向け、タブレット端末を各学級に整備するとともに、アプリによる欠席連絡、園からのお知らせの配信などを行う園務支援システムを導入している。

国際教育の推進

1　パイロット校における国際教育

常盤小学校をパイロット校に指定し、さまざまな取り組みを通じて、国際教育を推進している。また、常盤小学校は、文部科学省から「教育課程特例校」の指定を受けている。

・英語科授業時数　　第１・２学年　年間　70時間
　　第３～６学年　年間　105時間
・国際科授業時数　　第３～６学年　年間　35時間
・小学校英語講師の配置
・外国人英語指導助手（ALT）の配置　年間132日
・英語検定の受験
・学習用タブレットを活用した、児童の興味・関心や習熟度に応じた個別学習および反復学習

2　小学校外国人英語指導助手（ALT）による英語活動の実施

小学校の段階で外国人との会話や外国の文化に対する興味・関心を促し、英語学習への意欲を喚起するため、常盤小学校を除く小学校および宇佐美学園において、外国人英語指導助手（ALT）を活用し、会話やコミュニケーションを中心とした英語活動を行っている。

令和８年度は、全学年で年35時間実施する。

3　中学校外国人英語指導助手（ALT）による英語指導の実施

英語によるコミュニケーション能力の総合的な育成を図るとともに、国際理解教育の視点に立った英語授業の展開を図るため、中学校全学年を対象として、１校当たり年190日、中学校外国人英語指導助手（ALT）を配置し、英語指導を実施している。

4　中学生海外体験学習

国際感覚豊かな視野の広い中学生の育成を図るため、区立中学校生徒を外国へ派遣し、姉妹都市の協力の下、体験入学やホームステイなどの積極的な交流活動を通して、外国の理解に努めている。

派遣期間　令和８年７月23日（木）～８月２日（日）（11日間）

派遣先　オーストラリア（サザランド・シドニー）

5　海外中学生の受け入れ

オーストラリア・サザランド市の中学生を受け入れ、区立中学校への体験入学や交流会、ホームステイなどを通して、国際交流を深めるとともに、国際感覚豊かな中学生の育成を図っている。

受入予定期間　令和８年９月24日（木）～10月３日（土）（10日間）

6　国際理解教室の実施

諸外国や日本の文化を理解し、尊重する態度を育成するため、外国人講師や関係機関の方々をゲストティーチャーとして招き、体験的な学習を行っている。

7　ホームステイ体験講座

実践的なコミュニケーションと適切な英語表現を身に付け、英語に対する苦手意識や抵抗感の克服とともに英語力の向上を図っている。

対象者　中学校第１・２学年　40人程度
回　数　全６回
内　容　オーストラリアへの模擬ホームステイ体験による外国人とのコミュニケーションや英語での自己表現方法の習得など

8　能楽・歌舞伎鑑賞教室

日本の伝統文化に触れる機会を設けるため、小学校第６学年を対象に能楽鑑賞教室を、中学校第３学年を対象に歌舞伎鑑賞教室を実施している。

9　中学校英語体験学習

中学校第２学年を対象に、イングリッシュスピーカーが付き添い、オールイングリッシュの環境でさまざまなプログラムの体験を通じ、英語で会話する楽しさや必要性を実感し、日々の英語学習への意欲を高められるよう、中学校英語体験学習を実施している。

理数教育の推進

1　パイロット校における理数教育

城東小学校をパイロット校に指定し、各学年への年間35時間の「理数の時間」（Ｊタイム）の設定や夏季に実施する自然体験学習（サイエンスキャンプ）、地域企業などと連携した実験教室の実施、学習用タブレットを活用した児童の興味・関心や習熟度に応じた個別学習および反復学習など、さまざまな取り組みを通じて、理数教育の推進を図っている。

「学校・幼稚園2020レガシー」の実施

全小中学校・幼稚園が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、以下に掲げる四つの取り組みの中から、学校経営方針、教育目標、幼児・児童・生徒の実態、地域性に鑑み、特色として継続させる活動を各校・各園一つ以上「学校・幼稚園2020レガシー」として位置付け実施している。

・オリンピック・パラリンピック学習
・中央区版「一校一国運動」を通した学習
・ハートフル学習
・体力向上に向けた取り組み

環境教育の推進

総合的な学習の時間などにおいて、雨や空気の汚れなどに関する調べ学習や地域清掃、資源ごみの分別、CO_2削減などの実践的活動や、環境作品コンクールへの応募などの啓発活動に取り組んでいる。

囲碁授業の実施

総合的な学習の時間を活用して、日本棋院から派遣されたプロ棋士の指導の下、集中力や思考力、判断力の向上に効果がある囲碁授業を実施している。

令和８年度は泰明小学校、中央小学校、明石小学校、京橋築地小学校、月島第二小学校、月島第三小学校の６校で年間５～10時間の囲碁授業を実施する。

教育相談体制の充実

１　専任教育相談員およびスクールカウンセラーの配置

児童・生徒・保護者・教員対象の教育相談、不登校やいじめ、児童の問題行動などの改善についての助言などを行い、教育相談活動の一層の充実を図るため、教育センターの専任教育相談員を全小・中学校に週１、２回、幼稚園および宇佐美学園に月２回派遣している。

また、全小・中学校に臨床心理士などの資格を持つスクールカウンセラーを都教育委員会からの派遣により週１、２回配置しており、小学校第５学年および中学校第１学年の全児童・生徒に対して、スクールカウンセラーによる面接を実施する。

２　子ども相談フォーム

全小中学校の児童・生徒が、学習用タブレットなどから教育委員会へ不安や悩みを直接相談できる取り組みを実施している。児童・生徒が選んだ相談相手が面談を行うとともに、相談内容に応じて他機関と連携・協力を図りながら不安や悩みなどを解消する。

不登校対策

１　校内別室指導支援員の配置

不登校またはその傾向にある生徒が安心し、自己存在感や充実感を感じられる居場所を校内に設置して、学習支援や学習以外の活動、話し相手・相談相手など一人一人の状況に応じた適切な支援を行っている。令和８年度は、小学校10校（明石小学校・明正小学校・有馬小学校・久松小学校・佃島小学校・月島第一小学校・月島第二小学校・月島第三小学校・豊海小学校・晴海西小学校）および全中学校に配置する。

２　スクールソーシャルワーカーの派遣

いじめ、不登校、暴力行為など、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣している。

学校および関係機関との積極的な連携により、いじめや不登校などの問題の早期発見を図るとともに、保護者や教員への支援・情報提供を行っている。

令和７年度は、小中学校・家庭・関係機関などへ1,283回派遣し、171人の児童・生徒および保護者を支援した。

３　メンタルサポーターの派遣

不登校またはその傾向にある児童・生徒に対して、メンタルサポーターを派遣している。

メンタルサポーターは、適応教室、学校、家庭に派遣され、児童・生徒の心のケア、対話、学習支援などを行う。登録者は、教職や心理職を志す学生などであり、令和７年度は、15人を登録し、延べ292回の派遣を行った。

いじめ問題への取り組み

「中央区いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会および各学校は、未然防止・早期発見・早期対応など具体的な取り組みを実施するとともに、「中央区いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、教育委員会や学校、地域、関係機関が連携し、いじめを生まない学校づくりに取り組んでいる。

また、こうした取り組み状況を検証するとともに、いじめの防止などのための対策を実効的に行うため、学識経験者や弁護士などの専門家による「中央区いじめ問題対策委員会」を設置している（委員一覧は420頁参照）。

なお、この委員会は、重大事態が発生した際に、学校の調査では対応が困難で教育委員会が直接調査すべき事案と判断したときには、教育委員会の調査機関となる。

特色ある学校づくりの推進

１　地域理解教室

地域で事業を営んでいる方や陶芸作家などを講師に招き、児童・生徒が周辺地域をはじめとした区内の文化・歴史・風土などについてさまざまな角度から学び、理解するための学習を展開している。

２　創意ある教育活動

児童・生徒の実態や地域の実情に応じて、創意工夫を生かした独自の教育活動を推進し、魅力ある学校づくりを推進する。具体的には、屋上ビオトープや栽培活動、金管バンドなど各学校で特色ある取り組みを行っている。

教育センター

学校教育の一層の充実および振興を図るために設置しているもので、小中学校・幼稚園の児童・生徒・園児および教職員のための事業を行っている。

1　教職員のための事業

小中学校・幼稚園の教職員を対象に、研修会を開催し、教職員としての資質の向上を図っている。

・各種研修会　令和８年度34研修会　延べ66回実施予定

2　児童・生徒のための事業

⑴　教育センター教室

小学校第３・４学年の児童を対象に、実験教室やプラネタリウム教室を実施している。

⑵　科学教室

小学校第５学年の児童を対象に、１年間にわたって総合的に理科の実験や観察の基礎技術を養うことを目的とする指導を行っている。

内容　サイエンスショー、おもしろ実験、野鳥観察など

⑶　早稲田大学夏季科学教室

早稲田大学理工学術院と連携し、小学校第５学年の児童を対象に、科学への夢・発想力の伸長を図ることを目的とした実験教室を実施している。

実施日　令和８年８月５日（水）～７日（金）

⑷　発明くふう展

創意工夫することの楽しさと科学技術などへの関心を高めるために、小中学校の児童・生徒から、発明や工夫をした作品を募集し、公開展示を行っている。

展示予定期間　令和８年９月９日(水)～12日(土)

⑸　プログラミング教室

プログラミングの知識や技能を身に付けることにより、科学に対する興味・関心を醸成し、創造性や知的好奇心・探求心を育む。

実施日　令和８年７月21日(火)・22日(水)

3　適応教室「わくわく21」

不登校などの児童・生徒の充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、教育センター内に適応教室を設置している。

⑴　通室コース

児童・生徒が自分で通室と退室の時間を決めて通室する。学習は自習を基本とし、休み時間は他の児童・生徒とゲームなどをして過ごす。午後は体験活動の時間を設けている。

⑵　個別コース

・対話支援（通室・オンライン）

適応教室において集団で過ごすことに抵抗がある場合、１対１での興味、関心に応じた対話支援を実施している。また、適応教室に通室することが難しい場合は、学習用タブレットを活用したオンラインでの対話支援も実施している。

・学習支援

民間事業者による個別の学習指導を実施している。

⑶　バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）

在籍する学校、適応教室やフリースクールなどに通っていない、または継続して通学できていない児童・生徒に対して、仮想空間を活用した居場所と学習の機会を確保することを目的として、令和７年９月より運用を開始している。

・開室日　月～金曜日（祝日・休日、年末年始を除く）

4　教育相談

教職経験者・臨床心理士などの専任教育相談員が、高校生までの子どもたちとその保護者、教師を対象とし、教育全般に対する相談を行っている。

相談受付日時　月～土曜日（祝日・休日、年末年始を除く）
午前９時～午後５時

5　学校問題ほっとライン

幼稚園・学校に対する意見や要望などについて、学校現場での経験が豊富な退職校長が電話相談を行っている。

相談受付日時　月～金曜日（祝日・休日、年末年始を除く）
午前９時～午後５時

6　施設・設備利用

学校教育の振興・充実に資するため、教職員の研究・研修、児童・生徒の学習や作品展示などにおいて、教育センターの施設・設備の活用を図っている。

7　教科書センター

区民の閲覧や、教職員などの指導方法研究に供するため、各社教科書（旧版も含む）を常時展示している。

開設日時　月～金曜日（祝日・休日、年末年始を除く）
午前９時～午後５時

令和８年度は、法定展示を行う。

展示期間　令和８年６月15日(月)～７月２日(木)

区立小学校使用教科書　（令和６年度～９年度）

種　目	教科書名	発行者
国語	国語　一上・下～四上・下、五、六	光村図書出版
書写	小学書写　一年～六年	教育出版
社会	小学社会　３～６	教育出版
地図	楽しく学ぶ　小学生の地図帳　３・４・５・６年	帝国書院
算数	新しい算数　1-1・2、2上・下～5上・下、6	東京書籍
理科	たのしい理科　３年～６年	大日本図書
生活	新しい生活　上・下	東京書籍
音楽	小学生の音楽　１～６	教育芸術社
図画工作	図画工作　１・２上・下、３・４上・下、５・６上・下	日本文教出版
家庭	わたしたちの家庭科　５・６	開隆堂出版
保健	みんなの保健　３・４年、５・６年	Gakken
英語	Junior Sunshine　５・６	開隆堂出版
道徳	小学道徳　生きる力　１～６	日本文教出版

区立中学校使用教科書　（令和７年度～10年度）

種　目		教科書名	発行者
国語		国語1，2，3	光村図書出版
書写		中学書写一・二・三年	光村図書出版
社会	地理的分野	社会科　中学生の地理　世界の姿と日本の国土	帝国書院
	歴史的分野	新編　新しい社会　歴史	東京書籍
	公民的分野	社会科　中学生の公民　よりよい社会を目指して	帝国書院
地図		中学校社会科地図	帝国書院
数学		新編　新しい数学1，2，3　～MATH　CONNECT　数学のつながり～	東京書籍
理科		新編　新しい科学1，2，3	東京書籍
音楽	一般	中学生の音楽1，2・3上・下	教育芸術社
	器楽合奏	中学生の器楽	教育芸術社
美術		美術1，1資料，2・3	光村図書出版
保健体育		新編　新しい保健体育	東京書籍
技術・家庭	技術分野	新編　新しい技術・家庭　技術分野　未来を創る Technology	東京書籍
	家庭分野	新編　新しい技術・家庭　家庭分野　自立と共生を目指して	東京書籍
英語		NEW CROWN English Series 1，2，3	三省堂
道徳		新編　新しい道徳1，2，3	東京書籍

学校評価

学校運営の改善と発展を図るため、全小中学校・幼稚園において、教職員による「自己評価」とその結果を踏まえた「外部評価」を保護者や地域住民などの学校関係者間で実施し、結果の公表を行っている。

さらに、「中央区立学校評価ガイドライン」に基づき、「外部評価」において、４年に１度の周期で学校運営に専門的な識見のある第三者を加えて評価を実施している。

区立図書館との連携

学校における読書活動推進の一環として学校図書館図書のデータベース化を行い、学校図書館と区立図書館とのネットワーク化を図っている。

令和５年度から５カ年を計画期間とした「第四次中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館による出前お話し会やブックトークの実施、主に小・中学校が利用する団体貸し出しによる資料提供の充実、読書活動推進専門員

が学校を定期的に訪問し、現状や課題について情報共有する学校巡回、さらにはビブリオバトルなど、学校と区立図書館が連携することで、学校の読書環境や読書活動の充実を図っている。

学校給食

学校給食は、「学校給食法」に定める次の七つの目標に基づき実施している。

1　適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
2　日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
3　学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
4　食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5　食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
6　我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
7　食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

献立は、成長期にある児童・生徒に必要な栄養素の供給と、季節感のある食材に配慮した食品構成により作成している。

中学校は平成19年度、小学校は平成30年度から学校ごとに献立を作成している。

給食食材については、小中学校共に学校ごとに給食用物資を購入している。

また、安全・安心な食材調達に努めるとともに、産地情報を公表している。

保護者負担の軽減策

1　学校給食費の無償化

物価高騰などにより子育て家庭の負担が大きくなっていることを踏まえ、教育に係る保護者負担と徴収などに係る事務負担の軽減を図ることを目的に、学校給食費の無償化を実施している。

また、アレルギーや宗教上の理由などにより、給食提供を受けない児童・生徒の保護者に対し、代替食の経費を補助している。

2　米飯給食用米の現物給付

米飯給食用の米を区が購入することにより、保護者負担の軽減を図っている。

給食費（月額）

学年	給食費	区補助額	保護者負担額
小学校１・２年	5,060円	5,060円	0円
小学校３・４年	5,440円	5,440円	0円
小学校５・６年	5,870円	5,870円	0円
中学校１・２・３年	6,630円	6,630円	0円

ふれあい（交流）給食

小学校における学校給食に地域の方々を招待し、児童と地域とのふれあいの場を設けて交流を深め、より開かれた学校の実現を目指している。

「親子給食」「敬老給食」「感謝の給食」などテーマを設定して実施している。なお、中学校においては、保護者を対象にした試食会や地域の方々を招待する交流給食を実施している。

健康学園

宇佐美学園

所在地　静岡県伊東市宇佐美545
☎0557（48）9025

ぜんそく・肥満・虚弱などの児童が、恵まれた自然環境の中での生活を通して、健康の回復・増進に努めながら学校教育を受けられるように健康学園を設置している。

対象児童は、区立小学校の第３学年以上の児童である。

学級編制は、各学年１学級で、学園の定員は80人である。

施設の概要

敷地面積　10,252.81㎡
建物面積　5,265.44㎡（昭和60年８月改築）
主な施設　校舎・食堂棟、体育館棟、寮舎・児童指導等宿舎、運動場、プール、教材園

在園児童　（令和７年度）

	第１学期					第２学期					第３学期				
	３年	４年	５年	６年	計	３年	４年	５年	６年	計	３年	４年	５年	６年	計
男	3人	2	4	2	11	5人	1	5	2	13	5人	0	5	2	12
女	6	4	5	5	20	5	3	4	6	18	4	3	4	6	17
計	9	6	9	7	31	10	4	9	8	31	9	3	9	8	29

学級数および児童数　（令和８年４月11日現在）

	３年		４年		５年		６年		計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
男	—	1人	—	2人	—	0人	—	4人	—	7人
女	—	5	—	6	—	2	—	2	—	15
計	１学級	6	１学級	8	１学級	2	１学級	6	４学級	22

校外学園

自然環境に親しむ機会が少ない区立小中学校・幼稚園の児童・生徒・園児に対し、芋掘りやセカンドスクール、部活動合宿など、学園の自然環境や施設などを生かした教育活動の場を提供している。

柏学園

所在地　千葉県柏市柏1236－１

☎ 04（7167）2270

柏の市街を外れ、手賀沼のほとりの高台に位置し、自然に恵まれており、都心の子どもたちが手軽に訪れて、自然観察を行うのに絶好な環境にある。

利用状況　（令和７年度）

小学校	中学校	幼稚園	計
4,938人	2,112	415	7,465

◎数字は延べ人数

施設の概要

敷地面積　42,373.00㎡

建物面積　4,272.07㎡（昭和62年８月完成）

主な施設　管理・学習棟、宿舎棟、体育館棟、運動場、テニスコート、教材園

収容人員　240人

学校保健衛生

小中学校・幼稚園における保健衛生として、定期健康診断やその他各種検査、検診を実施する他、校舎内の換気、採光および保温など環境衛生の維持改善を図ることにより、児童・生徒・園児および教職員の健康を保持し、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に努めている。

今後も「学校環境衛生基準」（平成21年文部科学省告示第60号）に照らして、客観的、科学的な方法で定期検査などを実施し、学校の適切な環境の維持に努めていく。

また、保健管理については、専門的事項に関する技術および指導担当者として小中学校・幼稚園に学校医・園医（内科、耳鼻咽喉科、眼科）、学校歯科医・園歯科医および学校薬剤師を配置している。

１　学校医・園医

⑴　内科医

定期および就学時における健康診断、各種検査の事後措置についての指導助言などを担当

⑵　耳鼻咽喉科医

定期および就学時における健康診断その他耳鼻咽喉の検査、予防などを担当

⑶　眼科医

定期および就学時における健康診断その他目の検査、予防などを担当

２　学校歯科医・園歯科医

定期および就学時における健康診断その他歯や口腔（こうくう）の検査、予防などを担当

３　学校薬剤師

校舎内の採光、換気、水質検査、騒音など環境調査を担当

学校結核健診状況　（令和７年度）

種別／区分	問診調査および学校医による診察	精密検査対象者	精密検査受検者	精密検査結果		
				要精密検査（再）	経過観察	異常なし
小学校	9,564人	52人	37人	0人	0人	37人
中学校	1,962	11	7	0	0	7
計	11,526	63	44	0	0	44

◎対象者　問診調査および学校医による診察：小中学校全児童・生徒

小中学校児童生徒平均体位　　（令和６・７年度定期健康診断結果より）

区分＼種別＼年度			身長（cm）		体重（kg）	
			区	全国	区	全国
小学校１年	男	6	117.2	116.7	20.9	21.4
		7	117.1	116.6	21.0	21.4
	女	6	116.2	115.8	20.5	21.0
		7	116.4	115.6	20.7	21.0
小学校６年	男	6	146.9	146.0	39.9	39.6
		7	147.0	146.1	40.3	39.6
	女	6	148.4	147.8	39.6	40.1
		7	148.5	147.4	40.0	39.8
中学校３年	男	6	166.6	166.1	57.3	55.0
		7	167.2	166.1	56.1	55.0
	女	6	156.5	156.4	49.2	49.6
		7	157.5	156.4	49.7	49.7

その他の学校安全管理

光化学スモッグ対策

光化学スモッグの被害が発生した場合は、次により対処している。

１　予報発令および解除の通報、周知

環境課と直結している同時通報ファクスが、全小中学校に設置されており、発令の通知を受けたときは、直ちに児童・生徒・園児に周知するとともに、一般区民にも周知可能な場所に掲示板を掲げることとしている。

２　予報などの発令時の措置

予報、注意報発令時は、努めて屋外の活動を取り止め、児童・生徒・園児を校舎内に退避させる。警報および重大緊急報発令時は、児童・生徒・園児を校舎内に退避させるとともに、健康上注意を要する児童・生徒・園児については特に健康観察を注意深く行うなど適切な配慮をすることとしている。

３　被害発生時の措置

児童・生徒・園児が光化学スモッグ被害を受けた場合、水道水で洗眼、うがいなど応急処置を取るとともに、学校医・園医に連絡し、指示または往診を求め、被害の程度により適切な処置を取ることとしている。

４　被害発生時の通報

被害校は、学校医・園医へ連絡するとともに、教育委員会事務局および保健所へ被害状況を通報する。

学校騒音状況

学校環境衛生基準に基づく令和７年度学校騒音状況調査結果は、以下のとおりである。

学校騒音状況　　（令和７年度）

区分＼種別		小学校	中学校	計
窓開放状態	55dB以下	9校	2	11
	55dB超	8	3	11
窓閉鎖状態	50dB以下	8	2	10
	50dB超	9	3	12

◎本調査は、各校で騒音の影響が大きな教室を選び、児童・生徒などがいない状態で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定したものである。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入

区立小中学校・幼稚園の全児童・生徒・園児に対し、区が掛け金を負担して、災害共済給付制度に加入することにより、学校の管理下における負傷、疾病、障害などの災害を受けた児童などに対して、医療費などの給付が行われている。

・令和８年度共済掛け金（１人当たり年額）

小学校　児童　935円

中学校　生徒　935円

幼稚園　園児　285円

医療費など給付実績　（令和７年度）

	件数	給付金額
小学校	220件	1,845,707円
中学校	99	910,994
幼稚園	12	170,582
計	331	2,927,283

中央区学校保健会

この会は、学校における保健衛生の調査研究および学校安全の充実・向上を図り、学校教育の円滑な実施に寄与することを目的とし、事務局を教育委員会事務局学務課に置いている。

学校医・園医（内科・耳鼻咽喉科・眼科）、学校歯科医・園歯科医、学校薬剤師、学校長、学校保健主任、養護教諭および学校保健協力者による各部会で組織され、次の事業を行っている。

1　保健衛生の向上を図るため、関係団体に協力すること
2　保健衛生思想の普及啓発に関すること
3　学校保健に関する調査研究および研修
4　学校安全の充実・向上に関すること
5　その他、この会の目的達成に必要な業務

こども110番

子どもを路上犯罪から守るために、緊急時に逃げ込める避難所として区内の家庭、店舗、事業所などに協力を依頼する「こども110番」の事業を実施している。

さらに「動くこども110番」として、清掃車などを利用し、子どもたちの安全確保を図っている。

令和７年度実績

登録件数　703件　（家庭142件、店舗・事業所435件、官公署126件）

防犯ブザーの配布

子どもたちが通学時などに犯罪や事件に巻き込まれたり、巻き込まれそうになった事例が発生していることから、小中学生の安全の確保を図るため、緊急時に周囲へ危険を知らせる防犯ブザーを配布している。

令和７年度実績

1　配布対象者　区内在住・在学の小中学生（新１年生他）
2　新規配布数　1,694個

安全パトロール

児童・生徒の登下校時の安全確保を図るため、小学校のPTAが教育委員会で作成した「安全パトロール」のプレートを自転車に掲示し、パトロールを実施している。

学校・保護者間連絡アプリの運用

学校から保護者へ緊急時の連絡などを行うことができるアプリを運用し、情報配信を行っている。

通学路防犯カメラの設置

学校と地域などが連携して行う登下校の見守り活動を補完し、安全対策の強化を図るため、各小学校の通学路に防犯カメラを設置している。

就学援助および就学奨励

就学援助

経済的な理由で就学困難と認められる児童・生徒に、義務教育の円滑な実施を補助する就学奨励対策として、「生活保護法」に基づく教育扶助費（福祉事務所所管）の支給の他、「学校教育法」に基づく就学援助費を支給している。

なお、区では、これらに加えて新入学児童生徒学用品費に標準服相当額を上乗せして支給している。

就学奨励

区立小中学校の特別支援学級などについては就学の特殊事情を考慮し、その就学に関する保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の振興に役立てるため、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく就学奨励費の支給を行っている。

就学援助（就学奨励）費内訳

区　分	内　　訳
学用品費	学習に直接必要とする物品（クレヨン、裁縫用具、練習帳など）の費用
通学用品費	通常必要とする通学用品（ランドセル、カバン、上履き、雨傘、雨靴、制帽など）の費用
通学費	特別支援学級に在学する児童・生徒の通学に必要な費用
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料、記念写真代など
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	交通費、見学料
学校給食費	学校給食に関する費用
※学校病医療費	トラコーマ、結膜炎、中耳炎、う歯などの学校病の医療費
部活動費	部活動参加費
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	夏期施設参加費用、移動教室、校外学習の食事代など
卒業記念アルバム代	卒業記念アルバム費用
新入学児童生徒学用品費	新入学児童・生徒の学用品費用、標準服に関する費用など
職場実習交通費	特別支援学級に在学する生徒の職場実習に必要な交通費

◎※印は就学奨励の適用外

就学援助（就学奨励）実績　　（令和７年度）

区　分	補助対象	小学校			中学校			計	
		学年	人員	金額	学年	人員	金額	人員	金額
		年	人	円	年	人	円	人	円
学用品費	準	1～6	452 (26)	6,676,636 (182,367)	1～3	258 (9)	8,266,246 (140,955)	710 (35)	14,942,882 (323,322)
通学用品費	準	2～6	379 (21)	1,134,688 (29,478)	2～3	165 (8)	628,320 (15,840)	544 (29)	1,763,008 (45,318)
通学費	準	1～6	19 (14)	149,299 (89,455)	1～3	8 (3)	330,740 (79,900)	27 (17)	480,039 (169,355)
修学旅行費	要・準	6	0 (0)	0 (0)	3	84 (5)	3,070,409 (87,394)	84 (5)	3,070,409 (87,394)
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	要・準	1～6	459 (26)	859,200 (27,840)	1～3	262 (9)	795,675 (13,905)	721 (35)	1,654,875 (41,745)
学校給食費	準	1～6	1 (0)	31,500 (0)	1～3	0 (0)	0 (0)	1 (0)	31,500 (0)
学校病医療費	要・準	1～6	0 (－)	0 (－)	1～3	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)
部活動費	準	4～6	240 (14)	56,280 (2,040)	1～3	258 (9)	311,805 (5,535)	498 (23)	368,085 (7,575)
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	要・準	1～6	231 (12)	1,167,429 (22,634)	1～3	175 (7)	1,165,945 (29,485)	406 (19)	2,333,374 (52,119)
卒業記念アルバム代	要・準	6	0 (0)	0 (0)	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
新入学児童生徒 学用品費	要・準	1	115 (4)	8,449,540 (148,120)	1	88 (3)	9,711,500 (169,500)	203 (7)	18,161,040 (317,620)
職場実習交通費	要・準	－	－ (－)	－ (－)	1～3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計		－	－	18,524,572 (501,934)	－	－	24,280,640 (542,514)	－	42,805,212 (1,044,448)

◎補助対象欄の「要」は要保護者（生活保護を受けている者）を、「準」は準要保護者（要保護者に準じ、一定の基準に該当する者）を表す。また、（　）内は就学奨励費で内数。
◎令和７年度実績については、令和７年度新入学児童生徒分及び令和８年度新入学児童生徒分（入学前支給）が計上されている。

保護者の私費負担軽減

義務教育における保護者の私費負担を軽減するため、区立小中学校の卒業記念アルバム・文集作成費および区立中学校の修学旅行費を補助している。

補助金交付状況　（令和７年度）

種別／区別	小学校		中学校	
	対象者数	金額	対象者数	金額
卒業記念アルバム・文集作成費補助	1,559人	15,590,000円	616人	4,928,000円
修学旅行費補助	—	—	585	20,838,981

幼稚園就園奨励

子育てのための施設等利用給付

施設等利用給付１号認定を受けた子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する幼児の保護者に対して、利用料の一部を給付している。

また、施設等利用給付２・３号認定（保育の必要性の認定）を受けた幼稚園および認定こども園（短時間・幼稚園部分）を利用する幼児の保護者に対して、預かり保育利用料の一部を給付している。

給付上限額　新制度未移行幼稚園利用料　月額25,700円
（令和８年10月以降　28,000円）
預かり保育利用料　月額11,300円
（令和８年10月以降　12,300円）
（非課税世帯で満３歳に達する日以後最初の３月31日までの期間は、令和８年９月までは月額16,300円、10月以降17,700円）

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助

私立幼稚園・幼稚園類似施設に在籍する幼児の保護者または私立の認定こども園に在籍する教育標準時間認定の幼児の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るとともに、幼稚園教育の振興と充実を図るため、保育料および預かり保育料の一部を補助している。

補助上限額
保育料・特定負担額　月額1,800円～6,200円
預かり保育料
・満３歳児クラス　月額16,300円
（令和８年10月以降　17,700円）
・０歳児から２歳児クラス　月額42,000円
（令和８年10月以降　45,700円）

実費徴収に係る補足給付事業

区立幼稚園に通う園児の保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用などの一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図っている。

令和７年度実績
対 象 者　生活保護世帯または区民税所得割非課税世帯
支給人数　４人
支 給 額　39,600円

多様な集団活動等利用支援

小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、利用料の一部を補助する。

対象者　対象となる団体または施設を利用する３歳児クラスから小学校就学前の幼児の保護者であって、子育てのための施設等利用給付を受けていない者
補助額　対象となる幼児１人当たり月額上限20,000円

幼保連携型認定こども園

名　　称　阪本こども園
運営事業者　学校法人渋谷教育学園
所 在 地　日本橋兜町15－18　１階
電 話 番 号　☎（6661）1176
延 べ 面 積　831.56㎡

在籍園児数

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
１号認定（短時間・幼稚園部分）	—	—	14	15	15	44人
２号・３号認定（長時間・保育所部分）	12	12	12	15	15	66
合　計						110

◎187・188頁（第８編　福祉）の再掲

名　　称　渋谷教育学園晴海西こども園
運営事業者　学校法人渋谷教育学園
所 在 地　晴海４－８－１　１・２階
電 話 番 号　☎（6204）2620
延 べ 面 積　3,390.34㎡

在籍園児数

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定 （短時間・幼稚園部分）	—	—	48	48	51	147人
2号・3号認定 （長時間・保育所部分）	30	35	49	34	20	168
合　計						315

◎187・188頁（第８編　福祉）の再掲。

幼保連携型認定こども園への助成など

幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、学校かつ児童福祉施設として法的に位置付けられた幼保連携型認定こども園を運営する事業者に対し、施設型給付費の支払いの他、運営費などの助成を行う。

地域との連携・学校開放

PTA 活動への支援

学校・幼稚園の PTA は、子どもの健全な成長を目的とした社会教育関係団体として幅広く活動するとともに、連合会を結成して相互の交流と学区域を越えた共通問題の調査・研究に取り組んでいる。

教育委員会では、PTA 活動がより一層充実して活発になるよう、研修会への講師派遣などの支援を行っている。

校庭（遊び場）開放

学校休業日（原則、日曜日）に、PTA などの協力を得て、小学校の校庭を子どもの安全な遊び場として開放している。

また、月島第一小学校において、「校庭を活用した安心できる子どもの遊び場づくり・体力づくり」を行っている。

明正小学校、日本橋小学校および月島第一小学校において、子どもと保護者が一緒に自転車の練習やキャッチボールを楽しめる場を提供している（従来の「遊び場」と日時を区切って実施）。

校庭（遊び場）開放利用状況（令和７年度）

小学校名＼日・人数		累計		
		全日	半日	人数
		日	日	人
1	城東小	—	—	—
2	泰明小	—	—	—
3	中央小	24	0	1,769
4	明石小	0	8	147
5	京橋築地小	—	—	—
6	明正小	0 (—)	16 (3)	776 (137)
7	常盤小	—	—	—
8	日本橋小	16 (—)	3 (13)	533 (68)
9	有馬小	—	—	—
10	久松小	—	—	—
11	阪本小	—	—	—
12	佃島小	18	1	1,085
13	月島第一小	0 (—)	28 (16)	195 (106)
14	月島第二小	9	1	88
15	月島第三小	8	0	75
16	豊海小	11	0	811
17	晴海西小	—	—	—
計		86 (—)	57 (32)	5,479 (311)

※（ ）内は自転車・キャッチボールの練習による利用実績

学校施設（校庭・体育館）開放

学校教育に支障のない範囲で学校の校庭および体育館をスポーツ団体やPTAなど地域の非営利団体の利用に提供している。

柏学園施設開放

小中学校の児童・生徒が利用する期間を除いて、区内在住、在勤、在学の登録団体に、スポーツやレクリエーション活動を行うための施設として柏学園を開放している。

施 設 名　柏学園
所 在 地　千葉県柏市柏1236－１
　☎ 04（7167）2270
利用期間　土・日曜日および祝日・休日（少年少女団体は、学校の夏季・春季休業期間中も利用できる）
利用方法　日帰り利用および少年少女団体のみ宿泊利用
休 園 日　学校利用日、学校の夏季・春季休業期間中（少年少女団体利用日を除く）および年末年始
利用資格　社会教育または社会体育を目的とする６人以上の団体
利用料金　施設使用料　**別表**のとおり
　宿泊利用料　（20人以上の利用の場合、食事の提供可）
　食事あり（３食）
　…１人１泊　3,310円
　食事なし…１人１泊　1,000円
受付期間　日帰り利用
　一般団体……利用しようとする日の前々月１日から前日まで
　少年少女団体…利用しようとする日の３月前の１日から前日まで
　宿泊利用
　少年少女団体…利用しようとする日の３月前の１日から14日前まで

◎施設の概要については、378頁の校外学園参照

少年少女団体…区内に住所を有する小中学生で構成される団体

別表　柏学園施設使用料

種別＼区分		午前	午後	全日
学習室		400円	400円	800円
理科調理室		650	650	1,300
多目的室		850	850	1,700
製作活動室		650	650	1,300
和室		150	150	300
体育館		1,900	1,900	3,800
運動場	４～９月	2,200	2,200	4,400
	10～３月	1,750	1,750	3,500

令和７年度利用状況

延べ利用団体数　47団体（宿泊19団体、日帰り28団体）
延べ利用者数　2,004人（宿泊1,389人、日帰り615人）

図書文化財

区立図書館

図書館サービスの推進

本区においては、急速な人口増加や区民の価値観・ライフスタイルの変化に伴い、余暇や学習活動へのニーズが多様化している。地域の情報拠点・生涯学習拠点である図書館では、区民のニーズや社会的な動向に配慮しながら図書を収集するとともに、図書相談機能や子どもが読書に親しむ環境を充実させ、幅広い世代の知的好奇心に応えるべく各種サービスを推進している。

京橋図書館については、郷土資料館との一体整備により、利用者ニーズに即した蔵書や設備の充実などを図り、区の歴史・文化などを総合的に発信する生涯学習拠点である「本の森ちゅうおう」として令和４年12月４日に移転開設した。

また、晴海図書館についても、児童、学生などが求める読書環境を実現できるよう、令和６年７月１日に晴海区民センター内に開設した。

１　主要な図書館サービス向上の取り組み

⑴　開館時間の延長

平日の閉館時間を午後８時から午後９時へ、土曜日を午後７時から午後９時に繰り下げ、図書館の利便性の向上を図っている。

⑵　図書館システムなどの活用

ICタグ管理による図書館システムを採用し、貸し出し・返却手続きの自動化や手続き時間の短縮を図る他、各図書館内での公衆無線LANによるインター

ネット接続環境の提供や各種新聞、辞書・辞典などの最新情報の検索・閲覧サービスの提供を行っている。

また、図書館ホームページでは、「おすすめ本の紹介」や昭和34年以降の街並みや建造物を収めた写真、錦絵や絵葉書などの画像約２万点を公開するなどの情報発信の他、所蔵資料の貸し出し予約を可能にするなど、図書館サービスの充実を図っている。

⑶　電子書籍貸出サービスの開始

図書館の開館時間や休館期間に影響されない電子書籍の貸し出しを行い、図書館に来館することが難しい方にも図書館サービスを提供し、読書機会の拡充を図っている。

令和７年８月、図書館システムリニューアル時に、図書検索と電子書籍検索を統合した。

⑷　その他の取り組み

各館に「学習コーナー」を整備し調査研究環境の充実を図るとともに、利用者が資料検索を行う上での手引きとなる「図書館調べ方案内」をテーマ別に作成し、図書館ホームページ上で公開している。

また、利用者の調べものなどを手伝うレファレンス業務において、メールレファレンスを実施し、図書館開館時間内に来館できない利用者の質問に対応している。

さらに、図書館利用者の利便性向上のため、図書館以外での返却場所として中央区役所およびシニアセンターに返却用ブックポストを設置している。

２　多様な図書館サービスの提供

⑴　障害のある方などへのサービス

①　対面朗読および点訳サービス

ボランティア朗読者による目の不自由な方への対面朗読サービス、点字ボランティアによる録音テープ資料のタイトル一覧などの点訳を行っている。

②　郵送貸し出しサービス

京橋図書館において、来館することが困難な方を対象に、図書、録音テープ、デイジー（デジタル録音資料）およびCDの郵送による貸し出しを実施している、令和７年度は40件、90冊の利用があった。

③　配本サービス

月島図書館において、本の貸し出し・返却をシニアセンターで行える配本サービスを実施している。令和７年度は333件、732冊の利用があった。

⑵　地域資料の収集など

京橋図書館地域資料室では、区発行の行政資料や地誌・地図・錦絵・絵はがきなど、区の歴史・文化に関する多種多様な資料を収集している。

また、区内各地域の江戸時代から今日までの歴史や歩みについて、豊富な地図、年表を収めて分かりやすく編集した「中央区沿革図集」や「中央区年表」など、各種の刊行物の有償頒布を行っている。

⑶　子どもの読書活動推進

子どもがあらゆる機会や場所において自主的に読書活動が行えることを目的に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月に施行され、４月23日が「子ども読書の日」と定められた。これに基づき、「中央区子ども読書活動推進計画」を策定し、さまざまな事業を展開している。また、令和５年度からの５カ年を計画期間とした「第四次中央区子ども読書活動推進計画」では、「子ども読書の日」を記念したお話し会などの他、子どもが初めて触れる絵本を提供する「親と子のふれあいブックスタート」事業や子ども自身の読書状況を記録できる「子ども読書手帳」の配布に加え、Google Classroomを活用した図書情報の共有により、児童が学習に用いているタブレットから、図書館や図書に関する情報に簡単にアクセスできるようにするなど、子どもが本と出会い、読書意識の向上につながる各種事業を実施している。

①　読み聞かせの普及啓発

子どもたちが豊かな感性や想像力を育み表現力を高める機会を拡大するため、各図書館において乳幼児などを対象に絵本や紙芝居の読み聞かせを行う「お話し会」を、また、読み聞かせボランティアによる「お話し会」を全館で実施している。

また、家庭での読み聞かせに適した絵本を紹介する「絵本リスト」の３・４カ月児健診会場における配布、３歳から５歳向け「絵本リスト」の３歳児健診会場における配布、保護者を対象とした絵本講演会の開催、さらに、日本橋図書館においては「親子で楽しむ絵本講座」を開催している。

②　子ども図書館員

小学校第４学年から第６学年までの児童を対象に、図書館に対する理解を深めるとともに利用促進を図るため、図書館での仕事体験（子ども図書館員）を実施している。

令和７年度参加実績　59人

③　小・中学校への図書の定期巡回貸出

児童・生徒が本に触れる機会の拡大を図るため、図書館司書が選定した本や教科書で紹介されている資料のセットを小中学校へ定期的に貸し出す図書の定期巡回貸出を実施している。

令和７年度貸出実績　2,790冊

④　ビブリオバトル

中学生の読書意欲の向上および読書機会の充実を図るため、発表者が持ち寄った本を紹介し、参加者が一番読みたくなった本を投票で決めるビブリオバトルを区立中学校との連携のもと実施している。

実施日　令和８年２月７日（土）
会　場　本の森ちゅうおう１階多目的ホール
参加校　全区立中学校（第２学年代表生徒）

区立図書館

名称	所在地・電話番号	建物面積	開館時間	休館日	座席数	蔵書数（令和８年３月31日現在）
京橋図書館	新富１－13－14 本の森ちゅうおう ☎（3551）2151	㎡ 7,067.92	月～土曜日 午前９時～午後９時 日曜日、祝日・休日 午前９時～午後５時	・年末年始（12月31日～１月２日） ・特別整理のための臨時休館日（年間５日間） ・施設保守点検のための臨時休館日 ・京橋、晴海図書館の休館日（毎月第３木曜日） ・日本橋、月島図書館の休館日（毎月第４木曜日）	席 501	387,886冊
日本橋図書館	日本橋人形町１－１－17 日本橋小学校等複合施設６・７階 ☎（3669）6207	2,224.44			187	142,966
月島図書館	月島４－１－１ 月島区民センター３階 ☎（3532）4391	1,346.40			116	163,837
晴海図書館	晴海４－８－１ 晴海区民センター３・４階 ☎（5166）3131	2,516.34			280	107,815
合計						802,504

図書館の利用状況　（令和７年度）

種別＼館別		京橋図書館	日本橋図書館	月島図書館	晴海図書館	合計
貸出数	図書	502,371冊	452,228冊	384,536冊	330,656冊	1,669,791冊
	CD	26,286タイトル	33,135タイトル	19,141タイトル	6,449タイトル	85,011タイトル
	ビデオ	1タイトル	13タイトル	31タイトル	3タイトル	48タイトル
	DVD	4,903タイトル	1,064タイトル	747タイトル	306タイトル	7,020タイトル
貸出人数		243,097人	215,476人	178,992人	131,501人	769,066人
予約件数	図書	146,229冊	145,462冊	115,368冊	73,981冊	481,040冊
	CD	13,165タイトル	16,507タイトル	8,763タイトル	2,805タイトル	41,240タイトル
	ビデオ	9タイトル	19タイトル	6タイトル	1タイトル	35タイトル
	DVD	866タイトル	837タイトル	550タイトル	157タイトル	2,410タイトル
夜間利用	貸出者数	72,450人	59,941人	45,395人	32,346人	210,132人
	貸出数	146,633冊	124,702冊	96,258冊	74,644冊	442,237冊
	開館日数	270日	265日	270日	270日	－
登録者数		49,425人	38,252人	29,424人	9,590人	126,691人
年間開館日数		331日	328日	329日	333日	－

◎貸出数には、団体貸出数・協力貸出数を含む。
◎夜間利用とは、午後５時以降の利用。

図書館の館外貸し出し図書数　　（令和７年度）

部門＼館別		京橋図書館		日本橋図書館		月島図書館		晴海図書館		合　計	
		冊数	比率	冊数	比率	冊数	比率	冊数	比率	冊数	比率
0	総記	8,739冊	1.7%	7,045冊	1.6%	5,704冊	1.5%	4,431冊	1.3%	25,919冊	1.6%
1	哲学・宗教	12,999	2.6	11,769	2.6	8,614	2.2	4,821	1.5	38,203	2.3
2	歴史・地誌	34,254	6.8	30,631	6.8	23,052	6.0	13,904	4.2	101,841	6.1
3	社会科学	38,910	7.7	33,903	7.5	25,351	6.6	19,038	5.8	117,202	7.0
4	自然科学	16,699	3.3	13,654	3.0	11,435	3.0	7,208	2.2	48,996	2.9
5	工学・家庭	30,968	6.2	20,878	4.6	20,301	5.3	17,335	5.2	89,482	5.4
6	産業	6,878	1.4	5,773	1.3	4,433	1.2	3,799	1.1	20,883	1.3
7	芸術	14,790	2.9	12,831	2.8	12,131	3.2	7,149	2.2	46,901	2.8
8	言語	5,696	1.1	4,213	0.9	3,271	0.9	2,504	0.8	15,684	0.9
9	文学	137,119	27.3	104,747	23.2	98,712	25.7	58,907	17.8	399,485	23.9
大活字本		1,405	0.3	576	0.1	926	0.2	473	0.1	3,380	0.2
K	地域資料	2,761	0.5	2,261	0.5	1,776	0.5	330	0.1	7,128	0.4
洋書		3,108	0.6	1,827	0.4	1,018	0.3	899	0.3	6,852	0.4
雑誌		22,641	4.5	18,381	4.1	17,028	4.4	9,331	2.8	67,381	4.0
小計		336,967	67.1	268,489	59.4	233,752	60.8	150,129	45.4	989,337	59.2
児童 （紙芝居内数）		165,404 （2,316）	32.9 （0.5）	183,739 （2,460）	40.6 （0.5）	150,784 （1,836）	39.2 （0.5）	180,527 （4,965）	54.6 （1.5）	680,454 （11,577）	40.8 （0.7）
合計		502,371	100.0	452,228	100.0	384,536	100.0	330,656	100.0	1,669,791	100.0
一日平均		1,518		1,379		1,169		993		1,690	

◎比率は四捨五入しているため、合計した数値と合わないところがある。

図書館の視聴覚資料の保有および貸し出し状況
（令和７年度）

種別	保有数	貸し出し件数
16ミリフィルム	82タイトル	0タイトル
スライド	515本	0本
ＣＤ	33,596タイトル	85,011タイトル
ビデオテープ	589タイトル	48タイトル
ＤＶＤ	2,012タイトル	7,020タイトル
録音テープ・CD （身体障害者サービス用）	470タイトル	0タイトル
デイジー （身体障害者サービス用）	159タイトル	19タイトル
合計	37,423	92,098

郷土資料館

平成17年12月１日に開館した郷土天文館は、区の歴史・文化などを総合的に発信する生涯学習拠点として整備された「本の森ちゅうおう」に移転し、令和４年12月４日から郷土資料館として開館した。

郷土資料館では、江戸時代から昭和期に至る、区にゆかり深い各時代の貴重な文化財や歴史資料を所蔵している。

１階常設展示室では､「歴史をたどる」｢知識を深める」｢絵巻をめぐる」「資料に出会う」「写真で読み解く」「実物を鑑賞する」「まちブラ中央区」の七つのテーマに分けて実物資料やデジタルコンテンツを活用した展示を行っている。

２階企画展示室では、令和７年７月15日から９月８日まで「新規国登録有形文化財パネル展～旧飯田家住宅・旧宮脇ビル・銀座大野屋～」、９月25日から11月９日まで「江戸の出版文化と日本橋―蔦屋重三郎とその周辺―」、令和８年１月29日から３月８日まで本の森美術館名画展2026「明治座の絵看板～新国劇と剣劇～」の企画展３回を開催した。

さらに、郷土資料館が所蔵する収蔵資料約30,100点（歴史・民俗資料約15,800点、考古資料約14,300点）をデータベース化し、収蔵資料をインターネットで広く一般に公開している。

文化財の保護

本区は、江戸開府以来わが国の文化・経済の中心として発展を続けてきた地域であり、有形・無形の文化遺産を多数有している。

これら文化遺産の保護・普及のため、説明板の設置や春と秋に「文化財めぐり」を実施している。

また、昭和63年に施行された「中央区文化財保護条例」に基づき、文化財保護審議会を設置し、区内文化財の調査を進めている。

令和８年４月に、中央区民文化財として１件の指定を行い、文化財の保護・普及に努めた。

これにより、令和８年４月１日現在、指定・登録された中央区民文化財は115件（指定：８件、登録：107件）となった。

埋蔵文化財（遺跡）については、開発事業主などの協力を得て、令和７年度は、新たに「築地二丁目遺跡」「東日本橋一丁目（第２次）遺跡」「東日本橋三丁目遺跡」の発掘調査を実施した。記録保存を行うため、発掘調査報告書を発行するとともに、出土した遺物などの維持・管理・活用に努めている。

なお、中央区文化財保護審議会委員一覧は420頁参照。

郷土資料館施設概要

名　称	所在地 （電話）	施設概要	開館時間	休館日
郷土資料館	新富一丁目 13番14号 ☎（3551）2167	本の森ちゅうおう内 １階常設展示室 ２階企画展示室	月～土曜日 午前９時～午後９時 日曜・休日 午前９時～午後５時	毎月第３木曜日 年末年始（12月31日～１月２日） 臨時休館日（施設点検など）

中央区民文化財一覧

○指定文化財

番号	名　称	種　別	所在地	所有者 （管理者）
1	明治屋京橋ビル	区指定有形文化財 （建造物）	京橋二丁目２番８号	株式会社明治屋
2	日本橋魚市場絵図面	区指定有形文化財 （古文書）	築地三丁目16番12号	金子家
3	寛正三年板碑	区指定有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	日本銀行
4	江戸三座入場券	区指定有形文化財 （考古資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
5	佃島沽券絵図控	区指定有形文化財 （古文書）	築地三丁目16番12号	金子家
6	日本橋野村ビルディング旧館	区指定有形文化財 （建造物）	日本橋一丁目９番１号	日本橋一丁目中地区 市街地再開発組合
7	佃住吉講の獅子頭（龍虎・黒駒）	区指定有形民俗文化財	佃一丁目２番10号先 （佃まちかど展示館）	佃住吉講
8	八丁堀三丁目（第２次）遺跡内朗 惺寺跡出土こけら経	区指定有形文化財 （考古資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区

○登録文化財

番号	名　称	種　別	所在地	所有者 （管理者）
1	住吉神社水盤舎	区民有形文化財 （建造物）	佃一丁目１番14号	住吉神社
3	南高橋	区民有形文化財 （建造物）	新川二丁目～湊一丁目（亀島川）	中央区
4	陶製住吉神社扁額	区民有形文化財 （工芸品）	佃一丁目１番14号	住吉神社
5	寛保沽券図	区民有形文化財 （古文書・古記録）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
6	アメリカ公使館跡の記念碑	区民有形文化財 （歴史資料）	明石町８番 （聖路加ガーデンレジデンス東側） 明石町10番 （聖路加国際トイスラー記念館前）	聖路加国際大学
7	魚河岸水神社加茂能人形山車	区民有形 民俗文化財	日本橋一丁目19番１号他	魚河岸会
8	佃島渡船場跡	区民史跡	佃一丁目11番４号（佃公園内） 湊三丁目18番（佃大橋橋詰）	中央区
9	十返舎一九墓	区民史跡	勝どき四丁目12番９号	東陽院
10	小網神社社殿及び神楽殿 附棟札・造営関係資料	区民有形文化財 （建造物）	日本橋小網町16番23号	小網神社

番号	名　称	種　別	所在地	所有者 （管理者）
11	京橋の親柱	区民有形文化財 （建造物）	１．京橋三丁目５番先 ２．銀座一丁目２番先 ３．銀座一丁目11番先	中央区（１） 国土交通省（２・３）
12	白魚献上箱	区民有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	佃島漁業協同組合
13	住吉神社大祭の獅子頭宮出し	区民無形 民俗文化財	（伝承地） 佃一丁目１番14号（住吉神社）	佃住吉講
14	龍虎の獅子頭	区民有形 民俗文化財	佃一丁目２番10号先 （佃まちかど展示館）	佃住吉講
15	黒駒の獅子頭	区民有形 民俗文化財	佃一丁目２番10号先 （佃まちかど展示館）	佃住吉講
16	銅製洋鐘	区民有形文化財 （工芸品）	明石町５番26号	カトリック東京大司教区築地教会
17	末廣神社所蔵文書	区民有形文化財 （古文書）	日本橋人形町二丁目25番20号	末廣神社
18	板絵着色お千世の図額　附目録	区民有形文化財 （歴史資料）	日本橋本石町四丁目４番９号	日本橋西河岸地蔵寺教会
19	鐵砲洲稲荷神社	区民有形文化財 （建造物）	湊一丁目６番７号	鐵砲洲稲荷神社
20	埋桝及び木樋	区民有形文化財 （考古資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
21	鐵砲洲稲荷神社の富士塚	区民有形 民俗文化財	湊一丁目６番７号	鐵砲洲稲荷神社
22	波除稲荷神社の獅子頭	区民有形 民俗文化財	築地六丁目20番37号	波除稲荷神社
23	鐵砲洲稲荷神社の力石	区民有形 民俗文化財	湊一丁目６番７号	鐵砲洲稲荷神社
24	海運橋親柱	区民有形文化財 （建造物）	１．日本橋一丁目20番先 ２．日本橋兜町３番先	中央区
25	板絵着色蘭陵王図額	区民有形文化財 （絵画）	佃一丁目１番14号	住吉神社
26	佃浪除稲荷神社の力石	区民有形 民俗文化財	佃一丁目８番４号 （佃浪除稲荷神社）	佃住吉講
27	鐵砲洲稲荷神社富士塚内の力石	区民有形 民俗文化財	湊一丁目６番７号	鐵砲洲稲荷神社
28	智泉院の天水鉢	区民有形 民俗文化財	日本橋茅場町一丁目５番13号	智泉院
29	波除稲荷神社の天水鉢	区民有形 民俗文化財	築地六丁目20番37号	波除稲荷神社
30	郵便発祥の地	区民史跡	日本橋一丁目18番１号 （日本橋郵便局）	日本郵便株式会社
31	江戸秤座跡	区民史跡	日本橋三丁目７番20号 （ディーアイシービル）	日誠不動産株式会社
33	木板金地着色蘆鷺図額	区民有形文化財 （絵画）	佃一丁目１番14号	住吉神社

番号	名　称	種　別	所在地	所有者 （管理者）
34	紙本墨画淡彩瀑布図	区民有形文化財 （絵画）	築地三丁目17番10号	法重寺
35	絹本着色白梅図	区民有形文化財 （絵画）	築地三丁目17番10号	法重寺
36	小津家文書	区民有形文化財 （古文書）	日本橋本町三丁目６番２号 （小津和紙博物舗）	小津商店
37	佐々木家文書	区民有形文化財 （古文書）	日本橋室町四丁目３番３号	佐々木印店
38	引幕図案見本帳	区民有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
39	鉄製大釜残欠	区民有形 民俗文化財	日本橋小網町６番１号 （釜屋もぐさ）	富士　治左衛門
40	佃島初代名主　佃忠兵衛報恩塔	区民有形 民俗文化財	築地三丁目15番１号	築地本願寺
41	銀座出世地蔵尊	区民有形 民俗文化財	銀座四丁目６番 （銀座三越９階テラス）	銀座出世地蔵尊奉讃会
42	椙森神社の富札・富塚の碑	区民有形 民俗文化財	日本橋堀留町一丁目10番２号	椙森神社
43	霊岸島検潮所・量水標跡	区民史跡	新川二丁目32番１号先	東京都
44	豊海橋	区民有形文化財 （建造物）	新川一丁目～日本橋箱崎町 （日本橋川）	中央区
45	椙森神社　附造営関係資料	区民有形文化財 （建造物）	日本橋堀留町一丁目10番２号	椙森神社
46	銅造地蔵菩薩立像	区民有形文化財 （彫刻）	日本橋茅場町一丁目５番13号	智泉院
47	椙森神社文書	区民有形文化財 （古文書）	日本橋堀留町一丁目10番２号	椙森神社
48	中村家文書	区民有形文化財 （古文書）	日本橋馬喰町一丁目５番４号 （中庄）	中村　庄八
49	絹本着色日本製菓子舗 榮太樓本店製造場略図　附写生帖	区民有形文化財 （歴史資料）	日本橋箱崎町14番２号 （榮太樓總本舗）	細田　安兵衛
50	新大橋の橋名板	区民有形文化財 （工芸品）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
51	魚河岸水神社加茂能人形 山車巡行模型	区民有形文化財 （工芸品）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
52	佃島渡船関係文書	区民有形文化財 （古文書）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
53	法重寺の大鐘	区民有形文化財 （工芸品）	築地三丁目17番10号	法重寺
54	住吉神社文書	区民有形文化財 （古文書）	佃一丁目１番14号	住吉神社
55	船宿山崎屋関係資料	区民有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
56	於岩稲荷田宮神社の鳥居	区民有形 民俗文化財	新川二丁目25番11号	於岩稲荷田宮神社

番号	名　称	種　別	所在地	所有者 （管理者）
57	於岩稲荷田宮神社の百度石	区民有形 民俗文化財	新川二丁目25番11号	於岩稲荷田宮神社
58	うぶけや鍛造打刃物類	区民有形 民俗文化財	日本橋人形町三丁目９番２号 （うぶけや）	矢﨑　大貴
59	柳橋	区民有形文化財 （建造物）	東日本橋二丁目～台東区柳橋一丁目（神田川）	中央区
60	服部家文書	区民有形文化財 （古文書）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
61	小津商店江戸店営業関係用具類	区民有形 民俗文化財	日本橋本町三丁目６番２号 （小津和紙博物舗）	小津商店
62	釜屋もぐさの振売箱	区民有形 民俗文化財	日本橋小網町６番１号 （釜屋もぐさ）	富士　治左衛門
63	カトリック築地教会聖堂	区民有形文化財 （建造物）	明石町５番26号	カトリック東京大司教区築地教会
64	日本橋の橋柱装飾品 青銅製麒麟（きりん）像鰭及び附属品	区民有形文化財 （工芸品）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
65	寛正三年板碑	区民有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	日本銀行
66	紺糸威丸胴具足　附具足櫃	区民有形文化財 （工芸品）	佃一丁目11番８号ピアウエストスクエア１階（石川島資料館）	株式会社 IHI
67	長崎屋跡	区民史跡	日本橋室町四丁目２番地 （日本橋室町四丁目４番10号）	東短エイジェンシー株式会社
68	一石橋の親柱	区民有形文化財 （建造物）	八重洲一丁目11番先	東京都
69	住吉神社神輿	区民有形 民俗文化財	佃一丁目１番14号	住吉神社
70	海幸橋の親柱　附橋梁竣（しゅんこう）工図面	区民有形文化財 （建造物）	１．築地五丁目２番先 ２．築地六丁目20番先 ３．築地六丁目27番先	中央区
71	宝永七年の通二丁目沽券図写	区民有形文化財 （古文書）	日本橋二丁目１番10号 （柳屋ビルディング）	外池　洋隆
72	岸田吟香謹製鐵飴煎の看板	区民有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
73	聖路加国際病院トイスラー記念館	区民有形文化財 （建造物）	明石町10番	聖路加国際大学
74	燈臺　　北村西望作 銅造彫刻　　附石造台座	区民有形文化財 （彫刻）	銀座四丁目１番２号 （数寄屋橋公園内）	中央区
75	海水館跡	区民史跡	佃三丁目26番１・27番 （佃三丁目11番19号）	坪井　チヨウ子
76	日本橋魚市場絵図面	区民有形文化財 （古文書）	築地三丁目16番12号	金子家
77	江戸三座入場券	区民有形文化財 （考古資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
78	東京証券取引所所蔵文書	区民有形文化財 （古文書）	日本橋兜町２番１号	株式会社 東京証券取引所

番号	名　称	種　別	所在地	所有者 （管理者）
79	佃島沽券絵図控	区民有形文化財 （古文書）	築地三丁目16番12号	金子家
80	明石町遺跡内　築地外国人居留地445号遺構出土遺物　附556号遺構出土クレイパイプ	区民有形文化財 （考古資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
81	八丁堀三丁目（第２次）遺跡内朗惺寺跡出土こけら経	区民有形文化財 （考古資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
82	平野活版製造所（平野富二）製造の活版印刷機	区民有形文化財 （歴史資料）	入船二丁目９番２号	水野　雅生
83	東京薬事協会所蔵文書	区民有形文化財 （歴史資料）	日本橋本町三丁目４番18号	公益社団法人東京薬事協会
84	紀元二千六百年記念 日本万国博覧会開催準備関係資料	区民有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
85	明治屋京橋ビル	区民有形文化財 （建造物）	京橋二丁目２番８号	株式会社明治屋
86	日本橋三越本店のパイプオルガン	区民有形文化財 （歴史資料）	日本橋室町一丁目４番１号	株式会社三越伊勢丹
87	原胤昭関係文書	区民有形文化財 （古文書）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
88	豊後岡藩中川家上屋敷跡（明石町遺跡）出土文書　附12号遺構穴蔵部材	区民有形文化財 （考古資料および古文書）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
89	震災復興橋梁図面	区民有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
90	為替バンク三井組柱頭	区民有形文化財 （建造物）	京橋二丁目16番１号	清水建設株式会社
91	越後屋文書	区民有形文化財 （歴史資料）	銀座二丁目６番５号	株式会社越後屋
92	八丁堀三丁目遺跡内朗惺寺跡 出土蔵骨器　附瀬戸・美濃産陶器鳴海織部向付	区民有形文化財 （考古資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
93	常盤橋擬宝珠	区民有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
94	片岡家文書	区民有形文化財 （古記録）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
95	日本橋人形町三丁目（第２次）遺跡出土陶磁器・土器	区民有形文化財 （考古資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
96	住吉神社「佃嶋住吉御社再建仕法書」版木	区民有形文化財 （歴史資料）	佃一丁目１番14号	住吉神社
97	長谷川時雨関連資料	区民有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
98	日本橋野村ビルディング旧館	区民有形文化財 （建造物）	日本橋一丁目９番１号	日本橋一丁目中地区市街地再開発組合
99	八丁堀三丁目遺跡内朗惺寺跡出土木製卒塔婆	区民有形文化財 （考古資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区

番号	名　称	種　別	所在地	所有者 （管理者）
100	長谷川春子作挿絵の原画及び素描	区民有形文化財 （絵画）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
101	門跡橋の親柱及び高欄	区民有形文化財 （建造物）	築地三丁目17番８号先	東京都
102	清川玄道関係文書	区民有形文化財 （古文書・古記録）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
103	近岡善次郎作　築地・隅田川等風景画	区民有形文化財 （絵画）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
104	日本橋蛎殻町一丁目遺跡内　播磨国山崎藩本多家屋敷跡125号遺構出土遺物	区民有形文化財 （考古資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
105	一等水準点標石（交無号）	区民有形文化財 （歴史資料）	新川二丁目32番先	国土交通省
106	関東大震災避難記念碑	区民有形文化財 （歴史資料）	日本橋浜町二丁目57番先	不明
107	佃島旧名主森家及び関係資料	区民有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
108	額縁商八咫家の看板	区民有形文化財 （歴史資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区
109	日本橋兜町遺跡内　肥後国熊本藩細川家屋敷跡出土肥後国産陶磁器・細川家家紋瓦	区民有形文化財 （考古資料）	新富一丁目13番14号 （郷土資料館）	中央区

◎２番と32番は欠番

索 引

本文掲載事項のうち「中央区」を冠するものについては、これを一部省略したものがある。

●ア

アートはるみ …… 169
あかちゃん天国（子育て交流サロン）…… 198
明るい選挙推進協議会…… 47
朝の子どもの居場所づくり事業…… 198
安全・安心メール…… 68
アンテナショップ連携推進協議会…… 151

●イ

委員会…… 28
委員会別の請願件数・陳情件数…… 29
いきいき館（敬老館）…… 211
粋なまち健康プロジェクト …… 211
育児支援ヘルパー…… 196
医事…… 265
伊豆高原荘 …… 129
位置…… 15
一時預かり保育…… 195
一時（いっとき）集合場所 …… 65,73
一般会計決算 …… 94
一般会計予算 …… 85
移動介護サービスセンター …… 233
移動人口…… 17
医療団体…… 408
医療的ケア児専用保育室の設置…… 184
印鑑登録…… 124

●ウ

ヴィラ本栖（区民健康村）…… 130
宇佐美学園（健康学園）…… 377
埋立箇所…… 317

●エ

エイズ・性感染症…… 269
衛生害虫防除 …… 264
衛生総務…… 256
衛生統計…… 256
栄養指導…… 258
SNS 相談…… 79
SNS による情報発信 …… 59
江戸川河川敷グラウンド…… 174
江戸バス→コミュニティバス（江戸バス）…… 303
延長保育…… 184

●オ

応急小口資金貸付…… 226
大江戸まつり盆おどり大会 …… 142
屋外広告物 …… 302
おくやみコーナー…… 124
おとしより介護応援手当 …… 209
おとしより相談センター（地域包括支援センター）…… 218
親子関係形成支援事業…… 196
親子で親しむ浜離宮事業 …… 191

●カ

外国人国籍別人員…… 122
介護認定審査会…… 214
介護保険事業会計決算…… 104
介護保険事業会計予算…… 90
介護保険制度 …… 214
介護老人保健施設…… 213
海上公園…… 313
開発許可制度 …… 327
会派別議員数 …… 24
かえで学級 …… 166
各種委員名簿 …… 409
学習力サポートテスト …… 371
各種功労者表彰受賞者…… 75
学童クラブ …… 197
確保浴場対策 …… 128
柏学園…… 378,384
柏学園（テニスコート開放）…… 177
河川…… 313
河川水質調査 …… 279
学校給食…… 377
学校教育…… 365
学校施設（校庭・体育館）開放…… 384
学校評価…… 376
学校保健衛生 …… 378
学校保健会 …… 380
学校・保護者間連絡アプリの運用…… 380
「学校・幼稚園2020レガシー」の実施…… 374
家庭教育支援の推進…… 169
家庭相談…… 193
家庭用品品質表示・電気用品立入検査など …… 127
借上住宅…… 335
環境影響評価 …… 282

環境衛生…… 262
環境学習事業「檜原村自然体験ツアー」…… 289
環境作品コンクール…… 289
環境情報センター「エコノバ」…… 289
環境対策…… 286
環境調査…… 279
環境美化…… 276
環境保全…… 276
観光ガイドマップ…… 152
観光協会…… 402
観光拠点（観光情報センター）の運営…… 151
観光検定…… 151
観光事業…… 150
観光資源…… 158
官公署…… 396
観光おもてなしスタッフ…… 151
観光商業まつり…… 150
観光情報提供事業…… 152
観光バス乗降所…… 303
観光プロモーション映像…… 151
監査委員…… 50
監査・検査・審査など実施状況…… 50
監査事務局…… 50
感染症の診査に関する協議会…… 270
感染症予防…… 266

●キ

議会運営委員会…… 28
企画番組「こんにちは　中央区です」…… 58
危機管理…… 64
起業家塾…… 149
議決機関…… 24
議決件数…… 29
帰宅困難者対策…… 68
喫茶アラジン…… 204
基本計画…… 54
基本構想…… 54
キャッシュレス決済の導入…… 62
教育委員会…… 362
教育委員会事務局などの組織と分掌事務…… 363
教育委員会の教育目標…… 362
教育広報紙「かがやき」…… 364
教育指導…… 370
教育センター…… 375
業種別団体…… 402
行政経営方針…… 63
行政懇談会…… 140
行政財産…… 110
行政相談（国の行政相談）…… 61
行政組織・分掌事務…… 36
行政評価…… 54
共通買物・食事券事業…… 149
協働ステーション中央…… 141
郷土資料館…… 388
京橋税務署…… 120
京橋図書館…… 386
橋りょうの整備…… 305
居住継続援助事業…… 335
居宅介護サービス費…… 214
居宅訪問型保育事業…… 190
拠点回収…… 292
緊急一時保育援助事業…… 195
銀座湯…… 128

●ク

区営住宅…… 335
区営駐車場…… 302
区関係機関…… 399
区議会活動状況…… 29
区議会議員待遇者会…… 29
区議会議員名簿…… 27
区議会議会局…… 30
区議会だより…… 24
区政への提案…… 60
区政世論調査…… 60
区長への手紙…… 60
区道愛称名…… 299
区内工業の現状…… 147
区内散歩（冊子）…… 59
区内事業所の現状…… 148
区内商業の現状…… 146
区のおしらせ　ちゅうおう…… 58
区の木…… ⑪
区の花…… ⑪
区の歴史アーカイブ・発信事業…… 59
区民カレッジ…… 166
区民館…… 132
区民還暦祝い事業…… 143
区民葬儀…… 125
区民葬儀助成金…… 125
区民相談（まごころステーション）…… 60
区民文化祭…… 166
区民文化財…… 389
区役所（位置・所管区域）…… 33

クリーンデーの実施…… 276
クリーン・リサイクル中央区宣言…… ⑨
区立住宅…… 335
区立小学校…… 365
区立中学校…… 367
区立図書館…… 384
区立図書館との連携…… 376
区立幼稚園…… 369

●ケ

経営セーフティ共済加入補助…… 150
景気動向調査…… 150
掲示板…… 59
敬老館→いきいき館（敬老館）…… 211
敬老大会…… 207
敬老入浴事業…… 207
下水道事業…… 319
結核予防…… 269
決算…… 94
元気高齢者人材バンク…… 206
健康学園…… 377
健康診査…… 270
健康相談…… 270
健康づくり…… 211
健康福祉まつり…… 228
建築確認事務…… 350
建築関係相隣環境問題調整制度…… 355
建築行政…… 345
建築審査会…… 328
原爆被爆者見舞金支給…… 226

●コ

広域避難場所…… 65
公園・緑地…… 309
校外学園…… 378
公害健康被害認定審査会…… 273
公害健康被害補償診療報酬等審査会…… 273
公害健康被害補償制度…… 272
公害の苦情…… 278
公害防止…… 276
公害保健…… 272
光化学スモッグ対策…… 286,379
高額介護合算療養費（後期高齢者医療制度）…… 249
高額介護合算療養費（国民健康保険）…… 243
高額療養資金貸付…… 247
高額療養費の支給（後期高齢者医療制度）…… 248
高額療養費の支給（国民健康保険）…… 243
後期高齢者医療会計決算…… 107
後期高齢者医療会計予算…… 91
後期高齢者医療制度…… 247
公共施設予約システム…… 62
工業団体連合会…… 401
高次脳機能障害者支援事業…… 227
公社住宅…… 343
公社など…… 399
公衆便所…… 312
公衆浴場…… 128
工場などの規制指導…… 276
交通安全…… 306
交通安全計画…… 307
交通安全施設…… 307
交通事故発生状況…… 307
校庭（遊び場）開放…… 383
高度利用地区…… 324
広報・広聴…… 58
公有財産…… 110
公有水面埋立事業…… 316
交流行事…… 144
高齢者クラブ…… 207,407
高齢者雇用促進支援事業…… 206
高齢者在宅サービスセンター…… 213
高齢者住宅…… 335
高齢者住宅住み替え支援…… 208
高齢者住宅設備改善給付…… 208
高齢者福祉事業…… 206
高齢者福祉施設…… 211
高齢者福祉相談…… 210
高齢者保健福祉計画等の推進…… 206
声の広報…… 58
国際教育の推進…… 373
国際交流…… 164
国税…… 120
国勢調査人口…… 17
国土強靱化（きょうじんか）…… 64
国土利用計画法（土地取引）…… 327
国保夏季施設…… 246
国民健康保険…… 242
国民健康保険運営協議会…… 247
国民健康保険事業会計決算…… 101
国民健康保険事業会計予算…… 89
国民健康保険事業費納付金…… 247
国民年金…… 250
国民年金基金…… 251
国民年金給付の種類…… 252

国民保護…… 64
個人情報保護制度…… 81
戸籍・戸籍関連事務…… 124
子育てのための施設等利用給付…… 189,382
子ども医療費助成…… 191
こどもエコクラブの支援…… 289
子ども家庭支援センター「きらら中央」…… 194
こども計画の推進…… 191
子どもの学習・生活支援事業…… 193,224
子どもの事故防止対策…… 261
子ども相談フォーム…… 374
子ども発達支援センター ゆりのき…… 229
こども110番…… 380
子どもフェスティバル…… 170
ごみ減量の推進…… 290
ごみの最終処分…… 296
ごみの収集・運搬…… 293
ごみの中間処理…… 296
コミュニティサイクル事業…… 290
コミュニティ振興…… 140
コミュニティバス（江戸バス）…… 303
コミュニティ・ファンド制度…… 333
コミュニティふれあい銭湯…… 141
コミュニティ連絡相談員…… 140
こんにちは町会です…… 141

●サ

災害時の協力協定…… 68
災害時のトイレ対策…… 67
在外選挙人名簿…… 47
災害対策本部…… 65
災害対策本部組織…… 72
在宅介護支援薬局…… 210
歳末たすけあい募金…… 232
財務会計システム…… 62
桜川公園官民連携事業…… 311
サザランド市→姉妹都市、国際交流…… ⑫,164
さわやかワーク中央…… 236
産業会館…… 155
産業高度化支援事業…… 149
産業振興事業…… 149
産業文化展（へそ展）…… 149
産業分類別事業所数など…… 146
産後ケア（宿泊型）事業…… 261

●シ

市街化区域・市街化調整区域…… 324
市街地開発事業指導要綱…… 328
市街地再開発事業などの面的整備…… 333
市街地再開発促進区域…… 324
歯科保健…… 258
事業所防災対策…… 66
資源（分別）回収…… 292
施設介護サービス費…… 216
施設改善等資金利子補助（公衆浴場）…… 128
施設広聴会…… 60
自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成…… 287
自治振興…… 140
執行機関…… 32
十思湯…… 129
シティプロモーションの推進…… 59
児童委員…… 224
児童育成手当…… 190
児童館…… 198
自動車騒音調査…… 282
私道整備の助成…… 304
児童手当…… 190
児童福祉…… 184
児童扶養手当…… 191
児童遊園現況…… 310
シニアセンター…… 212
姉妹都市…… ⑫,164
社会教育会館…… 167
社会貢献活動団体との協働の推進…… 141
社会福祉協議会…… 231
若年者合同就職面接会…… 150
社宅利用型借上住宅概要…… 342
舟運活性化事業…… 151
就学援助および就学奨励…… 380
住居確保給付金…… 224
住居表示の事務…… 354
重層的支援体制整備事業…… 224
住宅宿泊事業の届け出受理…… 262
住宅相談…… 336
住宅の修繕等資金融資あっせん…… 336
住民基本台帳…… 122
住民情報システム…… 62
住民税非課税世帯等エアコン購入費助成事業…… 226
出産支援…… 191
受動喫煙防止対策…… 265
首都高速道路日本橋区間地下化…… 318
首都高速都心環状線（築地川区間）の大規模更新事業… 318
主任児童委員…… 225
手話通訳者設置事業…… 203

手話通訳者・要約筆記者派遣事業…… 233
生涯学習…… 166
障害児相談支援事業所運営費補助…… 206
障害者機械入浴サービス事業…… 206
障害者グループホームに対する助成…… 205
障害者就労支援センター…… 236
「障害者福祉のしおり」の発行…… 203
障害者福祉…… 200
消火器の地域配備…… 70
小学校特認校制度…… 368
小規模保育事業…… 189
商工業観光事業等振興補助…… 150
商工業融資…… 152
商工講座…… 149
商工相談…… 152
小災害見舞金等支給制度…… 70
小・中学校巡回平和展…… 52
商店街振興事業…… 149
小児がん等患児・家族宿泊施設の貸し付け…… 260
常任委員会…… 28
常任・議会運営・特別委員会の開会状況…… 29
少年リーダー養成研修会…… 170
消費者教育…… 127
消費者団体…… 127
消費生活…… 127
消費生活相談・あっせん…… 127
情報教育の推進…… 373
情報公開制度…… 80
証明書発行サービス…… 124
食品衛生…… 263
女性相談…… 192
自立支援給付…… 200
私立認可保育所への助成など…… 188
シルバー人材センター…… 237
シルバーワーク中央…… 232
新型インフルエンザ等への対策…… 266
人権擁護相談…… 61
人口　国勢調査人口…… 17
　青少年人口…… 171
　世帯数と人口の推移…… 21
　男女別人口および密度…… 16
　昼間人口…… 16
　昼間人口および移動人口…… 17
　町丁別世帯数・人口など…… 18
　年齢別人口…… 16
　夜間人口…… 16
人口動態調査…… 125
人口密度…… 18
心身障害者医療費助成事業…… 203
心身障害者福祉手当…… 204
新年こども羽根つき大会…… 170

●ス

スクールバスの運行…… 368
すてっぷ中央（成年後見支援センター）…… 233
スポーツ…… 172
スポーツ事業…… 172
スポーツ施設…… 173
スポーツ施設などの無料利用証…… 177
スポーツ推進委員…… 172
スポーツ推進審議会…… 172
スポーツの場の提供…… 174

●セ

生活安全…… 64
生活衛生…… 262
生活支援コーディネーター…… 235
生活支援体制整備事業…… 218
生活習慣病予防…… 270
生活保護関係…… 222
請願件数…… 29
政策調整会議…… 52
青少年委員…… 170
青少年人口…… 171
青少年対策地区委員会…… 170
青少年の健全育成…… 169
青少年問題協議会…… 169
精神保健福祉…… 259
清掃（事業）協力会…… 295
清掃リサイクル…… 290
成年後見制度…… 225
生理用品の配布…… 79
税務相談…… 111
世帯数と人口の推移…… 21
セレモニーホール…… 137
ゼロカーボン機運醸成事業…… 287
ゼロカーボンシティ中央区宣言…… ⑨
０歳児保育…… 184
選挙管理委員…… 47
選挙管理委員会…… 47
選挙管理委員会事務局…… 47
選挙人名簿…… 47

●ソ

総合教育会議 …… 51
総合スポーツセンター …… 178
総合設計 …… 345
総合防災訓練 …… 66
粗大ごみの資源化 …… 292

●タ

大気汚染障害者認定審査会 …… 273
体験保育 …… 190
太陽光発電所の整備 …… 288
太陽のまち中央区宣言 …… ⑧
高潮対策（東京港） …… 314
多機能拠点整備型地域生活支援拠点に対する助成 …… 205
たばこと健康対策 …… 272
食べきり協力店の登録 …… 291
誕生記念植樹 …… 311
男女共同参画行動計画 …… 77
男女平等センター「ブーケ21」 …… 79
男女別人口および密度 …… 16
男性電話相談 …… 78

●チ

地域コミュニティルーム …… 140
地域事業 …… 142
地域生活支援事業 …… 202
地域整備 …… 328
地域手づくりイベント推進助成 …… 142
地域特性 …… 158
地域ねずみ防除促進事業 …… 264
地域の盆おどりに対する助成 …… 143
地域の魅力発掘・発信支援事業 …… 60
地域防災計画 …… 64
地域密着型サービス事業所等介護職員等宿舎借上支援事業 … 210
地域冷暖房施設 …… 327
地球温暖化対策 …… 286
地区計画 …… 325
地区内残留地区 …… 66
地勢　地形 …… 15
　　地質 …… 15
地方分権 …… 53
中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム） … 286
ちゅうおうエコ・オフィス町内会 …… 292
中央会館「銀座ブロッサム」 …… 135
中央区「おはこ十八景」・「夜景八選」 …… 161
中央区歌 …… ⑩
中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」 …… 157
中央区推奨土産品 …… 152
中央区政年艦 …… 59
中央区スポーツ協会 …… 182
中央区都市整備公社 …… 357
中央区の沿革 …… 2
中央区の街並み絵画展 …… 166
中央区の森 …… 288
中央区の紋章 …… ⑪
中央区版ふるさと納税 …… 110
中央区平和基金 …… 52
中央区平和都市宣言 …… ⑧
中央区保健医療福祉計画 …… 224
ちゅうおう子育てナビアプリ等による予防接種等の
情報提供 …… 266
中央清掃工場 …… 296
中央清掃事務所 …… 295
中央年金事務所 …… 253
中学校自由選択制 …… 368
昼間人口 …… 16
昼間人口および移動人口 …… 17
駐車場 …… 315
中小企業販路拡大支援 …… 150
駐輪場 …… 301
町会・自治会・連合町会 …… 403
町会・自治会ネットワークづくり …… 141
庁議 …… 52
調査統計 …… 126
調整会議 …… 52
町丁別世帯数・人口など …… 18
直接請求審査事務（東京都） …… 49
陳情件数 …… 29

●ツ

通園バスの運行 …… 368
通学路防犯カメラの設置 …… 380
通級指導学級 …… 369
通訳・翻訳サービス …… 164
築地魚河岸 …… 358
築地社会教育会館 …… 167
築地まちづくり対策 …… 55
月島運動場 …… 173
月島社会教育会館 …… 168
月島スポーツプラザ …… 177
月島特別出張所 …… 125
月島図書館 …… 386
つつじ→区の花 …… ⑪

●テ

TS マーク取得費用助成…… 307
定例会（区議会）…… 29
デジタル化推進委員会…… 61
デジタル化の推進…… 61
点字広報…… 58
電子申請サービス…… 62
電線共同溝の整備…… 305

●ト

東京国際合唱コンクール in HARUMI…… 164
東京商工会議所中央支部…… 400
東京都後期高齢者医療広域連合…… 247
東京都第一建設事務所…… 321
東京都中央都税事務所…… 117
東京華火祭…… 142
投票区別選挙人名簿登録人員…… 47
投票状況…… 48
動物愛護…… 264
動物死体処理…… 294
道路管理…… 299
道路交通振動調査…… 282
道路占用…… 300
道路台帳…… 300
道路の監察…… 301
道路の整備…… 304
都営住宅…… 335
都区財政調整制度…… 92
都区制度（都区のあり方検討）…… 53
特定街区…… 325
特定不妊治療費（先進医療）助成…… 262
特別委員会…… 28
特別永住者事務…… 123
特別工業地区…… 324
特別支援学級…… 369
特別児童扶養手当…… 203
特別出張所（位置・所管区域）…… 33
特別障害給付金制度…… 251
特別障害者手当など…… 203
特別職報酬等審議会…… 51
特別養護老人ホーム…… 212
都市活性プロジェクト推進…… 356
都市間交流の推進…… 144
都市計画…… 324
都市計画施設…… 327
都市計画審議会…… 328
都市高速道路…… 318
都市鉄道…… 319
図書文化財…… 384
都税…… 117
土地取引…… 327
届出駐車場…… 303
土木事業の概要…… 298
豊海テニス場…… 174
都立公園（区内の都立公園）…… 313
トワイライトステイ…… 195

●ナ

難病患者福祉手当…… 259

●ニ

虹のサービス…… 232
日曜開庁…… 34
日本橋公会堂（日本橋劇場）…… 139
日本橋社会教育会館…… 168
日本橋税務署…… 120
日本橋特別出張所…… 125
日本橋図書館…… 386
日本橋問屋街活性化事業支援…… 150
入院時食事療養費（後期高齢者医療制度）…… 248
〃　（国民健康保険）…… 242
入院助産…… 192
認可外保育施設保育料補助…… 189
認証保育所への助成…… 188

●ネ

ねずみ駆除…… 264
ねずみ・衛生害虫の防除および駆除…… 264
年金事務所…… 253
年齢別人口…… 16

●ハ

パーキング・メーター…… 315
バースデーサポート…… 261
配偶者暴力相談支援センター…… 193
ハイテクセンター…… 156
計量器（はかり）定期検査の事前調査…… 128
二十歳のつどい…… 170
花と苗木の即売会…… 311
花の都中央区宣言…… ⑧
浜町運動場…… 173
浜町集会施設「浜町メモリアル」…… 136
浜離宮恩賜庭園…… 158,313

バリアフリーマップ…… 225
晴海地域交流センター「はるみらい」…… 137
晴海特別出張所…… 123
晴海図書館 …… 386
晴海ふ頭公園・晴海緑道公園（海上公園）…… 313
晴海まつり …… 143

●ヒ

PTA 活動への支援…… 383
非行少年および不良行為少年…… 171
ビジネス交流フェア…… 150
備蓄倉庫（防災）…… 66
ひとり親家庭・女性…… 192
避難所などの種類…… 65
病児・病後児保育…… 195
標準服等リユース事業「りゆぽ～と」…… 289
表彰制度…… 74

●フ

フードドライブ受付窓口の設置…… 291
ファミリー・サポート・センター…… 196,233
「ブーケ21」女性相談…… 77
ブーケ祭り …… 77
福祉サービス苦情対応委員会…… 225
福祉センター …… 227
ふくしの総合相談窓口…… 224
福祉のまちづくりの推進…… 225
福島県大熊町との脱酸素を軸とした連携…… 288
負傷した猫の治療費など…… 264
附属機関…… 51
附属機関委員名簿…… 414
普通財産…… 110
プラスチック製容器包装の資源回収の実施 …… 294
フリーWi-Fi（無料公衆無線 LAN）…… 151
ふれあい（交流）給食…… 377
ふれあい作業所…… 228
ふれあい収集 …… 294
プレディ …… 197
プレディプラス事業…… 198
フレンドハウス京橋…… 204
文化・国際交流…… 164
文化・国際交流振興協会…… 165
文化財の保護 …… 388
文化のリレー …… 167
分掌事務…… 36
分譲マンションの維持管理支援…… 337

●ヘ

平和祈念バーチャルミュージアム…… 52
平和事業の推進…… 51
平和展…… 52
平和の都市（まち）の楽しい集い…… 51
べったら市 …… 161
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援および緊急対応枠）…… 196

●ホ

保育所…… 184
保育所等巡回指導・指導検査の実施…… 190
保育所等副食費の無償化…… 189
課後等デイサービス…… 230
防災会議…… 64
防災・危機管理…… 64
防災危機管理センター…… 65
防災拠点…… 65
防災区民組織の育成…… 66
防災対策優良マンション認定制度…… 67
防災マップアプリの配信 …… 68
防災無線…… 67
放置自転車対策…… 301
防犯ブザーの配布…… 380
法律相談…… 61
ホームページの運用…… 58
ホームページ作成セミナー …… 150
保健衛生…… 255
保険給付（介護保険）…… 214
〃　（後期高齢者医療制度）…… 247
〃　（国民健康保険）…… 242
保健所運営協議会…… 260
保健福祉の相談…… 259
保険料（介護保険）…… 214
〃　（後期高齢者医療制度）…… 247
〃　（国民健康保険）…… 242
母子及び父子福祉資金貸付 …… 193
母子健康診査 …… 260
母子健康手帳などの交付 …… 260
母子生活支援施設…… 192
母子保健…… 260
補導連絡会 …… 169
ボランティア保険制度…… 80
本庁舎整備 …… 63

●マ

埋火葬・改葬の許可証の交付…… 125
マイナンバー制度…… 63
まごころステーション…… 60
まちかど展示館…… 164
まちづくり協議会の運営…… 328
まちづくり支援事業制度…… 333
まちづくり支援用施設…… 333,336
窓口の時間延長…… 33
まるごとミュージアム…… 164
マンション防災対策…… 67

●ミ

未就学児の遊び場「すきっぷ」…… 196
密集街区環境改善まちづくり事業…… 333
民間建築物の耐震対策…… 351
民間施設の緑化促進…… 311
民生・児童委員…… 224
民生委員推薦会…… 225
民生・児童委員協力員…… 225

●メ

名誉区民制度…… 74
面積…… 15

●モ

もの忘れ予防検診…… 211
燃やさないごみ・粗大ごみの資源化…… 292
紋章→中央区の紋章…… ⑪

●ヤ

夜間人口…… 16
薬事…… 265
やなぎ→区の木…… ⑪

●ユ

有害物質を含有する家庭用品の規制…… 265
友好都市…… ⑫
雪まつり…… 143

●ヨ

養育費確保支援事業…… 193
要介護者歯科保健医療推進事業…… 260
要介護・要支援認定…… 214
幼稚園就園奨励…… 382
幼稚園における預かり保育…… 369
幼稚園弁当給食…… 368
用途地域…… 324
要保護児童対策地域協議会…… 194
予算…… 84
予防衛生…… 266
予防接種…… 266

●ラ

ラジオ広報…… 58
ランチセミナー…… 149

●リ

陸地面積…… 18
リサイクルの推進…… 201
リサイクルハウスかざぐるま…… 293
理数教育の推進…… 373
リハポート明石…… 213,390
リユース活動の推進に向けた連携…… 293
臨港地区…… 325
臨時会…… 29,30

●レ

令和７年度の動き…… 14
レインボーハウス明石の運営…… 203
歴代議長・副議長…… 25
歴代区長…… 32

●ロ

老齢福祉年金…… 251
路外駐車場…… 315

●ワ

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業…… 78
わたしの便利帳…… 59

令和８年９月発行

刊行物登録番号
８－００５

令和８年版

中央区政年鑑

編集・発行　中央区企画部広報課
中央区築地１－１－１

印刷　株式会社白橋
中央区八丁堀４－４－１



令和８年度行政概要ハンドブック

中央区ポケット案内

中央区の沿革・人口・財政・行政施策に関する各種統計概要データ

中央区企画部広報課 発行（令和８年９月）

表中に現在日の記載のないものは
令和８年４月１日現在である。

目次

区の概要

区の沿革 …… 3
紋章・シンボルマーク等 …… 4
中央区の宣言 …… 5
中央区基本構想・中央区基本計画2023 …… 6
面積・人口・世帯数 …… 7
年齢別人口構成 …… 8
出生数・出生率・高齢化率・国籍別人員 …… 9
区議会 …… 10
＊都心4区の概況 …… 11

行政・財政・生活インフラ

財政状況 …… 12
防災体制 …… 14
広報・広聴・コミュニティ …… 15
商工業 …… 16
子育て・教育 …… 17
高齢者介護 …… 18
医療 …… 19
清掃・リサイクル …… 20
道路・橋りょう・駐車場 …… 21
公園・住宅 …… 22
選挙・図書館 …… 23
公共交通・鉄道乗降人員 …… 24

区の沿革

江戸から続く日本の文化・商業の中心

本区は、江戸以来400年以上にわたり、日本の文化・商業・情報の中心として発展してきた由緒あるまちです。昭和22年（1947年）、日本橋区と京橋区が統合され「中央区」が誕生しました。

地理的特徴・面積

東京23区のほぼ中央に位置し、その区域は、両国橋下流の隅田川右岸に沿って帯状に広がりをみせる日本橋・京橋方面、隅田川河口にある佃ならびに明治以降の埋め立てによってできた月島、それに続く晴海などからなっています。

区域の東西両端の最長距離は約3㎞、南北間は約5.5㎞、面積は10.115㎢と小さい区です。

主要スポット

江戸五街道の起点で日本国道路元標のある名橋「日本橋」、日本一のショッピングストリート「銀座」、食文化の拠点「築地」、東京の表玄関「八重洲」、隅田川や東京湾に面した「佃」「月島」「晴海」の長大なウォーターフロントなど、数多くの魅力的なスポットを擁し、小さくとも魅力あふれる都心のまちです。



紋章・シンボルマーク等

紋章（昭和23年7月31日制定）



日本橋・京橋の欄干擬宝珠を図案化。昔から橋は文化経済の発祥と四通八達を意味し、中央の小円は日本と東京の中心を示しています。

シンボルマーク（平成3年4月1日制定）



このマークは東西南北へＣを描きながら、調和のとれた未来都市へと発展する姿を表しています。中央区（Chuo City）に集まる人々と、新しいまちづくりから生まれる生活空間を造形化したものです。

色彩はコバルトブルーで、果てしなく広がる宇宙を示しています。四方に広がるＣは、中央区のＣであり、中心（Center）、コミュニケーション（Communication）、快適（Comfort）、ふれあい（Contact）、文化（Culture）などのＣでもあります。

区の木・花（昭和62年3月15日制定）

【区の木】やなぎ

【区の花】つつじ（さつきを含む）

区歌「わがまち」（昭和62年3月15日制定）

作詞	荒木 忠雄
補作詞	岩谷 時子
作曲	山本 直純

中央区の宣言

（1）中央区平和都市宣言

昭和63年3月15日

平和が人類の繁栄の礎であることを確認し、区の施策に平和の理念を反映させることにより、世界の恒久平和に本区が貢献することを内外に示したもの

（2）花の都中央区宣言

平成元年4月1日

花や緑に包まれた清潔で美しく、潤い豊かなまちづくりこそ、中央区に生活する私たち全ての願いであることを表明し、美しいふるさと中央区の実現を目指し努力することを誓うもの

（3）太陽のまち中央区宣言

平成2年4月1日

福祉の向上、健康の増進およびスポーツの振興の一層の推進を図り、太陽のように明るく、あたたかく、希望に満ちた中央区を目指すことを表明し､区民と力を合わせて､その実現に向けて努力することを誓うもの

（4）クリーン・リサイクル中央区宣言

平成10年12月1日

空き缶や吸いがらなどの投げ捨てのない清潔なまちづくりを目指すとともに、これをリサイクルの推進に結びつけ、地球にやさしい資源循環型社会を目指すため、区民の総意として広く内外に宣言するもの

（5）ゼロカーボンシティ中央区宣言

令和3年3月30日

地球温暖化の影響を受けた気候変動が要因とされる気象災害の頻発など、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」に対し、区が区民や事業者と一丸となってこれに立ち向かうため、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す決意を広く内外に宣言するもの



中央区基本構想・中央区基本計画2023

中央区基本構想（平成29年6月策定）

区民生活に豊かさと繁栄をもたらす礎である「平和」を基本に、区民一人一人の生活と権利を尊重し、幸福な区民生活を確立することを理念とした区と区民のまちづくりの憲章であり、中央区における総合的かつ計画的な行政運営の指針となるもの

将来像

「輝く未来へ橋をかける　――　人が集まる粋なまち」

基本的な方向性

1．「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造

2．歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成

3．誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現

4．未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築

5．多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

施策のみちすじ

1．一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して

2．快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して

3．輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

【中央区基本計画2023（令和5年2月策定）】

基本構想の実現に向けた長期総合計画（計画期間：10年）

面積・人口・世帯数

総面積	世帯数	総人口（男 91,715 / 女 100,131）	人口密度
10.115㎢	109,150世帯	191,846人	23,181人/㎢

地域別内訳

区分	陸地面積(㎢)	世帯数	人口	人口密度
京橋	3.242	27,312	43,309	13,359
日本橋	2.703	34,970	56,891	21,047
月島	2.331	46,868	91,646	39,316
合計	**8.276**	**109,150**	**191,846**	**23,181**

住民基本台帳人口の推移（各年1月1日）

年	世帯数	総人口	京橋	日本橋	月島
令和4年	96,535	171,419	41,545	52,034	77,840
令和5年	98,723	174,074	42,347	53,615	78,112
令和6年	100,917	176,835	42,870	54,680	79,285
令和7年	106,555	187,404	42,953	55,923	88,528
令和8年	**108,424**	**191,015**	**43,105**	**56,717**	**91,193**

昼間人口と夜間人口の比較（国勢調査 R2.10.1）

夜間人口（常住人口）	昼間人口
169,179人	633,390人

※国の不詳補完値による昼間人口は771,583人

職員数

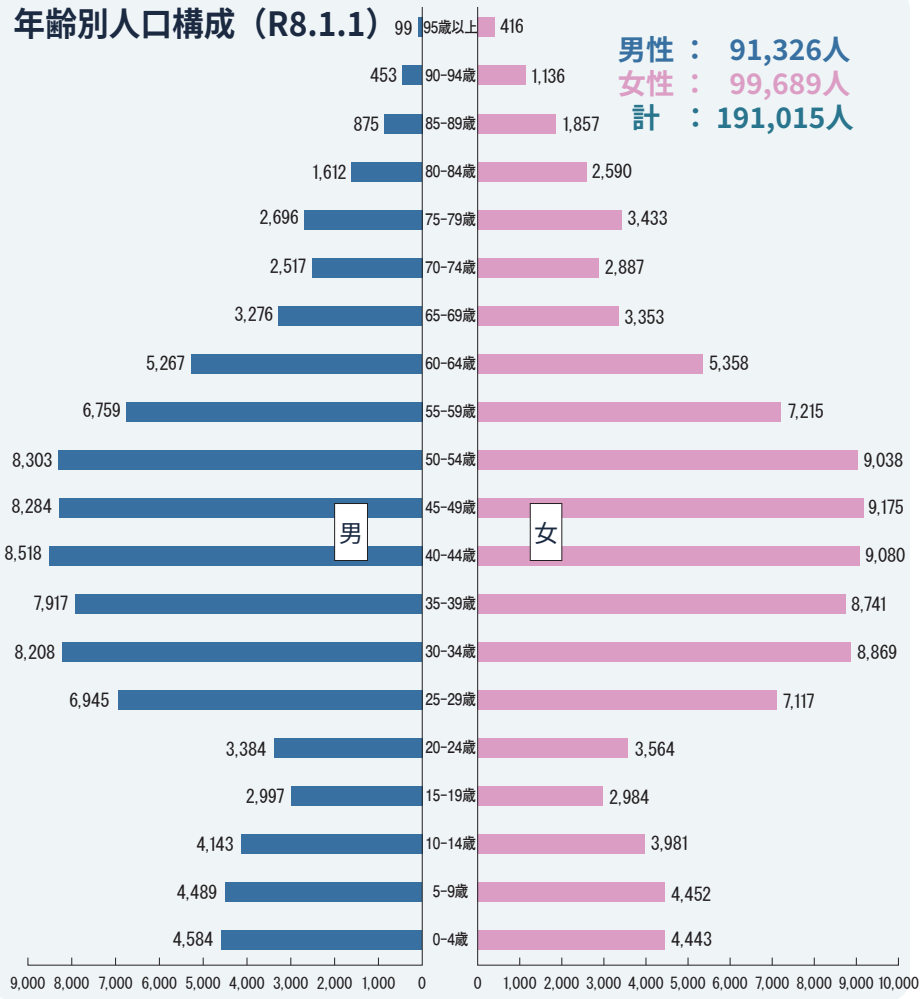
1,838人（うち区内在住者246人／13.4%）

年齢別人口構成

人口構造の比較（令和8年1月1日）

区分	中央区		東京都		国	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
年少人口（0～14歳）	26,092	13.66	1,504,226	10.69	13,646,698	11.03
生産年齢（15～64歳）	137,723	72.10	9,414,289	66.87	74,221,934	59.97
老年人口（65歳以上）	27,200	14.24	3,159,037	22.44	35,898,967	29.01
合計	191,015	100.0	14,077,552	100.0	123,767,642	100.0

年齢別人口構成（R8.1.1）



出生数・出生率・高齢化率・国籍別人員

合計特殊出生率の推移

年	中央区	東京都	全国
令和 3 年	1.37	1.08	1.30
令和 4 年	1.31	1.04	1.26
令和 5 年	1.24	0.99	1.20
令和 6 年	**1.25**	**0.96**	**1.15**

高齢化率の推移（%）　　**（各年1月1日現在）**

年	中央区	東京都	全国
令和 5 年	14.66	22.67	29.00
令和 6 年	14.64	22.59	29.17
令和 7 年	14.24	22.48	29.30
令和 8 年	**14.24**	**22.44**	**29.40**

出生数の推移（人）

令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
2,010	1,940	1,813	1,955	**1,920**

国籍別人員（外国人登録数）

国籍	人員 (人)
中国	7,392
韓国・朝鮮	1,935
米国	534
その他	3,733
計	**13,594**

区議会

条例定数 30人／現員数 28人（令和8年6月22日現在）

会派別議員数

会派名（略称）	人数
中央区議会自由民主党議員団・政策の会（自民党・政策の会）	11 人
かがやき中央（かがやき中央）	4 人
中央区議会公明党（公明党）	3 人
中央区民クラブ（区民クラブ）	2 人
日本共産党中央区議会議員団（日本共産党）	2 人
中央みらいテーブル（みらいテーブル）	2 人
士魂の会（士魂の会）	1 人
都民ファーストの会（都民ファースト）	1 人
中央区議会参政党（参政党）	1 人
中央区議会改革の会（改革の会）	1 人

委員会

常任委員会

企画総務（7人）、区民文教（7人）、福祉保健（7人）、環境建設（7人）

特別委員会

築地まちづくり・環境対策（7人）、
区制施行80周年等にぎわいの向上・創出対策（7人）、
子ども・教育環境整備対策（7人）、区民生活等安全・安心対策（7人）

議会運営委員会（8人）

＊都心4区の概況（面積・人口・事業所）

項目	単位	中央区	千代田区	港区	新宿区	都心4区計
面積	km^2	10.12	11.66	20.37	18.22	60.37
昼間人口（R2国勢調査）	千人	633	904	973	794	3,303
夜間人口（R81.1住民基本台帳）	千人	191	69	270	355	885
戸籍（R5年度市町村年報）	千人	241	213	399	383	1237
事業所総数（R3年経済センサス）	所	34,126	35,990	41,049	33,094	144,259
従業者数（R3年経済センサス）	千人	771	1,112	1,118	679	3,679
国税（R5年度収納額）	億円	42,592	105,804	80,729	27,462	256,587
都税（R6年度収納額）	億円	8,847	9,579	9,986	4,133	32,545
同上の内市町村民税相当額	億円	3,044	4,855	4,435	2,175	14,510
同上の内調整三税	億円	2,549	4,135	3,681	1,714	12,080
財政調整交付金（R6年度決算額）	億円	217	79	29	332	658
特別区税（R6年度収納額）	億円	379	237	1,137	551	2,304
予算額（R8年度一般会計予算）	億円	1,986	916	2,143	1,878	6,924

※千人未満・億円未満四捨五入。面積については小数点以下第三位以下を四捨五入している。
※都心４区計は各区の四捨五入前の数値を合計した後に四捨五入しているため、各区の合計と数値が一致しない場合がある。

財政状況（令和8年度当初予算 ）

【令和8年度 一般会計当初予算額】 1,986億4,976万円

歳入

科目	金額	構成比
特別区税	459 億 7,731 万円	23.2%
地方消費税交付金	124 億 7,600 万円	6.3%
特別区交付金	240 億円	12.1%
分担金及び負担金	2 億 2,073 万円	0.1%
使用料及び手数料	107 億 4,748 万円	5.4%
国庫支出金	365 億 5,410 万円	18.4%
都支出金	158 億 5,196 万円	8.0%
繰入金	183 億 9,710 万円	9.3%
諸収入	223 億 2,762 万円	11.2%
その他	120 億 9,746 万円	6.0%
合計	**1,986 億 4,976 万円**	**100.0%**

歳出

科目	金額	構成比
議会費	6 億 4,544 万円	0.3%
企画費	55 億 3,976 万円	2.8%
総務費	85 億 712 万円	4.3%
区民費	165 億 8,860 万円	8.4%
福祉保健費	559 億 540 万円	28.1%
環境土木費	131 億 6,921 万円	6.6%
都市整備費	387 億 8,909 万円	19.5%
教育費	245 億 2,982 万円	12.4%
公債費	19 億 8,906 万円	1.0%
その他	329 億 8,627 万円	16.6%
合計	**1,986 億 4,977 万円**	**100.0%**

※万円未満を四捨五入。合計は四捨五入された各科目の金額を合計しているため、歳出と歳入で一致していない。

財政状況（令和6年度決算）

【令和6年度 一般会計決算額】歳入 1,426億8,348万円／歳出 1,386億5,745万円

歳入

科目	金額	構成比
特別区税	379 億 400 万円	26.6%
地方消費税交付金	105 億 3,828 万円	7.4%
特別区交付金	217 億 2,414 万円	15.2%
分担金及び負担金	6 億 8,876 万円	0.5%
使用料及び手数料	97 億 679 万円	6.8%
国庫支出金	266 億 9,934 万円	18.7%
都支出金	127 億 2,593 万円	8.9%
繰入金	46 億 1,485 万円	3.2%
諸収入	46 億 4,284 万円	3.3%
その他	134 億 3,855 万円	9.4%
合計	**1,426 億 8,348 万円**	**100.0%**

歳出

科目	金額	構成比
議会費	6 億 2,416 万円	0.5%
企画費	42 億 6,994 万円	3.1%
総務費	85 億 4,680 万円	6.2%
区民費	118 億 4,796 万円	8.5%
福祉保健費	438 億 3,447 万円	31.6%
環境土木費	100 億 9,860 万円	7.3%
都市整備費	303 億 6,290 万円	21.9%
教育費	153 億 7,990 万円	11.1%
公債費	13 億 151 万円	0.9%
諸支出金	123 億 9,120 万円	8.9%
合計	**1,386 億 5,745 万円**	**100.0%**

※金額および構成比については、単位未満の値を四捨五入しているため、合計の値と一致しない場合がある。
※国税収納額（京橋・日本橋税務署）：3 兆 6,587 億円 ／ 都税収入額（中央都税事務所）：6,937 億円

防災体制

備蓄主食（クラッカー、アルファ化米等）

512,241食

災害時協力協定数（区内事業者等）

70協定



主な備蓄品・給水施設

- ✓ **副食缶詰等：**283,798食 ／ **飲料水（500ml）：**83,639本
- ✓ **毛布：**47,750枚 ／ **簡易エアマット：**39,610枚
- ✓ **携帯トイレ：**107,260回分 ／ **仮設組立トイレ：**308台
- ✓ **応急給水：**あかつき公園（1,500t）, 堀留児童公園（100t）, 晴海給水所（1,300t）
- ✓ **受水槽等：**区立施設（1,542.7t）, 民間施設（1,505.1t）, プール22カ所（9,062t）

災害協定都市・防災設備

●災害（時）相互援助協定都市

山形県東根市、岡山県玉野市、千葉県銚子市、宮城県石巻市、山梨県富士河口湖町

●防災設備

地域	公園・児童遊園		災害対応型公衆便所
	かまどベンチ・スツール	太陽光照明	
京橋	16	14	22
日本橋	12	10	22
月島	10	10	13

広報・広聴

区公式HP・SNS

区ホームページ	https://www.city.chuo.lg.jp/
X（旧 Twitter）	https://x.com/chuo_city
FaceBook	https://www.facebook.com/tokyochuo.city
LINE	https://page.line.me/tokyochuo.city
Instagram	https://www.instagram.com/tokyochuo.city
Youtube	https://www.youtube.com/@tokyochuo_city

広聴相談実績（令和7年度）

・まごころステーション：52,861件
（相談2,620件、問い合わせ50,241件）
・法律相談：916件

コミュニティ

町会・自治会

団体数：173件（京橋62、日本橋68、月島43）

交流都市

友好都市（H3.7.6）	山形県東根市
姉妹都市（H3.7.9）	オーストラリアサザランド市
交流都市	山梨県富士河口湖町 岡山県玉野市 栃木県栃木市 東京都檜原村 福島県大熊町　他

商工業

区内事業所数：34,126箇所／従業者数：771,139人（令和3年経済センサス）

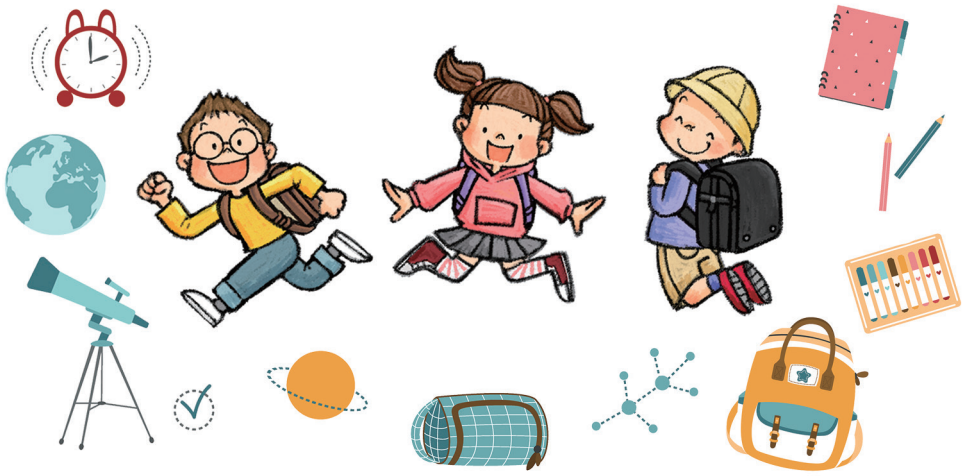
産業分類	事業所数	1〜4人	5〜19人	20〜99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ	従業者数
農林漁業	19	5	6	4	1	3	411
鉱業、採石業、砂利採取業	3	―	2	―	―	1	22
建設業	998	318	380	225	70	5	38,160
製造業	1,286	596	425	198	50	17	30,671
電気・ガス・熱供給・水道業	72	25	21	13	6	7	6,259
情報通信業、運輸業、郵便業	3,187	948	1,224	746	226	43	127,092
卸売業・小売業	9,276	3,650	3,821	1,402	328	75	194,081
金融業・保険業	1,344	351	406	368	89	130	54,354
不動産業・物品賃貸業	2,784	1,758	740	192	47	47	34,147
宿泊業・飲食サービス業	4,497	1,961	2,021	462	29	24	48,795
学術研究、専門サービス等 （他に分類されないもの）	10,660	5,470	3,405	1,222	343	220	237,147
合計	**34,126**	**15,082**	**12,451**	**4,832**	**1,189**	**572**	**771,139**

子育て・教育

保育園・こども園状況

区分	施設数	定員	入所園児数
区立保育園	16 園	1,753	1,607
私立保育園	69 園	4,938	4,085
保育園計	85 園	6,691	5,692
こども園 （短時間・幼稚園部分）	6 園	254	233

※保育園は認定こども園（幼保連携型・保育所型）を含みます。



小・中学校児童・生徒数

小学校（17校）： 児童数 9,658人（幼稚園児 845人）

中学校（5校）： 生徒数 2,084人

学童クラブ利用状況

学童クラブ区分	利用可能人数	利用者数
児童館学童クラブ（8 館）	745	730
学校内学童クラブ（13 校）	860	724
民設民営学童クラブ（3 施設）	168	113
合計	**1,773**	**1,567**

※上表に記載の学童クラブに加え、令和8年7月1日に民設民営学童クラブ（利用可能人数40名）を開設

高齢者介護

介護保険要介護認定状況

■第1号被保険者数：27,551人

要介護度	認定者数（人）	構成比（%）	うち第2号被保険者数（人）
要支援 1	921	15.5	14
要支援 2	765	12.8	15
要介護 1	1,205	20.2	34
要介護 2	1,026	17.2	54
要介護 3	880	14.8	34
要介護 4	692	11.6	18
要介護 5	471	7.9	14
合計	**5,960**	**100.0**	**183**

※構成比については、合計の値と一致しない場合がある

介護老人保健施設（定員）

✓ **リハポート明石：**入所80人・ショートステイ20人・通所リハビリテーション30人 /日

●特別養護老人ホーム

✓ **マイホーム新川：**入所80人・ショートステイ 8人

✓ **マイホームはるみ：** 入所106人・ショートステイ11人

✓ **新とみ：**入所40人・ショートステイ6人

✓ **晴海苑：**入所54人・ショートステイ9人

●地域密着型特別養護老人ホーム

✓ **わとなーる桜川：**入所29人・ショートステイ 8人

✓ **ケアサポートセンター十思：**入所29人・ショートステイ 8人

✓ **ケアサポートセンターつきしま：**入所29人・ショートステイ6人

●高齢者在宅サービスセンター

✓ **マイホーム新川：**一般型40人・認知症型12人 /日

✓ **日本橋：**一般型30人

✓ **マイホームはるみ：**一般型40人・認知症型12人 /日

医療

医療関係施設数（令和8年3月31日現在）

病院	4
診療所	864
歯科診療所	469
助産所	13
施術所	448
歯科技工所	29
衛生検査所	8
合計	1,835





休日等診療

●休日応急診療、休日応急歯科診療、休日応急調剤

内科・小児科

中央区休日応急診療所、京橋休日応急診療所、日本橋休日応急診療所

歯科

中央区休日応急歯科診療所、日本橋休日応急歯科診療所

調剤

中央区休日応急薬局、日本橋休日応急薬局

●平日準夜間小児初期救急診療

小児科

中央区平日準夜間小児初期救急診療所

清掃・リサイクル

区内ごみ収集量（単位：t）

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	合計
令和5年度	31,350	1,315	1,963	34,628
令和6年度	31,930	1,345	1,912	35,187
令和7年度	**32,235**	**1,443**	**2,028**	**35,706**

集団回収実績（単位：kg）

年度	紙類	びん	金属類	布類	ペットボトル	合計
令和5年度	3,778,501	14,550	125,882	8,330	43,291	3,970,554
令和6年度	3,697,474	13,840	130,383	10,760	5,710	3,858,167
令和7年度	**3,555,675**	**12,630**	**136,214**	**13,013**	**5,510**	**3,723,042**

資源（分別）回収実績（単位：kg）

年度	紙類	びん	缶	金属製のなべ・やかん・フライパン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	合計
令和5年度	3,307,440	3,309,650	332,600	9,490	950,540	609,930	8,519,650
令和6年度	3,414,050	3,481,460	331,040	9,530	1,038,980	613,420	8,888,480
令和7年度	**3,450,090**	**3,532,570**	**319,790**	**9,760**	**1,055,530**	**611,780**	**8,979,520**

拠点回収実績（単位：kg）

年度	飲料用紙パック	食用品発泡スチロールトレイ	廃食用油	布類	電池類	蛍光管	体温計など（水銀式のもの）	小型家電	合計
令和5年度	9,300	1,520	1,690	62,711	9,300	740	20	7,280	92,561
令和6年度	9,680	1,580	1,600	62,945	9,580	1,000	23	8,738	95,146
令和7年度	**9,430**	**1,730**	**1,584**	**58,560**	**9,190**	**780**	**15**	**10,874**	**92,163**

令和7年度実績

- 集積所数：5,577カ所
- 燃やさないごみの資源化：1,391,708kg
- 粗大ごみの資源化：561,990kg
- ピックアップ回収：9,480kg

※ピックアップ回収は、粗大ごみからの電子レンジ・DVDプレーヤーの選別回収



道路・橋りょう・駐車場

道路総延長（道路率 約30%）

183,096m

橋りょう数（都道36、区道33、国道3等）

75橋

コミュニティサイクル自転車（121ポート）

1,100台

道路所管別延長（m）

区分	国道	都道	区道	合計
京橋	1,602	9,720	62,729	74,051
日本橋	3,549	6,381	65,781	75,711
月島	0	5,721	27,613	33,334
合計	**5,151**	**21,822**	**156,123**	**183,096**

区営駐車場・駐輪場

- **区営駐車場**
  京橋プラザ、銀座地下、浜町公園地下、月島など10箇所
  （自動車740台 / 二輪車181台）
- **区立駐輪場**
  勝どき駅地下、月島駅地下、八重洲地下など
  （定期4,378台 / 一時1,310台）

公園・住宅

公園・児童遊園の数

92ヵ所

緑被率

10.7%

公共住宅の数

6,086戸

公園・児童遊園の施設数と面積（㎡）

区分	施設数	面積	割合
区立公園	58ヵ所	347,772.04㎡	51.3%
区立児童遊園	31	10,844.17	1.6
都立公園	3	319,738.70	47.1
合計	**92**	**678,354.91**	**100.0**

1 人当たりの公園面積

中央区：3.53㎡

23区：4.39㎡

◎児童遊園を含む。23区は令和7年4月1日現在

公共住宅

区分	戸数
区立住宅（区）	718
区営住宅（区）	130
借上住宅（区）	394
UR賃貸住宅	2,912
都営住宅（都）	1,453
公社住宅（都）	479
合計	**6,086**



築地川公園

選挙

各選挙別投票状況

区分	執行年月日	有権者数	投票者数	投票率%
区議会議員	H31.4.21	128,000	56,379	44.05
	R5.4.23	135,190	56,996	42.16
中央区長	H31.4.21	128,000	56,365	44.04
	R5.4.23	135,190	無投票選挙	
都議会議員	R3.7.4	135,196	52,980	39.19
	R7.6.22	143,726	65,351	45.47
東京都知事	R2.7.5	134,205	77,883	58.03
	R6.7.7	141,156	91,255	64.65
参議院議員	R4.7.10	138,866	82,059	59.09
	R7.7.20	148,877	95,198	63.94
衆議院議員	R6.10.27	146,595	84,944	57.94
	R8.2.8	149,547	94,538	63.22

図書館

図書館蔵書

区分	蔵書数
京橋図書館	387,886
日本橋図書館	142,966
月島図書館	163,837
晴海図書館	107,815
合計	**802,504**


晴海図書館

公共交通・鉄道乗降人員

区内等の鉄道駅数：地下鉄24駅（東京メトロ6路線・都営地下鉄3路線）＋ＪＲ東日本4駅＝計28駅

東京メトロ（1日平均・令和7年度）

三越前	121,017人
日本橋	181,982人
京橋	59,920人
銀座	233,901人
小伝馬町	36,133人
人形町	80,742人
茅場町	115,870人
八丁堀	104,411人
築地	59,809人
東銀座	85,379人
銀座一丁目	34,705人
新富町	37,006人
月島	71,329人
水天宮前	65,487人
合計	1,287,691人

都営地下鉄（1日平均・令和6年度）

東銀座	85,509人
宝町	31,022人
日本橋	94,679人
人形町	54,690人
東日本橋	79,857人
馬喰横山	112,233人
浜町	21,447人
築地市場	23,281人
勝どき	91,189人
月島	69,362人
合計	663,269人

JR（1日平均・令和6年度）

東京	434,564人
新日本橋	18,261人
馬喰町	25,207人
八丁堀	32,216人
合計	510,248人

◎JRは乗車人員

コミュニティバス

「江戸バス」

年間乗車人員：807,451人
（令和7年度／1日平均 2,218人）

